森永砒素ミルク闘争二十年史

■写真資料

■序論

運動編

第一章　守る会・光を求めて二十年

守る会・光を求めて二十年　岡崎幸子……24

第二章　加害企業と被害者

Ⅰ／砒素ミルク中毒事件の必然性　平沢正夫……50

Ⅱ／奇病を追う　黒住隆介……56

Ⅲ／被災者同盟　能瀬英太郎……59

第三章　公害企業の延命と被害者抹殺

Ⅰ／五人委員会と森永奉仕会　ふかたかし……66

Ⅱ／被災者同盟の解散と守る会の結成　能瀬英太郎……81

Ⅲ／暗い道程……89

手記1　浜崎文子……89

手記2　吉房亀子……95

手記3　岡スミ子……98

手記4　中川美津子……101

医学編

第一章　森永ミルク中毒事件、その医学史
歴史的教訓と今後の課題　青山英康……224

第二章　医学の名において
Ⅰ／瀬野川町における疫学調査　太田武夫……252
Ⅱ／京都からの報告　山下節義……257
Ⅲ／岡山県粉乳砒素中毒調査委員会批判　三村啓爾……263

第三章　森永ミルク中毒事件と医学
Ⅰ／日本小児科学会のとりくみ　中村　豊……270
Ⅱ／日本公衆衛生学会のとりくみ　辻　達彦……275
Ⅲ／臨床治療のとりくみと現代医療の問題点　松岡健一……280
Ⅳ／守る会運動に占める医学の役割　大平昌彦……289

裁判編

（旧森永ミルク中毒被害者弁護団／大深忠延・小林淑人・金子　武嗣／編）

第一章　刑事裁判　森永ミルク中毒裁判弁護団編……298
第二章　民事裁判　森永ミルク中毒裁判弁護団編……312
森永砒素ミルク中毒事件関係資料　岡崎哲夫……343
森永ミルク中毒事件史年表　岡崎ゆり子……351
■あとがき

第四章　再び社会の表面へ
Ⅰ／丸山報告前後a　新妻義輔……108
丸山報告前後b　南　正和……111
Ⅱ／原則の堅持と守る会の発展　岡崎哲夫……117
Ⅲ／対策会議の結成とその活動　小野克正……123
Ⅳ／森永告発のたたかい　谷川正彦・尾瀬裕……126
第五章　たたかいと交渉
Ⅰ／本部交渉と現地交渉　能瀬英太郎……132
Ⅱ／交渉中断と不買運動　谷川正彦……137
Ⅲ／恒久的救済対策案　岡崎哲夫……143
Ⅳ／民事訴訟の展開と不買運動　岡崎哲夫……148
第六章　自力救済への道
Ⅰ／三者会談の開始と財団法人ひかり協会の設立　岡崎哲夫……156
Ⅱ／被害者の会結成　石川雅夫……162
Ⅲ／太陽の村・一九九五年　石川雅夫……186
第七章　戦後公害史のなかで
公害被害者運動のなかに占める「守る会」の活動　宇井純……200
第八章　協力者の手記
Ⅰ／「ひかり」との出合い　瓜生和人……208
Ⅱ／運動の結実を祈って　岸田庄司……210
Ⅲ／「毒の毒」から「怒りの道」まで　井口泰子……213
Ⅳ／丸山報告まで　森　鉄雄……216

序論

岡崎哲夫　森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長

昭和三十年に発生した森永砒素ミルク中毒事件が、二十年以上を経た今日に至るまで、脈々としてたたかいつづけられた根底には、それが、賠償金などの一時的手段でことを解決しようとする次元を超えた、たたかい――事件に対応するあらゆる人々の人間としてのモラルを問い、人類社会のヒューマニズムの限界に挑むたたかいが、赤い一条の糸のように、そこに一貫していたからだと考える。

森永ミルク中毒事件は、日本が、経済の高度成長に正に『離陸』しようとする直前に起こった、わが国の企業＝食品公害の第一号であった。

まだ、敗戦後の貧窮にあえぐ被害者の親達の心に、その時まず浮かんだのは「初めて生まれたこの子が、果して健全に成長するだろうか?」という、素朴で卒直な心配であった。

この純粋な気持を民主的に組織したのが、事件発生直後に結成された各府県森永ミルク被災者同盟であり、その全国協議会であった。それまでにも、各地で、一部の人達が少数徒党を組んで種々の賠償を森永に要求したが、いずれも多数の被害者家族の同感をうるに至らず、すべて歴史の波間に埋没してしまった。

従って、「こどもを元に返せ」の基本的理念に立って、「完全治療」・「継続的健康管理」・「後遺症究明」を三つの柱とする、論理的で道理にかなった要求を掲げた被災者同盟だけが、多数派を結集し国民世論の支持を受けたのは、当然の成行であった。

しかし、専門家を自負する（但し、運動論上ではズブの素人である）弁護士の介入により、死者二百五十万円以下の賠償金要求が運動にまつわりつき、すっきりと捨象しえなかったことから、世論の支持はぐらつき、分裂して行った。

この虚につけ込んだのが、森永の当時の経営者陣であり、また、国の行政であった。

「獅子、兎を追うに全力を用う」との古語があるが、当時の彼らの作戦は、全力投球による見事な論理性と『科学性』をもって展開された。それらを慨括すれば、それは次のようなものであった。

一、医学的対策（医学の名による事件抹殺）

小児科学界の権威とされていた西沢義人（阪大）浜本英次（岡大）等による医師の六人委員会を結成し、巧妙な科学的装いをまとう「治癒判定基準」を出させ、全国一斉精密検診の芝居を通して、「治癒・後遺症なし」の結論を強行する作戦を展開した。

二、**社会的対策（権威者による事件と被害者の社会的抹殺）**

厚生省の委嘱にもとづく、小山武夫、正木亮、田辺繁子らによる五人委員会を結成。明治、雪印等大手乳業会社の経費負担によって、森永のなすべき社会的対策（補償基準）をきめる。（一見、森永とも国とも被害者とも何ら関係のない公正な第三者との印象を与え、一方、森永に対策を「強制」する外観の下に、被害者攻勢から森永を「拘束・保護」する。）

五人委員会意見書により、森永の金銭賠償責任の免除。責任は道義の範囲に限定。将来責任と企業責任を解除。

三、**アフター・ケァ対策（公益法人で学界ぐるみ買収。追跡調査、後遺症究明の道を閉ざし、被害者を永久的に抹殺）**

財団法人森永奉仕会を設立、奨励金制度を作って、小児科学会を中心に企業癒着体制を確固たるものとする。それにより、医学者の姿勢の企業傾斜をより強化する。（医学の門から被害者を閉め出す。）

四、**法律的対策（企業責任の解除により、被害者の要求の不当性を立証、被害者の永遠の抹殺をはかる）**

徳島刑事裁判を無罪に持ちこみ、企業責任は全くないことにし、被害者の要求は不当であることを立証する。これにより、事件は完全に終熄する。

――以上の諸対策が、一見、被害者の要求に応じて立てられたように見せながら、実に用意周到に、多角的に、そして『科学的』ですらあるように、演出されたのである。世論もマスコミも、ころりとだまされてしまった。

敗戦後の荒廃から、朝鮮戦争のブームによって息を吹き返した日本の資本主義体制は、いよいよ高度成長に向わんとする矢先に起こった、この空前の企業事故に対して、一企業の枠をこえた、業界、行政、医学、有識者（御用学者）等、非人道的である限りのあらゆる勢力をかき集めた連合軍を編成して対処し、被害者たる国民の立ち上がりを完膚なく圧殺しようと、その全力を傾注したのであった。

国民世論を結集してたたかいえなかった被災者同盟（被害者側）の未熟さ、及び、事態の本質を見きわめてたたかうことのできなかった日本の民主々義の弱さが、ここに示されたのである。それは同時に、当時における国民のヒューマニズムの限界でもあった。

昭和三十一年四月から六月の間に、被災者同盟全国協議会と各府県同盟は逐次解散を余儀なくされた。「長く組織を維持して、恒久的にこども達の健康な成長を見守って行こう」との、同盟結成当時の気持は、わずか十カ月で押しつぶされてしまったのである。こうして、全国の被害者とその家族には、以後十四年間にわたる厳冬の季節が訪れたのである。

しかし、幹部請負いに依存せず、真に同盟のたたかいに参加した人々は、たたかいを止めなかった。というより、止められなかったのである。なぜなら、いくら厚生省の全国一斉精密検診で「全治」と言われようと、権威者から「治った」と宣告されようと、こども達の状態が中毒症と言われた時期と余り違わぬほど思わしくないからであった。却って一層悪くなる子もあった。こうして、一部の人々はたたかい、一部の人達は神仏にすがり、また多くの人々は絶望してしまった。

組織的にたたかったのは、岡山の守る会だけであった。会が存在し、年に一回は総会を持ち、話し合って志を一つにし、一緒に行動をする――ただそれだけの活動が、厳冬の風雪から弱い人々を団結させ、こども達の健康を守ったのであった。

最初の数年間、守る会は、森永と交渉してこども達の治療費を出させることに主たる活動目標をおいていた。しかし、渋々と出される『道義的』『恩恵的』な支出を断固として排除し、被害者の権利と会社の義務の関係を常に明確にすることを迫った。企業と行政は

岡山の少数ゲリラ活動の掃蕩にさらに全力をあげた。

守る会は一層の敵愾心を燃やして、訴えられる全国のあらゆる場に、訴えを拡大することに全力を挙げた。

森永や行政は、「守る会はユスリ、タカリの団体である」と宣伝し、守る会は「森永と国は人道の敵である」と宣言した。

どちらが正しいのか、戦斗は長期にわたる隠微でかつ苛烈なものとなった。負ければどちらかが「人道の敵」か、「ユスリ・タカリ」かに烙印されるのであった。近代社会の市民の立場からすれば、それはモラルの問題であり、被害者の健全な成長を期する立場からすれば、それは人道主義と民主々義の問題であった。

森永奉仕会の影響力が学界に瀰漫し、徳島刑事裁判が無罪になると、状況はもう守る会側には絶望的であった。しかるに、その反対の極には、多くの被害児の成長過程の異常が誰の目にも明らかに映るようになってきていた。

これは正に極限状況と言えた。正にそのとき、守る会は、自らの名称から「岡山県」の文字を削除して、全国単一組織となることを宣言したのであった。

今こそ、真実を明らかにすべき時が来たのだ。岡山の開業医遠迫克美先生の努力によって、昭和四十二年に、水島協同病院で行われた被害児三十五名の自主精密検診は、親達が願って来た「後遺症究明」の最初の光りであった。守る会の理念、方針は、実に十二年目に、その正しさが証明されたのであった。

新日本医師協会の組織を通じて、自主精密検診のデータは各地に問題を提起した。岡大、阪大を中心に、追跡調査活動が開始された。医学の名で葬られた事件が、再び医学の名において発掘されて行った。こうして、それから二年後に、歴史的な丸山報告を公表するに至ったのであった。

昭和四十四年秋に行われた丸山報告は、社会の各方面に巨大な衝撃を与えた。企業に、行政に、マスコミに、学界に、被害者に、世論に、それは、恐怖、狼狽、自責といったマイナスの感情から、希望、奮起といった積極的な気持までのあらゆる心理状態をまき起こした。

昭和四十四年十月三十日、岡山市で開かれた第二十七回日本公衆衛生学会の記事は、森永ミルク中毒事件一色に塗りつぶされて大々的に報道された。事件発生当時を上回る規模であった。それは、追跡を怠って来たマスコミ関係者の自責を意味するものでもあった。世間も驚愕し、長年月被害者圧殺に終始した森永と行政に対する国民的怒りが燃え上がった。全国の被害者家族が、大挙して守る会へ押しよせて来た。彼らは、十四年間の暗闇を通じて、金よりも何よりも組織が必要であることが分かったのである。

丸山報告が朝日新聞にスクープされた翌日（十月二十日）、森永乳業株式会社は「青天のヘキレキ」と、驚きの声明を発して、直ちに厚生省にかけ込み、検診を願い出た。

何が「青天のヘキレキ」なのか？　守る会は被害者の状況について常に森永に申し入れ、常に拒否されて来ていたのだった。厚生省もまた同様であった。従って、彼らが地下に押し込めておいたつもりの被害者の悲惨な状態が、遂に世間に公表されてしまったことが「ヘキレキ」であったのだ。企業、行政の長年にわたる巨大な圧殺の押し蓋が、少数の守る会や協力者の力によってはね返されたことこそが「ヘキレキ」だったのである。

この時の厚生省の対応は、凡そ役所の常識を超える迅速さを示した。彼らは直ちに、西沢、浜本六人委員会を招集し、「後遺症はありえないが、親達の不安を解消するため、地域を限って検診を行うよう」との答申を出させたのであった。その間一ヵ月もたたない速度であった。

真実を究明するのが学問であり、学者の任であるとするならば、

この答申は、きわめつきの非科学的な独善・独断を意味する極度に政治的なものである。これこそ正に、十四年前と寸分違わぬ、企業、行政、医学の癒着構造を示す典型というべきものであった。

そして、厚生省は、中央突破、主陣地撃砕の強力作戦を展開し、「岡山県を指定して検診を行い、後遺症のないことを明らかにし、もって親達の不安を解消する」ことを指示したのであった。

しかし、世の中は、十四年前よりは進んでいた。そして、守る会には、同盟の敗北の教訓を生かそうという慎重さと聡明さとがあった。

十四年前、被災者同盟は短期解決に挑み、企業・行政は長期の対応によって抹殺を企てた。今度、守る会は長期・恒久のたたかいを挑み、企業・行政は短期撃滅作戦を採った。

岡山を中心として、守る会は各都府県支部組織の結成を急ぎ、各地において、民主的な医療陣を始め、労働組合、学生、生協、婦人団体、法律、社会福祉、教育、等の団体・人士の結集に努めた。「金はとらぬ。親の犠牲には目をつぶる。その替り、この子らの恒久的な仕合わせの保障を求める」――社会の誰一人として批判、反対のしようのない要求を掲げて世論の支援を求める以外に、守る会の勝利もこども達の救済もありえない、という捨身の作戦を展開したのであった。百尺竿頭一歩を進める斗いであり、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあるという古人の知恵そのものを実践する斗いであった。そしてその根底には、日本の民主々義と人道主義に依拠するたたかいによらぬ限り成功は期せられぬとする守る会の伝統的意志が貫かれ、被災者同盟敗北の教訓が生かされたのであった。

厚生省・森永の中央突破作戦は、守る会、支援協力団体、世論の力によって、阻まれつつ容易に進まなかった。その一方で、丸山報告発表以後一年間は、企業との接触を一切断つ、との守る会第一回全国総会の決議は、森永側を却って、より大きな困難の中に陥し入れた。企業側の行うあの手この手の対策はすべて、一方的であり、企業本位であり、被害者不在、守る会無視の行為として世論の指弾を浴びた。

そして、国民各層の間から、自然発生的に全森永製品不買運動が盛り上がって行った。守る会は「国民各層の支援に感謝する」意志を表明しつつも、自らの決行の時期は慎重におさえていった。

守る会（被害者側）と交渉をしているというポーズ（だけでも）をとることが、森永としては世論対策上緊急に必要であった。一方守る会としても、企業に責任を果させるために交渉を行う時期が迫りつつあった。

事件発生以後、二十年にわたって、被害者とその家族の最低の意志を正しく生かそうとし、他の何物によっても代替しないことを決意して不断にたたかった守る会のモラルと団結、その指導・統制。その時どきの機運に便乗して、要求を変えない不動の意志。金銭賠償等の要求によって結集する別の被害者団体が出来ることを望み、被害者としての当然の要求、権利を行使することを決して妨げない守る会の基本方針に拘わらず、森永ミルク中毒事件に関する限り、そのような別団体が結成されないこと。等、多くの現実は、森永側をして、ようやく、守る会の指導力によって事件を終局的に解決する以外に、他に抜本的な方策のありえないことを、認識させることになった。しかし、森永側にとって何よりも恐ろしいのは、国民世論の無形の圧力であった。

こうして、交渉方式についても、定期に無期限永久に、守る会側の都合を優先して、守る会側の斗志がいやが上にも燃え上がる事態になることがわかっている本部交渉、現地交渉二本立て方式を、会社側は無条件に受け入れたのであった。

しかし、大方の予測通り、交渉は難渋を極め、しかも、会社側は

ますます窮地に陥った。そしてそのことが、不買運動をますます拡大して行った。

双方の主要な対立点は次のとおりであった。

一、守る会側の主張は、因果関係、企業責任、行政責任を認め、恒久的な救済を行え、というものであり、

二、森永側の主張は、責任は道義の範囲内にあり、従って、症状の如何を問わず治療費は健康保険自己負担分の全額を支払うが、重症者のリハビリテーションは国の制度を利用することを原則として、利用料、介護料のみを負担する、というものであった。

さらに、具体的な方法論としては、守る会が被害者主導の救済事業機関を設置せよと主張するのに対し、森永側は、国と企業が主導し、守る会に参加を求める、認定並びに金銭支払いの機関を作ろうという、対立があった。

両者は、本質的に抜き難い相違で対立したのである。

守る会が組織をあげ、会員の総力を結集して作り上げた「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」の承認を求めて会社に迫った最後の段階で、前記の両者の氷炭相いれぬ関係が遂に明らかにされたのであった。

こうして、守る会は、民事訴訟の提起と、不買売運動の展開という両面作戦を同時に進めることを決議したのであった。時に、昭和四十七年十二月の時点である。

しかし、守る会が法廷において求めたのは、損害賠償の請求ではなくて、因果関係、企業責任、行政責任の承認と、それによる恒久対策案の実現であった。そして、法廷で明らかにされる企業・行政側の理不尽と居直りに対しては直ちに強力な不買運動の国民的展開によってこたえる態勢の確立であった。

その前後から、「厚生省は手の汚れを認める」「厚生省は被害者救済の立場に立つ」等、幾つかのアドバルーンが当局高官の口から出されるようになり、厚生省が乗り出す意志のあることを示し始めた。これは同時に、会社側の必死の工作の所為でもあった。企業と行政の癒着ぶりは十八年前も十八年後も、いささかも変りはなかった。変ったのはただ、露骨な圧殺政策の手をふり上げることがより困難となり、些少とも民主的ポーズをとることが必要となったことだけであった。そして、十八年ぶりに、守る会は、厚生省、森永と『対等』の立場で三者会談を構成するに至ったのである。

昭和四十八年十一月二十八日、徳島地方裁判所は、刑事法廷において森永有罪を宣告し、第一審無罪判決を自ら覆した。守る会の一貫した主張「企業責任。行政責任。後遺症対策の放置」を認めたのだった。

また厚生省は「岡山官製検診の結論をもって、国の判断とはしない」ことを声明した。

両者はまた、大阪地方裁判所の民事法廷においても、同様趣旨を陳べて、謝罪した。

こうして、守る会の恒久対策案に基づく救済対策委員会が結成され、救済対策委員をもって理事者とする財団法人ひかり協会が設立されたのであった。法人を設立して被害者の恒久的救済対策を実施するという、わが国初めての局面が開かれたのであった。民事訴訟の遂行と不買の訴えはともに取り下げられた。「たたかいから建設へ」守る会の活動は、巨大な曲線を画いて、新らたな地平線をめざすことになったのである。

しかし、問題はこれからである。

わが国の民主々義とヒューマニズムを問うきびしく長いたたかいにおいて、守る会は主張を貫き通し、勝利した。しかし、楽々と勝利したわけでは決してなく、辛くも勝利したにすぎないのである。不十分なままに残された問題は、いまもって、山積しているのである。

それら積み残された問題を列挙すると、主要なものはほぼ次のとおりである。

一、被害の実態、及びその因果関係の科学的解明は、なおきわめて不十分であり、これに取り組むことがまず必要である。この基礎条件の明確な整理・整備ができないままに構築された、ひかり協会の事業には、なお多くの根本的な修正が必要となってくるであろう。

二、守る会の活動と、ひかり協会の事業の基盤である『救済』の基本理念が十分に内外世論に定着しているとは言えず、絶えまなく混乱を起こしつつある。一つ一つのケースについての対応の中から基本理念の具体化を期する必要があろう。

三、「一人の被害者に一枚の恒久対策案を」という真の個別救済の志向が、まだまだ一般的に不十分であり、個別に取り組み、個別救済の実を挙げない限り、恒久対策案は画餅に終る恐れがある。

四、財団法人ひかり協会の組織構成、基本財産、事業形成、事務管理等には、なお多くの抜本的改善の要があり、民主々義と救済の両基本理念を踏まえた正しい努力の集積が強く望まれている。

昭和三十年の事件発生以来、今日までの、森永ミルク中毒事件の概要は以上のとおりである。

運動のそれぞれの時点、協力支援活動のそれぞれの局面については、関係されたそれぞれの方々によって、本書の各編、各項目において、可能な限り詳細に記載していただいた。

読者が本書に目を通されるならば、森永ミルク中毒事件の全容はほぼ理解していただけるものと信ずる。それは単に、過去二十年間の出来事だけに止まらず、被害者自身の手によって今後二十年先のことにまでふれられているからである。すでに事態は、一企業による被害者救済の枠から、すべての国民の福祉の問題にまで関心が拡がり始めているのである。

守る会は、国民の中の一部分として存在し、国民世論と共に歩むことを一貫して堅持して来た。『われわれだけの特種な事情』をあげつらうことは被害者エゴイズムを増幅し、自らを英雄化し、結局は社会から孤立してしまうことを、何にも増して警戒して来たのである。守る会が考え抜き、討議し抜いて出した結論や行動方針は、一見余りにも平凡である。大賢は大愚に似たりというわけであろうか？

従って、守る会のすべての活動は、人間の営みそのものであってそれ以外の何ものでもなかった。それ故にこそ、長年月の間つづけられたのである。

本書全体は、二十年間の運動の集大成としての記録であるが、そこに収められた一つ一つの事実は、それぞれが一個の物語りでありエピソードである。守る会のたたかいが、多くの国民の共感と支援を受けたと同じように、本書に収録されたすべての記録が、ほのぼのとした共感を持って読者の方々の胸を打ち、何らかの糧になりうるものと考える。

本書を、支援されたすべての国民の方々に対し、感謝の意をこめた報告書として、捧げるものである。

一九七七年一月三日

●森永砒素ミルク闘争二十年史

運動編

運動編

第一章　守る会・光を求めて二十年

守る会・光を求めて二十年

岡崎　幸子　森永ミルク中毒のこどもを守る会岡山北支部長

（序―暗い夜明けに贈る）毒を盛って人を殺せば死刑になる。これが世の常の道である。しかるに、罪なき百二十八の幼い魂を奪い、一万二千人の乳児を傷つけ、人類史にその例を絶する大毒殺事件を引き起こした森永乳業は、驚くなかれ、無罪になろうというのだ。

しかも今日、数百人のいたいけな赤ちゃんが終生の不具者に運命づけられんとし、会社はこれを闇に葬らんとしている。

暗き夜には、政府も新聞も、医者も弁護士も、検察官も法廷も、こぞって大資本の前に叩頭するのかも知れない。

だが、歴史は欺かれないし、買収もされない。『我々が刀折れ矢尽きて斃れても、森永は永き世の末までも罪名を拭われない』と被災者は叫んだ。大資本の暴虐に泣く者の涙はもう私達の子が最後でありたいと念じ、永き世の人々が私達の運命を過去の悪夢と観ずる日の必らず来ることを信じつつ、私達の血を魂を捧げて歴史の審きに委ねんために、この書は綴られた。

――昭和三十二年八月二十四日の事件二周忌に出版された「森永ミルク事件史」初版（再版は昭和四十八年八月十日、「砒素ミルクII」として刊行された）の序文である。

被災者同盟が惨敗し、岡山同盟の一部の人は訴訟に走り、残された人達が止むに止まれぬ思いで「岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会」を結成したのが、昭和三十一年六月二十四日であった。

被災者同盟と全国協議会の指導に当った多くの役員が、失職の憂き目を見る中で、私の家業の小さな店も傾き、通院の必要な娘を抱えて生活に追われる最悪の事態が私達を見舞った。しかし、それにもかかわらず、憑かれたように事件史の筆を進める主人の姿は異様であった。

「事件史だけは絶対に書き残す必要がある。でないと、社会正義は全うされない」――そう言われると、私には返す言葉がなかった。事件史がその数年後に、古書店の店頭で能瀬英太郎氏に買いとられ同氏が、守る会のこよなき支援者になられたこと。また、徳島検察庁から大量注文をうけて、刑事裁判無罪の判決を最終的にくつがえすに至った検察の努力に若干の貢献をしたこと。また、丸山報告までの十四年間に、約一千冊が全国各方面に配布されて、有識者の絶え間ない理解と関心を惹起する導火線となったこと。そして、丸山報告の時点で、マスコミのひっぱり凧になり、「砒素ミルクII」において再刊され、今回の二十年史の刊行につながったこと。――一体、主人は、その時、歴史が今日に至ることを本当に信じ、見透し

ていたのだろうか？　しかし、事件史の序文は、明日の光明を信じる予言者のように記されていた。

昭和三十年五月十日、長女ゆり子出産、「異常ありません。キレイな赤ちゃんです。」看護婦さんの言葉に、始めて母親になった感激の涙を流した私は、丈夫なかしこい娘に育てたい一心で、定期検診には毎度いそいそと出向いた。母乳不足で、レーベンスや明治ミルクを飲ませていたが、保健所で森永ミルクが良いとすすめられそれに替えた。

暫く順調だったが一か月半頃から吐乳、下痢症状がでて、病院に通ったが、森永ミルクなら絶対心配ないと云われ、食欲の無くなった娘に、薄めたり、濃くして量を少なくしたり、苦心惨胆して与えた。が次第に腹はふくれ、吐乳、下痢のくり返し、やせ、皮膚の各所が黒変、発熱、夜泣きで親子共々通院にヘトヘトになった。

七月下旬、四十度の高熱でひきつけが起き、日赤へ即刻入院。脳膜炎と診断され、絶望の三日目に熱が下がり、同じ様な患者が次々入院するのでベッドが足らぬからとすぐ退院を命ぜられた。脳膜炎の後遺症におびえる不安と悲しみの毎日であった。

八月二十四日、夕刊岡山で「ドライミルクの恐怖」の記事を見、二十五日各紙「森永ミルクのヒ素中毒」を発表、かけつけた日赤の前は、炎天の下乳児を抱いた母親の長蛇の列、混雑した小児科の診断結果は、「中毒症です。ベッドが足りぬから重症者の入院を優先し、市内の人は通院して下さいとい」われた。つい先日脳膜炎といわれ入院した事を訴えても通院せよの一点ばり。親達がささやく「砒素中毒解毒のバル注射を重症者は夜も打つそうだ。バルは高価で毎日千円位かかる」等々、聞いた事を電話で報告し終らぬ内に、主人から、「砒素中毒は、石見銀山鉱毒と同じ重金属で、後遺症が残る心配があゝ。入院料も一切森永が負担して完全に治療すべきだ。完全に治し、後に何も問題が残らぬようにすることは、むしろ森永にとってもよいことではないか。それには、親が団結してその様に事を運ばねばならん。安心して入院せよ。今、新聞に声明書を出すことと、署名運動の案をねっている。病院内の署名運動を頼む。通院せよと云われても絶対入院せよ。帰ってくるな。」といわれた。

私は、「署名は任して。お店を頼む。頑張って！」と電話を切ると通りがかった看護婦に砒素中毒患者の病棟を聞き、娘と荷物をかかえ足の向くまま行きついたのが二階二十七号室。手前の廊下から待合用の長椅子二本を引張り込み、ベッドを作りそのまま入院患者となった。混雑で通院患者とも知らぬ看護婦さんは、長椅子で気の毒だと布団を余分に運んで下さり、いつの間にかカルテも出来、注射も打って下さり、先生の回診も皆と同様であった。同室の方に「心配で勝手に入院した。よろしくお願いします。」と頼むと「よく来られた」と皆親切であった。

私は今になって思う。あの時医者の指示通り通院して充分な手当が受けられなかったら……と。現在被害者の中で当時の重症者が行き届いた治療で今は軽く、当時の中・軽症者の治療がずさんで後遺症の重い人がある。

主人の「強引に入院せよ。絶対帰るな！」の電話はすでにこの事件の本質を見通し、娘を重い後遺症から救ってくれた。私も娘も主人のこの一声に心から感謝している。

二十七号室には、高熱でうなされ、耳だれを流し、泣く力もない黒い赤ちゃん達が横たわり、バル注射の都度あえぐように泣き、その哀れさに親達は怒りを爆発させた。

「バルや抗生物質の注射で赤ん坊が完全に良くなるのか。家業は出来ぬし治療費は一体どうなるのか。森永は謝りにも来ないではないか」

私は西崎訂敬氏他数人の父母と夜を語り明かした。「被災者が団結して森永に責任をとらせよう。先ず日赤の入・通院患者の署名運動から始めるのだ」と夜明けに決意した私達は趣意書と署名簿の作製を主人に頼み、署名運動は私と二、三人でし、赤ちゃんは同室の母親が交替で看病する事に決めた。

主人が精魂こめて書いた人道主義の思想と要求で貫かれた「森永ドライミルクに依る被災家族中毒対策同盟趣意書」は、行政当局、県下の各大病院に宛て発送され、日赤の私達は重症棟の一階から二階三階へと走り、大講堂では、私はいつの間にか演壇の上に立っていたが、訴え終る間もなく親達は「賛成だ！」と叫び中年の夫人が「ここは引き受けた。頑張りましょう」と進み出た。

三階の廊下に我が子を入院させていた歯科医師の平田孝雄氏は「実は私も我慢出来ない気持ちでいたが趣意書を読んで感激し、決心した。徹底的に闘いましょう」と申し入れて来た。署名し乍ら親達は、毒ミルクと知らずにのませた怒りを、悲しみを、私にぶちまけた。

通院患者も我先きに署名、病院内はアッという間に団結した。私達は一般患者にも訴える為病院内に趣意書をはって回った。「被災家族同盟結成さる」のニュースは新聞・ラジオを通じて翌日全国に報道された。

日赤の事務長は壁新聞をはられ同盟への電話連絡や客で迷惑だと文句を云って来たが「赤ん坊を救う為もっと協力してほしい」と抗議し、趣意書をはがされると夜に張り直し、夜更けの廊下を静かに走って廻った。看護婦さんは同情して見て見ぬ振りで、注射を打ちに来る度に激励してくれ、子供をよく看病して下さった。二十七号室は、各新聞記者・来訪者の出入りが繁く本部のようになったが、そこへ森永乳業岡山営業所の社員が私を尋ねて訪れ、ドアをあけて入るや同室の親達は「毒ミルクをのまして今頃何をしに来た。死にそうな子供をどうしてくれる！」と叫び、おしめを丸めて投げつける人もいて、社員は驚きの余りろくに話もせずに逃げ帰った。

日赤を皮切りに大学病院をはじめ各病院は次々と団結、総決起大会、同盟結成。主人が初代委員長となり、全国協議会の発足、北村雅俊氏・黒川克己氏等と共に交渉交渉と必死の活動に入った。

色素沈着等の症状も完全には消えぬ九月上旬に「バル注射も打つだけ打ったし重症者が次々入院を待っているから」の理由で強制退院を命ぜられた。長椅子のベッドから離れ、久し振りに帰った我が家と店は戸じまりがされ、うす暗かった。主人は被災者救済の同盟活動に飛び廻り、私は娘の通院に追われ、小さな化粧品店は「被災者同盟事務所」の看板がかかり、マスコミや被災者の出入りが多く「変な店」「アカの店」とイメージが変わり、お得意様からも見放され、努力の甲斐なくいつの間にか生活の支えを失っていた。主人は交渉・陳情・会議デモと飛び廻る他、事務局長としての文書活動でガリ切り、謄写版で莫大な印刷物の作成に、私もともに夜更けまで一枚一枚ザラ紙をめくってすり上げる闘いの毎日であった。

こうした必死の闘いも森永と厚生省と医者や権威者達の陰謀によって押しつぶされ、妥結案をもって同盟は解散。岡山の一部は訴訟に分かれ、解散反対の強硬派数人が、書類を強奪しに私宅へ押し入るという一件もあった。その後全国の被害者は散りぢりとなり、訴える場を失ってしまった。岡山の私達は、主人を中心に後遺症は必らず残るという確信を持ち、その解決を金を目当てとせず子供の健康管理の為に会社と交渉を続け、治療をかちとり、将来を見守り、親の責任を果すため、昭和三十一年六月二十四日「岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会」を結成、会の本部を我が家に置いた。この日から守る会は、被災児の定期検診・治療・費用等について森永と交渉を続け、毎年八月二十四日には総会を開き親睦をはかり、活動し、子供の体を元に返すために努力をしようと誓い合って、小さ

な灯火をともし続けた。この年の七月一日には平和楼で中毒事件関係者懇親会を開いた。

八月二十四日は守る会第一回総会。岩月、吉房、浅野、上田、横田氏等は夫婦連れで、ミルクおしめの大荷物と、病気の子供をかかえて集まり、会場は超満員、病でむずかる赤ん坊が泣くのをあやし乍ら親達は、これからの子供の将来の為守る会を支え、頑張ってゆく事を何度も誓い合った。

聴診器を二・三度ポンポンと当て、腹を二・三回押えただけで「ハイ異常なし」と全決になった娘は、まだ額に色素沈着が残り元気がなく仲々立たずに寝ころんでいた。遅れて漸く歩き出し、皮膚もキレイになったが、こめかみの辺に小さな色素沈着を残したまま仲々消えない。女の子の将来にも影響する、何とか治してやりたいとたずねた大学病院の小児科で、浜本教授は「今頃色素沈着が残った等と云って来る人は貴方だけだ。砒素中毒はみな治っておる。皮膚科廻しだ」。皮膚科では「生れつきのアザだ」と一蹴された私は森永と大学病院のゆ着を肌で感じ、怒りと悲しみにふるえたものであった。

同盟解散と共に傾きかけた私の店は成り立たなくなり、パンと牛乳とバターであった朝食も子供を除いてはパンと水になった。主人は守る会の交渉に必要な文書作りでガリを切り、夜毎にペンを走らせ「森永ミルク事件史」を書いた。その後姿は無念と執念の固まりであった——事件史を書く事が闘いであった。私も事件史だけは残して欲しいと念じていたから生活の為に水商売で夜中まで立ち働くことも、保険の外交で歩くこともいとわなかった。

昭和三十二年八月二十四日事件史は刊行され、本を手にした時の感激は忘れられない。六月十八日に守る会は県衛生部に坐り込み要治療児全員の治療を森永に約束させ、八月二十四日守る会第二回定期総会。八月三十一日には守る会の交渉の結果かち得た検診を私は倉敷中央病院で受け、岡大病院へ行くグループには主人や綱島氏等が付添った。主人は、会費のデータを常に文書にまとめ会社と交渉を重ね、治療費を出させたが、病気で入院治療をくり返す重症の子供達は苦しみの連続であった。

第三回定期総会・第四回定期総会には、綱島、岩月、吉房、上田横田、浅野、の各氏らが集まり子供の日常生活・健康状態を報告、対策を練った。総会の日には会場である我が家のお床に掛軸の代りに、守る会のスローガン「森永よ、約束を守れ、誠意をもって後遺症患児を救え」「子供を元に返せ」の垂れ幕が張られた。

この頃私は娘の体作りに一心になった。少々おくれたが正常に歩き出し、この機を逃さず体力をつける為子供の食事、栄養摂取に注意した。お八つも手作りで甘いものはさけた。年中風邪を引き気管支炎になるので体質改善の注射をつづけた。これだけではいけないと思い、朝夜は体中が真赤になるまで乾布マサツをした。この頃事情により現在の番町宅に移り主人は社会福祉協議会に勤務する身となった。動機は社協局長が森永ミルク事件史を読み感激、是非社協で活躍して欲しいと頼まれたからであった。私は新宅移転半年後に脳軟化で倒れた高齢の叔母を看病する立場となった。

娘には、体を鍛える為に主人と交代で行って旭川で泳がせ、秋風の立つ涼しい頃にも水の中に入れて体を鍛えた。保育園に通い出して明るい子になった。娘には、この頃から、砒素ミルクを飲んで赤ちゃんの時長く患ったから自分自身で自覚して鍛えるように教え込み、乾布マサツも自分で進んでするようになった。

娘には、我が家で開かれる守る会の会合には、毎年参加させた。集まる親達や病気の重い子供達の悩みも聞かせ、森永ミルク事件を、親の活動を、自然に認識して行ってくれるようにした。

この頃森永本社の社員が守る会本部を訪れては、「砒素中毒患者はみな問題が無くなったのに、岡崎氏宅に集まる守る会会員だけは

後遺症があると訴える。思い過しだ。お嬢さんも立派に大きくなられた」等と世辞とも詭弁ともつかない言葉を弄しては後遺症をもみ消そうとしていた。また私宅だけでなく苦しみを訴える会員宅を訪問しては「先天性だ。他の患者はみな治っている」と砒素中毒抹殺に手を貸す御用医者と組んで説得につとめた。それ等の情報はみな会員の報告によって本部に集約された。

このようなやり方で昭和三十一年頃からマスコミは事件とは縁が切れ、被害者の苦しみは誰れにも知られなくなった。大病院の医師が先頭で後遺症は無いと宣伝する有様だった。その上岡山県衛生部は被害者を守らないで、森永の企業利益を守る方に力を入れた。

昭和三十五年一月十七日、守る会は臨時総会を開き、種々の情勢報告、活動の方針を討議した。そして、昭和三十五年五月七日岡山都ホテルで森永代表磯部氏、松本氏と交渉して被害児の治療を行わせるべく約束させた。吉房亀子氏が子供の苦しみ、会社の不誠意を切々と、又机をたたいて訴え、森永社員が汗をふきふき答弁をする当時の写真が残っている。

その年の八月一日、岡山市立岡北中学で開かれた中国五県母親大会には、吉房、浅野両氏と私と三人で参加、子供の苦しむ現状、森永の不誠意を訴えた。

翌八月二日は守る会第五回総会。この総会の決定に基づいて、八月二十日、吉房氏夫妻、浅野氏、岩月氏等は、二十三日東京で開かれる第六回日本母親大会に出席して訴える為、また森永社長宅直訴、厚生大臣と面会、陳情、の大役を荷い、生米持参、野宿を覚悟で上京された。本部で行動計画を打ち合わせた時、上京する各氏は「子供の為なら東京駅に野宿しようと、生米かじろうと一向平気ですらあ！　岡崎さんが居らいでも迷い子にゃなりゃあせん。行って来ますで」と親達は捨身の決意であった。出発後、主人は東京の知人「福祉新聞」の森鉄雄氏に上京組を頼むと電話連絡してお世話になった。森氏は当時広い東京で森永ミルク事件を理解されるたった一人の支援者であった。福祉新聞は守る会が母親大会で訴え、厚生省に陳情をした事、後遺症の訴え等を大きな記事にして報道した。

九月二十日、主人は十一頁に亘る、事件の歴史、検診データ、訴え等をタイプ印刷した。守る会発第二二五号の厚生大臣陳情書を作成、中山マサ厚生大臣に提出した。去る八月上京陳情の際、すぐ面会に応じ、親切に一時間も話を聞いてくれ、記念写真までとった、中山厚生大臣からはその後陳情書について一片の回答も無かった。そして森永は、守る会の要求していた被害児の治療についての交渉を全面拒否して来た。（岡山県衛生部が秘密裏に、「被害者の苦情を適当に処理した」旨の報告書を厚生省に提出していたことが、後年判明した）

昭和三十六年一月十五日、守る会は臨時総会を開いた。出席者は岩月、吉房、浅野、綱島氏ら各夫妻と子供達、岡崎一家であった。苦しい上京をして母親大会に訴えても森永の圧力で世論は押えられ、厚生省は陳情に一言の回答もなく、権力の悪辣さに私達の怒りと悲しみは今後闘いを続ける決意をますます強くさせた。岩月氏はこぶしを握りしめ、

「わし等を田舎のどん百姓と思うて、厚生省や森永は馬鹿にしとるが、今に見ておれえ！　恨みを晴らしてやるから。これから十年戦争でやるんじゃ、なあ岡崎さん！」吉房氏は、「そうじゃ。毒を入れたのは森永じゃけど、飲ましたのは私等やけん。一人前に元気になるまでは、親の責任を果した事にならん。頑張りましょうで！　十年戦争絶対やりますで！」

それは森永の毒ミルクを知らずに飲ました親の悲痛な覚悟であった。娘が健康に育っていることに私は感謝した。それと共に立派に成人するのを見届けるまでは闘い抜くという皆の決意は、又私の決意でもあった。

訴えられるあらゆる所で訴えをつづける――というのが守る会の皆の決意であった。こうして、五月一日のメーデーには、県営グランドのメインスタンド二階に集合、守る会の旗をかかげ祭典に参加した。守る会の指導者は網島氏と主人とたった二人となり、活動に参加する会員は、極く少数の同じ顔ぶれであった。スタンドからはるかに見える岡山市街、山並み、青空の彼方の全国には、必らず多数の中毒児達が苦しんでいるに違いない。岡山の守る会を知らないのだろうか？　苦しみに負けて子供を救う活動をあきらめたのか？私達はスタンドで組織の無い為に苦しんでいるであろう子供達、親達の事に思いを馳せた。

そしてメーデー行進の中に入り、子供の手を引き、抱っこしながら団結のハチマキをしめて「子供を元に返せ」のプラカードをもって市中を行進した。

また、十一月二日には、第九回こどもを守る文化会議に、岩月、吉房、綱島の各氏と主人が参加、訴えを行なった。

昭和三十七年三月十七日は、守る会第六回総会。被害児達の小学校新入学祝賀会である。七年前には最重症の子供達ばかりだったが本部に寄りつどう親の子供達だけは、金にまどわされず、苦しい活動の中から得た治療のお陰で、皆人並みに小学校進学が出来た。前日に主人と私は、子供達の喜びそうな文房具のお祝いの贈物の用意をし、茶菓子もいつもよりはりこんだ。当日には、きれいにおすましした子供達が親に手を引かれ喜んでやって来た。まだ病気の治療は必要だが兎に角苦しい入退院を繰り返し、子も親と共に耐え努力したからこそ小学校へ行けるのだ。然し子供達の中には、歯の生えない子、皮膚の悪い子、眼の悪い子、まだまだこれからの闘病生活がある。総勢十七人、床の間を背景に主人が記念撮影し、一日を語り励まし合った。

昭和三十七年八月二十七日、守る会第七回総会の日、守る会の名称から「岡山県」の文字を削り、以後全国単一組織として「森永ミルク中毒のこどもを守る会」と決定した。

主人が、「同じ苦しみを持つ者が、二人でも三人でも集まり語る事によって、一人で苦しみ絶望する事から救われる。そして生きる力と知恵が湧いてくる。どんな小さな組織でも、何一つ報われなくても、辛抱強く組織を守り、あきらめずに活動する。子供を救うのは、愛情から生れる闘いの力だけだ。私達は、岡山県の被害者だけでなく全国の被害者も共に闘うよう呼びかけよう。」と挨拶と提案をした。岩月氏は、「その通り。我々は裸で生れて来た。金も物も要らん。ただ子供を元に返してくれればええのじゃ。全国だけじゃいけん。世界へ知らせにゃならん。極悪非人道の森永会社の毒ミルクを飲んだ子は、こんなに苦しんどるんですとな!!」とこぶしで畳を何度もたたき、汗を拭いた。私は、岩月氏の空になった湯呑み茶碗に何度も麦茶を入れ添えた。

十月、秋も終りの寒風の立つ頃、岩月、吉房、浅野、横田氏等は我が家に集まり、森永乳業岡山出張所前に座り込み、「森永よ！約束を守れ！　砒素中毒の後遺症に誠意を示せ。」「子供の体を元に返せ」の一問の横幕を二枚張り、検診治療に誠意を示せの訴えのビラまきをした。あの大事件もすっかり忘れられ、経済高度成長時代のこの頃、訴えのビラまきは物珍らしく人を立ち止まらせ、真剣に読んでくれたと四人は夕日の沈む頃本部へ帰って来た。

昭和三十六年十二月九日　脳軟化症で看病し続けた叔母が亡くなった。亡くなる二十日程前叔母は私に「ゆりちゃんも毒ミルクをのんで貴方も大変だったろうけどあんなに大きくしっかり育って来た。この子の頭は大丈夫だよ。何時迄も心配しないでもう一人子供をお作り。私は一人娘を失って貴方方に随分お世話になって済まないと思っている。貴方に子供を授かるよう祈っているよ。今度は男の子がいいね」といった。私は事件以来、後遺症におびえ生活の慌

しさに、子供を生む事に罪悪感と恐れすら感じていた。長い看病を果した事と叔母の残した言葉に心の安らぎを得た私は、翌年十月七年振りに長男を生んだ。長男の時はミルクに頼らず母乳を与えた。

昭和三十八年八月二十五日、第八回守る会総会には吉房氏が相変らず一番乗りでやって来た。総会では徳島の裁判判決がどう出るか何よりの関心事であった。然しこの頃は旧役員に呼びかけても返答なく、集会に参加する人もごくわずか、顔ぶれも決っていた。この年は岩月、吉房、浅野氏のみであった。集まる活動家の子供すらまだ歯科に内科にと苦しんでいるのに、他の多くの会員の子供等は一体どうしているのだろうか。あきらめて出て来ないのだろうか。どんなに育っているのかしらと心配し、心当たりの人を会へ連れて来る努力をしようと相談した。三氏は「守る会だけが私等の頼りじゃ。親類や云うてもヒソミルクの事は何もかもが分かってもらえんからねえ。身内で云えん事でも岡崎さん方では安心して云える。ここの集会に来る時は何もかもほっといて来るんやけん。たった四人になっても会だけはつぶせん。岡崎さん頼みます」と三氏を乗せた「守る会丸」は主人を船長に、頼る島も無く掛声を出し合い海原をこいでいる姿であった。

昭和三十八年十月二十六日朝、朝日新聞第一面に森永無罪判決の大々的な記事を見た。徳島裁判所は、事件当時の徳島工場長と製造課長が業務上過失致死罪で起訴されていたのを無罪判決にしたのだ。主人は新聞を見るなり「無罪にしやがったな！　許せん！」とつぶやいたまま食事中記事を読み続けたが「これで岡山の民事訴訟も駄目だな。許せん」と又吐き捨てるように云って出勤した。私はそっと新聞を見た。「とうとう国の裁判も無罪か」とガックリ来た。夕刻勤務から帰った主人は、いつもなら賑やかな夕食時に一言もいわずに朝刊を読み返し、食事をすますとすぐさま机に向った。「お父さんどうするの？」と尋ねた私に「無罪は許せん！　裁判長に正しい現状を訴えるんだ」と云って複写用紙を取り出すと猛烈に書き出した。私は、同盟結成の時と少しも変らぬ主人を見た。また、それは大きな岩山にすべりながらよじ登る、か細い人影のようにも見えた。私はつい口に出した。「お父さん、国の裁判が無罪と決めた以上もうどうにもなりますまい。昔の役員もちりぢり、誰一人協力してくれない。会員すら集まらない。世間は物好き、金目当てという中で貴方一人頑張ってみても、国と森永相手じゃ何程の事が出来るでしょう」と弱音を吐いた。

主人は、「今日までやって来て今更何を云う。だまって居れ。現に苦しんでいる子が多くいるではないか。森永ミルクの後遺症があるではないか。それに無罪。こんなバカな事があるか。あらゆる限りの訴えをし今迄のデータを出して裁判をやり直させるのだ。国家権力といえども、正しい事を正しいというたった一人の人間もいなくなれば、又第二次大戦時のような暗黒時代に舞い戻りだ。たった一人でも僕はやる。つべこべ云うな！」

一喝されて私は言葉無く苦しい戦時中と砒素ミルクの缶が頭によみがえった。執念と理想と信念に燃えた主人の横顔を見て、この人は死ぬまで砒素中毒事件を手放さないであろう、主人が正しいのだ。私は主人を助けて共に歩まねばならない。と自分を恥じ、かつ心に決めた。

翌三十九年四月二十三日、岡山の民事訴訟も全員取り下げた。示談金はたった三万円であったという。

昭和三十九年八月二十三日、第九回守る会総会に親子十四人が集まった。この頃、会社との交渉も一方的に拒否され、徳島裁判は無罪、岡山の訴訟は取り下げ、守る会の組織を守って活動しようとする意識のある者はほんの僅かとなった。守る会の暗闇のどん底時代であった。主人はこのような時こそ散りぢりになっている会員に呼びかけ、被害者の状態や親の気持ちを聞いて、守る会の今後の方針

を決める為、十周年記念集会を開こうと提案した。皆は、子供達も手伝い位は出来るようになったから家族総動員して助け合ってやってみようと決議した。

昭和四十年に入って十周年集会の用意にかかった。守る会発足時の会員二百三十人に対しアンケートと開催通知状を発した。森永社員や県衛生部の出席も依頼した。

同年八月二十二日、岡山市春日町労働会館で守る会第十回総会、「砒素ミルク中毒十周年記念集会」を開いた。早朝より岡崎・岩月・吉房・浅野各夫妻は、被害児やその兄弟までをつれて来た。一家総動員で机、椅子を運び会場や受付を作り、スローガンを張り、湯茶の用意、資料配布と、十年間守る会で共に活動したこの四家族は、主人の差図で何をするにも意気投合よく動いたものだ。子供達は受付とお茶係りを引き受けよく手伝った。森永は、守る会が解散することを期待して解散記念品を持参し参加した。

定刻前より次々と入場して来る子供達の姿は、年齢より身長もずっと小さく、弱々しく曲った背骨、細い手足、うつろな眼、どす黒い皮膚、どの子も一様にいたましかった。また、子供達の手を引く親達の淋しげな、あきらめた表情から察し、私は「これこそ丸十年の歳月が作りあげた砒素ミルク後遺症の悲惨な集会だ。そして、守る会は絶対続くであろう」と思った。これらの姿は私に想像以上のショックを与えた。

親達は次々に我が子の異常を訴えた。南常子氏は「健康児と比較して調査してほしい」と発言され、皆が検診・治療を求めた。主人はこれらの要求を十周年記念集会決議と声明書にまとめ浅野氏が朗読した。集会が済み会員、森永社員等が私宅に落ち着いた時、森永の磯部課長が「解散になるというお話がまるで反対になってしまった」と頭をかかえたが私はお茶を進めながら「仕方ないですよ。会社が砒素をのまして十年も放とくんですから……子供の体は正直ですよ。」と返したら皆無言になってしまった。

私達は、この集会に各マスコミが来ていたからどのように取り上げるか期待していた。NHKと中国新聞のみが後遺症の疑いをわずか報道しただけで、反響もなく森永や県当局は集会の要求にも知らんふりであった。痛ましい子供達はまたしても無視されてしまった。しかし主人は中国新聞のたった一つの記事を丁寧にスクラップし、スライド写真にも収めた。そしてまた、この集会結果を文書にして徳島検察庁や各方面に訴えた。

この年の秋、東京のジャーナリストの平沢正夫先生は著書「あざらしっ子」を出され、サリドマイド禍の子供達の苦しみを知った。そしてサリドマイド禍に全く関係の無い第三者の先生が正義の筆を振って立派な本を出して世に問われ、世論がサリドマイドの子に集中し、森永の子供達が見捨てられているのを、羨ましく悲しく思った。主人は今後は森永・サリドマイド等他の公害被害者団体が手を結んで行かねばならぬという考えをもっていたので、文書連絡をしたり、サリドマイドの中森怜悟氏をはじめ、他団体代表者が我が家に見えたり主人が出向いたりしていた。そして平沢正夫先生に「事件史」を送り、サリドマイド被害児と同じように森永ミルク中毒の子達がいまだ苦しんでいる。「あざらしっ子」を書かれたように森永ミルク事件のことを書いて世に問うて頂き度いとお願いした。

昭和四十一年三月三十一日、高松高等裁判所は徳島地裁の判決「森永無罪」を破棄、差し戻しした。

この年の四月二十日には、会員の吉房亀子氏の御好意により家族中、作東町土居の吉房家へ招かれた。「岡崎さんに一度この空気の良い田舎の我家でのんびりしていただきたいと思っていた。わらび取りやよもぎつみをして下され。山羊乳の蒸しまんじゅうを食べて下され。たまには遊んで頭を休めて下され」と心暖まる歓待を受けこのような同志の情で、団結をますます固めた。

この年の五・六月頃、あざらしっ子著者平沢正夫先生と松浦総三先生方が森永ミルク事件を取材に来られるとの連絡があった。見捨てられたミルク中毒の取材に東京の先生方がわざわざ岡山へ来て下さる！　神様のお使いが来られたかの思いで先生方をお迎えし、夜更けまで森永被害児達の惨状を訴えた。先生方は精力的に各地に廻って取材され帰京された。主人は「『女性自身』に記事が出るらしいからたくさん買っておく積りだ」といい、私は楽しみに待ちこがれていた。記事は出なかった。理由は森永が雑誌社に広告料の圧力をかけたと後に聞かされ、事件圧殺の正体を見せつけられた。先生方も残念がられた事と思った。

昭和四十一年八月二十一日、守る会第十一回総会では昨年の十周年記念集会で守る会の活動を知り救いを求めて新会員が参加した。新入会員は、守る会の治療活動で重症者が軽くなったのを知り、驚き、今まで一人で苦しみ続け、子供をかかえ悲痛な思いをした事を語り一緒に頑張りたいから頼むと申された。

主人は「過去十一年間守る会に集まった者はどんな困難にあってもあきらめなかった。お陰で最重症の子も致命的な後遺症からは守られた。十周年記念集会の結果で会が今まで訴え行動して来た事が正しかったと証明された。これから新しい顔ぶれが増えたし、どうしたら子供が救えるか積極的に考えてゆこう。」と皆を励ました。

岩月氏は「その通り、私は十年戦争を宣言したがアッと云う間に過ぎた。十周年の集会に来た子はどの子も可愛想なもんじゃ。こうなった以上もう絶対二十年戦争じゃ。森永よ思い知れ！　わし等百姓はくわ一丁、肥たご一丁あれば食うていくわい。銭はいらんぞな。子供の体を元に返してくれりゃあいいんだ。」といい、吉房夫人も「そうじゃ。この思いが通らねば死んでも死に切れんですぞな。」といった。

主人は「金も見栄もいらん。親の愛情ほど強いものはない。とにかく世間は冷たいが、やる気のない森永や県当局は相手にせず、守る会独自で検診をする事を考えよう。」というと、皆深くうなずき、行動する事があったらすぐ知らせてくれと云って家路についた。「この世に本当に神様が居られるのなら、どうかこの人達を見捨てないで下さい。」　私は祈る気持で皆の後姿を見送り会場の掃除をした。

さて、娘は、小さい時から水に親しませていたお陰で、水泳のクロールが得意で、小学校の高学年になってから、急に背が伸びた。専ら自分で自覚して体を鍛える子になっていた。私はエキスパンダーを与えて娘だけは母乳のよく出る乳房になる様胸の運動や乳房をもむことをさせた。今が最後の体作りの時と思ったから、お八つも甘い物をさけ専ら手作りのパンやおにぎりにのりを巻いて天ぷらを添えたり、たまに甘い物の時はその横に小魚を添えたりした。高級な甘いケーキ等買った事が無い。守る会の集会には一回も欠かさず参加させ、親の苦労話や重症の子達の苦しむ姿を見聞きさせて来た。

主人も私もこの事件については、すべての事を子供に話し聞かせ私は毒ミルクをのませた親の責任を果す為に闘かっている事を理解してもらった。そして守る会の役員の娘は、砒素ミルクを飲んだ事をかくしてお嫁にゆく事は出来ない、幸い軽くてここまで大きくなったのだからせめて自ら体を鍛え、勉強に励み、役立つ人間になるように教えた。娘も素直に教えを守り主人のかなり厳しい勉学指導にも耐え、小学校の卒業式には、卒業生総代に選ばれた。中学一年生になったとき、主人は著書「森永ミルク事件史」を娘に贈った。娘は一生懸命読んでいた。

その年十一月二十六日、遠迫克美先生や主人等が協力して結成された「薬害対策協議会」の創立総会が岡山県農業会館で開かれ、守る会会員も参加した。会長遠迫克美先生、講師大平昌彦岡大教授、

議長を主人が務めた。この会はサリドマイド児、森永ミルク中毒被害者の救済を主に活動した。南早百合ちゃんの亡きおじい様も熱心に訴えられた。又幼い娘達も受付を手伝い、サリドマイド児救済のバッジ売りをした。

会長の遠迫先生は熱心なクリスチャンで、被害児達を何とか救わねばと奔走され、昭和四十二年になって、守る会悲願の精密検診を水島協同病院で受けられるようにお世話くださった。協同病院では病院初の砒素中毒検診で、精密と時間を要するため土曜の午後から夜まで病院中が協力され、三月頃から九月末までに三回に分けて三十五名が受けた。費用も会員の窮状を配慮して、当時千円程の負担でして下さった。主人は病院と連絡を取りながら、会員を検診に行かせ、私も娘を連れて第二次検診に行った。実に十二年間医療から見捨てられた暗黒時代の、被害者の立場に立ったこの検診を私と娘は心から感謝の気持ちで受けた。検査室から検査室へ移動するごとに出入口で最敬礼をしたものである。

この検診結果が手に届いた時、主人は「これが森永砒素中毒の後遺症でなくてなんだというんだ」と吐き捨てるように云った。私も何回も見直した。皮膚・眼・耳・歯・肝臓・腎臓・知能・発育・骨・血液等にみな異常があり、一人の子供が必らず何か所かの病気を持っていた。可愛そうに何とかならないものかと主人と歯ガミした。内臓に異常なしは娘の外に一人、たった二人だけであった。この年の八月二十日の第十二回守る会総会では、検診の進行と健康管理の件を中心に、翌四十三年八月二十五日の第十三回守る会総会では完了した検診結果と今後の展望を中心に討議した。

「砒素中毒の後遺症については、毒をのんだ赤ん坊の時からずっと看病して来た私達母親の方が、大病院の森永御用医者よりよく知っているんだ。後遺症は無いなどと云って来た森永や、手先のやぶ医者に水島協同病院の検診データを見せてやりたいわ」と、母親達はくやしがった。主人は「孤立している被害者が一人でも多く守る会へ参加するように努力すること。決してあきらめない事」を説いた。

昭和四十四年初夏の頃と思う。久しく音沙汰も無かった森永乳業本社の磯部氏が突然守る会本部の我が家を訪れた。簡単な挨拶だけして帰り私は何の為の訪問か意味がさっぱり分からなかった。今から思えば薬対協の動き、水島協同病院の守る会の精密検診、それに伴う協力医療陣や大阪大学衛生学教室の動きを知った森永が、守る会本部の内情をさぐりに来たのだろう。

昭和四十四年八月二十四日は守る会第十四回総会であった。この年も又新しい会員が参加した。中学二年になった被害者本人も参加した。そして各地に埋もれ苦しんでいる被害者の情報を交換した。主人は「水島協同病院で守る会会員が受けた精密検診のデーターが後遺症を裏付けるものであること。今日までの守る会の信条は正しく間違いなかったこと。それ故に岡山医大衛生学教室から協力の申し入れがあったし、大阪大学医学部の方にもそのような動きがある。守る会の十四年間の暗闇の闘いと、今まで空しかった努力は、近い将来決して無にはならないだろう。世の中の情勢は少しずつ変化している。金を目的とせず毒ミルクをのませた親の責任感と愛情から叫ばれた、子供を元に返せとの私達の叫びは全被害者の叫びとなって爆発するだろう。その時こそ、岡山の守る会は全国の被害者の中心となり先頭に立って闘って行こう」と挨拶し激励した。

私は今迄に無く明るい期待に満ちた主人の言葉を、その時期到来はいつの事かと遠い夢を見るような思いで聞いた。然し一筋の希望が見えて来たのだ。皆は「機会が来たら必らず闘おう」と固く決意した。吉房氏は、「その時が来たら一番に知らせて下さい。岡山へ飛んで来る。子供の為に必らずやりますよ。岡崎さん頼みますよ。」と眼を光らせて云った。

十四年間の活動に対して森永と世間は守る会をゆすり、たかりの団体といい、又主人を、金目当ての気違いとか、物好き、アカ、等と云った。それは森永の守る会をつぶす為の世論作戦でもあった。時には警察まで窺いに来る事もあった。主人はこれらを無視し信念を曲げなかった。岩月祝一氏と吉房亀子氏は、十四年間集会には一回も欠かさず参加し、矢掛・津山の山奥からいつも一番乗りで出席した。私は集会の前日に会場を掃除し、茶菓子を用意して、皆の来るのを楽しみに待った。空しい努力が続き役員も散りぢり、会員もあきらめ切っていた守る会のどん底の頃の総会には、岩月祝一氏と吉房亀子氏・浅野幸子氏とわが家族のたった四・五人と云うみじめな年も続いたが、そんな時こそ少数の会員が心を合わせよく活動した。守る会の理念は主人の理念でもあった。報われぬ努力を続ける中で守る会という組織の力なくして森永や国を相手に闘い、子供を救うことは出来ないと言う事を、一人一人が自然に体得していた。

子供を救う為の、ただ一つの拠り所である守る会を何とか維持してゆこうと、捨身の努力をいとわず、暗闇の中に光を求めて十四年間、岡山で守る会の旗は守られ、ともし火はともし続けられた。

昭和四十四年十月十七日、朝日新聞大阪本社の新妻記者、為田記者から、森永ミルク事件に関する丸山報告「十四年目の訪問」（十四年前の森永砒素ミルク中毒の被害者はどうなっているかの訪問調査の結果）を発表するかどうか決定する為に全国で唯一つ組織活動をしている岡山の守る会を訪問、調査したい旨の電話が入った。朝日新聞本社が森永ミルク中毒事件を取材に来る!!　私は腰が落ち着かなかった。主人は、十四年間被害児の救済を訴え続けた闘いのことごとを整理保存して来た膨大な資料を引っ張り出し、黄色くなった書類の山を一枚一枚めくりながら活動の記録を説明、両記者も夜を徹して細かく調査した。両記者は、守る会の十四年間のたたかいと努力を認めたが今一つ後遺症の裏付けとなる臨床検診のデータがあったらと申され、主人はさっと水島協同病院の検診データを見せた。それが丸山報告と余りにも合致するので、丸山報告になお一抹の不安をもっていた両記者も、遂に発表の肚をきめたようであった。

一方岡山県下の被害者の実態調査の為朝日新聞岡山支局員を動員して訪問するとの事で、主人は県下を東西南北に分け、東は南氏、西は国府氏、南は赤尾氏、北は吉房氏に電話連絡し、支局の記者が極秘のうちに取材に走った。新妻、為田両記者はすべての取材を済ませ、「守る会の、長い活動に敬意を表します。今後共頑張って下さい。」と挨拶を残して帰った。十四年振りの新聞記者の激励の一言は、今だに忘れられない。

十月十九日、朝日新聞の一面全体に亘って、丸山教授を中心とする「十四年目の訪問」（森永ヒ素ミルク中毒事後調査の会で大阪の森永ミルク中毒患者六十八名の追跡調査を行い森永被害児はその後どうなっているかをまとめたもの）が発表された。主人は新聞を見るなり「遂に出たな！　日本最大の朝日が書いた。」と叫んだ。私は、「お父さん、おめでとう。良かったわね。」と云いながら思わず涙が溢れた。「めでたいかどうか、これからが大変な事になるぞ。覚悟を決めてかからねば！」という主人に中学二年の娘は、「お父さんが書いた森永ミルク事件史の序文の、『歴史は欺かれない―買収もされない。私達の血と魂とを捧げて歴史の審きに委ねん』はとうとう本当になった。十四年目に歴史の審きが始まるね。」と云って信頼に満ちた眼で父親を見た。

何も相談しなくても、親子がこれからの事態を受けて行く決意を持った。この時より私達は感激に浸り静かに語り合う時間さえ許されぬばかりか、食事も睡眠もままならぬような多忙な毎日が続くことになった。

一番に吉房さんが電話で、「岡崎さん。森永の事が出た。えらい

事になった。どうすればいい?」「とうとう灯火がもえ出した。これからよ! 待機していて。頑張らにやあ。」同志の思いは同じであった。主人は、朝日朝刊を数十部取り寄せた。事件以来最大の記事であった。

その後新聞を見た、新聞社に問い合わせた、テレビ局で尋ねた、又森永会社に聞いたと全国各地の被害者から問い合わせの電話が鳴り通した。主人は役所へ勤務する身故に、昼間は私が電話、来客の応待にと多忙をきわめた。

岡大医学部衛生学教室の青山英康助教授から、丸山教授と会見の準備をするとの事で、主人は勤務の後には衛生学教室へ打ち合わせに日参した。

三十日には岡山で開かれる日本公衆衛生学会に、丸山先生が『十四年目の訪問』を発表される。その前日の夜「丸山先生を囲む会」を岡崎宅で開催と決定した。私達のてんてこまいが増えた。会場を借りる余裕もないまま我が家の座敷でする事にしたが参加者が全部入れるかどうかが問題であった。主人は各方面の連絡、議案の研究、声明文の作成、事件関係書類の整理、配布用資料作り、スライド映画の整備等々を片端からやってのけた。

十月二十一日、勤務先で読売支局記者一時間、岡山新聞記者一時間、一時より週間評論社松浦総三先生（四十一年頃平沢正夫先生と共に事件取材に来られた）が一時間と、目のまわる多忙であった。主人は帰宅してからも夜、松浦先生が宅に見えて事件に付いて詳しく説明したり、九時から二時までかかって緊急総会決議文案の草稿を練るという具合であった。二十二日、吉房亀子氏が来られ種々打ち合わせその夜座敷の会場準備にかかる。二十三日、主人は役所が引けると、ヤスリ、鉄筆、原紙を買って帰宅。夕方より夜明け三時まで声明書決議文等のガリ切り。二十四日午後、福井市の米田弥右門氏が来訪。砒素ミルク重症児をかかえて苦しんだ十数年を聞いて欲しいと語られ、是非守る会に入りたいと夜更けまで話した。

二十五日の夜も二時まで「丸山先生を囲む会」の資料作成に多忙。二十六日、日曜は九時よりＮＨＫ橋本記者が取材、主人と二人で昼まで応待。午後から『囲む会』の会場準備で座敷の家具を運び出し大掃除をする。夕方、被災者同盟の時共に闘かった北村雅俊氏より十四年振りに電話あり。午後七時半、朝日新聞大阪本社の為田、新妻記者来訪、午前零時まで取材。その間に午後十時にサンケイ、毎日記者が来訪、主人と私は二部屋に別れて各新聞社の応接。その夜ＮＨＫテレビが全国放送をする。

二十七日、朝七時、ＮＨＫテレビニュースを録音・撮影。主人は役所へ出勤。留守宅へ全国各新聞社から問い合わせがしきり、買物にも行けず、洗濯も出来ない。止むなく主人の勤務先の方へもかけてもらう。夜主人は、『囲む会』の準備。私は、座布団や湯のみの用意。毎日新聞の佐竹記者が来訪、午前零時過ぎまで取材。

二十八日、この日も朝から新聞社、雑誌社の問い合わせしきり。止むなく主人の職場に電話をまわす。勤務が済み岡山医大で丸山教授と会見して帰る主人を待つ新聞記者が二人一時間も待つ。帰宅後、食事もそこそこに応対。私は明日の会場の受付を知人の大西文子氏に頼み、受付、会場、来賓席等の表示紙やスローガンの筆書きをし声明文のテープ吹込み練習をする。声明文は守る会の孤独な十四年間の闘いを経て、この日を迎える私達の思いを主人が心魂こめて書いた感動的なものであった。私は読む程に胸が熱くなり時間を計りながら何度も吹込みをし、この夜も午前二時に就眠。

十月二十九日、丸山先生を囲む会の日である。主人は役所の休暇をとった。朝から全国の各新聞社、テレビ局から電話が鳴り続ける。新聞記者が出入りし応対にてんてこ舞い。主人も質問に答える為に身動きならぬ有様。門塀に「森永ミルク中毒のこどもを守る会」の看板を打つ。会場の整備。午後四時主人と受付係の大西文子

氏と三人で打ち合わせ。四時半頃より全国のテレビ局からカメラや道具を持ち込み機械をセットする。定刻、岡山県の守る会会員の吉房、岩月、浅野、南、藤沢、白川、山本、国府各氏をはじめ福井、大阪、神戸、姫路から被害者達が子供の手を引いて次々集まられ忽ち我が家の玄関は履物で埋もれ、靴は玄関前の石畳の上を門の方へ行列を作った。

神戸の坂本秋澄氏夫人は、都ちゃんをおんぶしおしめ袋を下げ、「今日この日が来るのを待ち望んでいました。一生懸命、都を連れ馳せ参じました。丸山先生を囲む会を催して下さった事を感謝します。」とあえぎながら云われる必死の表情と、麻痺した都ちゃんのいたいけな姿は、砒素ミルクによる十四年間の親子の苦悩を物語っていた。私は都ちゃんを早速毛布でくるんだ。色白で美しい目鼻立ちの都ちゃんが細く動かぬ手をにぎり居並ぶ人々に「森永砒素ミルク中毒後遺症の無惨な私をよく見て下さい」と無言の訴えをしていた姿に胸がうずいた。居並ぶ親も子も皆思いつめた表情であった。定刻、大塚先生、保健婦さん方、岡大衛生青山助教授、太田講師の方々、同仁病院長遠迫克美先生、簡野岡山県衛生部長等々メンバーが揃い都ちゃんを中心に七十人程が丸山先生を囲んだ。定刻に遅れたマスコミの方々は会場に入れず、裏木戸より入り塀の上に登り庭越しに取材したり撮影するありさまであった。私は、会場の入口が人でギッシリ詰まり中へ入れず折角用意した数十人分の湯茶も会場に運べず、会場から洩れる訴えの声、すすり泣く声、怒りの声をかすかに聞きながら入れ代り訪れるマスコミの方の応対と、しきりに鳴る電話で走り廻っていた。囲む会が一段落すると各新聞記者は本社へ記事を送るのに電話の順番を待っていた。娘と息子は電話番となってそれをさばくのに懸命だった。

世を恨みつつ、半ばあきらめていた被害児の親達は、丸山先生を囲む会を、暗闇に光を得た思いで受け止め、その興奮感動をＮＨＫテレビを初め各テレビは生放送した。囲む会が終ると同時に主人や南氏、吉房氏、坂本氏、新江氏はＮＨＫ八時半の「時の動き」に出席、全被害者の救済と守る会への結集を呼びかけた。茶の間では、囲む会に出席された大阪の保健婦さんや会員二十人程が帰宅の列車をおくらせてテレビの画面を喰い入るように見ていた。

夜十時頃「時の動き」に出演した一行が帰宅。慌しい一日を休む暇なく、明三十日岡山で行われる第二十七回日本公衆衛生学会で守る会の私達はどのように対処するかの会議を開いた。兎に角皆疲れ切っているから、すぐ寝られるように私はありったけの布団を引張り出して寝間の用意をしていた。ふと見ると座敷の片隅に毎日新聞の佐竹記者が一人ポツンと座っている。夜更の午前一時頃である。「もう特ダネは無いのに何故おられるのですか？」と問うと彼は、決意したように「守る会の皆さんの真剣な様子を見て云わざるを得なくなった。明日の公衆衛生学会には、丸山博士の後遺症ありという報告に対抗してそれを打ち消しに、阪大の西沢博士が後遺症無しの発表をしに来るんですよ。西沢義人には森永がついている。丸山報告も手放しで喜んでいては危い。」と云って帰った。

さあ大変だ。しいた布団をまた片付けて、明日の学会にどう動くかを協議した。夜更けて疲れ果て良い考えも出て来ない。主人は皆に宣言した。「森永の御用医者西沢義人のお陰でどれだけ多くの子供達が苦しんだ事か……。この際守る会の私達が立ち上って何としても丸山博士の後遺症ありの報告を成功させねばならない。明日は私達の子供を救うか、再び闇に葬るかの守る会の天下分目の戦いである。敵の陣営には、大森永の金と権力で動く医者が多数いる。この際、今までの調子で岡崎さん宜敷く頼むの気持ちでは絶対勝てない。甘い考えは一切捨て自分達はこれから子供を救う為にどう闘ってゆくか、一人一人が捨身の覚悟をしてほしい。丸山報告の後遺症ありと西沢義人の後遺症無しの対決である。丸山報告を生かすも殺

すも守る会の力次第である『お願いします』ではこれからの闘いに勝てませんぞ。」

主人の真剣な言葉に皆深刻な表情でうなづき意を決した。「その通りだ。体当りで行こう。プラカードを作って学会へ乗り込み西沢を阻止するのだ。早速作ろう。」午前二時過ぎ墨をすり、皆で考えに考えた。

『阪大西沢教授よ!!　再び森永の手先になるのか!!　森永ミルク中毒被害者一同』南先生の墨痕鮮やかなプラカードが出来上がった。明日の学会で丸山報告を裏付ける臨床検診データの報告（四十二年水島協同病院で守る会が行った検診結果）を遠迫先生がされる。守る会は朝七時に出発して学会関係者や西沢派にプラカードを見せる。南氏は学会に出て訴える。等、打ち合わせして三時過ぎ、岩月、吉房、浅野、藤沢、大阪の新江氏等はざこ寝の床に就いた。南氏だけは夜中に日生まで帰った。

十月三十日、主人は休暇をとる。三時間程寝ただけであった。六時起床、会員は、西沢氏に抗議するプラカードを持って公衆衛生学会の行なわれるカバヤ会館に勇んで出発した。

私は昨日の会場や皆の寝具の整理に懸命だった。マスコミの捨てたフィルムの殻や煙草の消しガラ、メモ用紙の捨てたもの等バケツ一杯になった。

午後プラカード組の岩月、吉房、浅野の各氏は疲れも見せず帰宅するなり「奥さん。大成功でした。」と会場の様子を報告した。私は、嬉しくて御苦労様と云うなり目頭を押えた。学会で南氏が小百合ちゃんと共に涙ながらに訴えた事や、守る会の悲願のプラカードは、関係者やマスコミの眼と心を捉え、学会は森永ミルク事件に関心が集中し、この日夕刊に、テレビに、事件と守る会の活動が大々的に報道された。その夜疲れ切って帰宅した主人を週刊朝日記者等が待ち受けていた。私は健康に良くないから今日は会見を止めるようすすめたが、主人は疲れもいとわず丁寧にインタビューした。そして私に云った。

「今後守る会の活動は、世論の支持を得るもので貫かれねばならない。今マスコミの方々は、被害者に対する同情と、社会悪、企業悪にめざめて彼等自身も社会正義の為に立ち上がろうとしている。この事件と守る会を正しく理解してもらい、守る会の活動を世論が支えてくれるように、協力して下さるマスコミの方々に対しては、どんなに苦しくても親切に応対しなければならない。」と——。私は、その後も守る会全国本部事務所として全国のマスコミの出入りの応対をする立場となったが、常に感謝の気持ちを持って接した。茶菓子のもてなしを心がけ、そして多忙な主人は疲れ切った時にも嫌な顔一つせず、食事をしながらの記者会見をよくしたものだ。だから森永事件担当の顔なじみの新聞記者は、主人に情報を提供して下さったり、相談に乗って下さったり、また励まして下さったりした。

三十一日、新聞は三十日の学会の模様と守る会の活動を大きく報道した。会員がプラカードを持って会場前で訴えている写真も大きくのせた。この日以来、私は買物に出ると知人から、また見知らぬ人から森永事件や守る会の事を尋ねられ、十数年の歴史を一口に説明しにくく話すのに苦労をした。主人が勤務で留守中の電話や来客はすべてメモをし、必要に応じて勤務先の役所へ取り次いだ。また全国の被害者や各団体から問い合わせや訴えやらの手紙が来、夜は来信を逐一検討する。郵便配達員は、束になった手紙が郵便受に入らぬのでいつも手渡してくれ、その都度頑張って下さいと励ましてくれた。守る会本部の住所がまるで違っていても『森永ミルク中毒のこどもを守る会』と宛名があれば郵便物は間違いなく来た。県外や離れ島から被害者が訪れ、また死亡者の親が半日座り込んで泣きながら訴える等、私は家事が渉らず一日の予定がまるで立たなかった。

金も人手も無かったからすべての文書は鉄筆で原紙にガリ切り、

謄写板で一枚一枚めくって印刷をした。主人はガリ切りでよく肩を痛めた。夜、新聞記者や電話が集中して予定の事務が出来ぬ日もあった。それで主人は役所から帰宅、夕食後一時間休息をとり、起きると再び守る会の仕事に一時二時頃まで没頭する毎日がこの日から続いた。十一月一日、夕方七時頃黒川克己氏が久方振りに来訪し、守る会のその後の様子を聞いて帰った。

十一月六日午後六時、吉房、浅野、南氏来宅、全国総会開催通知状発送準備して、更に打ち合わせ会を午前一時まで続ける。遠迫克己先生も来訪。南氏は本部に寄せられた被害者の手紙をまとめ『十四年目の書簡』を出す事に全力を傾けた。

十一月八日、夜七時北村雅俊（藤一）氏、黒川克己氏来訪。主人は、同盟解散以来、長らく疎縁であった二氏に、守る会の状況を伝え、十四年間、二氏を守る会の顧問として名を留めていたこと、丸山報告は、子供を救う最後の機会である故、立ち上がる決意であることを伝え協力を依頼した。その後北村藤一氏は、何回となく我が家を泊り込みで往復し、今後の守る会運営を中心に総会の打ち合わせを主人と夜明けまで真剣に討議した。十一月三十日に開かれる全国総会を目標に毎日準備に追われた。スローガンは南氏が担当し私は小さな筆書きや受付けの用意を担当した。

十一月三十日、守る会第一回全国総会の日、早朝より南氏、岩月氏等本部へ来られ、泊り込みで来ていた北村氏、主人等と打ち合わせをした。私は、十四年目に歴史的な活動に入る守る会第一回総会を祝し、また前途の苦難な闘いを勝ち抜く事が出来ますよう祈りをこめて暖かい赤飯と味噌汁、玉子焼等を用意し、皆に食していただいた。我が家に出入りしていた岡大学生、有川元治君は、協力学生数人を動員してくれ、終日マイク係を引き受けてくれた。私は娘や息子と一家総動員で北村氏らと総会会場の石関町の岡山県社会福祉会館に行き、先着の吉房氏ら会員と合流、会場設営を行なった。

全国の被害者が約百五十名、協力医療陣の先生方が多数、とマスコミ各社も参加した。各地の被害者は、十四年間の苦悩と、丸山報告の喜びを語り、岡山の守る会活動に敬意を表し、今後の決意を述べた。私は、散り散りだった全国の被害者が十四年目にして一堂に集り、岡崎、北村、黒川氏ら同盟当時の幹部同志が打ち揃った一致団結の姿を目の前にして、感激で胸が一杯になり瞼が熱くなった。

守る会は、すでに幾日幾夜の打ち合わせを経、万全の態勢を作り上げて、この歴史的な総会に臨んだ。

総会議長を顧問・黒川克己氏がつとめ、主人が運動方針、規約改正等の重要方向を明らかにし、北村顧問が「再び同盟時代の誤りを繰り返さぬため」全国単一組織の原則を確立するために闘かうことをきめていた。

総会の初めに述べる岩月氏の挨拶で、会議の方向がきまるというので、主人が前日徹夜で書き上げた理事長挨拶状を、岩月氏は音吐朗朗とよみ上げた。それはまことに権威にあふれていた。

「全国の被害者・協力者・報導関係者のみなさん。本日はご苦労様です。私が森永ミルク中毒のこどもを守る会理事長・岩月祝一でございます。今回大阪大学の丸山先生や『森永ヒ素ミルク中毒事後調査の会』の諸先生方のお力添えにより、森永ミルク中毒のこども達の現状について、やっと十四年目に社会の温かい眼が注がれることになりましたことを心から悦び、かつ感謝しておるものであります。

然しながら、今わずかに射しはじめた一筋のあかりも私達全国の被害者の強い団結による一糸乱れぬ運動が今後にわたって展開されない限り光はすぐに消し去られます。この灯がもし消えたなら、私達のこどもは、再び今までと同様の真暗闇の運命に永久に埋め去られてしまいます。

皆さん今は実に危急存亡のときなのです。この、全国の森永ミル

ク中毒被害者の運命の分かれ道である、今日の日において私達が、全国でただ一つ被害者の組織である『森永ミルク中毒のこどもを守る会』を、実に十四年間にわたって守り続けることが出来たことを光栄に思っているわけです。

本日は、全国の皆さまと共に、

①この会を如何に強く大きくするか。

②子供達をほんとうに救うにはどういうことをこれからやるべきか。

ということを中心にして皆さんの真剣なご意見を頂戴したいと思います。

なお、最後に、一言申し上げたいのは次のことであります。すなわち、

『私たちは、今日まで十四年間、森永から金を貰うために運動したのではないし、今後とも金を貰うことを目的に運動するものではない。』ということです。

私達は『森永ミルク中毒のこどもを守る会』の過去十四年間のこの伝統と実績のうえに立って、あくまでも被害者の運動の純粋性と人道性とを堅く守って行くことを誓いたいと存じます。

「万一、これではお気に召さぬ方がいられますなら即刻ご退場願って結構でございます。」

私達は、『こどもを守る』という、ただ、それだけの気持ちの方々とだけ、手をつなぎ同志としての理解と愛情にもとづいてこれからの運動を展開いたしましょう。」

北村氏は、同盟壊滅の悲惨な時点から説き起こし、「再び全国協議会などという組織を作ってはならない。岡山県の人々によって掲げられた灯こそが唯一つの真のものであった。われわれは、この守る会を、自らの瞳のように愛し、守ろう」と呼びかけた。

私は受付責任者として会の資金集めにメガホンでカンパを叫び続け、子供達と、真剣に手伝った。

第一回全国総会を契機にして、守る会は

①全国の被害者はこの会に結集し一致団結して要求貫徹のためにたたかおう。

②人道的医療陣の協力で後遺症を究明しよう。

③完全治療・完全養護を要求してこどもを元に返してもらおう。

④世論を動員して森永の企業責任を追求しよう。

という四つのスローガンをかかげ、『森永ミルク中毒被害者救援委員会』の設立という目標に向かって、全国的な活動に入った事を各新聞、テレビがまた大きく報道したので本部に寄せられる電話、手紙類は、また一段と量を増した。マスコミの出入りも来客も更に増し、その応接に時間を取られ洗濯も夜中の十二時頃になった。手紙類も主人と手分けして読み返信を出した。寄付やカンパが送って来られ、その領収書を送る。振替口座も必要となり、主人の振替口座岡山十七番を守る会に名儀変更し緊急に対処した。印刷物の発送は一家総動員であった。

十二月七日は、守る会、第一回全国理事会が開かれ、北村氏は前日から泊り込みで主人と夜明けまで話し合い、当日は夜遅くまで会議。岩月、吉房氏は帰る汽車がなく岡大の太田武夫先生が車で送るという熱のこもったものであった。そして旅費も食費も、自己負担で採算を考える者はなかった。私は、空箱をもって弁当代を集めて廻ったものである。理事会や集会は殆んどが日曜返上で行われた。この年の暮れ中頃に、大阪支部結成総会が開かれたり岡山県衛生部長と話し合いをしたり、本部は昭和四十四年は大晦日夜まで来客で正月気分はなかった。

昭和四十五年の正月は、元旦から明日の理事会の用意であった。一月二日の全国理事会に吉房氏が「岡崎さん宅は、正月の用意も出来ないだろうと思って……。」と、手造りのおすしや正月の煮物を重

箱に入れて持参下さった時は、心遣いが身に泌みて嬉しかった。

NHKテレビが、「現代と闘う」の特集に森永事件を取り上げると連絡が入り、カメラマンが理事会の場面、接客に立働く私の生活、主人が作った森永ミルク事件史のスイラドを通して父と娘の語り合いの場面等の撮影に応じたが、父と娘の場面は、何度も失敗でやり直しの連続で主人は「俳優の真似をするのは、守る会の闘いと同じ位大変だ」と苦笑しながらテレビカメラに追われた一日もあった。

一月十一日守る会岡山県支部の第一回総会で今後の岡山県内の活動の取り組みを討議した。

十二日NHKテレビが『現代と闘う』を放映。二十日は厚生省の鴛淵食品衛生課長、県衛生部長等と守る会との交渉に参加した。民医連協立・協同病院を検診病院に認めよと、美作地区矢掛地区の会員が鴛淵課長に詰め寄った。企業側に通じる厚生省の役人が、被害者を前に、言葉尻をつかまれまいと小声で、全く無表情な顔で責任を巧みにかわす答弁ぶりや、県の八方美人の答弁ぶりに私達は怒りを越えて愛想をつかしながら根気良く喰い下がったものだ。その後何回となく、くり返される交渉に岡山県内各地区や広島県からの参加者が増えて行ったが、重症児の親は、子供を本部に預けて行かれたものだった。その都度私は、預かった被害児達と食事をしながら親の帰りを待った。

この頃の全国本部機関紙『ひかり』は十号までは南氏と主人がガリを切り謄写版で一枚一枚とすっていた。その他のおびただしい書類もそうであったから、手指が疲れて麻痺しペンが持てなくなったりした。発送も一家総動員の作業であったし、時には私一人で宛名書き、折込み、のり付け等まる一日かかり切ってした事もある。近所の会員に手伝ってもらう事も時にあったが、夜更けての帰宅は続かず、歯をくいしばる辛抱をした末、学生や森永告発の方々が手伝いに来てくださり誠に有難かった。そして『ひかり第二十号』から、森永告発の谷川正彦・能瀬英太郎氏をはじめグループの方々に発送をお願いするようになった。これが『守る会本部の事務を助ける会』のはじまりであった。又十一号より岡山市の瓜生印刷所に依頼するようになった。瓜生印刷所社長瓜生和人氏は、終始、守る会機関紙の印刷に利潤を無視して協力して下さった。その後重要書類・資料・本など、会の備品も増え、とうとう土蔵の二階を素人大工で事務所に改造し、主人は夜々ここに立てこもり事務に専心した。近所では、岡崎宅の土蔵の二階が夜になると電灯が付き、夜中まで電話が鳴ったり人声が聞こえるから不思議に思われたそうだ。土蔵の守る会本部事務所には、会員、被害者、新聞記者、写真家、医者、支援者等さまざまな方が出入りした。

四十五年一月から、岡山協立、水島協同、下津井の各病院で第一回自主検診が開始され、私達も一月十六日病院の案内を受けて行った。協立病院では、病院をあげての検診体制をしき、医師やケースワーカーが被害者の立場に立って熱心に訴えを聞いてくれた。私たちは朝から夜までかかる精密な検診に心から感激した。

また検診の様子は、テレビや新聞にも報道された。十四年間、良いお医者様さえいられたらと叫んだ守る会の暗黒時代を思い起こし、私はその夜、協立病院の塩田理事長・水落院長・上畑先生や職員ご一同に、「砒素中毒の子供達を末長く見守って下さい」とお礼状を書かずにはいられなかった。

こうした守る会の自主検診に対抗して、厚生省も岡山県に依託して官製検診を行なった。後遺症はないが親を安心させる為、というこの検診を受けた被害者は、簡単な検査で先天性とか、中毒と関係なしと云われ納得出来ないと本部に訴えて来る人が多く、私はそれ等の方々に自主、官製の違いをよく説明し、改めて協立、協同、下津井病院の自主検診を受けるよう一生懸命すすめ、再び自主検診を

受けた人は、検診が精密なこと、医師の態度が納得できたと入会する人が多数あった。

県衛生部が厚生省の委託で『岡山県粉乳砒素中毒調査委員会』を結成した時、私達は、この委員会を『後遺症無視、先天性作成委員会』だと極度の不信感をもっていたから、協力医療陣の先生方に参加してもらい強力に闘って下さるのを心から望んだ。この闘いの為に民医連の先生方、対策会議の方々が本部に集まっては何度も会議が開かれた。そして激論の末、協力医療陣から水落、松岡、遠迫、三村、村上先生が入られ、ねばり強く闘って下さった。

初めから後遺症なしを決める矢吹、大和氏等が非公開・極秘を主張し、守る会側は、公開を要求して主人をはじめ岩月氏や美作・矢掛地区の会員が何回となく会場に詰め抗議した。或時は、県側が守る会の抗議団をさける為に、会議場をこっそり移動させ、守る会側がまた追いかけ、その後を、皆の夕食の注文配達を頼んだ寿司屋が探しながら追いかけるといった始末で、その夜寿司屋は、とうとう守る会会員を見失ったと本部へ告げて帰り、守る会の抗議団は飲まず、食わずで頑張ったものだった。下津井病院の三村啓爾先生は委員会の議事録を詳細にメモしては夜遅く本部に立寄り様子を報告された。(そのメモは後に『砒素ミルクⅢ』にまとめられた)

四十七年十二月、この調査委員会の発表は、僅かに皮膚の異常だけで正常者と差なしとの非科学的、非良心的なものであった。それに対し松岡、水落、遠迫、三村各先生は『健康と生活・水島生協』新聞の森永特集号で抗議と声明を出し、相変らぬ県の被害者抹殺の姿勢に守る会は憤慨した。私も主人を中心とした抗議団の涙ぐましい努力を思い、県の姿勢にいても立っても居れず、この特集号で世論に訴える為、二百枚程を病院よりもらい番町週辺に、毎晩この新聞を配達をした。署名、カンパ運動も町内会、PTA、知人、友人、両親の同窓会、等でお願いし老人も協力してくれた。

主人も世論の理解を得る為に各大学や団体の要請に応じ各地に行動した。岡山大学図書館に於ける第一回後遺症学術シンポジウムから始まり、岡山大学医学部公害告発集会、岡山民医研の森永問題講演会、岡山大学森永問題研究会、東京大学五月祭、東京大学公害自主講座、名古屋医大歯学部森永問題研究会、香川大学文化祭。岡山農協の社会保障学習会、食品の安全を守る会、医学会総会、小児科学会総会、東京大学反医学会総会、等にまた小さな集まりの機会を捉えては、講演に、訴えに行ったり各種の出版物に事件と闘いの経過を発表した。

昭和四十六年二月頃写真家滝川恵清氏、吉田一法氏等が前後して本部を訪れ、この事件を写真で訴えたいと云われ、被害者宅を紹介した。各地を廻った滝川氏は『十七年目の訪問・森永砒素ミルク中毒の子供たち』の個展を東京ニコンサロンで、また続いて大阪毎日ギャラリー、岡山市役所市民ホールの展示場で開き、大きな反響をよび後に写真集として出版した。また吉田一法氏も『エンゼルの青春』の写真集を刊行した。娘や東京の石川雅夫君も闘う被害者の一員として吉田氏の撮影取材に同行し協力した。岡山医療生協理事長の故塩田寅雄氏も岡山県境や広島の被害児宅まで写真撮影に行かれアンデパンダン展に出品され後にパネルを本部に寄贈された。被害者の父親今井高行氏も、各地の被害者の写真を作成して本部に寄せられた。これ等の写真が各地の交渉場にその都度展示され、被害者救済の急務である事が訴えられた。

四十六年四月森永告発を結成した谷川正彦氏他多数の告発のグループは、本部を再三訪問して、主人等と闘いのあり方について話し合った。森永告発は守る会支援の強力な市民グループとして、『ひかり』発送、不売、募金、交渉参加等あらゆる面で献身的な応援と『砒素ミルク』1・2・3巻の出版を行った。私は昭和三十一年に主人の書いた『森永ミルク事件史』が再び森永告発の協力で不正義

の告発に役立つ事に感激した。田中昌人氏、北条博厚氏、山下節義氏著の『森永砒素ミルク中毒事件・京都からの報告』と共に、これ等の本のチラシを本部の玄関や塀に張り来訪者に極力宣伝しては読んでいただき、守る会の闘いの理解を求めた。

丸山報告の年、昭和四十四年に、娘は中学二年になっていた。この事件と守る会の活動を正しく素直に認識し、体力作りと勉学に励み、守る会の闘いで多忙な父親を助ける娘に成長していた。清純で多感な心がじっとしていれなかったのだ。娘は自分は幸せにも学校へ行けるが、病気で学校へも行けない多くの気の毒な被害者がいる事を、先生に友に語りまた守る会の交渉場にも出席して発言するなど理解を求める努力をしていた。昭和三十年代と違い守る会を支援する協力団体や市民組織も、日ごとに巾が広くなりつつあったから学校の中でもこの事件は話題となり四十五年七月一日岡山市立旭中学第3学年の森永中毒児調査があった。四十六年八月二十二日大安寺高校一年になった娘は例年のように守る会第三回全国総会に出席した。その時東京の被害者で高校生の石川雅夫君も岡山までやって来て参加、「私達も高校生、親に任せっきりにしないで被害者救済に被害者自身が立ち上がろう」と呼びかけ、娘達も共に活動を開始した。九月二十五日の婦人民主クラブ岡山市中央集会に娘が出席して被害者の救済を訴えた。

その頃勝山高校文化祭でこの問題を取り上げる為学生達が本部を訪れ、多忙な主人に代り娘や私が事件の歴史や被害者の現状説明に一役買った。

十月十九日、娘は大安寺高校一年生の社会研究クラブ員であったが文化祭に森永問題を取り上げる事を決意した。学校側はこれを政治色が濃い、と反対する先生もあったが、娘はそれに屈せず根気よく教員室内の理解を求め、社研クラブ員、青少年赤十字の友人や生徒会役員が応援して私宅に何回も集まり、展示資料作り、印刷等の作業をし、十九日の文化祭には守る会の重症者のパネル写真展示、事件の経過現状や被害児の症状等を模造紙に書いたものを張り「人間らしく生きる為にこの子らに光を」のスローガンで訴えた。会場でのアンケートでも学友、教師、父兄から「早く被害児の救済を」と大きな反響を呼んだ。読売、朝日、岡山新聞の各記者が娘を励まし協力してくれた。

この文化祭を皮切りに勝山高校、関西高校、美作短大、操山高校、朝日高校、津山商業高校、就実短大等々が次々と文化祭に取り上げそのたびに学生達が、事件史や、守る会活動状況、被害児の現状を勉強しに来た。多忙な主人に代って娘が説明、私は接待に忙がしかった。

この年十一月七日、二十八日、十二月五日、二十六日と四回、岡山県森永ミルク中毒被害者の会設立準備会を開き、娘の呼びかけで荒木晃君をはじめ岡山の被害者十五人程が我が家に集まり会議を重ね、翌昭和四十七年一月九日、岡山市福祉文化会館で岡山県本部を結成した。県内の被害児や協力医療陣、森永告発、守る会会員、マスコミ等約百五十人が集まり①守る会とは十分な連絡をとりながら自主的な運動をする②軽症者が重症者を助け合う③苦しみを広く知らせる④被害者の人権を擁護する⑤機関紙を発行し親睦を深める、等を取り決め、事務局を我が家に置いた。十七歳で立ち上がり、結成された被害者の会に主人は来賓として、私は受付弁当係を引き受けて参加した。被害者の会は徳島を皮切りに岡山、倉敷、奈良、香川、京都、大阪等府県単位に結成され、この組織を拡大強化する為全国本部結成準備の全国委員会が八月十三日我が家で開かれた。八月二十日岡大医学部第一講議室で被害者の会全国本部結成総会が開かれるに至った。役員の子供達は、受験勉強に追われながら、会の結成に奔走し守る会の森永交渉に、不買に、訴訟、デモ等に参加し親の活動を側面から助けた。遠く東京や大阪等の子供達はその行動

費をアルバイトで働いて作る涙ぐましい努力であった。我が家で被害者の真剣な会合が行なわれるたびに私は茶菓を運び励ましたが、森永ミルクさえ飲まされなければ、怒りも、悲しみも、闘いも何も知らない楽しいばかりの十七歳であるのにと不憫な思いで胸が詰ったものである。

この年の九月二十四日。忘れる事が出来ぬ第十四回本部交渉の日である。八月十六日森永が因果関係を認めたと発表して一ヶ月余り大野社長が来岡するとの連絡が入った。本部は電話の鳴り通しで、てんやわんやであった。「とうとう社長が出て来た、良かった。」「本当に社長は来るのか?」「この先どうなる。」「おめでとう。」の声に対して、私は「十七年間、森永は被害者をだました。世論工作です。おめでたくはない。」と電話の相手に何回この言葉をくり返したことだろう。支援の方、会員の出入り、で本部は混雑した。支援の人に交渉場の労働会館へ写真のパネルや、垂れ幕、資料等を運んで展示作業をしてもらう。主人は緊急会議や文書作りで追われる。娘は電話連絡で被害者の会会員の参加を呼びかけ打ち合わせる。主人は夜中の二時頃に漸く床に就き一眠りしたかと思うと三時頃起き出し、「重要な文書を作る」とペンを走らせていた。

当日私は高齢の舅と、学生の息子を連れ出席した。守る会の活動や主人達の苦労や、企業の実態などを、家族中に知ってもらう為であった。娘は、発熱して出席できなかった山本真智子さんの詩を涙ながらに代読訴えた。全国の守る会会員弁護団、支援グループ、被害者の会会員、マスコミ多数が場内を埋め、それらの視線は怒りにもえて、守る会幹部と向い合った森永重役陣の真中に厳のように坐っている大野社長に注がれていた。守る会会員や被害者の涙の訴え、弁護団の追及、役員の必死の交渉にもかかわらず、大野社長は因果関係も企業責任も認めなかった。それは十七年間の森永の姿そのものであった。八月十七日付の毎日新聞に「羊頭をかかげ狗肉を売るようなもので信用できない。われわれは賠償金など目指しておらず、あくまで子供達の恒久救済の実現を期し、これから一層厳しい闘かいを進めてゆく」と発表した主人の見通しに、狂いはなかったのだ。こうした森永の裏切り行為で私達は「森永には一片の誠意もない」ことを更に肝に銘じ、怒りは頂点に達した。

守る会は、全国民の健康と権利を守るため森永全製品の不売に全力を注ぎ、国と森永を相手に民事訴訟にふみ切った。本部には、各地の諸団体から不売訴訟の支援に関する手紙や電話が増え、夜ともなれば支援やマスコミの方が訪れ、各地の不買運動の情況や今後の闘いのあり方について話し合いが持たれ、本部は人の出入りがますます多くなった。主人は日曜祭日は会議、交渉等の連続、平日は勤務先まで守る会の仕事が入り込み、帰宅すると待ってましたと電話が鳴り、客があり食事中に何度も席を立ったり、食事をしながらマスコミや来客に会う事も度々であった。土蔵の守る会本部事務所でも千客万来で電話をさばきながら夜中の一時二時まで事務局の仕事に追われ没頭した。刻々と変わる闘いの情勢に応じて、必要な文書は緊急を要する事が多かったから文案を練る暇もなく、いきなりガリを切りながら文章を作っていた。連日の神経の緊張と過労、落ち着いて規則正しく食事のとれない毎日、夜中の鉄筆でのガリ切りは指を痛め、肩をこらし、主人の健康が損われていくのが目に見えていた。私も同様に一切の来客の応接係、電話連絡係、事務雑役係で夜遅く朝早く鳴る電話で充分睡眠がとれない、家事も思うように渉らない毎日であった。無理を続け日ごと疲れの重なる主人の体を心配していたがとうとう私の方が風邪を引いてこじらせ、肺炎になってしまい、四十七年三月協立病院に四十日程入院してしまった。

その年の九月、主人も胃潰瘍で倒れ、協立病院に入院静養したが病室で『ひかり』の原稿を書き、パジャマのまま守る会の会議やテレビに出たり、医師の回診時に電話連絡や会合に呼び出され不在で

あったりで、少々疲れがとれたと云う程度で退院した。通院しながら頑張る闘いの毎日は、四十八年二月まで続いたが、とうとう体力の限界に達し、苦痛が激しくなった。厳しい情勢下に暇もなく入院手術をためらっていたが協立病院水落院長と寺坂副院長が「辛抱の限界です。これ以上手術を伸ばす事は出来ない。岡崎さんは守る会にとって重要な存在だから、今手術をして早く社会復帰してもらい長く活動してもらわねばなりません。」と心からの進言で胃を三分の二切除した。主人入院不在中の本部は機能が停止したような状態であったが電話だけはよくかかり、娘が留守を守った。入院中の主人もやっと起きれるようになると病室へ電気スタンドや事務用品を運び込む始末で、約一か月で退院。しかし、ゆっくり静養する暇もなく闘いに入った。

四十八年五月三日森永告発のメンバーが私宅の庭で、『森永製品不買』の縦一米、横四米の看板を二日がかりで作った。紺地に白い字で書き抜かれた玄人顔負けの立派な不買の大看板は、本部の我が家の国道添いの塀にかかげられ道行く人、ドライバーに森永の不誠実を訴えた。郵便配達人も手紙の宛名が『森永ミルク中毒のこどもを守る会本部』と書いてあれば鳥取県と書いても町名番地が全く間違っていても郵便物は間違いなく『森永不買』の看板のある本部へ届いた。又行きずりの人が不買とはどう云う意味かとわざわざ質問に来る事もあった。

森永告発のグループの方々は、谷川氏を中心にデパート、スーパーマーケット、森永商品販売店に不買運動を強力に進め私達が天満屋前や市中を歩くと必らず告発の支援活動の献身的な姿が見られた。私達も家族中、バッグに不買のシールをはり、中には必らず不買チラシや不買マッチを入れ、集会の場で又友人知人に配った。郵便物には不買のシールをはり、店先で森永製品を手にしている人を見るとお邪魔にならぬように説明をし協力を頼んだ。

四十八年の十月頃だったと思う。岡山天満屋デパートが春秋恒例の内見会を催し、地下売場は人で混雑し、明治と森永の割れビスケットが一袋百円で長蛇の列となり、一人五百円、千円と飛ぶように売れていた。娘と一緒に行って森永ビスケットの売れ行きを見た私は、今なお苦しんでいる被害児達、十八年間の会社の仕打ち、健康を損ねながら夜中まで事務をとり苦しい活動を支えて闘う主人の姿などが脳裏をかすめ見過すわけにはいかなかった。ビスケットの行列の前に立ち、客に向って「買物のお邪魔をして申し訳ありませんが、私は森永ミルク中毒のこどもを救う為に闘っている親です。森永のビスケットはこの様に売れ会社は繁栄していますが、テレビ新聞で御存知のように十八年前森永砒素ミルクを飲んだ子は、学校に行けぬ子、病気をくり返している子。寝たきりの状態等悲惨な後遺症をかかえ今日まで苦しみ、会社は何等救おうと云う誠意を見せません。皆さんこの子等を救う為、森永に責任をとらせる為、また二度とこのような事件をなくし自分達の食品の安全を守る為、私達の守る会の森永製品不買に御協力下さい。」と一気にお願いした。すると前の四十五六歳の主婦が『森永のことはテレビ、新聞で知っていたが話を聞くと本当に気の毒ですよ。人ごとではないから皆協力しましょう。』と云って行列をくずして下さった。

店員は緊張した様子だったがおこらなかった。私は皆にお礼をいい向うの売場で待っていた娘と簡単な買物をすませ帰宅したが別に天満屋から営業妨害の苦情も来なかった。そして翌春の内見会のチラシには森永割れビスケットの宣伝は姿を消していた。私は「勇気を出して訴えてよかった。一人一人が実践しなければ」としみじみ思った。訴訟資金カンパにも町内を一軒々々くまなく歩いた。一円玉を六円カンパ下さった方、千円札を下さった方、激励して下さった方、事情を知らない家庭には、事件当初の歴史から始まる説明が必要で、理解を得る為延々一時間も玄関先で話をし、一日に何軒も

廻れなかった事、鼻先で冷たくあしらわれ写真集を持って行きやっとわかっていただけ、それ以後は大変協力的になって下さったこともある。

四十八年三月、徳島裁判論告求刑の日、被害者の会の会員も多数徳島に集まり、岡山からも娘達数人が行った。死亡した被害者の遺影を胸に傍聴に参加し、徳島市街を守る会会員と共にデモ行進する等大活躍の後、一行は夜本部へ帰って来た。玄関に入るや病人が出たから寝させてほしいと娘の叫び声で大急ぎで床をのべた。疲れ果て顔色の青ざめた山本真智子さんを皆で支えながら帰って来たのだ。森永告発の尾瀬医師がかけつけて手当てをして下さり、他の被害者達も疲れていたが、病気の友達の為に翌朝まで附添った。親と共に闘う被害者は皆助け合い頑張り通した。

四十八年八月二十四日は岡山県民事訴訟提訴の日であった。大阪の第一波民事訴訟に続いて岡山が第二波であった。

原告代表の赤尾健一氏、那須多加太氏らは個人の救済を目的とせず、全被害者の救済の為の恒久対策案実現の為、守る会の代表として原告に立った。岡山弁護団代表一井淳治弁護士をはじめ、各弁護士、大阪の中坊弁護団長はじめ各弁護士、応援の守る会会員、被害者の会々員、支援団体が南方公園に集まって民事訴訟勝利、原告の激励集会を開いた。各代表の挨拶のあと被害者の会を代表して荒木晃君が激励の挨拶、娘が必勝祈願の花束を贈った後、スローガンをかかげてデモ行進し岡山地方裁判所へ提訴した。岡山裁判所は裁判の非公開を一方的に発表した。私は、前に岡山県の官製検診が非公開の後遺症打ち消し検診をしたのと同じ姿勢があるのを感じた。守る会では公開にするよう要請の葉書を何千枚か印刷して各府県へ発送しその直後裁判所が非公開を取り止め本部からまた全国へ要請葉書発送の中止を伝える等事務所では緊張の連続だった。私はじっとして居れず、裁判所に真実の究明と公正な審判を訴える手紙を出した。十一月二十八日の徳島刑事裁判の判決は、製造課長小山被告の禁固三年の実刑は当然と感じたが、工場長の無罪には全くショックであった。十八年の闘いを続けた結果が、森永企業自体は罰せられないという日本の裁判の現実とか限界をしみじみ感じた。けれど判決文には森永や行政、医学の責任が厳しく追及されていて昭和三十八年の無罪判決と無念の怒りにもえた主人の姿を思うと、十年経た今日、歴史の流れ、世の移り変りを味わいながら眺めたものだ。

その後本部の我が家には、全国に拡がる強力な不買運動、現地交渉の様子が次々と伝えられた。主人は救済対策委員会の結成に三者会談に、文書作りに、機関紙『ひかり』の編集にと、勤務先の社会福祉協議会事務局次長の業務をさばきながら体を酷使する毎日であった。

この頃、社協の役員から主人の守る会活動に対するしめつけがあの手、この手で加えられた。それは守る会全国本部事務長という立場で、会を代表してテレビ、新聞、ラジオ等に出なければならなかったから、世の常にいう「出る杭はたたかれる」とか、ねたみ、そねみの類からの圧力であったのだろう。或る時は、民生委員を通じて留守宅の私に、主人が守る会の活動から手を引けば局長に迎える等と云って来た。又反面理解ある有識層から被害者救済の活動こそ生きた社会福祉の事業だから頑張れと激励を受けた。また見ず知らずの人から子供をだしにして金目当ての気狂いになっている、等と心ない批判や電話に唇をかんだが、私はそれ等の人に「私達は昭和三十年から闘い続けている。苦しむ被害者がいる限り守る会の活動は続くでしょう。」と答えた。

主人はあらゆる妨害と闘いながら社協の勤務を果し恒久対策案実現の為ひかり協会設立に全力を傾けていた。守る会に専従者が必要となり、主人が森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長として専従するよう要請を受けている事を聞いた。私は出来得るならば長年

誠実に勤務した社協の仕事も両立して守る会の活動を続けて欲しいと願ったが主人は、「社協には自分の後を引き継ぐ人材が居る。守る会事務局長は誰れでも出来る仕事ではない。過去の歴史と共に今日まで闘い抜いた者でなければ今後の正しい活動は望めない。救済事業に入る今後こそ守る会の組織が一層重要なのだ。両立は健康が保てない。被害者救済をめざした守る会の活動こそ社会福祉向上の事業だ。」といった。十九年間守る会を守り続けて来た主人の、金銭や面目から超越した当然の決意である事がよく分かったので二度と無理は頼まなかった。

情勢の進展と共に守る会全国本部事務局を私宅の間借り状態から本格的に独立した事務所にするため守る会は、貸事務所をさがしていたが、色々な条件が満たされる様な事務所が仲々見当らないという事を聞いた。

私は偶然空家になっていた平和町の母の持家を仮事務所にどうだろうかと提案した。そこは昭和三十年森永ミルク事件発生当時主人が被災者同盟結成ののろしをあげ同盟事務所を置いて闘った思い出の地である。その頃事務所探しに奔走されていた黒川克己氏も地の利と駐車場の便と由緒を買って事務所を移転する事に決定した。

娘ゆり子は、高校三年生となり大学をめざして受験勉強に取り組んでいた。私は昭和三十年砒素ミルクをのませて脳の後遺症に恐れおののいていた娘が国立大学に進学するまでに努力してくれた事を心から感謝した。その春娘から主人と私に宛て、十枚以上の長い長い手紙をもらった。「私達森永砒素ミルクの被害者に救済の手がさしのべられる様になったのも、世間の白い目で見られる中を闘かって下さった、パパやママの長い努力の賜です。他の被害者が認識してなくても私が一番よく知っています。何かある毎に父母の努力を考えて来ました。本当に有難うございました。これからは無理をしないで長生きして下さい。」娘から初めてもらった長い手紙を主人と読みながら、優しい気持ちが身に泌み、嬉しくて泣いたものであった。

昭和四十九年四月二十七日財団法人ひかり協会が設立され、大阪地裁の訴訟では「国と森永が全面謝罪」と各新聞のトップに大きく報道された。この時はじめて身内から、知人、友人から「おめでとう。よく頑張りましたね。」と祝電や手紙を受けたが、やっとここまで来たけれど後遺症はもう治らぬという複雑な気持だった。

平和町に守る会全国本部とひかり協会の事務所が出来、番町の事務所から移転作業が始まり、電話連絡等がほぼ完全に平和町に通じるまでに約半年かかった。電話や人の出入りから解放され、我が家らしくなった。静かな昔の土蔵にかえった元の全国本部事務所の天井や壁を見る時、闘いたけなわの頃に張られた不買のチラシやシール、機関紙が当時を語りかけ思い出させる。今は守る会の活動記録や参考資料、関係図書が大切に保管されている。

丸山報告までの守る会は、岡山の少数の会員が寄り添い、世間の子供をだしにして金目当てとか、物好き等と白い目で見られる中を何も報われぬ空しい活動を繰り返したが、あきらめなかった。誰一人協力者のない中で会員同志が信頼し助け合って来た。今日まで一貫して闘った親は、金は目的としない、この手で毒ミルクを飲ませた、その親の責任を果す為に闘うのだ、という純粋な気持ちで我が子と共に多くの苦しんでいる子も共々に救わねばと会を守り続けて来た。活動の中で組織の団結なしに子供は救われないという組織活動の重要性を身をもって知って行った。守る会結成当時から会の方針に従い、会社と交渉しながら適切な治療に専心した会員の子供達は、当時明日の命も知れなかった重症者が現在一人前に自立している。当時の守る会の努力は、二十年後の子供の体に親の努力の結晶となって報われている。

この厳粛な事実を顧るとき、全国の多くの親達が早くから守る会

に結集し、幼児期の治療活動に加わっていたら、どれだけ多くの子供達が救われていただろうか、と、ただただ残念に思う。

こうした守る会の活動のともし火が、丸山報告を支え、全国被害者に呼びかける、炎となり中心となって組織を拡大し厳しい活動を続けた原動力である。全会員の要求を討論しまとめて恒久的救済対策案を作り、その実現のためにひかり協会を設立し、救済事業が進められるようになった事は、守る会の成果であり、私達の誇りだと思う。

私は丸山報告までの空しい活動に、時々は疑問を感じ弱音を吐いたり、丸山報告以後の全国本部事務局の家事も渉らぬ多忙と無理押しで、主人と交代で入院し、体が辛くて涙の出る事もあったが、今思えば、よくここまで体が続いたものだと思う。家中が一心不乱であった。

それは、主人が二十年間一貫して、守る会全国本部事務局長という、目立たぬ縁の下の力持ちの立場で、口さがない世間の噂や、体力の危機にも、活動の前途の暗い折にも、一回としてその立場を「止める」という弱音を吐かず、「自分の子が、たとえ良かろうと砒素ミルク中毒の後遺症で苦しむ子が居る限り闘わねばならぬ。正しい事が通り、弱い者が救われる世の中にならねばならぬ。」と貫き通した主人の理想と信念の正しさと、森永事件への執念の強さに引きずられて夢中になってついて来たように思う。

ひかり協会設立以後、主人は守る会全国本部事務局長として協会理事として、他の役員方共々被害者救済の為休日返上の会議を重ね守る会の組織活動、協会の事業運営に取り組んでいる。

太陽の会（被害者の会）・支援グループ・守る会の協力でわかば教室が開かれ、重症被害者の自立教育をめざし子供達が喜んで通いその親達が教室の運営に努力している。又協会設立後間もなく、被害者の救済センターの将来構想を立て自立作業地を探し求めていたが、瓜生和人氏が機関紙「ひかり」の印刷で主人の所へ何百回と通われるうちにその意を汲んで奔走して下さり、地元の鈴木年平氏の協力で岡山市栢谷に土地を借りることができた。そこは山あり谷あり、滝、川、畑に恵まれた大自然の中で、太陽の村はいま建設の段階に入った。

五十一年の五月の、太陽の会主催の全国交流合宿は娘が実行委員長となり、栢谷の苫田温泉と太陽の村で行なった。たとえ自分はよくても、同じ砒素ミルクを飲んで苦しんでいる友達を見捨ててはいけないと、幼い時から守る会の活動を手伝い、被害者の会の役員として頑張って来た。私も偶然にも守る会の二十週年に岡山北支部長に選任され、微力ながら支部活動に参加している。

成人した娘は、主人の活動の一番良き理解者となり協力者となった。父親の森永ミルク中毒のこどもを守る会にかけた二十年の努力や生き方と、今後の守る会運営と被害者救済事業に骨を埋める覚悟で黙々と闘かっている姿を見て、自分も将来進むべき道や生き方を見付けようと努力している。

私の二十年は、森永砒素ミルク事件で始まり森永ミルク中毒のこどもを守る会の主人を中心にした闘いで過ぎた。私達の一生は、砒素ミルクとの闘いで終るだろう。

最後に、今日まで守る会をご支援下さいました全国の無数の方々二十年間一貫して主人を支え共に活動して下さった会員の方々、親を助けようと涙ぐましい協力をして下さった被害者の会の方々に心から感謝致します。

運動編

第二章　加害企業と被害者

平沢　正夫　医事評論家

砒素ミルク中毒事件の必然性

――森永乳業の企業活動そのものが犯罪的であることの〝証明〟――

第二リン酸ソーダの使用目的

森永砒素ミルク中毒事件はなぜおこったのか。直接の原因は、森永乳業徳島工場がドライミルク（粉乳）製造過程で第二リン酸ソーダを安定剤に使用し、そのなかに砒素が混入していたからである。だが、事件の本質を見きわめるには、このような指摘だけでは決してじゅうぶんではない。

第二リン酸ソーダを使ったからこそ、砒素が混入したわけであり、しかも、第二リン酸ソーダの使用自体が森永乳業の重大な反社会的行為なのであった。粉乳をつくるさいには、農家から集めてきた原乳を荒煮がまで摂氏八〇度に加熱するが、森永の徳島工場では、そのとき同時に、八〇度に加熱した第二リン酸ソーダを入れていた。なぜこんなことをしたのか。原乳が粗悪だったからである。

粗悪な原乳でつくったドライミルクは、これを使用するとき、湯にうまく溶けない。第二リン酸ソーダをくわえておくと、粗悪な原乳でつくったものでも湯によく溶ける。安定剤というときこえはいいが、要するに、欠陥商品をごまかすための〝武器〟でしかない。これが第二リン酸ソーダの役割であった。

最初から消費者の目をあざむく意図のもとに、森永ドライミルクはつくられていた。だからこそ、第二リン酸ソーダの品質管理がデタラメであり、中毒事件発生後もごまかしと弾圧に終始したのである。森永にとって、この事件はハプニングではなかった。企業の体質からくる必然の結果であり、その体質はいまもなお改められたとはいいがたい。

事件当時の徳島工場製造課長・小山孝雄は、この事件の徳島地裁差戻し審で被告席に立ち、徳島工場が粗悪牛乳の再生工場であると証言した。また、当時の工場長・大岡正は被告席からの証言で、徳島工場への赴任にあたり、「ネッスル（外資系の乳業会社）に負けないよう、全力をあげて集乳にあたれ」と厳命されたことをのべている。

二人の証言を総合すると、森永乳業徳島工場は他社との競争にうちかつため、粗悪品もふくめて原乳を片っぱしからかきあつめた。そして、安定剤の第二リン酸ソーダをぶちこんでドライミルクを生産したことになる。

粗悪原乳によるドライミルクの量産は、森永によって計画的にす

すめられた。徳島工場では、一九五〇年ごろからドライミルクの溶解度をあげる。つまり、粗悪原乳の〝歩どまり〟をよくする研究をはじめ、内外の文献にあたったうえで、比較的かんたんに大量入手できる第二リン酸ソーダを安定剤に使うのがよいとの結論に達した。この結論は実験に裏づけられていた。事件の刑事訴訟の第一審判決（徳島地裁・一九六三年一〇月二五日）によれば、森永乳業徳島工場は、一九五〇年七月、五一年三月、同年四月にそれぞれ一キログラム、三五キログラム、七〇キログラムの第二リン酸ソーダを購入し、安定剤に使用してドライミルクをつくり、そのすべてを人の飲用に供した。

以上の人体実験をへたうえで、森永は第二リン酸ソーダの本格的使用にふみきった。一九五三年四月からである。ところで、森永はこともあろうに、工業用第二リン酸ソーダを薬品問屋に発注した。この事実は、徳島地裁差戻し審での納入業者の証言によって暴露された。第二リン酸ソーダはその純度におうじて、試薬一級、試薬二級、工業用にわかれる。ドライミルク製造のような食品用の場合、試薬一級を使うのが常識である。にもかかわらず、森永は値段の安い工業用を使っていた。ここには、製品の安全性を優先させるべき食品メーカーのモラルの片鱗すらもうかがうことができない。

一九五五年四月一〇日、森永の徳島工場は八〇キロの第二リン酸ソーダを納入させた。一九五三年四月の本格的使用からかぞえて八回目である。このとき、納入元の協和産業は「安い品だがどうか」といって森永のOKをとり、「わるかったら返品してほしい」と念をおしたが、森永はそのまま使用してしまった。これに多量の砒素が混入していて、砒素ミルク中毒事件をひきおこしたのである。

しかしながら、工業用第二リン酸ソーダにはつねに不純物がまじっている。五五年四月納入の品ほどではなくとも、多少の砒素をふくんでいたのであろう。森永砒素ミルク中毒事件の被害者は、一九五五年六～八月ごろに徳島工場製の森永ドライミルクMF印（MFミルクともいう）をのんでいたものとされる。だが、実際には、この時期の前にも後にも、また、森永乳業の他工場製のMCミルク（平塚工場）およびMLミルク（松本工場）をのんだものにも被害者がいるといわれる。このことは、森永乳業の各地の工場が、工業用第二リン酸ソーダを安定剤に使い、粗悪原乳による欠陥ドライミルクをつくっていたこと、それが森永乳業全体の営業方針そのものであったことをも意味する。

第一期黄金時代へのショック

第二リン酸ソーダの実験的使用が五〇年七月であり、本格的使用が五三年四月であることは、たいへん象徴的だといえる。

一九五〇年は、日本の乳業資本にとって、せまい意味での戦後がおわった年なのであった。この年の四月、戦時中からの配給統制業務が廃止され、牛乳および乳製品は自由販売となった。ところで、森永は戦時中の統制にともない、わが国最大の酪農地帯である北海道にもっていた四工場を手ばなさなければならなかった。その失地回復のため、また自由経済体制復活のもとで事業の拡大をはかるためにも、森永は遮二無二、原乳集めの体制をきずく必要があった。粗悪品でもなんでも、かまわずにかきあつめたわけである。

いっぽう、この年の五月、技術部次長・田中清一を日本の乳業界としては戦後はじめて渡米させ、新技術と新知識の吸収につとめた。そして、一一月には、平塚工場で森永ビタミン入りドライミルクを製造し、出荷をはじめた。この時期の森永はきわめて攻撃的に企業活動をすすめていた。とくに、ビタミン入りドライミルクの売れゆきはめざましかった。一九五〇年といえば、敗戦直後の食糧難のドン底をようやくくぐりぬけたばかりであり、人びとは手あたり

次第にものを口へはこぶ状況を脱した。食物の質、つまり栄養を念頭におきはじめたが、栄養の目安はまずビタミンにおかれた。ビタミン入りドライミルクはこの時流にうまくのったのである。

ビタミン入りドライミルクを先頭に、森永製品は二～三年のうちに、ドライミルク市場で五〇パーセントのシェアをおさえた。さらに、一九五三年一二月には森永ベータードライミルクが発売され、これによってシェアは六〇パーセントにのびた。ドライミルクにかんするかぎり、森永は乳業界をリードしていた。森永の社史では、この時期を第一期黄金時代と称しているほどだ。第二リン酸ソーダの本格的使用開始（五三年四月）がちょうどこの黄金時代に符合することに注目しなければならない。

ベータードライミルクは、ドライミルク成分中の乳糖をベーター化して母乳に一歩近づけたものとして、はなばなしく宣伝された。だが、少し冷静に考えればわかるが、ドライミルクの宣伝はつねに虚偽あるいは誇張にまみれている。メーカーがいかに努力しても、母乳のほうがドイラミルクよりもはるかに優秀である。ドライミルクの宣伝を成功させるには、母乳との絶対的な差を少なくみせる。ときには、ゼロにみせる。場合によってはドライミルクのほうがすぐれているような印象を消費者にあたえなければならない。ドライミルクのメーカーは、その宣伝戦略において消費者をダマすことを質的に義務づけられているのである。

雪印、明治、森永を乳業大手三社という。このうち、雪印と明治はそれぞれ乳製品と市乳（飲用牛乳）につよく、森永はドライミルクの覇者である。私の論法をもってすれば、これはとりもなおさず、森永がもっとも奸智に長けていたということになる。

一九五三年から五五年にかけて、森永はドライミルクの好調に支えられ、高度成長を享受した。五三年九月期森永は売上げ三二億二〇〇万円、純利益一億四八〇〇万円、これに対し、明治乳業は売上げ三八億二四〇〇万円、純利益一億四四〇〇万円で、森永を抜いていた。ところが、一年後、ベータードライミルクの売上げがフルに寄与した五四年九月期になって、両社の順位が逆転してしまった。森永は売上げ四五億九二〇〇万円、純利益一億六六〇〇万円、明治は売上げ四四億二五〇〇万円、純利益一億三六〇〇万円となったのである。森永の優勢はつぎの五五年三月期も持続し、このまま永久に森永が明治を追いこすのではないかとみられた。

その矢先、森永砒素ミルク事件が発生し、五五年九月期の業績は、売上げ四三億二七〇〇万円、純利益四四〇〇万円の赤字へと急落した。

ドライミルクむきの〝森永商法〟

くりかえしのべるが、この事件は森永の企業体質と営業政策がもたらした必然の結果であり、森永に対して同情する余地は絶対に少しもない。だが、これを〝社難〟とみる人がいる。それが森永乳業の社員であれば、その立場上理解できなくもないが、そうではない。これは阪大名誉教授（小児科）西沢義人の発言である。西沢は森永の社史である『森永乳業五十年史』に寄稿した文の冒頭で、「五〇年にわたる森永乳業の輝かしい社史に大きな汚点を印したというよりは、最大の社難として記録されるのがいわゆるMFドライミルク砒素中毒事件である」（一五八ページ）という。

〝社難〟とはなんであるか。私の解釈にしたがえば、「勝手に砒素ミルクを飲みやがって、中毒になったなどと会社に尻をもってくるのは不とどき千万。会社こそいい迷惑だ」ということになる。

西沢がこの事件の後始末においてはたした犯罪的行為にふれるのは私の役割ではない。なぜこのような医学者が存在するのか。その理由の一端が森永乳業の企業としてのあり方にかかわることをこれ

からのべたい。

ドライミルクのメーカーは、宣伝広告で消費者をダマすだけでは足りない。医者の権威を利用して売りこみをはかってきた。森永と医者との癒着は、ドライミルクの販売と同時にはじまった。そのことは『森永乳業五十年史』の記述がなによりもよく証明している。

森永乳業の前身は日本練乳といい、一九一七年に創業された。森永製菓がつくるミルクキャラメルの原料になる練乳を製造する会社であった。それが発展して、牛乳、粉乳（ドライミルク）、乳製品などを手がけ、森永製菓から自立するにいたった。

ドライミルクの製造にかけては、森永は業界の草わけであり、一九二〇年一一月に、日本で最初の機械装置による生産を開始した。しかし、当時の育児習慣は、ドライミルクによる人工栄養をなかなかうけつけなかった。そこで、「乳製品、特に育児用森永ドライミルクは従来の問屋販売のほかに、薬局、薬品の組織販売を考えつき森永ドライミルクを菓子の範疇に入れようとするイメージを破り、育児―薬業―栄養、森永ドライミルクのイメージをつくりだすことになった」（『森永乳業五十年史』四四ページ）。

菓子から薬へ。このイメージチェンジを遂行するため、森永は医者を抱きこむことにした。少し長くなるが、『森永乳業五十年史』からその手口を引用させてもらう。

「売り方も独特な方法でと、診療車を東京、大阪に二台つくり、赤ちゃんの健康診断のため医者を乗せて、全国を回った。これが一般消費者以上に医者にたいする宣伝となり、人工栄養についての関心を集めるようになった。一すじの努力ののちに道は開けるのである。

診療車には看護婦二名、営業マン、運転手と組み合わせになり、一週間前に先行班が現地を訪問、地方の医者に交渉して診療車への乗車交渉をする。その場合、診療区の地区を内定し、翌日から付近の薬局にポスターをはり、ビラをまくのである。いまのようにスピーカーなどもないので、診療車到着まで示威運動をつづけ、一定の場所、空地をみつけて車を停車させる。

車がとまったらはじめて宣伝レコードをかけるが、大方の地域は浪曲のレコードで人気を獲得、薬局から配られている無料診療券によって、森永ミルクの愛用者を診察する。

中には、ミルクは飲んでいないが、子供を診てくださいと、子供をかかえて母親が登場する。このような場合、母乳の少ない人々にはぜひ森永ドライミルクをと宣伝する。鈴木文二（のちの宣伝課長…筆者注）などはこの診察車に常時乗り込み、東京からきた大先生という表情で白衣を着て森永ドライミルクの使い方などを説明したものである。これは母親教育と同時に、医者と看護婦へのPRの役目、つまり一石二鳥を兼ねていた」（傍点筆者・前掲書四六～四七ページ）

一九二〇年代のはじめにしては画期的な宣伝キャンペーンであった。さだめし効果が大きかったとおもわれるが、社員が白衣を着て医者に化けて製品の宣伝をするのは、詐欺スレスレの行為であり、〝森永商法〟の面目躍如としている。日本の多数の小児科医は、このようにして森永とのあいだにがんじがらめの利害をむすばせられてしまった。

最近になるにつれて、病院で分娩する産婦がふえている。新生児はすぐ小児科にうつされ、病院と関係の深い特定の大手乳業メーカーのドライミルクを、母親の意思とは無関係にあたえられる。新生児は最初にあたえられたミルク（母乳であれ、人工栄養であれ）になじみ、途中でかえようとしても体がうけつけようとしない。だからこそ、乳業メーカーは小児科を懐柔しようとする。この点において森永がいちばん進んでいた。なにしろ、一九二〇年代からの実績がものをいう。森永砒素ミルク事件がおこったとき、ほとんどの小

児科医は、当然のことのようにして、森永側にたって、被害者の切りすてに協力した。小児科医を支配していた森永だからこそ、事件をあれだけ悲惨にし、被害を拡大することができたのである。しかも、これまた森永の社史が明らかにしたように、同社の伝統が生みだした必然の結果だった。

事件の底辺にひそむ大被害

第二リン酸ソーダの使用は、鮮度の落ちた原乳の質をごまかしてドライミルクをつくるためのものであった。食品加工業が近代化し大規模化する結果、加工業者は遠隔地から大量の原料を集めなければならない。したがって、森永砒素ミルク事件は、食品産業の巨大化にともなう一種の〝公害〟とみることができる。とはいえ、こうした一般論に帰することによって、森永乳業の加害責任がいささかでも軽くなることがないのはいうまでもない。また、巨大化によって、メーカーはよりいっそうの利潤追求が可能となり、森永乳業もスケール・メリットを最大限にもとめようとしたのである。

一九五〇年代から六〇年代の前半にかけて、森永の対売上利益率は、砒素ミルク事件の渦中にあった一九五五年九月期をのぞき、たいてい乳業大手三社のうちのトップであった。その理由はほかでもない。森永がシェアをほこるドライミルクが、市乳、乳製品にくらべて利潤が大きかったからである。この時代の業績を見わたすかぎり、砒素ミルク事件は森永にかすり傷程度の影響しかあたえていない。事件発生の半年後の五六年三月期において、森永は売上げ四四億一三〇〇万円、純利益二億〇五〇〇万円をあげた。ライバルの明治は、売上げこそ四八億九一〇〇万円で森永を抜いているが、純利益は一億五八〇〇万円で森永におよばない。対売上利益率をみると森永は四・六五パーセントで、明治は三・二〇パーセント。かなりの差で森永のほうが儲けている。参考までに雪印の同期の決算（年一回）をいうと、売上げ八五億四七〇〇万円、純利益四三〇〇万円。対売上利益率はおよそ〇・五パーセントで問題にならない。

ところで、一九五六年三月期の森永乳業はこれほどの業績をあげながら、配当を無配にした。つぎの九月期も、明治を上まわる対売上利益率をあげ、無配をつづけた。これは事件に名をかりて、内部留保を厚くした処置としかおもえない。まったく、森永乳業は〝転んでもただでは起きない〟会社なのである。

森永が高収益をあげているもう一つの理由は、いわゆる〝合理化〟にある。森永は大消費地に大工場をつくるという集約方式をとっている。これは、明治の分散方式よりも効率がいい。それにつれて省力化もすすんでいて、従業員一人あたりの売上げは乳業大手三社の最高である。

後遺症に苦しむ被害者を切りすてて、森永は一九六〇年代以後、さらに高度成長のテンポをはやめた。一九五八年九月期から六〇年九月期まで、売上げ高、純利益、対売上利益率のいずれにおいても明治にゆずっていたが、六一年三月期で明治をぬきかえした。前年五月に発売した森永Gドライミルクの売上げと収益が寄与したものとおもわれる。発売にさきだつ臨床試験には、さきにふれた阪大名誉教授・西沢義人のほか、砒素ミルク中毒発見の功労者とされる岡山大学教授（小児科）・浜本英次らがくわわった。

森永によれば、この森永Gドライミルクは乳糖を特殊分解物として溶解し、乳児の腸内のビフィダス菌（特殊乳酸菌）の繁殖をさかんにし、人工栄養児の最大の欠陥である便秘をまったく解消したという。それ以後も、森永はダブルGドライミルク（一九六三年）、ダイヤGドライミルク（一九六七年）と相ついで新製品を発売した。

ドライミルクの宣伝が本質的に虚偽あるいは誇張であることは、

すでにのべた。宣伝が成功した場合、消費者はどのような目にあうか。乳児にとって理想的な栄養をもつ母乳をあたえないで、母乳よりもおとるドライミルクでこどもをそだてることを強いられる。もともと、ドライミルクは母乳の出ない母親が使うものであったのにいつのまにか本末転倒してしまい、人工栄養でそだてるのがあたりまえになった。それでも母性愛のつよい母親は母乳志向を捨てきれない。そのような母親に対しては「授乳するとオッパイの形がくずれる」などと、女の泣きどころを攻めたてて、人工栄養にかえさせた。その反面、「ダブルGドライミルクをのめば頭がよくなる」などと無責任な宣伝をながし、管理社会の母親の教育ママ志向に訴えることまでした。

かりに砒素ミルク中毒事件がなかったとしても、このような〝森永商法〟はゆるせない。森永によって、無数の乳児が母乳をうばわれ、母乳にくらべて欠陥食品であるドライミルクをあてがわれた、この被害は正確に測ることはできないが、深刻で莫大だとおもう。

砒素ミルク中毒事件は、この無数の乳児の被害を底辺にそびえたった黒いピラミッドでもあった。事件のあと、森永乳業は底辺の部分をますますひろげ、深めていった。それが森永の業績ののびを意味する。この犯罪的な行為はつねに森永にまつわりついている。悪いことをしなければ瞬時たりとも生存できない会社――それが森永乳業株式会社なのである。砒素ミルク中毒事件は、森永にとって〝社難〟でさえもない。社業のシンボル、社員の生きがいといいかえるべきであろう。だからこそ、事件の発生は必然的だったのである。

黒住　隆介　山陽新聞記者

「奇病」を追う

――事件発生前後の取材記者活動――

『岡山県下に、八月ごろから生後四か月から十二か月の人工栄養児に、三十七、八度の熱が続き、皮膚が黒くなってはがれ、肝臓が大きくはれ、貧血症状を起こすという原因不明の奇病が多発し、うち一人は原因不明のまま死亡している。』

この記事は、昭和三十年八月二十日付けの山陽新聞夕刊社会面のトップに『人工栄養児に奇病岡山県下で多数発生』というみだしの私の書いた記事である。この記事がきっかけとなり森永ドライミルクヒ素（AS）中毒事件に発展した。

山陽新聞社会部記者として、司法関係を担当、参議院議員の島村軍次たばこ耕作組合長が逮捕された、岡山県信用連不正事件の取材に追われながら、岡山赤十字病院など外部団体も回っていた。

八月十二日、赤十字病院で看護婦さんから「最近、黒い赤ちゃんが診察を受けに来ている」ということを小耳にはさんだ。矢吹暁民小児科医長に病名をたずねると「目下、岡大医学部に照会中だ。モリニヤか熱帯病の一種ではないだろうか」ということだった。モリニヤは、糸状菌と酵母の中間の性質を示す、一種のカビ（カンディダ）の寄生によって起こる病気。口腔、皮膚などに病変を起こす＝広辞苑＝という病気である。さっそく岡大小児科の浜本英次教授にただした。「モリニヤだと思う。ペニシリンなどの抗生物質で、死なないカビが、全身にはびこって皮膚が黒くなったものだろう」と、矢吹医長と同じ返事だった。そういえば、この年の夏は例年にない暑い夏だった。

八月上旬、東京から弟の長女（十か月）が、風通しがよく、涼しい私の家に遊びに来ていた。私の長女（八か月）と同様、人工栄養児だったので、わが家で使っている森永ドライミルクを与えた。数日後、弟の長女に続いて、私の長女も下痢を始めた。矢吹医長に診察してもらったところ「別に心配はない。だが、森永ドライミルクはすぐやめて別の会社のミルクになさい」と注意を受けた。理由を聞くと「筋を立てて説明は、今できない。私の云うことを黙って聞いてくれよ」と詳しいことは避け、言葉をにごすだけだった。

「これはおかしい」――。

森永ドライミルクへの疑問が、大きく浮び上がった。わが家の二人は、明治のミルクに変えて、下痢はすぐ止まった。

矢吹医長は、高尾医師ら医局員を動員して、森永ミルクで異常を訴えて診察を求めてくる患者のデーターを集めていた。私は毎日、赤十字病院小児科の窓口をのぞいていた。十九日の朝だったと思

う。データーの表を見る機会ができた。忙しいため机の上に置き忘れられていた。一見してよくわかる表で、Mというマークの患者が十六人もあった。Mとは森永ミルクである。「こうなれば、一日も早く森永ミルクを飲用することをやめてもらうことが今できる最善の方法だ」と考えた。その日の午後、岡大小児科、国立病院などを回り、前記の前文につづいて、症状を七項目あげ、つぎのような本文を書いた。

現在、この奇病のため重症患者は、赤十字病院に八人、岡大病院に五人、国立病院には三人が入院している。（中略）患者は皮膚が黒くなり肝臓が浸され、赤血球だけでなく、一部の患者は白血球までも減ることから、原子病に似ている。今のところ離乳期に入った人工栄養児だけに限っている。原因はまったく判明していない。

この記事が、読んだ人たちに素直に伝わるかどうかを心配した。私は二十日付け朝刊用に書いたのだが、デスクや社の都合で、二十日付けの夕刊に回されていた。しかも「森永ミルクを飲んでいる乳児」が「人工栄養児」という言葉に書き替えられていたのが不満だった。

この記事が出ると、ミルクを与えているお母さんたちが、乳児をかかえて各病院に押しかけ、混乱状態になった。記事は、一応の成果を収めた。原因究明のために取材をさらに岡大小児科に移し、毎日朝から夜遅くまで、医局を中心に歩き回わった。

二十二日の夜十時すぎだと思う。研究室の前を通りかかると、とびらが開いていた。部屋に入ってみると小児マヒの研究のための分離器が、はげしい音をたてていた。研究員に近づいて私は遠慮なく奇病の原因について話しかけてみたが、何の反応もなかった。部屋を見渡しているうちに私の目の中に、黒板の「しょう油とAS……」（こんな意味のことだったと思う）という文字が飛び込んできた。「AS」――。中学時代の化学の時間に見たことのある記号に思えたが、わからない。「ASってなんだっけ」――。思わず口に出た。「あれか」と、黒板を指さしながら「関係ないよ」という素気ない返事が帰ってきた。しかし気になる。だが思い出せない。会社に帰り調べてみて〝ヒ素〟とわかり驚ろいた。

「まさかヒ素が……」。信じられないと思いながらも、大きい衝撃のためにたちまち打ち消された。

その夜は寝苦しかった。手もとにヒ素を詳しく調べる資料のないもどかしさで心は乱れていた。二十三日朝は、いつもより早く家を出て、直接岡大小児科へ向かった。出勤する浜本教授が待ち遠しかった。やっと姿を見せた教授に、いきなり「奇病の原因は、〝ヒ素〟なんじゃありませんか」と詰め寄った。一瞬表情を変えた教授は、思い直したように「君には何度も説明しているように、今のところモリニヤ症だよ」。言い捨てると、いつもなら話しに乗ってくれる教授は、仕事があるという理由で、私の入室を拒んだ。

目標を失った私は、その日の午後、再び教授をたずねたが、外出して留守だった。医局に立ち寄り、医局員になにげなく、「ヒ素がミルクに入っているということは、どういうことなんだろうか」と問うともなく語りかけた。

「職業柄とはいえ、さすがに早いね。大変なことなんだよ」

この返答に、私は当惑した。森永ミクルの取材をしているなかでこんなに素直な答えを受けたのは、初めてのことだった。この医局員は、私が取材中に、何かにつけて便宜を図ってくれていたので、問題なく信用した。そうなるとじっとしてはいられない。すぐ薬理学教室の山崎教授をたずねて、ヒ素の毒性と人体への影響について聞いた。教授は、森永ミルクには一切ふれなかったが、詳しく説明して下さった。

会社に帰ると、浜本教授をつかまえるため自宅や教授室に電話を

入れながら、

「いま問題になっている奇病の原因は、森永ドライミルクである。このミルクには、毒性の強いヒ素が含まれている疑いが濃くなった。症状からみて……」と、患者たちがヒ素中毒による中毒症状に非常によく似ている点をあげて、これまでに取材したことを織り込んだ記事を書きあげた。しかし、記事の裏付けになる浜本教授の談話がとれないため、朝刊への出稿はやむなく見送った。

あとで判ったことだが、小児科教室では二十三日の午後「ヒ素」の検出を確認していた。ことが重大なので、教授は大森県衛生部長に連絡、公表はすべて部長にまかせて二十四日朝の公表まで、私との接触を避けるため、市内のあるところに雲がくれしていた。

二十四日朝、衛生部長から招集がかかった。

「森永ドライミルクから〝ヒ素〟を検出した」という予想通りの発表だった。他社の記者たちは、突然の発表だったので衛生部長に詰め寄っていた。私は部屋を出ると、前日の原稿を手直しして、夕刊の早版につぎつぎ送り込んだ。

この事件は、岡山から中・四国、近畿地方へと拡がった。八月三十日には、患者は全国で五千五百九十七人（県下では千百七十三人）死者四十五人（同十四人）にも達した。

あれから二十年——。この原稿を書くために、当時の新聞を読み返してみた。忙しく走り回ったことが、記事の端々に昨日のように思い出された。多くの後遺症に悩んでおられる方を考えると、森永ミルク中毒事件はまだ終っていないことを痛感している。

能瀬英太郎　商業

被災者同盟

――その結成とたたかい（森永ミルク事件史要約）――

被害者同盟結成のきっかけを作ったのは、日赤岡山病院二階二十七号室に入院している被害児の父母たちであった。八月二十七日の夜明けに、板野茂子、西崎敬訂、岡崎幸子さんら数人の父母は「長期入院、二時間毎のバル、メチオニン、ペニシリン、ストマイ等の注射で、赤ん坊たちはどうなることか分からないし家庭は破産寸前だ。座して空しく運命を待つか、立ち上がって全患者を結集するか、道は二つに一つしかない。私たちは後者を選ぼう」と大いなる決意をしたのだった。そして趣意書と署名簿の作成を岡崎哲夫氏（現守る会事務局長）に依頼したのである。

「森永ドライミルクに依る被災家族中毒対策同盟趣意書」

森永ドライミルクの中毒によって被災された全患者、死亡者並びにその御家族に対し、私達は衷心より同情と哀悼の意を表し、併せて私達の愛児の生存権と自後の健康上、生活上の万全を期する為に団結して闘うため、左記の趣意書を発表して、全患者家族並びに関係当局及び全国民に訴えます。

思うに現在の若き母親達は先の大平洋戦争末期の饑餓的食糧事情の下、「滅私奉公」の美名の下に苛酷な勤労動員を強制されたり、敗戦後の苦難な環境の中に成長し近年やっと母親になったものが多く、その体位は概ね低下している為に母乳不足を訴え勝ちであり、人工栄養児の驚くべき多数を生み出しております。

この時に当り森永ドライミルクは森永製菓の長い伝統と社会的信用の上に育てられ、且右の如き戦後の事情の流れに乗じ、併せて「全国最優秀健康児は森永ドライミルクの愛用者である」という「統計入り」誇大広告を連続的に実施し、医家、保健所等においても「ミルクなら森永」を推奨されるなど、あたかも森永のミルクを常用せねば健康優良児にはなれないかの如き錯覚すら生ぜしめて現在の如き驚異的普及を見ているものであります。一方、森永は著名な医学博士を筆頭とする膨大な研究陣を擁し、全国の愛用者にその製品に関する絶対信用の念を植えつけて来ているのであります。

今回突如として斯様な事件を引起こしたことを考えると、私達の心は暗憺としてウソ寒さを感ずるものがあります。私達は「研究陣」とは一体何のためのものか疑いなきをえません。更に現在までに公然化された諸種の事実をもってしながらも、謝罪・補償等の処置に関して会社側からは未だ何らの意志表示も行われず、私達被災家族の心は疑心暗鬼、あわよくば会社側は損害を最少限に止めるべく頬

かぶりをしてしまうのではないかとも思われ、私達は怖れ且憤激しているものであります。

今回の事件は、人道上社会道徳上、未曽有の不祥事件であり、些かともあいまいな点が残されるとするならば結果は被災者のみの苦しみたるに止まらず、また一商事会社の死活問題のみでなく、今後の国家社会生活上に致命的な不幸が残ることになろうと思惟されます。私達被災家族同盟は関係方面に対し、責任の明確な公表、適切な処置の速かな実施を要望して訴える次第であります。

「同盟の要求」

一、私達の同盟は、国家及び県当局がその指導的立場と責任とにおいて今回の事件を処置されて遺憾の残らぬよう要求致します。

二、今回の事件は明らかに業務上過失致死傷害であり、国家警察、保健機関当局に対して今回の砒素混入経路が牛乳、添加物、生産工程、製缶技術工程、等の何れにありやを速かに調査し、責任の所在を明確にして、今回の事件の処置並びに今後の場合の予防に努力されるよう要望致します。

三、同盟は森永側に対し左の要求を提出致します。

①治療費、通・入院費、療養費の全額会社負担。

②砒素の沈着等による肉体的異常・後遺症・及び後年乳児成長の暁、明らかに今回の中毒が原因となって発病乃至不具化した場合における補償的措置。

③患者並びに家族の蒙った物質的・精神的損害の補償。

四、私達は日赤始め各病院当局の方々の涙ぐましい御奮闘を目のあたりにし、信頼と安心とをもって愛児をお委せすることが出来ます。私達は筆舌につくせぬ感謝の念を抱いていることを皆様にお伝え致します。と同時に被災家族の殆んどは生業を抛って愛児の為に奔走しておりますので、前項に掲げたように、治療費に関しては速かに森永側と交渉して費用の捻出に頭を痛めなくても済むような処置を講じて戴きたいと思います。

趣意書は直ちに県知事以下の行政当局、県下の各病院に宛て発送された。日赤の署名運動はその夜のうちに入院者の殆んどを糾合してしまった。それは各病室の入院者の自発的意志によるものであった。又通院者も署名簿をもらうため行列を作ったほどであった。彼等も又、毎日千円に近い治療費と通院に要する費用を支出していたのであった。

これら運動の中心は日赤病院第二十七号室であり、あたかも組織、連絡、宣伝本部の観を呈し、その動向は全国の注目の的となった。

八月二十九日には岡山大学医学部付属病院に入院している患者の親たちが、秋山徳治氏を中心として同盟発足を宣言し、同三十日には倉敷中央病院の被災者の親たちが、日赤病院の趣意書をもって基本要求とすることを発表した。

日赤病院の病室の壁にはこの趣意書が貼られ、来訪者が次々と訪れた。外部からの連絡電話がひっきりなしに事務所に掛かり、事務長は極めて不気嫌であったが、看護婦さん達は大いに母性愛を発揮して、その都度二十七号室へ足を運んでくれた。

八月三十一日、森永乳業は患者の治療費と入院費の全額を会社で負担すると発表したが、被災者側では要求書の三原則を貫遂するまで闘うことを表明した。

同日開催された日赤、岡大、倉敷中央の三病院の代表者会議では県下全被災者の要望を反映する次の諸事項を決定した。

一、民主主義の基本原則に基づく全県総決起大会を行う。

二、同盟の主体的団結力は入院者にあり、集団退院の前に全県組織の確立を行う。

三、決起大会を九月三日に決行する。あと二日間の時間を最大限に

利用し、大会を成功に導く。
四、新聞社に通報して記事を出してもらう。
五、入院患者を一人残らず動員する。
六、入院患者一名につき五十円の資金カンパ。

各代表者はその日のうちに行動を開始した。それぞれの病院では各病室に世話役が自然発生的に決まっていたので、ビラの配布も、資金カンパも極めて短時間にかつ組織的になされるまでになっていた。翌九月一日の各新聞は、全県下被災者の総決起大会が行われ、画期的な運動が展開されるだろうと報道した。

九月三日の総決起大会は、一切の杞憂を乗りこえて、盛大にして熱狂的に繰りひろげられた。開会二時間も前から被災者家族が陸続とつめかけ、連日あれ程混乱していた各病院が空になるほどであった。「皆様の力強い発展をお祈りします」と云う被災者家族からの電報が相つぎ、「私たち医療に従事する者も、森永乳業の非道な商業政策に限りない怒りを覚える――」と云う大衆診療所からのメッセージも届いた。これらは決起大会に集まって来た人達を大いに力づけた。

会場の岡山県歯科医師会館大講堂は満員になり、玄関や受付にいたるまで人があふれ、参加者名簿には県下全域から参加した被災者の名前が並んでいた。昨日までは一人一人ばらばらの苦しめる個人であり、森永の善意と恩恵にのみ頼り、行政当局に期待していた被災者が、今日から一つの大きな団体として自からの運命を自からの手でかち取って行こうというものに生まれ変わった。

会議の目的は要求事項の審議と闘争方針の確立であった。その結果、

一、対策同盟趣意書を全面的に承認し、更に附帯事項を追加する。
二、会の名称を全岡山県砒素中毒被災者同盟と称し、毎月百円の会費納入者を以って会員とする。本同盟をもって全岡山県被災者の唯一の利益代表機関とし信任し、大会で選出された代表委員を最高執行部とする。代表委員の互選により委員長に岡崎哲夫氏を選出し、事務所は岡山市樋屋町一二八番地（岡崎宅）に置く。同盟は事件の最終的解決まで存続し、活動する。

と決定した。終わりに議長が大会声明書を朗読した。

今回の森永ドライミルク砒素中毒事件は、それが乳児の主食の問題でありながら、然もそれが甚しい不注意と怠慢、更に営利会社のあくなき利潤追求によって発生したものであり、私達被災者にとっては泣くにも泣けぬ終生の遺恨である。思うに現代の文明社会にあっては、人間の衣食住の大きな部分が大工場の量産に俟たざるをえずこの比重は社会の進歩と共に増々増大する運命にある。この時に当たり、斯様な不祥事件の再発を絶滅する強力な措置が完全に実施されなかったならば、私達の生活は根底から脅かされ、生きていることは全くの好運という外はなくなるであろう。私達被災者同盟の要求が十分に満足され実行されるならば、世上一切の関係者達は大いに反省し緊張して自己の任務に注意を払うに違いない。社会のあらゆる階層の人士は、どうか私達の悲願達成に強力な支援を与えて戴きたい。

岡山県に被災者同盟はできたが、他府県の被災者の動向は全くわからなかった。しかし大会が成功したことが、その後の同盟運動に測り知れぬ影響力を及ぼすことになった。すなわち、被災者の自主的結合による民主的組織であることによる世論の支持、大会の成功による全被災者の団結と闘争の意志を固め、今後の展望を切り拓き多数の活動家を招じ入れた。県下の被災者の同盟加入が相つぎ、財政的基礎の確立（一週間たらずのうちに七百名を越える被災者を結集した）。九月四日の各新聞が大々的に報道したことにより、全国

の被災者に組織化の機運を急速に燃え上がらせた。等々である。

決起大会後、代表委員は森永乳業駐在員室を訪れ、今後同盟と会社と協議して速かな事件処理を行いたい旨を申し入れた。森永側の回答は「本社重役会の決定通り行う。同盟を患者の代表機関とは認めない、従って協議はしない」と回答したため同盟側を憤激させた。激論の末、結局、九月六日中山取締役の来岡をえて第一回の団体交渉を開くことに決定したが、仮借なき闘争以外に解決の道はないという気持ちが益々強固になった。

九月五日夜、歯科医師会館会議室で森永に対する要求決定の秘密委員会が開かれたが、論議の中心は要求第三項の数字的裏打ちであった。会議での支配的空気は、岡崎氏の主張する死者五十万円の慰籍料要求が最も妥当であるとの線であったが、岡大病院代表の吉屋高吉氏が「五十万円を打ち出せば三十万円に値切られるから百万円と切り出そう」というわけで大勢は百万円と決定した。ところが最終的に意見を聞かれた顧問弁護士の小倉金吾氏は「大体弔慰金慰籍料の算定には通常ホフマン方式を使うのだが、赤ん坊だから計算できない。で今までの例で行く外はない。今、渡船事故で死んだ小学生の訴訟が行われているが、親は岡山市を相手取って二百五十万円を要求し示談で七十五万円の線が出されている。だから五十万円で負けるにしても二百五十万円の打出しが必要だ」

委員達はそれでも不満でもっと要求の科学的根拠がほしかった。そこで日本人の平均年齢と平均収入とで計算すれば乳児でもホフマン方式で行けるのではないかと云うと小倉氏は「そうすれば五百万円以上になる」と云い、論議は三転して二百五十万円と決し、正当に評価される金額の半額を請求することになった。

この決定は、その後の同盟の闘争過程において全国的に重大な影響を及ぼした。また、森永側と社会に与えた動揺と波紋は大きく、そのために人的、物的エネルギーを消耗する原因となった。しかしこの決定がその後の運動を左右することを予感した者は一人もいなかった。

要求書は九月六日、森永商事岡山出張所会議室で森永側代表中山取締役に手交された。それまでの森永側の陳弁は「お詫びのしようもない」の一点ばりで、主要点はことごとくはぐらかされてしまった。彼らの云い分は「はじめは岡山の極く少数の患者だけで、これなら充分の補償も出来ると思っていたが、後から後から患者が発生して今では全国二十数府県に及び、七千人を越えているので、とうてい手が廻らないし対策が立てられない。会社の経理は危機にある。何卒今実行している治療費支払いと、入院者見舞金一万円、通院者三千円だけでご勘弁を……」と云うわけである。

「通院費用は?」「後遺症対策は?」という質問に対し「本社の決定を待たねば、何ともお答え出来ない」という回答に、会場につめかけていた被災者は怒りの声を発した。会場の空気は次第に険悪になって行った。患児を背負った母親達は泣きながら口々に窮状を訴えた。

それらのやり取りの後、死者二百五十万円、重症者百万円の要求書がつきつけられた。森永側代表は呆然自失のうちに顔色蒼白と化し、ものを云う力もなくしてしまったが、報道陣は一斉に色めきたった。

要求書の起草者岡崎氏の見解では、対森永要求の第一項・第二項が最も重大で、第一項は会社との折衝次第、いわば交渉技術の問題である。第二項の長期に亘る後遺症対策こそ高度の意識水準と政治性がなくては解決困難だとするものであった。第三項は一般被災者にとっては比重が軽く、唯死者の家族にとってのみ関心があることだろうと考えていた。

ところが翌日の新聞には『補償要求額決定――死者には二百五十万円』と社会面のトップに載ったものだからたまらない。死亡者家

族を始めとして、多数の親がどっとばかりに押し寄せて来た。同盟加入者は日に日に増加した。同盟は完全にうけに入り、他府県よりの連絡も届くようになった。

九月七日には広島地区中毒対策同盟代表保田正人氏から「岡山の要求には重大関心を有している。御指導、御教示を乞う」との書面が寄せられ返事を待ち切れず同氏は即日岡山を訪ねられた。香川県の同盟は、その運動方針に「岡山同盟との連絡共闘を行う」との一項を掲げた。

九月十日には「全大阪森永ミルク中毒被害者同盟委員長三木千太郎」名をもって副委員長北村雅俊氏より連絡状が寄せられた。ついで九月十二日の読売新聞は徳島県でも被害者同盟が二百五十万円の要求を提出し、八月二十四日以前の症状に対しても岡山の要求第一項を適用せよ。毒ミルク代を返せ。附添費を支給せよ。後遺症に対し患者代表を加えた対策委員会を作り、一人五十万円の傷害保険をかけろ、と交渉していることを報じた。大阪同盟も二百五十万円の要求を決定したことが分かった。

岡崎、黒川両代表委員は全国組織結成の急務を九月十一日の代表委員会で訴えたが、吉屋氏がこれに反対した。現在は岡山同盟の強化が先であり、力を分散さすべきでないというのが反対理由であった。だがそれを押し切って九月十三日『被災者同盟全国連合体結成に関する檄』が発せられた。その要旨は次の通りであった。

一、岡山同盟提出の要求書三原則は事件処理の根本基準であること を御確認願えるならば、この解決には全国同盟を結成（しかも早急に）せねばならない。

二、第一回全国協議会を来る九月十八日岡山市において開催する。

三、本通告は大阪、広島、香川の三同盟に発送した。貴同盟は速かに隣接諸府県に連絡され、全府県の動員に遺憾なきを期せられたい。

九月十八日、岡山市の岡山神社拝殿に集合した人々は、岡山、大阪、奈良、和歌山、滋賀、徳島、香川、広島、島根の九府県同盟代表三十名であった。主催者側はもとより、誰しもこんなに沢山の府県が動員されるとは夢にも考えていなかった。人々は、予想外の盛況に驚くと共に、とたんに十年の知己の如き深い同志的親愛の雰囲気がお互いの間に湧き上がった。会議は岡崎氏を議長として進められた。

全国の状況報告を要約すれば、

一、各府県の患者は現在までの数十日に亘る入通院、治療による莫大な失費で非常に困っている。二、後遺症についての不安があり恒久対策を熱望している。三、森永側の態度は不誠意で地方交渉は全々進展していない。四、ただ大阪においてのみ、森永の西日本対策本部がある関係上僅かの進展があった。等々である。

名称の統一については、森永ミルク被災者同盟全国協議会と称する。地方組織は各府県森永ミルク被災者同盟とする。全国組織は一定の時期に至るまでは単一組織とせず、協議体制を維持する。全協の本部、事務局は岡山同盟におくことが決定した。

運営は各府県同盟から各々三名の全国協議会代表委員を選出し、全代表委員の合議により運営する。財政については各府県同盟は、各同盟員より月額百円の会費を徴集して運動資金にあて、各府県同盟は同盟員一名に付き十円の全協会費を事務局に納入する。

その他連絡等、組織の大網については極めて順調に事務的討論の末に決定したが要求、運動方針になると議論は白熱化した。森永に対する要求の基本線については岡山の要求第一項第二項が異議なく承認された。第三項の二百五十万円その他の金額については世評も余り芳しくなく、議論は百出した。

採決の結果、香川県が棄権した他は満場一致で二百五十万円が決定した。後々に大きな問題を残す『二百五十万円』はかくて再び修

正の機会を失った。

次に闘争期間の見通しについて、この組織が恒久的なものであるべきか暫定的なものであるべきかについても熱心に討論された。

奈良の梅津氏は「後遺症等の問題があり子供達が学齢期に達するまで組織的に看視する必要があり、奈良同盟は今後三十年継続して行く。徳島代表は「学齢期までの定期検診の必要性は全医学者が警告している。今後の見通しは困難だが、私達は後遺症対策委員会を設置して患者代表を加え永久活動が可能なようにと考えている」等々の発言があり、被災者の闘争を一時の線香花火で終わらせまいとする高い理念が打ち立てられた。

九月十八日以後、全協は水ぶくれにふくれて行った。愛媛県（九月二十二日）、高知県（二十六日）、兵庫県（二十七日）、栃木県（二十八日）という順に同盟が結成され、全協本部に加盟を申し入れて来た。その他、東京、千葉、三重、九州等の各地から個人的入会申し込み、救援依頼状が引きもきらなかった。いずれも患者の病苦と家庭の苦境、森永の不誠意とを訴える悲痛な書面であった。

運動編

第三章　公害企業の延命と被害者抹殺

ふか　たかし　大阪府衛生研究所

五人委員会と森永奉仕会

〔一九七〇年九月発行　地研4から抜萃〕

――第三者機関の原型と役割――

一、二重の被害

電報指令

昭和三十年八月、人工栄養児に「発熱、下痢、皮膚の黒着色、肝脾の肥大、貧血高度の症状を認める奇病」が発生、同二十四日、岡山大学で最終的に森永MFドライミルクに含まれた砒素による中毒と判明し、厚生省は各都道府県に対し、同製品の販売停止処置を取るように、即日、電報指令をうった。

その約一年後の昭和三十一年六月九日現在として最終的に厚生省が発表した被害者は全国で患者一万二千百三十一人、うち死亡百三十人となっている。当時の被害の状況は、昭和三十二年に岡山県衛生部が発行した「岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録（以下、岡山県記録という）」に、かなり詳しく報告されている。

厚生省が急いだ内容

厚生省は、昭和三十一年三月、「森永粉乳中毒患者の精密検診」を各府県に指令し、同十一月、その「結果」を報告させ、行政上、「森永ミルク中毒事件」は解決されたとしてきていた。

しかし、これによって「治癒」と認められ「予後後遺症等についての不安」はないと保証された被害者の中に、十五年後の現在、特徴的な「訴え」や臨床所見をもつものが、あまりにも多くみられるという事実が、四十四年十月の公衆衛生学会での阪大丸山教授らの報告「十四年目の訪問」や、四十五年五月三十一日、岡山大学でひらかれた「後遺症学術シンポジウム」によって明らかにされた。

――たえず湿疹がでる、視力が減退していく、難聴、風邪をひきやすい、体格は一般に劣っている、特異な疲れやすさ、根気のなさ学校の成績がわるいなどの訴えや、脳機能障害、皮膚障害、骨の発育不良を示す短指症、眼底異常、視野狭窄などの臨床所見、および生育史・生活史的疫学調査結果が報告され、さらにその後も調査がすすめられている。

これらは、昭和三十一年に厚生省が各府県に行なわせてきた「精密検診」の内容に、基本的な問題があったことを示している。それは単に杜撰（ずさん）な診断であったというだけではない。当時、徳島で献身的に治療にあたられた故古川博士は「肝臓が二倍三倍と肥大した患者には、一生必ず後遺症がついてまわると思います。と

くに二十歳になるまでは厳重な注意が必要です。おそらく将来あらゆる病気に抵抗力がありませんから、わずかな病気と油断せず、早目に徹底的になおして下さい。……」と言い残されている。そのような視点が厚生省の「精密検診」には欠けていて逆にそのことを訴える被害者の発言を封じてきたことになる。

「行政処理」の虚構

のちに述べるように、その当時の資料全体を、被害者の調査診療に自主的に当っている医師たちに公開するようにという要請に対して、厚生省はこれを拒否しつづけている。十五年間にわたるこれら一連の厚生省のあり方は、単に被害者の身体に関する治療・補償問題を抹殺するだけでなく、その治療・補償の基盤となる被害者の基本的な権利を失わせてきたのである。

四十五年の岡山大学での「後遺症学術シンポジウム」に集約された報告の対象となった被害者の数は、昭和三十一年に厚生省が発表した患者一万二千百三十一人の一割にもみたない。したがって現在公開されてきている被害者の実態は、被害の全貌ではない。しかし被害児の親たちの全国組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」に連絡がつく被害者たちも、しだいに増えてきている。

このような状況において、厚生省と森永が、その当時の資料全体を、被害児を守ろうとする医師たちに、なおも秘密にしつづけてきた真の理由は何であろうか。企業保護の優先にあることは言うまでもないが、同時に、問題を「第三者」委員会によって「行政処理」をしてきた政府の虚構が、この森永ミルク中毒事件にかぎらず大きく崩れさることになるからである。そのためにはまた、当時の資料を秘密にし、被害者全体の結集を妨害し、被害者たちの基本的な権利を失わせつづける必要があることになる。

当時の被害児の多くは、四十五年の三月に中学を卒業した。卒業して就職しようとした被害児の中には、みずからが被害児であることを会社側に伏せておかなければならないと判断した例がある。また「とってもいい働き口」につとめたと意気込んでいる少女が、被害者であることを知られて、つとめて二日目の朝、解雇されている。今後いくらでも発生するであろうこれらの差別は、政府・厚生省の「第三者」方式や秘密主義が、その根底からくつがえされて被害者への積極的な治療・養護・補償がすすめられていく中でしか真に解消していく道はないだろう。

二、「第三者」委員会

「良き範例」

「岡山県記録」の編集後記は次のように述べている。

「……今回の事件の特長の一つは、大学という研究機関と、県衛生部を中心とした行政官庁とが、各々の責務の実体と限界を認識し、之を堅持しつつ円滑に連絡をとり極めて都合よく行った事である。この実情を伝えることも本報告のもつ意義として大切なものであると考える。……行政庁が中毒患者死者調査委員会を作って、有識者と協力の上精細な綜合的調査を行ったことを本報告は洩らさず記載し得ているが、之は願はぬ事ながら他日起こる事のあるべき同様の偶発事件に対する今後の良き範例となるであろうか。……」

この事件が「偶発」かどうかは別として、その後六十年代に体系的に連発した公害や労働災害は、まさにこの「編集後記」が指示した通り、「行政庁」が「調査委員会」をつくって「有識者と協力の上」「極めて都合よく」行政的に処理をされてきたことになる。その「良き範例」といわれる「調査委員会」は、この森永ミルク中毒事件の場合、三種類以上の「第三者」委員会によって重深型に構成

され、厚生省を通じて一つにまとめられている大がかりな「機関」なのである。

「五人委員会」（補償を「処理」する「第三者」）

「岡山県記録」によると、厚生省は、被害者と森永の間の「対立的不安」が深まり「このまま経過することを許さざる様相を呈して来た」ので、次の五名に「委員会を結成」させ、「補償問題並に、これに付随する事柄に関する意見書を作製するよう希望」した。

内海丁三　時事新報社取締役主幹
小山武夫　東京都済生会中央病院長
田辺繁子　専修大学講師、人権擁護委員
正木　亮　弁護士
山崎　佐　弁護士

「昭和三十年十月二十一日、森永は厚生省に、その意見書による解決案を誠実に履行すると確約し、且つ厚生省もその意見書の趣旨を尊重するというので、直ちに（筆者注：同十月一日付）『五人委員会』として発足した。

従って本委員会は、厚生省附属の委員会でもなく、また森永の委員会でもなく、固より被災者側の委員会でもないのであって、ただ第三者として公正妥当と認める本件補償問題解決案の作成を主たる任務とする委員会である。又本件は森永だけに関することではあるが、広くいえば、わが国の粉乳製造界に重大な影響を及ぼすことになるので、日本乳製品協会は、これを重視して、本委員会に関する諸費用は、日本乳製品協会で負担することになった。」

「行政処理」が目的

この「五人委員会」は、結論として死者一名ごとに二百五十万円、患者に対しては一名ごとに一万円を、森永は「贈呈」するべきであると述べ、これは森永の「道義上」と「習俗上」の「責任を考慮しながらきめたものであって、その法律上の責任については全然ふれていないのである」と説明している。そして、「しかし将来、森永の法律上の責任が明らかとなって、もし森永に何等かの賠償の責任があるとされた場合には、……贈呈した補償金は、法律上の責任による賠償の中に、充当されるか、又は控除されるべきものである」という特徴的な「行政処理」方式をここで打ち出しているのである。

なお、この意見書は、「専門医家」たちが後遺症について「概ねほとんど後遺症は心配」なかろう、「今なお引きつづき治療をうけているものは、後遺症ではなく、原病の継続である」といったので「本件中毒に起因して、別の疾病にかかったことが明らかに診断された場合は……本件中毒患者に準じ配慮」し、「将来医学上後遺症と認むべき事例が確認されたときには、別に補償方法につき考慮される」と述べている。一見、論理的に整ったようなこの文書の真の内容は、次の二つの「第三者」委員会などの虚構との関連において見なければ、正しく把握することはむずかしい。

「小委員会」（「診断基準」をこしらえる「第三者」）

厚生省は「五人委員会」をつくった経過にあわせて、「診断基準」の作成を十月六日付で日本医師会長（小畑性清）に依頼、日本医学会長を経て、昭和三十年十月八日、大阪における小児保健学会において「協議の結果、小委員会を設けて討議決定することになり、委員の選定を会頭に一任することを決めた」結果、つぎの「小委員会」がつくられた。

会頭：阪大教授　西沢義人
岡大教授　浜本英次

徳大教授　北村義男
兵庫医大教授　平田美稔
京都府立医大教授　中村恒男
奈良医大教授　吉田邦男

昭和三十年十月九日、会頭は阪大医学部小児科教室に委員を招集し「慎重審議の上」つぎの事項を決定した。

「中毒の区分を第一度、第二度、第三度と呼ぶ。
（軽度、中等度、重症等の言葉は使わない方がよい）」

「下記条件に該当するものを第三度とする。
MF印調整粉乳を飲用して、(1)　死亡した者。……　(2)　生存者について　(A)必須条件(イ)……(B)附帯条件(イ)……」「……下記条件に該当するものを第一度とする。……」

「治療判定基準、(1)　必須条件　(イ)一般症状が完全に消失していること。　(ロ)血液像が略正常に復していること。　(ハ)肝臓が軟かくなり大きさも二横指以下に縮小していること。　(2)　附帯条件　(イ)心電図が正常に復していない者は、以後の管理を要す。　(ロ)眼症状が正常に復していない者は、以後の管理を要す。　(ハ)色素沈着は多少残存しても顧慮するにはおよばない。
(ニ)中毒者で以上の基準外にあると思われる者は、特に専門的な検討により決定すること。」

「後遺症、現段階における所見（例、眼底所見、肝臓障害等）が後遺症となりうるか否かは未だ断定しえない。」

治療指針、……その治療法は極めて多岐で而も各自に理論的根拠によって処理せられたものと解せられるので本委員会において、結論を出すことは、非常に困難である。」

治療法だけは「各自」の「理論的根拠」が認められていて、「小委員会」としての問題にはなっていない。「診断基準」をもれなく適用させることだけが重視されている。

「調査委員会」（死者・患者を「認定」する「第三者」）

厚生省は、上記の「小委員会」の決定に先立ち、昭和三十年九月一日「森永MF調整粉乳による砒素中毒の患者処理について」府県へ指示。その中にはつぎのような部分が含まれている。

「(イ)　患者、死者の確認決定について、a……、c症状、経過等、死者の症状学的調査においては、……衛生当局或は委託した医師が必ず関与すること、d摂取状況調査においては……砒素による慢性中毒であるため、或一定期間原因粉乳を飲用しなければ発病しないものであるとし、且つ又人工、混合栄養の差により潜伏期も当然異なるものであるから、必要により生後より発病までの飲用した粉乳の量、種類及びその期間を調査し、空缶があればその缶マークにより種類を確認すること。……、f……尚衛生当局においても患者・死者の確認が困難なる例症がある場合は、管内の専門医、権威者等による確認決定のための特別の委員会、或いは、調査班等を必要により県に、或いは保健所に設置し、……」

会議の「規程」とその内容

岡山県は、昭和三十年九月八日に「岡山県砒素中毒患児死者調査委員会（以下、調査委員会という）」を、岡山県砒素中毒対策本部内に、つぎの「規程」によって発足させた。

「……。三、委員は衛生部長、公衆衛生課長、医務課長をもってこれにあて、その他学職経験のあるものの中から岡山県砒素中毒対策本部長がこれを委嘱する。……。六、委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。七、委員長は必要に応じて関係者に会議に出席を求めて意見を述べさせることができる。八、……」

この「調査委員会」は、昭和三十年十月十四日から翌年四月二十八日まで、六回にわたって「砒素中毒患児及び死者の確認が困難なる例症について、これを調査審議しその確認」をしている。その議事録によると、砒素中毒による死亡でないと「否定」された理由を類型ごとに拾ってみると、例えば次の通りである。

「否定・理由、砒素が直接原因で死亡したとは言えないが併し砒素による中毒は認められるから、適当な弔慰の手段を講ずることがよいという結論になった。」

「否定・理由、死因判定の申立については砒素によるものではないと判定す。更に砒素中毒かどうかを考えてみたが確証がない。」

「否定・理由、低栄養のため。」

「否定・理由、MFミルク缶を一か月も飲んでいない。」（筆者注：表一～四）

生産工場	製造年月日	定量値 (As_2O_3として)	検体数
MF	5421	21 (ppm)	1
MF	5422	35	1
MF	5424	30 45	2
MF	5426	40	1
MF	5515	12～20	3
MF	5519	19	1
MF	5520	25～34	2
MF	5525	30	1
MF	5528	19	1
MF	5529	34	1
MF	5611	35	1
MF	5614	30	1
MF	5619	29～38	2
MF	5624	8	1
MF	5804	20	1
MF	5805	14	1

表1. 森永粉乳砒素定量分析例

Gutzeit法などによる定量値。左列は国立衛生試験所（「岡山県記録」より），右列は大阪府衛生研（同所報告第4号）。各報告のうち，定量されずに「検出」されただけの検体を除く。

生後月数	1ケ月	2ケ月	6ケ月
粉乳1日用量	84gr.	108gr.	155gr.
含有亜砒酸	2.5mg	3.2mg	4.6mg

表2. 1日当たりの砒素飲用量代表値。

森永による1日当りの指示使用量と，代表的な定量値（砒素含有率）の積（厚生省報告；「岡山県記録」より）。

亜砒酸の致死量（成人）	100～300mg
中毒量 （〃）	5～ 50mg
1日の極量 （〃）	15mg

表3. 中毒量と致死量。

（厚生省報告；「岡山県記録」より）。乳児は，成人の約0.1以下のオーダー。

飲用罐数	1	2	3	4	5	6～	
患者126人中	14	22	17	21	14	38	
月令	1	2	3	4	5	6	7～
患者126人中	8	15	24	26	14	9	20
飲用期間	1	2	3	4	5		
患者126人中	20	50	27	20	9		

表4. 発病126例における発病までの飲用缶数・月令・飲用期間ごとの患者の分布

「岡山県記録」より。

「医学」の射程

その「第一回調査委員会」では「審査基準」について、次のような論議が行なわれている。

「大体二つの方法があると思う。一つは少しでも症状のある人がいれば被害者として取り扱うようにする。二、は出来る限り厳密に行う、証拠のない人は入れない。夫の何れにするか」

「粉乳による砒素中毒で死亡したのではないが、砒素で死亡したとする傾向のものが出てこないだろうか」

「基点は本当の真理を求めて進むことがよいと思う。最初から主観を重んじて色眼をもって見ることは勿論よくない。」

科学としては未知の領域が極めて多い。『医学』自体の課題を、被害者への疑義という形におきかえることによって解消させ、『科学』としての位置づけを保たせるような論議までされている。」そ

のこと自体がすでに『科学』としても誤りであると同時に、被害者を守る医学の立場を転倒させたものである。

「MF」ミルクの「砒素中毒」による死亡である可能性が科学的に認められていながら、この可能性を否定する科学的な根拠が示されないままに、「否定」という断定が下されているのである。

「行政庁」の「委員」が選択した構成員で構成された会議の「多数決」によって、それが「決定」されてきている訳である。先に引用した「調査委員会」の「規程」にみられる審査方法は、その審査の内容と結果に無関係ではありえない。とくに、「規程」の第七の条項は、「関係者」当事者などを会議から排除することを正当化するための条項として運用されうるもので、この種の「調査委員会」の立場と性格を特徴的に示すものである。ちなみに、昨年の国鉄EL・DL機関助士廃止問題をめぐる「調査委員会」の「報告書」に対する公開質問状が出されたとき、大島正光委員長は、「……学識経験者その他の出席をもとめ、意見を聴取することができる、となっており、意見を聴取しなければならない、とはなっていませんでした」という回答まで行なっている。

「精密検査」組織網（手をくだす「第三者」）

昭和三十一年三月二十六日、厚生省公衆衛生局長は各府県知事あてに「森永粉乳中毒患者の精密検診について」通達。入院、通院中の患者と、「回復者であって予後後遺症等について不安を感じている者」について「精密検診を行うため、当分の間、関係都道府県は当該都道府県医師会と十分協議した上、各科を具備し、かつ検査施設の完備した適当な医療機関をあっせんする。……回復者である旨の証明がある場合は、保健所において適宜その証明を行う様にする。検診の結果、本中毒に基因すると考えられる患者については、できるだけ右二の医療機関の治療をうけるよう指導する。……」という指示にある通り、検診を受けさせる機関の指定と、その機関への被害者の吸収が強く要請されている。

「岡山県記録」によると、岡山県においては「この指示とは別に独自の考え方により、全患家より検診希望病院のアンケートをとり、その結果県下十病院を選定し」県医師会長と各病院長が精密検診実施について打ち合せ会を開いた結果、その「要領」は前記の「小委員会」の「診断基準・治癒判定基準」と同様、「原則として次の三条件について検診する」ことが決められている。

一、砒素中毒患者としての一般症状が消失しているかどうか。

二、血液像が正常に復しているかどうか。

ヘーリ　七〇％以上

赤血球　三五〇万前後　}一応の基準

白血球　六、〇〇〇前後

三、肝臓は軟かく二横指以下に縮少しているかどうか。

なお、前記三条件以外の検診を必要とする症状が認められる場合は、その専門科へ廻診のこと。

また原則として右三条件について検診を行うが、砒素中毒患者としての症状が認められぬ場合、被害者側の不安がなくなり、保護者が納得すれば、二、三、の検診は省略し得ること。

この「検診基準」の決定は、あわせてその「検診結果報告」とかその「備考」、という形での次のような決定と照合してみるとき、それ自身の論理的欠陥が、厚生省傘下の全国的な組織網となっていた各府県当局・病院・医師会などによって忠実におおいかくされながら適用されていく仕組みになっているのがその特徴である。

「検診結果報告、森永粉乳中毒検診者名簿に詳細記入のうえ県衛生部長宛報告のこと。

一、異常があり爾後再検診または治療を要する患者について

は、詳細にその旨記入して主治医の意見書並びにカルテの写しを添付する。なお患者の保護者に対し、無用の不安をいだかせないようにする。

二、異常のないものに対しては、簡単にその旨記入のこと。なお被災者側には検診時納得のゆくよう伝えること。」

「備考、精密検診の目的は、父兄の抱いている無用の不安を除去することにもあるので、これが円満な解決を図るため、……

一、…二、砒素中毒患者としての症状が認められるが急を要しない場合、または判定困難な患者（±の症状）に対しては、検診期間中にこれらの患者に対する取扱を決定するから、その旨患者の父兄にお伝え下さると共に、無用の不安をいだかせないようにすること。三、異常の認められぬ場合は被害者側に納得のゆくように伝えられること。

四、砒素中毒患者として判定困難な患者（＋－の症状）に対しては、症状を簡単に記入した医師の意見書を患者に持参させて、岡大附属病院へ早急に回診されるよう患者の保護者に指示すること。」

ロバの遮眼帯

岡山県では、このようにして昭和三十一年七月から九月にかけて申込者一、四七三名のうち、県指定病院への受診参加者一、三三七名について「精密検診」を行ない、「要再精密検診者」四十八名のうち三十三名について、十一月十五日を期限として岡大附属病院で一括再精密検診を実施すること、および二名の要観察者を十月十三日に決定し、その他の一、三〇二名については、県衛生部長から保護者あてに「……永らく御不安のうちにお過しになったことと存じますが、さきに実施されましたあなたのお子様に対する精密検診の結果について〇〇〇病院から異常が認められない旨の報告がありましたので、御安心下さいますようお知らせいたします。」という通知を十月二十五日付で発送している。

なお、この「再精密検査結果」についての「協議会」が、十一月二十八日、岡大小児科浜本教授ほか三名、同眼科赤木教授、県医師会長、大森衛生部長ほか県衛生部関係課長、係長、係員など七名の合計十二名によってもたれた結果、次の「結論」がだされた。

一、再精密検診の結果、砒素中毒の影響と確認される病状があり、医療の継続を必要とするものは認められない。

二、再検診者三十名中二名（……）は、なお眼底異常と認められたが、その障害の程度を正確につかむことが困難であり今後経過観察として年一回位の検診を行う。この件については、岡大眼科において患者に納得さすようにする。

三、未検診者三名（……）及び要観察者二名（……）についても、一、と同様の結論となった。

昭和三十一年十二月十五日、岡山県衛生部長は、これらの保護者に「……さきに実施いたしました再精密検診の結果について、岡大附属病院からあなたのお子様は現在のところ砒素中毒の影響と確認される病状は全くなく、又医療の継続を必要とすることもない旨の報告がありましたので御安心下さいますようお知らせいたします。……」という通知を出している。

「第三者の誘導」

当時の被害者の全国組織「被災者同盟」は、このような厚生省が示した「精密検診」の通達と、その後遺症対策の決定をみて、「五人委員会」の裁定を昭和三十一年四月十三日に承認し、六月には解散している。

ところが、その裁定の真の内容は、「小委員会」の「診断基準」と、厚生省が各府県に指示してつくらせた「精密検診」機関や「調

査委員会」などの運営にあった訳である。

当時の厚生省の楠本環境衛生部長は、ある府県の衛生部長に電話をかけてきて、「君のところは要注意者が多すぎるがどうしたのだもっとよくしらべよ」と言ったという。このような指令を内容とする各府県の「精密検診」をうけた被害児の親たちは「昨日まではヒソ中毒、今日からは先天性」という、「中毒をケス」検診であったといっている。

被害児とその親たちは、このような厚生省の「第三者」方式によって「被災者同盟」を解散させられ、医者からも見はなされ、報道機関もいっさいとりあげなくなり、その後十数年間「まっ暗やみのトンネル生活」に入ったと述懐している。

「行政処分」研究会（利潤だけに尽くす「第三者」）

厚生省は「第三者」方式によるこれらの「行政処理」をするよりも先に、昭和三十一年一月十四日、東京都庁で「学識経験者及び飼料関係専門者の意見を聴取し」砒素入りのMF印ドライミルク缶の「終末処理」を斡旋している。「鶏雛の生長促進用」として「配合飼料に混和」すると砒素を含まない配合飼料よりも効果があったという試験成績に「筋肉、肝臓における砒素の蓄積量も小さく、大部分が排出される状況であり、……」という説明を付して、昭和三十一年三月十三日、厚生省公衆衛生局長が各府県に回収、森永MF粉乳を「東京都葛飾区奥戸本町一、〇〇〇、日本建鉄KK中川工場内、森永乳業駐在員あて」に回送するよう「通達」し、回収総缶数六九五、七四〇缶のうち、ぬきとり再試験をして四五二、一八四缶だけを「行政処分」として、処方つきで育雛飼料に仕立てた。この「終末処理」は「東京都庁」として行ったことになっており、「行政処分」された「処理製品」は、森永から次の会社に引渡している。日本飼料KK、中央区銀座一丁目五、全国購買農業協同組合連合会、千代田区有楽町一丁目十一、日本養鶏購買農業協同組合連合会

「極量」をはかるかに越えた「許容基準」を設けて被害者を「否定」し、その後の公害の「処方」を仕上げた政府・厚生省は、さらに農林省や当時の東京都関係者までも動員して、森永乳業と「わが国の粉乳製造界」のために、最近の「公害防止産業」もおよばぬほどの保護と援助を、このような方法によっても行なっていたのである。しかしこれらは、「岡山県記録」に記載することを厚生省が許可した範囲内の事項にすぎない、という。

「財団法人森永奉仕会」（基金の上の「第三者」）

「昭和三十一年春、……MF事件を契機に、将来この種の不祥事件の発生を防ぎ、乳幼児の栄養の向上を図るための研究機関の設置を意図した。ひとまず、社外の学識経験者を発起人に委嘱して検討した結果、同年八月、財団法人森永奉仕会を設立して、これに三、〇〇〇万円を寄付することを決定し、翌三十二年二月二十日、厚生大臣の設立許可を得、爾（じ）来同社から毎年寄付がつづけられて、昭和四十一年度には基本金は当社の目標額の一億円に達した。」

その「財団法人森永奉仕会」の役員は、昭和四十二年五月現在、つぎの通りである。

理事長　小山武夫：東京都済生会中央病院長、当時の五人委員の一人。

常務理事、理事五名。

監　事　山崎　佐：弁護士、医博、法博、元公安審査委員長、元日弁連会長、当時の五人委員の一人。

監　事　内海丁三：日本放送協会解説委員、駒大教授、元産経時事主幹、当時の五人委員会の一人。

評議員　西沢義人：阪大名誉教授、当時の小委員会の委員長。

浜本英次：岡大教授、当時の小委員会委員。
楠本正康：当時の厚生省環境衛生部長。
館林宣夫：厚生省環境衛生局長。
中原竜之助：厚生省公衆衛生局長。
渥美節夫：厚生省児童局長。
石館守三：国立衛生試験所長。
曽田長宗：公衆衛生院長。
越智勇一：日本獣医学会長。
小林　彰：前東京都衛生局長。
目黒勝郎：東京都衛生局長。
その他各大学医学部教授など計二七名。

その「事業」として、(1)　各個研究奨励金三、六〇四万円を、日本小児学会、畜産学会、獣医学会、農芸化学会、家政学会、食品衛生学会、ビタミン学会、栄養食糧学会などの四一三件について、各研究機関の個人宛に出しており、(2)　総合研究奨励金一五〇万円を日本小児学会の東大高津忠夫、神戸大平田美穂、岡大浜本英次の三教授に、さらに(3)　森永奉仕会賞として、各学会、各研究機関の個人あて、という形式をとって、累計三、八二四万円を出している。その他、政府刊行物の「援助」など数項目が、その「事業」の内容とされている。

その「事業」の個々の内容の功罪とは別に、厚生省とその傘下の医療機関や各大学の研究機関が、企業の「技術開発」と「市場開発」に運用されていることが先ず注目される。

それは、同時に、「森永ミルク中毒事件」をめぐる企業責任の追及に対処するための、大規模な兵站（たん）基地として用意されてきていることでもあろう。

ちなみに、昭和四二年に「創業五十年」を迎えた森永の「五十年史」は、つぎのように述べている。

「……この間の中央地方の衛生ご当局のご苦心とともに、これら直接治療にあたられた諸先生のご尽瘁（すい）こそ、今日ひとりの後遺症者もなく、……全員治癒の輝かしい成果をあげられたのであります。

また、引き続く補償問題については、五人委員会の諸先生をはじめ各地に設けられた委員会の正しいご指導とご忠告によって今日ほとんど円満に解決し、むしろ世間の強いご同情をかちうることができ……』

この「五十年史」の中で、阪大西沢教授はつぎのように述べている。

「昭和三十年十一月二日、私は五人委員会に招かれて、……次のような意見を述べた。

一、今回の事件では被害者はふたつである。……この重大な事態をひきおこした当の責任者である森永乳業にも、全然失態はなく、同社こそ悪徳業者の詐欺にかかった第二の被害者である。

森永乳業がなんの目的で第二リン酸ソーダを使用したか、私は知らないが、食品衛生関係法規にはふれないと聞いている。……第二りん酸ソーダの砒素含有量は三ｐｐｍ以下であり、これは生体にたいしてはなんらの影響はなく、医学的には顧慮するに足らない数字である。事実において徳島工場では過去三年間使用して、なんの支障も認められていない。……」

その筋書きの通り、「五人委員会」でも厚生省でも、そして徳島地裁においてまでも、その後の十数年間、ことが運ばれてきた。医学界の最高権威者が、「法規」にふれるかどうかを述べてみたり、一工場の「過去三年間」の経験だけをたよりに、「第二りん酸ソーダの砒素含有量は三ｐｐｍ以下」という何かの立てまえと事実を混同させることによって、「第三者」の「正しいご指導」が開始されていったのである。

三、『十四年目の訪問』以降

「患者はその後どうなっているか」

四十四年十月、日本公衆衛生学会で、阪大丸山教授らは、「十四年前の森永MF砒素ミルク中毒患者は、その後どうなっているか」、大阪の被害者六八例について養護教諭・保健婦などが自主的に行なった訪問調査「十四年目の訪問」を報告した。

この報告によると、「脳神経症状とおもわれる症状を呈しており、かつ社会生活上何らかの支障をきたしていると考えられるもの七名。外部からの観察において、身体上一般的でない何らかの症状があると思われるが、社会生活にさほど支障がないと考えられるもの二十五名。何らかの不健康な徴候を訴えていると考えられるもの十八名。現在のところ異状な症状がないもの十三名。これらの人たちをどう救うかという問題が提起され」てきている。

ところが、これに対して、「臨床医の診断がない」とか、それは「後遺症ではない」とか、またしても当時の「調査委員会」の閉ざされた視野の中の論議――未知の領域が極めて多い「医学」自体の課題を、被害者への疑義にすりかえることによって解消させ、それによって「科学」としての位置づけをしてみたり「学会」としての地位を保持しようとするような論議までなされたのである。

そのような反論がだされたことを、「意外だったよ」と丸山教授はいっている。

かつて十五年まえ、「もとより被災者側の委員会でもない」と称する「五人委員会」や「小委員会」、「精密検診」機関、「調査委員会」など、森永乳業のため、「わが国の粉乳製造界」のために厚生省が組織した「第三者」機関の中の「臨床医」たちが、その視野の中でしか「日本公衆衛生学会」をとらえようとしていないのは、やはり「意外」といわざるをえないだろう。

ふたたび立ちあがる親たちと医師

しかし、この報告とともに、厚生省とその「第三者」機関の傘下におかれてきた医師たちの中からも、被害者についての報告がひきつづいて行われるようになった。そして、十四年間の「まっ暗いトンネル生活」をしてきた全国の被害児の親たちが、かつて「第三者」機関のために失った「被害者同盟」の再建「森永ミルク中毒のこどもを守る会」に結集する緒を見出した。全国にちらばって互に連絡するすべもない被害者たちも、現在までに、奈良・大阪・岡山・広島・徳島・香川・京都・兵庫の各府県に支部をもち、その他の都道府県の会員も全国本部（岡山市番町一の十の三十、岡崎哲夫方）に結集の輪をひろめ、一九七〇年八月二十三日、第二回全国総会をもち、公害に対する全国民的なたたかいの一環としても、この運動をとらえていくことを確認しあった。

一九六九年十月の公衆衛生学会での論議と、その後の運動の高まりを見た厚生省は、岡山県を手はじめに、またまた「精密検診」と称する「行政処理」を試みてきている。それが単なる「行政処理」であるかどうかは、その予算が、わずか一三〇万円にすぎないことだけを見ても明らかである。岡山県の当時の被災者約二、〇〇〇名のうち、県が行なったアンケートに対して受診を希望すると答えた被害者だけでも六六八名であるから、これでは、阪大医学部の調査会が学用患者として行なってきた検診や、民主的な医療機関が行なってきている程度の検診に比べてみても、桁ちがいに不足な予算でしかない。「小委員会」の「診断基準」による、かつての「精密検診」の記憶をよみがえらせて、深い疑念をいだき、これを拒否すべきだと判断する親たちがあっても、当然のことであろう。

「森永ミルク中毒のこどもを守る会」に結集する親たちは、四十四

年十一月三十日の第一回全国総会において、厚生省と各府県に対し、つぎの主旨の要請を決議した。

一、被害児を守る人道的医療陣の後遺症究明に協力せよ。

二、本事件に関するいっさいの資料を、これらの医療陣に提供せよ。

三、これらの医療陣の調査研究に基づく検診基準と、その指定する検診機関においてのみ被害者は検診をうけ、その他の検診は拒否する。

四、森永に対していっさいの資料を提供するよう指示せよ。

十五年目の厚生省

これに対し、昭和四十五年二月二十六日、厚生省が岡山県を通して行なった次の主旨の回答は、事件発生当時と現在を結ぶ厚生省の基本的な態度を、きわめて簡明にあらわすものといえよう。

一、森永に対し、名簿、カルテの写し等を含む、当時の資料いっさいを、現状のまま、ただちに森永ミルク中毒後遺症調査研究班に提示するよう指示せよ、という要請については、――調査研究の目的を達成するに必要な資料を、研究者自身が当時の主治医に依頼すべきであると思料されます。またご要望の資料の中には、個人的秘密に関することもあると思料されますので、厚生省が企業に指示することは不適当と判断いたします。

二、検診・治療・養護その他救援のため必要な諸経費について研究班の要請される金額を、ただちに、かつ無条件に支弁するよう森永に指示せよ、という要請については、――被害者の方々の中には、現在、身体的疾患を有する方がおられるのは存じていますが、その治療養護費等を企業が支出するよう指示する場合は、加害と被害との因果関係が立証されていることが前提条件と思料されます。

文部省は、映画「原爆の効果」をカットしつづけたことを、「被爆者の名誉を守るため」だと説明してきていたが、その部分が公開されたとき、カットされていた被爆者は、これで平和のために役立つ、生きがいを知った、と語っている。厚生省が守ろうとしたのは、被害者の「名誉」などではなくて、むしろわが国の粉乳製造界に重大な影響を及ぼすことを憂えた「日本乳製品協会」と政府が組織した「第三者」機関、そして何よりも政府・厚生省みずからの「名誉」のことではなかったのか。

地方自治体でも

四十四年十月十九日と二十日に、新聞が、資料「十四年目の訪問」をスクープしたとき、これを追って翌二十一日、大阪府の自治体は、各保健所へ次の主旨の通達を流していた。

新聞に掲載された後遺症のことについて、被害者が相談にきたら「一応事情を聴取し、記録のうえ、本人または保護者から直接下記の森永乳業大阪支店に申し出るよう（文書または電話でも可）指導願います。なお森永乳業大阪支店には、この旨連絡ずみですので念のため申し添えます。

記、大阪市北区堂島上一の二、森永乳業森永乳業株式会社大阪支店事務課長酒井敏明、電話大阪（〇六）三一二―三六三一～五」

この通達の通りに森永乳業を訪ねたある被害者は、厚生省の指示があるまでは森永として何もできない、という返事をされただけだという。

かつて十四年前に厚生省が各府県に命じて張りめぐらせた「精密検診」の網の目が、「十四年目の訪問」以降、大きく突き破られたことを知った当局は、自治体住民に最も近く、指令も通しやすい自

治体保健所を、加害者森永乳業の直接の窓口に仕立てて、破れた網の目をつくろいを急いだのであろう。

しかし、多くの地方自治体がこのような窓口にされている中で、京都府は、この問題について、「適当な医療機関を紹介するように」と通達し、決して「森永乳業の某氏のところへ」などとは言っていないのが注目された。また、岡山市の場合には、「森永ミルク中毒の子どもを守る会」を紹介してきている。地方自治の意義を浮き彫りにして見せられたような違いである。

なお、さる四十五年六月の京都府会では、「森永ミルク中毒被害児救済について」の被害者の親たちからの要請（六月十日）を、蟾川知事は全面的に受けいれ、一、早急に追跡調査を実施し精密検診をする。二、病院をあっせんする。三、養護施設収容は府が責任をもつ。四、被害者の保護者の組織（森永ミルク中毒のこどもを守る会京都支部）結成に協力することを表明し、さらに「全国的なことで厚生省がやるものとして取扱ってしまったことは申し訳ない。府民の健康を守るという立場で、府は府でやるべきだった」ことを認め今後のとりくみを約した。

また大阪府会では、すでに二月二十一日の共産党三谷議員の質問につづいて、三月七日、府議会全員一致で、「森永砒素ミルク中毒被害児に関する決議」が、政府にむけて採択されていながら、四月二十七日に「守る会」から府に出された要望書について、鈴木衛生部長は五月六日、同代表に対して、「企業責任や政府責任を追及するような団体に助成金は出せない」などという迂濶（うかつ）なことまで明言している。

すべての公害被害者とともに

さる七月、四日市において、青年法律家協会主催で開かれた第二回全国公害研究集会に参加された、「森永ミルク中毒の子どもを守る会」大阪支部の北村藤一氏は、「最近、森永は、森永ミルク中毒事件は公害ではない、事故だという主張をくりかえしています。これこそ彼らが被災者をだまし、国民をだまして、被害者を国民から切り離し、孤立させてきた一貫した主張です。私たちは、もう二度とこのような主張にだまされてはなりません。……」森永事件によって成功した「第三者」機関方式を、水俣病でもカネミ事件でも政府は色々と手直しして国民への攻撃に使っている。そのやり口の偽瞞性と不当性を徹底的にバクロする義務と責任を、私たち森永ミルク中毒被害者は負っている、と述べている。「つぶされても粉砕されても十四年間の闇を生きつづけ不死鳥のように立ち上がってきた森永ミルク中毒事件の被害者たちの闘い」は、いま、医師・弁護士・自治体労働者を含む支援組織とともに、日本の公害をなくす七〇年代のたたかいの重要な一環としてすすめられてきている。

四、公害史における「第三者」

毒劇物野放しを正式に認めた厚生省

最高裁から徳島地裁へ差し戻されたこの事件に関して、高松高裁は、「規格品発注義務と科学的検査義務に違反した企業としての過失」を認めている。

さらにまた、阪大丸山教授は、昭和四十五年五月三十一日に岡山大学で開かれた後遺症学術シンポジウムにおいて、その責任が厚生省にもあることについて、次の事実を明らかにした。

森永乳業徳島工場で使用された乳質安定剤の入荷経路をたどると日本軽金属清水工場から出ている。しかし、同工場長は、事件発生の約一年まえ、昭和二十九年十一月十日付で、静岡県に対して、同工場のアルミ産業廃棄物の売却について問いあわせをしている。静岡県は、すぐに厚生省へ問いあわせたが、厚生省はそれから一年後

事件発生後の昭和三十年十一月五日に、「毒物および劇物取締法別表第一に掲げる砒素化合物を含有する製剤に該当しない」と指示している。静岡県は同十一月十四日、「登録申請の必要はない。だが有毒成分を含んでいるので今後取扱いについては注意を要する」と付言している。

神武景気と日本の公害

政府も、森永乳業も、国民の安全と衛生を確保するに必要な条件を、つぎつぎに放棄していたわけである。そういう状況にあった昭和三十年からは、皮肉なことに、「神武景気」という言葉が流行しはじめていた。

日本の鉱工業生産力が、戦前の二倍を突破した年である。年表によると、昭和三十年二月、日本生産性本部発足、四月、日米生産性協定調印、十一月、保守大合同で自由民主党結成、となっている。

その前年（昭和二十九年）の五月には、MSA協定が発効している。アメリカとの結合強化の中で、設備投資・重化学工業化が急激にすすめられ、合理化白書に基づく「高度成長」がはじめられる。「拠点開発方式」が用意され、「地域格差解消、農工業の共存共栄、開発地域の住民福祉」などの標語とともに、重化学工業コンビナートや大工場の誘致を自治体が競いはじめていくことになり、やがて「所得倍増」などというセリフまで政府が使いだしていくことになる。

あわせて、昭和二十九年七月、人事院は、官民格差が九%以上あることを認めながらも、政府の政策に呼応して、以降六年間、六十年安保闘争の高まりをみるまでは、あえてゼロ勧告をつづけ、日本の低賃金体制を政府として確保していくための「第三者」機関の意図を露骨に示した。

国民の健康も自然も文化財も、何もかも公害に包みこまれ、国民所得が世界第二十位前後にとりのこされたまま、独り「高度蓄積」の要請だけが暴走しつづけることになる、その幕あけの年が昭和三十年であったといわれている。森永砒素ミルク中毒事件の引きがねがひかれたのは、まさにこの年であった。

森永ミルク中毒事件に関して高松高裁が認めた「規格品発注義務違反・科学的検査義務違反」などの、生産過程に関する企業責任の内容も、このような「高度蓄積」の軌道が無理やりにしかれる中で「生産性」（利潤と投資の比率）の尺度が、乳児の生命に関する基本的条件までも破壊してしまっていた、ということに他ならない。

赤ちゃんコンクールと食品公害

しかし、「神武景気」の中で発生したこの森永ミルク中毒事件の企業責任は、単に、生産過程におけるそのような「過失責任」だけではない。

「乳業資本は、保健婦・助産婦・医師など、あらゆる医療関係者まで動員して、赤ちゃんの誕生の瞬間から自社のミルクを押しつけるという宣伝を行ない、今日においても、ほとんどの病院が各乳業メーカーの系列下におかれている」という。

最近ようやく人工栄養児の高い死亡率などが指摘されてきているが、かなりの年月を経なければ明らかにされないこの種の食品公害の問題は、それまでは、その問題自体があたかも全く存在しないかのように「否定」されてきている。「赤ちゃんコンクール」は、まずこのような条件の下でひらかれてきている。

そのような状況の中では、もしも森永乳業徳島工場で、乳質安定剤とともに混入された砒素の比率が、もっと低いものであったなら「赤ちゃんコンクール」は、事件後の厚生省指令による「鶏雛」の「生長促進配合飼料」試験をまたずに、森永乳業のために「大成功」をおさめることになっていたかもしれない。「食品公害」の芽は、

この頃から厚生省みずからの手によって公然と育てあげられていたのである。

「合理化」攻撃と市場開発が合目的

労働省の統計によると、年々ふえつづけてきている日本の婦人労働者の中でも、既婚の婦人労働者がきわだって増えてきている。ところが、その中の「育児時間」を請求すべき乳児をもつ婦人のうちその「育児時間」を請求した婦人の数「育児時間請求者の割合」はこの統計がとられはじめた頃からすでに低すぎるけれども、ここ数年、さらに減りつづける傾向を示している（表五）。

昭和年	39	40	41	42	43
請求者総数(名)	27	29	24	24	20
30～99人	21	29	20	20	13
100～499人	24	23	20	20	18
500人～	38	37	36	33	31

表5　育児時間請求者の割合

全国の事業場規模ごとの当該産婦を100とみた値。ただし，同一人の請求については回数，時間ともに関係なく，年間ただ1回の請求をした産婦も1人として数えられた報告に基づく請求者推定値

（労働省婦人労働調査資料第57号）。

このことは、まず、この統計がとられはじめた頃からすでに、人工乳による育児を前提とした労働条件が無条件に許容され定着させられてきて、そのためには母乳による育児を前提とした労働条件が、すでに大きく破壊されてきている、と見なければなるまい。

保育所・交通・住宅などの条件が改善されないうえに、人工乳による育児を前提とした労働条件が、実質的に定着している中にあっては、ここ数年の職場における激しい「合理化」攻撃が母乳を放棄させ、「育児時間請求権」をうばい、さらには母子衛生の基盤まで破壊していくことを拒む依りどころを見だすのは、そのような婦人労働者の条件を顧りみると、容易なことではない。

戦後いちはやく森永によって開発されたというこの種の人工乳は日本の低賃金体制の底辺を構成する婦人労働者への「合理化」攻撃を、さらに一層容易にし、そのことがそのまま乳業資本の市場開発になっているという仕組みの中で、医療機関を全国的に支配し、その関係者を動員まですることによって、乳児から母乳を奪いとり、その死亡率までも高めてきている、という。（表六）

昭和24年	4月	0.1億円
24	9	0.7
26	12	1.5
29	4	4.65
32	10	9.6
36	10	15.0
37	7	25.0
39	10	40.0
45	3	60.0

表6.　森永乳業の資本金推移

公害史における「第三者」

いま徳島地裁で行われている刑事訴訟では、粉乳の生産工程だけに論議が絞られており、被告人は、工場長ほか一名である。しかし、すでに高松高裁が指摘した「規格品発注義務」や「科学的検査義務」についての違反は、明らかに「神武景気」に乗じた「高度蓄積」をなしとげるための「生産性」向上の目的に合致する違反行為であるという事実だけをみても、その被告人の設定は適当ではなく、やはり企業がその被告でなければならない。しかも、その徳島工場の某氏によってひかれたという引きがねによって、全国で少なくとも、一万二千百三十一人以上の死者患者を発生させたものは、すでに述べたようなかたちで市場を開発し、商品を流通させてきた企業・森永乳業にほかならない。

かつて十五年まえに、厚生省が「電報指令」をうち、その「第三者」機関をつくった頃には、政府も森永も、「わが国の粉乳製造界」も、ともにその企業責任を認めていた。「第三者」機関がつくられたのはそのためであった。責任の所在を、責任のない「第三者」へ次々にタライまわしにしておいて、最後には一枚のカルテをさらに行

政的に翻訳した一片の「通知」に対してのみ、被害者を向かい合わせてしまうためである。

「極量」をはるかにこえて「致死量」にも達する程度の砒素その他の毒劇物が連日投与されている場合でも、「ある一定期間原因粉乳を飲用しなければ発病しないものである」、「一か月も飲用していない」ので砒素による死亡ではない、とするような無謀な「許容基準」を、「医学」の「射程」に合わせて設定し、これを全国の医療機関の「権威」の名をかりて押しとおすための計画が、「電報指令」を追うようにして仕組まれていったのである。

水銀もカドミウムも排気ガスも、まだこの程度なら、「ある一定の期間」までには日本民族が亡びてしまうとはいえない、という論法が、この時すでにまかり通っていた訳である。まかり通らせた「第三者」たちは、その被害者たちによってだけでなく、日本の科学と公害の歴史の中で、日本の国民全体によって追及しつくされなければならないであろう。

能瀬　英太郎　商業

被害者同盟の解散と守る会の結成

――「森永ミルク事件史」より要約――

各府県同盟並び全協は華々しく発展していった。しかしその発展と闘争の陰で黙々と目立たぬ努力を傾注する人の極めて少なかったのも事実である。多くの代表委員が徒らに大言壮語を好み森永側に自己を売り込み、地味な仕事に関心を持たなかった。

当初、森永は同盟を認めないとの態度を堅持し、森永・被災者双方の合意による補償の円滑な実施を拒否して、すべて一方的に強行せんと企てて来たが、同盟の指令による被災者の行動が一糸乱れぬ統制を示し出すと、森永側は漸く焦慮の色を見せはじめた。同盟が承認しない金はことごとく被災者によって拒否され、指令によって押しかける毎日数百の被災者の人波は、森永の心胆を寒からしめ、事務を麻痺させた。森永側は代表委員の前歴を調査し、盲点の発見に努めた。そして借金のある者には金銭をちらつかせ、名声を欲する者には栄誉で誘惑した。

「会社経理の都合上、いつどこで、何処のどなたとお会いしても、今までに申し上げまたお払い致している以上のことは絶対にできません」これが十月三日午前九時、東京森永本社における会見の冒頭において発せられた森永乳業株式会社常務取締役七海久の偉大なる宣言であった。これは、あれだけその道義性を激しく追及されている砒素中毒事件を引き起こした資本家の態度であり、また彼等の本質を極めて的確に表現している言葉であった。

事態は全協幹部の判断通りであり、予想されていたことと寸分違わなかった。かくして首都における三日間の旋風作戦が敢行されたのである。作戦の主要方針は最終的な実力行使すなわち全森永製品に対する不買運動の場合に備えての布石におかれていた。

全協のリストに上がっている凡そありとあらゆる社会団体を訪問すると、それぞれの立場から激励され、支持を約束された。首相官邸に、国会、厚生省、各労働組合、新聞社、政党と、全協代表のスケジュールはぎっしりとつまっていた。

森永側は漸く憂慮の色を深めた。七海久は全協に対して申し入れて来た。「随分諸方面を回っておられるが、できれば中止してもらいたい。私たちは皆様と十分納得の行くお話し合いをしたいと思っている」

だが実際に交渉を始めてみると極めて難行した。相互の立場は余りにもかけはなれていたのだった。全協の主張の根本理念は「森永を潰すことを目的としないが、患者を救うために会社が潰れたなら止むを得ない。しかし被災の事実と親達の苦悩に正直に目を注いで

貰いたい。そして会社の経営よりも赤ちゃんを救うことを先ず考えて協議したい。その上で会社が潰れては困るということが分かれば更に考え直そうではないか」というものであった。森永側は交渉のたびごとに「会社経理の都合」を持ち出した。

世論は日に日に森永側に不利になっていたし、交渉を決裂させた場合における全国の情勢は想像を絶するものがあった。森永側としては、とことんまで粘り抜きながらも、いつかは「緩和政策」を取らねばならないとは感じていたらしい。

十月五日、森永側は新宿工場の職員に足止めを命じて、徹夜の団体交渉を準備した。

「全森永製品に対する全国的不買運動が現実の日程にのぼりつつある。我々は一日も早く帰郷して新たな闘いの途に立たねばならぬ。会社は全協と、事件処理に関して真情を吐露して協力する意志があるかないか？　最後の回答を聞きたい」と全協側は迫った。それに対して森求側は、これから重役会議を開いて回答すると云って別室へ去った。

午後十一時、森永側は俄かに一連の諸条件を提示した。そして第一回の中央交渉は急転直下閉幕した。

協定書

一、会社はMF中毒患者の入院者の保護者に対し、患者一名につき一日四百三十円の附添費を全国一律に支払う。

二、会社はMF中毒患者の保護者に対して患者が通院する為に要した交通費の実費を支払う。

三、通院中の諸費用として会社は通院者の保護者に対し通院一日に付き百五十円を支払う。

四、会社は既に通院者の保護者に贈呈されている見舞金三千円の他に三千円を贈呈する。

五、会社は既に使用済みの事故粉乳代の払戻しについては現状において処理手続困難につき、中毒患者一名に対し三缶の森永ベータードライミルクを贈呈する。

六、会社と協議会の交渉地は原則として大阪とし、会社の出席者は代表取締役大野勇、常務取締役七海久とする。

七、協議会は委員長一名、副委員長若干名、事務局長一名、各府県から各一名の代表者が出席する。

八、会社は協議会と十月二十三日大阪において交渉する。その際協議会に対して弔慰金の金額の試案を提出する。

合意事項

一、患者家族の減収の補償、並びに入院者、通院者のアンバランスは最終的な補償で調整する。

二、補償金額決定の時期は(イ)患者全決の時期。(ロ)財政的見透しの立った時期。(ハ)診断基準が確定した時期。以上三項が揃った時期（大体年内に可能と思う）とする。

第一回中央交渉の成果が被災者を如何に喜ばせたかは、十月十六日の岡山同盟第三回家族大会で「上京代表委員諸氏の御苦労と功績に感謝する」との決議が満場の拍手裡に可決されたことでも分かる。

その頃、兵庫県では黒住章、前田利定の諸氏によって組織され全協に加盟した全兵庫森永ミルク被災者同盟とは別個に、神戸医大入院患者によって「神戸ベータードライミルク被災者同盟」（代表者、家弓加氏）が結成され、全協本部に加盟を申し入れ、はしなくも二つの同盟が生まれたのであった。これはきわめて特殊なケースであるので一言書き添えておく。

全協が岡山を離れて大阪に移されるという事態は岡山の一部役員にとっては好ましくなかった。各府県同盟は依然として岡山同盟の主導権を支持、期待し、かつ大阪同盟自身も全協本部受け入れの態

勢になっていないことを訴えたが、肝腎の岡山の情勢がそれを許さなかった。

中央交渉地が大阪に移される以上、全協を大阪同盟が担当するのが順序であると主張する岡崎氏に対し、東京交渉後吉屋氏は岡山の代表委員達をまわり、全協幹部はアカで唯社会革命を目指していると説得した。そう云う吉屋氏は森永駐在員と通じていることを代表委員達は知っていた。

数かぎりない雑音と工作の末、岡山同盟委員長は吉屋氏の押す針谷俊雄氏に決まった。すると森永駐在員庄司は深夜岡崎氏宅を訪れ「全協は従前通り岡山で掌握し、全協委員長は針谷にしてもらいたい。会社の腹案は死者弔慰金二十五万で、うち二十二万は会社が出し、三万円は酪農組合が見舞金として出す。後遺症について会社は何らかの機関を設置し究明の努力を組織的に継続したい。この辺で折れ合って貰えないか」と申入れて来た。

岡崎氏は「重役の口を通じて云ってくれ」と云うと庄司は「本社に連絡する」と約束した。

十月十七日、森永本社は「十月二十三日に大阪で弔慰金の試案を提出することになっていたが、それが出来ないので交渉を延期してほしい」と云う書面を全協に送って来た。

所が、全協本部は森永西日本対策本部の秘密指令三通（49号・50号・51号）を入手していた。それによれば49号「死者弔慰金をいつでも配布できるよう準備し示談書の形式を示し」、50号「各地の情報収集指令」、51号「各地の新聞雑誌で事件関係記事が載っているもの五部ずつ買い本社へ送れ」というものであった。

十月二十三日、各新聞紙上に五人委員会の発足の記事を載せていた。岡山同盟代表委員会の平田、綱島、亀山の各氏は事態を憂慮し全協の会議で事態の激変の検討と対応策を探るため岡山駅へ向かった。ところが駅前では森永駐在員たちに送られて大阪へ向かう針谷、吉屋、久山氏と出会ったのだ。代表委員達はショックを受け憤慨した。

全協第三回代表者会議は予想通り、大荒れに荒れた。五人委員会の出現に対する情勢分析と対応策を検討するはずの会議は、全協を大阪が担当するか岡山が担当するかでもめ、更に委員長人事でもまたもめた。結局針谷＝吉屋陰謀は破産したが、五人委員会への対応策と対森永交渉の作戦を検討する間もなく、組織防衛にのみエネルギーを消耗してしまった。

十月二十三日、堂ビル九階清交社で開かれた森永本社との第二回団体交渉は、あっけなく決裂した。森永側の大野、七海は「実は突然に五人委が出来て、我々は厚生省に呼びつけられ、弔慰金でも慰謝料でもその他一切の問題でも、今後一切同盟とは話し合ってはならんと命令された。我々はもう一切お委せして五人委の裁定に服するとの一札を入れているのだから、話があるなら東京へ行き五人委に云って貰いたい。五人委が貴方達の要求を容れて呉れれば、会社はそれに絶対服従するのだから、貴方達には却って有利ではないか」と云い「これ以上はもう一切話し合いはしない」と繰返した。

森永の七海久は「突然に五人委が出来た」と云ったが、その後の森永・厚生省関係者の話を総合してみるとそうではなかった。厚生省が森永の要請を受けて作った、いわば森永・厚生省の共同謀略の産物であった。

十月二十六日、全協代表は五人委のメンバーと会ったが、彼らの発言から得たものは、五人委の裁定は被害者を拘束しないが森永を拘束するという、拘束＝保護であることを強く印象づけるものであった。その上更に驚いたことには、五人委に提出されていた森永側の資料によれば、今まで森永が実施した補償は、森永の誠意と自発性において為されたものと報告されており、それらが殆んど同盟の闘いの結果獲得されたものだという事実はかくされていたのである。

五人委の出現は森永を勇気づけた。全協内部がガタつき始め、卑しい欲望に目をちらつかせる幹部が現われはじめたことは、森永にとっては逆襲のいい機会であった。全協が「金額にはこだわらない」と幾度となく申し入れているにも拘わらず、それが世論に悪影響を及ぼしているのを利用したパンフレットを各地の森永駐在員に送付して市町村長、議員、マスコミ、社会団体等あらゆる人士に郵送させた。その上『地方自治情報』（立川市・十月中旬号、下旬号）、『衛生時報』（十一月三十日号）等を使って反同盟キャンペーンをはった。

五人委員会を認めないという全協の決議は各府県同盟の家族大会でも一致して承認されたが、既に露われ始めた全協内部の足並みの乱れと、森永の工作により、五人委が抜くことのできない敵の堅塁であることは明白であった。全協事務局長宮本邦夫氏がいつの間にか森永のロボットに化したことは大阪同盟を大いに動揺させ、対森永直接交渉をあせる余り、あわてて要求金額の白紙還元を決定してしまった。十一月十日には香川県同盟が死者弔慰金を五十万円に値下げ、同二十日には滋賀県同盟が全協脱退、島根、鳥取、高知、栃木、小浜は音信が絶えた。

以上のように全協本部が大阪に移って以後の全国的混乱は、要求第一項第二項で世論の支持を得ながら、第三項二五〇万円で世論から浮いてしまった。これは全協にとっては大きな誤算であった。

十二月に入ってから、全協はしばしば森永に交渉再開を申し入れた。全協の指令により各府県同盟はずっと待機姿勢を続けた。前月九日五人委の召換で上京した針谷氏に「五人委の発表数日前に同盟と話し合い、その後に発表、実施に移りたい」と云ったのが「五人委の発表後」に変わった。これは五人委の裁定案が到底被害者を納得させるものではないということを知った森永側が、時を稼ぎつつ一挙に裁定案を強行しようとしている下心と断定出来るものであった。

十二月十五日、五人委員会意見書が公表された。その結論は次の通りである。

一、死亡者への補償額は十五万円が適当と思うが、両親の気持と森永の立場を考えて、更に十万円を増額し合計二十五万円とする。

二、生存者は重症、軽症を問わず一律一万円を贈る。

三、後遺症の心配は殆んどない。現在の病気は原病の継続である。唯、この中毒が原因で別の病気にかかったことが明らかに診断された場合は本件同様に配慮されるべきである。但し医学上後遺症と認めるべき事例が確認されたときには別に補償方法につき考慮されるであろう。

四、森永は入院患者に何らかの追加を約束したもののようだが、もしその必要ありとすれば、その限度は二千円までにすべきだ。

五、森永が今まで支払った見舞金は、右の金額に充当されるものとする。（即ち、入院者に対しては零（ゼロ）通院者には五千円、死者には十五万円を追加する）

以上が五人委の結論である。余りにも会社側にのみ一方的に都合良く出来ている。これには全ての被災者が憤激した。森永の善意を信じ、五人委の「良識」に期待していた被災者が「矢張り同盟の主張が正しい」として遅ればせに加盟を申し込んで来た。「もう我慢できない」という被災者の闘争心は急激に高揚した。それは全国各地におけるデモ行進、全森永製品に対する不買運動となって拡がって行った。

五人委の結論が十二月十五日に発表されると、翌日にはすでに意見書全文を印刷したパンフレット（内海丁三の時事新報社で印刷）と、『五人委の裁定を直ちに実施する』と書いた森永の通告とが全被災者に発送された。そてし翌々日には、全入院者に二千円の現金書留便が『右金員を慰謝料として正に領収しました』と印刷した官

製ハガキの領収書と共に送りつけられたのであった。

何という手廻しのよさだ！　資力に物言わせた悪ラツな電撃作戦だった。五人委の一人内海丁三とその時事新報社が森永電撃作戦の機動隊の役目を担当したのである。これが『日本的有識者』にして『公正なる第三者』の行為であったのだ。森永と通じ、資本家の手先と化し、己が魂と知能と権威とを動員して罪なき被災乳児の運命を閉ざし、被災家族の苦悩に押し蓋をかぶせることにのみ献身した怖るべき人々であったのだ。

森永は、翌三十一年一月七日の読売新聞に『全被災者の九十八％は五人委の金額を諒承して受領した』との謀略的発表を行い、まるで殆んど全部の被災者が五人委案に満足して事件は解決したような宣伝を行った。

話は前後するが、五人委意見書が公表された十二月十五日、全協第七回代表者会議が大阪で開かれた。参加府県は大阪、兵庫、岡山、広島、香川、徳島、愛媛、奈良、和歌山の九府県であった。全協は直ちに声明を発表し再交渉の要求とそれに応じないならば、不買運動を中心とする実力行使によって闘うことを宣言した。この要求に対し森永は十二月十八日に会見すると回答した。

十二月十八日、大阪堂島ビルは数百人の被災家族で埋められた。森永はあくまで五人委の結論を固守し、憤慨した同盟員は全協代表団と共に夜を明かした。翌朝、全協は最後の決意として、「五人委の結論とは何ら関係なく」最終要求書を提示した。それは

一、死者弔慰金五十万円支払え。
二、定期検診制度の確立。
三、今次砒素中毒症の研究機関の設置。
四、今後六年間必要な患者（重、中等症）に対し毎月二千円の体力恢復・健康管理費を支払え。

というものであり、森永は二十六日までに回答すると答えた。

二十六日の森永の回答は「五人委意見書は妥当と考えるので要求一、四には応じない。死亡者には一周忌香華料金一封と患者の健康増進のため、ベータドライミルク若干を差上げる。要求二は当局や医療機関と協議し具体案を作製したい」というものであった。

全協の指令に基づいて各府県同盟は一斉に総決起大会を開催し、不買運動並びに実力行使の諸方策を樹立した。

十二月十八日の大阪同盟家族大会が森永側大野勇を取り囲んでこずき廻し暴動化したのに続いて、十二月より翌一月末まで前後三回五百人のデモが梅田の繁華街を埋めた。十二月二十日岡山同盟家族大会では五人委非難決議、実力行使決議、法廷闘争宣言を可決、その他広島、徳島、京都も年末年始にかけデモ行進をして市民に訴えた。

不買運動の具体的効果は各地において現われた。香川県の国鉄物資部は森永ドライミルクの扱いを止め、四国全土の月額販売量五万缶がストップした。高松市琴電百貨店は森永製品をボイコットしていた。広島の国鉄物資部も森永ミルクを販売中止した。

一月十六日、岡山同盟第六回家族大会終了後行なった作戦会議の結果、全国の被災者の激しい盛り上がりの機を逸せず再度の行動隊を組織し、月末に第一次東京行動を敢行することに決まった。行動隊の主力は、岡山、大阪、広島の三同盟で、総評、国鉄労組の援助をうけて森永本社坐り込み、街頭宣伝、森永社長宅襲撃を行う筈であった。

ところが、事態は月末を待たず爆発した。大阪同盟の母親達が、僅か二千円の慰籍料に憤怒して森永営業所へ押しかけ、社員を数十時間にわたって地下室へ閉じ込めた。

一方、東京の森永本社へ押しかけた三木委員長たちは、玄関前で「全協並びに各地同盟は十二月二十六日の我が社の回答を待たずして実力行使に入った。信義のない全協とはもう一切話し合わない」

と七海久に云い渡された。更に和歌山代表が森永側の山口西日本対策本部長にはげしく迫ると「我々は北村氏や岡山の連中のような人々とは話し合いは出来ない。やれ不買運動だ、やれデモだと革命騒ぎを起こさなくても、私達は本当に要るものは出す。すべきことはする。とに角和解するためには先ずおだやかにして戴きたい。」と云った。和歌山代表宮井氏は三木氏を説いた。「三木・宮井＝七海・山口の線で話がつきそうだ。頑張れ。」空しい日が一日二日とすぎて、すべての人々の懐が空となり、旅館の支払いも帰郷の旅費も覚束なくなるにつれ弱気になりだした。唯一人北村氏のみ「森永攻撃の第二波全国行動とボス交渉反対」を主張した。

三木・宮井両氏のボス交渉と北村氏のボス交渉反対の意見が真向から対立した。森永七海久は全協を相手とせず三木個人とのみ交渉すると云った言葉の真意が三木氏には分かっていなかった。綱島、北村、黒住氏らは三木＝七海会談の謀略臭を丹念に説いたが、三木氏の心を翻すことは出来なかった。全協の資金も欠乏し、長期の闘いを続ける見透しも困難な折柄、全協の力を温存しつつ、三木＝七海会談を森永対全協の交渉に変質させて行くよう努力することを決定した。

三木＝七海会談開始の条件として、実力行動を停止して欲しいという森永側の要求が東京から伝えられて来たけれども、岡山同盟代表委員会は「具体的誠意を確認するまで実力行動は続けられるのが当然である」と決議しボス的交渉には反対の意志を表明した。しかし全国の情勢は次第に交渉に期待する気持ちを濃くしていた。潮は退き始めた。そして森永に時を稼がれつつ、不利な立場に追い込まれて行った。引いた潮はもう満ちて来なかった。

三木全協委員長の人間的純情さは森永側に利用、悪用された。各地の情勢判断と各同盟の意向を聞くという名目で全国遊説に歩いたが、実際は英雄的な大風呂敷をひろげて廻ったに外ならなかった。三木氏の話は少々大きいとは誰しも感づいていたが、話半分にしても全然根拠がなくもなさそうだし、七海との会談を「命をかけての話だ」とか「まちがえば腹を切る」との言明を一応信用して、岡山同盟でもミルク缶の街頭宣伝だけは中止することにした。

ところが二月二十三日から東京において開始された三木・七海会談は「会社の都合」という口実で一日のばしに引き延ばされた。森永としては実力行動の波さえ引けば、との冷酷な打算があったのだ。二月二十七日になって示された七海の回答は「会社として何とかしてあげたいと思っているのは全国で四、五十人、多くて二百人程。その他は砒素中毒と関係ない他の病気、五人委の線は絶対にくずせない。全協と同盟が解散すれば使った費用は返すが、それは多く見積っても、二百万円くらい」

この回答は三木氏が全国へふれ廻ったものとは大違いであった。以後、三木氏は指導力も交渉能力も失った。

三月二日東京、同十八日岡山で全協代表者会議が開催された。両会議の結論として、全協は左記の要求を明確にした。

一、後遺症、併発症を安心して治療できるようにせよ。

イ　砒素中毒患者手帳を全被災者に交附。

ロ　定期検診制を実施し結果を記帳する。

ハ　不安な場合はいつでも無料で診察して貰える。診察結果「誰が見ても、直接間接を問わず明らかに中毒と何ら関係ないと認められる疾病を除き」一切の疾病を森永の責任と負担で治療する。

ニ　医療機関は同盟と協議の上設定する。期間は学齢期まで。

ホ　右の資料を基礎として研究する研究機関を設置する。

二、人道上社会上より見て正当な慰謝をせよ。

以上の要求を決定した全協代表者会議は、最終事態における全協の指導並びに処決の機関として全協単一指導部を設置し、三木、北

村、岡崎、黒川、保田の五氏を指導部に選出した。

三月二十二日から二十七日にかけて全協代表は森永・厚生省に対し会談、陳情を重ねた。その間国会議員にも側面援助を依頼した。その結果、厚生省は後遺症対策として関係都道府県へ精密検診実施について通達（厚生省衛発一八三号）を出した。それによれば対象者は(1)通入院等により現在治療中の患者。(2)回復者であっても予後後遺症等につき不安を感じている者、を各科を具備した医療機関をあっせんし、中毒が原因と考えられれば治療を受けるよう指導する。その費用は森永が負担する、というものであった。又森永は同盟解散金として六百五十万円出す。

これらの回答に対する全協の判断は、これが最後の時期と受取りもし決裂すれば、孤立した少数者の過激な行動に終わり、苦しい泥沼に落ち込む危険が多いと考えた。現在の力関係からして五人委決定を粉砕する闘いより、利用できる面は利用し、不利な面は修正して行く方向に戦術を転換することになった。

この頃になると在京全協指導部の資金はなくなり、大阪の全協会計も底をついていた。広島同盟からは金額にこだわらず妥協してほしい、大阪からは解散金よりも後遺症に対する今後の制度確立の見通しが立てば闘いの幕を閉じようとの連絡があった。

四月九日、東京の北村氏より連絡があり、森永との間に妥協が成立したことが報告された。同十三日の全協代表者会議でその内容が説明された。妥結案は次の通りである。

A　覚　書

森永乳業株式会社（甲）及び被災同盟全国協議会並びに同加盟府県同盟（乙）は粉乳中毒に係わる双方の間の問題を解決する為左の通り取決めた。

一、甲は昭和三十一年三月二十六日附厚生省衛発第一八三号の実施について積極的に誠意をもって努力する。

二、甲は本中毒によって将来、医学上後遺症と認むべき事例が確認された時には誠実にして妥当なる補償を行う。

三、乙は右二項の確認をもってその結成の目的を達したものとして解散する。

四、乙は解散に際してその結成以来要した経費の負担を甲に要請し甲は乙の解散後に支払う。

B　世話人設置に関する件

（略）

C　治療票の件

一、厚生省衛発第一八三号による精密検診の結果、引継き治療を要する患者には治療票を指定医療機関で交附する。右の患者は治票を指定医療機関に提示することにより従前通り無料で治療を受けることが出来る。

二、治療票の有効期間は発行の日より三か月とする。治療票を更新する場合は指定医療機関で更に精密検診を受けるものとする。

三、治療票の具備すべき要件。(1)要治療患者であることを証明できるもの。(2)精密検診の結果の概要が記録できるもの。

四、精密検診受診の為の交通費は会社が負担する。

D　一周忌香華料、研究機関等の件

一、会社は死亡者に対し一周忌香華料並びに法要諸費として金三万円を贈呈する。

二、会社は研究助成の機関としての公益財団法人を設立する。

三、全被災者にベータードライミルク（一ポンド入）二缶を贈呈する。　以上

四月二十二日、岡山同盟の家族大会が開かれたが、被災者のすべてが森永不信を表明した。そして森永を相手取って訴訟を起こすという人たちと、新しい会を作って子供の将来を見守って行こうという人たちに意見が分かれた。

四月二十三日、全協代表者会議は円滑に進行し、岡山を除く各府県の世話人を選び、解散金六百五十万円を同盟員数に比例して配分された。会議が終わりに近づいた時、ラジオは「岡山同盟内、平田孝雄氏以下五十二名の人々が総額一千九百二十万円にのぼる慰籍料請求の対森永民事訴訟を起こした」ことを放送した。その数十分後、全協は闘いの幕を閉じたのであった。

全協解散後二か月を経た、解散が遅れていた岡山でも森永と妥結し、同盟解散後も新しい組織を作って子供を見守って行こうという意志を持った人たちは多かった。岡山同盟は綱島氏を最終委員長に選んで、六月二十日森永と妥結し同盟解散の手続きを了えた。岡山同盟代表者会議は、綱島長吉氏を世話人に選び、解散金を配分した。そして訴訟に加った人を除き、妥結に応じた同盟員二百三十四名の総意に基づいて『こどもを守る会』を発会した。

岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会

一九五五年の全日本の不幸なるトップニュースは森永ドライミルク砒素中毒事件であった。各府県の被災者は各府県森永ミルク被災者同盟に結集し、本事件の責任追求、被災児の救済、人命尊重の社会正義の前進のため、与論の支援下、八か月に亘る果敢にして苦難な闘いを継続したが、組織統制上の力の限度と社会の現機構の圧力下に、本年五月遂に闘いの幕を閉じ解散するの止むなきに至った。然しながらその災害の深刻なる烙印は未だ私達のこどもの体内に印せられ、現に治療中の者は元より恢復した者と雖も今後長きに亘る健康管理は一日もゆるがせには出来ず、親と本人の苦悩不安は底知れずして測り知れないものがある。斯るが故に、六月三日の岡山同盟代表会議はこどもを守る新たなる組織を作り団結と相互扶助の精神に立脚して、愛情と正義の意志を貫くことを満場一致可決したのであった。被災者同盟はその職分と目的とを果して解散したとは云うものの、その子らが孤立して無援な状勢下に見捨てられることは私達親として誠に忍びざる所である。私達は六月三日の決議に従い且その意に沿わんがため、被災したこども達の今後の健康管理・看視或いは救済の諸措置の完遂、及び共に闘った同志の親睦融和を目的として、ここに岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会を結成しこども達が普通の能力と健康とをもって社会生活を送ることが出来るよう努力すると共に、私達が当初より抱いてきた社会正義の推進の為、広く社会有識者と提携してこの任務を発展させることを誓うものである。

会長　西崎訂敬

理事　岩月祝一、竹内績、田村新市、三宅乃木男、多田諄次、三宅弘、長田長、日名毅、高田毅

事務局長　岡崎哲夫

顧問　綱島長吉、黒川克己（後に北村雅俊氏を特別顧問に推戴）

暗い道程
――被害者とその家族の苦しみ――

手記Ⅰ　浜崎　文子

「誠」を持った人間に、の願いもむなしく

あのいまわしい出来ごとから数えて、今年でもう十七年になります。こんなことを申しますと、「死んだ児の歳を数える」のと同じだとお思いになられましょうが、普通に育っていれば十七才、そろそろ私たちの相談相手にでもなってくれますものを…。

あの子が生まれましたのは、昭和三十年二月二十七日でした。私が妊娠をしたとき夫の気の使いようと申しますと、それは大変なものでして、力仕事など一切やらせず、とにかく大事にしておけと申しておりました。最初の子ということもあって余計気を配ってくれたのでしょう。そのころはまだ赤線があり、夫も他の男性と同じようにそこへ行ったことがあるということで、私の妊娠を知ると早速病院へ行き血液検査をしまして、異状のないことを知った上で産んだのでした。その時、私は二十六才でございました。

生まれた時の体重も標準並みで、どこ一つとして悪い所はないとお医者様は申されますし、その上男の子だということで家族の者の喜こびようも大変でした。当時、私たちは岡山市の近くの牛窓町という港町に住んでいまして、そこの夫の実家で両親と同居しておりました。家の跡取り息子が生まれたということは、ことの外めでたいことで、まるで私の手柄のように大げさに祝福されたものでございました。誕生日がちょうど投票日だったので、その当時しきりに「公明選挙」がさけばれていましたのにならって「公明（きみあき）」という名前をつけようかとも考えていましたが、男の子ですし人から頼りにされる人間、誠意を持った人間に育ってもらいたいと願う私たちの心をこめて、「誠」と命名したのでございます。

しかしその喜こびも束の間、誠の調子がよくないと思いはじめたのは、たしか六月に入ってからだと記憶しております。出産後間なしに私のお乳が出なくなり、お医者さまの勧めでミルクを飲ませることになりました。はじめは明治のミルクを飲ませておりましたが、退院後近所の薬局へ買いに行きましたところ、そこの方が森永ミルクを熱心に勧めますので、森永ミルクに変えたのでございます。田舎のことでして、その薬局で売っていない明治ミルクを買うとなると、バスに乗って岡山市まで出て行かねばなりません。そんなにしてまで明治を飲まそうという気もありませんし、それでは森

永にしようと軽い気持ちで飲ましたのでしたが、こんなことになると知っておれば、岡山まで行って他のミルクにしていたものをと悔まれますが、あとのまつりでございます。

誠の様子がおかしくなってからは、飲ませたミルクをすぐ吐いてしまうのでした。吐くというのは当っていないかもしれません。それは噴水の水のようにミルクを噴き上げると申す方がよいかもわかりません。誠がミルクを吐くことで暫しば私と姑の間で云い争いました。姑が申しますには私の飲ますミルクが濃すぎる、私はそうではないこれで頂度いいのだということで……。後からヒ素中毒と分かってからは姑と私の両方の主張はどちらも当っていなかったわけでして、なにしろ赤ちゃんのミルクに毒が入っていたのですから、そのような恐しいことには仮にも思い及ぶわけがありません。

そのうち身体に黒いハン点が出てまいりました。病院へ連れて行きますと、栄養失調だと云われました。そう云われると吐き出すミルクを無理に口へ流し込むという、毒を飲ませているとも知らず少しでも栄養をと願う親の気持ちをお笑いになられますでしょうか。

中毒にかかってからというものは、子供は夜も昼もなく泣き続けました。私は子供の看病で何日も徹夜をしているうちに倒れてしまい、今度は私の診察もかねてお医者さまはほとんど毎日のように家を訪れるのでした。そのうち私の疲れが治ると又看病。徹夜を続けて倒れるという繰り返しでございました。

昭和三十年八月二十四日、それは忘れもしない日です。いまわしい日、また一方では救われた日とも申せましょうか。思いもよらない恐しい、赤ん坊の生命の綱に毒が入っていて、毒とも知らないで少しでも栄養をと思いながら、我が子に毒を盛っていたのでした。あの日を境に私たち森永ミルクを飲ましていた親たちは、子供にとって加害者の片棒をかついでいたという存在に転落してしまったのです。

そのころ、私たちの住んでいた牛窓町には小児科医はいなくて、普通の民家を借りて二日に一度出張診察に来ていたお医者さまがありました。私がそこへ連れて行くと一目見るなり、これはヒ素中毒だという診断を下されたのです。

病気の原因が判ってそれ相応の手当をしていただくようになると乳も飲みだしましたし、夜もよく眠るようになりました。しかし、どちらかというと気嫌は余りよくなく、私たちにとっては一番最初の子供だということもあって、他の子供を育てた経験もなく、成長の過程というものが判らず、こんなものかなと思って暮しておりました。

その年の十二月。保健所から検診をするから連れてくるようにという連絡を受け、行きましたところ、お医者さまは爪の色を見てそれから瞼をひっくり返して「もうヒ素中毒は治っている」と判定なさったのでした。勿論、聴心器をあてることも、おなかにさわって見ることもなさいませんでした。そして明日からの治療費は個人負担ということになったのでございます。後から考えてみますと、ものを知らぬということの悲しさでありましょうか、お医者さまが治ったといわれると、もう本当に治ったものとばかり信用してしまったのでございます。

親馬鹿と申しますか、よそ様の子供と我が子を比べて、どこか我が子の優れた点を見付けて喜こぶという気持ちは誰しも持ち合わせているようでして、そういう親のヒイ気目で眺めてみましても、うちの子供は同年代の子供より発育が遅れているようでした。誕生日が近付いても、立つことはおろか、お座りさえもできず、歯も生えて来ません。そこで、とうとう思い切ってお医者さまのところへまいったのでございます。お医者さまの申されますには「今まで歯の生えて来なかった子供など見たことも聞いたこともない、そんなことで心配するな」とおっしゃいます。それを聞きますと、募る不安

もどうにか静まり、それじゃあもう少し待って見ようかという気持ちになりましたが、立ち上がることができたのは生後一年半になってからでございます。

当時のことで特に記憶に残っていますのは、カタカタ——本当の名前はどういうのか知りませんが、歩きはじめの子供が押して歩くあのオモチャ——のことです。立てば歩けの親心と申しましょうか発育の遅れていた子が一日でも早く歩けるようにと思って、わざわざ岡山の百貨店まで行って買いもとめてまいりました。それも普通のものはこわれ易いと思いまして、最高級のものを当時のお金で五百五十円も出して買って来たのに、それを押して歩いてくれません。いくらすすめても触れようともせず、せっかく意気込んで買いに行った私を落胆させたものでした。ようやくカタカタを押して歩くようになったのは四才になってからでございます。

ヒ素中毒にかかった時、皮膚が黒くなりましたが、それは今でも残っています。あの子は生まれつき色の白い子ですが、表に現われない頭の髪の生え際から髪の中にかけてはドス黒く今でも残っています。

幼稚園へ通うようになったそれは暑い夏の日のことでした。いつものように私が連れて行く途中のことです。突然道路のまん中へ座り込んでしまい、行くのは嫌だと云いだしました。幼稚園へ行くとプールがあって好きな水遊びもするのよ、と云いましても、その日に限って行かないと云うのです。あれ程好きな水遊びに気が進まないとすると、どこか具合が悪いのかもしれないと思い家に引き返す途中、近所の人と会いそのことを話すと、近所の人はあの子の顔を見て、これはハシカに間違いないと云うのでした。

ハシカということで私たちも軽い気持でおりましたが、病状はだんだん重くなっていき、お医者さまにかかった時には肺炎を併発しているということでした。私は三日三晩徹夜の看病をし、もうこの子の生命もこれまでであろうかと思っていたのですが、どうにか取り止めることができました。お医者さまも、朝昼晩と一日三回往診して下さり「乗りかかった船だ、この子を見殺しにするわけにはいかん」と一生懸命やってくださいました。やせ衰えた細いももに大きな注射針を打たれ、見ている親が余りの痛々しさに顔をそむけたくなるほどで、私は注射のあとを蒸しタオルでもんでやったことを思い出します。

このハシカが治るまでに治療費を七万円も使いましたことは、生活が楽ではなかった時だけに忘れることはできません。お医者さまもこんなハシカは今までに診たことがないと云われ、一本二千円の注射を毎日のように打ってもらって二か月もかかったのです。

一事が万事、一度病気にかかると長引くのが常でしたので、あの子が生まれてから今まで、私たちの働らいて得たお金の大半は、あの子の治療費に使ったと云っても、決して云い過ぎではないと思います。

あの子が病気がちだということは、生後間なしにかかったヒ素中毒のせいだ、そういう信念が私の頭の中にはいつもあって、拭うことはできないのでした。夫にそのことを話すと「えらいお医者さまが治ったと云ってくださったのだから間違いはない」と云うのです。病気になるとあちらこちらの病院へ行っては、この子は生後間なしにヒ素中毒にかかりました、もしかするとそのせいでは……と聞いたのですが、どこでも「あんなものが、いつまでも……」と本気で取り上げてはくださいませんでした。「あんなもの」とお医者さまに一笑されて、それで私の疑いが晴れるかといえば全くその反対で、益々深まるばかりでしたが、夫に話すと「もう医者に話すのはよせ、どうせ本気で取り上げてくれんのなら、云うだけ無駄だろう、それより悪い所だけ云って、そこだけ治してもらえばそれでいいじゃないか」と申しますので、それもそうだと考えるようになり

それ以後はお医者さまには話さないことにしたのでございます。

幼稚園へはハシカが治ってからも月謝だけは払って行きませんでした。と申しますのは、こんどは下痢がはげしくなったのです。「ウンコ」と云った時にはもう下げているのです。普通の下痢とは少しちがっておりまして、下げるというより、ザーッと流れるように出てくるのです。

その様子を話せばご想像していただけるでしょうか……。家の便所の前にはいつもビニールの大きな風呂敷を敷いておりました。「ウンコ」と云うともう一刻の猶予もないのです。服を脱がせる時間もなく、パッと抱き上げて、便所の前まで連れて行きます。するとそこでザーッと出てしまうのです。もうそれが毎日のことなのでございます。ですから、ハシカが治ってから幼稚園の先生が、子供の便の始末ができなくては幼稚園の先生はつとまりません、とまで云って下さったのですが、行かせる訳にはまいりませんでした。

あの子は特に腸の調子がよくないので、食べ物には特に気をつけて、十二年も前にもうミキサーを買って、野菜や果物をジュースにして飲ませていたのです。その頃ミキサーといえばちょっと手が出ぬくらい高いものでして、夫の月給の一か月分もいたしましたが、あの子の健康には替えられない必需品でした。そうしてジュースにしても食べてくれるものと、そうでないものとがあり、そうなると栄養が片寄りすぎるという調子で、仕方なく足りない栄養は栄養剤で補うということになり、毎月費用として三千二百円も使っていたのです。ですから、食事時には私はことの外いそがしく、家中の者が一しょの献立ですますことはなく、あの子の分だけは別のものを一人前作るので、テンヤワンヤでございました。

幼稚園が終わるころ、夫の仕事の関係で岡山から大阪へ転居することになり、小学校生活は大半を大阪で送りました。この頃になると、智恵の遅れは決定的で、とても普通の小学校では駄目だと私も思うようになり、いくつもの養護学校を見学して決めたのです。ちょうどあの子の行った学校の校長先生が、岡山の出身だということもあり、設備もよく整っていたので好都合でした。

あの子が小学校へ入学するころには、弟の方も生まれておりまして、朝、夫が朝食をすますと後片付けもそこそこに、弟を背負ってあの子を連れて学校へ行くのです。そして授業が終わるのを教室の隅で待って、掃除をすませて又連れて帰るのです。そのうち学校も人手が足りないとあってお手伝いをしているうちに生徒たちも「おばちゃん、おばちゃん」となついてくれるし、私にとってあの子が不憫でいとおしいと同じように、それぞれの親にとっては、やはり私と同じようにどの子も可愛いくない子供はいないのだと思うようになり、学校へは針と糸を持参し、服が破れていれば縫ってやり、鼻水を出していれば拭いてやりしているうちに、いつの間にか先生の助手のようになっていたのでございます。

そのような生活が五年間も続きましたが、岡山の郷里から仕事のことでどうしても夫に帰って来てやってもらいたい、といってきたので、あと一年の小学校生活を残して帰ることになったのです。私は、せめて小学校だけは大阪でこの学校を出させたいと思っていましたが仕方なかったのでした。

いくら岡山が夫の生まれた土地だといっても、五年間もその土地を離れていますと、子供にとっては、なじめないのも当然といえましょう。その上、少し智恵遅れとあっていじめられることが毎日のようにありました。先生にもお願いしておいて、先生の目の届くところではそうではなくとも、ちょっと目が放れればたちまち悪童たちの嬲りものになるのです。

一度、とてもひどい目にあったことがございました。打ちのめされて道路脇でうずくまっていたのを、私の家の近くの人が通りかかって見付け、こんなひどいことを放っておくことはできないと警察

へ連絡したのです。学校では大さわぎして、一週間にわたって調べたのですが、誰がやったか判らないのです。誠に申訳ないが許してくれと先生に云われ、その件はそれでウヤムヤになってしまいました。森永に毒ミルクを飲まされたことで智恵が遅れ、その上同じ年ごろの子供にまでいじめられる、一体私たちはどこまで悲しめば世間の人達と同じような普通の暮らしがさせてもらえるのでしょうか……。

下の子が学校へ行くようになると、兄が友達にいじめられているのを見るに見かねて、食ってかかり、二人とも痛めつけられて帰ることも度々でございました。弟はその後も兄がいじめられている現場によく出くわし「いまにいちゃんがいじめられている、すぐお母ちゃん助けに行って」と云って走って帰るのです。それを聞いて家で仕事をしている夫が学校へ駆けつけ先生にそのことを云うのですが、先生は「そんなことは絶対にない」と云い張り、夫の方がやり込められるのです。先生は現場を見た時、いじめている生徒に問うたというのです。それで「何故いじめているのか」と聞くと生徒はこの子が先に手を出したのでやり返したといったそうです。それでもすぐ「いやそうではなく本当はこうだ」と反論する口を持たないあの子が黙っていると先生は「それでは仕方がない」とそれ以上追及もせず、泣きねいりになってしまうのでございます。誓って申しますが、あの子は他人を攻撃するようなことは絶対にありません。

そんなことが続いておれば弟の方も悪い影響を受け、人を憎む子供になったら困ると考えて、その地の中学へ進学し特殊学級へ入れたらどうかという先生たちのお話しを断わり、今入っている学園でお世話になることになったのでございます。しかしいったんは学園へ行かせることに決めても、考えてみればまだ年端のいかない、それも智恵遅れの子供を親の手許からはなして、集団生活の中へ放り込むのは、どうしても不憫でなりません。行かせようか……、行かせまいか……、その二つの考えが相い争い、私たちを責めさいなむのでした。このことで、夫とも何回も云い争ったものでございます。

こういう踏ん切りの悪さをお話ししても、こんな子供をお持ちでない方にはお判りいただけず、お笑いになられることと思います。いよいよ学園へ行く朝になって、子供も納得し行くことになりましても、夕方もう時間がないという間際になって今まで手塩にかけて育てた子供が、急に他人様のものになるような気がしまして、可哀想でならないのでございます。

まあ子供どうしですので、外へ出て友達とケンカすれば、泣かされたり泣かしたりでお互い様ですが、あの子と来たらもう泣かされ通しで、親としては家にいて歯ぎしりをして口惜しがったのも、元はといえばあのいまわしい「毒ミルク」のせいだと、子供を学園へあずけて家に帰り、一人減った家の中に座って泣いたものでございます。

学園へ入った年の冬休みのことでした。あの子は小さいころから特にシモヤケがはげしく、それでも家から通学していた時には私がよく手当てをしていたので、それ程ひどくはならなくて春になり治っていました。それが、冬休みに家に帰って見て驚いたのです。両手、両足のシモヤケが破れ、その傷口にべっとりと靴下がくっ付いているではありませんか。その様子から見ると、もう長い間靴下を脱いだ形跡もなく、はいたまま寝ていたようなのです。脱がそうと思っても脱げず、靴下を切り取って、痛いというのを無理に傷からはなしたのです。入園するときは、このことも先生にお願いして、薬を一緒に持って行かせたのですが、調べてみますと薬は新しいままでした。人手が足りなくて、十分の手当てはしてもらえないとは思っていましたが、余りのひどさに、二度と学園へは行かすまいとも思ったほどでございます。それでも冬休みも終わりごろになりますと、傷口もふさがり、どうにか元通りに治って三学期には間に合

うように送って行ったのです。

学園の方で夕食の時間に間に合うように来させてくれといわれますのは、一日でも長く家にいると里心がついて学園へ行きたくなくなる子供の気持ちを思って、そうしてあるのだろうと思いますが、あの子としましては行きたくないのは山やまなのです。夕方になって車にはどうにか乗せても、学園が近くなってくると、親と別れるのがつらくて、急に気嫌が悪くなり、あちらに着いて車から出ると、こんどは私の手を握ってなかなか放さないのでございます。その時の気持ちは全く嫌なものでして、——本当にイヤな気持ちというより外に説明の仕方がありませんが——こんな思いをするのなら、いっそ家に置いておく方がいいと思います。

今年であの子も三年間行っていることになりますが、そのくせだけは何年たっても変わらず、休みが近づくと一日でも早く家に帰りたいし、あちらへは一日でも遅く行きたいのが本心です。しかし、それらの気持ちを押えて辛抱していたのは今年三月で卒業だ、そうすれば家に帰れるという希望があったからなのでございます。

学園が休みで家に帰っていても、友達があるではなし、一日中ステレオを聴いている有様なのです。家にあるレコードを何日もかかって一通り聴くと、今度はテレビの番組は字が読めるわけではないので、新聞を見て知っている筈はないのですが、その日の何時から何チャンネルで、どういう番組があるということを知っているのです。弟の方は小学四年で新聞で番組を見ることができるのですが、兄のいる時はその手間を省いて兄に聞いています。すると兄の方は間違いなくちゃんと教えているのでございます。

さっきはもうすぐ家に帰ることが望みで施設に行っていると申しましたが、本当は今年の三月で家に帰れるものとばかり思っていたのです。私たちもそう本人に云いきかせておりましたが三月が来てみると、さてどうしたらいいか判断がつきかねるのでございました。家にいて何もせずにいることが本人のためにいいかというとそうではありませんし、さりとてあの子は家に帰れるとばかり信じている。学園の方へ相談しますともう一年いてもいいと申されましたので、そのようにしていただくことになったのです。しかしそのことをあの子に話し納得させるのは、容易なことではありません。家に帰って来た時は「お父ちゃんの手伝いをする」と、とてもできっこない鉄工所の仕事をするといってはりきっているのでした。

それで私たちは苦しまぎれに、もう少し学園にいて、もっと体をきたえて丈夫になって帰ってきてくれと話しました。もう中学校は終わったので勉強はすんだ、こんどは作業やスポーツをして丈夫な体になって帰って来たらお父ちゃんの仕事が手伝えるからと、もうあと一年とはいわず、もう少しの間だからとウソをついて行くよう納得させたのでございます。

本人は一応納得はしたものの、それでものみこめないのか学園へ行く日が近づいてまいりますと、自分はもう何でも出来るといわんばかりに、いろいろと手伝いをするのでした。今まで一度だってたんだことのない寝床を押入れに片付けたり、ビショぬれの雑布でろう下を拭いてみたり、その様子を見ていますと家に置いてもらいたいというあの子の気持ちが痛いほどよく分かるのでございます。

私たちの前には来年施設を出るということが、今では重くのしかかって来ています。今まではどうにか学校なり施設でお世話していただけたのですが、その年令も十八才まで、あと一年、もし延長してくれたとしても再来年には追い出されてしまいます。学園にいれば友人と接触する機会もあり、規則的に生活を送っていますが、家に帰ればその両方ともなくなってしまいます。家に置いていて養うことに異論はないにしましても、問題は生活ぶりです。家にいて廃人同様に閉じこめられた生活を送るとしたら、本人に取っても不幸なことでございます。それでも私たちの生きている間はよいかも知

れません。しかし子供より親の方が早く死ぬことは自然のおきてです。私たちの死んだ後のことを考えると、死んでも死に切れない思いでございます。あの子は生まれてから今まで、何回かお医者さまから「この子の生命は××才までだろう」と宣告されてまいりました。云われた年令になると親はビクビクとその宣告を思い出しておびえてまいりました。云われたことはすべてはずれたのですが、親の私達が死んだ後に安心して托せる所がないことは、親の生きている時になされたあの子に対する死の宣告よりもっと恐しいものでございます。

手記II　吉房　亀子

私の二十年

昭和三十八年八月二十四日森永ドライミルクに毒が入っていると岡山県衛生部を始めラジオ放送、新聞報道で、事実公表された時には全国の乳児と母親達を苦しみと悲しみのどん底におとし入れた。

それからもう二十年余になる。其の間、被害者と家庭の受けた精神的不安と悲しみ、心配は今更語るまでもない。被害者はその後もおそれていた後遺症で苦しみながら生きようとして日夜懸命に努力しているが全国的に充分な治療をして下さる医師も少なく被害者は森永や国を恨みながら細々と生きている現在です。無心の乳児にほしがるままに飲ませたミルクに毒が入っていようとは思いも掛けぬ事であり、森永ミルクこそ最高の品質と信用し安心していただけに、母親の苦しい心中を察してくれる人は被害者の母親でなければわからぬ苦しみだと思う。

今守る会は全国に作られているが、子供の救済に力をかさない親のいる限り子供達の健全な救済につながらぬと思った時、被害者の親として胸の痛む思いである。

今も続く死亡者達と生命を取り止めた者の中にも暗い運命を一生背負わされて後遺症と闘う子供は地獄の様な毎日を過ごしている。

私は四人子供がいて二女三女が被害者です。当時は地元の病院岡山医大日赤病院へ入通院の明け暮れでした。今成人者になったが健康人とは言えません。私は事件当事は県北の作東町に住んでいたが主人の転勤で現在は弓削におります。日赤入院まもなく岡崎の奥さんから子供を救済するため被害者同盟を作りましょう入会して下さいと声を掛けられ入会したが、同盟はまもなく終り子供を守る会を作り岡崎・黒川・岩月さんからの集合の連絡があるごとに、この守る会こそ子供を救済する命綱だと思って県北から片道四時間もかかる所を出席したものです。岡崎さん岩月さんによく言われ子供を救済するには多くの社会の人に実状をよく知ってもらえるように訴える事だと言われ、私は次のような集まりの場所へ二人の子供を連れて訴えに出向きました。

訴えもらくではありませんでした、岡山県教組の婦人部長、今は亡き人赤松吉さんや後任の下山かやの婦人部長は私の身近にいる人でしたがあくまでも森永の子供を守る会の大敵でした、民生委員の黒田和子さんも私の宅を訪門して来ては社会への訴えはやめてくれ、多くの方々に迷惑が掛かると言われたが子供を救うには親が立ち上がらねばだれが救ってくれるのかと私は叫び次のような会場へと訴えを続けてきました。

三十二年八月東京で全国母親大会があると言うので参加申入れをして私は乳母車に赤ちゃんの食べ物、ミルク、着替え、コンロ、炭鍋、生米など山積して明日は出発と言う事にしていたのに森永側から五人来て母親大会に出席する事は中止してくれないかと申入れがあり、私達考えた末森永の言分に負けたわけではなく子供も小さく

病気がちであるため中止した。
　其の夜は岡山都ホテルで岡崎・黒川・岩月・浅野・吉房・森永と話し合いました。
　三十四年三月一日、岡山市公会堂で母と女教師の集いに岡崎さんと私は同伴したのを始めとして
三十四年八月一日、岡山市内山下小学校、
三十四年九月十日作東町土居小学校、
三十四年十一月二十八日県北一市五郡大原中学校、
三十五年子供達幼稚園入園祝岡崎さん宅で、
三十五年四月十日作東町江見小学校、
三十五年八月一日二日岡山津島会館、岡崎・吉房出席した。
三十五年八月二十一日東京法政大学、
三十五年八月二十二日東京文京公会堂、
三十五年八月二十三日東京都立体育館、
　母親大会で私と浅野さんは一生懸命に訴えた。二十三日には田舎者二人が東京へ来てどうしているかと心配して、岩月さんと主人が出迎えに来てくれましたので、大会に出席されていた参議員高田なほ子さんから厚生大臣に面会出来るように協力してもらい、四人は厚生大臣に、持って来た陳情書を渡して、これまでの実状や子供達の容態など話して東京駅へ着いたら、午後十時過ぎでした、四人は宿泊も出来ず目黒の警察署へ行き一泊保護してもらい二十四日本社へ行き会社側と面談した。
　此の大会に参加するのに私は毎日一ニギリずつ生米を其日に食べるのを少なくして大会旅費を作りました。今思うと、「うそ」のように思われる方もありましょう。
三十五年十一月二十七日津山市で一市五郡の集い、
三十五年十二月四日英田郡大原小学校、
三十六年八月一、二日広島中国五県ブロック、
三十六年十二月二日第九回子供を守る分科会議、
三十七年四月二十九日子供を守る分科会岡山、
三十七年八月十六、七日中国ブロック松江大会、
三十八年六月サリドマイド児集会岡山で、
三十八年九月三十日薬対公害研究会岡山農業会館で、
三十九年四月遠迫先生協力で協同病院検診す、
四十年八月二十二日森永十年大会岡山市で子供達も受付を手伝ったりカンパ集めにも被害者（岩月・浅野・吉房）の姉達も協力してくれました。
　こうして子供達の救済を求めて十四年目には、阪大医学部丸山先生の第一声で岡山に小さな光を消さないで守り続けて来た事が実を結び私達をどんなに嬉れしくよろこばせて下さった事でしょう。でも、手ばなしで嬉こんではいられません、四十四年十月二十三日岡崎宅に集まる、
十月三十日、三十一日岡崎宅で集会す、宿泊。
十一月六日、七日岡崎宅で集会宿泊した、
十一月二十九日、三十日第一回全国大会参加始めた、
十二月七日岡崎宅集会、
十二月十三日宿泊して十四日大阪支部誕生で私はメッセージを作り参加した、結成式に行ったのは岡崎・岩月・黒川・吉房でしたが、大阪の北村・細川先生達も一生懸命で被害者救済に闘いをおしまないと結議された。被害児代表としてＮＨＫスタジオから訴えた事もありますが岡崎さん宅では毎日毎日朝早くから夜遅くまで訪問者、電話などで奥さんは食事もろくに出来ない有様でした。
　ある寒い県総会の日、岡崎さん宅で奥さんは白いおにぎりにカス汁を作って食べさせて下さった事もあり、どんなにか有難く嬉こんだ事でしょう。丸山先生の発表後は集会々々の連続でした、県衛生部にも再三陳情に行き、夜十二時過ぎに岩月さんや先生に私宅へ送

っていただいた日もありました。四十五年一月二日県総会を岡崎宅でした時は被害者は美作三名でした、だけど岡山県は其の日から十支部に区切られ私と主人は明日から被害者宅を尋ね廻りいやな事も聞き可愛そうな被害者のいる事を知る事が出来た。四十五年四月十三日美作で初めての支部集会をした、五人の親は集まったものの話す事は苦労話ばかりで終り、支部費も一円もなく主人が千円カンパしてくれましたのが支部費の始まりでした。岡崎さん、黒川さん、岩月さんから運営のありかたなどに協力してもらい、支部費も毎月一人二人と多くなり、私が支部長になり支部の方達と徳島裁判傍聴にも十回全国理事会と次々に運動の輪も広がって行き思い出せば涙の出る程懐かしい苦労の思い出ばかりです。

日本公衆衛生学会がカバヤ食品会社であり、丸山報告に続き遠迫先生の発表もあって、苦しかった斗いが一度にむくわれたような気持ちでした。其日の夜県衛生部へ数人で箇野衛生部長へ陳情に行った。あの頃は、私はこわい物を知らなかったらしい。被害者を早く救済治療してもらへるなら親はどんな事でもすべきだと思っていた岡崎さんを先頭に、鎌田さん岡さん清水、吉房と森永本社へ第一回目の交渉に行き、決意も新たに闘志をもやした。

四十六年十一月一日から北海道生協大会に行き森永ヒソミルク事件を訴えたり多くの婦人に訴えてこいと理事会の後で黒川さんに言われた時は頭から冷水をあびた思いでそんな大責任が果せるだろうかと数日は夜もねれなかった。勇気を出して札幌生協会館で発言してなんとか任務が果せカンパ金も沢山あり、北海道の皆さんに感謝した日もある。森永の永い闘いの中で私にとって忘れ難いのは、北海道での闘いと、徳島裁判で証言台に立った日の事です。又全国で初めて美作の中和村で被害児の現地交渉、それは驚くほど大雪の中で会社側二名、県本部から鎌田さん支部会員五人マスコミ二名ではありましたが、長年の苦しみ悲しみ心配が、今日の日とばかりに矢次に会員の皆さんもたえられなくなって四十六年一月二十二日の交渉で訴えられた事なのです。被害者と其の両親の姿を見ながら十五年のうらみいかりの叫びで会員親は皆んな涙を流して交渉した日の事が昨日の出来事のように思われる。この頃から市民グループの能瀬さん、マスコミの方が取材に又週刊紙の取材にとNHKから二女「被害者」の中学校へ入れたり十四年後の被害者がどの様に成長したのか事件当時からの記録とか資料集めに岡山、大阪、東京、鳥取、徳島からこられ私も気が転倒しそうな事もあったが被害者其の家族が苦しんで来た実状を知ってもらうには協力者の方に私はお役に立たねばならぬと一生懸命に努力して来た。現地交渉もだんだん良くなり其間には美作支部全員（今は二十名）と、岡崎さんを先頭に鳥取県の被害者を救おうと言って鳥取市内を森永会社へのウラミを、社会の人に訴えるためのゼッケンを一人一人着て鳥取県庁へ倉吉市役所へ訴えたり市内をカンパ袋をもって廻る事三回被害者の実状知る為に一人一人家庭訪問と厳しい毎日でした。四十九年四月からは財団法人ひかり協会も誕生して被害者が一人一人救済される様になった事は岩月理事長始め守る会の役員の方々協力者のお医者様森永告発の方々不売買に協力下さった社会の皆さん、私が今日あるのも岡崎さん黒川さんのたまものです。県北から岡山へ出向う事十二年其の間には治療通院で帰れぬ日集会などで宿泊しないといけない日は両氏の宅が何時も私の宿泊所でした。岡崎さん黒川さん始め御家庭の皆さんが御親切にやさしく暖かく私達親子を迎えて下さいました事は私はもとより家族の者も心からよろこび感謝致しております。紙上お借りしてお礼申し上げます。これからも身体の健康な限り協会の皆さんと支部の皆さんと力を合わせて被害者達一人一人が健全に救済されます事を祈り協力したいと思います。

川柳の町から一句送りましょう。

被害者は　光もとめて　二十年

手記Ⅲ　岡スミ子

苦難の歳月

昭和三十年一月八日、健康にて三千グラムの出生であった我が子正明と共にあゆんだ二十年は、あまりにもきびしい歳月であり、私達親と子の生きる為の苦しいたたかいであった。

何度考えたか知れない〝生と死〟、私ら夫婦はこの子ののびる可能性に夢をかけ希望を捨てなかった、だから今日何とか不充分でも歩けると言う喜びがある。しかし重復障害の為社会自立への子供には成長しなかった。だが今も私達親子は生きる為の可能性にかけて努力している。三十年八月、その頃は明日への生命の保障のないなかで一日数回となく、吐く、下痢、ねつ、の為の病院通いで、不安のままの医者通い、医師から医師へと、ただくるった犬の様に正明を背負いつつ炎天の町を医院、病院へ、かけ廻った、夜となく昼となく力のない掠れ声でアーアー泣き通す、深夜になると社宅の関係で家の中にいることができない、泣き通す正明を背負って夜の路地を行ったり、きたり、主人との交替の時が待ちどおしい、つかれ切った身体が夜がふけるにしたがいねむけがます、泣き声を背に歩きながらねむる毎日であった。頭を打って、ハット目をさます、泣かすまいと努力するが、苦しさが増すばかりで掠れ声は連日続いた、親は食べるものもそこそこに泣き声にかり立てられて心やすらぐ日はなかった。治療の為の出費は多く、必要に応じて郵便局に払出しに行く、それを見て人は言った「子供が死にかかっているのに預金をしている」くやしいがかかわり合う時間がおしいと自分に言って聞かせて、たよる人もいない転勤して来た土地、徳山で必死で頑張っていた。その時八月二十四日泣く子を背負って夕食の準備をしていた時だった、ラジオ放送を聞いた隣りのオバアチャンが正明君のミルクに毒が入っている、毒だ毒だと、うわづいた声で飛び込んで来た。声も出ず立ちすくんだまま時はたっていたようだ。「何してる早くお乳を買い替えて来るのよ、これは毒だよ、病院もいかなきゃ」と声かけられて我にかえる。早速明治を買って六時を少々すぎた頃飲ませた、その時の乳をのむ正明の表情は、ゴクゴクといきもつまらん様な飲みようだった、一日十数回の下痢、吐く、熱、の為に人の子と思えぬ姿になっていた。そして後日おもに通院した主治医に来診受診した、正明が森永ミルクを飲用している事も医師が承知して治療していたが、正明君はヒ素中毒ではないと言って検尿もして頂くことは出来なかった、医院を出てすぐその足で遠路の関係上通院を中断していた病院に受診し経過を話すと、早々に検尿をして頂き、ヒ素が検出され保健所への届がされた、数日たって保健所より所員が来られ、空缶を持ち帰り、持ち帰った二十数缶全部にヒ素が入っていたことが明らかになった。そして九月十日入院。医療機関の特殊性で総合病院に入院指定され入院したが主治医は検査拒否をした〇医院の医師であった。その時の正明の体重は二千七百五十グラムであったことは今も脳裏からはなれない、入院二十日位いたった頃もう規定の注射もすませたので退院をするようにとの指示が出たが、未だ微熱が続いていたので平熱になるまでと願い、一か月間の治療で退院した、退院後一日も早い回復を祈り栄養には細心の努力をして、満一才を過ぎ一年六か月頃やっとの思いでおすわりが出来たその後別段変った病気もせず順調よく回復に向っていたが、風邪の為通院した時病院の医師より発育はいいが、色目も悪く弱々しいとの事から、森永ヒ素中毒被害者であることを話す。受診の際話す必要性のあることと、各都府県で最後の検診が実施されていることを知らされ、最終検診を受けた。その時は保健所や森永乳業いずれよりも何の通知もうけていない。受診の結果少々おくれがあるが異常なし、恢復するから絶対心配することはない、大丈夫だから

と言われた。その言葉を信じて待った。三才になっても歩くことが出来ないそんな不安の毎日を送っていたある日缶詰による自家中毒の為連れて行った内科医の紹介で九大に受診した。二日がかりの精密検査の結果診断は脳性小児麻痺であった。又この日より病魔との闘いが始まったのである。九大治療教室に通院して、薬物治療、歩行練習、マッサージ等の指導をうけた。医師のあたたかいはげましの言葉に、大きい夢を持って可能性にかけた、前途無望のおそろしい病気であったが、あきらめることは出来ない。あの元気に生まれた三年前の我が子を思い出すと、この症状はあのヒ素中毒による栄養障害と高熱が原因するものだ、くじけそうになる時正明は先天性の麻痺でないのだと、主治医の指示にしたがった。目に見えた成長はないが少なくとも悪い結果ではなかった。原点が違うのだ、快方に向う可能性だけにかけて努力した。発声練習、歩行練習、マッサージ等正明の生涯をかけた精いっぱいの治療だった。医学の進歩を祈りつつ、毎日背負っての通院で私自身も過労が原因しての慢性胃炎となっていた。腹痛も可能な限り押えて子供の治療を優先した。持っていた預金も既になくなり、月々の収入だけにたよる生計を立てる頃だった、何とかして外収のない限り親も子も駄目になるとのあせりが出た。私たち親子が精いっぱい生きようとする姿を見ていた人が、主人にアルバイトの話を持ってきてくれた。海に出て岩塩を船から降す作業だった。幸いして機械が操作出来ることもあり幾らか軽労の日もあった。夜七時から明朝七時までの作業を主人は未だ末だ頑張れると言って、夜も昼も働き続けた、給料前に足りなくなることは度々の事で、これ以上主人に金銭の心配をかけまいと老いたる母親に頼った。そして、いいと言う病院はみんな受診して、可能性にすべてをかける以外に何もなかった。そのご九大通院中の医師の紹介で、広島原爆センターに来日していた米国の神経科医、内科医の診察を受けることも出来ましたが、結果は同じでした。末だ立つことも出来なかった時、立つ事が出来ます、頑張りなさい、その年の十一月やっとの思いで立った。真実だった。その時あたえられた希望は大きい。どんなことにも屈せず二人助け合い正明の為に努力した。障害こそあれ、容姿は普通人と変らぬまでの成長を見せた。そして三十五年、来春の入学を前に広島医大に相談の為の受診をした。診察の結果障害度の関係もあり一年猶予がいいと言うことであった。

その時の医師の紹介で広島県のろうあ学校の見学にも行った。この学校に在学している子供さん達は、何とか自分の身の廻りのことは可能の様だった。正明は特殊学級でも困難と思った。だが、やはり三十六年新入学の為の健康診断通知や入学テスト通知を受け、思い切って通学させることにして難門のテストを受け、四月入学させた。祖母病床の為入学式は、近所の方と二人がかりで式に同席した。講堂に各学級の生徒が整列している中へ新入学児がはいっていく、両方に介護のついた正明が入っていくと同席する保護者の目が一瞬にして正明に集中した、敗けるものか、親子で頑張るのだ、と心の中で泣いた。こんなことでまけては駄目よと言うやさしいはげましの言葉がきこえた。通学は乳母車だったが、歩けるだけ歩かすことにつとめた。苦しい通学だったが初めての団体生活で楽しい様だった。毎日いやがることもなく通学した。

その年の十二月通学路の通り道に社員募集の立看板があった、早速子供を連れて面接、収入の必要もあったが自分自身の健康を守る為の就労だったかも知れない。社会保障制度のあることが一番のすくいだった。幸いして思いやりのある上司と同僚の中で昼間は子供の教育と治療の為に夜は事務所に出勤して私も私なりの努力をしていた。一難去って又一難、正明が小学二年生になる時市内の精薄対象の特殊学級に転校するようにとの指示が出た、正明もいやな通学であったが私に連れられて二年生の一学期を往復三キロ二百の道の

りを通った。体力的に無理もあり休む日も多くなっていた。夏休みもまぢかい日担任の教師より広島教育医学研究所を紹介されて、三十七年八月受診し検査の結果入院治療教育にはいった、大きい進歩は見えないが精神不安定な様子もなくなりいいこになった、各駅停車で面会に行く日は夜通しうれしくてねむれなかった。丁度遠足を待った子供の頃のようだった。病院の面会室、親をさがす正明共に待つ面会日は何よりも心をいやす一日だった。治療の効あり通園可能と言う診断で四十年一月退院、通園施設に入園したが、結果は悪く一か月続かぬ内に退園した。原因は乱暴をすると言うことであった。通院中の神経科医と相談して自宅での親と子の勉強がはじまった、日常生活の常識だけと考えたが、カルタあそびをすると、自分の名前がとれるようになった。書く事は本人拒否があり進歩がなかった。そんなある日、脳の異常を見て市内の病院に行き、山口日赤病院に受診するようすすめられ診察の結果前脳矯正の必要ありと診断されて通院が始まった。半年間の通院で往復百キロの道は正明共に困難だった。過労が原因か私に要入院治療の診断が出された。重度の障害を持つ子供をあずかってくださる人もなく、徳山児童相談所に相談し施設「このみ園」の入園手続がなされ四十二年四月六日入園、その時心配していた脳科治療も一応完治していた事が幸いでした。子供の入園と同時に幾分か過労もとれ通院で急場をおさえた私は私なりに自分の身体を守る為に会社をやめる訳にはいかない事情があった。その為に苦しい日も我慢して出勤した。やっとの思いで健康をとりもどした時親子三人の生活にもどる為に相談した医師は、子供には子供の世界がある、このままでそっとしておきなさいと話してくれた。入園当初は園の窓ガラスのパテを一日二十数枚破損させたこともあった、ただ親のもとに帰りたいとの一念での反抗のようだった。やっとの思いで園にもなじみ、保母さんにもなつき面会日にも、あとおいしないまでの納得が出来るようになっていた。

昭和四十四年丸山報告によって悲願の守る会を知った、私達と主人共に四十五年二月広島県の山田一之さん宅を訪ね、岡山県に本部を置く守る会に入会し山田さんの指示にしたがって活動した。そして、四十六年守る会山口県本部の結成をするようにとの本部指示が出て主人は山口県本部委員長の大責を任命された。私達夫婦は子供をすくうための運動に日夜をかけた。幸いして正明が園でお世話になっていたこともあり、私は私なりの広い活動が出来た。西へ東へとかけ廻り救済への協力を呼びかけた。月日の立つのも忘れ無我無中の運動を展開していた。四十七年夏期検診や夏休みで帰省中大きい発作を起し、帰園不能となった。原因は施設に帰ることの説得をした後日の出来事だった。そして四十七年再度正明は安浦病院のベットについた。退園後知ったことだが、その頃、守る会運動をしていた両親に対する弾圧が子供にかかっていたこと、心にもしなかった事実が正明の施設拒否においい込んでいたのだった。企業被害を受けた子供をすくう為の運動に対して、何故子供がいやがる行為をしたのかと、施設に対するいきどおりは大きく守る会運動の発展となった。ただ子供を守るための一念だった、その頃、主人は職場に於いて思想批判を受け、事情を説明して理解され難をのがれて、より以上の強化を計ったきびしい斗いのさ中安浦病院で治療教育を受けていたことが、親子別居の生活だったが不幸中の幸だった。献身的な病院長、従事する職員の方々のおかげで心おきなく守る会運動に力を入れることが出来た。そして人道的立場にいる支援者の協力を得て四十九年四月（財）、ひかり協会が発足し守る会県本部所在地、徳山市に山口事務所が設置され主人は所長、私は事務職員として勤務している。そして五十年四月正明がテンカン発作もおちついていることと、肝臓が弱って来ていることの理由で退院した。家庭生活の少なかった正明の為にと思う主治医のあたたかい措置だった。退院当初は昼も夜もイライラして不眠が続いたが退院一年も近い今、

もうどこにもいかなくていい、そんな思いか、弱々しい顔に笑を見せる様になって来た。何度寝顔を見て泣いたか知れない、いたましく、ほほこけた我が子の姿、生きる為の努力はしている、死ぬ事よりもきびしい試練の毎日を生きているのだ。人が言う言葉だが金さえあれば何とかなると言うけれど、健康であることの幸せは金にかえることは出来ない。ひかり協会発足三年もま近い今、真の救済機関として改善されていくことを願い二十年の苦難の歳月をむだにすることなく頑張っていきます。

手記Ⅳ　中川　美津子

二十年前の日記

私はこの手記を死んだ我が子の母として、このような事件が二度と繰り返されないため、また可愛い子供が死ぬことがないようにとの心をこめて書きました。

我が子ひろしが生きていた十三年とちょっとは、命をかえようにもかえられず親と子の死との斗いの連続でした。だから私たち夫婦はソ連と満洲国境で死んでいることを考えればどんなことでもできると思ってつらいことでも耐えてこられました。十三年の短い生命で死んで行ったひろしのため、またひろしが死んでからは、こんな悲しみは私だけで沢山だと守る会の運動へ入ってまいりました。

だからどの人との話にも、誰との語りにも私たち夫婦は熱と力をふりしぼりました。二人共十三年間くるしみの中には三池斗争という賃金が全然こなかったことも経験し、私の薄給では食って行けない昭和二十七年ころ、本当に死のうかと思ったこともあり、それらをみな乗りこえてまいりました。

今ここに私一人生き残り、守る会の斗いが進展して、私の子みたいに寝たきりの人にも年金が支給されるようになり、私の胸も大分落ち付いてまいりました。他の被害児たちの救われたことで、死んでいった我が子ひろしや、あんなに心配して夫と二人で通ったあちこちの会場での血のにじむ発言は今無駄ではなかったと思っています。死んでいった夫も草葉のかげで安心して見ているものと思っています。

でも、なぜ死亡者が今まで残されて来たのか、死亡者の対策も考えてください。私は死んでも死にきれない思いです。

ここに二十年前の日記があります。今読み返して見て我が子はまだ眼の前にいるような気がします。

×　×　×　×　×　×

……。衰弱がひどく、骨に皮がかぶっているだけであるが、息だけはしている。このまま注射をしなければ、死んでしまうだろう。脳性マヒで生きてゆくより、死ぬ方が楽かもしれない。だが、私はその注射をせずにはいられなかった。看護婦である私に何の力もあたえてやれない。……

×　×　×　×　×　×

五月にもう一度、保健所へ行く筈であったが、四月四日、校区で種痘をした。……普通どおりきれいについた。がいつもの、上の子が種痘をした時と同じで、少しは熱があり、むずかったりして機嫌が悪かった。その頃からレーベンスが店に品切れをしていて、森永ドライミルクを一缶買ってみた。甘味が多いし、量も多く、レーベンスより安かったので、そのままかえてしまった。

四月二十五日、朝から泣いていたが、種痘も少しかれてきたのにと思った。

四月三十日までどうも泣いたり機嫌が悪くてむずかって困った。

乳もあまりのまなかった。四月三十日、又保健所へつれていったら体重七千八百グラム、標準より二千六百グラム。こんなに体重が減ってきたし、泣いて乳も飲まず困った。

市内開業医A病院へつれていった。どこも悪いところはないといわれたが、玄関を出る時不安で不安で仕方なく、小児科専門のF小児科へ行った。長い間の診察や問診のあとで「脳性マヒ」の様ですといわれた。その日にルンバルをしてもらった。腰を二つに折った様な姿勢でされる時、胸をおさえられ、肥っていたので鼻血を出して苦しかった。一週間一回ずつ液をとり、ビタミン剤を注入してもらった。ペニシリンがよいといわれるからと、毎日二週間、一日おきに一週間。三十九度位熱が出る時があり、ルンバルのあとはつかれてスースーと寝た。咳なども出ていて薬も二通りもらっていた。夜どうしても寝ないで困った。今日はよく寝ますよ、といわれるが、注射もきかず、毎日病院へ通い、五月中それをくり返して、夜間まで泣いて、二週間あまりだった。だんだんやせおとろえてきたし、私達親も一睡もしない日がつづいた。学校へ来られる医師に相談したり、医師へは毎日このような状態を泣きながら話をした。夜は主人と私が起きて代りあってだいた。

とうとう六月十日(土)より熱が上がりっぱなしで、不機嫌で泣いて泣いて困るし、六月十六日(金)九大遠城寺先生へ添書を書いてもらい診断をうけに行くことにした。ここでも「脳性マヒ」に間違いないといわれた。乳はやはりのまず、少しずつやっていた。おいしくなさそうにしているが、少しずつ少しずつやっていた。こんなにのまないでいてよいのかと、「〇〇ちゃん、飲まないと死ぬよ。」といっては、湯のみ茶わんに半分位の乳をさじで口の中へ流しこんでやっていた。……

便通は、下痢便がつづいたり、又ヒケツをしたり、カン腸をしたりした。熱のない日はなく、親子とも苦しんだ。子供が夜寝せないで泣くので、こちらも苦しく、親子ともどもやせていった。

六月末、手足に一ぱいアセモのような、でも少しちいさいものがブツブツ出来ていた。先生は、「これはハシカだろうか」という私に「ハシカとは違う」とはっきりおっしゃった。「発疹が少し変だよ」といわれ、そういえば少し違うような気がした。

七月始め頃から今度は胸部と顔に、又腰などにすき間なく発疹が出て、ハシカなら目や鼻に出る筈だけれども出ていなかった。引っこむのに一週間位かかった。それから皮フの色が変でドス黒くて皮がはげてきた。ハシカの処置をしておけばよいといわれたので、冷さぬようにしていたが、氷枕はそのために使わなかった。

七月十日頃、発疹が少し引っこんだら、一寸具合がよくて、便泌がひどく毎日一回カン腸していたが、軟便になって、そのころからカン腸をしなかった。

だけど、どうしたことか、病院で一度お尻に注射する時、うつぶせにして寝せたらスースーとよく眠るので、家へ帰ってからもそうしてみては、と先生がいわれるので、うつぶせたらよくねむった。その頃より、右を下にしてよく眠った。

この分だと少し脳性マヒの方もよいのではないかといわれて喜んでいた。九大で遠城寺先生が、ルンバルは患者がとても高ぶっている感じだからしないように、といわれていてその後していなかった。そういうものが今きいてきたのかと思った。少しは食欲があり午後は熱が少し出て少ししかのまなかった。

今度は八月十日、目の上に小さいできものができて、アセモがよ

ったみたいだよといい、おできの処置をした。三十八度五分位の熱がつづき、気嫌が悪かった。八月十一日夜、一睡もしないで九度二、三分の熱が出てきた。八月十三日朝になったら四十度一分もあり、おどろいて医師に来てもらう。何か十二日頃より口の中にブツブツが出来てきた。熱が高いのでこんなものが出来るのかと話していた。ピオクタリンを下さり、ぬるようにいわれた。ビスラーゼ注射をするようにといわれ置いてゆかれた。アミノコルジン注射をする。

十四日、薬をもらいにゆくと、黄色い口につける薬を下さった。熱は四十度三分、やっと下がっても三十九度二分位。夕方、腹はぺそっとしていてへこんでいたが、胃のところあたりがすごくはれているように思われ、十五日夜明け、あまりはれてきたので、又違う病気が出たのかと思い、熱も四十度四分、驚いて、息づかいはわるいし、ビタミンカンファー一本うつ。夜の明けるのをまって先生へ電話をしたら、墓参のため留守とのこと、昼までまってみる。口の中はますます広がるし、熱をまたはかると、ひとつも引いていない。あわてて電話を病院へするが、まだお帰りではないし、心配でビタカンファー一本うつ。近くのN病院へ電話し、無理にお願いして来てもらう。一度診た位ではわからない、肝臓部がはれているようですといったがそれもはっきりしなかった。「口の中に出来ているのが少しよくなったら熱も下がるだろう」といわれ、「ペニシリンをうつとよくこんな副作用で出来ることがありますよ」といわれ、ビスラーゼ、アミノコルジン二本ずつと、その合間に先生の指示でビタカンファーをうつ。

十六日も変らず、四十度二分位から下らない。今度は目も見えなくなった。衰弱はひどく、脈はコトコトうっている。少し早いが、不整でもなし、結帯もしていない。よく、こんな状態で脈だけはうつものだと不思議に思った。上下から冷しずくめ、口から乳を飲む事もできず、唯、頭をかかえ、さじで流し込んだ。一五十グラムぐらいやるのに一時間も二時間もかかった。小鼻をピクピクさせて息をする。乳が鼻から出るしまつ。注射の針が〇〇さん(子供の名)のうでにささらない。皮フも弾力がない。やせて、骨と皮だけ……。

十七日夕、先生が帰られて、驚いておみえ下さったが、急に容態が悪化していて、リンゲルその他三本、ペニシリンその他を注射して下さった。先生えは「二、三日前肝臓部がはれていましたが、へったようです。」といったが、何とも答えられなかった。「心臓は熱の割にはしっかりしている」といわれた。ビスラーゼ一回、アミノコルジン一日一回するようにいわれた。このころ、全く注射をしてもかおをしかめないし、リンゲルをする時も、泣き声も出さなかった。この日やっと四十度以上に上がらず、三十九度七分、午後は三十九度に下がった。先生は二回、午前と午後と来て下さった。このころより、気管支炎をおこしたのか、肺炎みたいな症状になって、咳が出て苦しんだ。心臓部を、熱が上がった時ひやしたから、それが悪かったのかもしれない。タオル位だったけれど。

八月十九日、二十日、全く口の中がいたんで飲まされない。蜂みつとほう酸をとかしたもの、ピオクタニンを一日三～四回塗布をする。乳を流し込んだ舌に、乳が流れたあとだけが白い帯状になった。

そんな状態で二十四日夕、中毒事件を知った。のませかけの乳のカンの裏をかえしてみたら、MF印だ。五四二七号。びっくりしてリンゲルをして下さっている先生へ申しあげたら、直ぐとりかえな

さい、といわれた。薬局へ行って、メーカーの違うのとすぐとりかえる。

のまないというのに、さじで一口ずつ毒のあるのを、「○○、のまないと死ぬのよ」と。のめば死ぬのに。私はおそろしくなった。泣いても泣ききれない。「○○、ごめんね」発表ではMFの五五一六からがわるいとか、四月のはどうもないとか、はっきりしない。次々と報道されるが、そのしらせをみる度、不安でたまらない。次々と容態が新聞で発表をされる。どうもハシカらしい発疹が出たのやら、右下にうつぶせに寝たのやら、九度以上の熱がつづいたのやら、又八月十日から四十度以上の熱がつづいたのや、十四日肝臓部がはれたのやら、新聞と合わせてみると、中毒の症状ではないかと思う。

二十六日（金）、ミルクを買った薬局へ寄ったら、保健所へみせて下さい、とのことで、F先生へ相談にゆく。その日、保健所へ連絡をされる。すぐ診に来て下さるかと思っていたら、とうとうその日は来て下さらず、子供の熱は三十九度を上下した。

二十七日（土）とうとうたまりかねて保健所へ行った。それならそれのように処理をしてもらいたい。苦しんで今にも死にそうな子供は時間の問題ですよとお願をする。寝てる○○のことを思うと、可哀そうで、可哀そうでたまらない。森永さえのませなかったら、あんなに肥っていて五月の赤ん坊大会には出そうといっていたのに。と、くやまれてならない。

保健所も母子連れで満員、大混雑をしていた。保健所からは、今日、午後来てみますといわれた。待てど待てど来て下さらず、二十七日、F病院より血球検査にみえた先生に「中毒かもわからないですね」といわれた。

MF印が家にあった。先日、親類や近所の子供たちに遊ぶのによいからとわけてやったあとで、手許に十八カンのこっていた。その番号は五、四二七　四カン、五、四〇一　五カン、五、三二三　四カン、五、三〇七　三カン、五、三〇二　二カンは確認されたが、よそに差上げたカンの番号はわからない。一月に七カンくらいのんでいたように思います。

その日、リンゲルやBAL、メチオニンを注射して下さったらしい。そしたら、その晩ははじめて、何十日ぶりに三十八度五分に下がった。

二十九日（月）やっと保健所からみえた。保健所の先生の話では「中毒の様です」「F先生と話合っておきますから」といわれた。

その後の様子

二十八日　朝三十八度五分　午後三十七度九分
二十九日　三十八度五分　三十六度九分
三十日　三十八度　三十六度八分
三十一日　三十七度
九月一日　BAL朝夕二回ずつ　ビスラーゼ二本　この間、BAL注射朝夕二回ずつ、リンゲルをうつ。
二日　同上
三日　朝三十七度二分　ブドー糖、BAL、ビスラーゼ注射
四日　三十七度　同上
五日　BAL一回になった

相変らず子供はやせて目もみえない。夜通し泣いていたのが、少しは寝るようになった。衰弱がひどく、骨に皮がかぶっているだけであるが、息だけはしている。このまま注射をしなければ、死んでしまうだろう。脳性マヒで生きてゆくより死ぬ方が楽かもしれない。だが、私はその注射をせずにはいられなかった。看護婦である私に何の力もあたえてやれない。二十八日の夕刊（朝日）では、ド

ライミルクから（MF印）放射能十六カウント、大阪市大医学部発表、となっていたり、不安で不安で落ちつかない。

二十九日、第二リン酸ソーダであるとか、添加物の中に純度のわるいものを入れたと発表があった。各地に死亡者の名前がみえはじめ、泣くにも泣けない。天下のメーカーである森永が、にくんでもにくみきれない。生まれたばかりの赤ん坊に……くちから、舌でおしてのまないというのを、私は無理にのませてしまって、何といってよいかわからない。

警察へ空カンを出すようにいわれて届けた。

運動編

第四章　再び社会の表面に

新妻　義輔　朝日新聞東京本社外信部

丸山報告前後(a)

――丸山報告のスクープ――

私の手元に一枚の色紙がある。

一九六九・一〇

よみがえる
子どもたち
　のために
粟生一粒庵主人

その裏に、「正義のペンを握っている新妻君に贈る。丸山博」。

この色紙は、「十四年目の訪問」が発表されてからちょうど一年たった一九七〇年秋、いただいたものである。このときから、すでに五年余。色紙は、今も、厳しく問いかけてくるのです。「ジャーナリストとして、誤った道は歩んでいないか」。最初、森永問題は一つの取材対象でしかなかった。公害の記事が毎日、紙面を飾っていた時だった。支局から、大阪本社社会部に転勤。「何か特ダネを……」と、気負ってもいた。患者・家族の実態、森永問題の深刻さ、本質についてはほとんど知らない。無知でいいかげんな記者だった。しかし取材を重ねるにつれ森永問題は、取材対象から、私にとっての「教育の場」自分自身の生き方が問われる「戦いの場」にかわっていった。森永問題を通して固まった視点が、今も、私の「記者の目」の底にどかっと腰をすえている。

一九六九年秋のある日、大阪府立公衆衛生研究所へ立ち寄った。これといった取材の目的は、なかった。公害問題の専門家と雑談を続けていた。二時間ほどして、そろそろ帰ろうか、と心が動きはじめていたときだった。「近く、岡山市で開かれる公衆衛生学会でおもしろい発表がありそうですよ。」専門家が学会のレジメを差し出した。題目があった。「森永ヒ素ミルク…十四年目の訪問」。森永ヒ素ミルク事件。どんな事件だったろう。知らなかった。思い出そうと必死に考えた。「とにかく、阪大医学部のマルヤマ　ヒロシという先生のところへ行ってごらんなさい。」

その時まで、私は、丸山先生について何も知らなかった。「マルヤマ、マルヤマ…」口の中でつぶやきながら阪大に向かった。丸山先生の研究室は、医学部の二階にあった。丸山先生は部屋にいた。突然、飛び込んできた新聞記者にちょっととまどったようだった。私は、切り出した。「今度の学会で発表する森永事件の追跡調査結果について、教えてほしいのですが。」当然、資料をもらえるものと思っていた。が、丸山先生は静かにいった。「だめですね。」その次の言葉が、私をつき刺した。「朝日新聞をあまり信用してないん

ですよ。」私は、問い返した。「なぜ、なぜですか。」

その夜、大阪府高槻市の公団の丸山先生の自宅に行った。資料を出してくれるよう頼んだ。やはりダメだった。それから三日間。研究室と自宅への夜討ち朝がけを繰り返した。三日目の午後だった。研究室で、丸山先生がいった。「君、この問題、書き続ける覚悟はあるの。新聞はね、一度だけ大きくセンセーショナルに取り上げてそれで終わり、というのが多い。花火のように一発打ち上げて、それでやめることは、患者を売りものにすることだ。」私は、うなずいた。しかしその自信があったわけではない。どうなるかわからないが、とにかく、ぶっつかってみよう。そんな気持ちだった。

一九六九年十月十八日。阪大病院の一室で、丸山教授が記者会見。「十四年目の訪問」の全容を発表した。翌日の朝日新聞は、一面に発表の要旨。四面に六十八人の後遺症の実態、社会面にも……と、その紙面をさいた。大きな見出しが踊っていた。が、気持は何んとなく沈んでいた。調査にあたった保健婦さんのつぶやきがよみがえったのだ。

「新聞に載せることは、患者さんたちを傷つけることにならないかしら。『森永の子』と差別されないかしら、そんな結果だけが、残ってしまったら……。」

この記者会見は、別な意味でも忘れられないものだった。丸山先生が、ざっと説明したあと質問に入った私は、聞いた。「六十八人のうち、何パーセントに後遺症がみられましたか。」丸山先生の表情が一瞬、固くなったのを今も、思い出す。きつい口調の答えが返ってきた。「あなたは人間をパーセントでみるのですか。一人でも苦しんでいることが問題なのです。」被害者の立場で記事を書く、と口先ではいいながら、基本的なところで甘さのある自分が、さらけ出されたのだった。

もう一つ、忘れられない場面がある。

「十四年目の訪問」が発表された岡山市の学会だ。小児科の権威といわれ、森永中毒事件では後遺症なしと判断していた元医学部教授は、保健婦などがやった調査は医学的に信用できないと批判した。これに対し、丸山先生はいった。「保健婦さんが自分の休みをさいて、手弁当で患者の家を一軒一軒たずねて、調べた結果だからこそ貴重なのです」。世にいう「権威」というものの正体を見る思いだった。

この日、学会の会場から出てきたこの元教授にインタビューを試みた。元教授は「後遺症はない」と、記事を批判した。私はいった。「あなたは、十四年たった今、何人の森永の患者をみたのですか。あるならそのデータを示して下さい。現に苦しんでいるこどもがいるのです。あなたは、それでも医者ですか。」この時の私の取材態度は、記者としては失格かもしれない。真実に迫るときは、常に冷静でなければならないからだ。取材対象の考えをできるだけ完全につかむことが仕事なのだ。しかし、あの時は、どうしても踏みとどまれなかった。前夜、岡崎さん宅に集まった患者・家族のうめきにも似た訴えが私を揺さぶり続けていたのだった。

患者の死。その遺体解剖。そして、患者の自殺未遂……。そのたびに走った。紙面の扱いは大きかったり、ベタ（一段）記事だったりした。その頃になると、攻撃の声も耳に届きはじめた。「森永中毒事件をやっている医師も、それを書いている朝日の記者もアカらしいと企業側が宣伝してますよ」森永側が実際に流したかどうかはわからない。しかしそうした声が広がっていることは事実だった。だが、動揺はなかった。こうした声は、事実の前に、次々に消えていった。記者にあるのは、事実の追及だけなのだ。よく聞かれる。「あなたは、何を基準に、どんな考えを踏まえて記事を書くのか」と。私はいつも、こう答える。「主義があるとすれば、是々非々主義です。だれがやろうといいものはいい、悪いものは悪い

と書くことです。いい、悪いの基準は何かということになりますが人間の生命と生活と権利を犯すものを告発すること。これが私のものさしです。」

朝日新聞に森永事件が載り続けたのは、私一人の力では決してない。先輩、同僚の記者が裁判所、大学、行政の分野でそれぞれに取り組んだ結果なのだ。こうして、森永取材の輪が着実に広がり、深まっていった。

「守る会」からのこの原稿依頼の柱の一つに「圧力」というのがあった。森永側から朝日新聞社に具体的にどんな働きかけがあったかは知らない。七百万部という新聞の影響力を企業側が無視できないことは確かだ。その意味で、森永側が社の幹部と何らかの接触を持ったことは十分、考えられる。と推測するだけだ。また、それが「圧力」と呼べるものかどうかも知らない。ただ、森永報道を続ける中で自分が書きたい、と思った記事を押えられたことは一度もなかったことは確かである。動きたいように動き、書きたいように書いた。一度こんなことがあった。小児科学会の森永問題の小委員会が阪大で開かれ、それを書いた。この記事について、小児科学会の幹部が、社の幹部あてに抗議文を届けてきた。それが、私のところまできた。会議での医師たちの発言をそのまま書いたものであり、そこに出席していた小児科学会側の責任者も、記事の事実関係に誤りのないことを認めている、と説明しただけで終った。もちろん、私が森永取材からはずされることはなかった。記者にとって最大の味方は「事実」なのだ。そして、その報道によって読者と強く結びつくことなのだ、とその時、あらためて知った。記者の一人の力は弱いかもしれない。記者の輪、読者とのパイプ……、これこそ、権力の圧力をハネのけ国民のための報道を続ける最大の武器だ、と思った。

今年はじめ、森永問題に関係していたある記者に地下鉄で会った。「森永取材に関する限り、君の評価はまっぷたつにわかれている。極端に悪いのと、極端にいいのと。患者・家族の代表の××さんは、少なくともほめていたよ」。極端に悪い評価は、森永からのものだろう。が、自分の記事は、大筋で正しかったことが認められたと思い、うれしかった。より多くの真実は、権力側より大衆の側にあると信じているからだ。そして「踏まれた側」から批判される記者だけにはなるまい、と心に誓った。

一九七四年秋、大阪本社社会部から、東京本社外報部に移った。国際ニュースを担当する部だ。ソ連・東欧の担当者だ。森永中毒事件をいっしょに追った為田記者も三年間のソウル特派員をおえ、同じ職場で仕事をしている。帰国した時、為田さんがいった。「ドブ板踏んで一つ一つ事実をつかむ。そして、そこで生活している人が何を考えているかしっかりつかむ。森永取材をはじめ、大阪の社会部でやってきたことを外国でもそのままやればいいんだよ」。私はいま、森永ヒ素ミルク事件の患者・家族とも、医師とも、そして森永と会い、取材する立場にいない。しかし、森永取材で、患者・家族、医師、弁護士、そして仲間の記者に教えられ、身につけた「視点」は、強まりこそすれ弱まることはない。

七六年元旦。丸山先生ご夫妻から、便りをいただいた。そこには「二人は白髪はふえたけれど、気だけは若いつもりで元気です」とあった。五年余前、丸山先生が色紙に書いた「正義のペン」を握り続けるために急がず休まずがんばらなければ、と自分にいいきかせている。

丸山報告前後(b)
――日本公衆衛生学会における被害者のたたかいの記録――

南　正和　守る会会員・教員

(1) 丸山報告の前夜、岡崎氏宅

「死ぬ人は、全部死んでしまった。助かる人は、全部治ってしまった。広い日本で、私の子どもだけが、こんな病にとりつかれているのかとあきらめていました。この度、丸山先生のことを聞き、何とかしなければと、かけつけてまいりました。」

と、前置きし、涙ながらに十四年間の苦しみを訴えた父親、病気の子をひざに抱き、

「この子さえ健康になるならば、私の命は神さまに差し上げてもよいのです。先生、何とかしてください。……」

と、絶句する母親。被害児も、その家族も皆、声をあげ、顔を覆って泣きふした。居合わせた医療陣、報道陣などの関係者も共に涙した。ある人は、天井をあおぎ、胸に感動をじっとこらえている。ある人は、溢れる涙をぬぐおうともせず、訴える被災者の顔をじっと見つめている。またある婦人は、顔を畳にすりつけて動哭している。

第二十七回日本公衆衛生学会前夜の岡崎哲夫事務局長宅の様子である。

(阪大の丸山教授が砒素ミルク中毒児のために新しい発表をしてくださる、至急来てほしい)という電話に、わたしは取るものも取りあえず岡山へ急いだ。岡崎氏宅は、既に、被害児とその家族、医療陣、報道陣でごったがえし、足の踏み場もなく、混雑を極めている。誰の顔も上気し、興奮しきっている。私はこの興奮と混雑が、われわれの運動にとってどのような意義と役割を持っているのか、この時まだ十分理解できていなかった。

集まった親たちの訴えは、わが子の病状であり、過去十四年間に経験した行政や医療陣の冷たい仕打ちに対する限りない憤りであった。

丸山先生たちは、その訴えを一つ一つうなずきながら聞いてくださった。

時間はぐんぐん経過する、それでも親たちは訴えつづけた。これでもか、これでもかというように。(表現は悪いがこの感じがぴったりでした)

この時の親の気持ちは何だったのでしょうか。

・　先生方、もっと聞いてください、もっと、もっと知ってください。そして、わが子を助けてください。

・　今度先生方に見放されたらもうおしまいだ。もっともっと訴

えて、先生に人間としての確かな共鳴をこの身体で得なければ安心ができないのだ。

このチャンスをもう絶対にのがすものか。

複雑で必死の願いが丸山先生を始め医療陣の先生方をはなさすことができなかったのです。そして親たちの訴えを終らせなかったのです。先生方、非礼をお許しくださいませ。

そして、この場に流れる共感はわが子を想う親の心情と、中毒児たちを抹殺した行政、医療組織、わけても、これを仕組んだ森永乳業に対する限りなき憤りに発する社会正義への渇望でありました。

私もこの中の一員として涙が流れて仕方がなかった。「これで、子どもが医者に見てもらえる道が開かれるのだ、治療がうけられるのだ。共に涙し語り合える仲間がこんなに居るのだ。」という異常な興奮のいなずまが、幾度か身体の中をつきぬけるのでした。

想えば、昭和四十年八月二十二日、守る会結成十周年の総会が招集された。事件と守る会の十周年記念とはいえ、実は守る会の解散総会でもあったのです。本部からの通知で子どもと共に集まってまいりました。次々と集まってくる子どもたちの余りにもひどい姿に親たちは今更のように驚き、解散総会は再結集へと盛りあがってまいりました。「これではいけない。何とかして精密検診をしなければ」と思っても、相手にしてくれる病院さえないのです。遠迫先生のお世話により、やっと水島協同病院で集団精密検診が始まったのです。しかし、この検診も子どもたちのひどい病状を浮き彫りにしただけで、データーは、ひそかに金庫の底で眠らざるを得なかった。公表することは、かえって森永を始め、これに奉仕する医療陣から子どもたちがより迫害されるからです。

くやしかった。悲しかった。この十四年、あちらの医者、こちらの病院と尋ねあるき、原因不明の病状、医師の質問に答え「ひょっとすると、森永砒素中毒が……。」といっただけで、医者の態度がかわり常に治療の道がとざされてきた。

社会の片隅で、ひっそりと生きてきたわが子が、今度こそ救われるのではなかろうかという希望も、又はかなく消えさっていったのです。

この子を抱えて、静かにひっそりと暮らしていくのが結局私たち夫婦の宿命であろう。せめて心だけでも楽しく、弱味をみせないで頑張るのだと、何度自分に言いきかせたことだろうか、それにしても不憫なわが子の行く末を想い、深夜ひそかにすすり泣く妻の声を聞くつらさは、何と表現したらよいでしょうか。

こんな経験は、多少の違いこそあれ、その日岡崎氏宅に集まった親たちのみんな経験していることでしょう。

こんな状況の中での丸山報告の前夜なのです。親たちが先生方を離さなかったのは無理もないのです。「医学界の反省の上に立って全力を尽そう」と先生方が言ってくれるのです。感動し興奮しない親があったらそれは嘘です。

しかし、丸山先生を始め、医療陣の方々は帰っていかれた。私たちは一瞬の空白を感じた。何ともいえぬ虚脱感です。だがこの一瞬の虚脱感さえ神は許してはくれなかったのです。

阪大の西沢教授が、公衆衛生学界に来るというニュースが入った。このたびの学界の会員でもない西沢教授が急遽入会して岡山に来る理由は何であろうか、答えは明白です。わが子を暗黒の闇につきおとした、治ゆ判定基準作成者の元凶、森永顧問・西沢の来岡は正に丸山教授の報告を粉砕するのが目的なのです。

何たる卑劣、何たる謀略、事ここに至っても尚、森永はいたいけな子どもをこの世から抹殺しょうとするのか。私たちの怒りと闘志は再び燃えあがった。何としてもこの謀略と、対決しなくてはならぬ、わが子に真実の光、正義の光、愛の光を与えてくださろうとする丸山教授をはじめとする諸先生方の発言が万が一にも妨害された

り、謀略で一方的に葬られるようなことがあっては一大事だ。

危機感が重く胸にかかる、如何にすればよいか真剣な討議が始まった。

私たち被害者の必死の願いを、岡山へ集まってこられる公衆衛生学会の会員の皆さまに知っていただかなくてはならぬ。お願いの文か西沢教授との対決か、どうすることが子どもたちの幸せを開く道になるのか。強気、弱気、議論は百出した。

阪大・西沢教授（森永顧問）よ！ふたたび、森永の手先になるのか

これが、結論のスローガンである。墨汁をたっぷり含んだ筆を持つ私の手はふるえ続けた。一方に於て西沢教授と対決し、一方に於いて会員の手でこのたれ幕を捧げ、ただひたすらに頭をたれて会員の皆さまに訴えよう。

これが、私たちの選んだ道であったのです。こうして十月二十九日の夜は明けようとしていった。

(2) 第二十七回日本公衆衛生学会

(ア) 総会場にて

「白熱の論戦」ということばをよく聞く、当日の森永砒素ミルク事件に対する論戦こそ、正に白熱の論戦というべきでしょう。

私たちは、朝早くから会場につめ、前述のプラカードを手にし、切なる心情を無言で訴えたのです。もし非礼があって心証を害するようなことがあってはならぬ。「お願いします。」の声をぐっとのみこんで頭をたれる。

学会員の皆さんに、この姿がどう写ったでありましょうか。

本会議場、丸山教室の飯淵先生が問題を提起される。西沢教授が反論する、丸山教授が更に追求する。遠迫、大森、矢吹の諸先生が正・反の意見を述べる。

形は、森永砒素ミルク中毒の後遺症に対する見解であるが、その中味は「人間として、医療人としての生きる価値」の追求であり、「社会正義と公衆衛生学会の使命」についての討論であった。丸山報告の根幹は、単に砒素ミルクの後遺症を云々する病理的・臨床的解明ではなく、現実に病魔に苦しむ患者を前にしての医師としての良心と、過去十四年間、いたいけない患者をボイコットし続けてきた医学界の反省を再び繰り返してはならない、社会悪を告発するという人間の誠の問題であったのです。

私たちは、この論争を息をのみ、一言半句も逃すまいと聞きいりました。

「丸山先生、負けてくださるな。」「遠迫先生、お願します。」と祈るような想いの数十分でした。

西沢「これだけ重要な発表をまとめた研究に、ただ一人の医師も入っていなかったことです。」（臨床医の入っていないデータなんか信用できるか、公衆衛生学会を馬鹿にするなの意）

「うーん、痛い」私は思わずうなった。遠迫先生が立ち上がってくださる。先生の発表の内容は、四十二年協同病院での集団精密検診のデータなのです。くやしさと悲しさで金庫の底に眠らせたデーターが、今日の最も大切な一瞬に陽の目を見たのです。

協同病院の医療陣によって作成された臨床データーは、西沢発言の中味を打ち砕き、同時に丸山報告の内容を、臨床的に証明してくれたのです。

遠迫「わたしたちはこの結果だけで後遺症とは断定できないけれど、少なくとも今回の検診でわかったことは、被害児の中に正常でない者が多い。私は国または森永乳業が責任を持って集団検診すべきであり、もしも、後遺症の疑いがあれば、すみやかに適切な手を打つべきであると考える。」

西沢「私は被害者に対しては心から同情申しあげます。しかし、今回の丸山報告に対して、医者としては何らの責任を感じません。しかし、一個の人間としては反省いたしております……。」

何をいう西沢教授よ。貴方たちの作った治ゆ基準が、被害者を奈落の底においやったのではないか、医者としての責任を感じないなんてとんでもない。私たちは顔をみあわせた。蒼白な顔、誰かが声をあげようとする。

誰かがその袖を引いた。

その時、丸山先生が立ちあがられた。会場に拡がる拍手、私たちは片ずをのんだ。いよいよ論争の核心にふれるぞ、期待と不安でじっと聞きいる。

丸山「西沢先生が一個の人間として反省するが、医学者としては反省しないといわれました。（また、私の報告には医師が入っていないことが遺憾だといわれるが）公衆衛生学会は、単に医学者だけの集いではありません。公衆衛生は、保健婦も、養護教諭も看護婦も学生も、この学問のために真剣になっている筈です。ですから、この学会で保健婦の仕事が発表されていけないということはないと思います。」

拍手する手に思わず力が入りました。丸山先生は、更に過去十四年間、医者が中毒児に対してとった実体に論を進め、これをきびしく批判したのです。

丸山「この十四年間、森永中毒事件について関係することが、医者の間ではいかにタブーになっていたか皆さんは知っていたでしょう。どこの、どの医者がこの問題解決のために協力してくれましたか。このような状態の中で、医師の協力を得られない困難を克服し、この仕事（十四年目の訪問の仕事）をやりぬいた保健婦の仕事を評価していただきたい……。」

丸山先生のせつせつとした口調は尚も続いた。総会の空気は我々の側に同情的となり、ついに参会者（医者）自身が、自分たちの今まで森永事件に対してとった行動を反省する空気さえうかがえだしたのです。

勝ったのです。丸山先生、遠迫先生、そして大阪の保健婦さん、協同病院、岡大衛生学教室など、今までひそかにわれわれを支えてくださった善意の炎が、今、丸山報告を契機として赤々と燃えあがったのです。

この炎は「森永ヒ素ミルク特別分科会」の構成という形で、岡山市役所七階の会議場に引継がれたのです。

(イ) 特別分科会会場

私はこの日のことを生涯忘れることはないでしょう。なぜならば過去十四年間、悩み苦しみ叫び続けてきた「医者よ、わが子の病気をみてくれ、そして何とか救ってほしい。」という血を吐くようなこの願いが、確かな感触と手ざわりをもってつかみ得た一瞬であったから。

人間が、如何に真心を尽し、数少ない善意の人が如何に努力し協力しても、どうにもならぬことがある。砒素ミルク中毒児の十四年間の日々は正にこれであった。

仁術を自認する医者さえも、森永乳業という大企業の謀略によって奪いさられ、開業医は勿論、大学病院、国立病院、役所さえもそのすべてが固く門戸をとざし、訴える術もなく、宿命の業病とあきらめねばならなかった今までの生活、それが今、この日を境に大きく変ろうとしている。

遠迫先生など一握りの善意の医療陣の陰の支えがあったとはいえ我々の訴えは常に闇から闇へと追いやられてきた。しかし、その苦しみは今終るのです。今日からは、堂々と胸をはり、全国的学会を通して話しあわれることになったのです。

分科会は、異常な熱気の中で進行していった。出席を約束した西

沢教授は状況の非を悟ったかでてこない。

論争すべき相手は逃げてしまった。では、次はどうなるのであろう。

突然一つの提案があった。即ち、

「被害者がこの十四年間、社会から医師から行政から、どのような扱いを受けたか、また、どういう訴え、要求をもっておられるか、直接、じかに、生の声で聞きたい」

という、発言です。

公衆衛生学会は、会員以外の発言は認めない。このことが問題になったが、学会は敢て被害者の声を聞くことにふみきった。

「頼む」

と、岡崎さんに言われた時、本当にあわてた。何を話してよいのか、何を訴えてよいのか。心の準備は全くないのです。しかし、私をみつめる被害者の熱い瞳と、此処でしぶってはという危機感が、何時の間にか私を中央へいざなっていました。勿論わが子の手を引いて！

私は何を言い、何を訴えているのか、すじ道は全くわからなかった。ただ夢中で語った。上気した私の耳に聞える、すすり泣きの声。涙で曇った目にうつるのは、ハンカチで目頭を押える被害者や保健婦の姿でした。

私が、これ程必死で訴えたことが、過去にあったであろうか。その心はどうあれ、もしことばの失敗があれば取り返しのつかないことになる。

今、私たちのために闘ってくださろうとしている医療陣に対する感謝の気持ちと、今までわが子たちを放置し、見向きもしなかった医療陣に対するにくしみが交錯し、私は、ことばの選択に迷った。（若し、失礼な発言をし、その心証を害したらどうしよう）という想いが、終始心をとらえた。私は、わが子の現状と歩んだ事実を、たんねんに語りました。語る中にも、再びくやしさが胸をつきあげてくる。幾度か絶句しながら、行政や、子どもたちをボイコットした医者の非を訴え、今たちあがってくださった諸先生に心から感謝した。そして一人一人の命は誰にもかえがたい命であることを述べどうか救ってくださいとお願いしました。

絶望の底に沈んでいる人が暖かい人の情にふれた時、こんなにも涙もろく、弱くなっていくものでしょうか。私は、とうとう最後まで語り続けることができなくなってしまいました。言わねばならぬ語らねばならぬ。今訴えねばわが子の命は、どうなるのだと、自分で自分を叱ってみても、もう声がでないのです。声だけではありません。皆さんの顔さえ見えなくなってしまったのです。

私は一礼し、子どもの手をひいて引きさがりました。被害者の二人が、私の肩にすがりすすり泣きました。私は茫然としながら二人の肩を抱いたような気がする。

「よくやってくれました。有難とう。」

と、岡崎さんにいわれた時も、私は、黙ってうなずいただけのように思います。

そこへ、関西医大の東田教授の発言が耳に入ってまいりました。

東田「私…今…感動致しました。（絶句してしばらく言葉なし）……。この学会で私たちが問題にしなくてはならぬことは、我々が、あるいは私たちの同僚の犯した誤りを、いかに取り戻すかという問題であります……。」

虚脱状態の私の耳に、東田教授の声は、天の声のように響いてまいりました。

私は、私自身の耳を疑った。嬉しかった。私の発言は役に立ったのだ。先生たちが、自分たちの非さえ認めて、わが子たちの救済にたちあがってくださったのです。

十四年間の悲願が今、かなえられようとしているのです。

この嬉しさ、この感激、この興奮よ、何時何時までもさめないでくれ！

私はもう一度いいます。この一瞬の感激を生涯忘れることはないでしょう。

(3) その後の展開

第二十七回日本公衆衛生学会は、守る会運動に新しい展望と光明をもたらしてくれた。

この日を境として各新聞は一斉に森永乳業や行政・医療陣を追求し、被害者に同情する記事が掲載されだした。同日夜、NHKは全国ネット・ニュース特報「十四年目の波紋」でこの問題を取りあげた。私は岡崎さんらと共にマイクを通して全国の視聴者にうったえた。その結果、世論は急激に高まり、全国的救援の体制が進められてきました。

守る会もこうした情勢に呼応して組織を強化する必要にせまられ急ピッチでその作業を進めてまいりました。古い仲間が続々と復帰してきました。しかし、本当の意味での組織はそう簡単にはできあがりません。みんな病人をかかえ、貧乏暇なしの連中ばかりですから。本部関係者は目の廻る忙しさです。

報道機関との折衝とアピール、医療陣との打合せ、支援体制の確立、組織の整備、会員との応対、運動方針の決定、どれ一つとってみても大へんな仕事である。

そして、何よりも大切なことは、森永乳業を土俵の上によびださなくてはならない。

誰も弱音をあげる者はいません。今、ここで我々が負けるようなことがあったら過去十四年の努力も水泡に帰するし、せっかく立ち上がってくださった全国の善意の人々に対して、申しわけがたちません。とにかく頑張った。当時を回顧するとき、全力を捧げて闘ったという満足と、よくも体が持ったものだという感慨がなつかしくよみがえってくる。

予定の枚数がつきてしまいました。一人、一人が自分のパートを守りきった事実の積みかさねが、今日の展望を開くことができたのだと思います。激論をかわしあった先輩諸兄に非礼を詫び、感謝を捧げながら筆をおかせていただきます。

岡崎　哲夫　森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長

原則の堅持と守る会組織の発展

――こどもを守るという鉄則をつらぬいて――

昭和四十四年の春、四国森永牛乳販売株式会社の磯部克己取締役が、守る会本部のある私の自宅を訪れた。突然のことである。「今回、本社に復帰し、大阪に転勤した」という挨拶である。同氏とはまる四年ぶりの再会であった。

昭和四十年八月二十二日、守る会が、事件の第十周年記念第十回定期総会を開催するに当って、私は「守る会結成の約束に従って十年間事務局長を勤めた。これで止めさせて貰うし、守る会の解散を提案したい」と宣言した。磯部氏は大へん喜んで、記念品を贈ると約束された。会員多数の反対で約束は果せず、磯部氏にヌカ喜びさせてしまったことを、私は嫌でも思い起こした。しかし、同時に、「また、何を思い出したように、今頃、挨拶に来たのか?」という不審もあった。

それから、その年の夏にかけて、私は、自治労の関係者や衛生学の人達から、ときどき、「阪大の追跡調査は着々と進んでいますよ」と聞かされた。私はその都度「へえ、そうですか」と故意にすっとぼけていた。私はできるだけ平静を装った。それは、「動揺してはいけない」との自戒でもあった。しかしいざという際の準備が必要であると感じた。

昭和四十四年八月二十四日。事件の十四周年記念日がたまたま日曜日に合致し、守る会規約に従って、第十四回定期総会が開催された。「全国の被害者がこのまま永久に泣き寝入りするとは思われない。十四年間の苦しみの蓄積が爆発を起こすこともありうる。そのとき、大混乱を起こさず、整然と正しく被害者の要求を組織し発展させる力になるものは私達岡山の守る会だけである。私達小数の者が全国の核となり、その先導力となる覚悟を今から作って行かねばならない」と私は説いた。そしてそれが総会決議とされた。

朝日新聞大阪本社社会部の為田一郎、新妻義輔両ベテラン記者が揃って私を訪問されたのは、それから二か月にもならない、その年の十月十七日であった。

前夜の連絡があったので、私は、被災者同盟時代の全書類と、守る会結成以後の全資料（積み重ねれば二メートルの高さに達した）を自宅の奥座敷に積んで、両氏と対面した。

開口一番、両氏は核心に迫って来た。「十四年目の訪問と題する丸山教授の報告ができた。事実とすれば、日本のマスコミは十四年間森永の被害者を裏切って来たわけである。各社とも全く歯牙にもかけていないが、私達は人道と良心にかけて事実を公表する義務が

あると深く心に決している。私達は、その確証と信念を得たいのだ。」

「確証は貴下方が事実を見られればすぐ分かるはずだ。私達は十四年間訴えをつづけた。しかし、政府も医者も、そして貴下方の朝日新聞を含む全マスコミが、全く私達の声を黙殺して来た。マスコミにも医者にも裏切られつづけた私達は、だから、初対面で相手の心がすぐ見抜けるようになった。

今や、一にぎりの良心的な医療関係者が立ち上がってくれ、そして貴下方のような勇気のあるマスコミ関係者が出現したことに、私は歴史が少しずつ動きつつあることを感じる。

従って、森永ミルク中毒事件の本質と守る会の闘いの歴史を、とことんまで理解された上で、発表か否かを決せられたい。なお、事実を公表するにしても、守る会のことについては私達が一定の機関決定を行うまでは記事にしないで欲しい。」と私は答えた。

私がこう答えたのには、それなりに深い理由があった。為田、新妻両記者の闘志には、ひしひしと感ぜられる迫力があって、今までの取材者のような、及び腰の、半信半疑といった態度は微塵もなかった。私は、彼らが、ことこまかく追求してくればくる程、守る会の毎年の会議や行動の一貫性と、打つべき手はすべて打ってある、煉瓦建築物のような事実の確実な積み上げの歴史を示すことによって、彼らの期待を十二分に満たしうる自信があった。

しかも、すでに、岡山支局の四人の最前線記者が、県内の東西南北に散らばる四人の被害児の実態を取材しつつあり、理論と現実はピタリと合う筈であった。

彼らは恐らく、丸山報告をスッパぬき、朝日新聞の一大スクープとするだろう。それは全国の被害者家族と国民に巨大な衝撃波を及ぼし、一種の社会的騒乱を捲き起こすであろう。おびただしい被害者家族が、大挙して守る会に押しよせてくれば、守る会は被災者同盟時代と同様に、ふたたび烏合の大集団と化し、収拾できない混乱を起こした挙句に、今日まで十四年間、暗闇の中に火をともしつづけてきた少数の人達を全く置き去りにし、彼らを踏みにじって暴走するに至るかも知れない。

――このような事態は、断じて防がねばならない。それには、守る会の態勢の確立になお若干の時間を要すると思われた。受け入れ体制の整備はもとよりだが、基本方針を鮮明にした、モラルのある永続的組織を堅持するためには、きびしいおきての関門が必要であった。

為田、新妻両氏の追求は、私の予測通り、刑事裁判の法廷における検察官のそれのごときものがあった。

「守る会は何をしてきたのか?」

「何のために、それをやったのか?」

「それを裏付ける確実な物証を示すことができるのか?」……という工合に、どうして守る会を結成せねばならなかったか、設立趣意書や規約がなぜそのようなものでなければならなかったか、という原点から始まって、毎年行われた各種会議の議案書、議事録から、行動に関する記録や、守る会が各方面に訴えた書面やその反響等に至るまで、二メートルを越える書類綴りの一冊一冊を、一ページごとにめくるという念の入れようであった。

二日目の取材の最終段階で示されたのが、守る会の行った自主精密検診のデータであった。

昭和四十二年の夏から秋にかけて、民医連・水島協同病院で実施した、被害児三十五名の精密検診のデータは、丸山報告を臨床医学面から裏付け、それと一枚の紙の裏表のようにピッタリと符合するものであった。

だが、ここでも激しいやりとりがあった。両氏にとっては、丸山報告の二年も前に、すでにこのような組織的検診が行われており、

データが揃っていたことに、すぐには信じられない面持ちで、「どこの病院でやったのか、病院名を知らせて欲しい。取材源の秘密は厳守する。これさえ確証できれば公表に踏みきる」と強く迫った。しかし私は、病院側との約束を守って、あくまでも拒否し、「信ずる、信じないは貴下方の自由」と主張しつづけた。

翌、十月十九日の朝、朝日新聞は全段ぬきで丸山報告の全文を掲載するとともに、各面にわたって、西日本各地の被害者の実態を報道した。だが、その時点では、約束どおり、守る会の名は一行も出されなかった。

しかし、それを機に、全マスコミ世界は、一斉に火花を散らす取材合戦に突入し、私の家は、嫌でもその大波をマトモにかぶらざるをえなかった。

こうなってはもう、いくら「名を秘せ」といっても、守る会の存在が全国に知れわたるのは時間の問題であった。その間の二、三日あるいは数日の余裕を最大限に活用して、あらゆる準備を整えねばならなかった。

その日の午後、岡山大学医学部衛生学教室の青山英康講師（当時）から、「丸山教授と守る会の皆さんとの会見の準備をしたい」との伝達があり、私は直ちに、岩月祝一理事長、吉房亀子副理事長らと協議し、来る十月二十九日を一つのヤマ場として、丸山先生を囲む会と、守る会の緊急総会を同時に行うこと、守る会の運動目的は「こどもを元に返せ」の一本で進み、運動にマイナスの影響を起こす心配のある賠償金要求は絶対に行なわない、等のことを再確認しその方向で事務局の全力を傾注して緊急総会を成功に導くための準備に入ることとしたのであった。

丸山報告――いわゆる「十四年目の訪問」――の公表から、守る会緊急総会の開催までの十日間が、その後の守る会の運命を決定したといっても過言ではないと私は信じている。

連日、早朝から深夜まで、波涛のように押し寄せる報道関係者との応接、来訪する各地からの被害者家族との話し合い、緊急総会に提出する各種の資料作り…、に併行して、私は、十五年前にともに被災者同盟全国協議会単一指導部を構成し、その後の十四年間、守る会顧問として接触を保ってきた北村藤一（旧名・雅俊）（大阪）、黒川克己（当時広島）両氏に対し、直ちに戦列に復帰するよう、訴えの書面を発した。

北村藤一氏は、直ちに旧「全大阪森永ミルク被災者同盟」の役員を召集、協議の結果、内田順一氏と北村氏が守る会に参加することを決定し、内田氏は現在の居住地京都で守る会支部組織の結成に着手することとし、北村氏は黒川氏とともに守る会全国本部に参加することとなった。

このときに当って指導部の間で強い意見の統一を見たのは、『守る会は旧同盟の正真正銘の後身団体であり、同盟の果しえなかった目的を果すためのものであって、同盟の最大の弱点であった協議体組織の形態は断固排除し、強固な全国単一組織とする必要があること、しかもその中心は、今日まで十四年間たたかいの炎を絶やさず旗を降さなかった岡山がその核となるべきこと』、であった。

以上の意志統一の下に、岡山では、十月二十九日、「丸山先生を囲む会・守る会緊急総会」が開催され、「全国の被害者家族は守る会へ参加せよ」との正式訴えが、マスコミを通じて全国民に伝えられたのであった。

そして同時に、来る十一月三十日に、同じく岡山市で、守る会第一回全国総会を開催し、全被害者の意志を統一して非常事態に当る守る会の基本方針を明らかにすることを宣言した。

いったん守る会の存在が公表されると、連日、二十通、三十通と全国の被害者家族からの訴えの書面が殺到し、返事を出すのに早暁までかかる日がつづくようになった。それらの人達にはすべて、入

会申込書と総会開催通知状を送ったが、一か月たたぬ間に、その数は三百に達した。

特に私を感激させたのは、それらの人達は例外なく「守る会を今日まで続けていてくださったことを感謝する」として、手紙の中に最低一千円札一枚から、最高一万円札を封入して資金カンパをしてくれていたことだった。

みんな十四年間、真暗闇の中で苦しんで来た人達だった。しかし力のない民衆は、どんなにあがき、苦しみ、たたかってみても、一人では所詮何にもならなかったことを痛烈に体験して来たのだった。組織というものがどんなに大切なものであるか、そして、彼らは、わが子に光明を見出すためならば、どんな苦しみをも甘受してたたかう決意を有することを、それらの書面は物語っていた。

第一回全国総会が、熱狂的に成功するだろうことは疑う余地がなかった。

これらの人達がたたかえるようにし、浮かばれるようにすることこそが、守る会の任務ではないか——私は、朝の出勤の途上で、また夕方の帰宅の途中で、考えぬいた。そして全国総会に提示する四つのスローガンを作り上げた。それは次の四項であった。

一、完全治療・完全養護を要求して、こどもを元に返して貰おう！
二、人道的医療陣の協力で後遺症を究明しょう！
三、世論を動員して森永の企業責任を追及しよう！
四、全国の被害者はこの会に結集し、一致団結して要求貫徹のためにたたかおう！

右の四つのスローガンの意味する、守る会の戦略、戦術、運動方針は次のようなものであった。

一、守る会の要求は、個人的な賠償金請求や逸失利益の追求等、一切の要求を捨象し、唯一つ「こどもを元に返せ」に絞り、それの実現のために持てる一切の力を集中する。——これこそが、守る会の設立以来、永劫に変らぬ戦略目標である。

二、右の戦略に伴う戦術として、後遺症究明による因果関係の明確化と、それに伴う加害企業や国の責任を確定する。そのためには特に、人道主義に立つ医療陣の協力と、国民世論による支持を必要とする。

三、以上のような戦略・戦術を駆使する部隊の中心として、守る会の団結と統一の強化が何にも増して緊急、重要である。従って、守る会は全国単一組織とし、会員はすべて全国本部に直接加入し全国本部の指導と統制の下に各府県に支部（後に本部と改称）、地区、班の組織を結成して現地活動を行う。

——このような基本方針を決議した第一回全国総会は、全会員が明日から直ちに着手する活動の目標として、さらに次の諸項の決定を行なった。

一、守る会の全国本部と都道府県支部等各級組織が建設・整備され役員や会員が十分親睦し、一丸となって強力なたたかいができるようになるまでは、企業側と交渉しても、損はしても得はしない。従って、あと一年間、交渉はしない。全会員はその間に支部地区、班組織の結成に全力をあげるとともに、地域の協力支援のあらゆる団体人士を発掘し、守る会の囲りに結集する。

二、被害者の恒久的な救済には金よりも体制が必要である。守る会は、全国各地の労働組合、民主団体、法律、医療、衛生、教育、福祉、等各界のあらゆる専門家、協力者の力をえて、「森永ミルク中毒被害者救援委員会」を結成し、それを、恒久的な被害者救済機関として機能させる。

以上の、第一回全国総会の決定をズバリと要約すれば、それは次のとおりと考えられる。

一、守る会は金を取る運動はしません。
二、会員は、支部、地区、班組織の結成と医師をはじめ協力支援団

体の獲得に全力をあげなさい。

三、それができるまで一年間、森永とは一切交渉に入りません。

四、守る会の方針に反する府県支部組織はいつでも解散させますよ。

五、これが気に入らない人達は、遠慮なく別組織をつくってたたかってください。

――こんな『魅力のない』守る会に、なお参加しようという人なら、一応信じてよい。

守る会は、すでに昭和三十八年の総会で、その名称から「岡山県」の文字を削除して、全国単一組織の形となってはいたが、六年後の第一回全国総会を機に、こうして実質的に全国組織として発展しはじめたのであった。

全国本部機関紙「ひかり」が創刊され、毎月欠かさず発刊されて今日に及び、組織の導きの星となった。各都道府県組織の機関紙も「ひかり○○府県版」として、守る会の統一と団結を表示することになった。

全国各都府県支部（昭和四十六年八月、「本部」と改称）結成の状況は次のとおりであった。

岡山県支部…昭和四十四年十一月十六日。
徳島県支部…〃　十一月十六日。
大阪府支部…〃　十一月二十三日。
奈良県支部…昭和四十五年一月十八日。
広島県支部…〃　二月八日。
香川県支部…〃　二月十五日。
京都府支部…〃　八月九日。
兵庫県支部…〃　九月六日。
九州支部……昭和四十六年四月四日。
山口県本部…〃　九月十二日。
愛媛県本部…昭和四十六年十二月十二日。
大分県本部…昭和四十七年三月二十日。
和歌山県本部…〃　六月二十五日。
島根県本部…〃　八月二十日。
高知県本部…〃　八月二十七日。
東京本部……〃　九月十日。
滋賀県本部…昭和四十八年一月二十一日。

守る会には、人数の差はあれ、北海道から鹿児島県までの殆んどの都道府県から被害者の親達が参加し、十七の都府県に都府県本部を、市町村に、支部、地区等を置いている。

公害被害者団体としては、地域の広がり、単一組織の人数でわが国最大のものである。なによりも、同じ被害者が一体にまとまり、統一と団結を守っていることは稀有の事実といってよい。

「森永の場合は条件がよいのだ」と言う人もある。「統一と団結の秘密は？」と羨望の眼をもって聞かれることもある。

条件はそんなに違うはずはない。統一と団結の下に活動しない限り、いかに有利な条件も生かすことはできないし、却ってそれを不利な条件に転化させてしまうのだ、といいたい。そして統一と団結の秘密は、単にディスカッションの積み上げでしかない。「討議をつくし、それを正しく伝える」という方式を守る会は自らの方針として正しく実践しているにすぎないのだ。

昭和三十一年六月二十四日の守る会結成以来、毎年の定期総会を二十二回。丸山報告以後、常任理事会を七十数回、拡大常任理事会を六十数回、全国理事会を五十回開催し、その他各種の全国本部段階の会議もおびただしい。各都府県本部定期総会、役員支部長会議も、それぞれ数回、数十回を数え、各地支部集会の延回数は何千をもって数えられる。

毎月のあらゆる日曜日や休日、夜間がこれにあてられているので

ある。守る会各級組織の役員が、すべて、ボランティア活動の極限を行っているといっても過言ではない。

この、はかりえない膨大な時間と回数と労力によって、検討されぬき、討議しつくした方針によって、守る会という長大な列車が、徐々ではあるが確実に進んで行くのである。

成果というものは、すべて、このような態勢の中から生まれ、そして固められて行くものである。

小野　克正　山陽新聞広告部

対策会議の結成とその活動

――支援の輪――

ひろがった支援の輪

「丸山報告」を契機として守る会の組織化は急速に進んでいったが一方、これを包む支援の輪も各地で燎原の火のように広がっていった。

守る会は、被害者を基礎に幅広い国民の支持と協力のなかで、その統一した力によって運動を進めていくという立場を当初からの一貫した方針として堅持した。それはかつての被災者同盟の運動が、国民から孤立してついに挫折せざるをえなかったという苦い経験への反省に深く根ざしたものであった。守る会が運動の進め方でも、要求づくりでも、つねに〝国民から支持される節度と道理〟を重視し、特に金銭要求について潔癖すぎると思われるほどひかえめであったのも、こうした過去の教訓を生かすためであった。

守る会がこうした方針を堅持したのと呼応して、各層の国民の側にもこれを受けて立つ条件があった。「丸山報告」は学会の枠をこえて国民の間に重大なショックをあたえた。十四年前のヒソ中毒の後遺症がいまなお被害者の体をむしばみつづけ、家族にいいようのない苦しみをあたえてきたこと、他方加害企業は高度成長の波に乗って乳製品業界に君臨する地位を占めていること、そして国やいわゆる「専門家」がどのように被害者圧殺に手をかしてきたかという点でも、それは二重、三重のショックであった。

「丸山報告」の直後、まず民主的医療陣、法律家が支援に立ち上がった。労働組合、民主団体、政党、各分野の民主的な専門家、個人があいついで支援と協力の輪を広げていった。

日本の民主勢力は昭和三十年、三十一年当時にくらべれば大きく成長し、公害闘争や住民運動の経験も蓄積していた。こうした背景のもとで、守る会の運動を物心両面から支援し、その要求実現のためともに闘う組織として、「森永ミルク中毒対策会議」が近畿・中国・四国の各県へつぎつぎと作られていったのである。

「官製検診」との闘い

とりわけ岡山県では対策会議の確立が急を要する事情があった。「丸山報告」の直後から、厚生省委託の「岡山県検診」がかつて被災者同盟の息の根をとめた「官製検診」の二の舞になる危険性をは

らみながら動き始めていた。守る会と協力医療陣が中心となり、社・共、労働組合などによびかけて、さっそく県と厚生省にたいする交渉が始まった。検診の目的、性格、調査委員会の人選等々についてねばりづよい交渉がもたれていったが、こうした運動のなかで対策会議の準備会がつくられ、四十五年九月、岡山県森永ミルク中毒対策会議が結成されていった。

岡山県森永ミルク中毒対策会議（以下岡山県対策会議と略す。各府県も同じ）は準備会の段階をふくめて、岡山県検診のまとめが発表される四十七年末までに、県と厚生省にたいし約二十回の交渉をもっている。それらの交渉を通じて多くの貴重な成果も収めることができたが、検診の民主化という点では大きな問題を残したまま、検診は四十六年二月から強引に開始されていった。しかし、守る会と岡山県対策会議をはじめとした精力的な運動、京都府や民医連などでの民主的検診、そして調査委員会に参加した協力医師陣の奮闘などによって、結果的にはこの検診によせた森永側の期待は事実上破産したのである。「当時の残像と思われる皮膚の色素異常を除けば特徴的な共通点はなく」「憂慮すべき経過を辿っていない」とした岡山県検診のまとめにたいして、厚生省は「いろいろ問題があるようなので、一つの参考資料」といわざるをえなかったのである。

森永側を追いつめた運動のひろがり

対策会議が全国で最もはやくつくられたのは奈良県であった。奈良県対策会議は四十五年五月に、奈良医大、同県民医連など医学・医療関係者が中心となって結成され、さっそく六月から第一次の追跡調査を実施している。

同年十月には京都府で「森永ミルク中毒追跡調査委員会」が発足同年末から翌四十六年にかけて訪問面接調査と精密検診にとりくんでいる。その結果は、のちにミネルヴァ書房から刊行された「森永ヒ素ミルク中毒事件――京都からの報告」に要約が集録されているが、革新政府下での民主的検診の典型をなすものとして各方面に大きな影響をあたえたのである。この京都の追跡調査委員会は検診以後、運動面でも事実上、同府下で対策会議の役割を果たしていった。

同じ四十五年十月には広島県対策会議が結成されている。広島県対策会議は岡山と同様、広島県労評、民医連、社・共両党をふくむ幅広い共闘組織となっているが、不買運動や自治体闘争、実態調査などに積極的にとりくんでいる。

各県の対策会議は岡山や広島のように幅広い構成の運動体として組織されていったところと、奈良、京都のように医学・医療関係者を中心にした組織形態をもつところなど、多様なありたちをしている。なかでも大阪府対策会議は各分野の専門家を結集し、専門家集団がそれぞれに大きな力を発揮して全国の対策会議のなかでも指導的な役割を担っていった点で特徴的であった。

大阪府対策会議は四十六年二月に結成された。法律家や保険医協会、医学関係者、府職員などの団体や個人が参加し、法律、医療、福祉、宣伝の四つの部会を置いた。特に多数の弁護士を擁した法律部会は、追って昭和四十八年四月、大阪地裁へ提訴した民事訴訟を精力的に準備し、公判では森永と国を窮地に立たせ、守る会の運動にきわめて有利な局面をきりひらいていった。さらに同対策会議は革新府政の条件を生かし、府と守る会、対策会議の間で三者懇談会を設け、検診にとりくんだほか、未登録被害者についての指針をつくり、この面でも他府県へのすぐれた先例となった。不買運動、被害者への相談活動、ニュースやステッカーによる宣伝などの活動も多方面にわたって積極的に展開された。

十一府県で確立

昭和四十七年九月には兵庫県対策会議が結成された。保険医協会などの医療団体、弁護士、保健婦、灘生協などの団体、個人が参加し、「兵庫県検診」の監視や不買の運動が進められた。

その年十二月、香川県対策会議が労働組合や民医連病院など三十団体によって結成され、守る会と協力して対県交渉や不買運動にとりくんだ。

四十八年に入ると、一月に和歌山県で、医師、弁護士、教師、労組員など個人会員二百余名により対策会議がつくられ、四月には愛媛県対策会議が労働組合、民主団体などを結集してスタートした。七月には牧師、大学教官、医師、養護教師らなどによって高知県対策会議、ついで徳島県でも県労評、医療生協、徳大教官・学生などが参加して対策会議を結成した。これらの各県対策会議は学校給食や公共機関からの森永製品の締め出し、生協での不売、各労組・団体での不買決議などを進め　自治体交渉にも意欲的にとりくんだ。特に徳島では森永刑事裁判差し戻し審にむけての大量の署名、判決日の動員など、地元対策会議としての負託にこたえる活動を展開した。

このようにして十一の府県で対策会議が確立し、それぞれ守る会と協力しながら諸課題を前進させていった。各府県で共通してとりくまれた課題の一つは不買（売）運動であった。その全体の集約は困難だが、数百以上の労組・団体が森永製品の不買（売）にとりくみ、あるいは決議をしたものとみられる。

対策会議に参加した弁護士や医師、その他多くの専門家が各分野で献身的に活動し、運動への重要な足がかりをつくっていったことは先にも触れたが、日常的な活動として裁判への署名やカンパ活動、本部・現地交渉の支援、ビラやステッカーによる宣伝、被害者の相談・世話役活動など、多彩な活動が、各地でつみ上げられていった。また多くの対策会議が対府県交渉や自治体請願にとりくみ、成果をあげている。

全国対策会議で結成

各府県対策会議は守る会の第二回総会以後毎年の総会や本部交渉などの機会を利用して経験交渉や情報交換を行ってきていたが、昭和四十八年五月、全国対策会議連絡協議会の準備会に発展、同年八月、岡山で「全国森永ミルク中毒対策会議連絡協議会」が正式に結成された。こうして各府県対策議会はそれぞれの地域の課題で運動を進めると同時に、全国的な重要課題について共同のたたかいを発展させる道を固めたのであった。

徳島差し戻し審判決にむけての署名や動員、各地ではじまった民事訴訟への支援などが共同してとりくまれたほか、「恒久救済対策」の具体化をめざして中央・地方につくられた救済対策委員会の準備会や、やがて発足する「ひかり協会」の組織づくりとその活動開始などの過程で、さまざまな協力・共同の諸活動が進められていった。

以上、対策会議の活動経過をごく大ざっぱに紹介してきたが、もとより対策会議の諸活動に多くの不充分さがあったことも事実。しかしこんにち、守る会が「ひかり協会」と「恒久救済対策」という日本の被害者運動の新しい到達点に踏み込むまでに運動を大きく発展させてきたなかで、守る会としっかり結びつき、ともに困難な局面をきりひらいてきた対策会議の役割りは、またきわめて大きかったということができよう。

谷川　正彦　森永告発の会
尾瀬　裕　森永告発の会

森永告発のたたかい

――森永不買。被害者解放をめざして――

『森永告発の原点』

一九七一年三月、広島、森永ミルク中毒被害者を支援する会が発足し、四月には、岡山で、砒素ミルク製造会社「森永」とその犯罪を支えた一切を告発する会（岡山、森永告発）が発足した。

それより一年と少し前、一九六九年十月に岡山において第二十七回日本公衆衛生学会が開かれ、「十四年目の訪問」――丸山報告が公表され、「十四年間に及ぶ被害者抹殺の事実が明るみに出た。

翌七十年の十二月には、守る会と森永との交渉がはじまり、ようやく加害企業「森永」と対決する状況が生れてゆくなかで、守る会としても水俣病における「水俣告発」のような支援組織ができることを待望したなかでの、広島の支援する会と岡山、森永告発の発足であった。

同じ頃、広島東部（福山）支援する会も準備会の過程から正式発足を目指していて、今後、各地に支援組織が生れてくるであろうことが予測された。

岡山も広島も個人加盟の市民運動体として結成されたが、その根底にあったものは、まず何よりも、事件発生以来十六年が過ぎようとしていること、その間、被害者は殺されつづけ、苦しみつづけ、しかも、森永は太りつづけてきたのに、その間、自分たちはいったい何をしてきたのか。と、いうことであった。

知らなかったとは言え、平気で森永製品を口にしてきたことが、森永を肥え太らせることであったと同時に、被害者を苦しめることに他ならなかったと知ったとき、自分で自分を赦せないと感じた人たち。

そうした自分にされたことに、言いようのない怒りを感じた人たちが結集してつくったのが告発であり、支援する会であった。

したがって、そうした思いの当然の帰結として、「森永不買」は運動の最初からあった。

森永を絶対に許せないと考える人間が、どうして森永製品を口にできるだろうか。

自己告発と森永製品の拒絶。

これが、たたかいを開始した、森永告発の原点であった。

『砒素ミルク（I）の出版と、全国連絡会議の結成』

岡山・森永告発は、運動体として発足する前から「砒素ミルク」の出版に取りかかっていたが、七一年六月に初版が刊行された。

事件発生いらい丸山報告までの十四年間を中心に書かれた「砒素ミルク(1)」は唯一の事件史として、また、森永、国家権力、御用権威者の「犯罪」を明らかにするものとして、そして、この事件に対置されたわれわれとはなにかを一人一人に問い、迫ってゆくものとして、たたかいの大きな力となった。

この本は、一万三千部のほとんどを売りつくし、さらに、砒素ミルク(2)、(3)、が刊行されてゆくのであるが、守る会も、たたかいの有力な武器として、なによりも、事件の真相を多くの人に知ってもらうために、拡販に全力を挙げた。

この時点までに、森永と守る会との交渉は七回を数えていたが、七月に開かれた第八回の交渉において、森永は突如として交渉を中断してきた。

岡山・森永告発と、広島・支援する会は、一九五五年の被災者同盟の敗北が、そのたたかいを支援する力の弱かったことに起因するところが大であったことを捉えかえすなかから、ふたたび、守る会のたたかいを孤立させてはならない。運動を全国的に拡大することをもって、森永を交渉の場に引きずり出さなくてはならない。と意志一致、八月、岡山における、犯罪企業「森永」を告発する全国集会を、両者の名をもって全国に呼びかけた。どこに呼びかければいいのか、どんな部分が反応を示してくれるのか、なにも判らないままで、集会に向けてアピールを出し、各地をオルグに歩き、手探りの状態で、しかし、必死の努力をつづけたのである。

一九七一年八月十五日、岡山中央労働会館の大ホールで開かれた全国集会は、十三都府県からの結集をもって、犯罪企業「森永」を告発する全国連絡会議の結成を決議した。

ここに、たたかいは一挙に全国に拡がり、森永全製品不買売運動を中心として、さらに大きく波及してゆくことになる。

全国連絡会議の事務局は、岡山・森永告発が担うことになり、各地に運動体結成の呼びかけを行い、たたかいの強化をはかっていった。

各地で次々と結成され、全国連絡会議に結集してくる運動体は、北は北海道から四国、九州まで二十三をかぞえ、それぞれに、たたかいを展開していった。

『全国連絡会議のたたかい』

不買の訴え、現地交渉への参加、守る会支援のさまざまな活動、毎月のように開かれる全国代表者会議、全国レベルでの活動と、各地での活動に追われるなかで、全国連絡会議は次第にたたかいの内実を形成していった。

七一年十一月、森永と守る会の交渉再開、七二年一月、森永恒久措置案を呈示、守る会、これを拒否、恒久救済案の作成に入る。

七二年八月、守る会、全国総会において「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」を決定。

七二年九月、森永、大野社長、交渉に出席するも恒久救済案を認めず、交渉決裂。

七二年十二月、守る会、不買売運動、民事訴訟に踏み切る。

こうした目まぐるしいばかりの状況の展開のなかにあって、七二年八月には、森永ヒ素ミルク中毒「被害者」の会が結成され、事件発生後十七年目にして、たたかいのなかに被害者が組織的に登場してきた。

「苦しみを怒りへ、怒りから闘いへ」

と、仲間の決起をうながし、被害者自身が「被害者解放」をさけぶとき、その鮮烈なひびきは多くの人びとを衝き動かした。

われわれのたたかいの過程は、「被害者解放」が、われわれの自己解放をかけたたたかいと、被害者自身のたたかいとの結合のなかに、そして、さらに多くの被差別人民のたかいとの結合のなかにしかありえないことを確認し、そうした、たたかいをたたかい抜いてゆけるだけの質を獲得しようと努力してきた過程であったと言えるだろう。

森永闘争のなかにあって、われわれは常にその先鋭な部分を担ってきた。

徳島刑事裁判、判決公判において、二度にわたり地裁内に突入し地裁内集会をもって判決の不当を糾弾したこと。

三者会談開始の日、厚生省に突入し、三者会議にかけた国、森永の企みを糾弾したこと。

ひかり協会の設立にあたって、森永本社、厚生省に対し、直接行動をもって、国、森永の「犯罪」を糾弾し、被害者の要求を全面的に認めるよう要求したこと、等、われわれは常に全力を挙げてたたかい、しかし、常に力およばなかったと言わざるをえない。

そのことを、われわれは痛苦に捉えかえしながら、森永闘争はいっさい未解決であること、現在も被害者は苦しみつづけ、殺されつづけていることのなかから、たたかいの再生をはかっている。

森永と被害者が運命共同体として存在するとはどういうことか。

森永があって、はじめて被害者が生きてゆけるとは、どういうことか。

それこそ、国、森永の思うつぼではないのか。

被害者の現状を知れば知るほど、われわれにはいっさいが見えてくるのだ。

『被害者解放をめざして』

被害者たちは、後遺症による苦しみの他にさまざまの差別を受けてきた。そして、教育や労働などの人間として当然の権利の多くを奪われてきたのである。ひかり協会ができたからと言って、それらの奪われたものが一挙に取り返せるものではなく、これからの闘いによって奪い返す他はない。

被害者が、後遺症による苦しみや、差別に耐え忍び、それに対する代償として一定の金銭を受けとる——現在の協会の事業はこの域を出ていないと言ってよかろう。このままでは、たとえ金額がいくら増えようと、現状を固定し、差別に屈服することにしかならない。「差別されてかわいそうだから金で解消する」（実際、解消されるはずもないが）という考え方は、差別を認めた上で成り立つものであって、何ら解決にならないのである。もっと端的に言えば、すべての差別・抑圧されている人々に対する敵対である。

現在の差別社会では、差別される部分が常に生み出され、固定化され、分断支配の道具となっている。障害者差別、部落差別、民族差別、女性差別……そうしたさまざまな差別構造の中に、森永の被害者もまた、組み込まれつつあり、具体的に就職や結婚などの差別に直面している。被害者であることを隠そうとする被害者が少なくないことはその裏づけと言ってよかろう。

そうした中で、今問われていることは、被害者差別といかに闘うかということであり、差別される側の共同の闘いをどう組んでゆくかということである。その闘いを通じて、差別のない社会を、すべての人々が解放された社会をつくってゆくこと、それによってはじめて、被害者解放の展望が開けてくるであろう。差別に屈服してゆくところから、被害者解放の未来はありえないのである。

その闘いはやっとはじまったばかりだと言ってよい。我々は今、家庭訪問活動を中心として、被害者一人一人の現実にとり組んでゆくことのなかから、闘いのひとすじの展望を見出そうとしている。教育の場から排除されてきた人には教育を、家の中や施設の中に隔離されている人には社会との接触を、仲間を。それらを保障することを追求し、一定の成果をあげつつある。そして、被害者の一人一人が人間として自立し、闘いに起ち上がることを追求している。しかしながら、我々の力はあまりにも小さく、こうした運動をひろげ充実させるために、我々の仲間を増やすことが、今後の大きな課題である。

我々は、被害者とともに闘うことの中で、被害者の解放と我々自身の解放を重ね合わせて考えている。この世から、ありとあらゆる差別がなくならない限り、森永の被害者だけの解放などありえないのである。

『終わりに』

我々は、どうしても森永を許すことができない。企業の存続自体許せないのである。そう考える人がもっと増え、森永の製品は絶対に買わないという人が増えてゆくことが被害者の解放につながると考えている。

森永がつぶれたら被害者が解放されるわけではもちろんない。しかし、森永のような殺人企業が生き延びているような世の中で、被害者の解放がありえないことも確かである。

弱者の象徴とも言うべき、無抵抗な乳児を苦しめ、五百人以上殺した責任は、どんなことをしても償えるものではない。全資産を投げ出しても、五百人の命にかえることはできない。我々がめざしているのは、森永の単なる「倒産」ではなく、人々の意識の変革である。森永を許さない、差別を許さないという意識をもって森永を包囲する——だれひとり森永製品を買わなくなる時、世の中は確実に変わっているだろう。森永のもうけをあてにするのではなく、まさに人民の手による被害者の解放がかちとられるであろう。

運動編

第五章　たたかいと交渉

能瀬　英太郎　商業

本部交渉と現地交渉

――二種類の交渉の位置づけ。交渉に臨む守る会のモラルの確立。争点と経過。――

一九六九年（昭和四十四年）十月末、いわゆる丸山報告が発表されてから、森永ミルク中毒事件は社会の表面へ再登場するわけであるが、それまでの十四年間森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下守る会と略）の灯は岡山の僅かな会員の手でともされ続けて来た。守る会が全国的な組織として名実共に拡大成長して行ったのは丸山報告以後になるが、森永と交渉をはじめるのは丸山報告から更に一年後になってである。その約一年の間、守る会は森永との交渉を一切行わないばかりか、交渉をしたい素振り一つ見せなかった。

昭和四十四年十一月三十日、守る会の全国総会が開かれたが、この時向こう一年間は森永と交渉をしないという方針を打ち出した。総会の主なスローガンは「子供を元にかえせ」と「金銭の要求は一切しない」というものであった。これらの事情について岡崎事務局長は「金は取らない、森永と交渉はしない、子供を元にかえせというような『魅力のない』スローガンでも守る会へ入るというような人なら、これから闘って行くうえで本当に信用できると思った」と語っている。

この言葉の中には、十四年前の同盟時代の敗北の苦い経験がにじみ出ている。金目当ての人は入会しないだろうし、本当に子供の将来を心配する人たちではないと入って来ないという考えがあった。守る会が一年間森永と交渉をしないと表明したのは、その間に組織を強固にし、森永の分裂策動にも動じない守る会を作ることにあったのだ。

十四年の間、被害者とその家族は森永に対する怒りを胸の奥に押し込めたまま過ごして来た。医者にも「砒素中毒」とは云えず、云ったとしても相手にしてもらえぬまま、その苦しみを語り合える人もいないまま、いわば孤立無援の中で生きて来た。丸山報告が発表され、守る会の存在を知り入会した親たちが最初にしたことは、先ず十四年間の苦しみをお互い話し合うことであった。そこで自分と同じ苦しみを抱いて生きて来た相手を見付け、連帯感で固く結ばれるのであった。守る会は一年の間そのような埋もれた被害者を探し、苦しみを語り合って来た。そのことが組織の強化につながっていった。

丸山報告から約一年後に会員は八百名になっていった。岡崎氏の言葉のように、金目当でない、本当に子供の将来を案じて入会した人たちであるから、同盟時代の数千人の会員に比べて少数ではあるが、質の上では劣ってはいなかった。組織強化も軌道にのり、指導

部の間ではそろそろ森永と交渉をはじめてもいいのではないか、という声が上がりはじめていた。が、外部には秘密にされていた。

十一月二十七日、第二回総評公害対策全国連絡会が開催され、守る会も招かれて上京した。守る会は資金も乏しく、参加した会員は岡崎氏を除き、大半が国鉄マンたちであった。大会二日目は『公害企業との交渉』というスケジュールで、守る会は森永本社へ出向いて行った。その時も守る会側は「日本総評の顔を立てるために来ただけであり、交渉はしない」と繰り返した。森永では渉外本部を設けて、守る会から交渉申し入れが来るのを待っていたらしいのだが一向に言い出さないため、ついに森永の方から話し合いを申し込んで来た。守る会は交渉を開始する条件として、守る会の指定する場所と日時に森永が出てくることを要求し、森永はそれに応じた。

その日会談に出席した森永大村専務は

①会社は厚生省に「被害者の方の納得される検診をして頂くよう要請」した。しかし、事実がそうなっていないとしても再度の申し入れはしない。②後遺症の結論が医学的に明確にされるまで被害者の治療、養護は全くしないとは云えないので、いつどこでもお申し出の場所にお伺いして話し合いをする。③自主検診等に要した経費はお払いする。——を約束した。

十二月六日夜、徳島市で開かれた第九回全国理事会で森永と交渉を開くことを決定したが、この会で話題になったのは交渉に要する費用や会場の費用をどちらが持つかということであった。このことは小さなようだが、守る会の姿勢を知る上で是非つけ加えておかなくてはならないことなのだ。全額を会社に持たせよ、とか守る会と森永が半分ずつ持つ、という意見も出た。しかし最後には守る会が全額持つことに決定した。以後、最終回まで出席経費や会場費は守る会が払い続けた。

交渉も闘いの形式の一つには違いない。闘いに臨む者の気持として自分たちの設定した土俵（場所）へ相手を引き込んで闘うのと、相手の土俵へ出て行くのとでは心理的にも変わってくる。守る会が場所を設定してその会場費まで持ったことは、森永に対して常に心理的に優位を保つためであった。

対森永交渉に臨むための基本的態度を守る会は次のように決定した。

①「どうすれば、自分の子は救われるのか？」「当面何を、どうして貰いたいのか？」という個々の会員被害者の要求は、ひとりひとりみな違っており、それを最大公約数的に総括したり、幹部が請負って森永と交渉することは断じてしない。

従って、被害者会員は自分自身で慎重熟慮し、主治医（協力医療陣）とも相談して、要求を固めること。

②守る会はすでに全国本部方針として（運動方針にも明示しているように）会員が自己の居住地域においてそれぞれ各府県支部の地区・班を組織することを決議しているので、個々の会員は自己の要求固めを、地区会議や班会議で検討し合い、みんなの一致した方針として相互支援を確認する。そして誰の問題をまっ先に交渉にかけるかと云った順位をきめること。

③地区や班の代表委員は、右の結果を各府県支部に通知し、自己の地区・班の会員の問題が現地交渉に提出される場合は、被害者本人（許される限り被害児自身も出席し）はもとより、地区員や班員を可能な限り交渉に出席せしめること。

④現地交渉には、支部役員、地区委員及び地域の対策会議や報道陣に出席して頂き、必らず公開で行うこと。但し、被害者のプライバシーは十分に尊重されねばならない。

⑤現地交渉で注意すべきことは(イ)本部抜きで話をつけましょうという森永側の誘惑は断固拒否すること。(ロ)現地で解決せぬ事項は懸案事項として確認し、次回の全国理事会と本部交渉に持ち込むこ

と。(八)合意に達した事項は森永をして即時実施させる必要があるが絶対に調印したり、決定事項として取りきめず、必ず全国理事会の議にかけて検討のうえ、最終的確認をすること。

以上の交渉に臨む基本的態度は現地交渉についてである。守る会の対森永交渉は本部交渉と現地交渉の二本立てであった。本部交渉とは各道都府県から選出された本部役員と、森永側の代表とが交渉することである。現地交渉とは守る会各支部と、各都府県に置かれた森永側窓口の現地駐在員との間で行うものである。

前述の基本的態度の中で注目すべきことは「被害者の要求を幹部が請負って交渉はしない」ということである。会員一人一人が自分の要求は闘い取れということで、幹部に対するよりかかりを排している。

丸山報告後の一年間、組織固めと態勢強化を図って来て、その間内部に向いていた会員の眼を、一気に敵森永に向けさせた。今まで会員同志で十四年間の苦労を語り合い、慰め合って来たのを、「それだけでは子供は元に戻らない、闘いこそ子供を元にもどす道だ」とばかりに。

守る会指導部の間では一年前からこのスケジュールは組まれていた。この闘いこそ、十四年前に森永に味わされた敗北の苦さを、二度と繰返したくないという決意と、十四年間細々ながら闘って来た者のもつ「したたかさ」である。

十二月六日の全国理事会では、対森永交渉を十二月十二日の日曜日岡山で開くことを決定し、森永へも通知された。翌七日は徳島地裁で進行中の差し戻し裁判第九回公判を傍聴した。

十二月十一日、いよいよ、明日が初回の対森永本部交渉という日になって、岡崎事務局長へ森永側から電話があった。森永側がぜひ会いたい、というが岡崎氏は忙しいと断ると五分でも十分でもいいから会いたいと云って来た。岡崎氏は不審に思い警戒心を強めながら、一人で会うのは危険だから黒川氏を誘い、岡山市役所二階ロビーで会った。

森永側が云うには、明日の交渉は双方の信頼できる議長を置き双方紳士的態度を保つということと、交渉出席者は双方同数、傍聴者はマスコミに限ること等の申し入れだった。黒川、岡崎氏らは「それは明日の議題として会社が提出すればいいではないか。いま回答はできない。もし、すぐ回答せよというのであれば答えは〝ノー〟である。気に入らないならば、会社は交渉を拒否し、欠席すればよい。それは会社側の自由である」と答えた。森永は、もし守る会がこの提案を受け入れたなら、同盟時代のボス交渉、密室取引でもしようと意図していたにちがいない。

十二月十二日、岡山で第一回の本部交渉が開かれた。守る会は森永に対し次のような要求を出した。

A 全被害者の当面の要求として会社側に申し入れる事項

1 緊急に介護を要する症状重篤な被害児に対し直ちに救済措置を取られたい。

2 死亡した被害児の遺族の嘆き悲しみにこたえる誠意ある措置を取られたい。

3 被害者の負担している自主検診諸経費を、即時無条件に弁済されたい。

4 協力医療陣の負担されている研究、調査、検診等諸経費を即時無条件に弁済されたい。

5 今後、全被害児が、安心して検診、治療、養護などが受けられるような恒久的措置を確立されたい。

B 右記のことを速かに解決し、全被害児およびその家族の一生の不安をなくすため、「守る会」の提案する事項。

1 今後の話し合いは、「本部交渉」と「現地交渉」の二本立て制をもって鋭意続行することとする。

2　「本部交渉」は原則として毎月一回定期的に開催し、その日時、場所の決定については「守る会」側の都合を優先することとする。

3　「現地交渉」は「守る会」各府県支部と会社側の間で必要に応じて開催する。話し合いを能率的に進めるため会社は前述の現地に責任をもった「交渉窓口」を開くこと。

この日の交渉で決まったことは

①交渉の進行役は守る会黒川克己氏とし、会社もその指示に従って会議を進めることを承認。

②守る会側は、被害者、対策会議、協力者等の一切をメンバーと規定し、交渉は完全な公開制とすることを主張、会社もこれを承認した。

③別項「守る会」の要求A各項については、第二回本部交渉で会社から回答する。

④右B項については会社は全面的に承認する。

⑤会社の事前申入れである「紳士的態度」については守る会は十五年間もこれを守っているが、会社の方が守っていないので、会社の方こそこれを守ることを要求。会社はこれに回答せず、保留して答えなかった。

⑥交渉の過程で「本件の責任は原点にさかのぼって一切会社にあること」「会社のいう所の誠意は守る会の要求する誠意と全く同じであること」の二点を同意したが、会社側はこれを確認書にすることについては異議を申し立てた。

⑦第二回本部交渉は四十六年一月十日十三時から、岡山市で開催することを決定した。

以上①～⑦までのことが確認書に残された。

交渉のテーブル配置は室内正面の最前列に森永側が入り口に向かって並び、少しの間隔を置いて相対する形で、守る会の交渉員が並んだ。守る会の後ろには会員、傍聴者、報道関係者の席があった。

守る会と森永との本部交渉は、以後毎月一回の割で四十六年七月十一日の第八回まで続いた。八回目になって森永は本部交渉中断を通告した。中断の理由は、森永が厚生省にたのみ、厚生省が岡山県に委託して始めていた検診の結果が出てから各要求に答えたいというものであった。

八回の交渉を見聞きした者には森永がどのような会社かということがよく分かった。時には詭弁をろうし、時には時間をかせぎ、時には全く沈黙した。交渉の場にいる者は皆森永に対する怒りを覚え、その報道に接した者は公害企業の本質を知った。本部交渉は交渉という名の闘いの場であり、守る会の出した要求を闘い取る場であったが、それと共に守る会を支援する人々を拡大させる場でもあったのだ。交渉会場は毎回満員になった。交渉を開けば森永の本質がバクロされ、中断すればそれで尚森永攻撃の火の手は上がった。中断中に森永は本部交渉を中断し、「本部間交渉」をもちかけてきた。これは少数の人間が非公開で交渉することである。同盟時代の夢よもう一度というわけだ。しかしそれは守る会に拒否された。

森永が行政と一体であると思わせる発言は屢々あったが、その中でも第三回交渉ではそれが露わになった。森永が会社の立場を説明した時のことだった。

「会社の立場」とは「厚生省の監督を受けている弊社といたしましては、一存で事を処理することは許されず、すべて岡山県を通じてことを運ばなくてはなりません」ということでA(3)(4)の自主検診費用支払要求についても「岡山県以外は、厚生省からご指示をうけておりませんので、弊社が厚生省をさしおいて直接交渉（守る会）をすることはいたしかねます」といった具合である。

本部交渉中断中も現地交渉は開かれていて会員は自分の力で僅かずつではあるが、要求を闘い取っていった。

結局、本部交渉は十四回続き、以後守る会の民事訴訟提訴、取り下げ、三者会談、ひかり協会発足と自然消滅の形で終わった。現地交渉の回数は守る会でも確実に分からず、おそらく千回以上ではないかといわれている。

両交渉とも守る会の闘いの上で大きな成果を残したが、その根本原因は何かと振り返えれば公開の原則を最後まで貫き通したことであり、幹部は会員の要求を請負って交渉しないという二点につきるのではないであろうか。大衆の面前で交渉を行い過大要求でもなくごく当然の要求を前面に押し立て、会員に自立を要求した闘いこそ勝利につながった。

それらは十五年前の敗北から受けた教訓をカテとして前車の轍を踏むまいと決意した守る会の努力以外の何物でもないと思う。

谷川　正彦　森永告発の会

交渉中断と不買売運動

——たたかいの展開——

被災者同盟の不買運動

「森永砒素ミルク中毒」のような大事件を起こした企業は、アメリカやヨーロッパでは確実につぶれてしまうと言われています。

理由は簡単です。

誰も買わなくなるからです。

「森永」は、とっくにつぶれていても不思議ではないのですが、どういうわけか生き延びていて、しかも、砒素ミルク中毒事件を起こした一九五五年から二十一年が過ぎた現在では、事件当時の資本金四億二千万から六十億に、つまり、十五倍の巨大資本にと肥え太っています。

あれだけの事件を起こして、それでも森永はつぶれるどころか、どんどん大きくなってきた。

なぜでしょうか。

なぜ、そんなことになったのでしょうか。

みんなが、森永製品を買ったからです。

被害者が苦しみつづけ、殺されつづけているのに、平気で森永製品を口に入れられる人がたくさんいました。

たくさんいたというより、ほとんどの人がそうだったのです。

二十一年間に、「森永」に殺された被害者は五百人を超えます。

一万二千人の被害者。二十一年が過ぎて、今だに被害者でありながら被害者として扱われていない非登録の被害者を入れると、三万人とも四万人ともいわれる被害者。

二十一年間を苦しみつづけてきた被害者と、死者を踏みつけて「森永」は「成長」しました。

それを許してきたのは誰だったのか。

このことを抜きにして、森永不買は語れません。

事件当時、被害者の親たちは「被災者同盟」を結成して必死に闘いました。

しかし、森永、国家権力、御用権威者の一体となった攻撃の前に被災者同盟はしだいに追いつめられ、「五人委員会」の出した、きわめて低額の補償を拒否することのなかで、同盟最後の手段として全国民に訴えたのが「森永全製品の不買売」だったのでした。

しかし、被災者同盟が訴えた不買運動は結果的には不発に終りました。

わずかに香川、岡山、広島などの国鉄物資部、国鉄労組が不買売運動を展開したものの、全国民の不買の盛り上がりは見られず、森永を逆に追い込んでゆく力とはならなかったのでした。

被災者同盟は分裂し、解散に追い込まれてゆきます。

死者二十五万円、あとは重症、軽症一律に一万円という低額の補償を呑み、同盟の解散を交換条件として要求した最後の願い「全国一斉検診と、後遺症の研究、治療の機関を設置すること」においても被災者同盟は、見事に裏切られてゆきます。

全国一斉検診では、被害者は全員治ったことにされてしまい、したがって、後遺症の研究、治療の機関などは必要ないことにされてしまいました。

その後に待っていたのは、「十四年間の暗闇」といわれる真暗闇の年月でした。

被害者とその親たちは、誰に訴えても相手にされない孤絶の状況のなかで、苦しみをそれぞれに抱いたまま、ひたすらに生き抜いたのです。

孤立し、分断され、多くの仲間が死につづけてゆくなかで……

もしも、もしも、不買売運動が全国民に拡がっていたら、どうなっていたでしょうか。

もしも、すべての人びとが、被災者同盟の訴えに応じて、森永製品をいっさい買わなくなっていたら、森永は間違いなく、つぶれていたでしょう。

問題は、被災者同盟の訴えにもかかわらず不買売運動が拡がらなかった。

それほど人びとの意識が低かった。ということであり、また、同時に、森永をつぶすほど不買売運動が拡がり、つづくほどに人びとの意識が高かったならば、被害者はどうなっていただろうか、ということです。

やはり、「十四年間の暗闇」はあったでしょうか。

やはり、被害者は、くるしみつづけ、死につづけなければ、ならなかったでしょうか。

森永はどうしても赦せないと思い、森永は絶対に買わないという人びとの中で、被害者が放置されている、誰もそのくるしみに見向きもしない、ということが考えられるでしょうか。

残念ながら、不発に終った不買運動のあとで、人びとは、事件のことを忘れ、被害者がくるしみつづけていることも知らず、平気で森永製品を買っていました。

しかし、その一方で、少数ではあったけれど、森永製品を拒みつづけた人びともいたのです。

被害者の何人か、親たちの何人か、そして、被災者同盟の訴えを忘れなかった何人かの人たち。

この人たちの不買は、まさに「拒絶」としか言いようのないものでした。

少数の人が、不買をつづけたからといってなんになるでしょうか。

森永に対して、なにかの力になるわけではなく、何年、何十年つづけたからといって、被害者の未来が開けるわけではない。

目的も展望もなく、しかし、この人たちは森永製品を口にすることを拒みつづけたのです。

「なにがどうあろうと、すくなくとも私は森永製品を口にしようとは思わない。口にすることはできない」

この拒絶の精神を、森永不買の原点に据えて考えるところから、問題は、また返ってゆきます。

もしも、圧倒的に多数の人びとが、この拒絶しつづけた人びとと同様であったなら、被害者の運命はどう変っていたであろうか……というところへ。

不買運動、自発的に起こる

「十四年間の暗闇」。それは一九六九年の「丸山報告」までを言います。

被災者同盟が解散したあと、岡山に「森永ミルク中毒のこどもを守る会」が結成された他には、被災者同盟に代るべき組織はどこにもできませんでした。

それほどまでに、被災者同盟のたたかいは完敗であった、と言えるでしょう。

孤立無援のたたかいに敗れたあと、登録被害者だけでも一万二千名（実数は四万か五万か未だに分からない）の実に九十九パーセント以上が、「十四年間の暗闇」を孤絶のなかに送らされたのです。「丸山報告」以後、全国から被害者の親たちは、「守る会」に結集してきます。

そして、また同時に多くの人びとが、この事実を知ってゆきます。事実によって突きつけられたことは、自分たちが無関心に過ごしてきた十四年間が、そのまま被害者と親にとっては「暗闇の十四年間」であったこと。

他ならぬ自分が、知らずにとは言え、被害者をくるしめる側にしかいなかったということでした。

そのことを痛苦に捉えかえすことのなかから、人びとが「森永不買」に立上がってゆくという動きが生まれてきます。

一九七〇年十一月、全国消費者大会で「守る会」の山田シズカさんが訴えたのに対し、まず、訴えに感動した福島生協の人たちが、福島に帰ってから生協を動かし、福島生協を不買売運動に踏み切らせるとともに、各地の生協に対して不買売運動を呼びかけるという行動を起こしました。

一九七〇年十二月十五日のことです。

この福島生協につづいて、七一年に入るや「森永全製品不買売運動」に踏み切るところが、次々と現われます。

一九七一年一月二十九日、福島県生協連合会が不買運動を決議した後、

二月六日、広島県消費者団体連合会
二月十日、神奈川県生協連合会
二月十二日、広島大生協
二月二十四日、長野県飯田生協
三月六日、九州大学生協が不買売運動を決議
三月十九日、広島「森永ミルク中毒の被害者を支援する会」結成、不買を決議
四月二十五日、砒素ミルク製造会社「森永」とその犯罪を支えた一切を告発する会（岡山・森永告発）結成、不買を決議、
五月十四日、広島県生協連合会が森永全製品不買売運動を決議。

と、まさにぞくぞくという感じで不買売運動が拡がりはじめました。

「守る会」は、この状況のなかで一九七一年二月十四日、第十一回全国理事会を開き、その決議のなかで「……私たちは、全国の生協、消費者団体に対し、実情を訴えて、可能なご支援を要請し、また、不買運動に起ち上がられた団体に対しては直ちに感謝の意志を伝えることを決議する」

と、述べています。

前年の十二月に、やっと森永との交渉がはじまったばかりで、まだ森永に対する要求が固まっていたわけではなく、「守る会」としても不買運動に踏み切った団体はすべて支援団体として感謝の意を表明したものの、「守る会」が不買運動を訴えるという形では、ありませんでした。

呼びかけたから不買をやる、というのではなく、まったく自発的に起こり、拡がっていったものであったと言えます。

その根底にあったものは、「森永はどうしても赦せない」という思いであり、また「知らなかったとは言え、無自覚にも森永の製品を買っていた自分に対する怒り」でありました。

そうであっては、ならないはずなのに、被害者の側に立つどころか、被害者を踏みつけて肥え太ってきた森永資本の側にいた自分に気づいたときの驚きと怒り。知らぬ間に、被害者をさらに苦しめる位置に置かれてしまうとは、いったい、どういうことか。

加害者であることを、強いられていたことへの怒りは、そのまま森永不買へ、森永製品の断固たる拒絶へと、自然に流れてゆきました。それは、真暗闇のなかで不買を、拒絶をつらぬいた人たちと同質のものであったと言えるでしょう。

「守る会」は、その機関誌「ひかり」十八号（一九七一年三月二十日）に次のような文を出しています。

オール森永商品ボイコット——燎原の火、全国に波及!!

十六年間、養護学校の給食に出される森永製品を一切口にせず、拒みつづけた井上明子ちゃんの小さな抵抗は、今や実を結びつつある。

「森永製品は食べない。使わない。」——被害者の終生の呪いが、全国民の胸に火となって燃え上がる。

十六年前、被害者は企業、森永の存立に、うかうかと「考慮」を示した。

そして、その結果が「十五年間の暗闇」を強要されたのだった。

誤りは二度と繰り返されてはならない。

「誠意」とは、企業の論理の崩壊する日にのみ語られる。——それは、企業存立の基盤の崩壊する日にほかならない。

その日は、今や、近づきつつある。

「守る会」は、被災者同盟のたたかいの教訓から、不買運動が不発に終ったときの怖さをよく知っています。

不買が最後の切札であり、唯一の、森永に対する直接的な力であるがゆえに、「守る会」が不買運動に踏み切ることには慎重でした。

しかし、「守る会」が訴えるまでもなく、自発的な不買運動がどんどん拡がり、森永をぶっ潰すまでに至る——それほどの全人民の意識の変革が起こることを、いちばん期待していたのは、他ならぬ、「守る会」自身でした。

七一年七月、森永は「守る会」との交渉八回目にして、一方的に交渉を中断してきました。

この事態に対して、かつての被災者同盟のように「守る会」のたたかいを孤立させてはならない。「守る会」を支援する運動、とりわけ不買運動の全国的な拡大をもって、森永を再び交渉の場に引きずり出さねばならない。と、いうことから、森永告発は八月、岡山で犯罪企業「森永」を告発する全国連絡会議を結成し、この後、全国二十三の都道府県で「森永告発」「支援する会」が結成され、不買を中心とした運動を強力に展開してゆくことになります。

また、事件発生後十六年目にして、はじめて被害者自身が活動を開始しました。

九月、岡山県労働組合総評議会が不買運動を決議、各地で、労働組合が不買運動をはじめてゆく状況が生まれました。

十一月に「守る会」と森永の交渉が再開されましたが、交渉はなかなか進展せず、一方では、不買運動が全国的に拡がり高まってゆきます。

不買シール、不買ステッカー、不買マッチなど、さまざまな創意によって、訴えられた不買運動は、小さな波がかさなり合って、大

きなうねりになってゆくように、はっきりとした勢いを示してきますが、また、その反面なかなか不買に踏み切らない部分があったことも事実でした。

守る会、不買運動に踏み切る

不買運動の盛り上がりを背景に、「守る会」は森永との交渉のなかで、「恒久的措置の確立」を追求してゆきますが、森永が被害者側の満足するような案を出すはずもなく、「守る会」は独自に「恒久対策案」の作成にとりかかります。

一九七二年八月、「守る会」は、第四回全国総会を開き、「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」を決定、以後の森永との交渉は、この「対策案」を全面的に森永に認めさせることに絞られてゆきます。

しかし、九月二十四日に開かれた第十四回の交渉は、大野社長を相手に延々六時間に及ぶも、遂に認めさせるに至らず、また、これを最後に、大野は交渉の場に出て来なくなりました。

十二月三日、「守る会」は第十五回の交渉を設定しましたが、大野社長はこれに出席せず、交渉の場を第二回全国集会に切り換えた「守る会」は、ここで、民事訴訟の提起と不買売運動に踏み切ることを決議しました。

ここに、たたかいは、全面的な対決の局面に突入し、「守る会」は全国民に「森永全製品の不買売運動」を訴えます。

一九七三年は決戦の年でした。

不買売運動、民事訴訟、現地交渉、「守る会」は、ありとあらゆるものを武器として、森永とたたかいました。

森永の後に控える巨大な敵、総資本、国家権力に対して、人民の支援を頼りに、絶対に敗けるわけにはゆかない、被災者同盟のたたかいの二の舞を演じてはならない、という必死の思いで「守る会」はたたかったのです。

「守る会」の提起した、不買、民訴は、森永に恒久対策案を認めさせるための「戦術」として位置づけられていました。

民訴は最初から判決に期待しないものとしてあったし、不買運動も、「守る会」が踏み切る以前からの自発的なものが、それぞれの意識の違いや位置づけの違いを越えて、「戦術」のなかに絞り込まれていったと言えます。

「守る会」の訴えによって、不買売運動は大きく拡大し、森永の売上げは下降線をたどり、森永のテレビコマーシャル、新聞広告はめっきり少なくなりました。

下手に宣伝すれば逆効果。という状況が生まれていたのです。

しかし、そうした、たたかいを展開しながら「守る会」は冷静に彼我の力関係を見つめていました。

決戦が長期にわたれば不利である。できるだけ早く、森永に恒久対策案を認めさせなければならない。

それが、「守る会」の戦略でした。

そのことは、その後の経過が証明しています。

七三年十月には三者会談がはじまり、七四年四月の財団法人「ひかり協会」設立、民訴取り下げ、不買運動中止へと、たたかいは収束の方向へと急速に進んでゆきます。

もっと、たたかっていたなら、不買運動はさらに拡大していたでしょう。

しかし、本当に誰一人買わなくなるようなところまで行けたかどうかは疑問が残ります。

それは、人民の意識のレベルに規制されることであり、「守る会」が「この問題を訴えて森永不買を拡げることは、国民の意識を変えてゆくことである、そのことをやり遂げなければ森永には勝てな

い」と言いながら、現実には「森永に恒久対策案を認めさせるための戦術」にとどまったことと表裏の問題として捉えることができるでしょう。

その原因として、たとえば日本生協連の対応などがあります。

日本生協連は、一九七一年の守る会全国総会に出席して「イザというときには不買売運動に踏み切る用意がある、目下、その態勢をととのえつつある」と言っておきながら、各地の生協や、森永告発の再三の不買売の申し入れにも応じようとせず、「守る会」が不買売運動を全国民に呼びかけるという状況のなかでも、遂に不買売運動に踏み切らず、森永製品を売りつづけたのでした。

こうした部分の存在したことが、「守る会」のたたかいに影響を及ぼしたことは疑いのないところです。

「守る会」は、不買運動中止声明で、「森永に恒久対策案を認めさせる不買運動は、その目的を達したので訴えを中止する」としながらも同時に「今後も森永に対する監視、追及の手をゆるめず不買を強化するという被害者自身や心ある国民の自主的な判断を、守る会は尊重します」と言っています。

人民の意識を変革してゆくたたかいとしての「森永不買」は、なお残された課題としてあります。

森永は「ひかり協会」の予算は無制限に負担するとしながらも、現実には協会の事業は森永の利益の枠内に限定されています。

そこから、公害撲滅、差別の根絶、被害者解放の未来が考えられるでしょうか。

しかも、今も、被害者は苦しみつづけ、殺されつづけています。

「この問題を訴えて不買を拡大してゆくことは、人民の意識を変えてゆくたたかいであり、そのたたかいの中からしか、あらゆる差別の根絶、あらゆる公害被害者、障害者、人民の解放は、ありえない」ことを確認したいと思います。

ご安心下さい。森永がつぶれるほど不買が拡がったら、そこまで多くの人びとの意識が変革されたら、被害者は人民が、しっかりと支えているでしょうから。

「ひかり協会」設立を境にして、不買運動は大きく後退したかに見えます。

しかし、現在も多くの人びとが、森永製品を拒絶しつづけています。

各地の森永告発、支援する会は今も、不買売を呼びかけており、いくつかの生協が、特に九州では、十三の生協が不売買運動を続行中です。

多くの公害闘争団体、クロロキン被害者の会など薬害被害者団体も、森永闘争に不買をもって連帯してくれています。

岡山の部落解放同盟浜川原支部は、支部全体で不買に起ち上がり、少年部は学校給食に出た森永製品も拒絶して、不買を貫徹しており最近、岡大地域研が行なった岡大周辺の地域住民のアンケート調査では、回収した約四百通のうち六割までが「買わないように気をつけている」と答えています。

地に水がしみ入るように、限りなく拡がってゆく「森永不買」が人民の意識変革の証（あかし）として確立されてゆくとき、被害者解放の未来が、はじめて見えてくるのだと思います。

岡崎　哲夫　森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長

恒久的救済対策案

――一人一つの要求を――

昭和四十五年十二月十二日、岡山市の岡山県中央労働会館で開かれた守る会と森永乳業の第一回本部交渉で、守る会から提出された要求書のA第5項が、「今後、全被害児が、安心して検診、治療、養護などが受けられるような恒久的措置を確立されたい」であった。

『金をとらぬ』運動体に結集した被害者の親達にとってみれば、このA第5項こそが最大にして最後の要求であり、要求というよりむしろ悲願ともいうべきものであったが、森永側がこの項に誠実にこたえて、親達の満足するような具体案を出すだろうとは、守る会指導部の誰一人、思ってはいなかった。――というよりも、もし本気でそう思っている人がいたなら、それは経験浅い、きわめておめでたい人というべきだと考えていた。

森永側による一方的な本部交渉中断のあとを受け、昭和四十六年十月二十八日、岡山市の岡山協立病院会議室で開かれた第九回（再開第一回）本部交渉で、交渉再開の条件として、守る会が提示した「恒久措置を示せ」との要求に対し、森永側が十二月十九日に提出して来たのが、いわゆる『森永恒久措置案』であった。（「ひかり」第三十号第二面に全文掲載）

その主たる特徴点は次のとおりであった。

一、対象者を「健康にすぐれず困っている者」に限ることとし、かつ、会社の責任負担の根拠を「道義責任」に止めて、それが「因果関係」「企業責任」に及ぶことを避けていること。

二、事業としては、「健康管理」と「援護」の二種類とする（二種に限る）こと。

1、健康管理は、一年間を限って希望者に検診を受けさせ、そこで治療を要すると言われた人には治療を受けさせる。

2、援護は、重篤の症状で日常生活に著しい制限のあると認められた者に対し、年金を贈る。

三、以上の事業の実施、認定や判定、費用の支払いに当る機関を設ける。機関は任意の（いつでも止められる）ものとし、守る会、会社、学識経験者の三者で役員会を構成（いつも二対一で守る会の案は否決される）し、五年を期限とする。五年たったら改めて協議する。

――以上の森永恒久措置案について、守る会は同日の拡大常任理事会（全国本部常任理事と都道府県本部委員長の合同会議）で徹底的に論議するとともに、都府県本部段階での検討を積み重ねたうえ

で、翌昭和四十七年二月六日の第三回拡大常任理事会で「断乎として全面拒否」を決定した。

全国本部は、「森永措置案の欺瞞をつく」との長文の決議文と、大阪府森永ミルク中毒対策会議の起草した「運動論上から見た森永措置案の問題点」とを、機関紙「ひかり」第三十一号（二月二十日刊）に公表した。

同時に守る会は、①同案については今後の本部交渉、現地交渉での話し合いの素材にしないし、させないたたかいを行なう。②会社側に基本的に撤回させる。③森永には百パーセントの企業責任があり、厚生省には百パーセントの行政責任があることをここに明らかにする。④「被害者による、被害者のための、被害者の恒久的な救済対策案」を、本年八月二十日に開く守る会第四回全国総会で最終的に決定するため全会員、全組織を動員して、直ちに恒久対策案づくりのたたかいに突入する。……等々の重大な決定を行なった。

守る会ではすでに、昭和四十六年五月の時点で、岡山大学医学部衛生学教室の青山英康助教授の起草にかかる「森永ヒ素ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する試案」を機関紙「ひかり」第二十号に全文発表し、多大の反響を内外に与えたのだった。

青山試案は、その後の日本小児科学会森永ヒ素ミルク調査小委員会で検討され、一部補強のうえ、同年十二月十二日の第六回小委員会で全面的に採択、公表された。

同じく十二月二十二日には、京都府森永ヒ素ミルク中毒追跡調査委員会が、一年二ヵ月にわたる実態調査・究明の作業に基づく結論を、「医療、教育、就労、指導」等の各分野から被害者救済の社会的態勢を確立すべきであるとして、報告書を公表した。

こうして、昭和四十六年十二月という月は、まるで各界各種の恒久措置案が勢揃いした観があった。マスコミが報道する一方、守る会では、各々の全文を機関紙に発表すると同時に、項目別に対比できる一覧表として特集を行ない、あまねく関係者の参考に供した。

被害者の側に立とうとする民主的勢力による恒久案と、森永の措置案との著しい対比・相違は余りにも明らかであった。後者は、制限と抑圧、多くの項目（特に積極性）の欠如、責任の転稼、を示し、「加害企業としての責任を認めず関係各省庁に責任をなすりつけ、お座なりの措置によって世論をまどわせ、再び被害者を葬ろうと企てるもの」（守る会・恒久対策案）であった。

前者は、責任の明確化、救済事業における被害者主導権の確立、あらゆる分野にわたる積極的な体制への言及に充ちていた。「被害者を救うための恒久救済対策」か、「会社を救うための恒久措置」か——答えは明らかであった。会社側の案が「夢よもう一度——被害者の恒久的抹殺」であることを誰しもが理解した。

ただ、このように、案は沢山ならんだが、肝腎な守る会の案はどこにもなかった。人道的で民主的な専門家諸先生の作られた恒久対策案について、守る会は心から敬意を表し、かつ感謝した。しかしそれを無条件に守る会の案として頂戴することは思いもよらなかった。

「それはそれとして、みんな勉強せよ。しかし、守る会の会員一人一人が、それぞれ真に自分自身の要求を一つでも持ち出さないかぎり、どんな立派な案も、所詮は借り物に終り、決して自分自身の血にも肉にもならないし、また、その実現のために死力をつくしてたたかうという決意も湧かないだろう」——これが指導部の認識であった。

「会員一人一人が各々一個の要求を出せ。各支部でそれを討議し、支部要求としてまとめて都府県本部に提出せよ。都府県本部は、各支部から上がった要求をさらに検討し、都府県本部要求として、全国本部に提出せよ」——全国本部の指令の下に、各都府県本部から集中した要求書は、黒川副理事長の指揮下に項目別に整理・編集さ

れ第一次案として、二カ月後には再び、都府県本部を通じて全会員に返された。

「これが、第一次指令によって上げられた全国の要求の集約である。これで良いのか？　加えることは？　削ることは？　再度、支部集会の段階から討議を始めよ。」

会員はみんな驚いた。一人一つの要求だったものが、もう何百の項目として並んでいるのだった。第一次集約書は、こうして再び、下部から上部へと組織討議の波をまき起こして行った。

守る会のような広域の組織で、都府県本部の水準のバラツキが多い中で、どこもすべてが右のような討議・検討をくり返したといえば嘘になる。しかし、岡山県本部のように、森永措置案が示された時点から「もうわれわれ自身の案をつくる以外にない」として、全国本部決定の三カ月も前から独自に恒久案づくりに入っていたところでは、全国本部が四回にわたって行なった、上げては下げ、下げては上げの検討の繰り返しに忠実に即応して、この作業を完遂した所もあるのであった。

こうして、粗雑で断片的な、いわば寄せ集めの集約書が、四回目には、かなり体系立ったものに変ると同時に、一行一行の言葉遣いから、一つの熟語の内容すらも、すべて厳しい討議を経た確実な意味を持つものになって行った。

守る会会員千八百人一人一人の小さな知恵を集積し、それが無数の討議と時間の中で切磋琢磨されつつ、次第に巨大な宝石のように整然とした節理で輝やくものになって行った。

昭和四十七年七月の時点で、作業はすでに八カ月目に入っていたわけである。守る会では、全国本部に「恒久対策案作成作業小委員会」を設置して、上述の案の総仕上げを行なう作業に入った。

作業小委員会は主として岡山市で開かれたが、委員会の公開討議を行なうなどし、岡山、香川、広島、兵庫等近県の会員に大挙参加して貰って、意見の反映に努めるなど、民主的な配慮をつくした。

こうして、八月中旬には、事実上の最終案が全会員に配布され、あとは、八月二十日の第四回全国総会（第十七回定期総会）における決定を待つばかりとなった。

そのとき――すなわち、総会のわずか四日前である八月十六日、森永は突如、常務会声明なるものを発表した。

「事件発生以来の長期にわたる一連の措置について、当社は全社をあげて反省を積み重ねて来た。その結果、食品企業としての公的責任に欠ける所のあったことを卒直に認め、今後の措置については、守る会の示される所に全面的に沿って行く基本方針を決定した」というものであった。（「ひかり」第三十八号）

それは朝日新聞夕刊の最終版でスクープされた。一日前にすっぱ抜かれて地団太をふんだ口惜しさも手伝って、翌十七日の朝、全国の新聞、テレビがトップ・ニュースとして大々的に報道戦を展開した。

『森永、企業責任・因果関係を全面的に承認』『森永、守る会に全面降伏』等々……各紙の見出しは衝撃的であった。そして、「ほんとうか？　ほんとうならうれしいが」とか「とても信じられない」といった、全国各地の守る会会員の声が掲げられていた。

実は、かなりの守る会会員が「これで事件は解決し、たたかいは終る」と喜んだのが実情だが、それらの声は報道されなかった。

喜んだ人と同数か、あるいはそれ以上の数の会員の「深刻な疑惑」の声だけが紙面に載せられた。それは、会社にとっては極めて心外なことであったろう。実際、会社のねらいは正に、会員多数を喜ばせ、安心させて、武装を解除させることにあったのだから。

会員の多くや世論が会社の姿勢を評価しているのに守る会全国本部のみがかたくなな姿勢を堅持していると新聞に書かれた場合は、その後のたたかいがどんなにむつかしくなるか、守る会指導部の判

断と去就は注目のマトであった。しかし、守る会が終始一貫基本方針を崩さず、情勢に便乗して節を変えることをしなかった誠実な態度がマスコミ関係者に信頼されていたことは事実であり、そして、全国本部の新事態への対応がしぶかったことがマスコミ関係者の敏感な触角によって、疑惑と批判に比重が移されることになってしまったのだった。

八月十七日の早暁から八月二十日の夜明けまで、私は再び、丸山報告発表の時点を上廻るマスコミの大襲撃をうけたのだった。

職場（岡山市社会福祉協議会事務局）の電話はなりひびき、仕事にならなかった。

「森永の基本方針に対応する守る会の姿勢を知りたい」「守る会の全面的勝利ではないか。急転直下、事件は解決に向かうと考えてよいか」「全国総会に臨む本部の方針は」等々、矢継早やな質問が乱射された。

「会社の誠意を信じたい。急転直下の解決は被害者家族一同の心からの願いだ。……だが、その気持ちを利用しようとする態度は何人にも許せない」と私は答えるのだった。

「あなた方すら信じるぐらい、会社側の今回の演出はすばらしい。しかし、常務会声明のどこをみても、企業責任・因果関係を全面的・無条件に認めるとの言葉は一言もない。というより、巧妙に避けられている。報道との間には無気味なズレがある。

マスコミが書き、読者が信ずる。しかもその結果の責任を森永が負うものではない。ここに恐るべきトリックが潜んでいる。

会社は、守る会の示す方向に全面的に沿うというが、守る会がそれに便乗し、全国総会で会社の能力に余る方針を出したらどうするのか？　従って『沿う』とは単に沿うだけであって、『やる』ということとは違うと解するのが、辻褄の合うことではないか。

何よりも重大なことは、守る会には事前に何の連絡もなく、一方的、頭越しに発表されたものであり、世論に訴えて守る会を一撃する戦術であり、正に被害者不在の被害者対策として、守る会に分裂と混乱を捲き起こすものでしかない。」と私は繰り返して全国本部の考えを説明した。

同様の質疑応答が全国総会でも行なわれた。

それに対して、私は、「これは事件解決の第一歩では、決してない。むしろ、新しいたたかいの出発点である。今こそが、守る会の最大の危機である」と力説した。

守る会第四回全国総会は、会員、被害者たるこども達、協力支援団体、報道機関等、あらゆる関係者で立錐の余地もないほどであり熱狂的な盛り上がりによる未曽有の盛況ぶりを見せた。

恒久対策案の草案は、こども達が将来独り立ちして活動するようになってから、時代の進歩によって古くなり、却って彼らの要求や発達を妨げるものになってはならないとの心配が提起され「この案は被害者自身の要求を拘束するものではない」等の項目が入れられるなど、一部の修正はあったが、熱狂的な拍手裡に全会一致で可決された。

なお総会は、大きな怒りをもって常務会声明に反バクする声明を発表して、全会員にたたかいの強化と警戒心の深化とを訴えた。さらに総会は、次の決議文を森永本社に送付することを併せて決定した。

「会社は、本日決定の恒久対策案の前提と原則を承認し、被害者の恒久的救済に関する諸対策の一日も早い実現について守る会との交渉に応ずる意志ありや否や。もし会社にその意志があれば、社長自ら出席することを条件として、守る会は第十四回本部交渉を開催する用意がある。」

第四回全国総会（結成以後十七年目の第十七回定期総会）を境として、守る会は「すべての力を恒久対策案実現のために」を合言葉

としてたたかいを展開することになった。

総会で恒久対策案を『決議』したとか、森永が守る会の案に沿うことを『決定』したとか……ということで会員は動揺してはならないこと。気を許してはならないこと。

被害者達はまだ、救済の一カケラすらも得ていないではないか。救済とは、決議や決定や声明ではなくて、実現された事実を『わが手の内で確認するたたかい』からはじまるのだ。

――守る会指導部は特に以上のことを強調した。そのためにこそ恒久対策案は、その『むすび』の項で、守る会の運動の強化と、国民世論の支持の増大が何にもまして必要であることを、くどいほど念押ししているのであった。たたかうことなくして、えられるものは何もない――ということを。

「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」については読者の方がその全文を熟読され、詳細に点検されることをお願いしたい。

マスコミ全部から「画期的なもの」と評価され、また幾人かの大学教授が「現下の日本において考えられる、公害被害者、障害者等の福祉の理想像を示すもの」との評価を与えられた。

私は思う。右の賞賛と評価の根拠は、ほかでもなく、それが千八百人の素人が作ったものだからである。しかし、「素人が作ったものにしては良く出来ている」という比較論の問題では、もちろんない。被害者一人一人の生活と苦悩からにじみ出た一つ一つの要求を生かし取り上げるという民主的な手続と、集団的にそれを検討する組織的な点検活動が見事に融合して生まれ出た、いわば『国民的合作による創造物』であるからである。それゆえに、専門家の知恵や経験でも気付かぬ行き届いた配慮と総合性と体系の傑作が出現したのであった。

これは、森永ミルク中毒被害者とその親達にとっての、事件発生以来十八年間の悲願の結晶であり、守る会の新しい憲法となった。

そして守る会は、対策案に明記されているように、「あらゆる公害の加害企業が果さねばならない社会的責任を明らかにし、全国の公害被害者救済のための新しいパターンを提示しようとするものであり、かつ、単に森永ミルク中毒被害者を救済するに止まらず、一切の障害児者の福祉の向上にも直接的に貢献しようとするものである」として、より増大する各方面の支援に支えられた、たたかいを展開することになった。

「金はいらぬ、こどもを元に返せ」――素朴で卒直な被害者の哀情に基本的に立脚し、そこからはみ出たり、それを歪めたり、または代替物で置きかえようとする一切の傾向や勢力を排除し、それとたたかいきった守る会は、結成以後十七年目にして、遂に、そのビジョンと考え方の体系化に成功したのであった。

要求の体系化は、各地における現地交渉において守る会側の攻勢に巨大な力を与えた。会員の闘志は急速に燃え上がり、要求が山のように殺到した。対応する会社の現地駐在員は色を失った。

森永乳業本社は、好むと好まざるとにかかわらず、会社の命運をかけて、守る会との第十四回本部交渉に臨まざるをえなくなった。「恒久対策案を飲むのか飲まないのか？　それとも何か別の逃げ道はあるか？」――会社側は、社長外遊を理由に交渉日の引き延ばしを計り、苦悩の模索をつづけたが、選択の道が極めてせばめられていることは事実であった。

その一カ月間、守る会全国本部は、あらゆる角度から情勢の検討を行ない、来るべき本部交渉と、その結果採るべき和戦両用の構えについての緻密な計画の立案に全精力を投入した。

岡崎　哲夫　森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長

民事訴訟の展開と不買売運動

――たたかいの実情――

訴訟と不買運動は、被災者同盟（全国協議会）が二十年前に既に実行し、いずれも事実上失敗してしまった古典的戦術であった（別稿、能瀬論文参照。森永ミルク事件史参照）。

しかし、一揆や蜂起が考えられない運動にあっては、最後に頼む実力行使がこれ以外にないとなると、常にこれが問題化するのは当然であった。そして、裁判所は政治ほどには企業と癒着していないので、なお利用価値があり、そして、不買運動の成否は、一にかかって国民世論の理解と支援の如何にかかっていた。

そうなると、これらの使い古された古典的戦術を、みじめな失敗に終らせるか、それとも見事な成功に導くかは、組織の命運をかけた重大問題であった。守る会広島県本部が、支援団体と共に不買売運動の先頭に立ったとき、常任理事会は「怒りを抑えよ。守る会が先頭に立つ時機はまだ早い。」と注意したぐらいであった。

裁判ですら、世論を微妙に反映にするなかにあって、守る会が世論の離反を招くような行為を慎重に避けたばかりでなく、積極的な世論獲得の道を模索したのは、そのためであった。それは、同時に二十年前の失敗を教訓としたものでもあった。

世論は潮の流れのようなものであって、一たび一定の方向に流れだしたとなると、もう、絶対と言っていいほど、変えるのが困難である。しかも世論は、理屈では割り切れない特種な選択能力があり、微妙な社会的力学が作用して形成されるものである。

守る会が、親の要求と見放されるものすべてを捨象（切り捨て）して、ひたすら『こどもを元に返せ』と叫び、苦しくとも被害者の自主独立路線を堅持して進んだことが、世論の支持（同情と理解に基づく積極的支援）を受け、それは日に月にと拡大、深化して行った。

不買運動は、守る会を支援する世論の中から自発的行動として盛り上がり、拡大して行ったものであった。不買運動は、支援カンパ活動とともに、世論の支持度を測定する正確なバロメーターの如きものであった。

一方、訴訟についても、守る会は十分、その困難と危険とを承知していたのである。それは、被災者同盟（全国協議会）が決定し、岡山同盟のみが実施し、同盟解散後に孤立した岡山の民事訴訟が、最大のみじめさをもって敗北した経過を知っているからであった。

当時、因果関係はきわめて明白であり、論争の余地もなかった。勝つのが当たり前で、負けるのが不思議ですらあると信ぜられた。

従って、訴訟戦術を取り止め、一切の金銭要求を放棄してまで、『救済』というただ一つの道を選んだ全国協議会単一指導部の方針は、『買収された裏切り行為』と訴訟者側からはげしく糾弾されたのであった。（「森永ミルク事件史」参照）

しかし結果はどうであったか？　驚くべし、会社の論理は「森永は民事法廷で裁かれるべき何らの理由もない」というのである。「会社は目下、刑事法廷に告発されている。会社に責任があるかないかは刑事裁判の結果によって判明する。」

従って、「刑事裁判で黒となったら、そのときには民事訴訟に応じましょう。」というのであった。

これが、森永のいわゆる「道義責任論――企業無責任論」であって、事件発生以来、会社側が一貫して主張してきた方針であった。

こうして、昭和三十八年十月の徳島刑事裁判（第一審）判決まで八年間、民事訴訟は凍結され、一回の公判も開かれなかった。その挙句、徳島地裁は森永無罪と決定、民事訴訟は無残に取り下げの運命となった。一もとらず、二もとらずとはこのことであった。

守る会をはじめ、全国の被害者の抗議により、刑事裁判（第二審）は、高松高裁の第一審（無罪）判決の破棄・差し戻しの決定をえて、再びふり出しに戻った。

刑事裁判の判決は国の判断を示すことになる。そして、森永の企業責任の有無を確定するものとなる。会社側の「道義責任論（企業無責任論）」はどうしても打ち破らねばならなかった。守る会は、終始一貫、刑事裁判を重視し、必要な一定の働きかけを行なってきた。特に丸山報告以後は、組織の拡大・増強に併せて、署名運動、請願活動、法廷傍聴を継続展開して、内外世論の喚起と、検察陣の激励、裁判所の緊張を求めたのだった。

不買と訴訟（民事、刑事を含め）とが、一定の戦略戦術の中に正しく位置づけられず、思いつくままに統制なく行なわれたこと、当事者だけのひとりよがりの怒りに委せて行なわれ、それが国民世論の盛りあがる怒りに支えられなかったこと、広範無数の国民大衆がやらねば効果のない不買運動を、国民でいえばほとんど一にぎりにすぎない被害者だけで行なったり、原告が果敢にたたかわねば勝てない訴訟を弁護士任せ、弁護士主導に終らせてしまったこと……等被災者同盟の未熟な誤りは反面教師として貴重な教訓であった。

従って守る会は、戦略戦術をつぎのとおり位置づけた。

一、守る会は恒久対策案の完全実現をめざす。

二、右のことの実現のための基礎的条件として、森永の企業責任の明確化と、砒素ミルク飲用と被害者の現状（いわゆる『後遺症』）との因果関係を明らかにする。

三、以上の戦略の下に行なわれる戦術はつぎのとおりである。

――以上が戦略である。

1、刑事裁判（第二審）で森永有罪をかちとり、会社の企業責任を明らかにする。（それが再び無罪になることは、会社の企業無責任論を肯定する結果となり、恒久対策案実現の社会的、法的、道義的根拠を失なわせ、守る会の基本的敗北を意味する。

2、民事訴訟と全森永製品不買売運動を同時に遂行する。（訴訟と不買運動は密着させてたたかうべきものである。）

①民事法廷において、森永側は、あらゆる真実に目をつぶり、後遺症と因果関係を否定するであろう。

②それに対する国民の怒りにハケロを与え、怒りを被害者側（守る会）の物質的力として吸収する方法は、訴訟支援カンパとともに、不買売運動への国民の参加にある。

③これにより森永は、法廷で自己を有利にすればするほど、経営が不利に陥り、訴訟の勝利は会社の崩壊に通ずるという矛盾に苦しみ、和解を申し出ざるをえなくなるであろう。

さて、以上の戦術を遂行し、戦略目標を実現するには、守る会の

主張を全国民に明確にすると同時に、相手方の論理の矛盾と欺瞞をトコトンまでバクロせねばならない。それに憤る人々の波で世の中を一ぱいにせねばならない。守る会の親達の要求は、ひかえ目で犠牲的ですらあるのに、森永はそれだけの要求にすらこたえようとしないほど不誠実であることを天下に知らせねばならない。食品企業が消費者であるこども達を犠牲にしてよいのかとのモラルを問う広範な国民のたたかいにせねばならない。

そのためには、森永常務会の声明が、新聞報道とほんとに同じなのかどうか、はっきりさせねばならなかった。

昭和四十七年九月二十四日、森永の大野勇社長（当時）が初めて出席して開かれた、第十四回本部交渉は、こうして、岡山県中央労働会館大ホールを参加者の熱気でむんむんさせた。

大野社長は、常務取締役東氏から渡された紙片を見ながら、一語一語それを読むように、「森永は、守る会との交渉を前進させるため、因果関係・企業責任を認めると言ったのであって、新聞報道が嘘をついているのではない」とマスコミをなだめる一方で、「しかしそれは、守る会の恒久対策案を包括的に認めて話し合いをしようという気持ちからであって、そのことは因果関係の法的承認を意味するものではなく、まして、個々の被害者の因果関係については争う姿勢である」と明言した。

これには、被害者や弁護団（森永ミルク中毒被害者弁護団は昭和四十七年九月五日、正式に結成されていた。）の怒りが爆発したのはもとよりだが、取材に来ている記者達からも「森永はマスコミを欺したのか」との怒りの叫びが起こる仕末であった。

しかし大野氏は沈黙に終始し、東常務が、「守る会の皆様とはもっと十分に話し合いたい」と必死に繰り返すばかりであった。

守る会が、被害者弁護団の意見を尊重して当日の交渉に臨んだように、会社側は会社の弁護士と相談した上で参加したと思われた。従って、形の上では守る会対会社だが、実質的には双方の法律陣の角逐の場の観があった。双方とも、なお相手方の真意をはかりかねていた。そのため、土壇場になっても、双方とも交渉決裂を確認することも宣言することもできなかった。

因果関係・企業責任は元の木阿弥に返ってしまったようだが、恒久対策案を認めるというのは前進とも考えられた。こうして、双方から少数委員を選んで、事態収拾の方策があるかどうか、探究してみることとなった。守る会は会社の肚のうちを、もっとさぐるために。そして森永側は、守る会と弁護団を切り離したいために。

十月十四日、大阪市で第一回少数委員交渉が持たれた。密室取引と誤解されぬため、「交渉内容は双方発表の自由を有する」ことを確認したうえで、守る会から、「守る会の恒久対策案は、帰するところ、①守る会の主体性において救済対策委員会（機関）をつくりそれによって恒久救済対策を実施する。②会社は同委員会の決定に従い、必要な資金を委員会に払い込む。――の二点につきる。但し全国的に信頼しうる実態調査もなされていない現段階で、恒久対策案実施に要する資金の総額は確定しえない。しかし、救済を急ぐため、当面会社が出しうる金額を明らかにせよ。但し、死亡被害者の弔慰は別枠とする。」と申し入れ、森永側は、第二回少数委員交渉で回答することを約した。（「ひかり」第四十号）

ところが、会社側はそれを待たずして、十一月四日、突如、全国本部に対し「公式にお会いしたい」と申し入れ（マスコミの立会いをさせて、大々的に宣伝させるため）、つぎの書面を提出した。

「ご要請に従って、次の通りご回答申しあげます。

全被害者を対象として、救済のため十五億円を出す用意があります。検診、治療、介護等に十億円、福祉関係その他で五億円と考えております。

この額をご諒承いただいて、機関等、具体的事項についてお話し

に入りたいと思います。ご諒承いただけない場合は、この提案はしなかったこととご諒解ねがいます。」

――これも例によって巧妙なやり口であった。話しがつかねば無いことにする提案などは本来内々に示すべきものである。にも拘わらず、庶民感覚では『大したもの』と思われる十五億円で大向こうを呻らせ、動揺と分裂を起こさせようとする心理戦術であった。

「誰にも解るよう、具体的に説明せよ」との守る会の要求に対し、会社側渉外本部長・古田盛三氏は次のとおり答えた。

「一、十億円を基金とし、その利息で、検診、治療、介護の経費は賄える計算である。

二、五億円は、死亡被害者の弔慰と、福祉関係一時金である。

三、十五億円は一回限りの支出で、『打切補償』の総額である。

四、右の措置を実施するには公正に運営される機関が要る。その機関は、恒久対策案にいう『救済対策委員会』とは考えておらず、守る会と会社と厚生省の三者で構成するものである。」（「ひかり」第四十号）

正に、後退につぐ後退であった。常務会声明のいう「公的責任に欠ける所があった（報道陣とのインタビューでは、企業責任・因果関係を認めるとなる）。今後は守る会の示される方向に沿う（恒久対策案の承認）」から、第十四回本部交渉での「因果関係は認めないが、恒久対策案は認める」と後退し、今度はさらに、「十五億円で打ち切り、以後補償はしない。今までの本部交渉、現地交渉の実績からみて、十五億円で十分やれる（それ以上のことをする積りはない）。資金の管理支出、判定、認定等の事業と事務を行なう機関は、守る会主導ではなく、国と森永が参加する」にまで引き退った。

『恒久対策案を認める』どころか、むしろその全面否定であった。

会社側が、いぜんとして『森永措置案』の原則を堅持し、その措置の範囲も、本部交渉や現地交渉で実績化されたものだけを、『機関』が会社に替って当分継続しようというだけのものであった。

会社の肚は全く良く分かった。

十一月七日、明日の徳島刑事裁判第二十三回公判廷傍聴行動に備えて、徳島市で開かれた守る会第二十八回全国理事会では「森永の態度は守る会侮辱である」との怒りの声が上がった。そして、次の各項の決議が行なわれた。

一、森永は守る会に対する挑戦、侮辱を止め、十五億円を即時・無条件で第一次救済資金として救済対策委員会に納付せよ。

二、守る会は組織をあげ、全国的救済対策委員会、都府県救済対策委員会の結成を行なう。

三、来る十二月三日、岡山市で第十五回本部交渉を行ない、社長またはそれに替る会社の代表者の出席を求め、守る会の恒久対策案を真に承認するか否かの最後の駄目押しを行なう。

会社がこれに応じなければ、本部交渉を直ちに全国集会に切り換え、全森永製品不買売運動と民事訴訟とを同時に展開することを決める。――このことを会社に通告する。

十二月三日、岡山大学学生会館大ホールは、東京から九州までの守る会各都府県本部の役員と会員、被害者、支援団体、弁護団、報道陣で一ぱいになったが、森永側は社長も専務も現われず、東常務が「十五億円の枠内で被害者救済の実質的発展をはかるため、少数委員交渉で実のある話し合いを進めたい」との会社の書面を読み上げ、「ご諒解をえられねば退席する」とて、姿を消してしまった。

被害者側の憤慨は絶頂に達した。会社の居直りと挑戦をうけた守る会は、ついに『本部交渉決裂』を宣言し、直ちに実力行使に突入することを決定したのであった。

全国集会の決議は、常任理事会、全国理事会で相ついで承認され守る会と支援協力陣の総力がこれに傾注されることとなった。

森永の「道義責任論」（企業無責任論）の限界が、いまや、ここ

にハッキリと証明された。その限界が『森永措置案』であり、その総額が十五億円（基金十億円。一時補償五億円。）であったのだ。「道義責任論」が打ち破られぬ限り、恒久対策案の承認も実現もありえないことが、いまや誰の目にもハッキリと示されたのである。

すでに守る会では、十一月二十六日の第七回常任理事会で、①全国本部に訴訟対策委員会を設置し、各地方別に担当委員を置くこと、②対策委員長兼近畿地方担当委員に内田順一副理事長を、中国地方担当委員に小川清己常任理事を、四国地方担当委員に笠井聡常任理事を選任し、③「全森永製品不買売運動、民事訴訟支援の署名カンパ運動」を全国に訴えるとともに、④各都府県本部にそれぞれ訴訟委員をおくことを決定していた。

昭和四十八年一月十五日、岡山協立病院で開かれた第三十回全国理事会は、

一、訴訟は、近畿地方を第一波一次として早期に敢行。以後、中国、四国、九州、関東と、各地方別に第二波、第三波……の第一次提訴を行ない、各波とも、二次、三次、とつづけて、全員訴訟に持ちこむ。

二、訴訟は代表訴訟とし、費用は一切守る会が負担し、原告は勝っても金は受け取らず、その一切を恒久救済対策基金（『ひかり基金』）として積み立て、恒久対策案実施の原資とする。

三、訴訟提起により、原告が現在受けている救済を、森永側から打ち切られた場合、ひかり基金でこれを賄う。——と決定した。

二月十八日、岡山市番町、全国本部事務局（岡崎宅）で開かれた第八回常任理事会では各地からの弁護団参加のうえ、訴訟の相手（被告）には森永のほか国も加える等の重要決定を行なった。

最初、弁護団は、森永相手の訴訟は比較的やり易いが、国を相手とする訴訟はやりにくいと主張したが、守る会では承知せず、昭和四十七年二月六日の拡大常任理事会決定どおり、森永には百パーセントの企業責任、厚生省には百パーセントの行政責任がある以上、国を被告とするのは当然であること、訴訟で決着をつけることは考えられず、事態の決着は守る会が運動の中でつけるから、弁護団は最終的には守る会の決定に従うこと、但し、法廷での闘いは弁護団に一任し守る会は全面的に協力すること、等のことを決定したのであった。

二月下旬から、守る会都府県本部の「不買・訴訟総決起大会」が行なわれ、四月八日には大阪において、全国総決起大会を行ない、四月十日には、近畿地方五府県の被害者三十六名を原告とする一波第一次民事訴訟が大阪地方裁判所に提起された。

遅れていた岡山でも、三月十三日に被害者弁護団が結成され、初めは「守る会の言うことは少しオーバー」と言っていた弁護士達が原告選びに被害者宅の個別訪問をしている間に、「守る会の主張は控え目すぎる」と被害の状態の深刻さに驚き、熱の入った作業が進みはじめた。（波多野二三彦「森永ミルク中毒訴訟・岡山」参照）

守る会は八月十九日、第五回全国総会を岡山市で挙行。恒久対策案の自主的実施のための救済対策委員会設置を決議する一方、訴訟不買の貫徹を決定、文字通り「すべての力を恒久対策案実現のために」（第五回全国総会のスローガン）へ向けて行動することになった。

八月二十四日（中毒事件第十八周年記念日）に、岡山県内の重症被害者八名を原告とする第二波第一次民事訴訟が岡山地裁に提起された。

九月二十三日、大阪において救済対策委員会準備委員会の第一回会合が持たれ、恒久対策案実現の第一歩がここに印せられた。

十一月二十四日——徳島刑事裁判第二審の判決公判を二十八日にひかえた、わずか四日前——には、四国四県の被害者十一名を原告とする第三波第一次民事訴訟が高松地裁に提起された。

守る会は、十八年間の長期にわたる、苦難、激動の中から自ら決定した戦略戦術を正しく展開し、刑事裁判、民事訴訟、不買売運動、救済対策委員会の結成、および三者会談（守る会、厚生省、森永の交渉――後述）と、多面的なたたかいを同時に遂行するに至ったのである。

運動編

第六章　自力救済への道

岡崎　哲夫　森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長

三者会談の開始と財団法人ひかり協会の設立

――ひかり協会の設立をめぐる諸状況――

「まさか……と思っていたことが起こってしまった。――守る会が提起した民事訴訟の被告の座に国が据えられたことで、厚生省は狼狽した」と当時の新聞は報道している。

第一波第一次民事訴訟の時点で、森永と厚生省はそれぞれ記者会見して、「因果関係は認められない。裁判では解決が長びく」と脅かし文句を並べたり、「責任はない」と開き直ったりしたが、それは却って世論の反発を増すばかりだった。

不買運動は有史以来の規模で国民各層全体をまきこんだ。写真家の滝川恵清、吉田一法両氏をはじめ、講談の旭堂南陵師、フォークソングのすずききよし氏、漫画家の田村隼人氏から、キリスト教団を含む、文化人、宗教陣にまで及んだ。

このような中で、大阪地裁では、弁護団の献身と敢闘、見事なチームプレー、協力医療陣の断固たる証言、守る会の動員体制、マスコミの大々的報道、等で、着実に原告有利の状況が進行した。裁判所側も、世論を微妙に反映して低姿勢で協力的であった。

森永と国とは、法廷において型どおりの因果関係否認を打ち出したが、積極的な闘志には欠けていた。というよりも、むしろ、このまま裁判闘争にのめり込んでしまった場合のより大きな危険を、守る会側よりも、一層強く感得していたのが、ほかならぬ森永と厚生省の側であった。

彼らは幾らでも争うことはできた。知恵も人も金も十分にあった。徳島刑事裁判が既に十八年間も継続しているように、裁判は幾らでも引延ばしが可能であった。しかし、彼らには『時間』がなかったのだった。

守る会の側には、金はなく、人材も不十分だった。然し、真実と国民の支援があった。失うものの何もない被害者側には、泥沼に陥っても、少々時間がかかっても、それ以上に失うものは何もなかった。

徳島刑事裁判がその年（昭和四十八年）五月十五日に結審し、判決言い渡しの日が十一月二十八日と決定してから、森永と厚生省の動きは俄かにあわただしくなってきたのである。あらゆるルート、あらゆるパイプを通じて、守る会打診が始まったのだった。しかし守る会は、ひたすらに民事訴訟の遂行と展開、不買売運動の拡大と強化に全力を挙げた。

法廷での因果関係論争で、原告優位の情況が増大するに比例して被告両者のあせりの色が濃くなって行った。

九月初旬、厚生大臣は、朝日新聞記者との会見で『救済基金構想』を打ち出した。守る会は即座に、「それは森永措置案の厚生省版であり、断じて受けられぬ。恒久的救済対策は、守る会が自らの案に沿って独自につくって行かぬかぎり、決して本物にはならない」と厳しく反論。被害者主導権を侵し、また金銭給付だけに救済を封じ込めようとする一切の企図には、絶対的な拒否反応を持つことを明らかにした。

種々の過程を通じて、次第に明らかになった双方の聖域――これだけは絶対に譲れぬ最後の一線――いわば『逆鱗』ともいうべきものが那辺にあるのか、それがようやく明らかになって行った。

守る会の側でいえば、それは、恒久対策案の承認と実施、およびそれに伴なう被害者主導権の原則の確立と、加害企業や加害行政の口出しや資金枠の制限はお断り、というものであった。

森永側でいえば、それは、集団としての被害者の後遺症の存在と砒素ミルク飲用との因果関係は認めるが、そのことが直ちに、個々の被害者のすべてのことにまで因果関係を認めることには絶対にならない、というものであった。

こうなると、『原則では一分の妥協もありえない。しかし、それを承認するならば、具体的な実施面では、実行し易いように、できるだけの協力をする』という（昭和四十七年八月二十日、守る会第四回全国総会決定による、守る会の昭和四十七年度運動方針）守る会の言葉が、何だか後光の射すものになって来るのだった。

厚生政務次官山口敏夫氏（当時）は、厚生大臣の意をうけ、森永側の約束を取り付けた上で、守る会に対し、「選択の権利は守る会にある。そのような前提に立って、被害者の現状を考えるとき、恒久的救済対策を一日も早く確立することが必要なので、貴会におかれても、大所高所に立って、話し合いの機会を活用されることを期待します」との書面を届けられた。

森永の大野社長からも、守る会に対し、「貴会の恒久対策案を包括的に認めて誠意をつくさせていただくことを厚生省にもご確約申し上げましたので、何とぞ宜しくご配慮を賜わるようお願い申し上げます」との書面が届けられた。

九月三十日、岡山市で開催した守る会第三十四回全国理事会は、諸状勢を検討した結果、山口次官に対し、つぎの回答を発して、三者会談に臨むことを正式に決定した。（「ひかり」第五十一号）

「一、厚生省は、森永の約束の保証人となり、かつ恒久対策案実現のために行政協力を行なうこと。

二、守る会が中心となり、森永と国がそれぞれの立場で責任を果して行くこと。

――以上の主体的、協力的立場を確認したうえで恒久対策案を実現するために、守る会は話し合いの場に就くことを承諾する。

但し、民事訴訟の追行と、不買運動についての方針は些かも変更せず、守る会が目的を完全に果したと判断する時点まで、それは継続されるものであることを申し添える。」

右の回答書は、守る会の一方的宣言であった。すなわち守る会は会談を和解の道とは位置づけず、右の宣言の確認と実現を求めるためのたたかいの場と判断した。会談を実りあるものにするためにも会談内でのきびしいたたかいはもとより、会談外のたたかい（刑事裁判対策、民事訴訟の遂行、不買売運動の拡大、救済対策委員会の結成促進、等）をますます強化せねばならなかった。

それは『行き詰った局面の打開のための一つの道』では絶対になかった。前記の各方面でのたたかいと活動の場に加えた、もう一つのたたかいの場であるとしたのである。仕事はますます増えるが、たたかいもますます強化されるとの認識を持ったのである。

第一回会談は、昭和四十八年十月十二日午後三時から、厚生大臣

室において開かれた。

密室取引と理解されては団結が乱れるし、志気にも影響するので守る会は全国本部役員（常任理事）全員を代表として参加することを条件とした。さらに守る会は「決して焦らない」態度を取ることとした。

山口次官は、「十日ごとに、月三回ぐらい、精力的に開催して、三、四回ぐらいの会談で話しをまとめてしまいたい」と大いに力んだが、守る会側は、「ぜひその方向で」と儀礼的に賛成し、心の中では、「とんでもない、そんなに早くケリをつけられたら、それこそ相手方の思う壺にはまる。刑事裁判の判決がアイマイにされる恐れもあるし、民事訴訟における因果関係が中途半端に終ってしまう。それは、いずれも百年の計に失敗するものといえる」と警戒した。

既往の幾つかのたたかいの場にプラスされたもう一つの重要なたたかいの場――という守る会の基本方針は断固として貫かれたのである。

右のたたかいの一環として、守る会は、厚生省のアッセンは本日限りとし、以後、三者が対等の立場で会談を進めることを求め、併せて、三者がともに守る会の恒久対策案を認め、救済対策委員会構想を尊重することを要求し、ともに確認書に明記させた。

第二回三者会談（十月二十一日、大阪）は未確認問題に終始した。第三回三者会談（十一月十七日、岡山）では、救済対策委員会の法人化についての専門小委員会を設置したほかは、また未確認問題に終始した。

会社側は「このままでは徳島裁判で有罪判決の恐れがある。被告のことを思えば控訴も考えねば」と焦慮の色を見せた。というのも第四回三者会談が十二月一日ときまり、刑事裁判には、全くわずかの差で、間に合わなくなったからである。

山口氏は「控訴はすべきでない。でないと『挑戦』と見られ、会談が失敗する」と卒直に語り、守る会側は、「選択は会社の自由。だが、責任は負って貰う」と言うに止まった。会社が控訴を断念するだろうことはほぼ明らかとなった。

一方、守る会の内部からも、三者会談が『未確認』問題に一カ月も『空費』し、肝腎の恒久対策に進まないと、全国本部不信を鳴らした。しかし、守る会は、「徳島裁判は十八年間の不幸な事態に対する正しい判断を下すべきものである。三者会談はその結果を待つべきであって、かりそめにも、それに何らかの影響を与えることになってはならない」との大局的方針を守り抜いたのである。

そして守る会は、判決日のわずか四日前に四国四県の第三波民事訴訟を高松地裁に提起したのであった。

十一月二十八日、徳島刑事裁判差し戻し審判決が下された。

判決は、その主文で、製造課長に当時の法の規定する最高刑を科し、一切の酌量を認めない厳しいものでありながら、一方では事務系統だったことを理由に工場長の無罪を宣告した。これが後々、多くの論をよぶ所となった。

しかし、判決理由書は、すべての人々に評価され、賞賛されるに十分な苦心の作であった。それは、事件を企業の起こした災害であると断じ、森永全社の体制の欠陥から起こったものでありながら、何の罪も責任もない多数の被害者親子に責任を転嫁し、察するに余りある苦悩を強い、後遺症問題も全く解決されていないと、情状酌量の余地の全くないことを明確にした。

さらに判決は、国および地方自治体の行政指導の怠慢と、被害者救済対策の欠如を衝き、併せて、日本の医学界の取り組みの不十分をも徹底して追及していた。（「ひかり」第五十三号、アサヒグラフ十二月十四日号、判例時報第七二一号、ジュリスト第五五二号）

言葉は、同じく『判決』でありながら、ちょうど十年前の第一審

無罪判決と今回の差し戻し審有罪判決とを比べれば、まことに今昔の感があり、天地の相違があった。明らかに、守る会の長期のたたかいと、それに激発された世論の沸騰とが、裁判に正確に反映しているのであった。

『企業責任』と『行政責任』が、国の法廷において初めて認められ確実なものとなったのである。森永が控訴しないこと、判決に服することを発表したことは、自らそれを認めたわけであった。厚生省も同様の姿勢を示した。

この日、守る会は、恒久救済事業の一つの礎石を置く作業に、まず勝利したのである。結成以来十八年目の年の終りであった。困難をきわめた第一段階がやっと克服されたのであった。

徳島刑事裁判の判決は、第五回三者会談に直接的に投影した。十二月二十三日、厚生政務次官室で開かれた第五回三者会談は事実上のヤマであった。

一、森永は事件に関する企業責任を全面的に認め、心から謝罪するとともに、被害者救済のための一切の義務を負担する。

二、森永は守る会の恒久対策案を尊重し、それに記される救済対策委員会の判断と決定に従い、その指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする一切の経費を負担する。

三、厚生省は守る会の恒久対策案実現のために積極的に援助し、救済対策委員会の要請に対し行政協力を行なう。

以上の確認書に、斉藤邦吉厚生大臣と大野森永社長が自ら署名捺印した。しかし守る会は、「以上は、被害救済のためのほんの第一歩が印せられたにすぎず、問題が全面的に解決するまで、三者会談は無期限につづけられるべきである」ことを主張し、三者が永久に責任を果しつづけなければならないことを併せて義務づけた。

こうして三者会談は『救済対策委員会』設立の具体的業務に入って行くこととなったのである。

恒久対策案C—I—(8)に基づいて、救済対策委員会の法人化を検討する法人問題専門小委員会でも、微妙な形でたたかいは進んでいた。それは①法人の種類、②名称、③組織、④役員、⑤事務所等具体的事項について、ことごとく対立した。

守る会側は、①社会福祉法人、②ひかり事業団、③賛同するすべての人を会員とし、評議員会、理事会、常任理事会をおく、④複数の専従常勤役員（専務理事、常務理事）をおき業務を執行する、⑤主たる事務所（本部）を岡山市に、従たる事務所を守る会都府県本部のあるすべての都府県におくこと、を主張した。

これに対して厚生省側は、①財団法人、②ひかり協会、③理事会と常任理事会、④常務理事一名、⑤事務所(本部)を東京に、主要な二、三都市に法に基づかぬ任意の出張事務所をおく、ことを主張した。

守る会の主張は、運動論上の配慮、民主主義体制と公開の原則に立脚し、厚生省の主張は、『歯止めの論理』に立脚していた。特に厚生省側が、三者会談の席上でも『財団法人』に固執したことは、それが、サリドマイド事件やその他の薬食品公害被害者救済機構にからまる政治的問題に波及するものとして重視しているあらわれであった。

ランクづけによる金銭給付、それを円滑に行う判定制度——という現行の行政体質が根強く滲み出し、それは正に財団法人形式を最も妥当とするものであった。

ここでも、彼我の力関係は、微妙だが見事に作用した。こども達を元に返して貰おう、恒久対策案は絶対に実現されねばならない、——という被害者側の闘志は、厚生省といえども、うかうか触れられない守る会の聖域であったが、現行の社会福祉・社会保障の体系とか、事業実施主体の法人格や組織機構、定款や寄付行為等の法律論等に至っては、守る会の殆んどの人々はチンプンカンプンで、容

易に世論化するに至らなかった。

こうして生まれたのが財団法人ひかり協会であった。正に「守る会が中心となり、厚生省の『積極的』行政協力により」でき上がったものである。法人格、名称、組織、役員等はほぼ厚生省の主張どおりとなり、設立趣意書や事業の目的、種類等は、ほぼ守る会の要求どおりとなった。守る会、被害者の会等に公的な事務所を与え、救済センターとして機能させるための現地事務所が全国十七の守る会都府県本部所在地に置かれ、協会本部は、東京と岡山の力学的な中間地としての大阪に置かれることとなった。

従って、協会の現地事務所は、当該地の守る会、被害者の会の両都府県本部が併置された、三者の共同事務所であるわけだが、岡山事務所に関しては、それはさらに、守る会、被害者の会（太陽の会）両者の全国本部事務局を加えた五者共同事務所として、全国最大の規模を有するものとなった。

さて、協会の組織構成に関して言えば、中央政府そのものが、非民主的であるとして改善を勧告し、評議員制導入によって公益法人の避け難い閉鎖傾向を打破しようという、それ自身の指向に反してまでも、理事会制一本にこだわったことは問題であった。

理事が理事を選ぶという、役員制度の手前ミソぶりと、その前時代性とは、民主主義の理念に全く背反し、少数役員の集団独裁を招く恐れなしとしない。それは、被害者や家族大衆の湧き上がる創意を抑圧し、はぐらかせてしまう、疎外の機構に通ずるものとなりうる。ひかり協会は美術館などの運営とは本質的に違うものであることが、まず、基本的に認識されねばならない。

役員（理事）は執行責任者であって、最高権力者であってはならない。権力は大衆が行使し、その代表者が決定を行ない、理事がそれを執行する——これが現代民主主義のあり方である。従って、組織としては会員制を、機構としては評議員会と理事会による相互牽制の制度を作ることが真に正しい。

しかし、会員制の社会福祉法人や財団法人が、社会福祉協議会を除いては殆んどないことも事実であり、それは国民の民主主義的権利が草の根から確立されていない現状の反映である。

このような重要な問題をはらみながらも、財団法人ひかり協会は昭和四十九年四月十七日に発足した。

五月八日の大阪地裁で開かれた第一波第一次民事訴訟第十五回公判廷における歴史的釈明を経て、守る会は、五月二十四日、大阪、岡山、高松各地方裁判所に提起されていた第一波から第三波の民事訴訟の一斉取り下げを行ない、併せて、不買売運動の中止を声明した。一糸乱れぬ統制と団結を示すものと世間から賛えられた。

色々な批判はあったが、守る会は、これが現状でとりうる最善、最高の道であると判断したからであった。

守る会会員一千九百人中、原告に立って敢闘した者は五十五名。予定していた第四波、第五波（九州、関東）はもとより、既往の各波の第二次、第三次の提起による全員訴訟は到底期せられなかった。訴訟カンパ資金も無限には集めえず、三者会談の末期には、原告にも、それを支える会員にも、疲れの色が見え始めた。

サリドマイド被害者の全員訴訟による法廷闘争一本槍とは根本的に相違し、結果もまた違って来たのは止むをえなかった。

傍聴席に空席が目立つようになったら、法廷闘争は敗北する。いわんや、万一、判決まで持ちこんだ結果が、原告の症状の重度軽度によって因果関係の判断に差をつけられたり、未確認被害者である原告の因果関係を『不明』として切り捨てられたりした場合、極く一部の原告は極めて有利になるかも知れないが、他の多くの原告は不利になるばかりか、裁判所の基準がすべての被害者に適用されるようになったりして、得るところより失う所が大になってしまう。何よりもそれは、裁判は戦術であって、決着をつけることを目的と

しなかった守る会の方針に反するわけであった。

恒久救済対策案の実現を求め、すべての被害者に人間としての生活を保障しようとする守る会の目的は、財団法人ひかり協会の設立によってひとまず果されたのである。

ひかり協会の機構および事業をより正しく、より豊かにする宿題を果して行くには、いぜんとして絶えざるたたかいが必要であることは論を待たない。守る会、太陽の会、支援協力者、その他の、すべての関係者の、旧に倍した努力が末永く要求されるゆえんである。

石川　雅夫　太陽の会事務局長

被害者の会結成

――被害者の会から太陽の会へ――

森永によって、被害を受けてからすでに二十年余の年月がたった。私達、被害者もすでに成人となり、社会にたびだとうとしている。しかし、今尚、寝た切りの重症心身障害の者をはじめとする仲間の多くが、病気や障害に悩まされ、社会から差別・抑圧を受け、権利を侵害されている現実がある。ひかり協会が発足し、恒久対策が実施され始めて三年目、森永ヒ素ミルク中毒「被害者」の会（太陽の会とも言う。以下、会とする。）が結成されて四年目を迎えた今日、森永・国との闘いも、新たな局面を迎えており、仲間達の極端に奪われた諸権利を取り戻す闘いの、さらなる発展、前進が運動の課題となっている。こういった情勢下、事件二十年の歴史刊行事業の一環として、会の、結成以来の諸活動の歩みをたどりつつ、総括を行ない、今後の会の運動の糧とすると共に、多くの苦難の道を共に歩いてきた同志諸君の闘いを長く記念に止めておきたいと思う。そして、不幸にも、協会設立を見ることなく死んでいった多くの仲間達に、この稿を捧げたいと思う。

○　○　○

一、被害者の会結成への呼びかけ

会の設立は、七一年八月であるが、それ以前から、会を作りたいという声はあった。古くは、守る会第十回総会のころから、岡山の仲間達の中で、子供会を作ろうという声があったのである。しかしそれが、形あるものとなるには、七一年八月まで待たねばならなかった。

七一年八月八日、東京に在住していた私はたまたま、兵庫県民会館で開かれた第一回守る会全国集会に参加した。動機は、新聞記事で、死んだ仲間の追悼式及び、森永の会社代表も参加する事を知ったからであった。遠因には、水俣病問題に当時かかわっており、公害に対する意識をもっていた事もあった。当日受付けで、被害者本人であることを申し出ると共に本人の会に入りたいと言ったところ「まだ、できてませんよ。」とのことであった。やむなく、一冊の本（砒素ミルク1）を購入して、討議を聞いていた。森永からは、大村専務が出席し、八名の仲間達に対する追悼式が行なわれた。大村は、弔辞を読みあげその中で、「かつて御愛用して下さっていた消

費者の皆様がおこまりのようですのでお手伝いさせていただいています。云々」と述べた。私は、怒り心頭に発するおももちで聞いていた。そして、ついに守る会の役員諸氏があまりに、紳士的なのにあきれたのと一母親の大村専務への抗議もあまりに感情的であったため思わず、「問題は、この事件を見捨てた一般国民の認識の不充分性と、守る会運動の弱さにあるのではないか、等々」席上発言した。集会終了後、東田先生、守る会事務局長岡崎哲夫氏より「有言実行の精神でがんばって欲しい。」と、励まされ、握手を交わした。その後、守る会徳島県本部委員長、笠井氏にも会い、告発の谷川氏、大橋氏らとも会った。また同月二十二日の守る会第三回全国総会へ出席するよう求められたのである。

八月二十二日、風邪の為、発熱した直後であったが、何故か（まったく、人生を左右する契機となったのだが）岡山の総会に参加することにした。行く以上、当然、同じ被害者にも会えると思い、子供会でも作ることを呼びかけようと思って出かけた。とにかく水俣病の患者の人達が、あんなに自分達でやっているのに森永の場合本人の会がないのはおかしい？　と思っていたのである。

守る会第三回全国総会は、岡山県中央労働会館で開かれた。参加者は、まだ、守る会の岡山県本部の人がほとんどで、このころは空席が目立った。支援の人達も少なかった。

総会の終り近く、用意してきた原稿を元に「親が死んだら、僕達の重度の仲間はどうなる。親にのみまかせないで、被害者同志で、苦しみを分かち合い、助けあって、長い一生を生きていかねばならない。その為にも、みんなが話し合ったり、集まったりできる会を作ろう。もし仲間で賛成の人がいるなら、総会のあと集まって下さい。」と呼びかけた。

私としては、手紙の交換ぐらいから始めて仲間の輪作りでもできればと思っていた。ところが、会場からは、大きな拍手をもらい、北村氏から「石川君は、まちがいなく確認の被害者です。」と、マイクで言われるしで、いったい何故、こんなに大袈裟にされるのかさっぱりわからなかった。（まあ、わかっていたら、言わなかったかもしれないが……）

終了直後、すぐさま、岡崎氏から、大声で呼ばれ、誘導されるままに、ロビーへ行くと席が並べられ、仲間達が集まっていた。回りを守る会の人達が取り囲み、新聞記者から生まれて初めてインタビューを受け、質問攻めに合ってびっくりしたのを覚えている。

こうして、全国で初めて仲間同志が自主的に集まり、会作りをどうするかということについて話し合ったのである。この時の仲間は私の他に、岡山の、岡崎ゆり子、吉房京子、岡孝治、那須秀夫、広島の小川祐司、香川の高橋祐子等であった。初めて会った仲間であったが、十年の知己のように思えた。こうして、初めてながらも自己紹介をしていく内に、うちとけ話しもはずみ、次の諸点を決定した。①、自分達自身でやる時がきた。立ち上がろう。できるところからやっていこう。②、重症の仲間と助け合っていこう。③体験記の交換を通じて仲間作りを始めよう。④、守る会機関紙を通じてみんなに呼びかけよう。⑤、文化祭などで現状を訴えよう。の五点を決定したのである。

この日から、会作りは始まった。この発足時のメンバーは、病気、障害の軽い者から重い者まで含み、全国の仲間を代表しているともいえた。そして、このことは、障害の違いを乗り越えて、統一した運動を形成しなければならない会の運命を、指し示していたのであった。

とにかく被害者自らの自覚に基づいて立ち上がって作りあげた組織こそが本当の力あるものになる、と考えた私達は、会結成に向けての組織的な体制作りを進める事とし、次の点をポイントに置いた。

Ⓐ当面の作業として、㈠、仲間の現状を明らかにする為に、全国

の被害者本人の名簿の作成、㈡こどもの会を、いつ、どこで、どのようにして作るか?―その準備をどうするか―について、各地の被害者の意見をできるだけ早く寄せて貰う。Ⓑ問題点として、㈠被害児の基本要求を、何に、またどこに求めるか? ㈡守る会、支援団体との関係をどう位置付けるか、㈢機関紙の発行をどのようにするか、㈣一番大切な財政をどうするか、㈤会の行動形態はどうあるべきか、㈥他の公害被害者達との連帯をどう進めるか? ㈦以上のことを進める為の会の仲間の核作りを早急に進める必要があること。

(ひかり二十六号―石川論文参照)

九月に入って八月に決めた事の実践と併行して前記の問題点を考えていった。

当時、高校生であった私や、岡崎ゆり子さんは、自分の属する高校の文化祭で森永事件を訴え、大きな反響を呼び起こしたのであった。続いて、岡君、吉房京子さんらは、体験談を、ひかりや、支援団体の機関紙に投稿した。こうして、点から点へ、いまにも切れそうな糸ではあるが、仲間と仲間は結ばれていったのである。しかし重度の仲間達の参加はまだ少なかった。

二、徳島から全国へ

八月二十三日、私は検診の為徳島へ行き、その際、笠井さんと話し合い、徳島の笠井哲人君を始めとする仲間達とも会った。そして徳島における会作りをお願いして帰京した。その結果が、わずか二か月で現われた。十月十日、守る会第三回総会で、「会」を作ろう! という訴えに答える形で徳島の仲間達が決起した。守る会の方々を含めて約二十名の参加のもと、徳島県森永ミルク中毒子供会が結成されたのである。スローガンは、次の諸点であった。

一、私達の体を元にもどしてもらおう!

二、国民全体に訴えて、森永の責任をとってもらおう!

三、できるだけ多くの先生方に、後遺症の研究をしてもらおう!

四、みんなが手を取り合って、私達の要求が通るまでがんばろう。

五、私達の生命を守る為、自分達で立ち上がろう。

徳島県本部結成のニュースは、朝日新聞の全国版社会面のトップニュースとして、全国に広がり、全国の仲間に、立ち上がる勇気と明日への希望を与えたのであった。

しかし、徳島の子供会は、被害者自身の強い自覚に基づいたものとしては、まだまだ未成熟であった。(この事が、後々までひびくことになる。)

三、岡山県本部結成に向けての闘い

岡山の仲間達は、十一月七日、県本部結成の為に、第一回準備会を岡崎氏宅で行った。

はるばる中国山脈のふもとから泊りがけで来た仲間、病院に通院していたり入院していた仲間、来ても寝て話す仲間、足の不自由な仲間が集まってきた。

十七年目にして、初めて、苦しみ、悲しみを訴える場ができた仲間達は、自らの体験してきた事を仲間達にぶっつけた。そして語り合った。苦しさ、空しさを。その時参加者の一人、山本真智子さんは、「こんなにまで、私達を苦しめて楽しいのだろうか、皆、同じ赤い血が流れているというのに。森永の社長を殺しても殺し切れない。大人の考えの汚さ、苦しくはないのか、恥じる気持ちはないのか、教えて欲しい、私達に。」と、訴えた。仲間達は語らいの中で共に歩んでいく仲間の尊さを知り、私達の将来の為に、重症の仲間や、協力してくれる人達の為にもどんな障害があろうとも負けるわ

けにはいかない。共に手をつないで歩いていこうと、固く誓い合ったのである。

そして、森永と闘っていく為に、現在の会原則の中心柱となっている三原則㈠、主体性、㈡助け合い、㈢文化性、に沿った会作りを行なうことを合いことばにし、一月九日、結成大会を行なうことを決定した。また、大野社長に対し、被害者の生の声を聞けと本部交渉再開予備会談に出席を求めた。

十一月十四日、岡山の仲間四名（藤原芳雄、岡崎ゆり子、黒川清江等）が代表で交渉に臨んだ。しかし、大野社長は出席しなかった。やむなく、森永古田渉外本部長らに対し仲間達は訴えた。「幼い時から、走ることができなかった苦しみ、今走ろうと思っても身体の自由がきかない。でも、できることなら、力一杯、走って走り抜きたい。自らの足で走る喜びを知りたい年頃なのに。健康な体が欲しい、いや返して欲しい。元通りに、十七年間の苦しみを絶対にわかってもらわなくてはならない。」と。

岡山県本部は、その後、四回の結成準備会を開き、翌七二年一月九日、岡山市福祉文化会館で結成大会を開いた。すばらしい晴天に恵まれた当日は、岡山県下のみならず、広く全国十数都府県の仲間達合わせて七十数名が参集した。さらに、全国の支援者や、守る会関係者を含めると、百人を越える参加者が集まったのである。全国の仲間の多くは、友人からのカンパ、学校をあげての応援カンパ等で旅費を工面しての参加であった。大会は各地からの参加代表の力強い応援のあいさつと、各地での会作りの情況報告が行なわれ、岡山の仲間からはこれからの岡山県本部の強化に向けての力強い発言が、続々と述べられていった。こうして、仲間達の真剣な討議の結果、三原則、規約等が全員一致で承認され、三原則に基づいての会作りを高く掲げ、一切の社会差別の解消と福祉の増大、豊かな人間性と文化性の向上発展をめざし、社会悪ときびしく対決し、健康で平和な生活を建設していく為、団結を固めて頑張ることを高らかに宣言したのである。又、同月全国の代表者による、第一回全国本部結成準備会も開かれ、八月二十日に全国本部結成大会を行なう事、全国本部規約の承認等を行なった。

四、各地府県本部の結成

奈良県においても、一月十五日守る会の協力によって、準備会が作られ、城本君、雑賀さん等を中心に、一月三十日結成大会が開催された。そして、森永への抗議文の提出。二、同世代の人々への呼びかけ。三、各府県の被害者との手紙・情報の交換、四、未登録者への援護、等を決めたのである。又兵庫県でも後藤さんらを中心として、結成準備会がつくられていたのである。このようにして会結成の呼びかけからわずか四か月にして、各地の仲間達は、続々と立ち上がり始めたのであった。

三月に入ると、十二日に全国本部事務局打合会が岡山で行なわれた。四月二日の全国本部結成準備会の案内状が発送された。奈良県本部は、九月には、城本君宅で本部集会を行なうと共に、十九日、県本部の第一回集会を奈良公園で行ない親睦を深める為のレクリェーションを楽しんだ。又、二十二日、二十七日、二十八日と支部訪問を続けた。このように、このころの奈良県本部の活躍は目ざましかった。

一方、岡山県倉敷市の石原君、平松君（弟）、湯浅君ら仲間達は、下津井病院の協力を得て、三月二十四日、倉敷支部を結成した。この結成大会には、約二十名の参加が得られ、下津井荘で一泊して行なわれた。守る会の闘いの歴史を聞いたり、一人一人が自分の症状について、打ちあけるなかで、自分達の健康を守る為に、子供会を作りお互いに力を合わせてやっていく事を決めたのである。

こうして、全国の仲間は、各地の活動を踏まえて、四月二日、第二回準備会の為に岡山に結集した。東京、京都、奈良、大阪、岡山、広島、香川の仲間達が集まり、倉敷や、奈良のすばらしい活動報告のあと討議に入り、㈠、三原則に基づいて、会作りをすること、㈡、次回準備会までに本部役員の人選を考えること、㈢、結成大会を八月二十日とすること、㈣、事務局を当面、岡山が行ない、結成後は、東京とすること、等が決まった。

こうした組織面での活動が活発になるにつれ、徐々に、森永との闘いにも各地の仲間は参加していった。四月二日、岡山の準備会に参加した奈良の仲間は、同日行なわれた全国委員会終了後、出席した未登録の仲間に対する対策を実施せよと徹夜の交渉で森永を追いつめていった。九日には、桜井市で狭山差別裁判決起集会に参加し、支援を求め、一万三千円ものカンパを集めた。同日、京都においては、第十三回本部交渉が開かれ、京都の大村君や、大阪の若井君、東京の石川が参加した。この日、森永は、すでに明白な因果関係について、否定すると共に、京都検診結果の黙殺を図ってきた。七一年末の森永恒久措置（抹殺）案以上、何もやらないことを明らかにした。未登録問題でも、認めることができないと回答し、都合が悪くなると黙否という態度に出、誠意の一片すら示さなかったのである。こういった森永の態度を目前に見た仲間達は、一刻も早く、京都、大阪、東京本部を作り、会運動を広げていくことを確認し合ったのである。

徳島県本部では、四月四日、第四回被害者の会を開き、入院中の仲間の訪問活動を進めていくことなどを決めた。六日には早速、役員が、重病の仲間を徳島大に見舞った。

四月三十日には、高橋祐子さんらを中心に香川県本部が結成された。

このころの東京は、森永事件を知る人がほとんどいない砂漠のようなものであった。その中において、仲間達は敢然と立ち上がっていった。四月二十一日、東京大学の公開自主講座医学原論に、石川、藤原両名が参加し、森永との闘いに理解と支援を訴えた。二十五日には、石川が、守る会の代理もかねて、日本小児科学会に出席し、仲間の現状を訴えた。

「……昨年死亡した小西君は、十七年間、口もきけず、立ち上がることもできず、動くこともままならない一生でした。内臓は半分以下脳細胞は破壊されていたそうです。体は骨と皮のみになって死んでいきました。……この中の小児科医の中にも、三十一年の検診を支持した御用医者がいます。我々が反対している岡山宮制検診の親玉がいます。何が原病ですか、二重の苦しみに追い込むのが医者の役目なのですか……。我々は人間として生きたい。森永側に立った検診や医療ではなく、我々の側に立った医療を受けたい。……我々は金を要求に来たんじやない。我々の体を返して下さい。十七年間放っておいた責任をとって下さい。森永の味方をしないで下さい。」と、これに対し、反動医師、矢吹、大和らの反撃があったが、多くの良心的医師はさらに私達への共感を強めたのである。

翌二十六日には、再び、東大医学原論に出席、森永に味方する医師の犯罪性を国立小児病院医長の日比先生と共に訴えたのである。

こうして、首都における森永追及の闘いは多くの支援の人の協力と仲間達の勇気ある行動により、拡大されていった。未登録の仲間や、守る会未入会の人々を、マスコミや病院関係者のロコミを頼りに一軒一軒手弁当で、日比、山田、黒部、別所等諸先生方の協力のもとに日曜ごとに訪問を続けた。その結果、五月二十五日、東大五月祭での守る会岡崎氏の講演を機会に、約十数名の親の方々が参集され、夏休み中の精密検診、守る会東京本部の結成、被害者の会東京本部の結成等を決めた。実に十七年目にして初めて首都での組織的な森永との闘いの基盤が作られたのである。この時の東京の協力

医療陣の方々の献身的協力は実に涙ぐましいものであった。

こうした闘いの最中に、六月十日、東大阪の高橋直子さんが、中学校の頃のように元気で走り回ることを夢見ながら、後遺症との苦しい闘いの中でついに亡くなった。急拠、準備会より石川が代表として高橋さん宅を訪れ、霊前で森永との闘いを彼女の分まで続けていくことを誓ったのである。

五、京都府本部の結成と問題点

六月十八日、京都市東寺で、屈辱から怒りへ、怒りから闘いへを旗印に、京都府本部が結成された。出席者は、約三十名で、うち被害者は十名程であった。大村君より、京都結成の意義が、基調報告の形で「屈辱から怒りへ、怒りから反撃へという戦闘宣言とし、森永打倒の総反撃を開始する。このことによって、人間性を奪い返す闘いとしてである。すべての公害闘争の索引車としての森永打倒闘争を！」と述べられた。出席者の中で、この方針に対する批判を持つ者は少なくなく、その一人は、「森永の今までの無責任な態度を考えれば、激しい憤りがわいてくるのも、人間にとって当然の感情です。ただ、私達は、その憤りがどんなに正しい義憤であっても、それに身をまかせきってはならない、そう考えます。闘争を絶対の至上のものとした為に、総反撃とか復しゅうとか、反公害闘争の索引車となるとかいった威勢の良いことばに酔い、公害によらない他の心身障害者という存在がすっかり抜けおちているのではないか、……闘争は絶対の正義でもなければ、絶対の善でもない。闘争を至上のものとするとき、人は『天に代りて不義を討つ』のおのれに酔い、いつしか優越感を身につけてしまい、参加しない人を見下したり、敵視したりするごうまんさに堕ちてしまうのではないか。」と語っている。

森永打倒を目標としてかかげる誤りがどこにあるのかを、この主婦は見事に指摘していた。しかし、会の中では、京都の方針の誤りについて、十分認識できていなかった。その為、石川より、手紙で大村君が事務局を引き受けるに当って一部の党派のセクト的引き回しをしないようにとの要請を行ったのみであった。

六、大阪本部結成

七月九日、大阪の若井・丹田、小池さんたちを中心に、大阪市立労働会館において、大阪本部が結成された。他府県からの応援参加や、守る会、支援団体、一般・報道陣と総会参加者五十名余の熱気の中で、盛大に行なわれたのである。

仲間達は、小西君や高橋さんら、仲間達の犠牲の上に、この結成大会が開かれたことを思いうかべつつ、多くの仲間の参加を喜んだ。

結成に当っての目的は「同じ苦しみを背負わされた者同志が共に生きようという所にあり、内部では、人間として仲間としてのつながりに、重点を置くこととし、すべての力を、怒りを結集して、森永と、それを支えてきた者達の責任を追及していく。」ということに置いた。活動としては、㈠、不買運動の徹底化、㈡、月一回の定例会、仲間訪問、機関紙の発行、（会内部として）を進めていくことにした。

大阪の仲間達は、当日、続々と発言した。「今までヒ素ミルク中毒のことを考えずに、軽症であることに甘えてきた。でも今からは違う。」「今度は、私が倒れるかもしれないという不安がいつもつきまとう。」「外でも、家でも怠けていると言われる。」仲間の発言は心底からの叫びであった。怒りで、声をつまらせ、涙でうつむいてしまった仲間達であった。こうして大阪本部は結成され、以後、近

畿の要としての役割を果すことになったのである。

六、不買運動の拡大と写真集

六月二十七日から七月二日まで、東京のニコン・サロンで滝川恵清氏の写真展が開かれていた。この写真展と写真集は、今まで、森永事件をまったく知らなかった二十万人都民に一大衝激を与えた。そして、多くの人々が、食品公害反対、森永追及、の先頭に立って不買運動を展開してくれたのであった。

しかし、その反面、写真に写された仲間達の現状はあまりに悲惨であった。会内部においても、この写真集をめぐって、森永を追及する武器として販売していこうという考え方と、写っている仲間達の肖像権を守れ、障害者に対する差別を拡大する危険がある、とする考え方とが対立し、決着はなかなかつかなかった。仲間達の現実は、写真に写されたものより、もっと過酷な状況であった。その現実をなんとかしなければならない。その為にも、森永をもっと追及するしかない。そう考えて断腸の思いで、私達は販売していった。そして森永追及の声は、首都圏全域に広がっていったのである。

(後程、写真集は扱い方によっては差別を拡大する恐れもあることを充分相手に納得してもらって、共に闘う支援者となってもらうという方針で販売することにした)

七、全国本部結成

「全国に散在する仲間達よ、今夏、守る会第四回全国総会と同じ場所、同じ時間に、結成大会を開き、森永、厚生省、御用医者への反撃と、あくなき、私達の人間性追求への闘いに踏み出すことを、高らかに宣言し、これからの人生を、私達自身の手によって生き抜いていこうではありませんか。」

七月二十日、準備会本部より、全国の被害者に向けて、結成大会への結集を呼びかける激が出された。(ひかり三十六号)

二十二日には、準備会役員会が岡山の安東君宅で開かれ、全国本部方針、人事について打ち合わせ会が開かれた。方針人事について大村案と、石川案の二つが提示された。両案とも全員の分が印刷されておらず、この夜は、大村案を読みあげるにとどめ、翌日、大村君が責任をもって全員の分をコピーして各地の代表者にくばることになった。人事については、委員長・石川、事務局長・大村とすることに異議はなかった。(もちろん、セクト色を出さないという前提のもとにである)。対立したのは副委員長に藤原君を入れるかどうかであった。大村君は、絶対入れろという主張であり、私は、(一)、内部の信任が得られないこと、(二)、対外的にも、現在の情況では、批判を受けかねないことの二点から反対した。深夜二時近くまで討論したが、結着がつかず、翌日に回すことになった。

二十三日、全国十七都府県より三十名近い仲間が、全国組織結成準備の為にかけつけてくれた。会議は、まず、基本方針の討議から開始された。開会直前、大村君より基本方針案がくばられた。

その方針案は、(一)、公害被害者の連帯で、恒久補償、公害撲滅を実現しよう。(二)、一切の分断・抹殺政策粉砕・殺人企業森永打倒・公害企業解体!(三)、森永ヒ素ミルク中毒被害者の会に結集して、勝利の日まで闘おう!の三点として、(一)(二)(三)をスローガンとし、(一)(二)の闘いを貫ぬくことを通して、社会総体の変革をすることであるとしたものであった。

この方針に対し広島の尾道の仲間からは、保留の意見が出た。小川君からは「森永をつぶすことを目的にしたら、森永の労働者はこまるのではないか。」という意見が出された。

他のメンバーからは、「わからない」とかいう意見が多かった。

ところが何か変だぞと思いつつはっきりとどこがおかしいという意見を言えるメンバーはいなかった。一方、大村君、藤原君は強硬であり、強引に承認までもっていったのであった。人事についても、結局、副委員長を若井君、藤原君にやってもらうことになった。規約は、岡山県本部結成のとき決定されたものを一応、白紙に戻して作りなおすことにした。八月十八日・十九日、合宿をやり、方針等について深く討議することになった。

又、藤原君より、当日出席の守る会の森江氏に対し写真集に関する激しい追及が行なわれ、後々守る会との間で問題となった。

こうして、準備会段階から会は大きく揺れ動いた。準備会終了後私は安東君宅に帰り二人で考えあぐねていた。このままでは「中核派の会、森永打倒の会になりはしないか?」といういいしれぬ不安に二人共黙するほかなかった。多くの仲間達はこのことをまったく知らない状態であり、役員間の対立を外に出すのは良くないとの配慮から言うわけにはいかなかった。

夜、岡崎さんより「若井君らと二人で、今日の決定事項についておかしい、おかしい、と話し合っていたところだ。」という、電話があった。続いて守る会の岡崎哲夫氏より谷川氏、能瀬氏、尾瀬氏らが来ているので、来るようにとの話しがあった。やむなく、私はこれまでの経過と、人事の件について前日から対立があり、中核派の引き回しの可能性もあること、等をつぶさに報告した。

守る会の方からは、今日の決定事項は、諒承できないこと、告発の大橋氏とも電話で話し、抗議したことを話された。

告発の人達からは「被害者の自主性を尊重するのが告発の立場であり、一つの政治思想に引きずり込むのは誤りである。」ということが述べられた。

私達の仲間の多くは、高校生であり、生徒会活動さえやったことのない者が多かった。自分で、おかしいと思っていても反論一つできない仲間が多かったのである。一応、その日、結論として、二十三日の決定を徹回する方向で、内部で話し合い、当初の理念に立ち戻ること、基本方針はみんなの支持の得られるものを作り直そうということになったのである。

七月二十九日、守る会岡崎事務局長や、岡山の仲間達、告発の方々、東京の山田・黒部氏が集まり、その席上、私は、岡山県本部の決めた三原則を中心に、「私達の体を返せ」を合い言葉とし、具体的には、㈠、森永・国の責任を追及して恒久保障を実現すること。㈡、公害や差別をなくすこと。㈢、人間性を追求して生き抜く、の三点を柱とする新しい会の方針案を提示し、出席者の諒承を得た。

翌日、私は、全日通岡山県支部で、印刷し、それをもって全国行脚に出かけた。

なぜなら、守る会の人達や、支援の人達の支持は得られても、肝心の仲間達の了解を得てなかったからである。ところが、その日の朝、読売新聞に、被害者の会を過激派学生がリードという見出しで、会の現状が報道されてしまった。しかし、記事が出たからといって出発を取りやめるわけにはいかなかった。すでに、各地の代表とも連絡もすませており現状もすべて説明しなければならなかった。

重い足取りで私はまず一人で大阪に出向いた。そして、大阪兵庫の仲間を梅田の近くの喫茶店で、これまでの経過を説明し、会の方針をどうすべきかを聞いた。その結果、私の案に賛成してくれた。奈良の仲間達は、役員会を開いてくれ、私の案に賛成してくれた。最後に、私は、大村君とも、大阪の梅田で会った。六時から十時まで、互いの方針案の是非について激しい討論を闘かわした。結局双方、妥協の余地なく、私達は別れた。

根本の思想のレールが異なっていることは明らかではあったが、私達は真剣に論じあった末、最後の判断は、全国の仲間達が下すこ

とになると判断し討論を打ち切った。

広島には、安東君と二人で行った。広島も一応賛成してくれたが協議会形式を主張するなど、一部納得できない部分もあった。こうして全国を回った結果、各地の意見はほとんどが二十三日の決定には反対であった。もちろん岡山の仲間も同様であった。しかし一つの問題があった。全国本部の事務局長を誰がするかということである。このころ、私達の会は、すでに六府県にできていた。しかし、いずれも財政状態は悪く、役員の交通費すら出せなかった。活動費はすべてアルバイトか、カンパから出していた。自らの身体も弱いのに全国を飛び回るような役をいったい誰が引き受けてくれるであろうか？　しかし捜さねばならなかった。

八月五日、私は倉敷支部の仲間が開いた玉野青少年センターでの合宿に参加した。方針の説明と事務局を引き受けてくれる人を探す為であった。初対面ながらも、卓球をやり、お風呂で泳いだり、水のかけっこをしたりしているうちに、まるで旧知の友のように友情は深まった。夜は、方針案について討論し、私の案に全面的に賛成してくれた。又、全国本部の事務局を引き受けてもらいたい由お願いしたところ快諾してくれた。

翌六日、岡山県本部第二回集会には倉敷の仲間も参加、守る会支援者を含め約二十名で二十三日の決定を討議した結果、㈠、会の現状を無視した過激的な方針であり、審議経過も民主的ではない。身近な、現実的な、みんなにわかりやすく、共感を得られる基本方針を作るべきだ。㈡、岡山県本部として二十三日の決定を全面的に撤回して岡山県本部案の基本方針及び人事案を提出する。と決まったのである。

八月十三日、守る会岡崎氏宅を借りて、東京、広島、大阪、岡山の仲間が集まって、第三回準備会を開催した。京都の大村、岡山の藤原両君共遅れて午後二時頃来た。その為、ほとんどもめることもなく全員一致で、㈠、二十三日の基本方針及び、人事の全面撤回をする。㈡、基本方針は、東京本部（準備会）と岡山県本部の両案を元にしてつくる。㈢、人事は、委員長石川、副委員長、山本、若井、事務局長石原、渉外本部長安東、会計平松、監査、後藤、高橋、㈣規約は、岡山県本部案を元に考えることに決定した。

こうして、会内部の分裂状態はさけられ一段落したかのように見えた。しかし、会は更に劇的な展開をみせるのである。

八月十六日、夕方ＴＶニュースで「森永が全面的に責任を認め守る会の示すところに従う」という常務会決定が報道された。岡山へ事実確認をしたところ不確実なニュースということがわかり、とにかく日程を繰り上げて岡山へ行くことにした。同じ日に、大牟田で、河野君が亡くなっており、もし、常務会決定が本当であったにしても「何故、もっと早く。」という悔しさは消えなかった。

岡山の仲間達は十七日から連日、総会の準備に当った。特に十七日は、森永古田渉外部長と守る会の会談が行なわれている隣室で、森永の不誠実さを目の当りに見ながら、パンフレットの作製に当った。十九日には岡大で製本を行ない、夜は徹夜で、大会声明文を作りあげた。

八、全国本部結成

こうして八月二十日、まちにまった結成大会の日がやってきた。空は青く晴れわたり真夏の太陽がサンサンと照りつけていた。

東は東京から、西は九州まで、全国各地から、仲間達が八十数名、支援・報道等含めると百数十名が参加した。結成大会は、亡くなった仲間達へ黙悼から始まり、各来賓からの祝辞、支援団体からのアピールを受けた。午後に入ってからは、各地の被害者の発言へと移った。岡山からは、山本さんが代表で発言した。

「一人じゃない、みんながいるんです。くじけないで下さい。私は中学二年のとき授業中に突然顔に湿しんができ学友から汚い、うつると言われた。とても悲しくつらかった。」当時のことを思い出しときどき声をつまらせながら訴えた。そして、結びに亡くなった友に自作の詩を朗読した。

亡き友に捧げる歌

あなたたちの死は決してむだにはしません
みて下さい　ここにいる仲間を
きいて下さい　私達の声を
みまもって下さい　私達の闘いを
あなたたちは生きているのです　心の中で
一緒に闘っているのですよ　私達の心の中で
そう心の中で

兵庫からは、加村君から「学校では仲間同志、悩みや苦しみを相談する公けの場もない。内緒話しかできない。検診も被害者無視で進められている」等が訴えられた。その後も、大阪、香川、広島、京都、東京、奈良から、結成大会に到るまでの経過と、十六日の森永声明に対する不信、そして、会を強くして、森永を追及していこうという力強い決意表明が行なわれていったのである。

その後、方針案、規約について審議に入った。基本方針は、三原則（主体性、助け合い、文化性）を基本とし、㈠、被害者の生命と健康を守り幸福で人間らしく生きることのできる基本的な権利を擁護し、これを獲得する。㈡、親睦を促進し、協力と助け合いを深める。㈢、人格と能力を十分に発揮できる状況を取りもどし、その全面的向上に努める。従って文化活動を大いに進めて誰でも楽しく参加できる会にする。㈣、企業、行政、医療、それぞれの責任を追及する。このことによりそれらの責任と、すべての差別と、公害との本質的関連を明らかにし、その絶滅の為に闘う。の諸点を目標としたものであった。

具体的には、現状の把握、不買運動の拡大、他の公害被害との連帯、組織強化、森永との交渉への参加、協力医療陣との協力による後遺症の究明と治療等であった。又、八つの注意することがら（仲間同志で乱暴なことばは使わない、等）を決定した。これは、会を単なる闘争団体としない為であった。

こういった方針案に対して、京都の大村君からは、「全体的な闘争方針がない」という意見が出た。又、全国単一組織にすることについて、広島からは「全国協議会形式にすべきだ」との強硬な意見が出た。討議の結果、今後の会の全体的な方針は、前記の方針案に明確にされており具体的なことについては、みんなで考え合っていけば良い。全国単一形式にするか否かについては、本部規約に位置付けることとし、後日の全国委員会で決定することになったのである。こうして、運動方針、人事案は、準備会で決めた通り可決された。

最後に結成宣言が読みあげられ、森永や国から奪われた権利を取りもどし、幸福に生きることのできる社会の建設をめざしての闘いを開始したのであった。

宣言文

全国の仲間達へ

私達は生まれてまもなく、森永・国（厚生省・御用医者）によって「被害者」と言う十字架を負わされ、さまざまな肉体的・精神的苦痛と差別を受けてきた。

この十七年間は地獄の苦しみであり、屈辱の歴史であった。人間を人間と見ない森永によって不当にも傷つけられ、奪われてきた私達は叫び続けてきた。「私達の体を返せ！」と。それに対して、彼

らは何をしてきたか？　彼らは何人の仲間を死へと追いやったか？　真に人間らしく生き抜こうとした私達を常にはばんできたのは彼らだった。

しかし、多くの犠牲者を出した長い試練の年月は終った。暗い過去に終止符を打ち、今日、私達は「森永ミルク中毒被害者の会」を結成した。私達の会は、三つの原則、すなわち、㈠、主体的に行動しよう。㈡、文化活動により、楽しく参加できるようにしよう。㈢、仲間相互で助け合いながら生き抜こう。というこの原則によって、差別の本質と社会との関連を明らかにするなかでの一切の差別と公害の解消、福祉・人間性・文化性の発展向上を目指そう。

健康を取りもどし、自己の能力を伸ばし、その為の組織的な努力をするとともに、苦しむ仲間と手を取りあってゆこう。

今は苦しくとも、未来へと続く道、今は悲しくつらくとも、勝利へと続く道。

立ちあがろう！　私達の運命に光を、同時にすべての人々にも光を求めて、

最後に、親達の「森永ミルク中毒のこどもを守る会」、各々の支援団体をはじめ多数の市民のあたたかいご協力に感謝するとともにこれからも一層のご支援を、お願い致します。

右の通り、宣言します。

一九七二年八月二十日

森永ミルク中毒被害者の会
全国組織結成大会

九、結成大会から、第二回総会まで

守る会と森永の第十四回本部交渉は、全国民の注視の元に、岡山で、九月二十四日開催された。十七年目で初めて大野勇社長も出席した。恒久対策案の前提である因果関係、企業責任、未登録問題で認めるか否かの確認をすべく守る会は、交渉にのぞんだのである。私達も広島、岡山、東京の仲間達が参加した。交渉に先立ち守る会代表が森永を追及する訴えを述べた後、会を代表して、岡崎ゆり子さんが、山本真智子さんの訴えを朗読した。

「将来のことを考えるとあせりと不安でたまらない。自分の道をさがそうと思っても、自分の足であるこうと思っても、ないんです。私の道が、歩いても、歩いても！　私の話しを聞いて下さい。かあさん苦労ばかりかけてごめんなさい。私以上に苦しかったにちがいない。かあさん。かあさん長生きして下さい。十七年間の死者、十七年間の苦しみ、あなた方が、どんなに力をつくしたいといってももどってきません。あなた方を、私達は決して許すことができません。」

山本さんの心底からの十七年間の苦しみと母を想う気持ち、さらには、親に心配をかけまいとするけなげな心にうたれ、会場は水を打ったように静まり返った。そして、高いおえつさえ流れた。しばしの沈黙を破って、「社長どんな気持ちなのだ。」と、多くの仲間や支援者からの怒りは噴き出した。こうして、第十四回本部交渉の幕は切って落された。交渉は延々七時間も続き、ようやく、午後八時に終了したものの、得たものは、八月十六日決定がやはり世論工作の声明でしかなく、法的責任は一切認めないという森永の、不遜な態度が明らかになったことだけであった。

私達の涙ながらの訴えも、冷酷非情な彼らには通じなかったのである。終了後、交渉会場を後に暗い夜道を、私達は共に歩きつつ、私達の正義の闘いの前に、夜明けは近いことを信じ、別れたのである。十月八日、東京本部が結成された。芝浦会館で、約三十名の参加（内、被害者十名）全国本部結成以後としては、最初の支部となった。この日、三原則を中心とし、私達の体を取り戻そうという要

求に基づいた会作りを行なうことにした。

この日、東京本部の仲間は、大野勇社長に対し、結成大会に必ず出席し、被害者に謝罪するよう要求していた。

しかし、定刻すぎても、大野勇社長は現われなかった。（招請状が森永が休みの為郵便局へもどっていた）

その為、私達は、本社へ面会を求めに行った。しかし、大野社長は現われず、深夜四時まで菊地次長らを相手に、未登録問題等で厳しい糾弾が行なわれた。森永側は、これらに誠意をみせなかった。重なる疲労の為安東君はこの闘いの中で倒れ救急車で病院に運ばれたのであった。

十月二十九日、第一回常任委員会が岡山で開かれた。そして、会の正式名称を、森永ヒ素ミルク中毒「被害者」の会とした。同日、玉木のり子さん（19歳、島根）、が亡くなった。ちょうど、森永との現地交渉の最中のことであった。長い間の苦しみも、森永の不誠意な態度で、何もうることなく、いやされることなく亡くなったのである。私達は更に、憤りを強く感じた。

森永は、企業責任を認め、守る会の恒久対策案に従うのか、それとも、十八年前と同じように表面上の対策でごまかして、再び、私達を抹殺する立場に立つのか、もし後者であるなら、森永の日本における存在はないはずである。私達は、恒久対策案の実現の為にはあらゆる努力を傾けるつもりであった。

そこで会は刑事裁判の闘いにも参加を始めた。十一月七日、徳島において、刑事裁判で、仲間の証言が行なわれた。私達は、徳島県本部と共に組織的にとりくみ、傍聴団を送り出すと共にデモにも参加、森永の不当な態度を訴え、不買運動の拡大を県民に訴えた。

このころ高知の一人の仲間が、被害者ということで、学校から退学させられるという事件が起きた。被害者の心身の障害に対する偏見と差別に基づくものであった為、藤原君と私が、高知に行き、本人と話し合った。そして、県教委との交渉や、学校との交渉等の問題を会として取り組もうとしたが、残念ながら充分に対策は取り得なかった。

第十四回本部交渉が決裂の後、第十五回の本部交渉が十二月三日開かれた。私達もこれに参加し、再度・恒久対策案を認めさせる為大野社長を待ちかまえていた。しかし、大野社長、大村専務両名共出席せず、東・古田らが出席、小人数での交渉を主張し、進展しなかった。ついに、守る会は、不買決議と民事訴訟を提起することを決定した。この日の森永の態度がいかなるものであるかを……一人の仲間はこう述べている。「東常務の最後の態度、あの自信に満ちた態度、会場を早い足取りで出ていく彼の姿には、底知れないような大資本の力を感じさせるものがあったように思いました。」と。本部交渉はただちに第二回全国集会に切り変えられ、私達は守る会と共に、森永を不買と民事訴訟の力で追及し、必ず恒久対策案を認めさせることを表明したのである。

十七日、東京本部が慶応大の寮で二十四日には岡山県本部クリスマスパーティが喫茶「広場」で開かれ、倉敷や津山の仲間と共々、歌しりとり、プレゼントゲーム等で、楽しい一時を過ごし、親睦を深めた。

不買・民事訴訟支援の闘いと、文化活動等も一部の支部で取りくまれ始めた。これらをさらに組織的に行なっていく為に、二十五日第一回全国委員会が岡山で開かれ、全国から十四名が参加した。不買運動を全国に広めていく事、株主総会への参加を検討する事、規約（全国単一組織とする）の承認等が行なわれ、七三年の新たなる闘いえの組織の基礎が整備された。しかし、全国本部の組織状況は、事務局長石原が、一か月の入院、十一月からは、山本さんも入院、十二月には、若井君の入院、安東君は東京本部の委員長兼任の為、本部の仕事はできず、結局、石川委員長、平松会計とが、何か

ら何までやらねばならない状態であった。各地支部も急激に、活動が衰弱していった。その中で東京、岡山が何とか支援者の協力でクリスマス会ができていた。しかし、森永・国という巨大な敵を前にして逃げ出すわけにはいかなかった。私達は弱少ながら敢然と闘い続けたのであった。

七三年一月二十二日、二十三日、続けて悲報が、会に入った。岡山の行本行三君、広島の宮本清秀君が亡くなったのである。宮本君は「森永が憎い憎い」とうわごとを言い続けながら、尊い生命を奪われていった。年初頭からの犠牲者に、私達の多くは、自らの生命に危険を感じると共に、仲間達を失った憤りを、森永追及の闘いへそそぎ込んでいった。

二月十八日、広島では、宮本君の追悼集会及び、森永糾弾の集会、デモを行い、広島の仲間達はこの先頭に立った。

続いて、三月二日には、兵庫の杉山たか子さんが亡くなった。彼女は未登録で、満足な治療も受けることなく死んでいったのである。

ところが森永は、仲間達の生命を続々と奪っておきながら、責任を認めるどころか、「事件解決に誠意をもって取り組んでいる弊社になぜ不買（売）運動が行なわれるのでしょうか?」という題のパンフレットを出すなど、悪質な攻撃をかけてきたのである。守る会及び森永労組の抗議で題名は変更したが、このパンフレットこそ、彼らの本性をあますところなく現わしていた。

十、徳島刑事裁判での闘い

前年より取り組みを開始した徳島地裁での闘いに、三月より組織的に取り組み始めた。三月十三日、徳島地裁において、十八年目にして初めて、被告、大岡、小山に対する論告求刑がなされた。会からも岡山、兵庫、東京の仲間五名、徳島の仲間三名が、裁判を傍聴した。検察側は、被告、小山元製造課長、大岡元工場長両名に、最高刑禁固三年を求刑した。

私達は、この裁判を企業責任、法的因果関係を認めさせる第一歩であると位置付け一定の限界があるとはいえ、全力をあげて「森永有罪判決」実現という方針で取り組んだ。

この日、森永乳業側は、古田渉外本部長が出席して「最終弁論の段階での会社側の意見は差し控えたい、……今後、被災者の方の救済に努力したいと考えている。」と声明した。私達は続々と仲間達が犠牲となっているのに誠意を示さない森永に対し、裁判所前で、説明を求めた。それは民衆の法廷であった。行本君、杉山さんらの遺影をかかげ仲間はつめよった。「あやまれ!　この写真の前であやまれ!　仲間を殺したのは誰なんだ答えろ!　たか子さんは何年苦しんだんだよ。最後の一週間、杉山さんは何も飲めなかったんだぞ、一滴の水も飲めなかったんだぞ!」古田は答えた『もうし訳ありません』「申し訳ないで済むものか」「青春を返して下さいよ、私の」「私の人生を償ってよ!」「あんたたちは、人間の道をはずれとることをしとるのがわかっとるんか、人の親じゃろう。」「あなたに人を愛する心はあるんですか、ゆうべも話し合ったんです。私達の十八年間の苦しみを語るには、十八年かかるんです。からだを返して、青春を返して、あなたは、人間じゃない!　私、死にたくないんです。もう苦しみたくないんです。」

何度も、何度も、腹の底から怒りがこみあげてくる。しかし、古田渉外本部長から誠意ある答えを得ることはできなかった。三時に裁判が終り、私達は、市中のデモで、森永の不当性を県民にアピールしたのである。

十一、合宿交流会

全国本部では、徳島での森永との闘いに先頭を切って闘うと共に方針に基づいて、全国規模での学習会を行なった。三月二十五日から二十七日、全国本部主催では初めて、岡山県倉敷市下津井の下津井荘で、東京、兵庫、岡山、広島の仲間達や、支援の人達二十名で第一回全国委員会合宿を開いた。この合宿の費用は、ひかり協会もなかった頃のことであり、カンパ運動しかなく、カンパ袋を各役員がもって、約十万円の費用で集めたのである。当時、まだ、会の会合への交通費は自分持ちであり、遠方からの仲間は非常に苦労した。

この合宿の目的は、㈠、歴史の学習、㈡、親睦、㈢三原則の確認に置かれた。それまで、心を打ちとけて話す場や、仲間がいなかった。夜のゲームや、歌に、苦しかったことを忘れ、何年ぶりかに仲間の顔に笑顔が浮んだのであった。昼は闘いの歴史を中心に、森永・国の責任、私達の闘いが三原則に基づくことを学びあった。

十二、総決起大会でアピール

四月八日、守る会、弁護団主催による、被害者完全救済、民事訴訟勝利、森永不買推進、の全国総決起大会が、大阪において行なわれた。

会からも石川委員長が「恒久対策案の実施を見ることなく死んでいった仲間や今尚、病床にふせる仲間の為に、恒久保障実現を目指して、不買、民事訴訟を押し進めて行こう」という強いアピールを行なった。会としても、原告団の代表として、矢野謙一郎君を選んだ。又大阪府本部の仲間は四名、活動の停滞状況を克服する為、決起集会の後話し合い、再建をめざして努力する事になった。

こういった闘いが組織されていく一方で、広島では、明治乳業による被害者差別事件（病弱を理由に無理やり退職させた。）が引き起こされた。会では本部から二名代表を派遣して、守る会と協力して対策に当り、四月九日、解雇撤回の交渉を明治乳業と行なった。強い抗議の結果十二日には、会社に、解雇を撤回させ、本人が差別する会社にはいたくないという気持ちになったので、その後正式に退職を届けて一応解決した。しかし、組織の力が足りず、彼を事件が起きた直後に、支え励ますことができなかったことは、大きな問題として残り、組織力の強化が一日も早く達成されねばならない課題となった。

五月十五日、徳島刑事裁判最終弁論が行なわれた。三月同様、会は全国的取りくみを行ない、東京、大阪、兵庫、岡山、広島、徳島、の仲間達が徳島に参集し、森永の弁明を聞き入った。しかし、森永は、責任を認めるどころかすべての責任を協和産業に転嫁し、むしろ森永の方が被害者であるかのような態度を示した。さらには、因果関係においても全面的に否定してきたのである。裁判終了後、私達は、デモ行進に参加し、県民に森永の犯罪的行為を訴え、不買運動への参加を呼びかけた。そして森永出張所の前で、糾弾集会を行なったのである。参加した仲間達は、十一月二十八日の結審に向けての闘いの強化を、民事訴訟と車の両輪のごとく進めていくことを誓いあったのである。

十三、小児科学会・株主総会への参加

五月二十六日、日本小児科学会は、中毒特別委員会において、後遺症に因果関係があり森永にそのすべての責任があること、六人委に加担した医学界の責任は重いことが、総会に報告され承認された

のである。まさに、森永追及の包囲網は、法学、医学の両面からせばめられていったのである。東京の仲間達は、二十六日の小児科学会に参加し、岡山官製検診のメンバーに無言の圧力を加えると共に、その後、行なわれた、第二回都民集会に参加し、森永包囲の統一戦線をさらに広げ、徹底的に責任を追及することを訴えていった。

二十九日には、四十八期の森永株主総会に対し、告発の諸君らと共に、ビラをまき、良心的株主に対し、経営者の責任追及に立ちあがることを訴えたのである。

こうして、訴訟と不買の両輪は、大きく回転し始めた。五月三十一日の口頭弁論はその一つのピークとなった。当日、仲間達は、東京から、京都から、大阪から、兵庫から、岡山からはせ参じてきた。

会を代表して、又、原告本人を代表して、矢野謙一郎君が、森永・国の責任を追及して、裁判長に、我々の心からの気持ちを訴えた。

矢野君の訴えは、仲間のみならず守る会や多くの支援者の共鳴を受けた。

大阪府本部、奈良、兵庫（準）では、平松君、小池君、小畑君らを中心に、不買運動・民事訴訟の高まりに対し、五月に入って、情宣ビラまきを行ったり、裁判の傍聴、不買の宣伝にとりくんでいった。

全国本部では、森永との闘いは、あくまで恒久保障を実現していく為であり、単に「闘いの為の闘いではない」、その為にも、闘いの最中であっても、仲間の恒久保障を実現していこう。会の三原則の一つである助け合いの精神を実行していこう、という方針をたて矢野君へのカナタイプ購入資金を贈る闘いを進めていった。

この矢野君へのカンパ運動は、私達の闘い全体に大きな影響を与えた。それは、何よりも、森永・国の責任を追及し、恒久保障を勝ちとるんだ。彼らが、どういう態度をとろうとも、石にかじりついてでも、我々の力でも実現していくという覚悟を、仲間全員にもたせることになったのである。

関西での、不買、訴訟、矢野君へのカンパ運動に呼応して、東京の仲間達も、六月八日アメリカ、ネーダーグループの一人ポール・エリック博士に、森永と提携しているクラフトコ社に対し、森永との提携を中止する要請を出してもらうよう、会見の際申し入れた。

又、六月十七日、六月行動総会に不買アピール、二十四日には、食品・薬品企業害と闘う市民集会に参加、不買のアピールを行なった。

全国本部の機関紙も、このころ、創刊された「全国の仲間よ一人で苦しむことなく心をつなぎ合わそう。勇気と希望をもって闘って行こう。私達の行手に光を、仲間を殺し、私達の青春を奪った森永とその手先には怒りの鉄ついを！　みんなの苦しみをわかち合い、心をつなぎあえるように」と、以上のような趣旨で以後発刊されていった。

七月一日、第二回全国委員会が岡山で開かれた。七都府県から約二十名の仲間が集まった。

議題は、第二回総会の準備、情勢の検討、会の目的と方針確認、矢野君へのタイプの件、スローガン等であった。ところが、藤原君よりY君に対し、反日本医学界総会で写真をとったことに対し、激しい追及がなされた。死んだ仲間への我々がとるべき心がまえをきちんとしていないではないかという批判であったと思う。

藤原君の発言で、この日はほとんどつぶれてしまった。彼の主張は、この他に、各地の森永と闘う方針を明らかにする事、守る会への批判などがあった。これらの中には、重要な問題が含まれているものもあった。そこで、次回より具体的に、前記議題について討議することとし、この日は、一つの議題も決定できなかったのであ

る。

ところが、予期しえぬことがおきた。七月二十四日、藤原君が亡くなったのである。

原因は、後遺症による衰弱死であった。私達は、悲報に打ちひしがれながらも、彼の為にも、闘い続けていくことを誓い合ったのである。七月二十九日の第三回全国委員会で、会は写真の件に関しての統一方針を決めた。又、全力をあげて、追悼集会を成功させることと、その準備は全国本部が当ることにした。

八月四日には、わずかの準備期間しかなかったのであるが、追悼集会を岡山で行なった。

全国から支援者を含めて五十名以上の方々が参加し、盛大に、彼の追悼が行なわれた。そのあと、私達は、森永の岡山渉外部に対し抗議デモを行ない、大切な仲間である藤原君を奪っていった森永に対し厳しく抗議したのであった。

藤原君の死は、私達の内部にいろいろな影響を与えたが、いつまでも悲しみの淵で止っているわけにはいかなかった。すでに第二回総会の準備は大幅に遅れており、是非とも、成功させるべく、本部役員は奮闘した。岡山県本部役員も、全力をつくしてくれた。

八月十八日、総会前日、六都府県の仲間達が岡山に集まり、国労会館で宿泊した。この日は、長距離の仲間に、宿泊を保障するということで宿舎を用意したのである。ところが京都・広島より、「未入会者」の発言を認めようという意見が出され、徹夜の討論となった。全国本部としては、会員の為の会だから、未入会者に発言権はない。するなら会員の発言が終った後に、すべきである。と説得したが納得しなかった。やむなく、本部役員は一睡もせず総会の準備に当らねばならなかった。十九日、第二回総会が岡山の福祉文化会館で開催された。民事訴訟を提訴し、不買運動も高揚している時でもあり、全国から百五十名の仲間や支援団体、報道陣が集まった。午前中は経過報告が審議され承認された。しかし午後、運動方針の段階で、再び、京都、広島の未入会被害者より議長の「会員外の人の発言は、会員の発言が終ってから受けつける」という発言に対し「同じ被害者だから、発言権を認めよ。」という主張がなされた。(当日、入会手続きは可能であったが、しなかった。)又、私達の体を返せ！というスローガンは、障害者差別だと言って変更を求めたのである。討論は白熱した。そして、とうとう時間がなくなり運動方針案、人事案とも継続審議となった。前日から徹夜の討論と準備に追われ、その上、すべての苦労が水の泡となった時、本部役員や、準備に当った者達の目には、くやし涙があふれていた。

十四、会の再建

総会終了後、本部役員、準備に当った岡山の仲間達は、仕事がしばらく手につかなかった。しかし我々には感傷にひたっている暇はなかった。八月二十四日には、第二波民事訴訟を岡山地裁において提訴し、岡山の仲間達八名を代表として、法廷での闘いを開始した。九月二日、三日には、藤原君の知己を集め回想集会が岡山県中央労働会館で行なわれた。九月十二日には厚生省の公害基金構想に対し山口政務次官に反対であることを伝えた。

こうした会内部の混乱の中においても矢野君へのカナタイプを贈る運動は盛り上がっていった。そして、ついに十六万円もの浄財が集まり九月三十日大阪の矢野君宅で贈呈式が行なわれた。

会の再建への闘いも、九月から始まった。九月二十三・四日、全国本部主催で総会の反省会を行ない、十月二十一日の第四回全国委員会において、私達はゼロから出発しなおすことにした。それは、役員といえども、一被害者であり、それぞれの苦しみを持ち、又、生活も違っている以上、その苦しみも違っている。それを言い合い、

知り合い、共感し合うところからもう一度、会とは何かということを考え直そうとしたのであった。

十月二十一日第四回全国委員会は、今までになく仲間達が心を打ち明けた。

「今、だんだん後遺症が進んでいくようで不安だ。」

「とても苦しい、仕事がいそがしくて、役員もやれそうにない。」

「大学に行きたい、できれば、将来、花作りをやっていきたい。」

「体がもうガタガタ、今も熱があるけれどはっきり言って疲れた。誰か役員を代って欲しい。山本さんも、病気になった。原因は会にあるのでは、何でも話せる会であろうか？　一人一人の希望が言えただろうか。」

「今の会社と両立させて会のことをやりたい、将来盲学校に勤めたい。」

こうした仲間達の心は、会の現状についても鋭く発言した。

「今の会は、闘う、闘うといったことばかりが中心になっているのではないか、ことばだけで何もやっていない。」

「大切なのは、互いに友人を作ることではないのか、知り合うことではないのか、互いの苦しみや、障害を知らなくて、何が仲間か。」

最後に、矢野君が会についてこうまとめた。

「僕が思う会っていうのは、やっぱり、森永、国によって苦しめられているんだから、彼らと闘う会だと思う。そのことも大切だけれども何でも話せる会、打ちとけられる会であって欲しい。これから何年生きられるかわからないけれど、みんなで助け合いながら、恒久保障が実現でき、一人一人の要求、希望を正しく実現できる会であって欲しい。」

私達にとって、苦しみが多ければ多い程、一日一日生き抜くことが闘いなのである。あまりにむつかしいことばかり言いあってきたけれど、ことばの遊びをやって来たのではないのか、と私達は、矢野君の要約してくれた三点で、それまで、モヤモヤしていたものがふっ切れたようであった。

それまで、あまりに囲りにふり回されていた私達は、目がさめたように、我々の歩む道がみえてきたのであった。総会の審議未了という高い月謝を払ってである。総会についての反省はさらに続いた。

発言権問題については、当然のことながら未入会者の発言を認める必要はないこと、言いたいことがあるなら入会すれば良いことで会を森永打倒の運動に利用するのは誤りである。全国協議会形式を会に当てはめるなら二十年前の被災者同盟と同じ誤ちを犯しかねない。ということになった。

スローガンについて『私達の体を返せ』というのは、五体満足な体が良い、障害者をみじめだ、かわいそうだという意識がある。社会に問題があるのであって、私達の体に問題があるのではない。健全者や、社会が差別している。後遺症は治らない。という批判に対し、「体を返せといっているのは、森永によって砒素を飲ませられ、奪われた体を、ヒ素を飲む前の状態にせよといっている。これは私達の当然の要求ではないか、私達は生きている一人の人間であって、発達するんだ。生き抜こうとしているんだ。立ちあがったのである。後遺症は治るか治らないかわからない。しかし、砒素中毒の後遺症を治す努力、治療するのは当然である。私達の奪われているのは、体の発達だけではない、学ぶ権利、医療を受ける権利、働く権利等が奪われている。恒久保障を実現する中で、それを一つ一つ取りもどしていこう。」「どんなに苦しくとも、どんなに障害が重くとも生きている人間である。『治らなくても良い、治そうとするのは障害者への差別だ』『すべて社会が悪いんだ』という考えは、苦しみ、悩んでいる仲間を見捨てる考えではないだろうか。」スローガンはこのままで正しいはずである。ということになった。

十五、審議未了について

議長団の未熟と会員が議長を助けなかった事も、総会運営にとってマイナスだった。これからは、みんなの悩み事とか、苦しみ、これからのことが話せるような場にしていこうと決めたのである。

以上の反省を行った後、具体的には、七四年一月六日に臨時総会を、十一月二十八日には徳島裁判判決に全力をあげて取り組むことになった。

私達が全力で会組織を立てなおそうとしているころ、守る会は厚生省、森永と三者会談の場において闘いを進めていった。

私達は、不買運動や、民事訴訟の闘いを拡大すると共に、正しい組織活動の再建こそが守る会への最大の支援と考え、そこに全力をそそぐこととした。

十一月十二日、徳島刑事裁判の判決が下される直前、徳島の八木さんが自殺した。被害者であることを知らなかった彼女は、厚生省からの手帳の交付書類を見て、被害者であることを知り、右手のしびれ、視力の低下に悩み、友もなく、自らの生命を断ったのである。原因は、厚生省が、手帳交付に関しては、守る会や、被害者の会、保健婦と共に実態を調査せよという要求を踏みにじり、機械的に手帳を交付した結果であった。私達は、こういった事実に対し守る会を通して「三者会談」の場で厚生省に対して抗議を行なった。

十六、徳島裁判判決

十一月二十七日、全国から仲間達が続々と結集した。総勢三十名であった。その夜行なわれた第五回全国委では、臨時総会の内容を決定すると共に、全運動の中心の柱として、一人一人の要求実現の闘いを組織することに置くことを決定した。又、その第一歩として仲間作りを大切な活動と規定した。こうして、二十八日の判決がたとえどのようなものであっても、私達の進む道は変らないことをはっきりと確認したのである。

二十七日夜、第五回全国委員会の決定はすぐ実行に移されていった。全国から集まった仲間達は、交流会で親睦を深めあった。ふうせんをパンパン割り、あめ食い競争で顔を粉だらけにした仲間、生まれて初めて人前で歌をうたった仲間等、みんな苦しみを忘れて、打ちとけあったのである。こうして交流会は大成功であった。更に元気の良い仲間はこの夜テントに泊り込み、傍聴券獲得の為に並んだのである。

翌二十八日、午前九時三十分、十八年間、待ちに待った判決が下された。私達は、森永有罪を信じてうたがわなかった。

裁判長の声がはっきりと

「小山、禁固三年」

「大岡、無罪」

まるで、きつねにつままれたような判決であった。刑事裁判の限界を赤裸々に示したものであった。

判決理由書では、森永の企業責任、国の行政責任、医学界の責任を厳しく糾弾しつつつも一方で工場長を無罪にしたことは、どう考えても納得いかなかった。当日不参加の仲間もテレビやラジオの前で無念の涙を流した。

しかし、ともかくも限界ある刑事裁判でも企業、行政、医療の責任は明白にされた。

この判決は、民事訴訟においても、大きな力となった。又、三者会談で我々の発言力を高める大きな力ともなったのである。そして裁判にのみ勝負をかけるという事の危険性について大きな警告でもあった。

会を代表して、石川委員長が総決起集会で訴えた。

「製造課長小山が有罪とされたことは、一定評価できるが、工場長無罪は、怒りに耐えない。しかし、大岡が無罪になってもこの判決の結果は我々の闘いに何らの影響も与えない、ぼくらは、不買・民事訴訟、そして自主交渉と一層手をゆるめることなく闘い続ける、命をかけて闘い続ける。」と。

市内デモにおいて、我々仲間は、スクラムを組み、森永との闘いを一層強めることを固く誓いあった。そして、既定方針通り臨時総会及びクリスマスの成功に向け全力を傾注したのである。

十七、各地でのクリスマス会

私達は重点活動を仲間作りに置いた。その為には、文化活動が一番適していた。十二月二日、大阪の仲間達は、小畑、平松、矢野、井上、大橋君らが集まり、事後調査の会の人と夕食を共にし、将来のことなどを話しあった。交流会では話せなかった個人的な事も話題にでき、非常に意義があった。十六日には、第三回目の街頭情宣活動を行ない、会員五名が参加、広く市民に森永不買の訴えを行なった。同日、公害市民集会でも小畑君があいさつした。原告の一人中西君は、証人として、十二月二十日第七回公判において自宅で証言し、森永の責任、国の責任をきびしく追及した。不自由な体で力一杯、外に出たい、タイプを打ちたい、登山をしたいと訴える彼のことばは、聴いていた人の胸を強くうったのである。

二十二日、前後、全国各地でクリスマス会が開かれた。東京は住民ひろばで、兵庫は個人宅で楽しいつどいを催した。大阪も少数だが楽しいクリスマス会となった。ただ岡山は、わずか三名しか集まらず不成功に終ったのは残念であった。

私達がクスリスマスの楽しい催しを行なった翌日「森永全責任を認める！」という新聞の見出しが十二月二十四日の朝刊をかざった。私達にとってはまさに晴天の霹靂であった。五項目確認の内容は完全とはいえないまでも、ほぼ私達の主張が含まれていたことにホッとしつつも、何か雲の上で事が運ばれている感じであった。しかし私達は「森永・厚生省との会談については、すべて守る会本部を信じてまかそう。」「今は、自分達の力をつけることの方が先だ」と決め、地道に会運動を進めていった。

七四年一月六日、正月早々に、臨時総会を行なった。全国から三十名。会の再建の為熱心な仲間達が集まった。来賓の守る会岡崎氏からは、「三原則に立脚した会作りを行って欲しい」とあいさつがあり、谷川森永告発代表からは、「自分のやりたいことを見つけ、全力でぶつかって欲しい。それを我々は支援する」というあいさつがあった。

会は、こういった囲りの期待を受け、三原則に基づいた会作り、要求を権利として打ち出し、実現を図ること、合宿やレクリエーションを活発に行ない、仲間同志の交流を深めていく事、民事訴訟、不買の闘いを広げていくことを決め、新たに矢野君を副委員長に選出して滞りなく終了した。

総会決定は各地で、着実に実践されていった。民事訴訟の闘いでは、毎回、大阪本部を中心に、会員が参加していった。不買の運動も職場や学校、アパート内と、身近なところに仲間達は拡げていった。

四月二十七日、ひかり協会は発足した。協会発足の情勢に基づき大阪本部は、二月に事後調査の会と交流会をもち、四月二十八・九日には、神戸摩耶山にて合宿を行なった。守る会から、岩月理事長、北村副理事長が参加、本部から石川事務局長が参加した。そして、ひかり協会発足に当って、これまでわからなかったさまざまな点について説明を受けた。

全国本部では、五月三・四・五日に下津井にて合宿を行なった。四十名近い仲間の参加により盛大な合宿になった。夜明け前の子供達の鑑賞や、レクリェーションを楽しむと共に守る会岡崎事務局長より協会設立の経過についての説明を受けたのである。

五月八日、第十二回公判において、森永・国は全面謝罪を行なった。これにより、事実上私達の恒久保障実現の為の砦ができたと判断し、五月二十四日、原告の仲間や、弁護士の諸先生と共に、大阪での勝利集会に参加した。そして守る会と同様私達の会も、不買留保、訴訟取り下げを決定した。

五月合宿をきっかけに、岡山県本部は、活発さを取りもどしていった。事務所での会合も週一回は行なわれるようになり、伝言ノートなども仲間のたくさんの意見が載るようになった。大阪本部は、全国に先がけ、週一回の水曜会を開催、仲間の集まれる場を作っていった。

七月は、全国で活発な合宿が行なわれた。大阪本部は加太で、東京本部は箱根大文字荘で、岡山県本部は、みまさか荘でそれぞれ二十名前後の仲間が守る会と共に、長かった闘いに疲れた心身の保養と、仲間達の親睦を深めあった。又、広島県本部も、八月十五日・十六日、広島三竜寺にて交流会を行なった。

このように、各都府県本部は、一度は衰退期を迎えながらも、民事訴訟公判への参加やひかり協会の発足により活発な活動が再び開始された。

そして、それは合宿という花を咲かせ、その結果友を得た仲間の顔には希望がみなぎっていったのである。

七四年八月十八日、第三回全国総会が岡山市山佐別館で開かれた。結成以来三年間にわたる闘いの総括を行なうと共に、恒久保障実現に向けてひかり協会が設立された時点でもあり、これからの会運動をいかにして進めていくべきか、どのようにしていくのかを討議した。

その結果、組織に関しては、十年後には守る会と代われるだけの組織力（五百名の会員）を持つ事、協会への役員派遣や、事業への参加・協力ができるようにすることを目標にした。しかし、この時点での活動状況は、東京、大阪、岡山、が一応定例会ができるようになり、合宿が独自に開けるようになったところは、東京、大阪、岡山、広島であった。香川、徳島、奈良は十分会合が開けていない状況であった。京都、兵庫も、準備会の段階を越えられていなかった。会員数は百三十名程度であった。道ははるかに遠かった。

ひかり協会設立以後、不買・民事訴訟に注いできたエネルギーを恒久対策実現に向けていく必要があり、これからは単なる文句の言い放しでは何も前進しないことを確認した。そこで不買については会以外に対し訴えを留保し、内部では七四年度は続行することとした。

文化活動面では、第三回総会までに東京四回、大阪三回、岡山五回、広島三回、奈良三回、兵庫一回、全国三回、合宿や、クリスマス会が開けた。特に七三年度は、どの支部も非常に成功した。七四年以降は要求と結びつけた文化活動の実践をすることにした。

要求実現の闘いでは、協会発足により、当面の必要な措置については解決していった。しかし、教育を受けたり、働く場が欲しい、治療して欲しい、等、仲間の切実な要求が出ており、それらの要求を実現していく闘いを組む必要が出てきた。そこで、要求を引き出す活動から始めることになった。

以上のように、それぞれの闘いの面で総括され、㈠、要求実現、㈡、文化活動推進、㈢、組織の拡大、拡充、㈣、公害・差別絶滅の闘い、の四本柱を決定し、全力をあげようと誓ったのである。

十八、第三回総会から七六年まで

七四年度から、七六年まで、前記四本の柱は会運動にとってゆるがすことのできない中心として位置付けられた。

十九、組織面での発展

和歌山（七四・十・六）兵庫（七五・八・三）京都（七六・八・八）に会支部が作られた。不活発であった香川、奈良も七四年ごろから、独自に、レクリェーション活動ができるようになり、特に、香川では、七五年五月の交流合宿以降、目ざましい発展をとげた。広島や、高知、愛媛の準備会も七六年三月ごろより活発な活動を開始し、あと一息で正式な支部を結成することができるようになっている。現在九都府県支部、四県準備会があり会員数が二百二十名余になり、約二倍に増加した。

全国的な、組織整備運動も、拡大常任委合宿が、七五年三月に大阪羽衣、七六年三月和歌山で開催され、歴史の学習、レクリェーションの学習等、全国的な学習運動の中心としての、役割を果してきた。東京、大阪、岡山、香川、兵庫、京都、和歌山、では、合宿や学習会を通じて貴重な経験をつみ、月一回の定例会の他に、週一度は事務所に役員が集まり、地域に応じた活動が出来始めた。

しばらく音信がとだえていた滋賀や、徳島、九州地区の仲間達からも連絡が入るようになり、近々結成されるところもある。広報関係の活動も、正式支部では、支部機関紙が発行されるようになり、全国本部機関紙共々、情報の伝達に大きな威力を発揮するようになった。しかし、発行回数が少ないことが問題点として考えられている。又、結成前の京都（準）発行の機関紙のように事実誤認による記事が出されるようなこともあり、一部の者による会運動の坊害が行なわれた事も事実であった。

自主財政の確立は、結成以来、長年の課題であった。現在でも、ほとんどの役員の活動は自弁であり、七五年ぐらいから、やっと全国委員会の交通費が出るようになった。会費未納者、滞納者が多く組織活動の経済的なネックになっている。

仲間訪問活動は、結成以来言われてきたがそれが本格的になったのは七四年末からであった。その先頭を切ったのは、岡山県本部であり、訪問することにより要求が出されるようになり、その結果、わかば教室などが実現されていった。

しかし、まだ十分とはいえない。実施方法についても、協会事務所と協力して行なっているところでは、スムーズに進んでいるが、そうでないところは、かえって問題を引き起こすところも出てきており、今後の対策実現の諸活動の原則として、協会事務所との協力は、密接に保っておく必要がある。

尚、七五年より近畿各府県の日常の連絡を取り合う為に近畿連絡会を設け、ある程度の情報交換ができるようになった。

二十、対外団体との関係

ひかり協会との関係においては、七五年ごろから現地事務所との協力関係が結ばれていった。会としても、要求実現に共に取りくみ実践していくという方針に基づき、訪問や、社会教育などにも積極的に参加していった。七六年度においては、協会の事業にさらに深く協力する為本部職員派遣、救対委への参加等が決定されている。

守る会との関係においては、一部府県において、まだしこりのあるところがあるが、全体的に七六年に入ってからは、非常に期待を受けるようになった。これは合宿やレクリェーションの準備等に会

が中心的役割を果した成果であった。会では現在守る会常任理事会との連絡会も定期的に開かれることになり、将来の協会理事選出や全面的な肩がわりの時期めざして、密接な協力体制を築きあげていこうとしている。又、現地においても同様で会内部で、現地の協会事業、守る会運動を引き継げる実力をもつ役員の養成を、守る会と共に行なっている。

以上のように組織間とすれば、かなり改善されてきたが、子供↑↓親という関係になったとき、救ってやる対象としてしか子供をみない親がおり、そのことが逆に、本人の発達を阻害しているケースもある。私達としては、「この子らに世の光を。」というのではなく「この子らを世間の光に。」という考え方への転換を望むのである。

二十一、支援団体との関係

会の設立以来から、さまざまな党派の介入を受け、そのおかげで大変な損害を受けてきた。協会設立以後においても、協会を有害無益とする人達により、会組織が被害を受けたり、A君問題で〝本人の現状を無視した介入を行ったりした事件があり、七六年からはやむをえず、公然と協会有害論を吹聴し百害を与える名ばかりの組織に対しては、正しい道に引きもどす私達自身の実践的運動が必要となっているのである。

二十二、他の障害者、患者団体との関係

七五年には、東京本部が梅が丘駅の改善をする会に入り活動したが不充分であった。大阪では、七六年に入り、地下鉄の駅の改造の問題に取りくみ始めている。年金改正や、全障研大会への参加なども組織的に行なってきたが、前者については不充分であった。私達のみの運動では不可能なことが多く、これから先、地域の他団体との協力関係を密接に進めていく必要があると思われる。

二十三、要求実現の組織化

七四年段階では、まだ、個人が事務所に、要求を持っていくというケースが多かった。その内容も、年金支給金のアップ等に重点が置かれていた。しかも仲間達の生活は、協会発足後も根本的には変わらず、親の負担が減ったという面も強かった。

だが七五年ごろから生活や結婚問題での、親との対立、重症、重障の者の日常生活の問題、特に在宅の者より友人が欲しい、働く場が欲しいという要求が切実に出てきた。大阪では、七四年から、それらの要求に答えるものの一つとして油絵の会を開き、岡山では、七五年七月よりわかば教室が開設された。社会教育、訪問教育の場は、全国的に少なく、多くの者が、全国各都府県での実施を望んだ。その結果、七五年九月には京都のひかり学校が、続いて広島のもみじ教室が開かれ、香川、和歌山でも、訪問教育が実施され始めた。私達は、仲間の教育権を保障し、将来の社会的自立の為の労働に結びつくものとしてこれらの社会教育の場を考え、全力をあげて取り組んでいった。

岡山のわかば教室は、関係者の熱心な取り組みにより、七五年十二月からは、太陽の村での労働教育の実践へと移っていった。七六年二月一日には、守る会総出で、プレハブ棟を建設、本格的な教育の場がつくりあげられた。各地での、教育面での実践は、仲間達の心身の発達にも大きく影響し病気がちの仲間が続々と、はつらつとした若者らしい身体になっていった。

労働の権利の保障の場としては、いくつかの協力事業所が開拓され、自立へと歩み始めた仲間の何人かがそこに就職することができ

た。

医療面では、病気にかかったときの主治医や、健康手帳制度を要求してきたがそれらは、まだ実現できていない。すでに、子供のいる仲間もおり、婦人科医の必要性も何度か論じられながら、制度としてはまだ実施されるところまでいっていない。実験的に一部の府県で、健康相談活動が開始されているが不充分であり、これからさらに強く協会や行政に対し訴えていかねばならない。

生活面においては、すでに片親の死亡した仲間で、やむなく病院や、施設に入所している仲間もおり、生活を保障できる場の建設ということが切実な課題となってきた。太陽の村を教育、労働センターとして位置づける中で、生活訓練の場を保障していくという構想も目ばえており、地域に根ざして一人一人の仲間の発達が保障される場の建設がこれからの闘いの中心となるであろう。

二十四、文化活動

七四年秋より、文化活動は、要求実現への取りくみと共に、会の大きな活動の柱となった。七四年十二月の各地でのクリスマス会、七五年三月の拡大常任委合宿、五月の全国合宿（七五年は京都）夏のキャンプ、秋のみかん狩り等、全国いたるところでくり広げられた。協会主催もあれば、会主催もあった。特に、三月、五月の合宿は、会運動の大きな柱となった。七五年後半から、七六年にかけては、わかば教室や、ひかり学校などのようにレクリェーション活動と仲間の教育、労働の保障とが結びついた闘いが行なわれていった。

文化活動は、七五年の活動を基盤に七六年度においては、さらに発展した。夏には、香川、兵庫が、交流合宿を開き、協会主催で和歌山と大阪が合同で、中津でキャンプ、京都もキャンプ合宿を成功させるなど、活発な活動が展開された。秋には、東京の伊豆への旅行や、みかん狩り、スポーツ大会などのレクリェーションが行なわれ、冬のクリスマス会は、全国本部主催の他に、各地支部で盛大に行なわれた。三年目を迎えようとする大阪の油絵の会も、人数が減ったりして苦しい時もあったが、持ち直して多くの成果をあげてきた。

合宿や、レクリェーション活動の他に、学習会活動も大切な文化活動との認識から、七六年二月には拡大常任委合宿で、会の歴史、守る会の歴史を学びあった。地方においても、学習会が組織され、運動の歴史、会運動の進め方、会の原則等が学び始められている。七六年五月の合宿は、例年のレクリェーション中心から太陽の村建設をテーマに今後の我々の果すべき役割等について話し合いが行なわれた。夏の合宿なども香川のように、連続で行うところもあり、多様性が出てくるようになった。

七六年度に入り文化活動は、レクリェーション活動、学習会活動、社会活動等を軸としてきた。

今後、総合的観点から、さらに、文化活動を活発にしていく必要がある。

二十五、差別、公害をなくす闘い

七五年年頭に起きた、和歌山A君問題では、県本部、協会、太陽の会で、支援体制をくみA君のこれからの発達を保障するという立場から減刑の嘆願書を出し、又、協力事業所において、労働、生活の保障を行ない、ついに、不充分さを残しながら執行猶予を勝ちとった。

東京では七四年末梅が丘駅改造の闘い、公害原論への参加などが行なわれた。大阪では反公害住民ひろばへ有志参加を行なった。し

かしいずれも人数や、回数が少なく、不充分であった。年金改正についても同様であった。

要求実現の闘いと共通して、地域の差別や公害と闘っている人達との結びつきをさらに一層強めていく必要が今後の課題としてある。

以上のように私達の会は、七四年の第三回総会を契機に、四つの活動の柱をたてそれらを軸として実践してきた。七六年の第五回総会では、救われる存在ではなく、私達自身が太陽であり、光り輝く人となるんだという強い自覚に基づいて、太陽の会という別称をつくった。各地での、教育、労働、医療の場の建設を実現し仲間達の発達が保障される体制の実現をめざし、私達の会は、限りなく前進する決意である。その為にも、一にも二にも努力、努力！

私達の行手に光を照らし出そう。

すべての苦しみ、抑圧されている人々に光を！

石川　雅夫　太陽の会事務局長

太陽の村。一九九五年

――被害者から、人々の光へ――

財団法人ひかり協会が発足し、森永・国に具体的に責任を果させ、被害者一人一人の発達を保障する対策を一歩一歩進めていく時代となった。私達は、そのような情勢に鑑み、会の別称を「太陽の会」とし、三原則（主体性・文化性・助け合い）と四つの活動方針（組織拡大・要求実現・文化活動推進・公害・差別絶滅）に基づいた闘いを開始した。会の別称を制定した理由は、元来、被害者の会という名前が、「森永に毒を飲まされた」ということを強調し過ぎる傾向があり、ともすれば、何かができなかったときの逃げ道とされたり、その逆に、嫌悪の対象となるか、どちらかであった。しかも、外部からは、救貧法時代のように、「救済」という対象にされ被害を受けたかわいそうな子として扱われていた。そこには、おしきせの救済者意識があり、真の人格者として、一人一人の被害者をみる姿勢はない。私達は、いつまで「救われる対象ではない。しかし、今まで、森永・国を追及する中で、私達を不幸なものとして世の片隅、山峡の谷間に日の目もみず放置されてきたと訴えることばかりしてこなかったろうか、故糸賀一雄氏が語ったように「どんなに重い障害をもっていても誰とも取りかえることのできない自己実現をしている。この自己実現こそが創造であり、生産なのである。」とするならば、私達は、重い障害、病気を持つ仲間を自ら光り輝く素材そのものと考えて、いよいよみがきをかけて輝かしていかねばならない。森永や、国は、その責任の名において、仲間達の発達権を徹底的に保障する義務があり、私達自身も、自らの努力と英知により、自己研鑽に励まねばならないと考えたからである。

そこで三原則に立脚した積極的で明るい名前を考えた。その結果が「太陽の会」という名前になったのである。この名前に私達は「私達に・世の光を」「私達が世に太陽を」ではなく「私達が世に光りを」「私達が世に太陽を」という発達保障の原点とも言うべき意味を込めたのである。私達は、自力更生と三原則を合言葉に、一歩一歩着実に、太陽のごとく、光り輝くようになるよう前進していこうと思う。

ところで、私は、将来についてこんなことができたらな……と夢みることがある。それがはたして、すべての仲間や、守る会の方々、支援の方々の、友愛に基づく共感を得られるかどうかはわからないのだが、『二十年史』の最後に、未来編として載せてもらい、みなさんに批評してもらいたいと思う。そして、もし、組織的合意が得られるなら、全力で取り組んでみたいと思う。私達は若い二十代で

ある。チャレンジのないところに進歩はないのだから。

× × × ×

時代は今から二十年後のことである。すでに守る会はなく、太陽の会が中心となっている頃である。

一、ひかりインダストリーセンター・共同作業所

国鉄の〇〇駅から、十分ぐらい歩くときれいな小川の流れる通りへ出た。ここは、〇〇市の中心なのだが、小川の回りは、きれいに整備され散歩コースになっていた。都会でこんなにきれいな所は珍しかった。川の中には、小さなコイが群をなして泳いでおり、アヒルが、二・三羽、スイスイと水面をすべるように泳いでいた。川岸に三階建ての白亜の近代的なビルが建っていた。（そこが太陽の会事務所のあるセンターである。）一階の正面は、喫茶店と、花屋になっており、真中に入口があった。そこを入ると、ホテルのロビーのように少し広い場所があり、そこに受付嬢がいた。

「こんにちわ、石川ですが。」

「おまちしておりました。こちらへどうぞ。」

受け付けの人は二十歳ぐらいのやさしそうな女の人であった。足が不自由で、車椅子だが、少しも、暗い影がなかった。二階の所長室まで案内されていく途中館内をみまわすと、車イスが二つ並んでも平気なぐらい廊下は広く、緑のジュウタンが敷きつめられていた。もちろん、ドアやエレベーターも自動化されていた。ところどころの壁に、いろんな花が花瓶にさしてあり、近代的ビルにかかわらず、温かみを感じる装飾であった。

所長室は、二階の少し奥まった所にあった。

「こんにちは、石川です。」

「ようこそ、いらしゃいました。」

ドアをあけて入ると所長さんがまっていてくれた。メガネをかけ温和そうな方であった。被害者でもあり太陽の村の村長もしているそうである。

「マッちゃん。」

所長が呼ぶとすぐさっきの女の子が、お茶とお菓子をもってきた。みごとな備前焼の茶碗であった。

「この茶碗は、太陽の村の被害者が作ったんですよ。」お菓子も、市内の和菓子店に勤めた人達が二、三人おりまして、その人らが作ったもんです。どうです、おいしいでしょうが。」

大事そうに一粒一粒味わって食べる所長さんの姿に、同じ被害者への限りない愛情が感じとれた。

「さて、センターを案内しますかな。そのあと、市内の各事業所の見学をして、太陽の村へ行きましょう。」

「はい」

所長さんのあとをついて、まずはセンター内の見学である。部屋の表示はすべて日本語と英語・中国語・ロシア語で書かれてある。国際的にも有名になって外国からの見学者も多い為、そうしてあるそうだ。

「ここが、事務室です。常勤の事務員の他に、医師、保健婦、ケースワーカー、教師がチームを組んで、一人一人の被害者や、障害児者の対策に総合的な方針をここで決め実施していくようにしとります。被害者と一口にいっても身体障害や知恵遅れ、内臓障害いろいろあって、チームをくまないとムリなんです。」

「チームの専門職がこんなに多いとチームワークが問題ですね。」

「ええ、でも、ここでは、医者も保健婦も対等にしとります。専門職としての給料もほぼ同じですな、それぞれが専門分野のプロですから、よく勉強していますし、他のところのようにボスができるようなことはありやしません。この隣りが、診療室です。交替で市内の病院や大学から医者が来てくれるようになっていて、めんどうな

病気になると、電話一本で大学病院に手配ができるようになっとります。」

設備は小さいながら最新式のものを完備しており被害者・障害児者の治療には、最高スタッフが市内の病院から来てくれるようになっているそうだ。又、月々、法律関係者や他の専門家や一般地域代表に参加してもらって事務所の運営や、対策事項の決定、事業内容実施計画等について対策委員会を開き、討議する法人システムになっていると、所長さんの説明はよどみなく続いた。

三階は、訓練センターとボランティアセンターが置かれていた。

「ここでは、主に身体障害をもつ被害者の機能・職能訓練をする他最近は一般の障害児者も対象にしてます。太陽の村の方では重い人達が、ここでは、社会生活をしている人達のアフターケアという形で、いろいろな訓練・教育をしているわけです。」タイプライターの練習や、電子会計機のプログラミングとオペレーションなど、高度の技術を二年間でマスターできるようになっている。学校を終えた人が、このセンターに入所して訓練をうけ就職するそうで盲人も、中にはいるそうだ。機能訓練の設備も小さいながら設置され、仕事の帰りに、ここでトレーニングをしたあと、併設のサウナに入って汗を流して帰るという被害者や、一般の障害者がたくさんいるんですよ。」

働き、生活することと、体を少しでも良くしていくという試みがここでは実践されているのであった。

同じ階のボランティアセンターも、ユニークであった。所長さんの説明では、市内十数グループの連絡事務所がここに置かれ、二十四時間体制で、いつでもすぐサービスできるように主婦や、学生が交替でつとめているということである。もちろん、ボランティアと言えども二カ月間の研修を終えないと資格は与えられないようになっているそうである。

被害者の経営する喫茶店でコーヒーを飲んだ後、私達は、市内の事業所を回った。所長さんの話しでは町の中には、ひかり共同作業所、サン・マーケットセンターの二つが、法人経営されており、その他には、家具店や印刷所、花屋、果物屋などで二、三人ずつ被害者が職員として勤めているそうだ。もちろん、大きな障害や病気を持っていない人も被害者にはおり、そういった人達は、それぞれの分野で活躍しているそうである。

ひかり共同作業所は、センターから歩いて十分程のところにあった。普通の町工場程度の大きさで、入口には、太陽とコロナを形どったシンボルマークが掲げられていた。

「この作業所では、身体障害の被害者と、知恵遅れの被害者が互いに協力し合って働いております。最近では、一般の障害者も入所し始め、ゆくゆくは、被害者亡きあと、一般の障害者を中心とした作業所にしていくつもりです。その他に一般の人も三分の一程度勤めていましてできる限り社会との結びつきを強めているんですね。」

一階は印刷所であった。十人程勤めているそうで所長さんの案内で作業を見学した。流れ作業の部分や、印刷物の運搬は主に、知恵遅れの者が行ない、機械の制御や、点検、調整、タイプなどは身体不自由な被害者がやっていた。主任は重い身体障害であり、手が少し動くだけなのだが、管を口にくわえ、あごを操作して、色やインクの濃さ、スピードの調節を行なっていた。

主任が手（?）を休めてこの作業所のモットーについて話してくれた。

「私達は、保護や保障だけを求めてきたのではありません。人生を切り開く機会をつかんできたのです。同情を基礎の取り引きは絶対拒絶してきました。できないということばかり考えていないで、必ずやれる事について考えることから出発してきたのです。ですから、今ここでは労働者として働き賃金は公務員並ですし、組合もあ

ります。」

自力更生の精神がピシーッと貫かれている。

「この作業所がここまでくるには危機が二度ほどありましてな。一つは、民間の印刷工場の社長さんが、私財を投じて今の作業所の前身の印刷所を作った直後のときで、不況で親会社が倒産し、もうダメかと思いました。地域の中小企業の親父たちが助けてくれましてやっと立ちなおれたんですよ。第二が、法人化する時で、国が、障害別に分類した入所制限を押しつけてきて、仲間達が分かれさせられようとした時です。知恵遅れの者も身体障害の者も一致団結して、行政と交渉しましてね。不充分でしたがなんとか突破して障害が違っても一緒に働けるように法人化できたんです。その時は、嬉しかったですよ。」

所長は、つい昨日の出来事かのように語った。今では、この印刷所も、役所や、大学の各会報等、定期的な仕事が中心で、安定しているとのことであった。

二階は、電子機器やカーステレオの組み立てを行なっていた。主に知恵遅れの被害者達が十人、一般の人五人が働いているそうである。ただ、あまりに単純作業ばかりでは良くないので、順番に職域を替えているそうである。又、数社の仕事をやるようにして倒産の影響を少なくしているそうである。

「ここの仕事の内容についても、いろいろ基準がありましてな。安全であって、個人に応じた内容を持つと共に、集団作業もでき、製品価値が高く、景気にあまり左右されず、一定の作業量のあるものというきびしいものです。しかし、なかなか、それに合う仕事がないのが悩みですな。」

もう一つの、マーケットセンターも回ってみた。太陽の村でできた野菜類や、漬物・パン・くだもの、町の中の協力事業所やひかり作業所などで作った電機製品類、陶器、家具等を安く売っている。経営は、一応法人になっているが、地域生協と共同経営みたいなもので、職員や理事となって被害者が働いているとのことであった。

「ここも、初めは赤字だらけで商売にならなかったんですよ。最近やっと、太陽の村で作った自然食品や家具の重厚さが受けて、何とか採算が合うになりました。初めは、給料なんかろくに払えませんでしたが、みんな働くことに生きがいを持ってたんでしょうな、がんばり通しました。」

所長は、一瞬顔を引きしめて語った。この作業所を作った人達が理想と現実の中で闘ってきた素顔を垣間見る思いであった。

ここに勤める被害者達は、自宅からの者の他は通勤寮、太陽の村の生活寮等に住んでおり、専用のマイクロバスもあるとのことであった。

こんなふうに町の中に、共同作業所を作ったのは、「自宅から通勤できるところにも働く場を」という希望があったのと、田舎にだけ、かってのコロニーではないにしろ共同体を作ると孤立する恐れがあったからだそうだ。今は、町の作業所や、マーケットと生産・労働を通して太陽の村が結びついており、互いに協力しあって生産を高めているとのことである。

「さあ、太陽の村へ行きましょう。」

二、太陽の村

マイクロバスに二十分程乗ると、もう回りは田舎の風景である。車は国道から少し山の中に入ったところで止った。ここからは車は入れない。入口から歩くか、この村専用の馬車に乗るしかない。道はちゃんとりっぱなのがあるのだが、わざと車を入れないのである。車の騒音も排気ガスもない、すがすがしい山の空気、すばらしい緑であった。

(一)役場

「ここですか？」

いわゆる施設を想像していた私は、どこにもそんなものがないので、あっ気にとられてしまった。

「ええ、入口には立て札が一本立っていただけですから、わからんかったんでしょう。ほら、目の前が、太陽の村役場ですよ。」

みると、大きな二階建ての農家のような外装の家があった。ちょっとみただけではふつうの農家のように思ってしまいそうだ。

「ここには、村の事務所の他、県の出張所、福祉事務所、結婚あっせん所も入ってまして、本当の役場みたいなもんですよ、隣には、診療所もありますし、小さな図書館まで作ってあります。もちろん外見はただの農家のようにみえるようにしてありますが、中はりっぱなもんですよ。被害者だけの為にというのではなく、地域住民と共に歩むというのがこの村のモットーですから、全部住民に開放してあります。」

役場を取り囲むように数軒の農家らしき住宅があり、それぞれ診療所。図書館になっているようだ。歩きながら村長さんは診療所について話してくれた。診療所の老医者はへんこつで通っていた。というのは針・灸から、西洋医学全般にわたってマスターしていて、いくら患者が要求しても注射を必要以外めったに打ったり出したりしないのである。初めは、子供達の治療ということで来てもらったそうだが、その内、地元農民の医療相談もするようになり、しだいに地域の住民との結びつきができていったのである。この村がここまでになったのも、地元の協力があったからであり、その力を引きだしたのは、この老医師であった。現在では、医師一人ではとても足りないので、若手の医師が、大学から応援にきているが、ここに生協立の病院を作る計画を立てているそうだ。

(二)焼き物屋

「さてどこから回りますかいな、御希望はありますか。」

「あのりっぱな焼き物はどこで作っているんですか。」

「そうくるだろうと思っとりました。さあいきましょ。」

しばらく、山手の方へ歩いていくと、畑の中に煙突がみえてきた。農家に大きな煙突というのも変だなあと思っていると村長さんはどんどんその家へ向っていく。

「こんにちはいいのが焼けてますか。」

「はーい、どなたさんですか。」

女の人の声であった。

「まあまあ、村長さん、これはようこそ。」

「何がようこそじゃ、昨日会ったところじゃないか」

「そうでしたかなあー」

とぼけたおもしろそうな奥さんであった。奥の方では御主人と重いちえ遅れの大人が二人程、ねんどをこねくり回していた。その光景をみながら村長さんは、焼き物がこの村に定着するまでの事情をかいつまんで話してくれた。初めは四年程楽焼を小さな窯でやっていたそうである。知恵遅れの人に、それは教育的には良かったのだが、生産と呼べるしろものではなかった。四年目に、山を越えた焼物の山地から、ベテランの職人が来てくれることになり、村の土地を借りて、二人の知恵遅れの人の世話をしながら、登窯をつくったり、仕事場を改造したりして、ようやく最近、売れる作品ができ食べていけるようになったそうだ。

最初に教えた二人は、スジが良いということで、産地の方の業者に引きとられ、その作品の素直さと、純真さが買われているそうである。

「この人達の作品の一番良いところは魂が作品に込められているこ

となんです。良いものをつくってえらくなろうとか、高く売ってやろうとか思わず、ひたすらねんどをこねている、そこに良い作品が生まれる秘訣があるんですよ。」

太陽の村での窯業は、知識と、技術と生産態度の訓練に中心を置いており、本格的な生産は、今後、産地の方でする方針で、山向こうでは、窯業を中心とした第二の太陽の村作りが始まっているそうである。

「じゃ、おじゃまさんでした。」

私達はていねいにおじぎをして、焼き物屋をあとにした。

㈣パン屋

元の道に戻って歩いていくと、チンカラカッパとおいしそうなパンのにおいにのって、ロバの足音が聞こえてきた。

「ドン、元気か。」

「元気じゃ、村長も元気か。」

ドンキホーテのような騎士のかっこうをした一人の男が、たくさんのパンを入れたショーケースを積んだ荷車をロバで引いてやってきた。思わず、かってのロバのパン屋さんを思い出してしまった私は思わず吹き出してしまった。

「おいしそうじゃのー」

「あたりまえじゃ、わしがやいたんじゃ。」

なるほど、おいしそうだ、むしパンやら、フランスパン、ドイツパンなどが焼きたてのホカホカのままだ。

「ドンは馬やロバが好きでしてね、少しも離れたがらんのです。何とか彼に向く仕事と思って探してましたら、村のパン屋のおじさんが彼を引き取りたい、と言われましてね、まかせたら、ロバのパン屋を始めたんです。近くの団地や住宅を売り回るわけですが、何しろ、パンはホカホカやし、添加物を一切入れてないおいしいパンですから一時間ですぐ売り切れて一つも残らんのですわ。おかげで、私なんぞは食べたことがない。」

村長さんは、楽しそうに語った。この村の連中は、どこまで真面目かふざけているのかわからないようなところがあるようである。

ドン君は、パン売りのあとは、荷車をゴンドラにかえて、バス停とホテルの送迎をしたりして、ロバと一日中いっしょに働いているそうである。

「おい、村長、そこどいてくれ。」

チンカラ、カッパ、ドンとロバは楽しそうにどんどん坂を下っていった。

㈤教育・労働・訓練・保養センター

ドン君と別れしばらく山の中に入っていくと、大きな池があり、そのそばに、二階建ての建物が建っていた。ここが、太陽の村、教育・労働・訓練・保養センターである。

「このセンターは、元市内の企業の保養所であったのを経営者の善意で寄附してもらい、それを改造して作ったんですわ。

少し狭いですが、温泉水を入れたプールやリハビリテーションの設備を設置した本格的なものです。ここでは、重症心身障害者から身体や知恵遅れの障害の教育・訓練や病気の療養等の中で本人の能力や人格にみがきをかけ、太陽の村で働いたり、社会で自立させていくようにしています。定員が余っていれば、一般障害者の人達にも解放してますし、保養だけにも来れるようになっています。まあ太陽の村全体もそうなんですが、社会で自立していく為の砦のような機能を果しているんですわ。あくまで人生の出発駅で終着駅ではいかんと考えているんです。」ところで、ここの温泉のお湯は何で沸かしていると思われますか?」

「はあ? ガスですか?」

「いいえ、ゴミですよ、いろいろゴミを捨てにいくのはめんどうですし、公害の元ですから、村全体の焼けるゴミはここで燃してるんです。一石二鳥というもんですよ。」

この村を作った人達は、公害で痛めつけられた人達だけに、自然を守ることについては細かな心くばりがしてあった。

㈥薬草園・菜園

センターには入らず、村長さんはどんどん先に歩いていった。急にあたりが開け左側の畑には一面に名もしらぬ草がはえていた。

「これは雑草ですか？」

「とんでもない。ここにあるのはみんな薬草です。漢方薬の原料でして、〇〇市内だけじゃなく、この地方全体の分を作っているんですわ。」

「ほれ、あそこに、麦ワラ帽子をかぶっているのが、漢方医の梅津さん、その回りで、草をとってるのが、知恵遅れのある被害者達です。かっては、人に助けてもらうだけだったのが、今では、薬をつくって人助けをしとるんですよ。あの人達もその意味がわかってるんでしょうか、近ごろは生き生きとしとりますで。」

柔和な顔つきで村長さんは感慨深そうに畑をみつめていった。一つ一つの薬草は丹精込めて栽培されているせいかスクスク育っており、育てている人達の心がそのまま表わされているようであった。

「右側の畑は野菜ですね」

「ええ、ここは、各家庭用の菜園で、白菜やダイコン、かぶら、ナス、キュウリ、大豆いろんなものつくっています。下の大きな畑は、市内の生協に安く出してましてな、化学肥料や農薬は使ってませんから、みばえは悪いですが、消費者の人にはとっても喜ばれとります。」

「漬物や味噌もつくられるんですか」

「ええ、まだ工場とまでいきませんが、村の中で食べる分くらいは作ってますな、少しでもあまれば、出荷しますが、あんまりおいしいんで、注文が多く、自分達の食べる分がなくなってしまうので、本格的に生産に入るかどうか農場主任が今考えとるんですわ、何せ漬物は農薬を使わないでつくった野菜を、色粉や甘味剤を使わないで、ぬかと塩でつけて作りますし、味噌も、大豆とこうじと塩で作った本物ですからな！」

野菜や米は、村の所有の農場で作ることになっており、田植、稲刈り、漬物つけなどのとき村人総出で、仕事をすることになっているそうである。

㈦養鶏場

養鶏場に入るとニワトリが足元にまとわりついてくる。どうやらケージ飼いではなく地飼いをしているらしい。

「せいがでますなー、ミフネさんや。」

「ええ、ようやく、この子らも仕事覚えてくれましたから、だいぶん楽になりました。」

みるからに貫禄十分な、おばさんである。もとは、学校の先生をやっていたらしく障害児教育何十年というベテランだそうだ。退職後、知恵遅れの子供さんをつれて村長さんを頼ってこの村に入り、被害者を一人あずかって養鶏場を始めたのだそうである。その内、伊賀上野の方から養鶏場で働いていた若者が飛び込んで来てくれ、順調に卵も生協へ出荷できるようになった。世話をしていたヒデさんという被害者も、初めは、人の物を盗んだり、エロ本を買いあさったりしていたのが、ミフネさんにひきとられてからは、そのクセも治ったので、ようやくこの春から新たに知恵遅れの女の子二人程ひきうけているそうである。

「この卵をみてごらんなさい。カラが固いでしょう。色も良いし、

ザラザラしてる。ここのを一度食べると町で買う卵は食べられなくなりますよ。」

村長に言われて手にとってみると大きいし、カラが固い、本物の卵を、私は久し振りで見ることができた。

「それに鶏の糞は、良い肥料になりますからね。化物のような野菜がつくれるんですよ。」

自然の摂理をふまえたこの村の農業のやり方には、私は深く共鳴できた。

「さて、日も暮れてきましたから温泉にでも入ってお休みになられますか。疲れたでしょう。」

「ええ、一つ一つが驚くことばかりでしたから。」

㈧ホテル

池のところまで戻るとホテルがあった。村のできる前からあったもので、今では、従業員として、知恵遅れや、身体障害をもつ被害者が四人ここに勤めている。もちろん賃金をもらっているし、税金も納めている。生活費で足りない分は、〇〇法人から援助金が出る。

「いらっしゃいませ。」

「こんばんわ、かずなりくんこんにちわ。」

ボーイさんが玄関で、村長さんとふかぶかとおじぎをし合ったので私もつられてしてしまった。よくみると知恵遅れがあるようだ。村長さんに、そのことを聞くと

「この人は、早くに、母親と死に別れてましてな、施設と病院をいったりきたりしていたんです。亡くなったお母さんのしつけが良かったんでしょうが、人とのあいさつが非常にうまいので、このホテルの支配人さんがやとってくれたんです。まあ、この人の、おじぎにかてる人は世界中でそうざらにはいませんよ。」

なるほど、少しもへりくだらず、心からよくいらっしゃいましたと言っているのが、体からにじみ出ており、相手の心にそれが自然と伝わるのである。きっと人格的な面ですばらしいものをもっているのであろう。世の人も、能力的な面だけで人を評価するのではなく、人格的な面の評価を知恵遅れといわれている人達にしてくれたらと心から思うのであった。

「この人は、住み込みですか。」

「いえいえ、バス停のそばに、農家風の住宅がたくさんあったでしょう。実は、あれが通勤寮なんです。

平家建ては、身体障害者用、二階建ては、知恵遅れの人用で、一階は居間、物置き、勉強部屋、台所、浴室、寮父母の居間、二階が、この人達の部屋になっていて、壁の色や家具、額縁の配置、花瓶などのアクセサリーまで、細かい配慮もして、入寮者の心身の状況に応じて改造しとります。

だいたい一寮、二、三名で、町中の作業場や協力事業所へ勤める人や、住み込みで働くところが太陽の村の中でない独身の人が、住むようになってまして障害が重い人の場合は、世話人の家から、介護の人を派遣して、寮父母の負担を軽くするようにしています。」

私は、村長さんといっしょに温泉につかりながら話しを聞いている内にほのぼのとした気持ちになってきた。そして、ほんとに来て良かったと思ったのである。

㈨小鳥屋

ホテルの窓から、小鳥の鳴き声が聞こえてきた。なれぬ者には、騒々しいくらいである。

「おはようさん、おめざめですか」

所長さんは、もう迎えに来てくれていた。

「どうです。鳥の鳴き声がすばらしいでしょう。これ、みんなケン

さんところが飼っているんですよ。」

鳥の名前などさっぱり知らない私でもたくさんの鳥が青空を駆けめぐっている光景をみると地上の楽園を見る思いがした。

「被害者で、ケンさんという鳥の好きな人がおりましてな、体が不自由なんですが、どうしても鳥の巣引き屋をやりたいというので、村の方で一軒家を借したんです。初めは、大阪から通ってたんですが、商売の方である程度金ができたので、この村の土地を買って家を建てて、両親と共に今は住んでいます。こっちへ来てからは本格的に、小鳥の放し飼いを始め、雑木林を整備したり、小鳥の病院を始めて、病気の鳥を治してやったりしながら、巣引き屋を始めてます。今は文鳥が主らしいですがその内、種類を増やすそうです。まあ、この付近で、鳥のことでケンさんの右に出るものはいませんね。ケンさんもだいぶんこの村になれたので、もうぼちぼち、一人か二人、知恵遅れの子の指導をしてもらおうかと思っているところです。」

㈩劇場

さあ、朝ごはんを食べて出かけましょう。村長さんにつれられてフーフー言いながら展望台まで登ると、太陽の村一帯がすべて見わたせた。

「あの赤いとんがり帽子の家根のついた建物はなんですか」

「あれは、年寄りの道楽みたいなもんですなあ、村の者は劇場といっとりますが、正確には円形劇場と言いまして、日本でも他にはあまりないめずらしい劇場です。太陽の村がつくられる前は、若者が少なく、祭りもできなかったのですが、村作りが始まってから、若者がだんだん帰ってきまして村長の友人で、秋田の方で民族芸能の運動をやっていた人達がこの村の生き方に共鳴して、飛び込んでくれまして、知恵遅れの人や身体障害の人に、踊りや楽器を教えてくれたんです。ここの元の村人や、私達もお祭り騒ぎは大好きですから盆おどり、田植、収穫祭、事あるごとに、祭りをやっているうちにどうせなら劇場をつくって演劇もやろうではないかということになり、日本でもめずらしい円形劇場ができたわけです。大学のクラブなんかには無料に近い使用料で貸して、そのかわり、みるのもタダという形にさしてもらってます。合宿所も付設されているので、県外の遠くからもわざわざくるグループもあって、夏は大にぎわいですわ。」

村長さんはいたずらをみつけられた子供のようにはずかしそうに語るのだが、その基本線に、この村を隔離された収容所にしない為に、文化の中心地にしようとしてきた努力がうかがわれ、この村作りを始めた先駆者達の先見の明に感服してしまった。

㈪木工場

「劇場の向う側に、大きな二階建の農家があるでしょう。その横に倉庫みたいなものが建っているんですが、あそこが木工所です。」

村長の話しでは、むかし、守る会の人で木工所の社長さんがいて職人さんをつれてここで、知恵遅れの被害者のめんどうを見始めた。自分の子供さんは元気なので、家はゆずってしまい、この村に住みついたのである。職人がたぎの人でがんこできびしいのだが、根はやさしく、子供達の指導もうまい、だから村の建物のほとんどはこの人の手がかかっているそうである。今は主に、高級家具や、花台などを作っていて五名の被害者や、一般の障害者の指導をしているそうだ。

㈫マスカット園、栗林

展望台からは、さらにマスカット園や、栗林がみえた。「夏から秋になれば、これらの他に、椎たけや松たけ狩りでこのあたりは、お

客さんがいっぱいになります。ハイキングコースや、アスレチック設備も整備され、休日に、市内から体力作りにくる家族づれも多いんですよ。観光客の整理や、案内はロバ車のドンさんや、知恵遅れの被害者が、当っていましてな、紙くず一つでも道にすてようものなら、彼らにどやされるので最近ではこの付近の山は、タバコのすいがら一つ落ちていませんわ。世の中さかさまですな。

山の一番奥まったところには二、三年前から市の野外教育センターが設置され、夏のキャンプ指導を始め、移動教室としても、使われています。ケンさんや、木工所の親父、焼き物屋などはそのたびに、講師にされ、子供達は、知恵遅れの人達や被害者から、彼らの技術と人格の尊さを体で学んでいます。まあ、ここで勉強した子供達の何人かが、私達のあとをひき継いで、新しい太陽の村を、どこでもいいから、作り出していってもらいたいと願っとるんですがなあ。さあ、もう下におりまひょうか。」

村長さんと私はいっしょに、のんびりと、山を降りていった。

㈣研究所

「最後に研究所をみせましょうか」

研究所は、村の中心にあった。ここだけ鉄筋建てで、少し囲りの家と異っていた。研究しやすくする為には農家ではダメだったそうで、やむなく鉄筋にしたらしい。

村長さんとは、研究所で別れ、研究所の所長さんと太陽の村の全体構想についての話しをうかがうことにした。ジャンバー姿の所長さんはきどりもせず、気負いもせずたんたんと話し始めた。

「この村の基本は、労働、研究、老人養護、後継者養成の四点に基本を置いています。一の労働は自力更生をモットーに、障害を持つ者も、持たない者も、平等に働く、金もうけの為や、逆に税金や年金で生活していくということではなく、あくまで自分達で働いて食べていくということが基本です。ですから、この村も、これ以上大きくはしません。又、労働も生産していくに当って被害者だけで固まらず地域住民との協力関係を作りあげる。地域にも何かお返しをする。ということが大切だと思っています。

第二が研究です。国内外の公害や障害者問題、村の記録など情報資料の収集の他、五つの研究部門をもっています。一つは、公害問題の調査・研究、二つ目は、食物中毒などの他に、障害児者への食事内容についても研究しています。三つ目が、医学、リハビリテーション、四つ目は教育、労働、福祉、障害児者の発達・教育、の研究、労働の種類の開発、年金や生活保障制度の研究、五つ目が建築関係、障害者向きの住宅、備品、用具の改善、車イスの使用実験などをやっています。まあこれだけの研究分野をここで全部というわけにはいきませんから、できるだけ各地の大学のこれはと思う人にお願いして二つか三つずつ委託研究してもらっています。研究結果が出ればここの研究所に持ちよって討論し、実践して良いと判断できるものはすぐ実践に入ります。」

「第三の老人養護というのは老人ホームでも作ってやっているんですか？」

「いや、老人ホームを作るのはやめました。人間は働いてないとダメになりますからな、それぞれ独立した家に住んでもらって、できれば、各地から来た青年や、知恵遅れの子を息子や娘のように世話してもらったり、自分の好きな仕事を持っている人は、働いてもらい、その収入は村がもらうというふうにしています。まあ、悪く言えば、死ぬまで働いていただく。良く言えば、老人に生きがいを与えるということです。病気になれば、完全看護ですから心配いりやしませんですから、施設で一生を障害児の為に捧げた保母さんなんかも、ここで新しい人生を歩んでもらうようにしています。守る会の長老たちなんかは一くせも二くせもありますから老人ホームをつ

くったって入りません。あいかわらず八十歳になっても毎日どんちゃかやってますよ。老人の天国ですよ、ここは。」

「第四が後継者養成ですが、この村は、一般の村と変わりませんから、若者で、太陽の村で働きたいという希望があれば、役場で受けつけ、情熱を持った者だけに入ってもらうようにしています。この村に魅力があれば、若者は寄ってきます。寄って来なくなれば、もう終りですな。」

実にあっさりしたもんだ。欲も高慢もない。「もっと大きくしたろう、もっともうけ、評判高くしたろう、他はカスでこの村が一番やという考えはだめですな。欲や高慢が出てきてそうなったらこの村もおしまいです。はい。」

「村の運営はどうされているんですか」

「運営方法は説明するのがむつかしいんですが、太陽の会会員や、専門家、地域住民、村の職員からなる会員制の法人組織を中心においてます。法人の理事会で、会員全員で決めたものを最終的に決議し、みんなで実行するという方法です。理事会は村長みたいなもので、評議員が議員みたいなもんだと思えば良いです。その他に、全国的な法人がありまして、そっちの方は、太陽の村のような法人組織の後援や一定の軌道にのるまで片がわりして運営するというような実験的な社会事業をやってます。この村から理事を送ってます。しかし原則はあくまで、直接民主制度を採り入れてるわけで、やむを得ない時、代議制をとってます。まあ、村の人数が、二百名ぐらいだからできるんでね、これ以上は増やせません。他に、また第二、第三の村作りも始まってますから、そっちに期待するしかないでしょう。私も今度死んでもう一回人間として生まれてきたら、まだこの村でやり残していることや、新しい村を作る事業に参加しますわ。もっとも、町の方の共同作業所のように、社会の方が障害者の権利を認めて取り込んでいるところもありますから、他の一般の村が、太陽の村と同じように変化していくかもしれません。これからは、そうあるべきでしょうな。」太陽の村のようなものが、全国に点のようにできていきそれを結ぶ線が町との間にでき、ついには面となって障害者や被害者の、権利を守り幸福な生活が送れる社会の実現はいつになったらできるのだろうか。その日が早く訪れるように願って私は、所長さんと別れた。

村長さんがドン君とまっていてくれた。

バス停まで送ってくれるのだそうだ。バス停までの間私は、村長さんに、この村のできた由来を聞いてみた。

「えー、あんまり苦労話しはしたくないんですが…しかたない。この元の村に、農地や建物を提供してくれた人がおりましてな、初めはそこに町の方から通って農作物をつくっとったんですが、親達の一部が、いっそうのことここで住んだらどうかと言いましてね、地元も受け入れ体制を作ってくれるし、被害者で軽症で、他の企業や官庁に勤めていたのが、三人程、飛び込んで始まったんです。まあ、私もその一人ですわ。

親達も金を出しあい、国民からも寄附をもらい、私達も働き、ある法人からも金借りて、最初は、生活の労働教育訓練の場を作ることから始め、今に至ったわけです。」

村長さんの、話しを聞いて、私はますますこの村が気に入った。こうして私はロバにひかれたゴンドラにゆられながら、太陽の村に別れを告げたのである。

× × × ×

私達の会が、これから先、太陽の村のような被害者や一般障害者の為の社会事業を成功させることができるかどうか、一にも二にも仲間達の団結力にかかっている。ここに書いたようになるかどうかは、まったくの未知数であり夢に終るかもしれない。しかし現実に現在、施設や家や病院で全面的発達への取りくみが行なわれてない

重い障害や病気の仲間が、全国で千名もいる以上、何としてでもやらなければならない課題ではないだろうか。

ひかり協会を年金の支給機関に終らしてはならない。施設や病院等での療育の充実を行政の責任で果させる一方、親なきあとの統合的な生活・労働・教育・訓練の場が必要と考えるのである。

しかし私達は、単に建物を作ればそれでできるとは思っていない。箱作りではなく、内容こそが問題なのだから、誰の為に、何を作り、どうしていくのかということを徹底して論議せねばならないと思う。

私達は、将来のあらゆる立場の被害者の自立した生活を保障し権利を守っていくものとして、二つの砦を考えた。一つは、町の中の共同作業所や、センター、生産物を売るマーケットであり、二つ目は、できれば、町に近い田舎で、農業や窯業を中心として、重症心身障害の者から、軽症の者までが働くことや利用することができ、地域に根ざした地域社会（「村」と呼んでも良いと思う）を作ることである。

この二つの砦が、生産・労働活動で有機的に結びついていけるなら、社会自立も不可能ではないと考える。ただしそれが成功するか否かは三つの条件が整備されるかどうかにかかっているであろう。一つは親や私達自身の団結、二つ目は、地域住民との民主的な協力体制の確立、三つ目は、日本の国全体の社会福祉の質量共の前進である。

今、全国各地のひかり協会事務所において被害者への社会教育や訪問教育健康相談活動が実践されている。それらが必ずや近い将来、共同作業所や、太陽の村作りの芽になっていくと私達は確信する。

尚本文中、私が以前、滋賀県一麦寮の寮長さんである田村一二先生とお話ししたとき出てきた話しや、先生著の「茗荷村見聞記」の中で、取り入れたいと思ったところを引用させていただいた。できうれば、先生の茗荷村見聞記も参照していただければ幸いである。

尚、文中の名前は、実在の人物とは関係ありません。

運動論

第七章　戦後公害史のなかで

宇井　純　東京大学助手

戦後公害史のなかで

――公害被害者運動のなかに占める「守る会」の活動――

あの時あれをやっておかなかったから、今日このことで苦労をするのだと、痛恨の思いをこめてふり返らなければならぬことが、一生のうちにいくつかある。日本の公害の被害者として苦しむ人々全体が、苦い悔恨をかみしめる最大の事件のうちに、森永ヒ素ミルク事件はたしかに入っている。特に、この事件は、産業公害と食品公害の双方につながる接点のような位置にあった。これからあとに発見された水俣病やイタイイタイ病にも共通なことは、行政による事実のもみ消しと、それに手を貸した学者の活躍である。一方でこの事件を境目として、食品添加物が急速に増加し、我々の生活のすみずみまで入りこんで来るようになる。

ここでも恨みをこめて、公害問題はその事件が発生した場所と、東京との距離によって世論の反応がちがうといわれることもある。これも残念ながら認めなければならない事実であり、同じ魚民乱入事件でも、昭和三十三年に起こった本洲製紙江戸川工場事件では、いわゆる水質二法が出来たが、次の年の水俣病では何も対策は生まれずかえってもみ消されたことは否定できない事実である。森永ヒ素ミルク事件が、もし東京で起こっていたならば、その後の展開はもう少し変わっていたかもしれぬと悔やむこともある。しかしあるいは結果は同じであったかもしれない。公害の被害者が、いささかでも外部の市民からの助言をうけることができるようになったり、支援の動きが見られるようになったのは昭和四十年代に入ってのことで、昭和三十年という年は、当時者だけが孤立して、世論の支持もなく、むしろ世間の目をさけるようにしながら企業と交渉をするのが精一杯である時期だった。公害という名の大量殺人事件は、これが日本ではじめてで、途方にくれた被害者が自分の責任で何とかするものと決めてかかっていた。たしかに、私たちの時代は、歴史を忘れることが戦後の民主主義でもあるかのように受け取っていたのだ。田中正造と足尾鉱毒事件は久しく忘れられていた。暗黒の戦前に、天皇主義者たちが無益な抵抗をした事件としか、私たちは足尾をおぼえていなかった。当時の学生たち、社会主義者たちは、みな足尾の現実から世の不合理にめざめ、被害者の支援から社会運動が始まったという歴史の事実を、すっかり忘れていた。

私自身、東大応化の学生として、ヒ素が毒であるぐらいのことは大学へ入る前から知っていた。それも慢性毒として、その症状は決して簡単ではないことも常識だった。森永ヒ素ミルク事件は、東京の新聞でも少しは報道され、事件としても知っていた。しかしそれ

は頭の別々のひき出しにしまいこまれた知識であって、自分が大学へ身をおいて学ぶことは、むしろ大量生産のためにどうやって化学の知識を技術として応用して行くかが中心であった。当時の平均的な工学部学生の意識として、私の場合を代表例としてとっても、それほどのまちがいはなかろう。

ヒ素ミルク事件は、すぐにニュースの表面から消えた。刑事訴訟だけがあとに残ったが、この一審判決が出た昭和三十八年は、水俣病は見事にもみ消され、イタイイタイ病の原因が鉱毒ではないかと疑った荻野博士と小林博士に、猛烈な個人攻撃が集中していた時期だった。ここでも世論はふりむきもしなかった。二審判決が出たのは新潟水俣病が発見されて、被害者が立ち上がりはじめた昭和四十一年のことだった。もし水俣病が新潟で再発しなかったら、二審判決すら出なかったかもしれない。

こうして、森永ヒ素ミルク事件は、日本の戦後公害史上、最も不利な時期におこり、被害者は絶対的な孤立の中に沈黙しなければならなかった。すべての化学者と、すべての医師は、ヒ素の毒を知っていた。だが一人も被害者のために声をあげた者はなかった。

それどころか、医師や専門家、行政官たちは、結束して問題をもみ消す方にまわった。のちに水俣病をはじめとする多くの公害で、被害者に煮湯をのませる結果になる第三者委員会が、初めて作られたのも森永ヒ素ミルク事件である。事件をよく知らず、調べようともしない知名人を集めて、行政に都合のよい結論を出してもらうやり方はこの時に成功して、以来今日までどれほどの被害者が泣かされて来たことか。厚生省の息のかかった医学の大家を集めて、病気そのものを消してしまうやり方も、この時以来成功をおさめ、水俣病の集中検診にまで尾を引いている。かつて岡崎氏が私に語ってくれたように、公害の被害者を苦しめる手口は、あらかたヒ素ミルク事件で考案され、実地に応用されて、その有用性が実証されたのであった。ヒ素ミルク事件死者補償金二十五万円、水俣病死者見舞金三十二万円というう数字にも、三十年代前半の時代精神をあらわす共通性を読者は感じないだろうか。

こうして、森永ヒ素ミルク事件の収拾は、その後につづく企業責任のはっきりした産業公害の処理にとって、一つの手本となった。もう一方で、日本民族の歴史の上で類のない人体実験になるのではないかと見られている食品添加物の多種、大量使用への道を開いた事件でもあった。

一口に言えば、この事件が起こった原因は、いたみかかった牛乳を赤ちゃん用粉ミルクにするために、第二リン酸ソーダを添加剤として加え、その安い添加物の中にヒ素が入っていたという二重の食品公害のような構造をもっている。つまり食品を作る上で、二重の手抜きをやったことの結果、重大な中毒が起こった。本当ならこれで会社がつぶれて当り前のことなのに、森永側の行政や学者とのチームプレーがよかったので、病気そのものを消してしまうことに成功し、その後かえって森永の業績は向上して、乳製品のトップメーカーにのし上がった。あれ程の大失敗をやった会社でさえうまくやればトップメーカーになれるという事実は、日本中のあらゆる食品加工の企業に対して、食品添加物を使ってもうけなければ、競争からとり残されるかもしれないという生きた教訓を与えた。昭和三十年代から四十年代の前半にかけて、食品添加物の使用はとめどなくふえつづけた。食品を商品として、見かけさえわからなければどこまで手を抜いてもうけてもよいというのは、メーカーの常識となったし、森永に追いつき、追いこせというのが他のメーカーの合言葉になった。明治乳業が、ヤシ油入り牛乳を作って売り出したのは、ばれなければ何をしてもよいという食品工業の考え方が運悪くばれた一例である。AF―2などという遺伝子をいためる薬品が大っぴらに添加され、何人かの豆腐屋さんが病気になった。その危険性を

警告した那司氏は名誉き損で起訴され、あわや有罪になるところだった。しかしAF－2の使用を止めた今日、もしその遺伝子毒性が表にあらわれて来るとすれば、二十一世紀に入るころと推定されている。これはほんの一例である。数百の添加物が、安全性を確認されないままに約二十年私たちの体内に注ぎこまれていたことになる。その結果が出るころになって、これが巨大な人体実験だったと気づいたころには、おそらく原因と結果をつなぐ糸を発見することは不可能であろう。私たちはただ待つしかない。この巨大な実験のきっかけは、たしかに森永ヒ素ミルク事件だった。そしてそれを促進したのが、森永と手を結んで病気をもみ消してしまった厚生官僚たちであった。

私たちは、今までこの責任を充分追及したであろうか。残念ながら不充分であった。お上がきちんとしてくれているという信仰は根強い。ひところ、私はよく食品添加物に反対する消費者運動に招かれて、話をたのまれることがあった。もちろんすべての聴衆は添加物のこれ以上の使用には反対であった。いつも話のはじめに、私は一つの質問をすることに決めている。「皆さんの中で、森永ヒ素ミルク事件を御存知の方は手をあげて下さい」どこの会場でも八割ぐらいの人が手をあげる。

「それでは森永の製品を買わない人は手をあげて下さい」会場の一パーセントから数パーセントが手をあげるのが普通で、一割をこえるところはめったになく、それは例外なく進んだ意識で運動をしているグループだった。これほどに、知識と行動の間の距離は日本では大きいのである。そこで、どの会場でも私は食品添加物をへらす行動の最も有効な道は、森永不買運動であることを話すのだった。森永がヒ素ミルク事件の被害者に手をついて謝るとき、はじめて全食品工業が、添加物を使うと会社がつぶれることになりかねぬのに気づくだろう。それまでは、いくら消費者団体が添加物反対を叫んだところで、食品工業側は大して痛くもあるまい。しかし全消費者のかなりの部分が、森永の製品だけをねらいうちして不買をするならば、別に大した不便もなく、必らず代替品がある、それでいて全食品工業にやがて強い打撃を与えることができるから、最小の手間で結局は最大の効果が上がるのだと説きつづけた。たしかにその場では聴衆の大部分が共感を示すのだが、さて果して日常生活の中でどれだけ定着するだろうかと思うと、どうも心もとないものだった。

森永不買運動の効果については、私は確実なデータをもっていない。ただパチンコ屋などの大口へのダンピングが多く、大分こたえているらしいとは聞くことがあった。小売店でも森永は他の銘柄にくらべて、値引きがはげしいので置いてあるとも聞いた。そこまでやっているとなると、相手も大分苦しいところまで追いつめたらしいという手ごたえはあった。あるいは生協連と組んでのコープ製品に森永が乗ったというのも、苦しまぎれのダンピングの一種なのかもしれない。日本のどの公害でも、大きな組織は建前の如何を問わず、被害者の追いつめられた運動に対しては冷淡だった。組織をあげて支援するというときでも、やれ機関を通して申し入れしてくれとか、話の順序がちがっては困るとか、役所の窓口よりも厄介なように被害者には感じられた。だからむしろ生協連が森永不買運動に対して、正規の機関を通しての要請があれば応じ、その要請が取り下げられれば不買を止めて、むしろ営業利益の面の立場から森永と組むというのは、ごくありふれたことにはちがいないのだが、それにしても自主性のない話に感じられた。しかし、現代の大衆社会において、自主性などというものは、巨大な組織を維持し、拡大してゆくためにはむしろじゃまなものである。すべては機関で決定し、管理のルートを通して下部へおろしてゆく方が能率がよいと言われれば、返す言葉もない。ただ生協はその時はもう協同組合運動

ではなく、巨大な流通企業になったのだと承知するだけしか道はない。

しかし全国で多くの大小の住民運動が、森永ヒ素ミルクの被害者運動の叫びに応じて、自分で不買運動をはじめた。これは要請があるからはじめたのではなく、勝手に自分で考えたことだから、要請が取り下げられようとどうなろうと、不買運動は迷惑になるからやめてくれと被害者側から言われるまではつづけるというのが多い。私の知る限りでは、ヒ素ミルク事件の各地の公害とのつながりを歴史的ないきさつから話せば、ほとんどの運動で協力してくれた。この辺の運動のやり方は、広くひろげるためにはもう一工夫する必要があったかも知れない。自前の運動としてひろげる作業に、とことんまでエネルギーを投入したかと問われると、そうではなかったと自答せざるを得ないところがある。ひかり協会の成立と不買要請取り下げというニュースが、もう不買運動はやらないでくれという意志表示と受けとられたところも多かったであろう。この辺は、公害反対運動、消費者運動の双方で、戦略的な問題として考え直してみなければならぬところである。

昭和三十年代を通して、もみ消され、埋葬され通した被害者家族の無念さは、察するにあまりある。水俣病患者も昭和三十四年末の見舞金協定以後、第二水俣病が発見されてからも、被害者として立上がるまでには昭和四十三年一月の新潟からの患者見舞を待たなければならなかった。ヒ素ミルク事件の場合は、病気そのものが否定され、被害者の動きはその度に行政と科学の名において圧殺されて来たのであるから、水俣病よりひどかったと言ってもよい。そして、これも私たちがうかつだったことだが、企業にやとわれた科学者が、公害で発言するという、その後今日まで繰返された手口が確立したのもヒ素ミルク事件以来なのである。しかも小児科学会を丸かかえするという巧妙なやり方がここでは使われた。水俣病の時には、これをもう一つひろげて、日本医学会そのものを化学工業会がおさえこむ手口が使われ、その中心になったのが東京大学医学部であった。そしてその陰謀は一時は完全に成功し、第二水俣病が起こりさえしなければ、森永ヒ素ミルク事件も、ふたつながら永久に生埋めにされたであろう。この手口はいまだにしつこく繰返され、イタイイタイ病とスモン病の因果関係をめぐって、総会屋雑誌などには巨額の金が流されている。自民党がイタイイタイ病の因果関係が疑わしいと言い出したのもこの流れで、舞台廻しはここでも東大医学部である。この腐れ縁は、もうそろそろこの辺で、学界における構造汚職の一種として、最終的に打ち切らなければ我々民衆は殺されてしまうであろう。いろいろな審議会や委員会へもぐりこんだ学者たちのほとんどが、業界と結びついてその研究費で食っている実情を、一つ一つあばき出す作業が日本中の公害被害者の協力でなされる時に来たようである。こういった政府機構へもぐりこんだ科学者たちの八割がたは、加害者側のために積極的に働いた過去をもっている。彼等がのさばるきっかけとなったのも、森永がヒ素ミルク事件のあとで、森永奉仕会を作って、学会ごと抱きこむことに成功し、奉仕会につながっていればまとまった金が出るという味を覚えたこと以来である。

本当ならば私たちは昭和三十年に、現代科学というものの権威のかげにかくれた性格を見抜くべきであった。いかめしい見かけのかげにあるものは、強いもの、金持ちに奉仕して民衆を圧殺する道具になっている科学理論だった。その機会は、水俣病の時にもあったにもかかわらず、充分生かされず早熟のまま昭和四十年代半ばの大学斗争まで時を過してしまった。そして充分材料がそろわずに議論されている最中に、機動隊によって一気に押し流されて今日に到っている。スモン病やイタイイタイ病の原因をめぐる論争はまさにその典型例であり、同じことが多くの公害病や職業病にもあてはま

る。現代化学の方法を、病気の表に出ている部分に機械的にあてはめてゆくと、ちょうど西沢委員会の検診のように、病気そのものが分断されて見えなくなってしまうことを、水俣病ではヨーロッパやカナダでも経験し、そして全く同じことが認定制度の中でもやられている。病気や公害現象の全体をつかまえようとせず、個々の症状やPpmの数字だけを論じていれば、公害そのものを消してしまうことになる。明らかな被害があっても、光化学スモッグを心因説で説明しようとするようなやり方が出て来る。これは実は現代化学の分析的方法を用いる限り、おち入りやすい落し穴なのである。分析的方法を使いこなすには、その欠点を克服できるだけの総合的なとらえ方を直観や経験から引き出さなければならぬ。それはどんな名医でも患者との相互信頼を基盤にした問診や触診をしなければ、血液検査の数値だけでは病気の診断ができないのと同様である。医学に限らず多くの自然科学、社会科学の側面で、こうした経験と直観的な洞察が必要であるという事実は、まだあまり広く一般には知られていない。ましてその経験や直観を培うのは、真に人間的な努力の積み重ねであることは、多くの分野において忘れ去られてしまっている。水俣病について一番よくわかっているのが患者自身であり、ヒ素ミルク事件では親と被害をうけた子供自身であるという、ごく当り前の結論に達するまでに、二十年近い苦しい年月を要し、しかもその簡単な結論が社会全体のものになるのには、更に長い時間を要しかねないところに、現在の社会の危機があるのではなかろうか。そしてそれを放置しておけば、現在幸運によってどうやら健康を保っている多くの人々の明日の運命でもあることに、どれだけの人が、いつ気づくであろうか。ヒ素ミルク事件の被害者たちの不幸は、戦後日本の民衆運動の歴史的な制約の中にもあった。昭和三十年代における民衆の自立的な運動は、いかにして政治的な組織の乗っ取りをかわすかに膨大なエネルギーを消費せざるを得ず、外から利用されないために、必要以上に閉鎖的にならざるを得ぬ条件があった。原水爆反対運動の教訓は、政党に利用され、分裂さえ強制されたら、運動は立ち上がれないことを示していたのである。全協設立から解散までの経過は、政治的指導から距離をとろうとすれば、封建的な性格の残るボス交渉に頼らざるを得ず、そこを森永側に逆手にとられて運動体が崩壊してゆく苦しさをまざまざと示している。この時期には、民衆の独自性などというものは政治の中では認められなかったのである。もちろんこれは被害者の罪ではない。

四十年代の大学斗争と、水俣病患者の斗争は、局面をやや変えはたらきをした。自立した市民の運動が、政治的に認知されようとされまいと、独自に道を切りひらいてゆく例が普通見られるようになった。だがまだ私たちは、思想面における天皇制の後遺症からは完全に立ち直っていず、大同の前に小異を立て、自分で吟味したこともない政治思想に身をまかせてしまう悪習を残している。政治党派の細分化と民衆運動の乗っ取りという抜きがたい習性に加えて、尖鋭さと深刻さを競うことによって自分の独自性を主張し、他人と区別するといった、古い悪習の形を変えたものから抜け切るのは容易なことではない。十四年目の再発掘からあと、守る会がこの面でなめた苦労も察することができる。守る会が自己を守るための努力で精一杯で、他の公害反対運動にその苦しい経験を伝えることが少なかったという批判は、ないものねだりと言うべきであろう。事実四十年代においてはこの面は森永告発の献身的な努力によって、かなりに支えられたのであった。

何といっても守る会が運動の火種を消さず、我々の最も苦手な面である大衆討議を経て、恒久救済対策案を作り、部分的に実現する気の長い歩みを進め、相手の土俵に乗るむずかしさをあえて踏切ってひかり協会を作るところまで、自分たちの力でやりとげて来たのは、他の公害・薬害被害者運動ではできないことだった。水俣病の

経過をいささか知っている私には、その間守る会の統一が守られて来たことが驚異的なことにも感じられるし、そのために費やされる内部エネルギーの大きさも見当がつく。水俣病の場合には、分裂も辞せぬことによって外部へエネルギーを向けたのだが、その考え方が森永ヒ素ミルク事件にあてはまるとは思わない。今や成人し、自分で生きてゆかなければならぬ現実に直面した被害者たちが、父母の苦しい生き方の中に自分たちの道をさがしあてることを期待したい。

公害の長い歴史をふりかえり、その中に埋めこまれた多くの人々の苦しみを思うとき、もうこんなことは二度と繰り返したくない、万全の措置を用意するから、これまで運動の中で身心をすりへらして来た人々は、安心して休んで下さいと言えたら、どんなに嬉しいだろうと思う。しかしそれは夢であって、現実はまだまだ問題が激化するし、血みどろの格斗の中で、公害の被害者は経験を積んだ先輩としてまだまだ終りなき努力を続けなければなるまい。昭和四十年代に入って、ようやく長い間の各地の経験から、被害者をとりかこむ市民の運動が少しづつひろがり、あるべき運動の姿の模索がはじまった。これも決してたやすい道とはいえないが、苦しい試行錯誤をくり返しながら、次第に被害者と支援者の区別がなくなり、同じ市民で先に経験したか、これから経験するかの差だけであることが気付かれている。そして、この酷薄な政治の横行する国の中で行政や社会に何かを要求し、お願いしても無駄であり、自分で自分の運命を切りひらいてゆくために必要なものを作らせようと、自立をめざした運動が求められているのは心強いことである。

高度成長、大量生産、生活の物質化といったここ二十年の急激で一方向だけに著しく進んだ動きの後遺症から、我々が解放されるために何十年かかるかわからないし、遺伝子毒性のように半永久的に我々が担ってゆかなければならぬ業のようなものも残るかもしれない。だが公害の予防をきっかけとして、これまでの方向そのものを拒否しようとする動きが、小さいながらあちこちに根をおろしたものになっているのは、希望をもてるきざしである。そのような動きが出て来たことは、長い苦しみに堪えて公害の被害者がともかくも生きのび、その苦しみを繰り返させぬために声をあげたことの結果であり、そしてその動きから被害者となった障害者と、普通の市民が助け合って更に生きのびる道が生まれて来るであろう。いずれにせよ日本がこれまでの路線に固執する限り、破局は早晩さけられず、その破局が来た時に真先に切りすてられ、難破船から海中へ突きおとされるのは障害者であり、公害の被害者であることも眼に見えているのだから、自分も他人も共に生きる道を最も必要とするのもこの人たちである。

その道をさぐる上で、二十余年の森永ヒ素ミルク事件の被害者の歩みをたどり、そこから学ぶ作業は、かけがえのない貴重なものになるだろう。日本の数多い公害事件の中で、長い間の苦しい運動の記録が整備されて残っている点では、水俣病、高知パルプ生コン事件とならんで、森永ヒ素ミルク事件は最もすぐれた例の一つとなっている。この資料の存在自体が、当事者がいかに絶望的な状況の中で未来への希望を抱きつづけたかを物語り、そこに生きた人間のいとなみを証明するものである。そして運動がいかに心から心への絆をたどってひろがってゆくかを私たちに教え、はげましてくれる。森永ヒ素ミルク事件の全記録は、公害被害者にとってだけでなく、潜在被害者である全国民にとって、一つの貴重な資料になるだろう。

運動編

第八章　手記・私と森永ミルク中毒事件

「ひかり」との出会い

瓜生　和人　瓜生印刷所社長

正直にいってこの事件が日赤岡山病院で明るみに出された昭和三十年当時、私も若年だったし、また、身辺にこういう人たちを見なかったので「えらい事件」がとは思うものの、申し訳けのないことだが、今日のような痛切さはなかった。人間というものは、このように、身につまされる、身内や身辺のことでないと、ほんとうのことはわからないエゴを持っていることを今になって知らされた。

だから私と事件との出会いは、森永ミルク中毒のこどもを守る会の全国本部機関紙「ひかり」の印刷をお引き受けしてからといっていい。あれは確か第十一号からであった。それまではガリ版刷り機関紙「ひかり」であったが、五十二年三月で第九十三号を世に送っている。この間、編集責任者岡崎哲夫さんや、守る会副理事長の黒川克己さんと公私にわたって親しくしていただき、事件について知らされることが多く、また、守る会の人たちの献身的な運動をこの目で見、機関紙印刷という一翼を担わせてもらっていることに、大きな誇りを持ち続けてきた。

たまたま岡崎さんと話していた時、被害児の一人で自立のための職業訓練を望んでいる人のいることを知り、印刷技術でよければと申し出て、私の印刷工場にお引き受けしたわけであるが、私もいつしか事件を身内に身近に見る〝当事者〟になっていたのでしょう。

またほかにも私は私なりに事件を知ろうとして、当時現役だった新聞記者の知人から、あの昭和三十年八月の暑い夏、徳島での事件が岡山で発見された時、中央紙の岡山支局の記者で警察詰めのキャップだった男が、午後のことで何もなかろうと昼寝していて、この大事件を特オチし、のちに責任上クビになったことや森永乳業といえば新聞にとっては大スポンサーなのであの手この手で新聞社に圧力をかけ、多かれ少なかれ当時の新聞は手加減をしたなどの裏話も知った。

そのためかどうか、事件はその後、世人の記憶から忘れられ、いや、圧殺といってよいものであろう。あの劇的な「十四年目の訪問」と、それを受けた昭和四十四年十一月の、岡山で森永ミルク中毒のこどもを守る会全国総会が開かれるまで、事件は過去帳のものとなろうとしていた。この間、被害者の運動は続けられていたことはもとよりであり、いまにして私は、この運動に結集した関係者の熱意というよりは、あまりにも無惨な事件への憤り、それゆえの鉄石の団結に心からなる敬意をおぼえるとともに、「十四年目の訪問」が示すように、正義は必ずや〝光〟があたることをしみじみと悟ら

されたものである。

こんど私もお世話の仕甲斐があって、同じ土地に住む鈴木年平さんの用地提供により、被害者たちの自立作業農場が岡山市栢谷苫田に建設されることになった。鈴木さんは私たちが戦後、同地に入植した開拓団の大先輩であり、共に苦労をした人で、私のひそかな念願にも苦労を共にしてきた人だけにいち早く共鳴され、また困苦の中にあるミルク中毒被害者のこともわが事として、自ら開拓した田畑を提供しようとの義挙に出られたものだが、さきにもふれたように身につまされなければ他者への思いやりはできぬものである。この点、守る会の運動が営々として続けられ、一人でも多くの身につまされる人々を生むよう願いたい。

ただ、ここでお断りしておかねばならないことは、守る会など関係者の運動が世の同情を得るために行われてはいないことで、被害者や関係者の皆さんがすべて〝自立〟を志し安易な同情にはすがっていない、さわやかな姿と運動の姿勢にあること、その結果、純真な同情が寄せられるなら、心よく受け入れようとの正しい姿を確立していることで、敬服のほかない。

被害者の最後の一人が〝自立〟を果たし得るまで、運動の奮闘を望んでやまない。

運動の結実を祈って

岸田　庄司　読売新聞記者

森永ヒ素ミルク中毒事件は、かけ出しの記者だった私に、さまざまなことを教えてくれた。

食品公害の恐ろしさや、公害追放をめざす被害者運動のあり方など……。いずれも、四年余りという短期間の取材で知りえたことだけに、浅薄だとの批判を受けるかも知れないが、第三者的に事件へタッチしてきたものの見方が、これからの運動に、何らかのプラスになればと思い、思いつくままに書きつづってみた。

私が森永ミルク中毒事件の取材をはじめたのは昭和四十五年春。それまでは、岡山東警察署、岡山西警察署を回り、かけ出し事件記者として、火事や事故の取材に走り回っていただけに、守る会の事務所がどこにあるかもわからず、被害児が一体どのような状態におかれているのか全く知らないというお粗末な知識だった。

当時は、丸山報告でヒ素ミルクの後遺症がクローズ・アップされ、守る会運動が活発化した矢先。他紙に負けると、オニのデスクに叱られるとばかり、これまでの運動史を読み直し、遅れた分を取り返そうと、問題点などを事務局長や役員、それに被害児を持つ両親などに聞き回った。

いろんな人と接触していくにつれ、事件の重大性がわかりはじめた。

わが国でもトップクラスの企業・森永。エンゼル・マークは、戦後生まれのわれわれにとって、非常になじみ深いもの、小学校時代の遠足には、かならずといっていいほど、リュックサックの中にエンゼルが微笑していた。

そんなエリート食品メーカーが、どうして一万二千人余りのいたいけな乳児を犠牲に。当時のアルバムを振り返ると、親達の真険な顔、どす黒い腹部がアドバルーンのようにふくれ、苦痛に顔をゆがめる赤ん坊。悲惨という言葉が、うつろにひびくような現実が頭にこびりつき、この疑問は私にとってかなり難解な問題だった。

単に個人的な過失、一工場の作業ミスばかりでなく、「売らんかな」主義の企業の姿勢、当時の食品行政のずさんさにも原因があったとわかりはじめたとき、私は岡崎さんの家を訪れた。その出会いほど印象的なものはなかった。迷路のような廊下を通り、一風変った土蔵の〝書斉〟へ。

「この子達の悲惨な姿をみてください。何もわからない子供に毒を飲ませた親の気持ちは、胸をさかれるようなつらいものですよ。あなたも結婚して、子供を持てばわかりますよ」と話す岡崎さんの言

葉に、私は言いようのない感動を受けた。

子供にはめのない私、被害児の親たちが持つ共通の悩み、あまりにも深い傷跡。やがて結婚、かわいい子供をつくっての幸せな家庭生活を願っている私にとっては非常に鋭い言葉……。守る会のいう〝われわれのほしいのは金ではない。この子供たちを元に戻してほしいんだ〟という訴えの真意がわかったような気がした。

新聞記者の間では、取材源の自宅へ押しかけ、情報をつかむのを「夜討ち、朝がけ」という。特に事件記者は、大きな事件があればかならずといっていいほど、この方法を使い、いわゆる〝特ダネ〟をねらう。

当時、私は警察担当をはずれていたので、仕事が終った後、直接取材とは関係なく、よく岡崎さんの家を訪れた。岡崎さんは嫌な顔ひとつせず、快く応じてくれ、また奥さんや子供たちと一緒に話していると、単身赴任の寂しさもまぎれ、家庭的な雰囲気にひたれた。

そうこうしているうちに、いつの間にか、守る会の歴史や、これからの進むべき方向がわかりはじめ、取材にも熱が入り出してきた。

丸山報告以来、この食品公害は、全国的にも大きな注目を集め、守る会の行動は絶えず紙面をにぎわせ、各紙の取材合戦もしのぎをけずるようになった。守る会と森永乳業との本部交渉が佳境に入ると、取材陣も大挙押しかけ、大変な熱気。余談になるが、当時の守る会のメーン行事は、いつも日曜日。これには各社とも泣かされ、「俺たちには日曜日はないのか」とぼやいたこともしばしば。しかし、自分の書いた原稿が大きく掲載されると喜びもひとしおで、「森永担当は新聞記者冥利につきる」と一人前の記者になったように、被害者の訴えや苦痛をぶっつけてきた。

このような取材を通じ、いろんな被害児を知ることもできた。被害児でありながら、他の人に負けたらしゃくだと勉強をつづけるA君。精薄児収容施設に入ったが、十八歳で追い出されそうになったB君。何度もてんかん発作を起こし苦しんでいるC子さん。薄暗い部屋で、言葉もしゃべれず、毎日ミルクを飲むだけ、それでも一生懸命、わけのわからない絵を書いて喜ぶD子さんら……。

本来なら、夢多き高校生活を楽しんでいるはずの彼らが、なぜ、どうして……。「もうたくさん。生きていたくもない。なんどそう思って自殺を考えたことか」——C子さんらの訴えに耳を傾けるとき、わが国未曽有の食品公害の〝傷跡〟をかい間見たような気がした。

いちど、彼らに皮肉な質問をしたことがあった。「君たち、親をうらんではいないのだろうね」と。私自身、岡崎さんの言葉が頭にこびりついていたからかも知れないが……。しかし、彼らの答えはこうだった。「そりゃ、確かに後遺症があると聞かされ、毎日不安な生活を続けていると、どうしてこんなめに、おかあさんさえしっかりしていてくれたらこんなことにならなかったと思うときもあります。でも両親に責任はないんです。悪いのはやはり、そんなものを販売した企業と、それを見過した行政の責任じゃないですか。」

実にしっかりしているなと感じた。そういった意味で、私の心境を複雑にしたのは、ヒ素ミルクと困果関係についての報道だった。

岡山大学医学部衛生学教室などを中心に、医療関係者はこぞってこのヒ素との因果関係という難問にアタックしていた。

「ヒ素との因果関係は明らか……」、「後遺症明るみに、疫学調査の結果……」、こういった原稿を書くにつれて、「もし彼らが、これを読んでショックを受けたら、ただでさえ思いつめている彼らに最後通告を言い渡すような結果になるのでは」。しかし、この心配も単なる取り越し苦労に終った。

「私たち、胸を張って被害児だと言えます。もうじき大人の仲間入

り、今後は私たちが運動の先頭に」、彼らのすっかり成長した姿、肉体的な後遺症はあっても、精神的なものまでは断じて侵されてはいない。随分心強い思いもした。また、ある被害児はこうもいった。「こういった記事がでると、因果関係も認めず、今だにあやまろうともしない企業、立ち遅れのめだつ行政、一日でも早い救済を訴える効果があるんです。がんばってくださいね」と。

やがて、守る会と森永乳業との本部交渉が決裂、不買運動や訴訟の提起。急転直下、救済のためのひかり協会設立と、被害者運動は急激にスピードアップし、解決の方向へ。

私自身も、人事異動で、ひかり協会設立と相前後して、岡山支局から神戸支局へ転勤。同時に森永担当もはずされたわけだが、去るにあたって岡崎さんら関係者にお別れをいうと、「これから先が大変なんですよ。がんばります」という返事だった。一見軌道に乗ったような被害者救済、それが、これからが〝イバラの道〟だとは…。やはり公害被害者運動、特に生涯救済を訴える守る会運動のむつかしさを思い知らされるような感じがした。

なぜ生涯救済に、岡崎さんは昭和三十年当時を振り返り「あのとき、分裂したのはやはりお金が原因ともいえるんです。今度はそんなことのないように、この子たちを元に戻せと訴えているんです」と答えてくれたことがあった。そういった意味から、ひかり協会の事業が本格的に軌道に乗れば、それはこれからの被害者運動に画期的な金字塔を打ち立てるに違いない。

公害反対運動と裁判斗争はかなり因果関係があり、最近では大阪空港の飛行機騒音公害について、大阪高裁が住民の言い分を認め、午後九時以降の飛行差し止めを言い渡した。確かに、住民運動には限界がある。巨大企業や国を相手に、テーブル交渉では、力の強い者がやはりイニシアチブをとる。彼らが法廷斗争へ持ち込むのも、賢明な策と評価される。しかし、守る会運動は、テーブル交渉で、救済の足がかりを作った。その団結力、行動力は目をみはるものがあった。それだけに、ひかり協会の行方は注目を集めているといえる。

事件発生以来、二十一年が過ぎた。被害児もすっかり大人になり今や、親たちに取ってかわろうとしている。現在、私は森永の取材からは離れていても、紙面にひかり協会の文字があれば、むさぼり読む。岡崎さんらのいうように、救済ははかばかしく進んでいないようだ。コロニーの建設、被害児らが夢を託せるような村作り、実現が困難だけに、それができた後の喜びは、なににもかえがたいものといえよう。

しかし、守る会には、各種の支援団体や医療陣その他、多くの強力な勢力によるバックアップがある。それにも増して、世論の注目と支持が大きい。着実に道を歩み、二十数年間の長い運動の成果を結実して行って欲しいと願うのは私一人ではないと思う。

私はそれを期待している。（昭・51・10・8。読売新聞社）

「毒の毒」から「怒りの道」まで

井口　泰子　作家

森永砒素ミルク中毒事件を調べている――と、能瀬英太郎さんから初めて聞いたのは、いつのことだったか、もう忘れてしまった。

私は、彼が語る被害児たちの現状などを聞きながら、事件発生当時の、乳幼児に「奇病発生、皮膚が黒くなる」――等々の新聞記事を妙にはっきり思い出したものだが、「いまでもそんなにひどいの?」といった記憶がある。他のことを考え合わせてみて、おそらく「丸山報告」の出る少し前のことだったろうか。

能瀬さんと私とは、かつての同人雑誌の仲間であり、机を並べて仕事をしたこともある仲である。その後、私は東京へ出たのだが、彼から砒素ミルク中毒を追跡していると聞いたときには、推理小説の専門雑誌『推理界』の編集に従事していた。

われわれ小説書きの常として、何かに関心を持つとか調べるというのは、創作の材料としてであることが多い。能瀬さんにしても、最初はその例にもれなかったことと思う。「それは調べてみる価値があるわ、しっかりやって」と激励したものだった。

その頃、私は時折にしか岡山へ帰省しなかったが、そのつど、能瀬さんとは会っておしゃべりをしていた。彼は、会えばいつも、"森永中毒事件"について語るようになっていた。

彼は、調べれば調べるほど、事件発生から後遺症なし、と断定して片づけてしまった過程に、現状に、と怒りが増してゆくといった。彼のトツトツと語る内容に私は心を動かされ、これはもっと世間に知らさねばならないことだ、と手を拱いてはいられない気持ちに駆られていた。「原稿にまとめなさいよ。わたしに総合雑誌の編集者に知り合いがあるから持ちこんであげる」と執筆をすすめたのである。

広く読まれている雑誌に発表して、みんなに訴えるべきだ、というのが私の考えだった。森永乳業を始め、この「中毒事件」に関わった厚生省、官製検診医団、第三者委員会等々が、いったい何をやったかは、あまりにも知らされていない。能瀬さんには、そこを衝いた原稿が書ける、と私は直感していたのだ。

彼は、東京の私へ、六十枚ばかりの原稿「毒の毒――森永ドライミルク中毒事件の周辺――」を送ってきた。一読後、私は原稿の価値を認め、自信を持って、総合雑誌への売りこみを開始したのである。昭和四十五年の春先のことだった。その前年の秋には「丸山報告」が出て、朝日新聞が「重い青春の始まり」等々の報道をしていたし、好機でもあると思っていた。

どの雑誌でも、よろこんで掲載するはず――との私の期待は見事に裏切られた。

まず最初に声をかけた某誌の編集者は、私の話を聞いただけで「そんなの、もう昔のことじゃないか」と一蹴したのだ。そうではない、被害児と家族とは後遺症に苦しみ続けてきていま十五年目なのだ。なぜ、そうなったかを書いているのであり、これは、今の問題なのだ、と力説したけれども、その編集者はついに関心を持ってはくれなかった。

次に当った人は、ちょっとバツの悪そうな顔で「うちは、そういうのは扱わない」と答えた。三番目の人に電話し、こういう原稿があるのだが読んでみてくれないか、と訴えると「古い、フルイ！」である。

熱しやすく冷めやすいのはマスコミの通弊ではあるけれども、「あいつら、ジャーナリストじゃない！」と私は密かに悪態を吐いたものである。

有力な総合誌は他にいくらもあったが、狙いをつけていた雑誌にあっさり断わられ、私はすっかり気落ちしてしまった。ツテのない編集部へ持ちこんだところで、原稿紛失ぐらいがオチのことだろうと思われた。

どこか、この「毒の毒」を発表してくれる雑誌はないものか、と思いながらも私は原稿を机の中にしまいこんでいた。どこか、といっても、どんな雑誌でもいいとはいえないことなのだ。原稿は内容によって発表の場を選ばなければ、たとえ掲載されても読まれないで終る運命になる。私は『推理界』の編集長だったから、自分の雑誌に載せるのは簡単だったが、推理小説の専門誌に掲載するのは、やはりためらいがある。誌面に違和感を与えては、お互いの不幸だとも思った。

しかし、「毒の毒」を眠らせたままにしておくのはもったいない。能瀬さんにも悪いし、私自身も恥ずかしい。雑談の中から素材を拾い出し、「それイケル！　書いてよ」と書かせるのもまた編集者の仕事のうちなのだ。私とて編集者の端くれである。書かせた原稿が陽の目を見ないようでは、ジャーナリストとしての感覚を疑われようというものだ。弱っちゃったな、というのが正直なところだった。ともあれ、その当時、森永砒素ミルク中毒事件は、それほどに世間からは顧みられてはいなかったということだろう。

折も折、そのころ、私は編集長を辞任することを考えていた。そして、「毒の毒」をどこも掲載しないというなら、『推理界』に発表しようと密かに心を決めていた。だが、編集長が交替すれば、雑誌というものは当然に編集方針も変わるだろうし、「毒の毒」も掲載できるか否か全く不明だ。載せるとすれば私の手でやるしかない。それとて小説専門誌のことで、そうした記事にさけるスペースは限定されてくる。

私は決断した。能瀬さんに、三十枚ばかりに改稿を依頼した。こうした経過で「毒の毒」を『推理界』の四十五年七月号に掲載したのである。私としては不満な場ではあったが、陽の目を見ないよりはまし、と思った。

この号は、ある新聞の雑誌評欄でとりあげられたが、他の小説作品には一言も触れられていないのに「毒の毒」が印象深い、と評され、私は苦笑せざるを得なかったものである。さらに皮肉なことには、『推理界』はこの号をもって、実質的な終刊となっている。

このことを契機に、私は「森永砒素ミルク中毒事件」を詳細に知った。それはとりもなおさず、告発しなければならないと知ることであり、憤りを醸成させたということだ。「森永告発」の会にも加わり、不買にも徹することとなる。

さらに翌年だったか、私は長編推理小説を書こうと題材を捜していた。それまでに「ひかり」や「森永告発」「砒素ミルク」「裁判記

録」等も読み、私の手元にそれらがたまっていた。これらを読み進めている間に、私はこの「事件」は食品公害というよりも「企業犯罪」であるとも思うようになっていた。そこには、犯罪を弁護し、支援した権力、公機関の存在があった。

これを題材にして書いてはどうだろう、と私は思ったのである。一度び考え始めると、いまの私には、これしかない、とまで思われ始めてきた。これを書かないで何を書くか。徳島に生まれ、岡山と広島で育ったわが事とのめぐり合わせを苦が笑いしながらも、私にはこれは能瀬英太郎が書くものだ、との想いもある。

彼は、調査をすすめてゆき、その無残な現実を深く知るにつれ、とても小説になど書けない、とも言い始めていた。この気持ちは、私にもよく理解できる、何事であれ、現実の重さを知り過ぎると、フィクションでくるむなどは、とうていできない業と思われるようになるものだ。

今は、あなたが書かないなら、私が書いてもいいか、と私は能瀬さんに問うた。彼は了承してくれ、協力を約束してくれた。なら、やってみよう、と私は新たに取材もし、書き始めた。

こうして書き上げたのが長編推理小説「怒りの道」である。これは、能瀬さんや谷川正彦さんの協力があっての作品である。むろん小説であるからストーリーも人物も創作である。しかし、事件経過状況は事実に添っている。

推理小説に仕立てたのは、ある目的があったからだが、一つには熱しやすく冷めやすいそのスジを、再び熱くさせる契機にでもならないか、そうすれば、より広く読まれることになるのだが、との野望を秘めていたのである。この私の思惑は、またもや見事に外れたのではあるが。

「怒りの道」は、書下し長編小説として、昭和四十八年、春陽堂から出版された。この出版に至るまでには、まだいくつかのエピソードがあるのだが、この本に対しての私への反応は、直接に、間接にかなり強烈なものがあった。

「たったいま読みあげたところよ。作品に感動しているのか、ちょっとわからないような気持ちでいるわ。それにしてもヒドイ事件なのねえ」

と、熱っぽい電話をくれた読者もある。

これらの声を聞きながら、私は抱きつづけていた不安が徐々に消えてゆくのを感じていた。

抱きつづけていた不安とは——これについて、私は昭和四十八年三月十二日付『赤旗』文化欄に書いている。最後にその一部を引用しておこう。

——迷いながらも、書こう、と私は決意した。そして、大きな壁に突き当たる。手元にある資料だけでも、生のままで十分に訴及力がある。私の手には負えない、とみじめな敗北感さえ感じた。しかし、記録書は読まない人でも、エンターテイメントとしての推理小説は読むかもしれない。そして、真相を知り告発しないではいられなくなる人が出てくれば、そこに私の書く意味が生まれる。その可能性に期待するならば、とにかく書け、書いてから考えよう——。

丸山報告まで

森　鉄雄　評論家

森永ミルク中毒事件が起きた昭和三十年は私にとっても忘れられない年である。病気で大学を休学し、この年を最後に、再び大学に戻ることはなかったからである。

北海道帯広市郊外の姉の嫁ぎ先で、森永乳業がいたいけな乳児にヒ素入りミルクを飲ませ、多くの死者を出したことを新聞で読んだ。

その被害は、私の郷里岩手県からは、遙かに遠い西日本一帯に発生していたので、身近な事件とはいえなかったが、ちょうど自分も挫折感を味わっていた時だけに、鮮烈な印象を心に刻みつけられていたことだけは記憶しているのだった。

その後、東京に戻ってきた私は、全国社会福祉協議会児童部や、日本こどもを守る文化会議事務局などでアルバイトをし、児童福祉に興味と関心を持つようになった。

日本母親大会や、全国保育大会などにも出席し、そうしたことを通じて、医療、教育、福祉等の世界に多くの友人知己ができた。そして、すすめられるままに、福祉業界の専門紙の記者になった。正義感だけで書きまくる若い記者だった。

昭和三十五年夏の第六回日本母親大会の会場で、『岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会』の代表の母親たちが、「森永ミルク中毒事件の被災児たちが、いまなお後遺症に苦しんでいるが、森永乳業はもちろん、厚生省はじめ県、市も全くとりあってくれない。母親大会の名で真相を究明し、後遺症に苦しむ子どもたちを救済してほしい」と訴えるのを聞いて、私は、かつて失意のどん底にあった五年前を思い出した。

人間にとって幸せとは、まず第一に健康であることである。己れの不注意から怪我をしたとか病気になったというなら、まだあきらめもつこうが、判断力も抵抗力もない乳児のいのちの糧に毒が入っていたということは、森永乳業の一方的な犯罪であり、情状酌量の余地のないところである。

しかも、一万人をこえる被災児のうち、百三十余人も死んだ事件が、三年や四年ですべて解決したというものも納得できない。何らかの後遺症があって当然と考えるべきではなかろうか。——私は、直感的にそう思った。

私は『岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会』の代表者を探した。そして、突き止めたのが同会の事務局長・岡崎哲夫氏だった。

彼の名刺には『岡山市社会福祉協議会主事』の肩書きがついてい

た。社会福祉協議会の職員ならウソはいわないだろう、と私は思った。

そのとき、彼とどういう話をしたかは覚えていない。ただ、彼が激しい口調で森永乳業や厚生省を非難し、被災児につけられたおびただしい多数の病名をまくしたてたことだけはよく覚えている。

私は、森永ミルク中毒事件の当時の新聞の切り抜きを集め、また厚生省や森永乳業に取材に出かけた。

厚生省の担当官は、「この事件は一斉検診の結果すべて全快ということでケリがついている。森永乳業も誠意をつくしたと聞いている。それ以上のことは当時の担当者がいないのでわからない」といい、「詳しいことはこれで……」と、岡山県衛生部が発行した『岡山県における粉乳砒素中毒発生記録』を一冊くれた。

私はその本で経過を調べ、さらに森永乳業本社に出かけた。担当者の名前は忘れたが、年配の人で、事件発生当時から会社の窓口として処理に当ってきた者だということであった。そこで聞かされたことも、厚生省での話と全く同じものであった。

うろ覚えの記憶をたどると、「岡山で騒いでいるのは、ひとにぎりの補償金目当ての人たちである。しかし、会社としては、たとえひとにぎりの人たちであっても、誠意をつくして応待しているし、医学的に根拠がはっきりすれば補償はするつもりでいる。」

しかし、厚生省や医療機関は、この事件はすでに終っているとしており、守る会の人たちの言っていることは、何の裏付けもない。私たちも、ほとほと困っているのだ。

日刊新聞の記者の方たちもみえたが、事情を説明したら、わかってくれた。森永乳業に誠意がないといわれるのは心外である」というような話であった。

私は取材後、レストランに招待されてご馳走になり、その帰りには、固辞したにもかかわらず土産品まで押しつけられてしまった。

その夜、私は百科辞典をひもといてヒ素の毒性について調べ、被災児たちにつけられた多数の病名と対照した。また、岡山県の報告記録と、岡崎氏のくれた『森永ミルク事件史』（守る会発行）を比較対照した。

そして、岡崎氏が、社会福祉協議会の職員であること、能弁ではあるが、地方の朴トツな吏員タイプの人であることなどが、私を動かした。

「根拠があろうが、あるまいが、一つの現実として書くべきだ」と私は決心した。

『森永ミルク中毒事件に後遺症の疑い』と私は書いた。森永乳業で馳走され、土産まで貰ったが、「エサはいただく。だが、針はお返しするのだ」と、私は自分自身にいいきかせた。

私の社の編集局長は、話のわかるなかなかのやり手だった。顔を合わせるたびに、「君、新聞記者の使命はキャンペーンだぞ！」といつも私の尻をひっぱたいた。

それまでにも私は、結核で入院している児童に、療養しながら義務教育の受けられる施設をつくるキャンペーンや、二重三重の重複障害を持つ重症児のための福祉法づくりや施設づくりのキャンペーンを張ってきていた。

当時はまだ、いずれも法律的な裏付けが全くないため、予算もつかず、関係者は四苦八苦の状態だった。この二つのキャンペーンはともに大成功を納めた。明らかに、虐げられていた人たちの救済は一歩前進したのだった。

このような経験と自信があったので、私の『森永ミルク中毒事件に後遺症の疑い』の記事は大版の全一ページを埋めるセンセーショナルな扱いで十月十日の紙面を飾った。

それから数日の後、森永乳業の総務部長と名乗る人から電話があった。

「お宅ほどの良心的な新聞が、医学的に根拠のない記事を載せるのは権威にかかわるのではないか。取り上げるなら、関係者の対立する主張をただ羅列するのではなくて、医師などの専門家の根拠のある見解を載せたらどうか」という。

「そうしましょう」と私は答えた。

そのまま数日後、私はTという福祉業界の大物に呼びつけられた。全国社会福祉協議会の種別協議会長もやり、私の社の社長とも親しい間柄の人物である。彼はいう、

「事実なら仕方がないが、補償金目当てに騒いでいる連中の片棒をかつぐのは間違いではないか。書くなら、根拠をはっきりつかんでから書いたほうがいいよ」

『根拠』といわれると自信はなかった。で私は「岡山へ行って現地取材をしたい」と申し出たが、却下されただけだった。

その後、T氏が『森永奉仕会』に関係していることが判って、私の正義感は燃えあがった。（余談になるが、そのT氏は、私がこの稿を書いている五月二十八日に死去し、三十一日に盛大な葬儀が営まれた。）

自らの足で取材できなかった私は、この事件を取材している日刊新聞の記者を紹介された。が、彼らの取材でも、大学や日赤の小児科の医師から「医学的に立証できず」といわれ、記事にできなかったと聞かされた。

翌・昭和三十六年、私はあることから、岡山市で一年三カ月を暮らすことになった。私は岡崎氏と連日のように会い、また、岡崎氏宅に集まる被災児たちやその親たちと知り合いになった。そして、ヒ素中毒との因果関係は医学的に立証されないが、確実に障害の残っている被災児を沢山、この目で見たのである。

私は地元の教員組合の人たちとも面接した。そして「学校の定期検診で、被災児とそうでない子どもの成長の差や、症病発生率などを統計的に調べる方法はないか。病理学的に解明できないなら、疫学的手法でも解明できるはずだ」と説得に努めたが、問題にもされなかった。

岡山県の愛育委員たちとも話したが、「被災児とそうでない子の成長に差はないし、親もいつまでも自分の子が被災児だと言われることを嫌がっている」という返事だった。

私は完全に行き詰まった。それ以上に、岡崎氏は四面楚歌、孤軍奮斗の明け暮れだった。

私は岡崎氏にいった。

「岡崎さん。これはあなたの生涯をかけた仕事になりそうですよ」

岡崎氏を信じて、犠牲的な献身をつづけている幸子夫人の姿を見、障害の根深く残っている被災児たちを見ると、私はできる限りの応援をしたい、と思うのだった。

医学的に立証されようが、されまいが、ここに厳然たる事実があるのだ。確かに障害に苦しんでいる子どもたちがいるのだ。

私のような、大きな媒体に属していないジャーナリストにとっては、社会に影響力をもつような記事を書く手段はない。しかし逆にちっぽけな媒体しか持てないからこそ、書いてもボツにならないという強味があった。

帰京後、私は、いくつかの新聞、雑誌を渡り歩き、そのたびに、「森永ミルク中毒の後遺症に苦しんでいる子どもたちがいること。それを訴えつづけている団体が岡山にあること」を書きつづけた。

昭和四十四年十月十九日、朝日新聞が大阪大学医学部衛生学教室丸山博教授の『森永ミルク中毒被害児六十八名の追跡調査の結果』を全文掲載し、ついで十月三十日には、岡山市で開かれた第二十七回日本公衆衛生学会で、いわゆる『十四年目の訪問』が発表された。

全国のマス・コミが「わぁッ」と飛びついた。

「岡崎さんのライフ・ワークになりそうですよ」といったときには私もまさか、わずか七年でこうも事態が変わろうとは夢想だにしていなかった。

岡崎氏に対する、単なる慰めの言葉にしかすぎなかったことが、いまや本物になったのである。

私は夢中で受話器をとりあげ、岡崎氏の自宅のダイヤルをまわした。

「おめでとうございます。まさに、岡崎さんの執念がちですね」

それ以上いうことは何もなかった。これから先も、岡崎氏らの苦難の道はつづくだろう。しかし、ちっぽけなジャーナリストである私にとっては、この日が森永事件との訣別の日であった。

一九七六、五、三一記

●森永砒素ミルク闘争二十年史

医学編

医学編

第一章　森永ミルク中毒事件、その医学史

森永砒素ミルク中毒事件、その医学史
——歴史的教訓と今後の課題——

青山　英康　岡山大学医学部衛生学教室助教授

森永砒素ミルク中毒事件は、単に医学史上国際的にも他に例を見ない大規模な乳児の砒素中毒患者を集団発生させた点で医学上重要な意味を持っているのみではなく、事件発生以来今日に至る間、常に数多くの問題を直接医学界に提起し続けており、それ故に提起された問題の受け止めをめぐって、すべての保健・医療従事者、そして医学界、保健・医療体制そのものに対しても、数多くの教訓を歴史的事実として与えてくれた点で重大な意味を持っている。

今日なお数多くの被害者が医学的な救済を求めて医学界に現実的な課題を提起し続けているが、必ずしもこれによく対応し得ているとは云えない。

このような現実を見る時、二度とこの種事件が発生しないために、そして一日も早く被害者が完全に救済されるためにも、これら教訓の一つ一つを総括的に指摘して置かなければならないであろう。

そのためにも歴史的事実を単に事実として羅列するのではなく、冷静に医学界への、そしてすべての保健・医療従事者への教訓として受け止め得るような洞察こそが必要である。したがって、この二十年間に事件との関連で登場してくる保健・医療従事者の一人、一人がいずれが正しく、いずれが誤っているかではなく、何がこのような対応を生み出したのかを究明しておく必要があろう。

このような重大な事件が発生し、今日なお痛ましい被害者が存在している限りにおいて、決して一人の保健・医療従事者もその責任を逃れることは出来ない。

その意味で罪の十字架を背負いつつも、将来への明るい展望を切り開いて行かなければならないのが、保健・医療従事者の責務であり、医学界の責任であると云えよう。

事件発生以来二十年間の歴史的な総括を試みる以上、歴史的な事実に基づく解説が必要であるが、すでに数多くの歴史的事実は広く公表されており、健康被害の問題としてこれに対するさまざまな立場からの考察もなされているので、これら事実の紹介は可能な限り省略し、今後に残されている課題の解明に必要な教訓を歴史の中から得ることを目的として、検討していきたいと思う。それ故に、歴史的な記述は時代区分に限られ、事実の紹介も少ないが、これらは年表を参考にされたい。

I　事件発生に至る諸問題

繰り返される食品公害

本事件については事件発生以前に遡ってもすでに医学上の問題を見出し得る。何故ならば、何故にこのような毒物が人間の生涯の中でも成長・発育上最も重要な時期に、主要な栄養源として与えられる乳製品の中に混入されたのかと云う問題を見逃すことが出来ないからである。

特に今日もなお「食品公害」の呼び名で、すべての国民が日常の食生活の中で多かれ少なかれ不安を感じており、しかもこの種食中毒事例がカネミライスオイル事件とニッコーサラダオイル事件のように相も変わらず同じ原因と状況で繰り返されている現実を見るならば、ますますこの点の解明は重要な課題である。

「食品公害」の名称に関しては、公害対策基本法の定義に示されている如く、今日の法的な「公害」の概念規定の中には「食品公害」は含まれておらず、したがって今日なお「食品公害」に関する法的規制は一切なく、それ故に「食品公害」を主管する行政の体制も確立されていない。したがって「食品公害」とはマスコミが作り上げ、国民の間に使い慣らされている言葉ではあっても、未だになんらの行政処置もなされていないのである。

この点を見ても、決して森永砒素ミルク中毒事件の発生とその後の経過は、「食品公害」としての教訓を今日もなお十分に生かし得ているとは云い難い。

したがって森永砒素ミルク中毒事件がそうであったように、多くの「食品公害」の事例は、食品衛生法の規定に基づく行政の対応として処理されている。

食品公害と行政

食品衛生法は昭和二十二年に施行され、その後数多くの改訂を経て今日に至っているが、事件発生以前にこの食品衛生法により未然に事件の発生を予防し得なかったのかどうかという疑問が残される。

食品衛生法は、前記公害対策基本法や現行の公害関係諸法規とは異って、第二次大戦の終戦直後における占領政策下に施行されたものであるが故に、法的には他の衛生関係法規に例を見ない、非常に厳しい内容をもっており、「疑い」があれば行政処分を為し得ることになっている。

にも拘らず、歴史的事実として毒物が粉乳の製造過程に安定剤として混入したのであり、この場合食品衛生法は事件発生予防になんらの効果的な役割りを持っていなかったことを示している。

本事件を契機に本法の改訂が行なわれたのも事実であるが、たとえ厳しい内容の法律が施行されていても、その運用や解釈において法の目的としているところが十分に生かされなければ、法規定だけでは国民の生命や健康は決して守られないことを本事件は立証してくれた。

今日「食品公害」として幅広い国民の関心を集めている「食品添加物」についてみても、施行当時は僅か六十種しか指定されていなかったにも拘らず、最近のＡＦ－２問題などによる国民的な運動の昂まりの中で、数品目が指定品から削除されたが、昭和四十四年に

は三百五十六品目も指定されていた。

この事実を見ても、現行の食品衛生法では、国民的な不安となっている食品公害の発生を予防する上で、効果的な役割りを持っているとは云えない現状が理解されるが、これに加えて、食品衛生行政の中心的な役割りを果たすべき「食品衛生監視員」は監視すべき対象業者数や活動の幅広さに比して余りにも定員不足であり、その待遇の点でも劣悪な為、優秀な技術吏員の採用が十分になし得ないのが現状である。

このように、本事件を契機として食品衛生法の若干の改訂が行なわれたとは云え、本事件の教訓が今日に生かされている状況とは決して云えない。

多くの場合、食品監視は少ない定員と、技術屋でありながら、その専門技術を十分発揮するに足る検査施設を与えられないために、施設監視のみに重点が置かれ、それがために大企業に暖く、中小零細企業に冷たい行政対応となり、監視を厳しくすればする程、数多くの中小零細の食品関連企業は経営基盤さえ奪われることになり、大企業への系列化だけを促進することになる。そのことがこの種大企業による大規模な食中毒事例を引き起こす原因となったと云えないだろうか。

このように「法規制」はあく迄もその運用にこそ意味があるのであって、各種の法規制を強化するよりも国民の生命と健康が尊重される社会体制の確立が最も基本的な課題であると云えよう。

本事件の原因となった森永乳業徳島工場で使用された安定剤——「第二燐酸ソーダ」は、日本軽金属・清水工場（静岡県）の工場廃棄物であったが、この廃棄物の処分について日本軽金属から静岡県衛生部に「成分表」をつけて問い合せが行なわれていたことが、後の裁判の過程で明らかにされている。静岡県衛生部もこの問い合せを受けて、上部機関である厚生省に問い合せを行なっていた。しかし厚生省はこの問い合せを一年以上も放置し、本事件発生後の昭和三十年十一月に政令として「毒物」に対する処理方法を公表し、「回答」に代えていた。

企業と「安全性」

このスローモーな行政の対応にも問題があるが、未だにこの点については全く問題になっていないが、一度問い合せをしながら、何らの回答も得ないままに毒物を含んでいることが解っている危険な廃棄物を他に転売した日本軽金属の措置についても問題が残されている。

このように、当初は成分も解っており、毒物の危険性も認知されていたものが、新日本金属——丸安産業——生駒化学——松野製薬——協和産業——森永と転売されて行き、その間にキロ当り八円であったものが一七〇円にもなっていた。

この工場廃棄物が薬品に変化していく過程で、単に再結晶による精製という「見た目にきれいにする」ことでもってどんどん値段が高くなっていき、値段と共に成分が同じでも恰かも「安全性が増した」ように取り扱われていく状況が認められ、「安全」よりも「見た目に美しい」ことが優先される商品価格の実態を見ることが出来る。

さらにこのミステリーにも似た工場廃棄物から食品添加物への変化の中で、なんらの行政的なチェックもなされていないことが注目される。しかも後に問題となるこの値段についても「従来の値段と同じであったから、同じ品質のものと考えた」という森永側の言い分は商品流通によるこのような原則的な模式図も知らないままに、森永は企業経営をしていたことを自ら認めることになる。

しかも「安定剤」と呼ばれるこの毒物の粉乳製造過程での使用目

的が重要であり、たまたま「毒物」が混入したとは云えない状況である。

昭和三十年四月十日より三回にわたって、合計二百八十キログラムをキロ当り百七十円で購入したものが「第二燐酸ソーダ・松野製薬会社」と函の側面に黒文字で明記されていたとは云え、二年前の昭和二十八年四月十五日に購入された「第二燐酸ソーダ」はキロ当り百九十五円で七十キログラムも購入しており、決して食品に添加される質の良いものを買う努力をしていたとはいえない森永の企業姿勢を示している。

徳島工場が安定剤として第二燐酸ソーダを使用したのは、事件発生の三年前からといわれ、その使用目的は原乳の腐敗による酸度の上昇を抑制するためであったと云われている。

乳製品の加工に当って、他の乳業会社が原乳の収集に近い場所に加工工場を建設する「生産地加工方式」を採用しているのに対し、森永は製品の消費地に加工工場を置く「消費地加工方式」をとっているために、原乳の酸度の高まりには他社以上に注意を払う必要があったのであろう。

このように食品加工業者として、原料の「安全性」に対する関心よりも、製品の「販売」に重点を置いた森永の食品加工業者としての姿勢は、今日なお変更されることなく続いているのであって、この点についても食品企業に対する行政的な指導の徹底が計られねばならなかったのではないだろうか。

このように保健・医療従事者として、事件発生に至る経過の中で取らねばならなかった措置が数多く明らかにされながらも、その多くは今後に残されており、本事件が保健・医療従事者にとっては決して過去のものではないことを示しており、その責任は大きい。

粉乳のすすめ

さらにこれら粉乳の使用目的についても、保健・医療従事者として見過し得ない重要な教訓を指摘して置かなければならない。

粉乳の普及には、乳業会社と協力して保健・医療従事者が果たした役割りは非常に大きかった。

乳業会社がスポンサーとなる「赤ちゃんコンクール」は育児指導の場として保健・医療従事者によって活用された。

保健活動には多くの場合スポンサーがつきにくい状況の中で、これら乳業会社の存在は貧しい財政に悩む保健・医療従事者にとって救いの神のようにも思え、その宣伝のために自ら大いに役立つことが職務とさえ勘違いする活動の展開を図った。特に岡山県は岡大小児科学教室が地方紙山陽新聞の協力も得て、全国に先がけて「赤ちゃんコンクール」を行なったと云われている。

今日では「母乳運動」のように粉乳の問題点がようやく関心を集め始めているが、昭和三十年に向けて経済成長への大きな社会的変動の中にあって、働く婦人の育児時間は極度に制限され、粉乳の利用を拡大する基盤が作られていた。

産院においても看護婦不足の中で、砂糖湯による補乳では尿の回数が増加するし、母乳を与えるためにはその補助に手間がかかり、簡便な調乳は営利医療経営の合理化に非常に役立った。

安価にカロリーを上げるために糖分が多く、そのために体重増加だけは著しい人工栄養児は、体重を健康の指標とする「赤ちゃんコンクール」で常に上位を占めることになり、ますます保健・医療従事者の活躍が粉乳の普及に拍車をかけた。

今日では無糖粉乳の普及による「虫歯予防」が叫ばれていても、価格の点で問題を残し、この方は普及が進まないと云われる。

このように粉乳普及は企業目的にあった保健・医療従事者の協力によるところが大きく、その後も長い間その果した役割りに対する反省はなされることがなかった。僅かにこれら「赤ちゃんコンクール」の受賞児の追跡調査結果が報告されているが、その結果は決して乳業会社の受け入れられる内容のものでなく、そのために広く公表されるに至っていない。

以上に記してきたように、事件発生以前にすでに医学界・保健・医療従事者にとって、本事件に対する数多くの問題提起がなされてきたにも拘らず、今日なお未解決のものが多く、本事件と医学とのかかわりあいはこれら未解決の問題の将来的な解決を医学界自らがなさない限り、本事件の解決に責任を果たし得たとは云えないであろう。

II 事件発生と疫学調査

この種事件の発生に際して医学的に最も重要な事は、その原因の究明においても、またその後の治療、そして被害者の救済のためにも疫学（Epidemiology）的なアプローチがなされているかどうかと云うことである。何故ならば、臨床的な個別患者から得られる情報だけでは実態を決して摑み得ないからである。

にも拘らず、本事件発生以来今日に至る迄、僅かに岡大・広大による瀬野川地区における疫学調査を除けば、徹底してこの疫学的な方策が欠如している点で、本事件は特徴を有しており、その意味で貴重な教訓を残している。

最近ではスモン（Subacute Myelo-optico Neuropathy）をはじめ、難病と呼ばれる諸疾患の医学的調査・研究には必らず疫学班が設置されるようになったし、医学界における「疫学」に対する関心も昂まってきている。

しかし、相変わらずこの種公害関係については水俣病をはじめイタイ・イタイ病、そして四日市などにおける大気汚染についても、その解明に疫学は活用されても、被害者の救済にまでは十分活用され得ていないし、そのために数多くの被害者が被害の認定に際して切り捨てられているのが現状である。

このような状況の中で水俣病をはじめ、土呂久や津和野の廃鉱山公害の被害者から疫学の立場からの救済を求める声が強く、昭和五十一年に至ってはじめて日本衛生学会総会の決議として、同学会に「公害被害者の認定とその救済に関する研究会」が設置されることになった。

その意味で、前記研究会の今後の活躍が大いに期待されるが、この種事件発生に際して疫学が無視されたり無視されないまでも重視されてきた原因は、今日なお根強く残っている医学界の特異な体質と共に、これを許している社会的な諸条件にあることを見出して置かなければならない。

疫学とは

「疫学」とは Epidemiology の語源からも明らかなように Epi＝upon, demos＝people, logy＝science, すなわち「人間集団に関する科学」であり、決して単なる疾病のための科学ではない。確かに我国にこの Epidemiology という外来語が導入され、これを疫学と訳した頃は、国際的にも伝染病が医学の重要な課題であったために、伝染病の原因を追求し、その伝染経路を見出し、その対策を立

てるために活用されることが多かったが、今日では「健康の疫学」などと呼ばれる研究分野さえも確立されようとしており、伝染病のみならず、非伝染性疾患やあらゆる医学的課題について幅広く活用されるようになった。

疫学の定義としては、K.F.Maxcy(マキシー)が「人間の健康と疾病に係わる、諸々の要因や条件を、頻度と分布によって相互関係を明らかにしようとする医学的方法論」と下しているのが最も簡潔にして理解し易いであろう。

何故〃疫学〃は嫌われるのか

長々と「疫学」について論じてきたのは、本事件に限らず、人間の健康問題に関して、疫学的な手法は、健康被害の実態が明らかになると困る人達にとっては決して歓迎すべきものではないことを知って貰いたいからである。これはまた単に加害者である企業とか国のみならず、医学界の内部にあっても、健康問題を人間の身心に関する臨床的な所見の範囲に止めて置き、従ってその原因究明も診察室内や検査室内で出来る範囲のものにして置き、そのために対策としては薬剤の投与や注射による治療だけを行なっている方が、都合がよいと考えているものが少なくないことを知って置く必要があると考えたからである。

MF印の森永粉乳について砒素の混入が検出されたのは、表1の如くであるので、製品として販売されて消費者の手に届き、乳児が食中毒症状を示し始めたのは遅くとも五月の中旬頃からと考えられる。これはMFの製造番号から推測して、製造後消費者が購入するまでの期間を約三週間、砒素含有量については缶によって差異はあるが、一缶でも十分中毒症状を起こすことが出来る含有量があったことを考えると、中毒量を消費するまでの期間を約一週間と見なしての計算である。

当時の調査結果では、「大体において約五缶程度の飲用によって生後五か月未満の者は二か月以内に発病する」と推定しているが、この数値は、被害者を「森永砒素ミルクの飲用者」ではなく、「受診して医師に中毒患者と診断された者」としてのデーターを検討した結果である。

表1　(森永砒素ミルク中毒事件の)検体検査結果

紛乳の種類		砒素検出
MF	5117～5327	−
	5413～5625	＋
	5626～5713	−
	5804～5821	＋
	5824	−
MC，ML，MN		−

(発生記録　P296)

このように疫学調査の出発点である被害実態を明らかにするための調査においてさえ、当時乳児が何名いて、その中に人工栄養を摂取していた乳児が何名、さらにその中で森永粉乳の飲用者が何名、MF缶飲用者が何名いたかという最も基礎的な疫学調査が欠如していたために、その実態が今日に至ってもなお明らかにされ得ないのである。

しかも医師受診が被害者認定の要件となっていながら、「砒素ミルクの飲用」そのものが被害ではなく、医師によって認められた臨床的な所見の幾つかが急性砒素中毒としての臨床症状に合した場合のみに限られた点で、すでにこの時点で数多くの被害者が切り捨てられてしまっていた。

このように公害被害の認定に当って、「被害」の概念規定の「誤り」によって被害実態の把握は大きく異ってくる。今日もなお公害健康被害補償法によって、恰かも中立公正な第三者機関として医師、しかも臨床医師のみによる認定審査会が設置されているがために、数多くの被害者が切り捨てられている。すなわち本事件の教訓は今日もなお決して生かされてはいない。

公害健康被害補償法における地域指定、病名指定、症状指定の三つの枠はめによる数多くの被害者の切り捨ての実態は、たとえば水俣病における有機水銀中毒症としてのハンター・ラッセル症候群、廃鉱山公害においては慢性砒素中毒症としての鼻中隔穿孔と皮膚の色素沈着異常および多発性神経炎などの例を挙げれば明白であろう。

これら病名指定における被害者切り捨ての原因は、原因追求における医学の慎重さが逆に大きく影響している事実もまた重大である。

水俣病が有機水銀中毒によることを明らかにするためには、熊本大学医学部の非常に大きな努力があった。しかし水俣病の原因はチッソの工場排水によって汚染された魚の摂取であり、チッソの工場排水の中には単に水銀のみならず他に数多くの有害物質が含まれていたことは決して想像に難くなく、またこのような想像こそが科学的な思考なのである。

廃鉱山の場合でも、決して被害者の健康被害は砒素のみによるものではなく、銅や鉛や亜鉛など数多くの金属類が鉱石の成分として含まれていたし、またその精製に際して多量の亜硫酸ガスを排出した。また鉱内においては鉱石の塵埃を吸入し、塵肺に罹患する危険性も大きかった。

同様に森永砒素ミルク中毒事件についてもその原因物質は単に純粋な砒素のみではなく、工場廃棄物として「砒酸ソーダを含有する燐、ヴァナジン・ソーダなどの混合雑物」であった以上、砒素のみに注目して砒素中毒の症状をもって被害者の認定を行なうと、被害の実態を見失うことになる。特に乳児の場合、急性下痢症の発症によっても全身的な反応を示すのが特徴であり、「小児は大人を小さくしたものではない」と云うのは小児科学の最も基本的な命題である。したがってこの場合、あくまでも森永MFミルクの飲用が被害なのである。

食品衛生法によって医師は食中毒及びその疑いがある患者を診察した場合は、直ちに保健所に届け出なければならないことになっている。したがって五月の中旬頃より発病が予想され、発病患者が医師を受診している以上、これを診察した医師はもし食中毒と診断がつくか、その疑いでもあれば直ちに保健所へ届け出ていなければならなかったのである。

しかし対象が乳児であり、しかも五月中旬以降という時期を考えれば、梅雨時から夏にかけての乳児の身体的変調を、直ちに摂取している粉乳に結びつけて診断を下すことは医師にとって極めて至難のことと考えられる。勿論一般的に食中毒と考えられる症状を呈していれば、診断も容易であったかも知れないが、毒素による中毒としての特性も加わっており、「奇病」として注目されるのが七月以降の多発状況になってからと遅れたことだけで、被害者を診察した個々の医師を責めることは出来ないであろう。

しかし、もしこの段階で疫学的な調査・研究組織が直ちに組織されて「奇病」の原因追求を行なっていれば、もう少し早く原因の追求が出来た可能性はあったであろう。とはいえこの時代の医学界における「疫学」への関心の程度、さらには今日では「疫学」を主要な武器として医学の一分野を分担している衛生・公衆衛生学の分野の保健・医療従事者についても当時の水準から考えるならば、「奇病」の原因解明のための疫学研究班が結成され得た可能性は少ない。その上患者の全生活場面で病因を追求する態勢は、現行の我国保健・医療体制にはない。即ち患者の「頭が痛い」という訴えに対して医師は「痛みを止める」ことのみに精一杯の努力をしており、患者自身それを医療と思い込まされている。

「医療」とは

しかし医療の本質は痛みを止めることと同時に「痛みの原因」を医学的に追求し、さらには「痛みの原因」を取り除く方策を見出すことにあるはずである。

この点「痛みの原因の追求」は診察室と検査室の中で出来ることに限られ、さらに「痛みの原因を取り除く努力」は、服薬とか通院など患者のみに一方的な努力を強制することに限られているのが現行の我国の医療の実態であり、また特徴である。

しかもこれら「頭が痛い」といった症状に限らず、自覚・他覚される症状はいずれも一つの原因に一つの症状とか、一つの症状に一つの原因といった関係があるのではなく、非特異的な症状群であることが多い。

乳児が「乳を吐く」場合も高熱のために乳を吐くこともあれば、脳圧が亢進して吐く場合もあり、また胃や腸など消化器に疾患があっても吐くし、授乳の仕方が悪くても吐く。このようにただ「乳を吐いた」からといって、ただちに「ミルクが悪い」ということにはならない。特に我国の場合、医師のみならずすべての保健・医療従事者が「乳を吐いた」ら何らかの病気を考えるように教育されているために、何らかの病原菌を探し出す努力しかなされない。

医師にそのような傾向が強くても、看護婦とか保健婦、そして助産婦など、いわゆるパラ・メディカル・スタッフと呼ばれる、本来は医師よりも患者の生活により密接している保健・医療従事者達が、この点での追求能力を持っていれば、医師の欠点を若干なりとも補うことが出来るであろうが、逆に我国では保健・医療体制の中に医師だけが絶対的な権力を持ち続けており、すべての保健・医療従事者が医師の思うがままの診療を手伝わせる体制にしかなっていない。もし、有効にこれらパラ・メディカル・スタッフがその専門的な能力を発揮するようになっていない。もし各々のパラ・メディカル・スタッフの専門性が尊重されるような保健・医療の体制が確立されていれば、これらパラ・メディカル・スタッフの部分が一番最初に「人工栄養が原因ではないであろうか」という疑問を持ったであろう。現実にこの事件の場合もそうであったのかもしれないが、今日の保健・医療体制では、医師の絶対的な権力の下にそのような貴重な意見は押し潰されていたであろう。

このようなさまざまな保健・医療体制の現状に由来する状況の結果が、小児科学を中心とした薬理学・法医学・病理学などの各教室の総力を挙げた岡大医学部研究陣が、全国に先がけて原因究明に第一歩を記すことになったのであり、この事実は岡大医学部としてその歴史の一頁を飾るにふさわしい快挙であったと云える。しかしすでに指摘したように「人工栄養児に多発している」とか「森永ミルクがあやしい」と考えられた時点以後のこれら名誉ある医学陣の対応については問題がある。この推定段階で直ちに保健所に連絡しておれば県知事の責任で原因追求のための行政的な処置、それがたとえ当時としては非力のものであったとしても、原因追求のための疫学的な調査のための組織が作られていたであろう。その結果がたとえ誤った推理であったとしても、この方が許されるのであり、疑いを持ちながら、企業や大学の名誉、さらにはマスコミによる社会的不安の拡大のみをおそれて、最も重要な乳児の生命や健康への被害の拡大を軽視する方がかえって将来に大きな誤りを残したことになる。

スモンの際にはその感染性を疑って、井原市における水道施設の普及に役立っている。しかし今日ではその感染性は否定されており、当時として感染性を疑ったこと自体についての責任は追求されていない。ただ疫学的にその感染性が否定されながらも、今日なお感染性を訴え続けて被害者の救済の障碍となっていることが責めら

れているのである。

ただ感染性については、今日の行政上の防疫対策が患者の人権をも無視して処理されるがために、必要以上の慎重さが要求されることも忘れてはならない。

スモンの場合、キノホルムに対する疑いの段階で使用と販売が中止され、その結果患者発生が激減した疫学的事実が極めて重要であったように、本事件の食中毒の疑いに対して医師の取るべき態度は極めて重要な意味をもっていた。

さらに「奇病」の原因追求に際して、医師としてこれを全生活場面で追求する考え方は、決して今日でも十分なものとはいえず、その結果、「カネミライスオイル事件」において、また「サリドマイド」や前記スモンの場合など、日常診療を通じての疫学調査の成果は華々しいものとなっていない。勿論スモン以後の難病問題に対する疫学研究の成果は大きいが、この点についてもすでに触れたように、被害者認定において未だ行政的な判断が「被害を受けたもの」というよりは、「臨床症状を示したと臨床医師によって判断されたもの」となっているために、その後の被害者救済に重大な関連を有するこれら被害者の追跡的な調査・研究に今日もなお大きな支障となっている。

このことはこの種事件の発生に際しては「被害者名簿」の整備及びその永久的な保存が最も重要であることを意味している。

にも拘らず、後に触れるが「十四年目の訪問」以後、加害企業である森永のみが「被害者名簿」を保存していることが明るみに出され、これの公開をめぐって、日本小児科学会、日本衛生学会、日本公衆衛生学会より要求が出されたが、科学的な調査・研究には永く利用されることがなかった。

このように行政を通じて作られた名簿さえ、被害者に対してではなく、加害企業にのみ利用されるようにしか「被害者名簿」は作られず、この種事件における疫学的な調査・研究の障害となっている。

法医学教室によって、小児科学教室から提供された森永乳業徳島工場製のMFドライ・ミルクから「砒素」が検出され、また病理解剖の結果として「肝臓は出血壊死と脂肪変性」を示し、中毒症であることが確認され、「炎症性反応がない」ことも明らかにされた。さらに翌日には患者の肝臓からも「砒素」が証明された。

薬理学の協力も得て、治療としては、BALの注射が有効であることも解った。

このような段階にきて、「食中毒の場合は疑いがあっても行政に届けなければならない」ことを初めて知らされた浜本教授が県衛生部長に連絡し、翌日には県衛生部を通じて厚生省に、またマスコミを通じて全国に「多発している奇病は慢性砒素中毒症状に一致しており、森永のMF粉乳から砒素が検出されたこと、治療法としてBALの注射がある。」ことが発表された。

このようにして、西日本を主要な発生地とした乳児を中心とする「奇病」の多発に最初の医学的な判断が下され、ここに至る医学的な業績に対して、昭和三十年九月十六日に、岡大医学部、岡山赤十字病院小児科の二つの医療機関と浜本英次教授及び三人の死体提供者に厚生大臣から感謝状が、岡山県衛生部には賞状が授与された。

この輝かしい業績は業績として、また輝かしい業績の持つ教訓は教訓として、歴史的な評価を的確に下しておく必要があろう。

最後に特記して置かなければならないことは、これら「奇病」の原因追求に当って、各教室の協力があったのと対照的に、加害企業森永からは、抗議や原料提供に当ってのゴマカシなど、数々の妨害があったのも事実であり、最終的には全森永製品への消費者の不安をおそれて、「砒素」混入の経路を自らが公表せざるを得なくなったことである。したがって、加害企業にとっては、徹頭徹尾被害者の確認や救済よりも、企業の営利目的の方が優先しており、結局は

この企業の立場に医師や行政が利用され、協力させられている状況を、本事件の発生段階において具体的な歴史的事実として示してくれたと云えよう。

森永MFミルクが中毒原因として確認された後にも、中毒物質としての砒素を確認するために長い日時が消費され、森永MFミルク飲用者と非飲用者の名簿が、「被害者名簿」と「対照群名簿」として整備されなかったために、その後の「後遺症」問題に対する科学的な追跡調査を困難にし、結局は加害企業の責任を軽減させることになった。

III　被害者の認定と治療

昭和三十年八月二十四日午前十時にすべてのマスコミの前に公表された「森永砒素ミルク中毒事件」の真相は、乳児、特に森永粉乳を与えた経験をもつ母親にとって、極めて大きなショックを与え、各医療機関に医師の診察を求めて押しかける結果となった。

これに対処すべく、厚生省は十月六日に日本医師会宛に「砒素化合物を経口的に摂取した場合の砒素中毒患者の診断基準並びに治療指針の作成」を依頼し、これを受けて、小児保健学会の会頭であった大阪大学の西沢義人教授が浜本英次（岡大）、北村義男（徳大）、平田美穂（兵庫医大）、中村恒男（京府医）、吉田邦男（奈良医大）の各教授とともに委員会を結成し、十一月二日にはこの委員会の慎重審議の結果を日本医師会を通じて厚生省公衆衛生局長（山口正義）に答申した。

これがいわゆる西沢委員会であり、診断基準として「中毒症の区分」を必須条件と附帯条件に分けて、第一度から第三度までの三群に分類すると共に、「治癒判定基準」と「後遺症」そして「治療指針」についても答申を行なっている。

「被害者」とは——医学診断の限界

この西沢委員会の答申の問題点については、すでに数多くの指摘がされているが、基本的には「被害者の認定」に関する医学的判断の問題である。被害者の確認については西沢委員会の答申が出される以前に、九月一日に厚生省から「森永MF印調整粉乳による砒素中毒の患者処理について」通達が出されており、その中で「軽症患者については個々の症状により、他の疾病との鑑別が困難なものについては慎重かつ綿密に」確認を実施することが記されているし、「届出或いは通報された患者、死者の中には他の疾病が混入する恐れがあるので、直ちに患者・死者と決定せず……疫学的調査に基づき確認すること」となっている。また「或一定期間原因粉乳を飲用しなければ、発病しないものであるし、……必要により生後より発病まで利用した粉乳の量・種類及びその期間を調査し、空缶があればその缶のマークにより種類を確認すること」と記されている。

この「一定期間」の問題は、八月二十九日に「森永ドライミルク及び安定剤についての検査結果並びに砒素の毒性」について厚生省から出された通牒の中で、国立衛生試験所の「精密な分析試験」の結果として、亜砒酸の中毒量を「成人」で五～五十ミリグラムとし、生後日数によるドライミルクの使用量から、「今回の事件は砒素含有のドライミルクをある期間摂取すれば、乳児に対しては当然急性あるいは慢性中毒症を呈する」としたものが根拠となっている。

しかしこの通牒の中にも「慢性」の文字があるにもかかわらず、後の「ある期間」という表現だけが重視された。

事件発生時に岡山県衛生部が行なった「疫学調査」の結果では、百二十六名の患者の中、一缶しか飲用していないものでも十四名が患者となっており、五缶まで飲用して発病したものが最も多く、五十八名（六十九・八パーセント）となっている。

「発生記録」に見る限り、「被害者」の表現はなく、「患者」については「有所見者」であるか、「治療を必要とする者」であって、決して「飲用者」ではないし、西沢委員会の診断基準も「MF印調整粉乳を飲用して」、「下記条件に該当する者」として、第一度～第三度について各症度毎に「色素沈着」や「肝把大」、「血液所見」などの臨床所見の必須条件と、「発熱」、「浮腫」、「腹部症状」あるいは「心電図異常」や「胸部レ線」など臨床所見の附帯条件がつけられている。

このように、あくまでも被害者認定にあたって臨床所見の有無が基本になっており、決して「森永砒素ミルク飲用者が被害者である」という立場は取られていない。

厚生省の通牒や西沢委員会の答申においても、「毒ミルクを飲まされた」のが「被害者」ではなく、「臨床的所見を示している者」だけが「患者」にされた所に、この種公害事例における患者切り捨ての原点が認められるし、このような判断、あるいはこれが「医学的な権威者」による「専門的判断」であるとする「常識」が医学界にはあることが認められる。

当然患者自身も「心配するような所見はない。」とか「軽症でよかったですね。」と医者から云われると、「毒入りミルク」を買わされた「被害」も忘れて、ただ愛児の命が助かったこと、その時点で健康を阻害されなかったことを「不幸中の幸い」として喜ぶようにしむけられた。

この医療の実践場面における「権利意識」の不在が、後の「救済」問題に大きな影響を与えることになる。

このような状況は、「乳を吐き、嫌がる子供の衰弱をまさかミルクが原因だとは思わず、口をこじあけても、毒入りミルクを流し込んだ」ことに対する母の罪意識も大きく関係している。

公害事例においては、このようにいつの間にか被害者が加害者にすり換えられる現実を見ることは少なくなく、「救済」を訴えることを「物盗り」のしわざのように宣伝することによって、被害者の切り捨てが行なわれ、医師や保健・医療従事者がその専門的立場からこの切り捨てに協力させられることになる。

このような診断基準に加えて、依頼もされていない「治癒判定基準」まで西沢委員会は答申し、ここでも必須条件として「肝臓が軟かくなり、大きさも二横指以下に縮少していること」など三項目、附帯条件では「色素沈着は多少残存しても考慮するには及ばない」など四項目が挙げられている。

「後遺症」については「未だ判定し得ない」としながら、「治癒判定基準」では「心電図の異常」と「眼症状の異常」の二項目についてのみしか「以後の健康管理を要す」と答申していない。

その上「治療指針」では「患者はそれぞれ適切と思われる治療により殆んど全部治癒している。」と答申に記している。

このように原因追求から始まって、この西沢委員会における答申が出されるまで、「権威ある専門家」としての「慎重さ」は社会的不安の増大を恐れたものであり、必要以上に不安が増大することは避けねばならないとはいえ、「被害者の切り捨てられる」ことに関しての配慮が決定的に欠けていたと云わなければならないであろう。

また医学的に他疾患との鑑別は、確かに治療上重要であり、そのためには「慎重」な鑑別が行なわれなければならないとは云え、こ

の場合も「治療上の慎重な鑑別」と云うよりも、「被害者の切り捨て」に有効であったことを見過してはならない。

このように、今日もなお「公害被害者」や「労働災害」、「職業病」など、被害者としての「患者」に対する医学的な判断は、その「医学的」な立場からの「判断」が優先し、「被害者が被害者であること」も否定されて、多数の被害者を切り捨て、結局は加害者を助けることに役立っていることを忘れてはならない。

今日でも「労働者災害補償保険法」による「労働災害」や「職業病」の認定に当って、その「職業起因性」をめぐって、常に「専門的な医学的判断」による認定が、臨床的な所見を見出し得ないと云う理由で被害者の切り捨てに役立っているし、「公害健康被害補償法」でもまた臨床所見を認め得ないことを理由に、「地域指定」、「病名指定」、「症状指定」など二重、三重の枠を「権威ある医学の専門家」によって決定して、被害者の切り捨てを行なっているのである。

「権威者」と行政

この種公害事例において、被害者の認定を「権威ある臨床医」による診断結果とすることの問題点は、この西沢委員会の答申と、現行の公害健康被害補償法に基づく、廃鉱山公害による「慢性砒素中毒症」の認定基準とを比較すると、極めてよく理解し得る。

医学・医療の分野で慎重な鑑別診断が必要なことは誰しも否定し得ないが、これはあく迄も患者の治療に当って誤った治療を行なわないためである。

とかく我国の医学教育では、診断のための診断として、医師の興味だけが優先し、患者の治療は単なる対症療法に終始していることが少なくない現状において、この医学・医療上極めて重要な鑑別診断も、社会的な情況の中で一方的に利用される危険性の方が大きい。

西沢委員会では「患者」の診断基準として、血液所見と肝肥大及び皮膚の色素沈着が必須条件として指摘されているが、現行の公害健康被害補償法による「慢性砒素中毒症」における、被害者認定のための「症状」は、鼻中隔穿孔と皮膚の色素沈着異常であり、これに多発性神経炎が考慮されているに過ぎない。これら廃鉱山公害の被害者が肝障害や貧血症状などの全身的な健康障害を、「健康被害」として認めるよう、今日も要求を続けているが、「権威ある臨床医」による答申として環境庁はこれを拒否し続けている。

このように行政的な判断は、同じような「被害」に対して、時には血液所見や肝障害を認め、またある時にはこれを全く認めない措置を、「権威ある臨床医」による答申としてとり得るのである。

しかも西沢委員会では、後遺症として、「皮膚の色素異常は考慮しなくてもよい」としているのに対して、廃鉱山公害では、「色素異常」がなければ被害者として認めないことになっている。

これら個々の臨床所見をもって、被害者認定の根拠とする所に、すでに医学的な誤りがあるのであって、本事件が単に「砒素」による中毒ではなく、森永MFミルクによる中毒であるように、廃鉱山災害の場合も、砒素の他に多くの金属類が総合的に作用しており、このような危険にして有害な生活環境、職場環境での生活を強制されたことが被害であると云う立場に立たなければ、被害の実態を正確に把握しているとは云えない。

このように行政は常に「権威ある臨床医」の答申を、巧みに利用して被害者の切り捨てを行ない、加害企業の責任を軽減することのみに役立つことを十分理解して置かなければならない。

IV　被害者の救済と五人委員会

今日でもこの種公害事例の被害に対する救済の程度や内容を検討するのには、中立・公正な第三者機関の設立が必要であり、裁判所がその役割りを果たすと考えられている。

しかし現行の司法制度の下では、裁判官そのものが「司法の反動化」などと呼ばれるように、住民、特に住民運動や被害者の運動に対しては冷たく、被害者の苦悩を前面に出しての数多くの弁護士さんの手弁当の奉仕を前提に、やっと若干の公正さと中立性を得られるというのが現状である。

ましてや業界、特に大企業と官僚との癒着がロッキード事件以後ようやく明るみに出されつつあるように、我国が「官僚国家」とさえ呼ばれる如く、一般的には中立・公正な第三者機関であるべき行政当局が企業の側に立つことが多く、直接加害者であることも少なくない。その意味で、我国でのこの種公害被害者は公害の被害者であると同時に、これら司法上、行政上の二重・三重の被害者として苦悩せざるを得ない状況にある。

特にこの種公害被害者の場合、被害に対する慰謝料と共に、多くの場合回復に抵抗性の強い健康被害に対する補償が必要であるにも拘らず、裁判の判決は判決時までの補償に止まり、将来的な補償が与えられることはないし、その上たとえ補償が認められたとしても、国際的にも極めて低い水準にある我国の現行の社会福祉のレベルでの補償しか与えられない。

今日国際的には、WHO憲章によって、「最高水準の健康を享受することは、基本的人権の一つであり、この権利は人種や宗教、政治的信念、さらには経済的・社会的諸条件の相違によって差別されない。」と宣言されており、この憲章によって定義が下された、「身体的・精神的・社会的に完全な良好状態」としての「健康」概念に基づく健康権の確立がなされている。

一方我国では、憲法第二十五条の定義においてさえ、「健康で文化的な最低限度の生活」を営む「生活権」の確立に止まっている。しかもこれら最低限度の「生活権」さえも、国の責任は最近の裁判事例に認められる如く、追求されることがなく、国は単に「宣言」として国民にその内容を示したものでしかないと解釈されている。

このような「健康」に関する国民一人一人の、全くの無権利状態の中で、公害被害者がその救済を求めて斗いを進めることは、非常に大きな困難と障害があることは、十分理解されよう。

事実本事件の場合も、被害者の「健康な姿にして返せ」という切実な要求は、多くの場合無視され続けてきたし、却ってその表現上の意味だけでの困難さだけを取り上げて、「無理難題を要求する暴徒」として、世間に印象づけることに加害者、そして加害者と結託する「中立・公正な第三者機関」は努力することになる。

その最も秀れてよい見本となるのが、「五人委員会」であり、そのいずれのメンバーも今日では、即ちその歴史が示すように、まさに加害者と利害を共にする加害者集団であり、加害企業との運命共同体のメンバーであったとさえ云わざるを得ないものばかりであった。

「五人委員会」の場合は、厚生省によって組織されながら「厚生省の附属の委員会でもなければ、森永の委員会でもなく、もとより被害者側の委員会でもない」として、加害企業森永と被害者との直接

交渉において加害企業森永が窮地に直面している状況にある時、これからの脱出を試みる森永の信頼を得て厚生省が直接手を貸して組織した事実を隠し、「中立・公正な第三者機関」と自称している。「中立・公正な第三者機関」であれば、加害者と被害者とが共に認めあえるものでなければならないにも拘らず、被害者側は決してこれを「中立・公正な第三者機関」と認めていないために、自ら「中立・公正な第三者機関」と名乗らなければならなかったのである。

したがって加害者企業森永は「五人委員会」の結論が出る前に、安心して「意見書による解決案を誠実に履行すると確約」し得たのである。しかもこの「委員会」の必要経費は日本乳製品協会によって支弁されている。

今日では、さすがにこのような委員会構成では、「中立・公正な第三者機関」などと誰も考えないであろうが、「命と健康」に対する評価の低い時代においては、十分存立し得たのであろう。

この中にも医師が一名参加しており、彼は後に森永奉仕会の理事長に就任している。

「五人委員会」の「意見書」の内容については、すでに数多くの批判が出されているので重復を避けるが、医学的にも全く不当な判断が数多く指摘し得る。

まず第一に、「森永は本邦乳児用粉乳生産高の約半数量を製造し、乳幼児の保健福祉にもたらした功績は決して少なくない。」と加害企業森永の企業行為そのものを「功績」とみなしている所から意見書の結論作成が始まっている。しかも我国の乳児死亡の高かったのは、一方的に人工栄養法の発達が遅れたためだとされており、加害者の営利事業が恰も世のため人のためになされていたと宣伝しているのが、「五人委員会」の立場であり、これで「中立・公正な第三者機関」などと云うことは決して出来ない。

しかもこのような事件は「初めてのこと」だとか、「予想せざる異変」であり「稀有な災害」だとしているが、このような考え方こそが今日の食品公害の素地を作っていることは、今や周知の事実であろう。

「罪を憎んで、人を憎まず」と云った日本人的精神風土の中で、加害者の犯罪性には目をつぶり、被害者の人権が切り捨てられていく模式図が描かれていくことになる。

「安定剤の使用」についても、徳島工場の使用する原乳だけが「酸度が高く」、これを地方の特性として、恰も徳島工場にだけ特別に必要な「薬剤」であったかのように、「原因」の説明がなされている。しかもこれが当時はまだ「食品添加物」についての法規制が全く不備であった食品衛生関係法規に照らして、「違法性がない」ことだけが強調されている。しかも「意見書」の最後には「厚生省に対する希望」として、食品衛生関係法規の充実を指摘しており、自己矛盾に陥入っている。

一人の医師以外は全く「化学」に関しては素人の弁護士や「知識人」を集めて、「見た所粗悪品を識別し得ない」から森永が同じ箱に入ってきた「粗悪品」を区別し得なかったとしても当然だと判断している。

このような食品製造加工会社に対する「甘い」判断の結果、「食品である以上安全なもの」と云う消費者の信頼を裏切ったことに対する責任追求の態度は全く認められない。

このような判断を「中立・公正な第三者機関」であり、「最高の学識経験者」によって構成された「委員会」の判断としている所に、我国の「食品公害」の原点があると云えよう。

食品公害事件の発生に際して、いつも加害企業の云うことは一致しており、「消費者は安いもの、おいしいもの、見た目に美しいものを要求するが、安全なものを要求する声は聞いたことがない。」と居直ることを許している。即ち「食品である以上安全なものと云

うのは、最低限の信頼」と云う消費者の認識は、単なる「片思い」なのである。

消費者が一切の食品製造・加工業者の製品を信頼せず、一つ一つ自らの手で確かめてから食に供せよと云うのであれば、台所に検査室を併置して置かなければならない。ただ食品業者だけが努力してくれれば簡単に済むことを、すべての消費者の方に犠牲を持ち込むことが出来るであろうか。またこんな考え方こそが全く現実性のないことと云える。

この「委員会」によって確認された昭和三十年十二月九日現在の被害者でさえ、死者百十三名、患者一万一千七百七十八名となっており、これだけ数多くの被害者の発生を認めながら、加害者に対しては全く「甘く」、過去の業績をたたえて、事件後のすべての行為が「誠意ある措置」であったとされている。

「誠意ある措置」に対して、被害者の多くは全く満足しておらず、一方的に「誠意があった」と判断している所に、この「委員会」の「公正・中立な第三者機関」としての立場を失っている事実が認められる。

しかも被害者の声は、「多くは森永の措置に満足しており……一日も早く最終的な決定を下せ」としか聞いておらず、最も関心の大きいと認めた「後遺症」問題については、「ほとんど後遺症は心配する必要はない」とし、「今なお引続き治療を受けているものは、後遺症ではなくして、原病の継続である。」というのが、この「委員会」が面接聴取した「各専門医家の総合的意見」であったとしている。

一万二千名もの中毒患者が、この意見書の出された昭和三十年十二月十五日、即ち四か月足らずの間に全治し、現在「継続治療しているものは、中毒以外の病気である。」という結論こそ、まさに医学の名に値しない、全く非科学的結論である。

たとえ「原病の継続」としても、「原病を持つ者が被害を受けた」場合の「被害」に対する医学的な判断が全くなされていないのである。

このような考えは、この「意見書」が出されてから約二十年たった今日でも、医学界の一部になお現存して居り、後に記す「岡山県検診の結論」では、「当時の患児達は特に憂慮すべき経過を辿っているとは考えられず、遺伝と環境の交錯した思春期にある一団の健康構造を示している。」と云う表現と余りにもよく一致しているのに驚かされる。

しかもこれら「調査結果」のいずれも、対照群との比較は全くなく、「治療可能の症状がなくなれば、完治」という対症療法のみに専念する臨床医的な発想が、加害企業の犯罪性を軽視し、その責任を軽減することにのみ役立っているのを認めることが出来る。

このような医学からの加害企業への加担が、「食品公害」の再発を許す世論を作り上げる基盤となっており、このように罪を軽くして貰った経験を持つ企業は、決して事件発生の責任を重視しないであろうし、「危険な食品」の生産を止めることはないであろう。その意味ですべての消費者による「森永製品の不買」の徹底は、「食品公害」の再発防止にとって、最も有効な決め手と云えるし、これ以外に「食品公害」を絶滅する方策はない。

即ち、「一度でも消費者に被害をもたらしたような食品製造加工企業は、その経営が成り立っていかない」ことを、まず第一に食品製造加工業者に理解させることであり、本事件の解決は、「食品公害」の再発防止の出発点となるべき課題であったと云える。

さもなければ、本事件にならって、すべての食品製造加工業者は、「百名位の死者を出しても、また一万名以上の患者を出しても、森永の場合のように一年もたてば、行政と医学者、そして学識経験者が助けてくれて、企業は成り立って行けるし、安全のための

投資は無駄金でしかない」と考えるに違いない。

V 切り捨てられない被害者と医師

「五人委員会」の意見書が公表され、これに異議を申し立てる者は「中立・公正」の敵とみなされるようになれば、被害者の正当な要求も今度は「世論」との斗いになってくる。

砒素を検出したMF印のドライ・ミルクも厚生・農林両省、および東京都の斡旋で、育雛飼料に再処理された。

「五人委員会」の唯一の医師の委員であった小山武夫が理事長となり、「五人委員会」の委員二人が理事となった「森永奉仕会」が設立され、評議員には西沢委員会のメンバーが参加して、被害者の要求する「森永砒素ミルク中毒被害者の救済」に役立つ研究とは全く無関係に、事件の「解決」に功績のあった人々へ、「研究奨励金」が配分されることになった。

被害者運動と医学研究

このような状況の中で、被害者の組織、全国協議会も解散し、岡山同盟も訴訟派の分裂などがあって解散した。

この種公害事件においては「被害者」組織の分裂や、被害者運動の停滞は、被害者救済と直接的な関係をもっており、当然の結果として、被害者の切り捨てが固定化した。

このように公害事件の場合、これの解決を図り、被害者の救済を決定づけるのは、決して一人の英雄でもなければ、ましてや偉大な学者先生でもなく、医師でもない。

すべての協力者からも忘れられて、「被害児」への愛情だけで結合した被害者組織がただ「元の健康な姿にして返せ」と叫び続けて、「岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会」を結成したのが昭和三十一年六月二十四日である。

したがってこれら「守る会」の人達こそは、行政・医学界・学識経験者など、あらゆる被害者切り捨て策動にも負けずに生き残った被害者集団であり、真の被害者達であった。何故ならば、被害者が被害者であることを忘れた時、被害者たり得ないからである。

毎年定期総会を開催しながら、岡山県、厚生省、そして加害企業森永に被害児の検診、治療を要求して斗っていた。その間医学界は国際的にも極めて「稀有な、興味ある事例」にも拘らず、事件発生後二～三年の追跡調査がなされただけで、その後医学界の中にはこの事件に関心を示す者が皆無になっていった。

もともと「追跡調査」の嫌いなことで特徴を有する我国の医学研究陣が、この事件を忘れてしまったことに不思議はないが、西日本一帯に広く分布して発生を見た、「国際的にも稀有な興味ある事例」に恵まれた唯一の我国の医学界にあって、誰も関心を示す者が現われなかったことは矢張り奇異な感じがする。

少なくともこの事例についてだけは、追跡研究がタブー視されていたと考える方が、十分妥当性があろう。

何故ならば、一万二千名もの被害児が、その成長・発育の最も重要な時期に、色々な程度に毒物を強制的に飲まされたのであり このような事例の追跡調査は我国を除いては、決して容易に行ない得るものでなく、「医師を見れば、医学博士と思え」とも云われる「研究好きな」医師の多い我国では、格好の研究材料であったはずである。

飲用させられた濃度も違えば症状も異なる数多くの被害児がいた以上、たとえそれが「権威ある専門家」の判断とは云え、一～二年で全員が完全に治癒したとは、医学の常識をもってしても医師であれば誰でも考え得ないことであるし、他に疾患を持っていたとしても、その疾患との関係で毒物の作用には「興味」をそそられるはずである。

否、医学博士用の研究しか経験していないからこそ「追跡調査」が嫌われるとも考えられる。即ち先人が取り組んだ研究を追跡して、「プラス」と出れば「当然のこと」となるし、「マイナス」と出れば先輩を傷つけることになるからだ。

その上医学会においては、比較的経済に恵まれない小児科学とか衛生・公衆衛生学の分野にとっては、乳業会社こそが他の臨床各科の場合の製薬資本に代わる唯一の大スポンサーであったこととも関係していると考えられる。

被害者の唯一の全国組織である「守る会」が再三にわたって訴えていても、これに耳を貸さなかったのは、これら医学研究陣のみならず、今日では「公害問題」に異常なまでの関心を示すマスコミも同じである。

マスコミは「公害の発生」は大きく取り上げても、その「原因」の追求には決して熱意を示さないことは、今日もなお同様であり、この点で医学破究陣とよく似た対応を示す性質をもっている。

革新性の時代推移

このように世の関心を失って以後、岡山の地で研究者がこの事件に関心を示した最も古い歴史的事実は、昭和三十八年十月に徳島地裁が「森永」の無罪判決を行った時にまで遡ることが出来る。

加害企業森永側の弁護士の中に、六高出身の有名な弁護士が居り、科学者会議岡山支部の招きで、岡大法文学部の会議室で、この弁護士の活躍振りが紹介された。

この時点では国家権力としての検察庁が敗訴したことを喜ぶのが「革新的」であったのであり、この弁護士の報告を聞いて、被害者の人権に思いを寄せたものは決して多くはなかった。

しかし丁度この頃より、高度経済成長政策の歪みとして、「公害」問題に関心を示す革新的な研究者が現われ始めた。このような時代設定の中で「薬害」に関心を示していた開業医である遠迫医師が「森永砒素ミルク飲用児になんらかの後遺症があるのではないか」と考えたのは、全く当然のことであり、また開業医であるが故にそのような関心を示し得たとも云える。

しかし関心を持ったとしても、一開業医が「守る会」に結集している被害者のみを対象に臨床検査をしても、「被害児に後遺症がある。」と結論を出すことは出来ない。何故ならば、これらの被害者は「なんらかの障害を持っている人達の集団」であり、これをもって「森永砒素ミルク飲用者に後遺症がある」とは云えないし、「後遺症を持っている者が多い」とも医学的には云えないからである。特に事件発生後の追跡調査が定期的に行なわれていれば、「疑い」位はもったであろうが、その記録もなく、十年足らずとは云え、発育・成長の著しい時期の十年間に、被害を受けた時の正確な医学的情報もなく、コントロール群もないままに結論を出してしまえば、「権威ある専門家」にとっては、これを「非科学的」と握りつぶす格好の材料になるし、ひいては医師会にとって「好ましからざる存在」である「民主的医療機関」を攻撃する非常によい「口実」を与えることになると考えられた。

その為に遠迫医師をはじめ、遠迫医師から協力を依頼されて被害者の検診を行なった水島協同病院における「臨床検査結果」が、たとえ「重症なものが多かった」としても、被害者の斗いを前進させ

るために活用し得る医学的な判断とはなり得なかったのも当然であろう。

岡大医学部衛生学教室と「守る会」との出逢いはこの頃であり、医学的には「後遺症の有無」ではなく、「後遺症がある」という作業仮説の上に調査を進めなくてはならないことを「守る会」にアドバイスをし、「被害児が義務教育年限を越えない間に、疫学調査をしなくては、対照群が取り難く、後遺症の有無を判断するための調査は出来なくなる」ことが附け加えられた。

衛生学教室としては、そのための努力を確約したが、一方「反公害運動は被害者自身の運動であり、我々専門家は単なる支援者でしかない。御用学者の数が圧倒的に多い現状の中で、決して彼等に負けない斗いは組むが、被害者自身の斗いなくして支援者の斗いはあり得ない」ことを「守る会」に訴えた。

その後事件発生時の立役者である小児科学教室、県下の養護教員に「追跡調査」の必要性を訴え、協力が得られるのであれば、教室を挙げて調査に取り組むことを意志表示した。

しかしこの教室そのものが事件後に新らしく教授を迎えた、若い研究生ばかりの教室であり、水島地域の工業開発に対して、公害問題を中心に県行政と鋭く対立していたために、行政の協力は得られず、学内的にも岡山医大出身の県知事が推進していた「工業開発」に反対するグループとして決して多くの協力を得られる状況ではなかった。

しかし「守る会」への協力の申し入れを行ないつつ、資料集めを始めていたが、丁度この時期に一致して、大阪では被害児の発育に疑問をもつ養護教諭の大塚睦子が本事件そのものの問題点の解明に努力を傾けていた。

丸山報告の意味

この大阪と岡山の二つの流れが結合したのが昭和四十四年十月十八日であり、大阪大学医学部の学生に対する丸山博教授の講義に岡山大学から青山英康が招かれて、あの「十四年目の訪問」（「十四年前の森永MFミルク患者は、其後どうなっているか」）が教材として公表された。

この講義が終了するや直ちに丸山と青山が新聞記者に会見を申し込まれ、その結果が翌日の朝刊に大々的に報道されることになった。医学的には丸山は医学史の研究者であり、したがって「人間の生活の中で、重大な健康被害を受けた人間が、その後の健康状態と重大な関連を有している。」と云う立場から、被害者の健康状態の現状を「後遺症」と呼んだことは決して「非科学的」なことではない。しかし疫学を専攻する青山にとっては、「後遺症があるという作業仮説の下に、疫学調査を行なう必要があり、被害児が義務教育の年限を終えるのも真近いことであり、早急に実施すべきである」ことを強調するに止まった。

マスコミによる「被害児に後遺症」と云うショッキングなニュースは、その後の対策が全く考えられていない状況では、いたずらに社会不安を拡大することに終らないかと云う危険は十分予想された。

事実記者会見後、丸山の部屋に戻ると、この「十四年目の訪問」に参加した人達の多くがマスコミ報道を取り下げるべきだと大塚を追求しており、また丸山にも喰いついてきた。

この「マスコミへの報道」をめぐって激論が交わされる中で、ますます本事件の真相が浮き彫りにされ、「被害者達は、社会的関心が再び寄せられるのを永い間待っているのだ」と云う「守る会」の

現状を全員で確認して、直ちにその後の対策について話し合うことになった。

学会の民主化と若い力

この「十四年目の訪問」は、同月末に岡山で開催された第二十七回日本公衆衛生学会でも報告され、西沢委員会の西沢、事件発生当時の岡山県衛生部長の大森誠、最初に被害者の自主検診を行なった遠迫、そして事件当時岡山日赤で「最初に森永粉乳に毒物が混入している」ことに疑いを持ったと主張する矢吹暁民の各氏がそれぞれ意見を交わした。その結果学会としては異例の「討議延長」を別室に移して行なうことになり、しかもこの学会の討議に被害者も参加することが許された。

このような学会の対応は、東大医学部での学園斗争を契機として、全国的に拡大している学園斗争による「開かれた大学」など、白い巨塔の解放を求めて巾広い学生運動の昂揚があり、その論理性の「正しさ」に同調する若い研究者達が、「開かれた学会」を求めて一定の「力」を持つようになっていたと云う背景があってはじめて実現したものであったことを見逃してはならない。

日本公衆衛生学会、そして日本小児科学会など、これら学園斗争と結合する若い研究者が数多く輩出した学界では、本事件に対する長年の医学の背信を追求して、積極的に本事件と医学界との関係を解明すべく運動が盛り上がり、両学会ともに特別の委員会を設置し、本事件の真相を医学の課題として取り組み、このことによって被害者の恒久的な救済のあり方を追求することになった。

このような状況の中で、厚生省は再び十四年前の西沢委員会が今日なお存在しているとして、委員会のメンバーを集めて協議をさせ、「後遺症はあり得ないが、不安に思っている親たちを安心させるために、地域を限って一斉検診を実施する必要がある。」との結論を出させた。

VI 自主検診と官製検診

日本公衆衛生学会における丸山の報告以後、「守る会」の活動に対する巾広い社会的関心も昂まり、「守る会」の活動も活発化した。

この被害者運動の昂まりの中で、新日本医師協会、民医連、そして学園斗争によって育てられた数多くの若い医師・研究者そして学生が、「守る会」運動の支援に立ち上がった。

大阪大学、京都大学そして岡山大学、広島大学、名古屋大学でもこれら医師・研究者の本事件に取り組む組織化が進められ、全国的に拡大していった。

これら被害者運動の支援に立ち上がった医師・研究者の当面の課題は、被害者要求に基づいて、被害の実態を被害者の現実の健康状態として把握することであった。したがって、これら「守る会」の要請を受けて検診が各地で進められ、これらは協力医療陣による「自主検診」と呼ばれた。そしてこれら各地の自主検診活動を全国的に組織統一するために、岡大医学部衛生学教室では、この活動に参加するすべての医師・研究者の知識を結集して、「統一カルテ」、「健康手帳」を作成し、翌四十五年五月三十一日に岡大医学部において、「後遺症学術シンポジウム」を開催した。

一方日本衛生学会、日本公衆衛生学会、日本小児科学会は、科学

的な調査・研究に必要であるとして、事件発生当時に作成された被害者名簿の公開を厚生省及び森永に要求したが、厚生省には保存されていなく、加害企業である森永に保存されていることが明らかになった。しかし森永は「被害者のプライバシーを守るために」という全く理由にもならない理由をつけて、これら三学会の申し入れを拒否し続けたし、また厚生省もこれら三学会の申し入れには一切応えることなく、加害企業森永の利益を守り続けた。

このような状況の中で厚生省は、西沢委員会の要請を受けて、検診を行なうことにし、岡山県に「岡山県粉乳砒素中毒調査委員会」を設置し、岡山済生会病院長の大和人士を委員長に、岡山県衛生部と岡山県医師会が全面的に協力して検診を実施することになり、かくて実施された検診を「自主検診」に対して「官製検診」と呼ぶようになった。

自主検診は昭和四十五年一月十六日から、全国各地で実施され、各地で実施体制の確立がなされた。

この自主検診の開始を実地視察するように厚生省の食品衛生課長が岡山を訪れ、守る会と会見したが、その時に「守る会」から提出された要請は、ことごとく拒否し、「権威ある病院」を中心に岡山県でモデル的な検診を実施することに決定し、自主検診については、国は一切財政的な支出をするつもりもなく、森永にも負担するように指示しないと回答した。また自主検診班への名簿提出についても、回答をしなかった。

したがって守る会は二月十日に岡山県に対して、すでに検診を進めている自主検診班を主体に官製検診を行ない、検診の二本立てで受診者を混乱させないよう申し入れると共に、「統一カルテ」の使用、受診医療機関の選択の自由の確保を要求した。

一方岡山県はこれら守る会の申し入れや要求を無視して、官製検診のための委員会準備会を結成して、厚生省の委託研究として「臨床検診のみを行なう」ことを決定した。

以後「守る会」や「自主検診班」は、岡山県との交渉をくり返したが、交渉相手となった衛生部長は医師としては真面目な簡野正一郎だったので、論理的には「守る会」や「自主検診班」の要求を全面的に認めながら、後に厚生省や岡山県医師会、あるいは事件当時の立役者であった医師の圧力に負けて、約束をすべて反古にするという交渉経過であった。

もともと岡山県では、自主検診班の結成以来、その代表として村上栄名誉教授が、岡大医学部教授会と岡山県医師会に自主検診実施に向けての協力依頼を行なったにも拘らず、この段階では両者ともなんらの態度も決めようとせず、回答もしなかった。

にも拘らず、厚生省からの委託研究が進められると、岡大医学部教授が七名も委員に名前を並べ専門委員会まで含めると、まさに学部挙げての協力態勢を整えたし、医師会も県医師会専務理事である佐野俊平が副委員長となった。

この官製検診の実施に当って最も奇妙な態度を示したのは、国立岡山病院の山内逸郎であろう。

彼は未熟児に関しては我国の最高の権威であると自称しており、小児科学会内でも高い評価を受けていた。また本事件との関連についても、事件発生当時大企業の森永よりも、小企業とはいえ「和光堂」の方が粉乳加工業者としては良心的であるとして、国立病院では森永を一切使用せず、今日でも母乳運動の中心的な推進者として、必要な場合にも和光堂の製品しか用いなかったといわれている。したがって本事件の解明には、非常にその活躍が期待されていたし、自主検診班からの働らきかけもあったが、「問題の解明は専門家の手で行なうべきであり、被害者の要求といった雑音に耳を傾けては、正確な判断を下し得ない。」という一点で、自主検診班とは立場を異にしていた。その代表となった大和人士と共に、官製検

診推進の立役者となり、後に「守る会」の批難の的ともなって、小児科学会の中においても、これ迄の数多くの業績に対してまで疑問視されることになった。

未熟児問題について考えてみても、出生時の体重はその子の一生を支配するとさえいわれ、その管理の重要性については、他のどの医師よりもよく認識している山内であれば、この時期に「毒物」を飲まされた子供の一生について、十分な管理が必要であると考えるのが、医学的には全く当然な考え方となるはずである。この点で山内の本事件に対してとった態度は、非常に不可解であり多くの者が首をかしげたものであった。

自主検診と官製検診との対比は、守る会の言葉を用いれば「人道」と「非科学的権威」との対立であった。

自主検診が手弁当でもって検診を進めようとしたのに対して、官製検診は厚生省からの予算的支援を受けて行なうといいながら、その内容を国会の場で追求されると、いつの間にか森永が僅か一三〇万円の厚生省予算を除いてすべての経済的負担を受け持っていたことが、明らかにされてしまった。

また検診の進め方についても、自主検診は広く「公開の原則」に基づいて行なわれたのに対して、官製検診は「患者のプライバシーを守るために」と云う理由で、全くの秘密会で進められた。この「患者のプライバシー」については、多くの医学会が公開であるように、決して「非公開」でなければ、科学的な論議が行ない得ないことはない位のことは、医師であれば誰でも知っていることである。

事件発生記録として岡山県が発行した「岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録」には、伏字さえ使わないで、実名がそのまま印刷されて公表されている。

加害企業森永が「プライバシー」を理由に科学的な調査・研究にも厚生省作製の「被害者名簿」さえ公表しなかったのと同様、我国では「プライバシー」に対する常識的誤解が極めて大きいのを逆利用されたのが注目される。

本来「プライバシー」とは、その個人の管理下にあってはじめて「プライバシー」と云えるのであって、他人が管理している自分の「プライバシー」などというものが存在するはずはない。

医師が患者の「プライバシー」を守らなければならないのは、あく迄も「患者のため」であり、患者の要求に反した「患者のプライバシーを守る権利」など誰も持っていない。

簡野衛生部長は、「守る会」と「自主検診班」との話し合いの中で、「非公開の委員会での討議は非科学的であり、そのような委員会には衛生部長として、個人的にも参加しない。」と約束しながら、厚生省の圧力によって結局は「非公開」の「非科学的な委員会」に参加し、その事務局を一手に引き受けることになった。

さらに自主検診が、多くの被害者が今日訴えている「健康障害」の原因を追求し、「後遺症の有無」を明らかにするためには、臨床検診と共に、疫学調査の必要性を確認し、両者を併行して行ったのに対して、官製検診では、臨床検査のみに終始し、「後遺症の有無」については、「権威ある専門家の判断」として高度に政治的な判断を行なうことにしている。この臨床検診による「権威者」を総動員しての被害者切り捨て策は、本事件の発生に際して、その終末処理に用いて成功しているし、今日もなおこの種公害事例の被害者切り捨てに活用されている。

自主検診がすべての医療機関の協力を得て、「主治医の判断」を尊重しようとしたのに対して、官製検診では、検診医療機関をいわゆる「権威ある大病院」に限定することでよい対比を示している。

このような自主検診と官製検診との対比こそは、医学における二

つの流れとして、今日もなお医学界に歴然として存在しており、今後もなおその対立を深めていくことであろう。

このような自主検診と官製検診との対立は岡山の地で明瞭になっていたが、京都府や大阪府では、革新自治体の中で自主検診が「行政検診」の名で、国とは独立して府衛生部も協力する形がとられた。

一方自主検診の内部においても、必ずしも充分に意見統一が図られていたわけではない。

学園斗争を通じての政治情勢の流れに対する二つの相対立する解釈をめぐって、自主検診班の中にも意見が二つあり、支援団体として「守る会」の要求を受けながら、反公害斗争としての自主的な斗いを進めようとする部分と、政治的な組織活動の一環として、この取り組みを進めようとする部分との相異る立場が、自主検診の進行と共に、そして官製検診との対立を深める進行と共に、そして官製検診との対立の深まり中で表面化してきた。

その一つは、官製検診への参加・協力をめぐっての対立にはじまった。いわゆる民主的医療機関を組織している民医連関係の自主検診班のグループは、この官製検診委員会への参加に踏み切り、学園斗争における学生の訴えを真面目に受け止め、若干なりとも医学・医学界の改革に努力してきた部分については、官製検診への参加は「守る会」要求に反することになると判断して参加を拒否した。事実「守る会」は不参加を訴えていたし、自主検診によって得られたデーターの官製検診委員会での公表を拒否するよう訴えていた。

しかし自主検診班から官製検診委員会へ参加した部分により、自主検診データーは官製検診委員会に提出され、「自主検診はズサンであり、自主検診班の意見も十分聞いた。」として官製検診の「権威づけ」に加担することになった。

財政的にも、これら民医連は「守る会」とは独立して、加害企業森永に検診費用を要求し、交通災害なみに一点単価十五円で検診費用を受け取り、検診費用を負担していた患者には一点単価十円を払い戻しているのに対して一方のグループは、全くの手弁当での参加を終止一貫守り通した。

最終的には、「官製検診のまとめ」に抵抗して、官製検診の判断をめぐって官製検診委員会に「対立」があることを明らかにしたが、官製検診の実施は、その開始こそ昭和四十六年二月一日と大巾に遅れながらも翌年十二月七日には結論を出している。

この間岡大医学部内では医学生が、小児科教授や大和人士の講義をめぐって討議を大きく盛り上げ、これを契機に木本小児科教授が、官製検診委員会の委員を辞任し、小児科医局の決議として、官製検診への非協力が決議されたり、「天地神明に誓って官製検診の費用は、森永から出ていない。」という大和人士の言葉が、その日の国会審議で否定されていたという茶番劇が翌日の新聞に大きく報道されるなどの歴史的事実を作っていた。

このような厚生省・行政と医師会、そして「権威ある専門家」とが互いに協力し合って作り上げた官製検診の最終報告は国会審議の中で厚生大臣自らが、「加害企業森永から経済的援助を受けていたことは遺憾である。」と言明さざるを得なくなり、公判の中でも、原告たる国が、証拠物件として裁判所に提出することさえ出来ない内容のものでしかなかった。その上この検診結果について、一度も科学的な討議を受けるべく関連学会に公表されたこともなければ、これら官製検診実施者の裁判への証人出席も一人もなかった。

この間学会及び大学の一定限定の民主化の発展の中で、自主検診結果は関連学会にも公表され、学会誌にも掲載されるようになった。

以上本事件の発生以後今日に至る歴史をふり返りながら、医学・医療そして医師のあり方について考えをめぐらしてみた。

決して歴史上の一つ一つの事実について、それが正しかったとか、誤っていたなどと歴史の判定をここで下すのが目的ではないし、そのようなことが今日の時点で誤りなく評価し得る能力など誰も持ち合わせていないであろう。

とは云え単なる年表作りや、その歴史的な事実の羅列では、歴史を書き、語る必要もない、一人の筆者として、数多くの歴史的事実を解釈するなかで教訓として自らの反省にしたいと考えた。

本事件の発生に際して、その原因追求に功績が高かった岡大医学部が、二十年後においてもなおその功績を評価するためには、官製検診が下した結論に参加すべきであったのか、自主検診に参加して被害者の運動を支援すべきであったのかは、ここでは結論をのばして置くとしても、いずれの班にも岡大医学部が関与していたのは歴史的事実として多くの教訓を与えてくれている。

医学的な判断を審議する科学的な委員会において、これを公開すべきか非公開とすべきかの問題一つ取り上げてみても、公開の原則を守った日本公衆衛生学会、日本小児科学会の両委員会の結論と、秘密会に徹した岡山県の官製検診における委員会の結論との二つを比較すれば、「あるべき方向」についての教訓は得られるはずである。

混乱や周囲の圧力によって科学的な判断が導入される危険性が、現実には杞憂に過ぎないことも「公開を原則」とした委員会の経過として歴史的事実は示してくれている。

このような教訓を得て、被害者の恒久的な救済を求め、この種公害事例の再発を防止するために、医学・医療は、そして保健・医療従事者は今後どのように関与していくべきかを考えて置かなければならないであろう。

Ⅶ　ひかり協会と医学

全森永製品の不買と裁判闘争とは、この種事件の再発を予防し、被害者の救済を求める医学・医療の要求にも一致し、いわゆる「守る会」の協力医療陣に結集するすべての保健・医療従事者は、これへの取り組みを行なった。

食品製造・加工業者として、公的に認められた数だけでも、百三十名の死亡者と一万二千名もの患者を発生させた森永乳業ＫＫが、この世の中に存在していること自体が、食品公害の再発予防の上では極めて大きな障害となっている。即ち森永乳業ＫＫの存在している限り、食品製造や加工を業とする企業が、「安全」よりも、「営利」を追求して失敗しても、企業として生き長らえることを我々日本人が大衆世論として認めていることになるからである。

小さな企業においては、僅か一人の中毒患者を出しても破産させられるのが当然なのに対して、大企業であるが故に許されるとすれば、ますます「安全性」は無視しても、資本の蓄積に企業は努力することになるであろう。

このような社会的条件を取り除く斗いが、全森永製品の不買運動であり、単なる被害者の感傷的な訴えとして、これを受け止めたのではないことは、この運動に参加したすべての保健・医療従事者の一致した認識であった。

それ故にこの運動と車の両輪の如き意義をもつ裁判斗争に対しても、保健・医療従事者は全面的な努力を傾けた。

岡大・広大による疫学調査の結果は、裁判における被告である加害企業森永と国の責任を追求する上で、極めて大きな役割りを果たしたし、一方「官製検診」の結論は、これら被告の立場を守るためにさえなんらの役割りも果たし得ない程「非科学的」なものであった。

しかし裁判における保健・医療従事者の役割りだけでは、決して法廷での原告側有利の状況は作られなかったであろう。日本全国を覆う全森永製品の不買運動、そして各地の「守る会」支部における現地交渉への保健・医療従事者の積極的な参加とその成果の積み上げが、法廷での被告森永の抵抗を弱めたことは誰しも認めるところであろう。

このように「斗い」の中心は、あくまでも被害者自身であり、保健・医療従事者の斗いは、これら被害者の斗いに対する自主的な支援斗争でしかなかった。

しかし、これら支援斗争は単なる被害者運動の下請けでもなかった。保健・医療従事者としてこれら被害者運動にどのようにかかわり合っていくかに、その専門家集団としての自主性が問われていた。

被告側が全面的に加害責任を認め、被害者救済への「恒久救済案」を認めるに至って裁判は中止されたが、この恒久救済案の原案は、岡大医学部の青山が作成したものであった。

その基本的な方針は

(1)森永砒素ミルクのすべての飲用者を対象とする。

(2)被害者が受けた被害とは、単なる健康被害に止まらず、その家族をも含めた、全生活場面での被害であり、これらすべてを救済するものでなければならない。

(3)救済の場所は、医療施設や保護施設の中だけではなく、被害児とその家族を含む全生活場面での恒久的な保障を目的とする。

(4)被害の連続性に対応した、一貫した救済態勢の確立を求める。

(5)被害実態に対する恒久的な追跡調査・研究機関の設置が必要である。

(6)二度とこの種食品公害を発生させないための、被害者の斗いの拠点となる機関の設置が必要である。

(7)費用は全額加害企業の負担とし、加害企業がその責任を果たし得ない時には、国がその責任を代行する態勢を確立する。

(8)国はその加害責任を認め、行政機関を通じて、被害者救済のためにあらゆる努力をする。

などであった。この原案を「守る会」の全会員による討議にかけて、最終的に「守る会」による「恒久救済案」が作成された。

医学、医療の役割り

被害者たる「守る会」と加害者である森永と国との三者による協議機関としての「三者会談」が、当時厚生省政務次官である山口敏夫の斡旋により設置され、被害者救済のための「ひかり協会」が設立された。

この間「守る会」の役員としての細川一真が医師として、その専門的な役割りを果したし、ひかり協会の理事にも、曽田長宗理事長をはじめ、多くの医師が理事として参加している。

また専門機関として認定委員会が、医師と弁護士とから構成されており、健康管理委員会や医療委員会、教育・福祉委員会さらには救済内容をランク付けする判定委員会にも多数の医師や保健・医療従事者を送り込んでいる。

しかし、これら保健・医療従事者が、現状において必ずしも、適切にその役割りを果たしえているとはいえず、判定委員会では、医師の診断による「重症」「軽症」などのランク付けが、そのまま救済

内容を規定するという、現行の公害健康被害補償法における被害者救済の「誤り」をそのまま、再現する危険性を示している。

「医学的な診断」は、その救済に当って医学的にどのような援助をなし得るかを判断するものであって、医学的に「重症」であることと、救済されるべき被害の「大きさ」とは必ずしも一致するものではない。

たとえ「軽症」でも、その家族における、あるいは地域社会における位置づけによって、重大な生活上の被害に苦悩させられる場合も少なくないし、このことは逆に、医学的に「重症」であっても、生活上の救済を必要としない例もあるであろう。

認定委員会では、独自的な判断によって、「すべての森永砒素ミルク飲用者」を被害者として認定する基本方針を貫いており、このことは、現行の公害健康被害補償法、さらには労働者災害補償法における「被害者認定」に対する、極めて明確なアンチテーゼとして高く評価すべき内容をもっているといえよう。

このような基本方針の下に、「明らかに被害者でない。」という証拠が出ない限り、「否定」は一件も出していないし、保留のまま、新らたに証拠物件の提出や、情況説明の出来る状況の来るのを待つ方式が取られている。

また、医学的及び生活上現在はなんらの救済処置を必要としない被害者についても、被害者としての認定は行なって、委員会の名簿に記録しておくことになっている。

しかしこのような被害者認定における努力も、ランク付けが医学的になされることによって、現行の矛盾多い公害健康被害補償法や、労働者災害補償法における「被害者切り捨て」と同じ結果を生む危険性は極めて大きい。

このように医学・医療の被害者救済に対する役割りや意義は、余程その基本的な検討を十分に行なっていないと、全く逆の効果しか示さないことを、すべての「良心的」な保健・医療従事者は自覚して置かなければならないであろう。

保健・医療従事者にとって、常に自ら問いかけて置かなければならないのは、「被害とは何ぞや」と云うことであって、医学・医療はその被害に対する救済に役立つべきものであり、被害の実態を評価するものではないと云うことである。即ち、被害実態を評価し得るのは被害者自身以外にはないことを知って置かなければならない。

この点の無知による医師、そして保健・医療従事者の「思い上がり」が被害者を、その被害以上に苦しめることにもなる。

このような被害者の二重・三重の被害を造り出す危険性をもっている医師及び保健・医療従事者にとって、ひかり協会の運動の中での役割りとはどのようなものであろうか。

ひかり協会の今日までの歩み自体が、決してすべての被害者の期待に応えるものでもなく、また満足すべきものではない限り、これら被害者の、どのように小さな期待にも応え得る医師および保健・医療従事者の対応が要求されるし、被害者の不安や不満を常に直接受け止め得る態勢の確立が必要であろう。

健康管理委員会における、ひかり協会の救済内容の枠を越えた、ケース・スタディ的アプローチは、その意味で意義があるのであって、健康管理委員会の研究面での成果は、今後のひかり協会の発展に不可欠の内容を持っていると云えよう。

被害者全員の救済は、このように一人一人の救済を軽視しては決して成り立たないし、過去の被害に対する慰謝料や、死亡者、さらには被害者をもった家族に対する被害などの一切について、現行の裁判上の取り扱いによる切り捨てを行なった「ひかり協会」の救済活動は、歴史的に新しい試みだけにその将来に対する期待は大きい。

しかしこの将来への期待の大きさが、現状において一人一人の被害者の十分な満足を得るものとならない限りは、幻想への誘惑でしかなくなってしまうし、このことが加害企業や国の加害責任の追求を弱めてしまうことになる。

裁判の中で加害企業や国が認めた「加害責任」とは、どのようなものであったのか、そしてこれを追求することを抜きにして、医学・医療の責任は果たし得るのかと云う疑問が残されている。

特に、この種食品公害の再発防止のための運動のセンターとしての役割りを十分に果たし得ていない今日の「ひかり協会」、そして加害企業や国が一人一人の被害者の目前から姿を消し、「ひかり協会」という被害者自らの組織である「守る会」をも同じ立場に立たされている組織との対決とならざるを得ないような状況の中では、被害者の期待の大きさは、逆に憎しみへと変化する危険性をもはらんでいる。

とくに現状の医学・医療の水準では、被害者の医学的な要求の多くはこれに対応し得ず、ますます被害者の医学・医療に対する憎しみだけが増大する危険性は大きい。

被害者としての烙印にも似た皮膚への色素異常一つとってみても、現在の医学・医療の技術ではこれを消すことは出来ない。

それだけに、このような皮膚の色素異常への悩みを解消する、被害者救済と云うよりも被害者解放の斗いが、医師及び保健・医療従事者の課題にもなっていると云えよう。

このような医学・医療に対する被害者が提起する数多くの問題に対して、医師及び保健・医療従事者はどのように対応していくべきか、現在の「ひかり協会」の中で、そして医学・医療の本質的な課題として、「ひかり協会」の活動を超えて、真剣に考えてみる必要があるのではないだろうか。

以上、限られた紙数の中で、本事件の歴史的な課題を医学・医療の立場から総括してきたが、舌足らずの所も少なくないし、それだけに誤解を生む危険性も大きい。

しかしこのことは前記しているように、一人一人の歴史的な登場人物を、現在の時点で「誤っている」とか、「正しかった」などと評価したつもりは決してない。

本事件の歴史的な経過の中で、今日もなお残されている課題を、医学・医療に対する重大な教訓として指摘して置きたいと考えたに過ぎない。

何故ならば、ここに指摘したすべての歴史的な事実は、どの一つをとってみても、今日なおなんらの解決もされていないものばかりであるからである。

西沢委員会に例をとってみても、その「診断基準」の今日の時点における「誤り」を指摘することは容易である。しかしただこれを「誤っている」と評価を下したからと云って得られるものは少ない。

何故ならば、今日でも数多くの西沢委員会が生き続けているし、同じような「誤り」を犯し続けている。そしてこのことが、現状の医学界において、医学・医療の名前を使って許されているのである。

この責任をただ西沢委員会に押しつけて済むはずはないし、すべての医師、そして保健・医療従事者が共通して責任を取るべき立場にあると云えよう。

逆に被害者に光明を与えた丸山の「十四年目の訪問」についてもこのことは云える。

あのような「科学論文」で被害者の斗いが本当に前進したのであろうか。たしかにこれを大きく取り上げたマスコミの力は、被害者運動を大きく前進させる契機となった。

そして、あのような「科学論文」さえも、丸山を除いては誰も提出し得なかったのも事実である。

毎年数多くの科学論文が、各種の医学雑誌に掲載されているが、被害者の斗いを前進させ得る科学論文は何編含まれているであろうか。

ここに医学とは、医療とは、医師とは、保健医療従事者とは、といった根源的な問いかけのあることを忘れてはならないであろう。

決して歴史を変える一人の悪人もなければ、善人もない。歴史は決してそのようなことを教えているのではなく、将来に生きるための教訓を、それを望む者の一人一人に、与えてくれているのであろう。

医学編

第二章　医学の名において

太田　武夫　岡山大学医学部衛生学教室

瀬野川町における疫学調査

――後遺症調査研究のもたらしたもの――

とりくみまで

私どもの教室で本格的にこの事件にとりくみを始めたのは昭和四十三年の暮れもおしせまった頃であった。実はこの事件のその後についての関心がなかったという事ではなく、三十年当時医学部の学生であった青山（現助教授）は、その後の取り組みをどうするべきかを気にしつつも、渡米中であったため、教室への便りにその旨書いてきていた。

当時既に水島協同病院で少数ながらも自主検診を行った結果、被害者の健康状態は放置出来ないものがあるが、これをどのように世に訴えるかで一つの壁にぶつかっており、大学のような研究機関でも取りくむべきだという要請を、毎週行っていた社会医学研究会で行った伊丹仁朗医師と、とも角被害者に接触しなければという事で、岡崎哲夫氏をたずねたのであった。長年守る会の事務局を維持してきた岡崎氏の話は正確で、又被害の後遺症の存在を実感のない我々にも充分納得させるものがあった。後日、岡崎氏宅を訪れて種々の資料を見せてもらった時点で、この問題が再び世に出るならば、散りぢりになった被害者も必ず結束出来るであろうし、我国に例のない乳幼時の公害被害が長年の影を引いている事実に対する医学医療のあり方も、加害企業や行政に対する批判とともに問われるものであることが益々明確になって来ていた。

おりしも、大阪で丸山教授を中心とする研究会でもこの問題に着目して、被害者の生活歴の中にある事件の大きさを世に出さなければならないと考えている事を知った私は、昭和四十四年の春、東京の国立公衆衛生院と丸山教授のもとをたずねて、その取り組み方の相談を行った。丸山教授はその年の母親大会と秋の日本公衆衛生学会に発表するから、岡山大学でも同時に発表するよう私に要請をした。その時、丸山報告はおそらく大変重要な問題提起となり、医学会でも大きな反響を呼び、おそらくこれまでの経過から考えて小児科学会等からの反発をまねき、長い論争の時代に入るであろうから、私共は丸山報告を受けてたつことの出来る体制を準備しましょうと答えた。被害者達が義務教育の最終年に入っており、問題提起が急がれるという認識において丸山教授の考えとは全く一致するものであり、医学史研究の立場からの医学医療への告発を速かに受けてたつ、研究や臨床の側面からの補強が絶対に必要であることを益

々感じたのであった。

初めから疫学的手法で被害の実態を証明したいという我々の考えは、この時点ではまだ現実性に乏しい側面があった。なぜなら被害者の組織と活動が極めて小さくなっていることから、自主的に行うことは不可能であったし、より大きく把握出来るかも知れない教育行政にはそのような姿勢の片りんも伺えなかったからである。当然被害者の立ち上りにのみ期待出来ることであった。それ故、加害企業や行政の責任をつめてゆく武器になる疫学調査や臨床分析を自主的に、そして被害者の立場を守る立場で成功させるためには、まず被害者の要求に答えつつ、又、運動そのものの進展に参加することなしには出来ないことであった。従来の学者が行政がお膳立てした所と人で行った非自主的研究が如何に被害者に役立っていなかという前例を踏むことは出来なかったのである。

丸山報告から疫学調査へ

疫学調査を実現するための行程は決して短かいものではなかった。まず丸山報告を単にマスコミの記事だけではなく、自分達の手で正しく広げてゆくことが必要であった。又、何よりも医療要求に答えることも必要であった。丸山報告と学会特設会場での討議内容をおさめた冊子はあらゆる場所と人を通じて配布されていった。医療要求に答える為には「森永砒素ミルク中毒被災児後遺症調査研究班」(昭和四十四年十二月結成)に参加する医療機関がとりくんだが、私達の研究室に置いた事務局には毎日のように被害者の便りや電話が届き、それ等の書類を入れるキャビネットが次々と増加していった。被害者の送ってくれる母子手帳やその他の書類のコピーも膨大なものであったが、これらの活動の集積は、森永も行政も絶対にひっくり返すことの出来ない真実を少しづつ蓄積していったのである。やがてこれは研究班の研究報告となり、諸学会(日本公衆衛生学会、日本衛生学会、日本小児科学会)でもこの事件のとり組みを余儀なくせざるを得ない形となっていった。

この間、私達の研究室に集められた資料の分析も種々の点からなされた。岡崎氏が保管していた昭和三十年当時の会員名簿をもとに調査された当時の被害状況と現在の被害者の自覚症状(太田ら、自覚症状からみた砒素ミルク被災児の特性、日本公衆衛生雑誌、一九七〇年)、精神薄弱施設に収容された被害者の中毒被害との関連(吉田ら、森永砒素ミルク中毒被害者に関する疫学調査、日本衛生学雑誌、一九七二年)、被害者の兄弟等の比較から見た被害者の位置づけと被害との関連(五島ら、森永砒素入りミルク事件被災児の発達史的研究、日本公衆衛生学雑誌、一九七〇年、及び合田ら、森永砒素ミルク被災児の発育発達上の諸問題、保健婦雑誌、一九七一年)等がそれである。

実際に疫学調査に着手する為の作業も進められていた。まず本格的な調査のための現地の設定と予備調査が必要であった。現地の設定には地域と対象とする人々の条件とともに、実際に行う場合の条件、すなわち既存資料や社会施設の設営、協力体制等から考えられる良い条件を備えていなければならなかった。

守る会の人達を通じて得られた情報から岡山県下三地区、広島県下一地区の候補があがったが、総合的に見て広島県安芸郡瀬野川町瀬野地区が最も良い条件を有していると考えられ、昭和四十五年五月二十五日より四日間三名の調査員が現地に赴いて、その確認を行った。一方、臨床部門からの協力を求める活動も必要であった。歴史的に見て、追跡調査に自ら進んで参加せねばならない筈の岡山大学医学部へは教授会を通じて参加を呼びかけたが、一講座として申し出に応えたものはなかった。幸にして、広島大学医学部の公衆衛生学教室(田中正四教授)、神経精神医学教室(更井啓介教授)、整

形外科教室（津田健哉教授）、眼科教室（百々次夫教授）、歯学部保存Ⅰ教室（井上時雄教授）、同保存Ⅱ教室（岡本助教授）や茨城大学教育学部仲原弘司教授らの協力が得られる事になり、瀬野川町を対象地区とした場合に地元広島大学の参加を得られる事は極めて幸運なことと言えるものであった。

昭和四十五年七月には十一名の調査員が六日間にわたって現地において下調査を行った。町当局、町教育委員会、保育園、小中学校の協力を得て昭和二十九年一月一日より昭和三十年十二月三十一日までに当地で出生し、引き続きこの地区に生活している者に関する関係書類のすべてがコピーによって収集された。暑い季節であったが、集められた資料は大へんな量で、又、貴重なものであり、我々の調査実施の対象地区としての確信を益々強めるものであった。瀬野地区が有利である条件をあげると次のようなものであった。この地区は広島市に近接しており、同じ瀬野川町でも瀬野地区より西部は人口の移動（特に流入）がはげしいが、瀬野地区は昭資三十年当時からの移動がそれほど激しくなく、又過疎地でもない。この地区の対象児は二か所の保育園、一か所の小学校、中学校へと進学するため、教育課程に関しては条件が同じであると同時に、既存資料を比較検討する時に有利であった。保育園の指導記録に砒素ミルク飲用の有無に関する調査結果があり、記憶がまだ新しい頃の記録だけに貴重なものであった。又、小学校の記録・保存も良好であった。町当局もこの調査に積極的に協力をしてくれたし、広大医学部にはタクシーで約四十分の距離であったので、市街地でない所としては最適であったと言えよう。今から考えるとこれだけの好条件を整えられる場所がよくあったものである。

疫学調査の対象として最適であるという事は日本公衆衛生学会の中毒疫学委員会（委員長、辻達彦群馬大教授）でも確認され、同年十一月十四日から六日間、十九名の調査員が現地へ泊り込んで第一回目の調査を実施した。自分の勤務があるものは休暇をとり、自動車をもつものはすべて足として提供するという自給自足式であった。何しろ森永砒素ミルクを飲用したかどうかは関係なく、当時の二年間に生まれた者全員（転出転入者は除く）百二十四人という対象（中五名死亡）をすべて訪問し、克明に妊娠当時からの生いたちを聞かねばならないし、本格的検診への参加を了解してもらわねばならないのであるから大変である。被害者であっても本人に伝えていない家庭もあるし、そっとしておいてほしいという場合もある。被害者でもないのに調査されるという家庭には、丁度稲刈りの真最中であっただけに気をつかわねばならなかった。地区をわけて二人単位で責任分担をしていたが、この作業にはよく「夜打ち朝駆け」という言葉がつかわれた。敵を攻める言葉では申し訳ないのであるが、父兄が日中仕事に出ている家庭は少なくなく、朝早くか夜しか会えないのである。夜遅く帰ってくる者もあれば、明朝の為に早く寝る者もあるという生活にはこの言葉が一番ぴったりしていたのであった。対象者百二十四名はこの調査の結果、砒素ミルクを飲んだ者三十七名（中十九名登録者、男子二十四名、女子十三名で男子三名は死亡）、母乳だけで育ったもの五十三名、他のミルクを飲んでいたもの二十九名、不明五名の群に分類出来るものであった。この予備調査をもとに昭和四十六年三月に五日間、同年七月に六日間にわたって本格的な合同検診が実施された。学童の休暇中という条件のもとに、学校の公民館を借用して行うもので、守る会の会員の方々にも山田一之氏をはじめ熱心に協力をしていただいた。実施は予約をとってある時間に検診対象者に会場へ来てもらうか、迎えに行くことから始まり、面接調査を実施し、次に内科的検診や心電図をとってから、広島大学医学部まで引卒者がついてタクシーで運び、各科の検診を受けるのである（三月の時は脳波検査も現地で実施した）。全部を終了するのには四～五時間もかかるので、検査を受けた被害

者をふくむ若い人達には結構苦痛なものであろうから、私達は出来るだけ友人としての付きあいをするようつとめねばならなかった。タクシーを利用したのは、自分達の車での移送で万一のことがあってはならないからである。一緒に折弁当を食べながら、楽しそうに話の出来る人等との接触はまだ気楽であるが、健康障害の程度の強い人々との接触は我々の気持ちを暗くするものであった。この時の検診の特徴は最初に問診を行う者以外は砒素ミルクの飲用の有無については一切知らないという事で、検診に当ってもその点については一切聞いてはならないという約束があったことである。それ故これまでの予備調査に参加した者は、連絡、問診、移送や付き添いの役をになっていた。これはこの検診が出来るだけ客観的に行なえるように、いわゆる盲検法に依っていたからである。出来るだけ理想的な形での調査にしたいという我々の願望は、地元の人達や広島大学の協力陣のおかげで、延百十五人（九二・二パーセント）の検診完了という結果をもって大部分が満たされたといえよう。中には被検者とその親との間に一時的ではあるが気まずい雰囲気を作ってしまった例や、中学を出て既に就職をしている砒素ミルクの非飲用者が、自分達の同級生の為にと休みをとって参加してくれた例を思えば、参加してくれた人達には本当に感謝しなければならないであろう。この参加者へのせめての御礼として、広島大学の参加臨床教室が、本人の希望があれば、今後の相談や追跡に応じてくれるという体制を引き受けてくれた事は我々にとってもせめての救いであるし、疫学的調査のあり方を考える上でも意義深いものであったといえよう。次の我々の段階としてこの検診をもとに各々の担当者がその所見や測定数値を明らかにした後に初めてミルクの飲用歴が明らかにされ、更に事例研究として検討するという操作を経てやがて疫学調査としの完結を見るにいたった。

調査結果とその意義

この調査結果は昭和四十七年の日本衛生学会で報告され、昭和四十八年には日本衛生学雑誌（第二十七巻第六号）に代表大平昌彦、青山英康の名で三十一頁にわたって詳細が発表されている。

結論として、砒素ミルク飲用者に統計的に明らかな差が認められる項目として、発育・発達上の遅延、学業成績や疫病罹患率への影響、皮膚異常、視力低下、脳波異常等十項目と、看過ごすことの出来ない問題点として十一項が挙げられている。この結論は我々の限られた陣容による調査や検診の結果のみに基づいているのであるから、もっと調査の体制が充実したものであったら、おそらくずっと多くの問題点を浮び上がらせる事が出来たに違いないと思われる。すなわち、長い人生の成長過程の中でも最も著しい変化をとげる乳幼児期に毒を飲まされた結果は、疑いもなく全身にわたる被害と後遺症を残している事実をも指摘しているものといえるのである。又、同時に後遺症の有無について、単に黒白をつければすむものではないという、被害者や家族にとっては不幸そのものである被害の深刻さをもつきつけているのである。このような冷酷な事実を加害企業や行政組織が自らは手をこまねいていながら、被害者に証明させるという図式はまさしく我国のすべての公害問題に共通している二重の加害の歴史といえるが、この事は本事件の場合、昭和三十年以来続いている加害者の姿勢そのものであるといえよう。第一義的な問題である事件の発生原因についてはさておいても、事件から短期間の後に、この事件を闇にほうむり空白の十五年を作り出した加害者の責任は今後も常に問われねばならないであろうし、いくらであろうと金でまかなえるものではないであろう。本調査の意義は、青山が法廷において述べている如く（森永ミルク中毒事件被害者弁護団編、『森

永ミルク中毒事件と裁判』参照)、事件以降追跡調査が全く行なわれておらず、医学会ではむしろタブーとされたまま、闇にほうむられているという事実に、疫学という医学の方法論によって解明の手がかりを得るとともに、被害者の特性を集団として把握して、何らかの救済の方策の手掛りとすることにあったが、我々の得たデータはその救済体制の重さと困難さを示す一つの証拠でもある。

肉体的、精神的そして社会的にも健全な生活を得る事が決して容易でないこの時代に、生後すぐからハンディキャップを負った被害者と家族に加害者である森永は日々全知全能を傾けて、せめて何が出来るかを考える義務があることを、ささやかなりとも我々のとりくみの結果としての一片の論文という形に盛りこんだと信じている。

おわりに

森永砒素ミルク中毒事件にとりくんだ多くの医学医療陣が共通して感じたであろう撞着は、被害者の声を無視しようとする加害者森永に今日も続いている被害を認めさせようとする行為が、同時的に被害者に苦悩を増加させるのではないかということであろう。だが森永の圧殺の姿勢をのりこえようという被害者の力が、真実を明らかにすることから始まるという原点にあることを知る事が、我々の取り組みの過程でもあったと思われる。思春期にある被害者は勿論、被害とは直接関係のない人達まで巻きこんだこの疫学調査は、ある意味では冷酷なものであったと言えよう。それが被害者や支援者そして善意の人達の理解と特性の産物として遂行された意義は、二度とこのような歴史をくり返してはならない事を指摘していよう。

加害者が加害を行った時から、あらゆる責任を負わされている事をつきつけてゆく事の重要さを見ることが出来る。今、森永はひかり協会への一任という衣を借りて、自己の責任を極力薄めようとしているが、告発の歴史から裁判の成果の歴史の中で、極力被害者の犠牲を強いて来た過程を塗りかえたに過ぎない気がしてならない。被害者の健康問題、生活問題が存在する限りすべて加害者の責任であって、ここまでよいという線はないという事を証明することによって、他の多くの公害問題の嚆矢とならんことをこれからの被害者の運動に期待したい。

医学・医療のあり方の問題がこの事件の中で質されてきた事も重要であろう。昭和三十年当初、先陣争いの如く出されたこの中毒に関する論文が数年後にはピタリと無く無り、後遺症の予見に関する発表があったにもかかわらず、医学という大義で終熄させてしまった上に、本来被害者救済につながるべき森永奉仕会の事業の資金に寄生していた事実は医学の汚点として銘記すべきである。そして丸山報告以降も、救済どころか、未だに圧殺に加担しようとする姿勢が体制としてある事は、今後、この種の問題を考える上でも、憂慮すべき事である。

ただ一方では、公害・薬禍問題等の関わりの中で、従来のあり方に対する反省と批判がまき起こっている事実の意義も重要であろう。我々のこの疫学調査の取り組みは、現実的には三年間の教室への予算配分停止というはね返りになってあらわれたが、それでも次々と要求される公害被害者の要請に触発されて現地へ出かけて取り組もうとする時、少数とはいえ各地の医療関係者と協力が出来るし、同じ様な問題に取り組んでいる人達と連携が出来るという状況は、我々にとって何にも替えがたい成果だと考えられるのである。守る会が二十年にわたって、被害者の健康問題を軸に訴えつづけて来た歴史に、加害企業や行政に対する告発と同時に、我々に対する触発と提起のそれとしての意義も忘れることが出来ないであろう。

山下　節義　京都大学医学部公衆衛生学教室

京都からの報告

——京都市民のバックアップのもとに——

京都からの報告

森永ミルク中毒事件の歴史をふり返ってみる時、実に様々な教訓ともいうべき問題がみいだされる。この事件よりもあとになって社会問題化した水俣病、カネミライスオイル中毒、四日市喘息等々の公害事件にも、本質的に共通する様々な問題点がみいだされるが、それ故に、森永ミルク中毒事件は、高度経済成長政策の推進により、公害列島化したわが国に発生した数々の公害事件の原型ともいうべき出来ごとであった。

と同時に、いわゆる「十四年目の訪問」が発表されてのち、京都でわれわれが森永ミルク中毒のこどもを守る会とともに、「被害者完全救済」をめざして今日までとりくんできた過程にも、今後に保健医療にかかわるとりくみをすすめていくうえで、生かすべき問題がみいだされる。

以下に、「京都からの報告」と題して、今日までの京都でのとりくみの主なるものの概略を紹介するとともに、われわれが経験した重要と思われる問題の一端にふれておきたい。

いわゆる「十四年目の訪問」の発表を契機に、加害企業森永の責任を追及し、被害者完全救済策の確立をもとめる動きが、全国各地でとりくまれはじめたが、京都で、守る会支援のとり組みを関係者が具体的に相談しはじめたのは、昭和四十五年の春すぎた頃のことであった。

守る会京都支部は、この頃まだ正式に発足するに至ってはいなかったが（正式発足は昭和四十五年八月）、すでに守る会としては、京都府にたいして、被害者救済に必要な行政施策の実施をもとめる働きがけをはじめていた。六月には、守る会京都支部準備会の名で、京都府・市あて被害者救済についての要望書を提出しており、行政側もすでに具体的とりくみのための準備にとりかかっていた。

京都の関係者は、守る会と連絡をとるなかで、医師、保健婦、心理関係者、行政関係者、弁護士、学生などをあつめて、京都森永ヒ素ミルク中毒調査研究会を七月に発足させた。守る会からも研究会メンバーとして参加した。この研究会は守る会のとりくみを支援するために、被害者実態の解明と被害者救済策の確立をめざして調査研究活動をおこなうことを目的とした。研究会は、過去の資料の点検と被害者実態解明のための疫学的調査の準備から活動を開始し

た。また、守る会とともに、自治体にたいして、行政的対応をもとめて働きかけを強めていった。

※研究会は、昭和四十九年はじめ頃には毎月一回例会を開催、研究会名簿では約百名参加。『森永砒素ミルク中毒事件――京都からの報告』（ミネルヴァ書房刊、昭和四十八年三月）は研究会活動の成果でもある。

一方、京都府・市は、七月府議会での蜷川知事発言をきっかけに、「府民・市民の暮らしと健康を守る」立場から、守る会の要請にもとずいて、積極的な行政的対応を開始した。

守る会京都支部の結成総会はこの年の八月のことであったから、京都では、守る会、自治体、調査研究会（他府県では森永ミルク中毒対策会議のごとき名称の守る会の支援団体が作られ、守る会活動支援のとりくみが各地で展開されていったが、京都では、最初から調査研究会の名で、実態把握と救済対策確立のためのとりくみを展開しつつ、守る会活動を支援するという形を一貫してとりつづけてきた。）の三者が、はからずも、ほぼ同様の時期に動きはじめ、共に学びつつ、相互に協力しあいつつ、被害者要求実現のためとりくみを前進させていくという経過をたどっている。この点が、おそらく、他府県のとりくみとはことなった面であったと思われる。

京都での被害者実態把握のとりくみは、京都府が京都府森永ヒ素ミルク中毒追跡調査委員会（委員長西尾雅七京大教授当時、委員は、京大・府立医大をはじめとする検診協力病院関係者、京都府医師会関係者、心理関係者などから構成。守る会代表はオブザーバーとしての参加であったが、常時討論に参加した）を昭和四十五年十月に発足させたことにより大きく前進しはじめた。このあとの京都でのとりくみの経過は、『森永ヒ素ミルク中毒事件――京都からの報告』に詳しく紹介されているので、ここでは省略するが、簡単に今日までのとりくみのうち主なる出来事を紹介すれば、昭和四十五年より四十六年の夏にかけて第一次追跡調査を実施、ついで昭和四十九年に第二次追跡調査。これらの成果をうけて昭和五十一年はじめより、被害者の健康管理の在り方についての研究活動へとひきつがれている。

なお、京都でのとりくみは、当初から事件当時に森永ミルクを飲用した人全員を対象としてきたが、事件当時の厚生省名簿の返還にともない多数の未確認被害者の存在が明らかとなるとともに、京都府は昭和四十八年三月、森永ミルク中毒未確認被害者実態調査を実施し、昭和四十九年七月発足の京都府森永ヒ素ミルク飲用者認定委員会の作業へとひきつがれていった。

この間、調査研究会として民事訴訟支援のためのとりくみや、守る会の現地交渉などのとりくみなどにも参加していったことはいうまでもない。

京都の守る会は、当初から被害者、家族の悩みを中心にすえ、個人の人権擁護と加害企業の責任追及で一致して運動をすすめる過程で、要求がほりおこされ、結集されていき、そして組織を拡大発展させていったが、調査研究会も、調査研究活動を通じて新たな顔ぶれをくわえつつ、各々の専門領域の限界を、ともに協力しあうことでのりこえ、真に被害者要求を実施させていくのに必要な集団的とりくみとして前進させていった。

また、行政が当初より積極的にとりくむ姿勢にたったことにより、京都府下の数多くの医療機関を検診病院として動員しえたし、あるいは追跡調査委員会という専門家集団を確立させていくことが可能となった。この委員会のメンバーの一人であった中村教授（当時）が委員として参加することに、守る会から異論がだされたが、調査研究会で討議の結果、中村教授の反省と現在の姿勢を明確にしてもらうこと、それが確認されるならば、中村氏の参加することで府のとりくみは弱められ、ゆがめられるのでなく、当時被害者うちきりに多少ともかかわった人までも含めることにより、むしろ検診の意義、内容が強められるとの結論に達した。これをうけて、守る

会は中村氏と会見し、同氏より、当時安易にうちきってしまったことへの反省と、被害者実態を明らかにすることに努力する旨の意志表明がなされた。

こうした結果がえられたのも、行政の姿勢が、大きな役割をはたしたといえよう。

いずれにせよ、はからずも、同じ頃に相前後して動きはじめた、守る会、京都府・市、調査研究会が、基本的に加害企業森永の責任を追及し、被害者要求の実現をめざすという、同一の基盤にたち、対策の関係で連帯し、協力しあってとりくんできたことは、昭和三十年当時、加害企業森永と、行政（国・地方自治体）、権威ある専門家集団とが、結びついて、結果的に被害者きりすてと、加害企業擁護のとりくみをおこなってきた、あの動きと対照的なものであったといえる。

このことは、このかかる積極的な行政対応をおこないうる行政姿勢を作りだした、京都府民の姿勢こそ、重要なカギをにぎっていたというべきであろう。

京都での第一次追跡調査は昭和四十五年十一月より翌年七月にかけておこなわれた。

この調査で最も重視したのは、被害者家族の訴え——被害者・家族の生活経験にもとずく証言をいかにつかむかであった。医学的な検査結果だけで判断せず、被害者の自覚症状なり、事件以来の被害者の状況推移にかんする親の証言を中心にすえて判断する、こうした考えで調査を実施しようとの発想が、調査研究会での方針であった。

親の訴えを重視した理由は、事件当時の医学的資料はそれなりに残されてはいたが昭和三十一年の「精密検査」を最後に、医学的な追跡調査がやられておらず、過去が完全に空白に等しい状況にあり、この空白をうめうる資料は親の訴えを通じてしか得られないこと、医学的にみて、乳幼児期に集団的に砒素・ヴァナジンなどの複数の毒物による集団中毒事件の経験が過去になく、中毒の影響がそのごの子供の発育にどの様な影響をもたらすかについての医学的知識がないこと、現代の医学がいかに進歩しているとはいえ、被害者の訴えをすべて検査によって客観的に把握することは不可能であることなどの理由による。

中川米造氏が「病者とは、自らの身体機能の不快・不能・不調のいずれかあるいはその全体を感じ、更には不安をもつもの」と定義しているように、病者の訴えがまず第一であり、医学はこうした病者の病苦をとりのぞくための手段の一つでしかないことからすれば、なおさら病者の訴えを重視しなければならないのは当然であろう。

また、この事件の被害者の被害のなかみを考える時、なおさら訴えは重要となる。この事件の場合、被害とは乳幼児期に体内に侵入した砒素によって直接生みだされた病理的変化だけではない。乳幼児期という人間の発達の重要な時期に森永ヒ素ミルクを飲まされたこと、それによって生じた障害によりその後の発育にわるい影響をうけていること、と同時に過去十数年間なんらの対策も講ぜられることなく放置されてきたこと、こうした経過をへて被害の現状は作りだされてきたものであるから、被害のなかみは、当然医学的なものだけでなく、心理的なもの、社会的なものを含んでいる。こうした被害をもつ被害者の実態を明らかにしようとして追跡調査をおこなうからには、親の証言を重視するのは当然のことといえよう。

こうした議論にもとずいて調査研究会は、疫学的調査のための調査表を作成し、予備調査をはじめたが、京都府の追跡調査委員会の発足とともに、そこにひきつがれていった。

京都森永ヒ素ミルク中毒追跡調査委員会は、①保健婦の訪問面接調査を中心とする疫学的調査、②臨床医学的検診、③心理的検診の

三部門からなる調査を実施、昭和四十六年十二月に調査結果を発表し「被災児達が現在もっている多くの精神的、肉体的問題は、被災児達が乳幼児期に森永ヒ素ミルクを飲用させられたことにより、更には過去十六年間なんら適切な処置が講じられることなく放置されてきたことにより、生みだされたものと判断せざるを得ない」と結論した。そして加害企業森永・国にたいして被災児の人権回復のため万全の対策をたてることをもとめて具体的な対策案を提示した。

追跡調査の結果については、紙面の都合もあり省略するので、詳しくは参考文献をみて頂きたいが、ただ、結果を概括すれば、被災児一人一人について、「砒素」との直接的因果関係を立証することが、きわめて困難な事例もあるが、集団としてみた場合、疫学的にみて同年令層の他のものと較べてみると、あきらかに異なったいくつかの問題点を有していること、検診結果をみても、身長が低いこと、尿蛋白陽性率が高いこと、脳波異常出現率が高いこと、てんかん等脳神経系症状を示すものが多いこと、神経性難聴のあるものが多いこと、特徴ある皮膚科所見・臨床心理検査にみられるように、被災者が現在もっている発達上の問題点などが集団特性としてあげられる。

われわれは、こうした結果をもとに「森永ミルク中毒症候群」なる言葉を用いることにした。これは、既存の病名をつけることで、被害者の被害実態とずれた印象を生みだすことを恐れたこともあるけれど、むしろ、全身的な被害実態を網羅するものとして表現すべきと考えたことによる。要するに被害者全員に特定「病名」を共通のものとしてつけることは出来ないが、被害者すべてが、実に様々な訴え、症状をもっており、非特異的症状といえど、様々に組み合わさって出現していること、しかもその背景に事件発生以来の放ちされていたという共通の歴史があるなどの特徴があるだけに網羅的に表現する必要があると考えたからである。

いずれにせよ、被害者家族の訴えを重視し、被害者を集団としてとらえて、調査・分析をすすめてきたことが、過去に空白があるにもかかわらず、被害実態をとらえ、過去の事件との関係をあきらかにしえたと考える。このことは、この事件以外の公害問題についても共通していえることであり、更には人間集団の健康問題をとりくんでいくうえで、常に意識すべき重要な点であるといえよう。

第二次追跡調査は昭和四十九年一月より八月にかけて実施された。

前回の追跡調査は、事件後十数年たった時点での被害者実態の把握と、事件との因果関係を解明することを主要な目的の一つとして実施されたが、この調査は、①前回調査の結果にもとずく、当面精密検査を継続実施する必要ありとの指摘を実行するという観点で、②前回調査以降の被害者集団の健康像の推移の解明と、③被害者救済事業を具体的に展開していく上で必要な被害者実態の解明と被害者要求の把握とを目的として計画された。要するに、ひかり協会事業の前進に役立てる結果をうることに力点がおかれていた。

第二次追跡調査も疫学的調査、臨床医学的調査、心理学的調査の三本建でおこなわれ、内容的には、被害者年令が高校ないし高校卒業程度となっていることから、一部前回とことにした面もあったが、基本的には前回同様であった。

調査の結果は、おおざっぱにいって、被害者達はいずれも様々な肉体的・精神的訴えをいまなお有しており、検査結果では、集団的にみた場合異常の出現率において、前回より改善がみられた項目もあるが、反面かえって悪くなっているものもあり、また個々人についてみても、前回より良くなったものも、かえって悪くなったものもいた。要するに、被害者の健康状態は、現在なお変動しつつある状況にあると思われる状態であった。また、就職中のものの方が、通学中のものより、健康上問題を有するものが多い。被害者たち

は、生活様態のいかんにかかわらず、生活上悩みや問題をかかえている。以上が、第二次の調査結果の概要である。詳しくは紙面の都合で省略する。参考資料を参照されたい。

特徴的なことは、内科医による総合判定の結果では、「正常」と判断された被害者が四七パーセントを占めていたが、それらのものの検査所見など個々の内容をみると、異常が認められるものが少なからず存在しており、また、いずれも様々な精神的肉体的な自覚症状を有しているという事実であった。このことは、内科医が「正常」と判定したといっても、決して健康な状況にあるわけではなく、医学的処置の対象とする程ではないと医師が判断したにすぎないことを意味しているといえよう。

ある被害者の「検診をうけたけれど、自分の訴えに関係のある検査は何一つしてもらえなかった」との声に象徴されるように数々の臨床医学的検査方法を用いても、必ずしも被害者の訴えを充分に解明しうることにはなりえていないということを示している。と同時に、医師のいう「正常」とは何を意味するのか、考えてみる必要があることを示しているといえよう。

いずれにせよ、現行の医療制度のもとでは、被害者のすくなからざる部分は、いかに身体的な悩みや訴えを有していても、医師の手による解決は望みがたい状況にあることを意味している。従って、真に被害者救済をすすめていくためには、こうした被害者達の健康を改善し将来にむけてその健康を守っていくことの出来る対策がたてられなければならないが、そのためには何がなされるべきかという問題が、現在の重要な課題であるといえよう。

今一つ重要なことは、身体的・精神的に問題を多くもっている被害者ほど、より早期に就職を余儀なくされており、しかも就職後、年とともに、生活上の問題が改善されていくというよりも、むしろ逆に、労働条件をはじめ様々な社会生活面での状況が、「一般的・標準的」な「社会生活」に比して、相対的に、低下してきているという問題である。

このことは、幸にして大学へ進みえた被害者達でも、程度の差はあれ、今後に同じような道をあゆむやも知れない可能性のあることを暗示しているともいえよう。

それ故に、将来に対処しうる状況を作りだすために、必要な対策を今から講じておく必要があろう。

と同時にこの問題もまた被害とはなにか、必要な救済対策はいかにあるべきか、再度原点にもどって考えてみる必要性があることを示しているといえよう。

京都で追跡調査の準備をはじめた時、調査対象がどれだけいるか把握できていなかった。京都府は事件当時の被害者名簿を、すでに破棄し、会社は被害者の「プライバシー」を守るためと称して、実態解明のために名簿が必要との京都府の要請にも拘らず提出しようとしなかった。そこで、京都府は、①一部保健所などに保存されていた行政資料、②一部病院が保存していた事件当時の診療録、③被災者同盟名簿、④守る会調査資料、⑤自治体広報にもとづく届け出、⑥保健婦による調査を手がかりに被害者名簿を作成した。このように京都府ではとりくみの当初から厚生省名簿に記載の有無にかかわらず、森永ミルクを事件当時飲用したとの当事者の申し出にもとづいて名簿を作成し、これを調査対象としたところに特徴がある。

のちに(昭和四十七年六月)、厚生省から府に送られてきた事件当時作成被害者名簿との照合の結果、厚生省名簿に記載されていない被害者が存在することが明らかとなった。

一方、過去の文献、資料の点検の結果、事件当時の被害者把握の仕方からすれば、必然的に未確認被害者はうみだされうること、また現存する資料からあきらかに森永ミルクを飲用し、なんらかの症

状等呈してた事実があるにも拘らず、厚生省名簿に記載されていない被害者が存在することが明らかになった。

そこで、京都府は、昭和四十八年三月、保健婦の訪問面接による未確認被害者実態調査を実施、つづいて、京都府として独自に森永砒素ミルク飲用者認定委員会を設置し、飲用認定のためのとりくみをはじめた。その後、協会認定委員会が発足したので、京都で認定した結果を協会に送り、そこで最終的判定を下すはこびとなっている。

未確認被害者がうみだされたのは、基本的には、事件当時被害者判定を森永砒素ミルクを飲用したという事実にもとづかず、西沢委員会作成の医学的診断基準にもとづいておこなったことにある。かかる事件において患者の診断基準をもうける必要があったとしても、これをもって被害者認定をおこなう限り、必然的に未確認被害者を生みだすことは避けられない。と同時に、被害者の生活過程の一時期での、健康障害といった現象的な出来ごとのみに目をうばわれてはならず、ひきおこされた健康障害が、被害者の一生にわたって、いかなる影響をもたらすかということに注目して、被害者認定をおこなう必要のあることを、この事件はおしえているといえよう。

この未確認被害者の問題もまた、被害とはなにかをあらためて考えなおす必要があることを示しているといえよう。

参考文献

1 山下他：京都における森永ひ素ミルク中毒被害児の現状　日衛誌　二七(四)　三六四―三九九（一九七二）

2 田中他：森永ヒ素ミルク中毒事件――京都からの報告　ミネルヴァ書房　京都（一九七三）

3 京都府森永ひ素ミルク中毒追跡調査委員会：京都府における森永ひ素ミルク中毒被害者の生活と健康の実体　京都府・京都市（一九七四）

4 山下他：森永ミルク中毒事件におけるいわゆる未確認被害者問題について　日衛誌　二九(六)　五六八―五八〇（一九七五）

5 森永ミルク中毒被害者弁護団編：森永ミルク中毒事件と裁判　ミネルヴァ書房　京都（一九七五）

6 高谷清：運動・要求・集団の発展――京都における森永ひ素ミルク中毒のとりくみの経過と問題　社会医学研究　一一(三)　二三―二八（一九七一）

三村　啓爾　岡山大学医学部衛生学教室

岡山県粉乳砒素中毒調査委員会批判

――被害者の側に立つという本当の意味について――

委員会結成までの経過

調査委員会は、結成される前から既に被害者無視の方向へ一歩踏み出していた。

「丸山報告」があって後、日本公衆衛生学会は理事会を開き、厚生省に対し行政上の対策に取り組むようにとの申し入れをすることを決定した。厚生省はそれまで検診に対しては消極的で、公衆衛生学会の結論を待って態度を決めるといっていた手前、重い腰をしぶしぶ上げることになった。

昭和四十四年十一月二十六日、厚生省は公衆衛生学会の要請をどうするかと西沢義人、浜本英次ら事件発生当時被害者切り捨てに一役買った六人委員会（「診断基準」「治癒判定基準」を作った。それによると①必須条件、(イ)一般症状完全消失(ロ)血液像ほぼ正常(ハ)肝臓軟らかく二横指以下②附帯条件、(イ)心電図異常、眼症状あれば健康管理を要する(ロ)色素沈着は顧慮するに及ばない(ハ)以上の基準以外は専門的に検討する③後遺症＝現段階における所見（例、眼底所見、肝臓障害等）が後遺症となりうるか否かは断定できない④治療指針＝適切と思われる治療により、ほとんど全部治癒している。治療法の結論は出しにくい。というものであり、この文章をよく読んでみれば、どんな症状があっても後遺症ではない、といっているのと同じである）のメンバーに相談し、その答申を受けた。

西沢らは「不安に思っている患者や家族がいるので、とりあえず地域を限って学問的研究調査をすべきだ」と意見を述べた。

同年十一月三十日、守る会は第一回全国総会を開き厚生省、各府県衛生部へ次の申し入れをすることを決議した。

(1) 人道的医療陣に全面協力し、圧力を加えたり、介入、干渉するな。

(2) 一切の資料を上記医療陣に公開、提供せよ。

(3) 森永に対し、名簿、カルテの写し等を医療陣に公開、提供させるようにせよ。

(4) 人道的医療陣による検診のみを受ける。

その後、厚生省は岡山県をモデルとして一斉検診をすると発表した。それに対して守る会は十二月二十三日岡山県衛生部長に次の申し入れをした。それは三十一年当時のような検診を繰り返させないためにであった。

(1) 厚生省の諮問した委員の中から西沢、浜本を除名して丸山（阪大）、青山（岡大）の両氏を補充せよ。

(2) 検診実施は事前に守る会と協議し、納得できる基準と方法で行なえ。

(3) 検診実施機関と医師の選択の自由を保障せよ。

これに対して衛生部長は「守る会と相談してやる」と回答しておきながら、その後はことごとく守る会を無視して進めて行った。

翌四十五年一月二十日、守る会は厚生省食品衛生課長と話し合った。席上厚生省は岡山県に委員会を設け精密検診を行なうよう指示したことを明らかにした。守る会は岡山で実施している自主検診費用を国で負担するか、森永に負担するよう指示してほしい。森永に対し事件当時の資料を公開すること、治療費、養護費の負担を指示してほしいと申し入れたが、国庫負担はしない、森永への指示は後から回答すると答えた。

守る会は二月十日岡山県に対して、県の調査委員会は森永砒素ミルク中毒被災児後遺症調査研究班（岡大衛生学教室、民医連、新医協、その他で構成）を母体にして行なうよう申し入れた。

二月二十六日の交渉で県は検診を次のように行なうことを明らかにした。

(1) 疫学調査は公衆衛生学会の中毒疫学委員会にまかす。

(2) したがって臨床検診のみ行なう。

(3) 実施病院は県内十病院。

(4) 検診基準は委員会で決める。

(5) 委員会は各科の権威者で構成し、協力医療陣からも臨床の先生に一～二人入ってもらいたい。

(6) 自主検診のデータも委員会に持ち込んで審査の対象としたい。

更に四月九日の守る会と県との交渉で、

守る会側の「調査委員会は後遺症について臨床的に調査するというが、十五年間の空白を埋めるためには、社会的な調査を切離しては考えられない」との質問に、

簡野衛生部長は「厚生省の意図するところは、後遺症の有無判定ではなく、十五年後の今日、被災児がどのような状態にあるかを臨床的に調べるのが目的だが、疫学的な調査も合わせて実施することも考えたい」と答えた。

また自主検診の医師グループから

(1) 調査会では十一の総合病院をあげて検診実施病院にしているが、これらの病院の中には、被災児の親が根強い不信感を持っている病院も多いので総合病院に限定しないで自主検診をしている病院も加えるべきだ。

(2) 調査会の委員に自主検診グループや被災児の親たちを加えよ。

(3) 調査会の委員予定者十八人のうち六人は事件直後の検診で後遺症はないと判定した医師たちで納得できない。

などの意見が出た。

それに答えて衛生部長は「検診は厚生省の委託によるものなので、検診設備の整った総合病院を選んだ。しかし要望をくんで今後、厚生省に被災児の親たちの気持ちを説明して、検診病院に自主検診グループの病院を加えてもらうよう努力する。また委員予定者のうち六人は事件当時の模様をよく知っているということで選んだまでだが、不満が出されたので検討していく。被災児の親たちを委員に加えることも考える」と守る会の主張に同意するかの印象を与えた。

しかし、その後の県と厚生省の対応は後退する一方であった。委員会の公開についていえば、「適宜公開する（九・四）」「非公開を原則とするが、プライバシーが守られれば固執しない（九、十九、厚生省）」がついに非公開とする（委員会の規約で決定）となった。

又、守る会が要求していた「守る会、対策会議、研究班から十八名の委員」は、四名（そのうち大平教授は検診内容に不満で脱退）となった。疫学調査の要求も拒否し、結局は四月九日の守る会と県衛生部長との確認事項はすべて県の方が一方的に破ってしまった。

こうして西沢、浜本らに諮問するという第一歩からの危険な踏み出しは、被害者無視という決定的な「あやまり」の方向へ歩き出し第一回委員会開催（十・二十一）が強行された。

調査委員会の性格、自主検診つぶし

調査会は、その発足の過程で、守る会との交渉を打ち切り、一方的に官製検診としてスタートした。守る会が実施した自主検診にかかわった協力医療陣は、参加すべきだとする意見と、守る会が意義を認めない調査会には参加すべきでないとする意見に分かれた。しかし調査会の民主的な運営を貫かせるために敢て参加すべしとの意見を持つものは、守る会が懸念するなかを参加の態度を決定した。

守る会は、調査会に参加する協力医療陣の委員に対して次の点を要請した。

一、犯罪的役割を過去において果たした木本教授（岡大小児科）、矢吹医師（小児科開業医）両名を委員会に入れぬこと。

二、公開の原則を貫くこと。

三、被害者、対策会議側代表が委員会に参加することを認めさせること。

四、被害者名簿の公開。

五、自主検診のデーターは一切調査会に出さぬこと。

これらの要請を受けたものの、協力医療陣医師委員はこのいずれの項目も結局は守りきれず、権威ある教授、病院長等の前で、ささやかな抵抗を試みたにすぎなかったのである。

岡山県衛生部は、守る会や対策会議との間で取り交していた確認事項も、調査会発足の段階で白紙にもどしたと言明し、大和委員長（岡山済生会病院長）に運営の一切の責任をまかせてしまった。

このように、調査会は、守る会の意向とまっこうから対立する形で、一部に協力医療陣の委員を加えて昭和四十五年十月二十一日に正式に発足した。私は、最初、委員になるべき名簿には勿論、協力医療陣側委員のなかにも入っていなかった。自主検診に際して、下津井病院での検診を全面的に担当していた関係で柴田院長に代わって調査会に参加してほしいとの要請を受け、若輩であることを恥じつつも委員になることを了承し、柴田院長の推薦状を持って初会合に出席した。

四十七年十二月十四日の最終回まで、すべての調査会、所属する専門委員会等に参加したが、調査会の性格は、一口で表現すると、個性豊かな大和委員長の強引な会運営にひっぱられて、民医連が行なった自主検診を名実ともにぶちこわすということに終始したと断定できる。砒素中毒被害児の健康障害が「当時の残像と思われる皮膚の色素異常を除けば特徴的な共通点は指適できなかった」と述べ「当時の患児達は特に憂慮すべき経過を辿っているとは考えられず、遺伝と環境の交錯した思春期にある一団の健康構造を示している」と結論づけている。（調査会報告書「まとめ」より）

調査会の討議内容と経過については、森永告発が発行した『砒素ミルク3』に詳しく述べられているが、上記結論を導く根拠というものが、大和委員長や、山内委員、矢吹委員の守る会や自主検診に対する反感や批判により主観的に作り上げられたとしか思われない。

検診受検者の個別総合審査の中で、山内委員等が主張する先天異状では説明できない病的所見や異常が、各専門委員会の報告では指摘されていたのに、総合審査の過程で前記の結論が導き出されたこ

とは報告書を一読すれば、矛盾として感じられる。

総合審査の経過

調査会が行なった総合審査についてのその科学性を学問的に論議することは、困難というより不可能なことである。なぜなら大和委員長が意のままに会を進めて行き、居並ぶ権威者達を、適宜に活用しながら、自主検診を随所でたたき、砒素中毒後遺症が、政治的にデッチ上げられたものだと調査会内部にも印象づけさせた。そもそも、守る会との約束を無視して、自主検診データーを調査会に提出し、些細なことを針小棒大に批難されると協力医療陣側の対応は、調査会の民主化はおろか、恥の上塗りとの印象を与えてしまった。自主検診が果たした偉大なる役割りを自ら放棄するような行動に走ったことから考えれば、守る会の主張するように、調査会の外にあって、検診を監視すべきであったと思われる。

健康状態の把握を目的としていたのが、不充分きわまるデーターで砒素中毒後遺症否定の結論を調査会として出すようになった背景には、自主検診つぶしが調査会を通じて実質的にできたとの判断が大和委員長らにはあったといえよう。

児玉教授（岡大）は、一貫して『調査会の検診対象者と自主検診の受診者は異なる集団と考えてまとめたら良い』との意見を述べられたが、大和委員長は、中毒後遺症の存在そのものが民医連・協力医療陣のデッチあげであったとの見解に立って後遺症否定の主張を貫いた。

個々の受診者の結果を検討して行く総合審査の中で、特に問題として指摘されなければならないのは次の点である。

①判定基準が非常にあいまいでズサンだった。各専門委員会毎に解釈が異なり途中で修正を加えたり、補足をつけたりした。

②いくつかの専門委員会ではもっぱら砒素中毒（慢性）に焦点を合わせて審議したと報告されたように「健康状態を把握する」という検診目標が、いつのまにか砒素中毒検診の様相を呈していった。

③皮膚科専門委員会では検診カルテの一般検診欄に記載された皮膚所見は一切無視して皮膚科専門医受診例についてのみ検討をした。

④脳波専門委員会は、脳波記録紙の添付されていないケースについて、たとえ脳波所見欄に記載があっても、脳波検査を受けなかったものとみなして無視したため、岡山大学で受診したほとんどの人は、何等検討されていない。

⑤ダウン症候群や重度精薄の人については身体の種々の異状があっても、被害者としては無視するという扱いがなされた。障害児が砒素ミルクを飲んだためにかかった病気も、先天異常の内に含めるという処理の仕方である。たとえ先天異常をもった子供であっても、砒素中毒を合併する可能性は当然あると考えるべきであるが、委員の多数はそのように考えなかった。

⑥受診者本人又は父母に記入してもらったアンケート調査を全く活用せずに無視してしまった。この点については、受診者の自覚症状や病歴、発育発達史等は、他の所見否定には活用しても、全体をデーターとしてまとめることは意義がないと考えられた。

⑦専門委員会で網にかからぬ症状が多く見落された。例えば消化器症状について胃潰瘍で胃レントゲンを撮って病名がついていても、どの専門委員会でも検討していない。

⑧「異常があれば治療を受けているはずである。治療を受けていないということは、医師がその必要を認めなかったからであって病的と考えなくて良い」という考え方が委員会を支配した。このため、治療の困難な症状や異常は、無視されている。

⑨総合審査といいながら、細分化された所見の討議のみに終始

し、個人としての全体的判断はしないままに終った。

⑩検診結果であやしいものは、どんどん再検診へまわし、それを受診しない者は異状扱いとせず放置した。

報告書はかくの如くねつ造された

総合審査が進んで報告書作成の過程で特記すべきこと、

〈その一〉 各専門委員会のまとめの要約を、三行以内で書くことに固執し、委員長権限で三行にまとめさせた。

〈その二〉 三行に縮めさせると同時に、世間やマスコミを刺激する字句はすべて削除すると主張し、専門委員会が問題ある所見、データーとして記載していたものを強引に削除した。脳波専門委員会のまとめの要約では、最初テンカンの発症率が高いこと等を記載していたが、大和委員長、山内委員らの批判の中で大月委員（岡大教授）は不承知の態度を示しつつ、しぶしぶ削除を黙認するという一コマもあった。

〈その三〉 議事進行について、大和委員長は自分と意見の対立する協力医療陣側の四委員（遠迫、松岡、水落、三村）に対して、常に先入観と偏見を持って対処した。極端な例をあげると、調査表(1)の取り扱いについて取りあげるべきだという前記四人の意見に賛成する人に挙手を求め、四人のみであると、それ以外の意見についての挙手は求めないで、他の人はみんな四人には反対の意見だと独断し調査表(1)は取り上げないといった調子であった。それでも賛否の挙手を求める時はまだいい方で挙手さえ求めないで一方的に事を運ぶことの方が多かった。おとなしくて紳士的な教授たちはア然とした表情で、敢えて意見を述べることもしないで事態の成り行きにまかせていた。

かくして委員会が発足して丸二年後に報告書が発表された。

守る会と森永との間で本部交渉が始められたのは、当委員会発足一か月後の四十五年十二月十二日からである。守る会が森永に対して出した要求事項に答えて第二回本部交渉（四十六年一月十日）では「厚生省と京都府の行なっている検診結果が出て善処したい」といっていた。しかしその後は京都府検診は口に出さなくなった。それは京都府検診が森永にとっては都合の悪いものとなったからに他ならない。

第八回本部交渉（四十六年七月十一日）で突然交渉中断の声明文を読み上げたが、その理由も岡山での検診結果が出るのを待ってとなっていた。森永はことごとに岡山での検診結果を待ち、それによって善処すると表明している。それは森永が検診費用を出し、厚生省にお願いして岡山でやっている検診であるから森永に不利になるような結果が出るはずがない、という自信さえうかがえる。

かつて昭和三十年当時の六人委員会の診断基準と五人委員会の出現により被害者を圧殺した歴史的事実をホウフツさせるやり口である。五人委員会も厚生省にお願いして作ってもらい、金は乳製品協会が出したあの時のことをだ。当時は被害者運動が退潮期にあり、世論の支持もなかったので森永は被害者圧殺に成功した。

時はあれから十七年間流れた。調査委員会は森永の期待していた結論を出した。ここまでは十七年前と同じである。しかし、その後は同じでなかった。守る会の斗いは上昇期にあり、さらに加えて医療従事者をはじめ、支援者の斗いが岡山検診の無力化に力をつくした結果、検診に参加した協力医療陣の失点をカバー出来たと云えるのではなかろうか。

産業公害にしろ食品公害にしろ、公害と名のつくものには必ず企業責任と行政責任が存在する。自分たちの行った行政の責任を明白にされるような調査なり検診をやるはずはない。そのような意味から行政の行う検診に対する幻想は禁物である。はじめのうちは被害

者側に立つといいながらも、自らの責任を追及されるとなると、平気で被害者を裏切る。私が調査委員会で学んだことは、このことであり被害者側に立つということはどういうことかという本当の意味についてである。

医学編

第三章　森永ミルク中毒事件と医学

日本小児科学会のとりくみ

中村　豊　日本小児科学会元理事

調査委員会成立

日本小児科学会が当問題に関する調査委員会の設立を正式に決定したのは昭和四十六年三月の理事会に於てであった。森永ミルク中毒の子供を守る会からの小児科学会理事会に対する申し入れがあったのが昭和四十六年一月であり、理事会は中村・水原両理事を非公式に京都に派遣する等、若干の予備調査を経て調査委員会の設立を決定した。森永ミルク中毒問題はその主な舞台が近畿以西であった関係上、関東以北の理事達又一般会員の間でも予備知識が少なかった事は否めない事実であり、従って調査委員会も小児科学会として如何にこの問題と取りくむべきかを考える諮問機関として調査小委員会の名称で発足したものであった。この委員会は担当理事として中村豊・水原春郎の両理事が任命され委員の人選も一任された。両理事は本問題の重要性に鑑み、慎重考慮の結果次の如き人選を行い、昭和四十六年四月の小児科学会総会に委員会の設立報告と同時に発表し承認を求めた。委員は次の各氏である。

日比逸郎　（国立小児病院医長）
有島正高　（鳥取大学教授）
豊島協一郎　（大阪大学・大阪大学森永ミルク中毒被害児精密検診委員会）
北条博厚　（京都大学・京都府森永砒素ミルク中毒追跡調査委員会）
水原春郎　（担当理事）
中村　豊　（〃　）

尚、公衆衛生関係からも公衆衛生学会の推薦を得て一名の方の加入を御願いする事とし、この旨総会の諒承を得た。（後に公衆衛生学会からは岡山大学青山英康氏が委員に就任された。）

尚この総会の要請として、後遺症の科学的究明に加えて、

㈠被害児の救済を第一義とすべきこと、

㈡森永乳業株式会社が保管している被害者名簿を提出させる事、

が本委員会の任務として附加決議された。これにより、当初の委員会設立の目的が重要な変更を受け、理事会の意図との食い違いが生じ、以後の調査委員会の活動のあり方と理事会の意思との対立さえ見られた事は遺憾であった。調査委員会の決定した基本方針さえ遂に理事会の全面承認を得られなかった事はこの点を裏書きするものであり、本委員会の活動が理事会との関係に於て苦渋と苦難の連

続に終始した事も又見逃せない事実である。

この様な環境のもとに委員会活動は推進されたが、四十七年秋の小児科学会臨時総会に於てこの委員会は総会に直属し総会に対してのみ責任をもつ特別委員会の性格を附与された。従ってこれ以後は小児科学会森永砒素ミルク調査特別委員会の名のもとに活動することになりその成果が最終報告となったものである。

本委員会の評価が如何になされ様とも私共としては甘受するものであるが委員会発足当時の状況も本論以前に記しておきたい。

委員会の基本方針

委員会は、第一回会合に於て、委員会の基本方針を討議し、成文化した。

基本方針の討議の過程では、以下の事が論じられ、確認された。

昭和三十年の中毒当時なされた中毒診断基準や治癒判断基準が、結果としては被害児切り捨ての役割を果たし、後遺症追求への道を閉ざしたことの反省、および、本中毒が心身発達の未熟な乳児を侵したことから当然予測される後遺症の内容の多面性を考慮した時、限界ある現在の知識に基づく性急な〝厳正科学的〟因果関係の立証は、かつての誤ちをくり返す虞れがある。したがって疑わしきは罰するという大前提に立つこと。

臨床医の役割りとして当然被害者の立場に立つこと。

対象は狭義の身体的障害のみでなく、被害を受けたことによる心理的社会的問題のすべてを含むこと。

被害児の人権を侵さない範囲で、委員会運営は公開すること。等である。

以下に基本方針の原文を掲げる。

基本方針

森永砒素ミルク中毒事件が発生以来十六年間の継続的科学的観察を怠ったことに対する反省のうえに立って、当委員会は委員会活動を進めるにあたって、まず下記のごとき基本方針を討議し確認しあった。

一、当委員会はこの問題に対する日本小児科学会の科学的社会的責任を痛感し、今後の具体的な責任の遂行の方法について検討することにした。

二、当委員会の活動基盤は、患者の救済が第一義的なものであり、これを通じて、小児科学会の科学的社会的責任を果たす必要があることを確認した。

三、当委員会の運営は科学研究の原則に基づき、公開を原則とする。

四、当委員会の取り組むべき範囲は、森永砒素ミルク飲用児のその後の発達過程に伴うすべての医学的な問題である。

以上の文章が第一回当小児委員会議事録に付して、昭和四十六年五月五日の理事会に提出された。しかるにその後長期にわたり理事会の承認が得られず、この間旧理事会の辞任等により、懸案のままに終った。

対内外活動

当小委員会は対外的資料収集、調査活動や調査救済法の立案に平行して、被害児の調査救済に役立つ可能性のある諸要因に時期を失することなく働きかけるべきであることが確認された。それに基づき次のような対内外活動を行なった。

一、森永乳業株式会社に対して、

小児科学会として、①被害児名簿を小児科学会に提出すること、②検診、救済の為の基金を設けることを骨子とする要望書を出すことを理事会に対し要望した。理事会では、名簿が手渡された場合の保管運用の細則の作製の必要性が討議されたが、その実現をみない

ままに、山本理事長が案文修正の上名簿引き渡しの件を口頭で森永に申し入れたという事である。

名簿提出に関しては、各地検診陣、守る会からの要求もあり、厚生省の指導もあってか昭和四十七年十二月森永側から厚生省に提出された。これはその後関係都道府県に手渡された。

二、厚生省に対して、

第一回当小委員会（昭和四十六年四月）において、昭和三十年中毒事件当時に発足した西沢委員会が現在なお存続しているか否かの論議がなされたが不明のまま、1、森永砒素ミルク中毒の今後の小児科学的問題の諮問は日本小児科学会を通じてなされること。2、森永に対して名簿を提出するように行政指導を行なうこと。の要望書を厚生省に出すことを理事会に要請した。山本理事長は、字句修正を理事会承認の上で行ない、昭和四十六年十二月厚生省に手渡し、趣旨の了承を得たとのことである。

三、西沢委員会の構成メンバーに対して、理事会を通じて協力方を要望する文書の発送を求めたが、未承認未執行となった。

四、岡山県在住会員に対して、

厚生省の委託検診が岡山県で行なわれ、その委員会に本学会員が参加されているので、それらの会員に当小委員会結成の当初から委員としての参加が理事会から再三要望されていた。しかし一度承諾されたが後に固辞されるなどのこともあり、意志疎通をはかる為、当小委員会の有志や山本理事長が現地を訪れ接触、協力要望を行なったが不成功に終った。

五、森永ミルク中毒のこどもを守る会に対して、

守る会は、当小委員会発足当時唯一の中毒被害児家族の組織であった（その後、直接の被害児達が森永ミルク中毒の被害者の会結成し本会と一体となって活動）。当小委員会発足の契機が守る会の要望にあった事実に鑑み、積極的に接触、当小委員会傍聴を案内するなどして、その要望と批判を尊重する方針で活動した。なかでも、検診のあり方と救済案の具体策を審議するに際して、守る会側から具体的要望の数々を聴取できたことは、これらの立案に役立ったことを述べておかねばならない。

六、各地域の検診救済グループに対して、

情報収集の一環として各地域での検診救済活動グループや検診の関係者に当小委員会に参集頂き検診状況、結果について聴取することが出来た。

(a)大阪府　江部氏、山本氏（大阪府衛生部）豊島氏（大阪大学森永ミルク中毒被害児精密検診委員会、大阪大学医学部森永砒素ミルク中毒追跡調査会）

(b)京都府　山下氏、北条氏（京都府森永ひ素ミルク中毒追跡調査委員会、京都府森永ひ素ミルク中毒調査研究会）

(c)福井県　富沢氏（福井県医師会）

(d)北九州　広沢氏（自主検診）

(e)広島県　三好氏（森永砒素ミルク中毒問題を検討する委員会）松山氏、広瀬氏（自主検診）

(f)岡山県　松岡氏（自主検診）　青山氏（日本公衆衛生学会による疫学検診班員）

(g)奈良県　吉村氏、馬場氏（自主検診）

(h)徳島県　宮尾氏（徳島大学）

この他直接来て頂けなかったが資料を頂いた地域として高松、滋賀等がある。

七、関連学会に対して、

疫学的調査を中心とした知識の導入のため、日本公衆衛生学会より、委員として青山氏の推薦を受け、当初より委員活動に参加していただいた。

中間報告書

第二回委員会に於て互選の結果中村理事が委員長に就任し全責任を持って事に当ることに決まった。委員会はその後昭和四十七年三月迄に九回の会合を持ち、情報の収集と実状の調査等、その活動を幅広く積極的に進め、昭和四十七年三月に到り、理事会に対し中間報告書を提出しその審議を要望した。

この報告書には全委員の熱心な討議の結果として次の事項が盛り込まれて居た。即ち、

㈠本問題の経緯と当委員会の基本方針、対内外活動経過、検訂救済活動の現況と共に、㈡検診組織の組み方、㈢小児科学会として具体的にどう取りくむべきか、㈣森永砒素ミルク中毒被害者の救済策等に重点を置き、㈢については(A)統一カルテの作成、(B)被害者名簿の作成、(C)小児科学会拡大調査委員会の設置を提唱した。

更に委員会での討議の結果として、次の点が反省すべき点として確認された。即ち、発育期の乳児に多量の砒素が与えられ、一万二千人の中毒患者を出し、その中の百二十人が死亡した事実がありながら、以後の追跡調査が殆ど行われなかった事は当時の医学の常識にも反してはいなかったろうか。その学問的な調査研究が長年放棄されていた事は、小児科学会員としてその反省を共有しなければならない。我々委員会が一年足らずの活動の中で、本中毒事件に対する小児科医として、又、医学、医療に従事するものとして反省させられる点が多かった事も見逃せない。又以上の観点から、この問題は小児科学会自体の問題であり、守る会からの要望があったにせよ、まさしく学会自体の問題として取り組むべき筋合いのものと考えざるを得ない。

しかしこの中間報告書は、理事会に提出された後、統一カルテの作成は技術的問題として委員会に一任されるが、実質的討議が殆ど行われないままに小児科学会理事会の総辞職という非常事態に遭遇し、審議未了の形となった。その後四十七年秋の臨時総会に於て、委員会自体が特別委員会に性格を変えたため、委員会活動は又新たな段階に入った。

特別委員会

特別委員会は、更にその後の情報収集、調査活動を進めながら、昭和四十八年総会に提出すべき報告書作成の作業に入った。この間に於いて昭和四十七年十二月、厚生省の手による岡山県での検診結果が発表された。

特別委員会はこの検診結果について慎重に討議した結果、これはこれ迄に当委員会が収集した各地の検診結果とは結論に於て異るばかりでなし、検討データに基づく結論の導き出し方にも疑義があるという結論に達した。そこで当委員会の性格上、永松小児科学会長（当時）の了解のもとに、昭和四十八年一月、中村委員長名で、厚生省に対し次の如く要望した。

一、岡山県検診結果のみで、行政的判断を下さないこと。

二、岡山県報告書と個人別検診録の学会への供与。

である。前者については了解を得たが、後者については検討する旨の回答を得た。

最終報告書

本特別委員会は以上の如き委員会活動の上に立ち、昭和四十八年五月二十六日、日本小児科学会総会に対し最終報告を行い、その諒承を得て、任務を終了し、解散するに至った。最終報告において

は、従来の経緯、並びに、各地の検診救済活動の現況及びその実態を報告し、検診体制のあり方、救済のあり方について、提議し、合わせて次の如き結論をまとめた。

結び

我々が調査活動を通じて判明し得た事実をもとにして考えた場合、次の結論に達せざるを得ない。

1、昭和三十年当時に森永砒素ミルクを飲んだ人々の間に、各地の検診に共通して、現在救済すべき多くの医学的問題が存在する。

2、その中核は知能障害、けいれん、脳波異常などの中枢神経障害、極度の易疲労性並びに特有の皮膚病変であるが、そのほか身体諸臓器の複雑多岐にわたる症状が認められる。

3、これは砒素ミルク飲用量、飲用期間、飲用時の年令が著しくことなっていた事を考えれば当然である。したがって、現在の医学水準においては疫学的方法を用い、当時砒素ミルクを飲んだ人達という一つの集団として後遺症の有無とその因果関係を認定するのが、最も信頼性が高く危険の少ない方法である。

4、このような立場に立って判断するならば上述の医学的問題は、森永砒素ミルク中毒後遺症と考えるのが妥当である。

5、昭和三十二年当時に不十分な治癒判定基準を作成し、追跡調査を怠り、十四年間の空白をもたらした本学会の責任は重大である。

6、したがって当学会は全力をあげて森永砒素ミルク中毒後遺症をもつ人達の救済にとりくむべきである。救済において当学会の果たすべき役割は昭和四十七年三月に理事会に提出した当小委員会の中間報告に詳細に述べてあるが、さしあたって直ちに着手すべきことは、各地区別被害者名簿の作成と地区別検診組織の連絡会議としての拡大委員会を発足せしめることである。

7、またその救済は当学会の能力を越えるところでもあるので、当学会は森永乳業株式会社、国、各地方自地体に対して積極的に働きかける必要がある。

終りに

この報告書は総会に於て諒承され、一部会員より感謝と激励の発言があった。この報告後に当特別委員会の任務終了による解決が承認され、特別委員会はその役割を終了した。

この間、当委員会によせられた関係諸団体研究機関等からの御援助御支援は感謝にたえない。小児科学会という組織内で諸種の制約下に於ける委員会でもあり、委員長の大任を受けた中村個人の未熟不手際から委員諸氏及び関係者の方々に大変御迷惑をかけた点もここに御詫びしたい。

最初に書いた通り当委員会に対する如何なる評価も甘んじて受けるものであるが、委員諸氏の甚大な努力に対して委員長として深く感謝する。尚その後守る会と森永乳業株式会社との間に調停が成立し、守る会の意志が貫かれた事は極めて喜ばしいことであり、又各地検診グループのメンバーによる支援活動が現在尚行われている事に深く感謝したい。

（尚水原委員は最終報告書作成の時点に於て、一身上の都合により委員を辞任されたので最終報告書に関しては何等の責任もない事を附記する。）

日本公衆衛生学会のとりくみ

辻　達彦　群馬大学医学部公衆衛生学教室教授

この事件に対する本学会のとりくみは「中毒事件等の疫学調査ならびに対策に関する委員会」報告（その一、日公衛誌二一巻七号、四〇一～四〇五頁、その二、同二一巻八号、四四九～四五四頁、昭四九、なお四五一～四五二頁の部分は同二一巻九号に於て訂正）に大体盛りこまれているので、以下の記述は主としてこれを引用転載するとともに補足的解説を試みた。

以下「報告書」の略称を上記委員会報告にあてておく。

I　日本公衆衛生学会「中毒事件等の疫学調査ならびに対策に関する委員会」（略称「中毒事件疫学調査委員会」）の設置について

〔設置経過〕

昭和四四年一一月一九日付書面をもって、本学会丸山博評議員より本学会理事会あて、森永ヒ素入りミルク中毒事件、山口県ヒ素入り醤油中毒事件、カネミライスオイル中毒事件、サリドマイド禍事件等の被害の再発を防ぎ、被災者対策を樹立するための委員会を本学会に設置することに関して、本学会規定第一七条にもとづく提案が行なわれた。

昭和四四年一一月二〇日に開催された本学会理事会は、上記提案を中心に本問題を検討した結果、次の如く委員会の設置を決定した。

〔委員会の目的〕

中毒事件等の被災者については、原因物質の人体に対する慢性影響や後遺症、合併症、続発症等の発生状況を長期間追跡調査して、適切な対策を講ずる必要のある場合が少なくない。

この場合の追跡調査は医学的見地のみならず、社会学的、心理学的見地も加えた総合的な観点から行なわれねばならないが、特に長期間の経過を観察する場合、個々のケースについて異常所見と原因物質との間の因果関係を証明するのは困難なことが多く、方法論的には集団観察を主体とする疫学的方法が重視されることは周知のとおりである。

さらに実際に追跡調査を実施する場合、方法論的な問題のほかに、調査の体制、組織、人員、予算、被調査者の協力、社会の反応等の諸点も十分考慮される必要があろう。

本委員会は、当面森永ヒ素入りミルク中毒事件の場合を例として、疫学的追跡調査の具体的方法を検討し、対策の樹立に資するとともに、この種の中毒事件等に対する恒久的追跡調査を含む対策機構の整備確立に貢献することを目的としている。

〔委員会の構成〕

青山英康（岡山大・医・衛生）　辻　達彦（群馬大・医・公衛）
春日　斎（静岡県衛生部）　土屋健三郎（慶大・医・衛生公衛）
※重松逸造（国立公衆衛生院疫学部）　船川幡夫（東大・教・健康教育）
丸山　博（阪大・医・衛生）　杉原正造（川崎中央保健所）
芦沢正見（国立公衆衛生院疫学部）
鈴木継美（東大・医・保・人類生態学）　飯渕康雄（阪大・医・衛生）
※担当理事（理事会を代表して、本委員会と理事会の連絡に当る。）

交員の追加及び交代

追加　大橋邦和（名大・医・公衛）昭和四五、四、一八　理事会承認
交代　湯沢信治（広島県衛生部）昭和四五、八、四　理事会承認春日委員の役職変更による。

〔委員会の設置期間〕二ヶ年

〔委員会の予算〕一〇〇、〇〇〇円

〔委員会の報告〕研究調査の結果は機関誌に発表する

Ⅱ　委員会審議日程と主な審議内容

回	年月日	場所	審議内容など
一	四四、一二、一二	東京	委員長互選、会の運営、活動方針など
二	四五、一、二四	東京	調査方針、計画の具体化など
三	四五、四、六	金沢	委員会の運営、方針など
四	四五、四、二七	岡山	現地視察と関係者と討議
五	四五、八、一	東京	岡山における疫学調査について 中毒事例の情報組織と管理方式案の検討
六	四六、八、二七	東京	疫学調査報告について 委員会報告のまとめ方など
七	四八、四、二三	東京	報告案検討会
八	四八、六、一八	大阪	報告案最終とりまとめについての検討会

Ⅲ　調査審議にあたった委員会委員

委員長　辻　達彦
委員（五十音順）　青山英康・芦沢正見・飯渕康雄・大橋邦和
春日　斎・重松逸造・杉原正造・鈴木継美
土屋健三郎・船川幡夫
丸　山博・湯沢信治

Ⅳ　報告書の要点

本学会としては委員会設置目的に明記されたように、一般論として中毒事件をとりあげ、そのモデルとして森永ミルク中毒事件について疫学的追跡調査をするということになっている。このことは理事会の多数意見で決められたものであるが、委員会名称の漠然としたよび方で判るようにやや弱いものとなったことは事実である。従って「報告書」の前半が「中毒事例の情報組織と管理方式」について述べる体裁を整えざるをえなかった（ただこれを起草したものの立場で反省すれば、現時点であまり注目されるものでなくても、長い眼でみればかなり重要な指摘をふくんでいると自負している）。ここで、報告書の上記部分の要約のみを掲げておく。この報告要旨は昭四七年一〇月、日公衛学会役員会に報告しておいた。

中毒事例の情報組織と管理方式（要約）

中毒事例発生当初、その本態が不明であるが、その時点における学問的水準から予想される慢性的人体影響を極力早期に把握して、これを長期管理体制下におく方策として大要次の諸点が要望される。

(1)　中毒事例の情報組織は現行法令下では届け出の義務のないものが主体となるので、その情報収集が核心である。従って医療機関を

中心とする情報網を通じこれを取捨選択して定期的に地域保健所において、該当事例の可能性を仮認定を行なう。ついでこれを県(市)にあつめ、審議機関により定期的に第一次認定を行ない、これを中央官庁(厚生省)に報告する。これに基づき中央において適切な処理機関を設け長期管理下におくべき中毒事例であるかどうかの第二次認定である最終決定を行なう。

(2) 具体的な長期管理体制として、地方レベル及び中央レベルの担当機関を想定して、管理方式の計画について若干の考察を加えた。

以上は予想しうる中毒事例の情報処理についての一般方式であって、現実には事例ごとの特殊な取り扱いを生ずる公算も否定できない。

また、追跡的調査が学問的興味に終始することなく、因果関係の解明をまたずとも計画観察的疫学的知見で被害者を救済できる行政施策が平行しなければ意味をなさないといえる。

モデルとしての森永砒素ミルク中毒事例の疫学調査について

本委員会設立趣旨のなかに、当面、森永砒素ミルク中毒事件を例として、疫学的追跡調査の具体的方法を検討することが明記されている。けれども、本委員会そのものが遺憾ながらこれについて疫学的調査を直接担当実施する態勢を欠くことが確認されたので、委員の一部が患者多発地区の実地調査に分担参加し、側面から本委員会が間接的に協力援助するかたちにとどまらざるを得なかった。その具体的表われは、青山委員の参加した後述の広大・岡大合同調査(代表・大平昌彦)である。この理由から、最初に本委員会はこれについての評価と見解を付記することとした。

A 広大・岡大合同検診班(代表・大平昌彦・青山英康)による瀬野地区森永ヒ素ミルク中毒疫学調査報告(日衛誌 第二七巻第六号、五〇〇~五三一頁、昭和四八年)に対する本委員会の評価と見解について

広大・岡大合同検診班による調査研究のかで、前記疫学調査報告については本委員会としても公平に批判評価する必要に迫られ、大要以下の如き結論に達した。

中毒事件発生後、すでに一〇数年を経過し当時の記録や資料類が散逸している現在において、被災児の後遺症に関し満足すべき疫学調査を実施することは至難であるが、この困難性を打破して、その調査を実施した検診班の労苦に最大限の敬意を払う次第である。

一般に、この種の中毒事例の発生に伴う疫学調査をどのようにすすめるべきかの観点から、大要以下のことが教訓として残されよう。

(a) ヒ素ミルク被災児を集団として把えるために、いくつかの局地的候補を探索して、最終的に瀬野地区という国鉄職員の多く、しかもミルクの購入ルートが確認され、かつ保育園記録の保存されている対象集団を見出したことは、いわば幸運といえる。

(b) 過去における特定毒物に対する暴露とその期間、用量等について精査するには信頼すべき公的あるいは準公的資料がのぞましい。けれども本事例の場合には公的機関や加害者側の保持する資料の公開が許されず最大の隘路となったことは周知の事実である。したがって母子手帳や保育園記録などで確認できるものばかりでなく、その他の裏付け資料や証言から飲用の疑いの濃いものなどが含まれている。この方法は若干の危険性を伴うことは否定できないが、実験的研究でない限り完全性を望むことはできない。

(c) 被災児と対照の比較についていえば、つねにその Comparability (相互比較性)が問題となる。本調査の場合は対照のとり方は入念であり、与えられた条件の下ではベストをつくしていると認められる。

(d) ヒ素ミルク飲用群と何を比較するかについても、当時の砒素ミルクの地域的占有率が高すぎた場合には他のミルク飲用群の発見が困難であることも考えられる。本地区調査では、母乳群、他ミルク群と比較しているので問題はないが、市場における推定毒物入りの製品の占有率が疫学的調査の成否を左右する可能性が指摘できよう。

(e) 本地区調査の例から考えて、精密検診を伴わない疫学調査の可能性は考えられない。すなわち被災児の救済を念頭においた総合対策の一環としてのみ、被災家族の積極的協力が得られることが判ったことは特筆すべきである。そのために厖大な人力、経費、時間などを考慮すれば、本学会の設ける委員会調査は企画自体無理があることは絶えず知られた次第である。この点はこの種の中毒事例の調査にあたって反省すべき最も重大な事項といえよう。

B 岡山県粉乳ヒ素中毒調査委員会（昭和四七年一二月）について

森永ヒ素ミルク中毒事例についての唯一の公的調査報告書が岡山県から昭和四七年一二月に発表されている。その発表はこの事件に関し、重大な影響を及ぼしていることはいうまでもない。したがって本委員会として無視することは許されないので言及しておく。

(1) 右記岡山県報告は〝中毒患者についての健康調査を臨床的手段によって調査検討する〟ものであって、いわゆる疫学的アプローチと質的に異なるものである。しかも検診は四一か所の病院、診療所などで行なわれ一二部門の専門委員会で審査され、委員全員により個人別に総合的に行なわれている。したがって、その計画はかなり大規模のものであるが当時の患者一、〇〇七名の約⅓にあたる七二三名に終っている。この受診率の低率であることは致命的なものであって、しかも正しい意味の対照群を欠くことが残念といえる。

(2) 各専門委員会におけるデータについては、これを貴重なデータとして参考にし得るが、これの委員会としてのまとめに論理的な飛躍がある。すなわち、まとめの段階で利用されている岡山県衛生部の調査結果――岡山県全体あるいはA中学校と被災児との比較は科学的に説得力を欠くと考えられる（身体計測については、対象数が不明で平均値の比較が不可能であり、五段階法による成績については、明らかに分布の異なるものを平均値だけで比較していることになる）。

したがって、この調査結果と一致したとして委員会のまとめが利用されているのは論理的な誤りを犯している。要するに、この調査はあくまで中毒児の一部の健康状態を把握したにとどまり、その所見を普遍化することの困難性を指摘できよう。もちろん、その検診自体が有意義であることは認めるにやぶさかでないが、因果関係についてこの成績から速断するものがありとすれば、後世に悔を残す可能性がつよいと判断される。

V 要望

本委員会の最終結論として大要以下の如き所見をまとめたので要望としたい。

(1) 中毒事件等の集団被害を未然に防止するため、監督官庁の行政的指導を強化するとともに、加害的立場にたつ企業者側の重大な反省をもとめ、改善措置に一層の努力を傾注すべきである。

(2) 中毒事件等の発生に際し、情報組織と管理方式に万全を期し、長期の追跡体制をたてるべきである。

(3) モデルとしての森永ヒ素ミルク中毒事件からの体験としては、最大の隘路は企業者側のいうプライバシーと疫学調査との関連であった。

正しい疫学研究における個人の秘密保持のあり方について公共の福祉との関連から大いに検討を重ねる必要が痛感される。

(4) 中毒事件等の対策のなかに被害者と思われるものについての医療及び生活救済はつねに優先されるべきで、いたずらに因果関係の不明確を理由とする対策のおくれは許されるべきではない。この場合、国または地方自治体の先回りした肩代り的補償および具体的救済策が社会正義というべきである。

付記・現時点において、食品添加物、工業用化合物(例、PCB)、放射性汚染などによる公害に準ずべき集団被害が予想されるので、これに関する人口集団を対象とするサーベイランスとモニターリングの方式の確立を必要としている。そのためには、この種の各調査研究目的を有する学会委員会(複)を構想を新たにして設置することを強く要望するものである。

なお、本委員会の調査活動の一部に、財団法人前川報恩会の助成金をえたことを報告し、御厚意に対し深い感謝の意を表すものである。

臨床治療のとりくみと現代医療の問題点

松岡　健一　決島協同病院医師

自主検診に取組んで

真実を死蔵してはならない

私が水島協同病院に勤務して半年余をすごした或日、遠迫医師（岡山市内の開業医、民医連加盟）より、森永ミルク中毒児の検診をしたいので、協力してほしいという話が持ちこまれた。

これより少し前、新日本医師協会岡山県支部という、所謂〝進歩的〟医師、医療保健従事者の集団がつくられ、その幹事会の席で、森永ミルク中毒のことが話題にのぼった。被害児はすでに中学生になっており、時期を逸せず後遺症問題に取り組む必要が語られていた。

私たちの病院では、〝患者の立場に立つ医療〟をかかげ、又公害問題に微かながら取り組みつつあったときであった。医局内部では、当然の声として、何とかして取りあげねば、という意見とともに、すでに事件発生以後十年も経過しており私たちの微力で後遺症の究明ができるだろうかという不安とためらいもあった。

先ず被害児の実状を知ることが第一歩だということで、それほどつっこんだ議論もないままに、とりあえず私が担当者になって検診に協力することになった。

私は遠迫医師に引率された三十五名の被害児のうち数名の診察を受けもった。これが中学生かと思われるような体格の発育が悪く、皮膚の色あせた女児の姿が、私の胸に深くきざみこまれた。

同時に、この児のどこに障害が残っているのだろうかというような、表面比較的よく発育した男の子を、心配げな母親の表情に気づかいながら、診察したことも記憶に残っている。

全体として発育盛りの中学生にしては何となくピチピチしたところのないという印象を受けたものである。

専門小児科医でない私としては、いささか自信なく、はっきりした結論を出せないまま血液検査などに後をまかせた。

検診に取りくむ前の議論のつっこみの浅さから、受診者の数の少

ないこととあいまって、残念ながら明確な結論を導くことができなかった。このことが後になって重要な意味をもってくるとは当時考えられなかった軽卒さ、私たちの至らなさを痛感する。

こうして充分な医学的検討のないままに、貴重な資料が二年余り、事実上死蔵されることとなった。

丸山報告前後

昭和四十四年秋、岡山で公衆衛生学会総会が開かれ、その席上例の〝十四年目の訪問〟と題する丸山報告が発表され、マスコミの話題にのぼることとなった。

丸山先生から、「わしはれっきとした医師だ。にも拘らず、お前ら、臨床をやってないものが勝手なことを言うなという者がいる。君たちの検診結果を是非発表してほしい」との連絡が入った。

早速〝死蔵〟されていた資料を整理して遠迫報告の準備をした。あらためて心身の発達の障害の明らかな被害児の多いことに驚きながら、これだけで全体をおしはかるにはやはり躊躇せざるを得ない。ともかく事実の報告をすることから始まると私たちは考えた。

丸山報告は事実の訴えであり、私たちの仕事はこれに臨床的な厚みをもたせる役割を果たすことができたと思っている。

丸山報告は、全国の被害児と父母に大きな関心と勇気を与え、「守る会」の全国的再結集へと発展し、全国各地で本格的な検診活動へと運動が展開されていった。

被害者と共に進む真実の追究

「良心的医療陣の協力により後遺症を追究しよう」は「守る会」再建総会の会場に掲げられたスローガンの内の一つであった。被害児を育てあげてきた父母の苦労や、一部医師から受けた冷やかな扱いに対する憤り、そして被害児の健康障害の実情が、涙と共に切々と訴えられた総会は、真実をもとめ、これを妨害した動きに対する憤りの声で綴られた生きたドラマそのものであった。

参加した私たち医師にとってこのスローガンは強く脳裡にきざみつけられ、一人の医師としての責任を迫られる思いであった。

早速検診の準備にとりかかった。まず検診カルテの様式について苦心を重ねた。

いたいけな乳児が、主食であるミルクの中に砒素などの毒物が混入され、それを大量に飲んだために起こった中毒事件、そしてすでに十数年経過した現在、如何なる健康障害が残るか、これは近代医学が発達したとは言え、全く経験のない未知の領域である。

しかも世に知られた医学界の権威者たちにより、後遺症が否定されたという経過から、医学的な全分野にわたる詳細な再検討がなされねばならない。

又十数年間の生活の多様さが、事態を複雑にしていることは明らかであり、単純な生物学的な追究のみでは、本質に迫ることはむつかしいであろう。広い、社会科学的追究の方法をふくめねばならない。

などなど考えていると、検診の方法の難しさや、責任の重さが肩にずっしりとかかってくる思いであった。しかし私たちは、もはや躊躇は許されない。あの総会での、叫びに近い親たちの訴えに答えねばならないのだ。

新日本医師協会のメンバーの知恵を集め、総合的検診カルテを作りはじめた。遠迫報告、丸山報告、守る会総会での親の訴え、中毒発生当時の記録を基礎資料として、その骨子をきめた。生活史、発達史、症状や訴えの問診、臨床検診と検査を網羅した、ぼう大なカ

ルテが出来上がった。

昭和四十五年の年が明けると、直ちに検診に取りかかった。保健婦、ケースワーカー、看護婦、検査技師などを含めた検診チームを構成し、一日数名～十名の検診を行なった。

被害児の出生前の母体の健康状態、中毒時の状態、治療の経過、この中で経験した医師や行政の対応の問題、現在の両親からみた健康上の心配など、一人一人の被害児の現在に生きる背景が、母親の口から生々と語られた。

私たちはこの訴えを整理しながらカルテに克明に記録し、これと関連づけながら身体のすみずみ迄を、見落しのないようにと綿密に診察をすすめていった。

一人の診察に最低一時間を費す結果となった。数人の診察を終ったとき、私は心身の疲労と、新しい課題に取りくむ緊張感とが同居して、医局のソファーでしばし呆然とした。臨床経験十年に近い私だが、一人の患者をこの位徹底的に観察したことはなかったからであろう。又家族が真実を明らかにしてほしい一念で、過去の記憶をよみがえらせようと必死に努力し、私たちの診察や判断に必要な情報を豊富に提供し、過去の医学的判断や処置の誤りやそれに対する批判を切々と事実で訴えて、私たちに医師としての責任を迫られたからでもあろう。

広島県から来たある母親は、こんなことを教えてくれた。「私の子供はある公立病院に入院していたが、ある日多くの被害児が退院しました。その時、あなたの子供は重症だから、当分入院をつづけなければいけないと指示され、心配しながら付き添っていた。ところが翌朝の回診で、もうよくなったから帰ってもよいと言われ、退院させられた。その時はまだ親の目から見ても元気がなく、食欲も十分ではなかった。一日で急に医師の態度と方針が変わったので、全く理解できなかった。後で考えると、この時が被害者切り捨ての時ではなかったかと思い、医師に対する不信が深くなった」と。当時の治癒判定がいかに粗雑であったか、それが行政的処置と関係していたことと考えあわせると、医師への適確できびしい批判であると言えよう。

私は医師の一人として、こういう批判をおそれず、今後の医学医療の飛躍の跳躍台にしなければならないと、心に言い聞かせていた。

医師以外のスタッフが夫々の持ち場で、真実を明らかにする一点に精根を傾けた姿も、忘れることは出来ない。それは被害者を守ろうというヒューマニズムと、真実を求める科学的精神との二つが一つに結び、緊張した雰囲気で包まれていたからでもあろう。

「こんな検診したことない」とは、あるスタッフの口からポツンと飛び出した言葉であった。毎日毎日患者さんを診ている私達臨床医にとって、果して一人一人をこの様に広く、深く観察し尽しているだろうか……。この経験こそ、物理的には百パーセントは出来ないかもしれないが、私たち民医連が綱領として掲げている〝患者の立場に立つ医療〟の典型ではなかろうかとも考えた。

こうした中で、私たちは水島協同病院で四十八名、岡山協立病院で五十二名、計百名の検診を終えた。五月三十一日、岡大でシンポジウムが開かれ、大阪、岡山、奈良、広島、高知、徳島等から検診結果が報告された。

私たちは印象深い検診から得た多くの学びとったものと、被害児と親たちからあずけられた課題をもって、これに参加した。

報告は、被害児の健康障害について、一定の共通したものを示した。中枢神経系(脳)、皮膚、身体的発育、血液、眼、歯、骨等々について専門的な中間報告がおこなわれた。

「私たち医師は、今被害児を今日迄守り育ててきた両親の十数年の苦斗の歴史から、貴い教訓を学びとらなければならない」という某氏の発言は、私の心にピッタリときた言葉であり、参加した少なか

らぬ医師の心に残ったであろう。検診に取りくんだ医師は、自分は小児科医ではないとか、精神科医でないとか、皮膚や目は専門外だなどとは言っていられなかったし、被害児と親の期待にこたえるため、専門書を繰りながら取りくんだのは、私だけではなかったろう。

厚生省岡山県検診に参加して

世論の盛り上がりの中で

五月三十一日の岡山シンポジウムの内容が、マスコミで一斉に報道され、森永ミルク中毒の被害が、世の注目を集めた。日頃何の縁もなかった新聞やテレビの記者たちが、病院や自宅に時間をとわず電話をかけてこられる。記者の中には、余程厳密に説明しておいても、私たち医師にとっては全く困惑するような記載をするものも出て来た。センセイショナルであればよいという取上げ方は、反省してほしいものだ。例えば脳波の異常を、「脳波機能異常」などと大見出しにして、被害者に不要な心配をさせ、専門家からは笑われるようなことも一部には見られた。

しかし全体的には、世論は森永乳業や国に、この状態を放置してきた責任をきびしく追求する方向に動いていた。

厚生省がこれに動かされて計画したのが、所謂官製岡山県検診であった。県検診の内容や結果の一つ一つについてはすでに報告されているので、私はここで、次の二つの面についてのみ私見を述べてみたい。

自主検診か官製検診か

「守る会」本部に設定された事務局長岡崎氏宅に、全国の守る会役員さんや、私たち協力医療陣の医師たちが度々集まって議論をたたかわした。

官製検診は公平を装っているが、歴史的に見てどんな種類の「第三者機関」も、結局は被害者の立場にたたず、逆に被害の実態をかくし、被害者を切りすてる立場にたってきた。従ってこれには手をかすべきでない、という意見が一方にあった。

他の意見は、この事はよくわかるが、しかし今世論の注目の中で多数のより専門的な人々に被害児の実態を詳しく調べてもらうことも必要ではないかというものであった。

私はこの時、かつて原子力の平和利用をめぐってたたかわされた、科学と国民の立場に関する議論と共通したものを感じた。この問題について日本の良識は、「民主・自主・公開」を原則とした機関を作ることを呼びかけたのだ。

森永ミルクの後遺症の追究は、当然森永乳業と国が責任をもつべきことであり、国が実態調査にのり出すこと自体は、当然のことである。そして国の呼びかけに答える被害者も当然あるであろう。

従って「第三者機関」のもつ危険な側面を警戒しながらも、被害者の立場を守ることを至上命令とし、「民主・自主、公開」の原則を厚生省や県に認めさせねばならないと考えた。もちろん、被害者の人権尊重の立場から「公開」には特殊な配慮を要することは、言うまでもない。

早速簡野県衛生部長との交渉をはじめた。度重なる話し合いの中で衛生部長もまずこの三原則を認めるまでになった。被害者運動が

国民世論をバックに前進した成果であったろう。しかし手ばなしに喜べない不安要素を内包しており、調査委員会の進展の中であとに述べるように変質をとげていった。

次に調査委員会への参加をめぐって協力医療陣の中で意見が分かれた。

調査委はその目的を、臨床的手段により被害児の健康状態を調査するとされ、自主検診でやったような総合的調査でなく生活史、発達史を切りはなすというワクにはめられたものであった。

又守る会が主張した、「事件当時被害者の立場を無視する動きに関係したメンバーを除く」という要望には、応じないというものであった。

私たちは、不充分であり又一部危険性をもっている機関であるが、最大限努力して被害者の立場を守り抜き、参加している多くの専門家に被害者の実態を知らせる決意を固めて、委員会参加にふみ切った。これには疫学部門の医師は参加拒否の態度を決めた。

被害者の立場に立つ医学

調査委員会が開かれると、民主とか公開という一般市民には極めて当然のことが、実に困難であることを如実に示した。委員長にすべての権限を与える運営、人権の蔭にかくれた閉鎖性、何れも現在の医学界の保守性、体質的弱さを暴露するとともに、岡山県衛生部の自主性のなさを見せつけられた。

私たちは民主、自主、公開の三原則を貫いて逆流とたたかい、委員長権限は委員会へ、委員会が必要と認めた関係者への部分的公開にまでこぎつけることができた。しかし真に被害者の立場を守ろうとする姿勢に、すべての委員がなりきることはできず、壁を感じずにはいられなかった。

調査委員会は運営、準備討議、検診、から整理、まとめに至るまで、実に延々二年間を要した。このことは当初簡単に済ませようとした厚生省当局や、大和委員長はじめ主導的メンバーの神経をいらだたしたようである。そのありさまは同僚水落医師の論文「人間性に背くもの」（日本生協連機関誌・生協運動に連載）にリアルに記録されている。

そして「患児の健康状態は、特に憂慮する状態ではなかった」というまとめを、少数意見を無視して公表した。私たちはやむなく、「被害児の健康状態には一定の障害が認められ、今後の健康管理に留意すべく関係者の注意を要請する」というまとめを、別途厚生省に報告するという結果に終った。

委員会の流れをふりかえり四つの段階に分けて、医学医療にかかわる教訓を見てみたい。

第一段は委員会運営に関する部分である。社会的人間を対象とする医学が、患者被害者の声や実情に深い理解をもち、教訓を導き出そうとする姿勢を失った瞬間、進歩は止まるといって過言はなかろう。

又過去の権威や、社会的地位にこだわり、多くの関係者の知恵と経験を謙虚にきく姿勢を欠けば、真実はゆがめられ、一面化することを知らねばならない。これは医学の発展にとっても重大な障害となるであろう。

第二段は検診の方法などをめぐる議論である。そこには科学としての医学にふさわしい目標と、方法が作りあげられねばならない。私たちはこの点での準備討議の必要性をくり返し主張した。

しかし、何のために、何処に目をつけて、どういう方法で検診するかが統一されないまま、ゴーのサインが出されたのである。いわば地図も道しるべもなく、山へむかって登りはじめたのである。

この中で私たちは、自主検診の成果という詳しい地図をもってい

たので、全体をリードする役割を果たしていった。県検診カルテの大略は自主検診カルテと殆ど同様のものであること一つとっても、このことを示している。私たちの主張を否定した側には、ここで科学者の名にふさわしい反省を求めたい。

第三段は、まとめの作業である。私たちが警告した通り、事前の準備の不統一はありありと現われて来た。

脳、目、耳等々の十数項目の専門分野に分けてまとめ、それで終ろうとする乱暴なやり方には、委員の中の良心的部分からも反論され、一人一人についての総合判断を行なう方法に切りかえられたのは、せめてもの救いであった。しかしこれらも次第にずさんに進められる危険が生まれ、中途から私と水落先生は土曜、日曜を県衛生会館の一室にたてこもり、カルテの詳細なチェックをして委員会にのぞむことにより、これを防いだ。皮肉にも、私たちのこうした献身的努力は、委員長の怒りにふれることとなってしまった。立場はちがっても、数多くの見落しをなくしたことについて、それなりの評価をされてもよかったろう。

以上述べたような経過の中で私は医師として多くの教訓を得た。その内容は、私たち医師のものとするのみでなく、被害者や国民に返さねばならないと思う。

調査委員会終了後に整理した私のメモから次の二点をあげておきたい。

(1) 被害の実態を専門的に明らかにしてほしいという被害者のねがいにこたえることが、調査委員会の目的でなければならなかった。

医師や科学者は、自己の専門的役割を何のために、誰のために果たそうとするかによって、科学や医学が、国民にとって貴いものにもなり、有害なものにもなりうることを、心にきざみこまねばならないことである。医の倫理が問われているが、国民から求められているのは、まさにこのことであろう。

(2) 調査委員会の運営について、「民主・自主・公開」の原則を追究した私たちの立場は正しかったし、この事が又、被害者、国民のために自己の専門的役割を果たせるか否かの、条件になってくることを確認した。

健康管理と治療をめぐって

森永ミルク中毒被害者の救済に当る財団法人ひかり協会の発足を機に、守る会の運動は、後遺症を明らかにする告発の運動から、救済へと発展したと言えよう。

ここで私たち臨床医に期待されるのは、健康管理と治療であろう。

思春期青年の健康管理のあり方をもとめて

守る会の恒久救済案に書かれている健康管理の方針は、年一回の定期検診を主張している。

私が出席したある支部集会での、一人の母親の訴えは、こうである。「私の息子は現在のところ特別の病気もなく、おかげで大学まで通っている。けれど中毒のときのあのひどい状態が、将来の健康状態に影響しないという保証はない。こうした不安をとり除いてくれるのは定期検診だ。年一回検診を受け、ああ今年も無事にやって

これたという安心がえられる。検診だけは、どんなことがあっても協会で保証してほしい」

このことばは被害者や家族の切実な願いであろうし、私はあらためて検診を持続的にとりくむことの大切さをかみしめた。

被害者は思春期より成人へと成長をとげた。思春期特有の、目を見はるような急速な成長とともに、心身両面の不安定さも又大きい時期である。

こうした時期の医学が充分でないことは、医学書店に立ってもこの種の書物の少ないことからもうかがえる。むしろこの時期は、抽象的健康人、正常人の標準にさえされている位である。

被害者が二十才を越し、いよいよ社会人として就職、就労し、女性は更に結婚出産という人生の重要課題をやりとげなければならない時期に入ることになる。ここでの心身両面のハンディキャップを乗りこえて、青年の無限の可能性を追求する歩みを、私たちは見守り、支え、援助してゆくことに、健康管理の視点があるのではなかろうか。

治療をめぐって

被害者の健康障害は各地の報告に見られるように、皮膚や脳などに見られる共通性とともに、多様でもあることが他の公害病とやや異ったところとも言える。従って治療についても画一な方法がとれない。又現代の医学では応じきれない微妙な症候群も見られる。

私は治療に当って、現在以下の四つの視点で取りくんでいる。

第一は、ミルク中毒発症以後の歴史の中で、医師の対応の誤りから、当然充分な治療が行なわれなかったため、発達が障害され、あるいは病気や障害が二重・三重に悪化している例も少なくない。この中には医師医療への不信のために起こったものも一部に含まれている。こうした場合は、私たちが真剣な努力を傾ければ、一定の成果はえられるであろう。K君の例を、ご本人の了解をえて、以下に述べたい。

昭和四十五年一月私たちの病院に最初に検診に来られた時は、車で運ばれ、タンカで診察室に入れられた。質問をしても言葉は殆どかえってこない。大小便の失禁のためオムツをはめ、手足は細い棒のようで、レントゲンをとれば骨はセルロイドの玩具のように薄い。皮膚は色あせうす黒く、斑点があり、手掌は荒れてアカ切れ、口は痛々しく、歯ぐきと口角から出血している。貧血で青ざめた顔貌、そして尿には蛋白、視力、聴力は低下し、而もてんかんの発作が頻発し、そのため左下肢は転んだとき骨折して手術し、短くなっている。どこから手をつけていいのかとまどうような状態であった。

精神科医にも加わってもらい、いろいろ検診したところ、十数年間てんかんと慢性下痢の繰り返しが、こういう状態をひきおこしていることが明らかとなり、而も、てんかんの薬が下痢を起こし、皮膚をいためていることがわかった。或種の抗てんかん剤がわざわいして、状態を更に悪化していたのである。

或種のビタミン剤を投与したところ、見る見る皮膚は良くなり、下痢はとまり、抗てんかん剤の種類をいろいろと変えることにより、頻発していたけいれんも止まり、ここ三年間全くけいれんを起こしていない。

脳性マヒ、或は生まれたちの知恵おくれかと思っていたK君は、家族の方の努力のかいあって、今では小学校五年程度の学習ができるようになり、身体面も義足をはめて庭でボール投げの練習が出来るようにまでなってきた。

K君の例は、少し稀な例かも知れないが、現代医学を充分駆使し、早期に適確な治療をしていく必要を物語っていると思う。

第二の視点は、外見的には健康そうであるが、疲れやすい、根気がない、体のあちこちが痛む、目まい立ちくらみをよくするなど、多くの訴えがあり、微細脳機能障害、起立性調節障害、自律神経失調、心因性リウマチなどと今まで呼ばれている症状に似た状態である。

私たちの検診を整理して見ても、約三十パーセントに見られる。「森永ミルク中毒症候群」などと呼ばれているものである。私たちはこの原因が、森永ミルク中毒と一定の関係をもっているという前提に立ちながら、これらは青年期の心身の発達の中で変化しうる面ももっており、狭い範囲の薬、注射といった治療では解決しない面がつよく、むしろ心理的な面から、生活指導も含めた相談活動との結合が大切であると考えている。

第三の視点は、虚弱体質といわれる。病気ではないが風邪をひきやすい、アレルギー体質だ、体力がよわいなどといった状態である。〝元気で行こう、〇〇〇〇〟式では解決にならないことは当然であるが、必要以上に病的意識にとらわれすぎることも、よくないことである。

自ら漢方や民間療法を試みられることも、うなずけるものである。

これらに対しては、医学の新たな分野の開拓が必要なことが、世間一般からも要求されていることであり、科学的裏付けを追求しながら、研究すべき課題と思う。

第四の視点は心身障害者医療の問題である。

岡山民医連関係で検診を受けられた三百五十九名の被害者をみても、心身障害者といわれる方々は非常に多く、特に脳の障害をもっておられる方は、脳性マヒ十一名、知恵おくれ六十一名、てんかん二十八名、精神病六名など、あわせて八十一名となっている。

障害度は種々であるが、その障害は決して固定的なもので、一生このまま続くというものではないという事である。

広島から受診されるY嬢は、昭和四十五年の検診時は、全く診療も出来ない、レントゲンも心電図もとれない、採血もやっと、計測も出来ないという状態であった。お母さんの訴えを記録するにとどまったのである。

年一回来院される度に、検査項目が一つずつふえ、診察もできるようになり、四年目からは血圧測定もできるようになった。

「この子はこれまで」とあきらめている家族がおられたら、根気は要るが、時間はかかるが、家族や施設のスタッフなどの努力で、一歩ずつ前進することは可能だと、はげましてあげたいと思う。

もちろん過度の期待をかけることはよくないであろうが、障害者一人一人に、適確な援助と働きかけをおこなうならば、発達の道すじをふんで、発達するのだという、田中昌人氏らの発達理論を、信じたい。

つぎに、心身障害者は、身体面の治療が放置されることが多い。このため早期治療ができず、障害を一層重く、複雑にしていると思われる例がよくある。

施設における医療完備が、障害者医療の分野での社会保障制度の緊急の課題ではなかろうか。手間、ヒマのかかる障害者の治療を、一般の健康保険並の扱いで、やれという方が無理であり、事実上放っておけというに等しい。

心身障害者も、「人間らしく」生きる権利があり、社会が、その障害を支える義務があることを痛感する。

まとめ

昭和四十二年、被害者との最初の出逢いから、今日まで、すでに十年近くの日時が夢のようにすぎ、下手なペンを走らせながら、走

馬燈のように思い出される。

あの時の私たちの応対は正しかったか、あの時はもっとこうしたらよかったなどと、あれこれの局面が浮び、反省や、心残りがこみあげてくる。

さて私たち臨床医として、今後の被害者救済のあり方について考えるとき守る会運動二十年の経験と、私たちの十年の歩みを、深くかみしめて、被害者の人権を守るため、新しい開拓への道に力強く、ねばり強く、前進していきたい。

同時に、この中で得た多くの教訓は、日々の診療や、公害被害者の救済について、又心身障害者の医療保障について、新しい道をひらくものと考えている。

守る会運動に占める医学の役割

大平　昌彦　岡山大学医学部衛生学教室教授

丸山報告まで

昭和四十四年の春、福岡での日本衛生学会の折、阪大の丸山教授、慶応の故原島教授、九大の倉恒教授らと森永ミルク中毒被害児の疫学調査について話し合ったことがあった。

一同その調査の意義と必要性については全く意見が一致した。とりわけ提唱者の丸山先生には衛生学者としての強い決意ともいえるものが感じられた。私も以前から岡崎哲夫氏にも会い、「森永ミルク中毒事件史」も読み、教室としてのとりくみの可能性などを語り合っていたこともあって、この丸山先生の熱意には励まされる思いで帰学した。

しかし現実は決して甘くはなかった。いざとなると、どちらを向いても眼に見えない厚い壁を意識させられるばかりであった。それどころか、具体的に、はねかえってくる反応はといえば「事件当時この岡山にも居ず、今までこの事件に何のかかわりもなかったお前なぞの出る幕ではない」と冷水を浴びせられるような意見を聞く始末であった。

それではと、最も関係の深かった浜本先生に手紙を書き、「被害児が義務教育を終了し、社会に散って行く前の段階で、是非とも今までの追跡調査をする必要性がある」という私見を述べ、「当初からかかわりのある先生その他の方々にそのような計画があるかどうか」を問い合わせてみたが、そんな計画は何もないとの返信であった。当然予想はして居た返事ではあったが、結局これはどれ程困難があるにしても、自分らでやる他はないということになり、岡崎さんを招いて今までの守る会運動の勉強会を開いたり、文献の検討を重ねたりして秘策を練り始めた。しかし実際の調査活動についてその手段・方法を考え、考えしているうちに数か月が経ち、具体的な仕事に手をつけないうちに、秋の日本公衆衛生学会の丸山報告を迎えることとなったのだった。

学会直前、公衆衛生学会準備の事務当局は、阪大報告を担当する座長に困っていた。誰に頼んでも引き受け手が居ないということで、揚句にお鉢が私のところへ廻ってきた。私は、私でよければと快くお引き受けをした。

さて阪大西沢名誉教授から赤木学会長宛に「丸山発言は一方的で非科学的である。退官した身で不本意ではあるが臨床家を代表し、

小児科学会の名誉にかけて発言をお許し願い度い」旨の嘆願書が届き、これは歴史的な報告と討論になるぞと、私は身の引きしまる思いであった。

第二十七回日本公衆衛生学会における
阪大グループの報告——いわゆる丸山報告——

十月三十日午前九時、食品衛生関係の演題を集めた第五分科会に当てられたカバヤ食品会社の講堂は何百人位い入っただろうか、この報告を聞こうという会員で溢れていた。討論の長びくことを予想して分科会長と計り、延長討論に備えて別室の準備を事務当局にお願いして置いて座長席に着いた。

演題は「十四年前の森永MF砒素ミルク中毒患者は、その後どうなっているか」であり、飯淵康雄、浦田直美、丸山博の連名で飯淵から発表された。以下に報告と討論のあらましをお伝えしておこう。（敬称略）

即ち演者らは、森永MFミルク中毒罹患児について、住所判明した五十五名の被災児肉親と面接したが六十七パーセント以上に身体上何らかの不健康を訴え、後遺症への不安、医師、企業への不信、不満が強いと報告した。発表は数分、むしろ淡々と報告されたが、十四年の沈黙を破る警鐘としてのひびきがあった。

これに対して、まず西沢（阪大・小児）が、当時の審査委員長として特別発言を求め、「大阪府下被災一千四百二十八名中、要観察三十、最終審査に残った三名中二名を自分で経過観察した。一名は先天性難聴、他の一名は全治としたが、この例が丸山の報告では聞くに耐えない文章で表現されている。また報告例中、脳性小児麻痺と思われる例があるが、これは森永ミルク中毒とは関係はない。元来砒素は脳へは移行しないというのが学会の定説だ。またこのような重大な調査に一人の医師も加わっていないのも問題である」と反論してきた。

遠迫（岡山市開業）は昭和四十二年三月から九月にかけて行なった中毒児の検診成績について追加発表を行ない、「肝肥大、身長、体重の低下、視力障害、難聴、知能指数の低値例の多い」ことなどをスライドを使いながら報告、「このような結果から被災児には異常の多いこと、国、企業はもう一度責任をもって全国被災児を検診し、健康管理を実施する責務がある」と訴えた。

大森は当時の岡山県衛生部長として責任を感じると前置きして、「この度の調査を前進させ、被災者の援護を徹底するよう」要望、「そのためには、当時の記録と現症状との関連を見るべきこと、当時治療に当った医師の意見を参照し、協力して仕事を進めてほしい。県の資料は公開する」と発言した。

丸山は西沢にこたえて、「公衆衛生学会は医師のみの集まりではない。保健婦、養護教諭、看護婦、学生、みんなこの学問のため真剣に学んでいる。医者がこの問題をタブーとして協力しなかった中で、此処までやった彼らの仕事を評価してほしい。今後それぞれの専門分野の協力を期待しての問題提起がこの報告のねらいである」と説明した。

次いで矢吹（岡山市開業、事件当時日赤医長）は「発見者の一人として努力してきた。臨床医は決して放置して来たわけではない」と釈明。（ここで会場を市役所の一室に移して延長戦に入る。）

学会としては異例のことであったが、被害児の父親、南正和（守る会理事）が被害児と共に会衆の前に立った。「この子は十四才だが身長は百十八センチメートル、難聴著しく、知能も劣る。中学からは特殊学級へ入った。今までの検診、精検に関しては学界への不信感を持つ。全治と宣言されたばかりなのに、すぐ、前と同じ症状で再入院をしなければならないというようなことはどう説明がつくのか」と切々たる苦痛と医学への不信を訴え、終りに「……生

まれてすぐにミルクをのんだ子供が先天性なのであれば、後天性とは一体どこからをいうのでありましょうか。……今までは記者が来ても新聞に子供の名は出してくれるなと……然しもうこれは自分一人の子供の問題ではない……科学文明の発達の中で食品というものがどんな形で、どんな毒物を含んで出てくるのかも知りようもない……困った子供が出てきたときには社会でみんなで救おうと……かけがえのない命を……」感動の拍手の嵐の中に南さんの話しの終りは聞こえなかった。

討論は続く。東田（関西医大）は長期観察の必要性、治癒判定基準の再検討、資料公開、責任所在などについて問題提起。岡大畜産、某は乳製品製造の立場からの問題の検討。この度の実際の調査に当った大塚（養護教諭）は養護学校における脳性麻痺児中に森永ミルク中毒児が居て、調査に入るきっかけとなったという経緯と体験、さらにベーターミルクに対する疑問。同じく大阪保健婦、某は、調査実施に当っての困難性克服の体験と患者のための責務。山本（広大原爆研）は原爆被爆者調査の経験からの助言。阪大・小児科医師（青医連）は小児科医師のあり方と医学研究への自己批判。太田（岡大衛生）は岡大の現状と事件のとりくみへの公衆衛生従事者の責務。猿田（九大衛生）は世論への動きかけの問題と砒素の中枢神経移行を否定することの困難なこと。庄司（関西大・工）は大資本の学界支配の問題と、専門家の民主的な勢力ならびに被害者運動との結合の必要性。五島（岡大衛生）は行政責任の明確化、資料公開の主張。丸屋（協同病院）は全員調査の必要性、と次から次に重要な問題について活発な討論が白熱的に行なわれ、終りに座長として私から、医学が既成概念を乗りこえて、被害者とともに真実のために前進すべきであり、あらゆる職種の公衆衛生従事者が反省の機会を与えられた今日の報告と討論の意義は大きい旨を述べてまとめとした。

延々二時間半に及んだその内容は、ここに記したような要約では到底あの場の空気を伝えるのは困難であるが、守る会運動展開の重要なきっかけとなった丸山報告ならびに関連討議をこの二十年史にとどめて置くことはどうしても必要であると思い貴い紙面をさかせて頂いた。

丸山報告以後の医学活動の展開

丸山報告は体制医学の一点を突破したという意味で一つの時代を画した。西沢名誉教授の論理とは逆に、その調査グループに医師を含んでいなかったこと自体がかえって医学批判への象徴であるようにも思える。そして二時間半の討論で出された問題点は、次に開始された新しい医学活動展開の萠芽といえる内容を含んでいた。岡山における自主検診やそれに続く疫学的調査研究、京都、大阪その他各地に展開された被害者との共同の調査活動、小児科学会の調査委員会の活動、公衆衛生学会の中毒疫学委員会、日本衛生学会の厚生大臣申し入れ等々は他の著者によって既に述べられている通りであるが、患者不在の古い医学体制を打ち破って、患者、被害者の立場に立った医学として、前述の丸山報告の問題提起と関連討議で明らかにされた課題を実践に移したものということができよう。そして当然のことながら、それは岡山県粉乳砒素中毒調査委員会に代表される官製検診的なものすべてへのアンチ・テーゼとして歴史的な意義は大きく、これらの研究グループの支援によって守る会運動は学問的な裏打ちを得て大きく前進したといえるだろう。

つくられた病気と医学の対応

森永ミルク中毒は「食品中毒」であって、公害ではないといわれ

る。しかし一方では、「食品公害」という表現の方がぴったりと被害者の気持ちをいい表わしているという一面もある。

確かにわが国の法律に照らす限り、それは食品中毒に間違いはない。公害対策基本法にはミルク中毒に当る項目は存在せず、法的には当然、食品衛生法第四条が適用され、それに違犯したかどで、森永は告発され、あるいは訴訟の対象になったわけであり、その限りにおいて明らかに食品中毒である。

私は「法規制とは、消費者（利用者）の安全を守る行政活動の形態である」と考えているが、法治国で、国が定めた、この消費者保護手段を徹底的に利用する権利が消費者にはあり、これを斗いの根拠にすることは当然のことだと思う。

しかし一面、法には抜け穴もあれば不備もある。例えば問題の砒素入りリン酸ソーダにしても「乳及び乳製品成分規格等に関する省令」の不備を突いて使われたものであり、原因究明に際しても、肝腎のリン酸ソーダは規格に含まれていない物質であるために盲点となって工場からの提出なく、砒素の出所究明に当っていた法医学の神田助教授（当時）をして「……まさか、送られて来ないリン酸ソーダに砒素が含有して居り、……それが牛乳に添加されている等とは夢にも思い及ばなかった……」となげかせることになった。結局、隠し切れなくなった工場側から、自ら原因物質として砒素混入の原因が不純リン酸ソーダであることを明らかにするまでは、謎として貴重な幾日かが浪費されたのである。

次に公害ということばであるが、これはわが国特有の表現だといわれているが、昭和四十二年公害基本法が制定された。現代日本の社会状況の中に、国民感情にぴったりした言葉、庶民の中に生きる言葉として「公害」が通用する条件があったからであろう。公害基本法では、第二条にその対象が定められているが、それには食品に関する項目はない。しかし、その規定にない現象の中にも社会の中で人々の間に通用する「公害意識」というべきものがあることは確かである。そしてそれによる被害者同志の連帯感があり、それが反公害のエネルギーともなっている。

その共通な意識をもたらす基盤は何かといえば、住民、消費者あるいは被害者の生きる権利、人権の主張であると私は考える。国益とか、社会のためにとかいう形で犠牲を強いられてきた被害者が、その生存権、人権を主張して立ち上がったときに、はじめてそれは公害として意識される。他の幾多の公害と同様、そういう意味で森永ミルク中毒も「公害」である。

要約すれば、森永ミルク中毒は「食品中毒」であり、当然法を根拠に斗うべき筋のものではある。と同時にそれは、被害者の生存権、人権のための斗いであるという意味で「公害」である。

× × ×

ところで世にいわれている公害病は現象としては自然には全く存在し得ない病気である。自然の牛乳を飲んでいる限り、腐敗乳による下痢や感染症に罹患する危険はあり得ても、砒素中毒に罹ることはない。保存できる人工製品を造るために、現代社会の経済機構と技術の産物である加工プロセスを経めぐっている間にミルクが毒物に汚染されるのである。

考えてみればこれは何も食品に限ったことではない。医薬品、飲料水、その他われわれの生活の広い意味の環境すべてに当てはまる。即ち公害といわれている健康障害はすべて自然生活では起こり得ない現代の産物であり、そのような意味で人災または「つくられた病気（man-made disease）」というべきであり、現在の社会構造の中では、次々に類似の事件発生の危険性を否定することはできない。

その社会的条件による「つくられた病気」に対して、今までの医学はどのように対応して来たかを我々は反省しなければならない。

大上段にふりかぶった議論を始めるつもりはない。若干散漫、かつ断片的であるが二、三の私見を述べるならば、

まず科学的・技術的な問題としては「疫学的方法論」の未熟、貧困を反省しなければならないだろう。森永ミルク中毒にしても、発生初期に医学陣の中にもう少し疫学的な考え方があり、その面から調査が進められたならば、より社会的視野に立ち、母集団の把握、集団特性の追求がより適確となり、結果はかなり異ったものとなったであろう。故意ならばいざ知らず、医学的権威の意見を徴して結論されたとする五人委員会の意見書の医学的な部分には全く疫学的な思考が欠如しているといわざるを得ない。

次に医学はもっと対象とする人達の声を聞くべきであった。医者は本を読むことも大切だが、患者から学ぶことはより大切だと、臨床の大家はいう。患者の訴えの中に問題の回答が発見できるとさえいう。これは一人の患者についても真理であるが、社会的な問題である健康問題についても全く同様である。全国各地に澎湃として起こっている住民の声、これをわれわれは天の声とし、その中に「つくられた病気」解決のいと口を見出すべきではないのか。

第三には、医学は、医学のための医学、医者のための医学という独善的な世界、いわゆる医学体制（Medical establishment）を形づくり、その陣容の中に立てこもる姿勢を持ってはいなかったかどうかである。今の医学界を「メディカル・マフィア」だという人もある。イヴァン・イリッヒという人の「医学の思い上がりと天罰（Medical Nemesis）」という本が英国で刊行され、医学雑誌で話題を呼んでいる。今までの医学は病気を治療せず、病気をつくる医学であったとし、臨床的医原病、社会的医原病、高度文明化の副産物としての国民総薬品漬け、構造的医原病等々の項目を挙げて、痛烈に医学のあり方を批判、攻撃している。詳細を論評する紙数がないけれども、文明・文化の中で医学が果たして来た功罪を改めて考え直させるショッキングな本である。この本を読みながら私は、しばしば、これを書く前にもしイリッヒに森永ミルク中毒事件の全資料を提供していたならば、格好な材料として随所に引用されたにちがいないなどと思ったことであった。

守る会運動に期待する

以上のような考えに立って、森永ミルク中毒事件を通して医学の役割を考えるとき、医学は充分な対応をなし得なかったのみか、全く加害者に加担して被害者を苦しめる結果となったことを反省しなければならない。そしてこれは誰、彼の個人的罪に帰することで解決する問題ではなく、むしろ医学の体質であったのではないか、当時の資料を読みながら、もし自分がその場にかかわっていたらと考えると、私も全く自信はなく、忸怩たらざるを得ない。われわれが多少ともまともな仕事が出来たとすれば、それは矢張り守る会に学んだからに他ならない。そう考えると「守る会」と「医学」との関係はむしろ逆転して、最初に私に与えられた課題は「医学に占める守る会運動の役割」と書き改めた方がより適切であるようにすら思える。それは単に観念的な問題だけではなく、学問追究の態度であり、医学の社会的実践としての具体的な手段・方法の問題でもある。

このように守る会運動が他の公害運動とともに、医学体制へ一撃を加え、その流れを変える一役を演じた役割は大きい。

× × ×

さらにそれは、今までの公害運動に見なかった一つの新しい選択を試みた。被災者同盟時代から持ち続けて居た永続的健康管理の要求が恒久対策案に発展し、その実施を条件に、訴訟をとりさげた。そして誕生したのが財団法人ひかり協会である。即ち、ひかり協会

には守る会二十年の夢がある。

ただし、夢が現実になると、たちどころに、様々な制約が現われることも覚悟しなければならない。財団法人という枠組の中で三年、すでに御承知のような、不安と矛盾を経験した。現実は手を拱いていれば、棚からぼた餅が落ちてくるようにうまい話しではないことを経験した三年間であった。

私も菲才ながら乞われて、ひかり協会理事の末席を汚しているが、いつも気に懸るのは背後にある守る会の力である。ひかり協会が通り一ぺんの財団法人でなく、全公害被害者救済運動の先駆的機能を発揮するためには、どうしても守る会の活力が必要である。勿論守る会出身の有能な理事が中心的な活動をしては居られるが、それらの幹部に何もかも、おんぶをすれば済むというものではない。

守る会が、かつてそうであったように今後とも、強い結集力を発揮すると共に独裁を排し、自主的であって徒らに他力を頼みとしないとともに、なお独善を排し、常に矛盾を克服して前進する運動体として、ひかり協会のエネルギーの根源になって頂き度いと期待してやまない。

●森永砒素ミルク闘争二十年史

裁判編

裁判編

第一章　刑事裁判

森永ミルク中毒裁判弁護団編

刑事裁判

まえがき

われわれに与えられたテーマは、森永ミルク中毒のこどもを守る会二〇年史のうち「裁判編」である。裁判は一般に民事裁判と刑事裁判に大別されるが、森永ミルク中毒事件についても、民事、刑事の両面から事件が裁判の場で問題にされた。守る会二〇年史の中で裁判を語るとき、守る会の決議に基づき昭和四八年四月より一一月にかけて大阪、岡山および高松の各地方裁判所に提訴された民事裁判が最も重要であることはいうまでもないが、これについては、すでに一応の整理を試みているので（森永ミルク中毒被害者弁護団編―森永ミルク中毒事件と裁判―ミネルヴァ書房刊―）、ここでは、むしろ刑事裁判に関する問題にかなりのウェイトを置くことにした。

いわゆる公害事件、とくに森永ミルク中毒事件において、裁判が被害者救済にいかなる役割を果し得るかはきわめて難しい問題であり、その分析はわれわれのよくなし得るところではない。本稿をお読みになる方々が、森永ミルク中毒事件における裁判の意義づけについてお考えいただければ幸いである。

なお、本編は、刑事裁判の部分を大深忠延弁護士が執筆し、民事裁判およびまえがきの部分は、小林淑人、金子武嗣の両弁護士がまとめたものである。

はじめに

ここにおける筆者の役割は、森永ミルク中毒事件の刑事裁判について、その経過を述べその問題点を述べることにある。

まず、まえおきになるが、近代法では刑事上の責任と民事上の責任がはっきりと区別されている。世間では、また被害者においてもこの両者が混同されることがよくあるがそれは正しくない。刑事責任は、行為者（加害者）に罰の制裁を課することにより、その社会的道義的責任を明らかにし、また同種事件が起こらないよう他の戒めとすることを目的とし、民事上の責任は不法行為による損害を加害者に顚補させることにより被害の回復を図り正義を満足させようというものである。

森永ミルク中毒事件の刑事裁判について

事件発生から、まる一八年を経過した昭和四八年一一月二八日差戻第一審裁判所である徳島地方裁判所は、「被告人小山孝雄を禁錮三年に処する。被告人大岡正は無罪。」の判決を下した。そしてこの判決は、被告人側からも検察官からも法定の不服申立期間に控訴がされなかったため確定した。右の被告人小山孝雄は事件を発生さ

せた森永乳業株式会社徳島工場の製造課長兼工場長代理の職にあったものであり、被告人大岡正は同工場の工場長の職にあったものである。

裁判の経過をたどれば、徳島地方裁判所（一審・判決昭三八・一〇・二五被告人両名無罪）、高松高等裁判所（控訴審・判決昭四一・三・三一原判決破棄・差戻）、最高裁判所（上告審・判決昭四四・二・二七上告棄却）をそれぞれ経て、再び徳島地方裁判所（差戻一審・判決昭四八・一一・二八前記のとおり被告人小山禁錮三年・被告人大岡無罪）における判決がようやく確定しその終止符がうたれたもので、被告人らの刑責をめぐる争いは終着するに実に一八年有余を費したのである。この裁判は日本の戦後における著名長期刑事裁判史の一〇本の指に入るものである（法律時報一九七三年四月号特集「長期裁判と戦後刑事司法」三一頁参照）。被告人小山について前後にわたる一審判決が無罪から有罪に逆転したこの事件の刑事裁判史は、今わたしたちに何を物語り、どういう教訓を残したであろうか。

事件の原因

この裁判で事件の原因をなしたものは何であったか、また真に裁かれるべきものは誰であったのか。差戻一審判決は、その理由中、「量刑事由」のなかでそのことに触れんとした。

差戻審判決は、「本件中毒事故は、本社工場において粉乳の安定剤として使用していた工業用第二燐酸ソーダとして取引された薬剤に砒素（化合物）が多量に含まれていたため、この砒素が粉乳の製品に混入したことが原因であること……その根源にさかのぼってみると、松野製薬が日本軽金属清水工場の産業廃棄物（その化学成分は到底第二燐酸ソーダとはいえず、かつ、砒素を多量に含んだ有毒物）を脱色、再結晶したところ、一応燐酸ソーダらしき外観を呈するに至ったので、これを第二燐酸ソーダと称して売出し、協和産業を経て本件工場に納入されたのが右薬剤（いわゆる松野製剤）であり、このような松野製薬の薬品業者にあるまじき不徳義な行為が本件事故のそもそもの発端となっていること」をまず判示した。「しかしながら、本件は本件工場において、右第二燐酸ソーダについて規格品を発注（使用）するか、非規格品の場合は化学的検査を実施するかしておれば、このような粗悪有毒品が製造過程で粉乳に紛れ込むのを防止することが可能であったのに、これを怠って防止措置をとらなかったため、本件事故を惹起したものであるから、前記松野製薬の許されざる不徳義はさておき、本件事故が不可抗力ではなく、本件工場側において、わずかの手数を惜しんだがための人災ということができるのである。」と論じ、「食品業者は、その製造にかかる食品が無害安全であることを消費者に保証してこれを販売しているのであるから、食品の安全性確保のために、原材料の発注購入、製品の製造、販売の各段階を通じ、特に慎重な配慮が要請されるのである。なかんづく、粉乳は母乳に恵まれない乳児（まだ抵抗力も弱い）にとっては唯一の栄養源となる食品だけに、その製造に当っては医薬品の製造にも匹敵する高度の注意を尽すべきものといわなければならない。したがって、その飲用者である乳児に製造上の危険を転嫁するような形の手抜きは一切許されないのである。それにもかかわらず、本件工場では粉乳の溶解度を向上させるための安定剤として、通常は清罐剤などに多く使用される工業用第二燐酸ソーダを発注購入し、その納入品につき化学的検査をすることなく、漫然これを添加使用していたために本件中毒事故に至ったものである。」とし、本件について食品業者の安全性の考え方に言及し、企業のあり方を批判した。そして同判決は、「本件工場では、粉乳の原料牛乳に安定剤として第二燐酸ソーダを添加するについても、

本社技術部に無断で、かつ、その成分規格、メーカーについても特別の制限を受けることなく使用することができたが、これがもし、本社から、添加物についてもすべて本社の承認を得てから使用すること、添加物には試薬又は局方品以外のものを使用してはならないこと、薬剤はすべて本社の指定する一流メーカーのもののみを使用することというような命令がなされていて、それが遵守されておれば、本件事故は発生していなかったのであって、この意味で会社全体として添加物等についての厳格な管理体制に欠けていたといい得るし、また本社及び現場工場における原材料や製品の検査についても、塵埃や異物等の混入防止などの一般衛生面にはかなり意を用いていたことが認められるけれども、有毒物の紛入防止のための化学的検査に関しては会社全体としても組織的系統的な検査態勢が整っていなかったものであり、たとえ本件工場が安定剤使用前の検査を怠ったとしても、もし本社における製品検査の際に毒物検査を実施していたならば、本件砒素含有粉乳の出荷は避止できたのである。」と述べ単に徳島工場に限定することなく、森永乳業の会社全体の組織的系統的な管理体制の欠陥を指摘したのである。さらに同判決は、「当時の国の行政当局においても、法令のみをよりどころに形式的観念的な指導監督を行っていただけで、現実の薬品製造及び薬剤取引に対する有効適切な指導が十分なされていなかったうらみがあり、第二燐酸ソーダを食品添加物として使用することについての規制は本件事故発生までは十分であったとはいえないし、また、松野製剤の原剤たる日本軽金属産出の廃棄物について、昭和二九年暮、静岡県当局から厚生省に対し砒素含有のデータを明示して毒物及び劇物取締法の毒物に該当するかどうかを照会したのにかかわらず、本件事故発生に至るまでなんら回答がなされず、したがってその間にかかる有毒物が市場に出回り、そのために松野製剤が本件工場に納入されてしまったのであるが、右のような有毒危険物の流通防止について、なんら公式、非公式の適切な行政指導がなされていない。」ことを併せて指摘し、国の食品衛生管理面並びに毒物・劇物取締管理面に欠陥のあったことを問題としているのである。

しかしながら、検察官から刑事裁判で事故の責任を追及されたのは、森永乳業の前記二人だけであった。

被告人らの所為は、森永乳業の企業活動の一環として位置づけられるのは当然であるが、そして二人は徳島工場における事故責任者として起訴され、前記のとおり最終結論は、被告人小山禁錮三年、被告人大岡無罪ということになったのであるから、究極は被告人小山が唯一人事故の刑事上の責任を問われたことになる。被告人小山の責任はもとより厳しく追及されなければならないとしても、最後に再度触れるようにさらに上層の統轄者に責任が及ばないということになると、犯罪防止の観点から云えば、刑事罰は無意味或いは無力との印象を社会に与えることとなる。その意味で被告人大岡が無罪になったことは、差戻一審の積極的姿勢はこれを評価しつつも、被害者をはじめとして多数の国民に何か割り切れぬ感じを残したのである（差戻審判決のあった昭和四八年一一月二五日夕刊各紙はいずれも被害者らの声としてこれの不満を伝えている）。

差戻前一審裁判の審理

(一) 事件が公表されたのは、昭和三〇年八月二四日であり、被告人小山・同大岡が徳島地方検察庁から同地方裁判所へ業務上過失致死（三名）、同傷害（二一名）で起訴されたのは同年九月二〇日であった。捜査当局としても事件の重大さにかんがみ、いちはやく捜査に着手し事件の解明を急いで起訴にもちこんだことがうかがわれる。当時の新聞報道によると、徳島地検田辺検事正が最高検と事前に打合せを行ったうえでその起訴を決めたことを伝えて

いる。

検察官は広汎多数に及んだ被害者の捜査を完了し、同年一一月一七日付訴因追加請求書にて、死傷者（致死四六名、傷害七〇六名）を九月二〇日新たに訴因として追加した。

なお、本件事故捜査の過程で森永乳業が、過酸化水素水を原乳に殺菌剤として混入していた事実が同時に発覚し、「生乳に他物を混入しないこと」、「過酸化水素水を合成漂白料以外の目的で使用しないこと」という食品衛生法違反があったとして同一二月八日森永乳業株式会社本社技術部検査課長中島俊夫、被告人小山が起訴された（昭和三八年一〇月二五日の一審判決において、厚生省告示の基準撤廃があるなどの形式論理で無罪となったが、同企業の食品製造業者として添加物の法規遵守態度に問題があったことを併せてうかがわせるものである）。

この論稿では、ミルク中毒事件が核心であるのでそれについて以下論じることとする。

(二) 刑事一件記録によると、一審審理は昭和三〇年一二月五日に第一回公判が開かれてより昭和三八年一〇月二五日判決が宣言されるまで七年一〇月余を費し、公判六二回、証人を調べること延べ二三四人に及んでいるのである。

しかしその審理の経過を総括すれば、被害者をおきざりにし、なおざりにした被害者不在の裁判、いわゆる訴因論争に終始された不毛な科学論争と、世論の冷却を待つ徹底した裁判の引き伸しということに尽きよう。これは、検察官も裁判官も森永乳業の戦術戦略にうまくはめられた結果という他はない。

被害者をおきざりにし、なおざりにした審理がたどったみちは当然のことながら「被告人はいずれも無罪」という判決であった。

そして、それはその結論が判決宣告前から明確に予測された無罪判決であった。審理終結の段階で、未だ検察官は被害立証をなしておらず（検察側が冒頭なした被害立証の証拠は被告人らの方で取調留保の意見を附したままであって、裁判所はその時点で本件被害がいかなるものであったか証拠上判断資料を手持していなかった）、誰がみても有罪判決を下そうにも下せるはずがなかったのである。右の経過は被害者不在の裁判の極限の現れといわずにして他に表現があるであろうか。一審判決は、「別表第一と別表第二とに記載されている数百名の乳児が本件粉乳を飲用したかどうかという点並びにこの飲用のためどのような結果が生じたかという点について判断を加えるまでもなく」無罪の言渡しをしなくてはならないとしている。要は、一審裁判所の考えとして判決の結論を下すには被害立証は要しなかったというわけである。

ところで、本件のような事案で被害立証がなされないままで審理が打切られて判決が宣告されるということは異例中の異例である（被告人らの弁護人もこのことを認めている）。

検察官は当然のことながら、昭和三八年八月一二日の第六一回公判において、裁判所の審理打切りの訴訟指揮に異議を申立て、さらに証拠調に審理不尽の違法があるとの或いは棄却異議を申立てたがいずれもその申立は却下された。検察官は弁論終結後の意見でも裁判所に対し、「さきになされた審理打切りの処分を撤回して弁論を後日再開し、いわゆる各論の審理に入られることを強く要望する」（傍点筆者）と述べたが認められなかった。そして検察官の論告・求刑は放棄されたのであった。いわば、総論（責任の有無）だけで各論（被害の有無）なしの裁判であった。

(三) 果たして何が右のような裁判所の強い訴訟指揮をうながしたのであろうか。この点は是非とも触れておかねばならない。

弁護側は本件の原因となったいわゆる「工業用第二リン酸ソーダとして取引された薬剤」について、何十回にわたる徹底した釈

明論争、科学論争、訴因論争をし、さらに該薬剤の入手経路について主導権を握りそれを首尾よく成功させ、海野普吉主任弁護人は、前記公判期日の最終弁論において、「もしそれ、今後検察官が主張される各被害者と目せられる人々について証拠調を行うとすれば、今後尚一〇年以上の歳月を要することは明らかであります。」また、被害の現況について、「昭和三〇年本件被災者と目された乳幼児が、昨年四月及び本年四月全部就学されましたが、一名の後遺症者のなかったことは被告人等はもとより、森永乳業全員が、心ひそかに喜びもし、かつ安堵した次第であります。」と弁じ、また被告人小山孝雄の小玉治行主任弁護人は、「若し、本件において、各論――被害事実の点――の取調べに入らるる場合には、検察官申請の証人の数に基き計算するも、今後約十箇年の日子を要することが予想されるのであります。しかるに若し本件において、被告両名に過失がなかった場合には、仮りに問題となっている森永のMF印のドライミルクに砒素が混入しており、そのために、被害者があったとしても、究極においては被告人両名は無罪の御判決を宣告せらるることとなるのであります。」と論じている。昭和三八年八月まで被害立証を留保させておきながら、今後それをするならば一〇年以上の歳月を要するだろうとは一体どういうことであろうか。何よりもまず森永側は、起訴状並びに訴因追加請求書別表第一、別表第二に掲載されている死亡者、傷害者の被害を個別的に徹底して争う腹を決めていたことを意味する。誠に巧妙ここに勝ぐることなしというべき法廷での争い方である。世論の風当りのきついときには争えないものでも、月日が経過し世論の冷却を得れば争ってもその非難を免れうるわけであるし（証拠散逸があり、証人の記憶が曖昧になり検察官の立証はさらに困難になる）、逆に右引用した弁論のとおり今更被害立証を許しても無意味ではないかと裁判所に対し暗に心理的どうかつも加えられるというわけである。しかし、考えてみると冷却を得た筈の刑事裁判もめぐりめぐって「一四年目の訪問」を契機に被害者の苦しみが再び社会問題となり、真向から世論の批判をあびるようになったとは皮肉といわなければならない。

付加して述べておくと、被告人らが、被害者の死亡および傷害の結果の発生についての意見の陳述をなしたのは差戻一審の昭和四五年九月一四日第七回公判においてであり、この段階では九六名についてこれを否認していたが、差戻一審最終弁論では七二名についてその因果関係に疑問をはさむに過ぎなくなり、しかも、「多くの乳幼児に死傷の結果を生じたことは事実であるし、また本件訴因に被害者としてあげられている方々の殆んどは昭和三〇年の事件当時被害者と認定された方々でもあるので被告人らの弁護人らとしては、これらの方々が被害者であるか否かをここで論ずることは本意でない。ただ検察官の掲げる訴因が明白な矛盾を呈している分等のきわめて特殊な例について以下にその誤りを指摘しておくに止めたい」とか、「被害の結果発生についての訴因の一部を争うことは、本事件における弁護としての本筋ではないし、弁護人らの本旨でもないが、業務上過失致死・傷という結果犯であるだけにやはり無視できない点があると考え言及した次第である。」と低姿勢で弁明している。このことは前記海野弁護人、小玉弁護人が検察官の被害立証を許せば今後一〇年以上の審理を要すると強弁したのと対比して、時代の推移をみ、今昔ひとしおの感があると云わなければならない。

しかも、差戻一審で争った被害者の個別的因果関係について、裁判所において、本件証拠上砒素中毒罹病の証明が十分でないとされたのは一例に過ぎなかった。また、野間礼二裁判長は判決を終えて記者に対する苦心談として、訴因にかかげられている被害者七七五人の一人一人についてMF粉乳飲用と症状の因果関係を

検討するのにばく大な時間と労力を費した旨述懐し、事件発生して一五年経過してのち裁判所がその因果関係を確するの困難を伝えているのである。これらの点については、森永ミルク中毒被害者弁護団編「森永ミルク中毒事件と裁判」（ミネルヴァ書房刊）の中に筆者が「被害者否定の論理と被害者認定のあり方」を論じたなかで、「刑事裁判で展開された森永の『被害者』否定の論理」の項で詳細に論じたのでここではこの程度におく。

(四)　本件の原因となったいわゆる工業用第二リン酸ソーダをめぐる訴因論争について論じておかねばならない。「訴因」とは刑事裁判に用いられる法律専門用語であるが、その意味は検察官が被告人について裁判所に審判を求める対象（テーマ）である。刑事裁判というものはこの訴因をめぐって検察官・被告人とが攻防をくりひろげるわけである。

さきに、一審の被害者不在の裁判について述べてきたわけであるが、それは実のところいわゆる訴因論争とはうらはらの関係にあったということができるのである。被害がどうであったかというより、本件原因物質は何であったかということに視点がそらされたからである。

起訴されたのはいうまでもなく被告人小山と同大岡の二人であったが、国、医学界と巧みにゆ着し、六人委・五人委の結論に従うという形で事件を収拾したのちは、森永乳業の方ではこの犯罪の成否をめぐる争が会社の民事上の責任に直結し、また公に責任を問われるとあって、その実質は森永乳業が裁かれ手という状況を呈したのである。その意味では二人の被告人は森永乳業という企業の化身という立場にあったともいえよう。例えば、右被告人らの弁護人選任のされかたをみてもこれを知ることができる。事件繋属裁判所は徳島地方裁判所であったが、被告人大岡の主任弁護人として東京弁護士会所属海野普吉弁護士が、同じく被告人小山の主任弁護人として東京弁護士会所属小玉治行弁護士が各々選任されたのをみてもわかる。

ところで、本件の真因は利潤追求にはしる食品企業森永乳業の安全対策の怠慢の結果であり、公益の代表者である検察官としてはまさにそこにこそメスを入れ、この事件は企業の安全対策の欠陥によるものであることを厳しく追及し他の警鐘とするとともに被害者の救済、ひいては消費者の権利を擁立すべく高まいな使命を与えられていたというべきである。ところが一審審理の経過をみると森永側のペースで審理が展開され、検察官は終始、守勢に立たされていたとの印象をぬぐい得ない。森永乳業側から検察官の起訴時における弱点・誤りを鋭く突かれたのである。訴因論争とそれによる訴因の変遷はこのことを端的に物語っている（控訴審判決理由中第五訴因についての項参照）。昭和三〇年九月二〇日付起訴状における公訴事実の構成についてこれを差戻一審で認定された犯罪事実と比較対照してみると、迅速処理のためとはいえ、検察官の最初の起訴状がすでに理論難点を含んでいたことがわかる。

ここにその起訴状公訴事実を引用してみよう。「被告人等は右ドライミルクの製造にあたり、安定剤として牛乳に工業用第二燐酸ソーダを混和使用していたところ、工業用第二燐酸ソーダは砒素を含有し、而も往々にして砒素を多量に含有する粗悪品もある場合もあるから、右ドライミルクの製造に従事する者は購入した第二燐酸ソーダを開函して使用するに際り、その都度砒素の含有量を化学的に厳重検査し、人体特に乳児に無害なるを確認した上これを使用すべき業務上の注意義務があるに拘らずこれを怠り」、云々というものである。右の起訴状公訴事実によると、「工業用第二燐酸ソーダは砒素を含有し、而も往々にして砒素を多量に含有する粗悪品もある場合もある」としていることでもわかるが、

検察官は工業用第二リン酸ソーダそのものが砒素を含有する有毒物であり、本件の原因をなしたのはその粗悪品であるとの認識をもっていたこと、それを使用するときの化学的検査義務のみ主張し規格品発注義務は何ら主張されてなかったこと、また被告人両名の注意義務違反は直接行為者としてなのか、それとも監督者としてのものなのか明確にされていなかったのである。これが、論争、森永乳業側の格好の攻撃材料となり（釈明訴因論争）事件をもつれさせた原因となった。

森永乳業側では、検察官に先がけて本件原因物質（松野製剤）が化学的意味では第二リン酸ソーダでないこと、本件有毒物質の入手経路を自ら解明をなすなどし、裁判所に対し検察官への求釈明という手段を用いて執拗にその確認を迫り、公判開始後間もない昭和三一年五月一四日の第四回公判においては「被告人等及び弁護人等の冒頭陳述要旨」を提出し、「被告人等及び弁護人等は、検察官申請の證拠調に先だって、左記事実を明かにし、かつ、その事実が立証されたならば、本件公訴の訴因である被告人等が第二燐酸ソーダを使用するにあたって業務上の注意義務を欠いたことは証明し得ざる結果となり、検察官申請の証拠調をまつまでもなく、当然無罪の御判決を受くべきものだと思料する。よって被告人等及び弁護人等は立証すべき事実を明かにする。」（傍点筆者）として検察官が有罪の主張、立証に入るまえから被告人らは無罪であるとぶちあげ積極的な主張立証活動をなすに至った。そして証拠調の結果、森永乳業の主張どおり本件で問題になった松野製剤の出所、移動の経路及びその性質等が明らかにせられ、松野製剤が必ずしも工業用第二リン酸ソーダとは称し得ないことが判明したため、検察官が、昭和三二年四月一一日の第七回公判期日において、同年三月二五日付釈明書（五の一九七〇）により、「公訴事実冒頭に記載した工業用第二リン酸ソーダとしてこれまで取引せられ、将来取引される薬剤の総てを指称する。」と釈明するに至ったところ、その新訴因は不定であるから本件公訴は棄却されるべきであるとか弁じ、徹底的に検察官の論陣をゆすぶり動揺させ、公訴維持の主導権は森永側が完全に掌握したとさえいえ、検察官に執拗な釈明論争を挑みつつ、自己に有利な主張・立証を積み重ねさきの無罪判決に一路邁進させたのである。

一審判決と控訴審破棄判決

昭和三八年一〇月二五日言渡された一審判決に対しては、昭和三八年一一月七日検察官から高松高等裁判所に対し控訴申立があり、昭和四一年三月三一日同裁判所は「原判決を破棄する。本件を徳島地方裁判所に差戻す」との判決を宣告した。

一審判決に対して、「守る会」は、直ちに「……世界最大の中毒事件として一二四人の乳児を毒殺し、一万二千人の乳幼児を傷害した人道的・社会的な責任が全く追求されていないばかりか、故意に回避されている……全国的な一斉精密検診を施行することにより、続発症・後遺症の実態を明確にすることを要求するとともに、本件が第二審で……世論の重大な疑惑に正しく答えるべきことを強く要請する。」との抗議声明をだしていた。

高松高等裁判所は、昭和三八年一〇月一〇日の第一回公判から判決宣告がなされた昭和四一年三月三一日の第一四回公判まで、新たに検察官申請の証人並びに鑑定を採用して取調べたうえ、前記判決を言渡したのである。右の控訴審判決こそは、その判決宣告時と同じく「守る会」の運動史の中でも暗く苦しい闘いを強いられ一般の関心も失わせた時代において、「食品企業の安全保障義務と消費者（被害者）保護（救済）」の視点を正しく見据えた判決であったといえよう。この判決に対し、「守る会」は、「第一審判決によって失

われるかと懸念された裁判官の良識と裁判の公正に対する国民の信頼は、第二審判決において辛くも維持された。」と声明した。一審では惨敗ともいえる苦渋を味わった検察官にとって起死回生の判決であり、辛うじてとはいえ被害者に司法への希望を与え、この刑事裁判史を顧みるとき、差戻一審が言渡された後は地味な存在になったがそれを導くため重要な先駆的役割を演じたことは特筆されるべきものである。

そこで一審判決と控訴審判決の判決理由を対比してみておくこととする。

一審判決

（予見可能性、発注上の義務）

第二りん酸ソーダの発注時における客観的背景

(一) 昭和三〇年当時において「第二りん酸ソーダ」という名称で現実に世間に出まわっていた薬剤はどのようなものであったかという点

(二) 昭和三〇年当時において、前記1の「安定剤におけるひ素含有率」をこえる分量のひ素を含有するものが「第二りん酸ソーダ」という名称で取引されることが——現在または近い将来において——あるかも知れないというおそれがあったかどうかという点

(三) 協和が信用に値する商店であったかどうかという点」を検討したうえ、「本件工場が協和から第二りん酸ソーダを購入しようとする際には「第二りん酸ソーダを納入してもらいたい。」といって注文する以上、それに付け加えて（人体に有害な粗悪品の入荷を防止するため）「局方品とか試薬品等とかの薬剤すなわち成分規格の明らかな薬剤を指定して注文するとか、製造元・製造過程及び仕入経路を調査するとか、成分の分析表を添付させたりするとかの処置をとらなければならないという業務上の注意義務が注文者側にあるとは——こと亜ひ酸による傷害という点に関する限り——とうてい考えることのできないところである。すなわち、前記のとおりの客観的背景の下で以上の（検察官主張のとおりの）処置が全く行われなくてもただ「第二りん酸ソーダを納入してもらいたいという意思が正確に売主側に伝達されれば、ひ素含有率が重量比で〇・〇三パーセント以上の薬剤がこの注文に対応して納入されることは全く予期されえないのであり、このようにひ素含有率の高い薬剤がこの注文に基いて納入されたときにはそれは——注文者側から見れば——全く不測のないし偶然の事故であるに過ぎず従ってこの注文につき注文者側に落度があったことによるものとはいえない道理である。けだし食品製造業者が食品添加物とか原材料とかを発注する場合といえども、全く不測の（すなわちいかなる者といえども、予測することのできない、従って危険性を全然感じていない）事故の発生しないことまでもあらかじめおもんばかって行動しなければならないという負担を肯定することには余りにも不合理であるからである。

注意義務の認められないところに過失のないことはいうまでもない道理である従ってこの事件で「第二りん酸ソーダの発注における過失」の問題はこれ以上考察する要をみないというべきである。

控訴審判決

（予見可能性）

(一) 商取引上において、買主が甲という品物を注文したとき、売主から買主に対し、注文品甲が納入されるのが普通であるが、往々にして買主の予期に反して注文品甲とは異なる乙という品物の納入されてくることも我々の日常生活において経験するところである。

(二) この理は、第二燐酸ソーダの売買についてもあてはまるのは当然のことである。そして、右の事柄は、経験則によりこれを首肯し得る。

(三) 我々は日常生活において、右毒物を含んでいるかも判らないというような不安感のある食物を摂取する筈はない。本来、食品として製造され販売されている物は、外観に異状さえなければ、何らの不安もなくこれを飲食するであろう。ところが、もともと、食品として製造された物ではなく、他の用途のため製造された物については、学理的にはこれを飲食しても無害であるとされていても、我々は、その製造の由来や流通の過程を確かめない限り、これを飲食するには躊躇を感ずるであろう。この不安感こそまさに前記にいう危険の予見なのである。

右の理は、本件の場合にもあてはまる事柄である。元来、食品の製造加工にあたっては、有毒な添加物を使用する筈はないのであるから、もし第二燐酸ソーダが元来人体に有害な物質であるというのであったならばこれを使用するというが如きは論外のことであって、要は本来無害であるとされている物質を添加使用するにあたり、それに何等かの事情によって含有されているかも判らない有毒物をいかにして防止するかにあるのであって、その物質の添加使用につき些かでも不安感が伴う以上、そのままではもはやこれを使用してはならないのである。

(四) ここで問題にしている予見の可能、不可能ということは、松野製剤それ自体についてではなく、第二燐酸ソーダの注文に対し、非第二燐酸ソーダが紛れ込みはしないかどうかについての予見可能の問題である。

（発注上、検査上の義務）

本件工場の従業員らには、まず第一義的に規格品を発注購入して使用すべき業務上の注意義務があり、右注意義務に違反して敢えて工業用第二燐酸ソーダを使用する場合には、さらに、化学的検査義務もあったと解するのが相当であって、本件工場の従業員らに右二個の業務上の

（検査上の義務と信頼の原則）

以上の客観的背景（註、本件工場の従業員らが、同一の薬種商である協和から、約一年九カ月の間に前後九回に亘り合計九四〇瓩の工業用第二燐酸ソーダを購入し、これを原料牛乳に〇・〇一%の割合で添加使用して乳児用調整粉乳合計約一五五一、〇〇〇瓩を製造販売し、これを飲用した乳幼児は傷害等の事故を生じたとの報告がなかったこと）の下に松野製剤が本件工場に納入されて来たのであるが、こういう状態下に納入されて来た薬剤については（たとえこの薬剤が食品添加物としてこれを使用するために発注され、又この薬剤が食品添加物として用いられるということを売主とか当該薬剤の製造者とかが了解していないとしても）「それがこれまで納入されていた正常薬剤（すなわちこれを前記の割合で原料牛乳に添加してもこの原料牛乳から製造される乳児用調製粉乳はひ素中毒に関する限り無害のもの）と同一品質のものである。」という信頼感が生ずるのが当然であるといわざるをえない。そしてこの信頼感なるものは一定の法律的価値を備えているものであって、この信頼感を動揺させるに足りる特別の事情が存在しない限りこの信頼感に従って行動することが是認されるといわなければなるまい。

すなわちかような場合には本件工場としては納入されて来た松野製剤の外観を点検しこの点検により「この松野製剤がこれまで既に納入された（又使用されてしまった）正常薬剤の外観と異っており、この差異が以上両者の間に品質上の差異があるかも知れないという疑問を生ぜしめる程度のものである。」ということが判明しない以上は、その上更に進んで松野製剤につき返品とか化学検査による同一性確認とか化学試験による無害検査とかの処置をとらなければならないという業務の履行までも要求されるべき筋合いではない。換言すると業務の履行（返品・化学検査ないし化学試験の施行）は、以上の外観点検によって、「松野製剤と正常薬剤との間に外観上の差異があり又この外観上の差異がこの両者間に品質上の差異があるかも知れないという疑問を生ぜしめる度程の重要性を持つ徴表である。」ということが判明した場合においてのみ要求されるに過ぎないと解するのが相当である。

注意義務を認めることは、決して矛盾する考え方でもないし背理でもない。

（信頼の原則）

人の生命、身体に直接関係のある食品の製造について、かような考え方が許されるかどうか疑問である。

元来、食品の製造業者が、当該食品の摂取者においてこれを飲食することが、すなわち、その食品の有害か無害かを確かめる化学的試験になるのと同一の結果になるような杜撰な態度で食品を製造することの許されないことはいうまでもないであろう。また、本来強力な保証のない薬剤をいかに長期間使用してみて事故が生じなかったとしても、それは保証のない薬剤の使用の累積であり、事故の生じなかったのは偶然のことであり、保証のない薬剤の使用が累積されたとしても、その後に納入されてくる薬剤の品質について保証のないことは、従前の薬剤につき保証のないのと全く同様であり、したがって、原判決のいう過去の実績によっては、続いて納入されてきた薬品の品質の担保は形成されるものではないといわなければならない。

本件の場合に、信頼の原則が適用される余地は全くないといわなければならない。

上告審判決

森永乳業の被告人らは、控訴審判決に対し、昭和四一年一三日これを不服として上告申立したが、昭和四四年二月二七日その上告を棄却した。上告申立の理由は、控訴審判決が審判の請求を受けない事件について判決をしている（筆者註、前記訴因論争の延長線上にあるもの）との点、予見可能性についてベトナム海域で漁獲されたフグによる中毒事件に関して、福岡高裁昭和四〇年三月一二日判決が予見可能性を否定した先例を引用して判例違反であるとした点、また、非第二リン酸ソーダ納入の過誤に関する漠然たる不安感が予見可能性にほかならないとしたことが判例違反であるとした点等があげられていたが、最高裁判所は書面審理のみで引用判例は適切でなく、その他の点もその実質は単なる法令違反、事実誤認の主張で上

告適法の理由にあたらないとし、結果控訴審判決が支持されたのである。

差戻一審の審理と判決

(一) 差戻一審の審理の課題は、「本件工場が乳児用調整粉乳を製造するにあたり、原料牛乳に安定剤として第二燐酸ソーダを添加使用するとき、本件工場の従業員らのうちの何人かに、規格品発注（使用）義務及び化学的検査義務のあったこと」を前提として、「被告人大岡正と同小山孝雄とが本件工場での乳児用調製粉乳の製造に際しどのような地位、状態にあったものであるかという点」（被告人らの職務権限）また、「別表第一と別表第二とに記載されている数百名の乳児が本件粉乳を飲用したかどうかという点並びにこの飲用のためどのような結果が生じたかという点」（被害事実）であった。

第一回公判は昭和四五年二月九日であった。この時期は、まさしく丸山報告（昭和四四年一〇月三〇日）により、被害児の「一四年目の訪問」が紹介され、「守る会」が第一回総会を開催（同年一一月三〇日岡山市）され名実ともに全国的組織に発表されてまもない時期に当っていた。刑事裁判の審理にも、地元「守る会」徳島県本部を中心として被害者及び支援者を得てその鋭い監視の目がとどくようになった。被害者らを中心として、今度こそこの刑事裁判において公正かつ迅速な判決が下されるよう自ら検察庁や裁判所に要請活動をなし、街頭にたって署名カンパも訴え社会へアピールをしたのである。

それまでの裁判においては、傍聴席の片隅で、裁判とはこういうものかとじっと目をこらして法廷のなりゆきを見守るのがせいぜいだったといえよう。一審判決のあった昭和三七年一〇月二五日の朝日新聞朝刊は、その判決公判のもようについて、「この日傍聴席はほとんど森永乳業関係者で埋り、当時の被害者の姿は少なく、長い歳月と一欠の関心の薄さを物語っていた。」と伝えている。

ところが今やそれまでの「被害者不在」の裁判を被害者自らこれをふっきってしまったといえる。

昭和三七年一一月八日第二三回公判で、被害者自らつらい一八年と将来の不安を検察官側証人として証言した。弁護側は反対したが、裁判所は、この事件に対する社会的関心の大きさを考慮し採用しそれが実現したのである。被害者の苦痛に満ちた証言は、必ずや刑事裁判に活を入れたことと確信するのである。

昭和四八年三月一三日第二八回公判では、検察官の厳しい——求刑は両名とも当時最高の法定刑である禁錮三年であった——論告・求刑公判において、期せず傍聴席から拍手が起こったことも異例のことであった。

(二) 差戻一審判決の認めた責任論

差戻一審判決は、被告人らの弁護人が、「学者も行政当局も業界人も、起訴当時の検察官も知らなかったいわゆる松野製剤の存在を、被告人らのみがこれを守り、これが納入される虞のあることを知って、その納入を防止すべき業務上の注意義務があったとすることは、なんぴとにも期待できないことを、被告人らのみに要求するもので、苛酷不合理である」と主張したのに対し、新しい責任論をとり過失概念を前進させたと評価されているのでこれを紹介する。即ち、「従来は過失すなわち結果予見義務違反の有無というふうに考え勝ちであったが、過失行為は何よりもまず被害発生をもたらした客観的な落度として把握されるべきである」、そして、「落度があるというためには、加害行為の時点で加害者が必要と認められる負担を果さなかったことが認められなければ

ならないが。右負担の具体的内容を定めるのが結果回避義務であり、これを課する前提として結果予見の可能性が問題となる。この場合の予見可能性は結果防止に向けられたなんらかの負担を課するのが合理的であるということを裏付ける程度のものであればよく、この場合の予見可能性は具体的な因果関係を見とおすことの可能性である必要はなく、何事かは特定できないがある種の危険が絶無であるとして無視するわけにはいかないという程度の危惧感であれば足りる。」（傍点筆者）また、「当裁判所のような考え方によると、従来のように予見可能性があるからといって直ちに過失責任があるとの結論には結びつかず、客観的注意義務検討の段階で結果回避措置の合理的な枠付けを考え、許された危険、信頼の原則などを考慮し、その注意義務の負担を合理的な限度にとどめるための検討がなされるわけであるし、また個人的ないわゆる主観的予見可能性、主観的結果回避可能性についても非難可能性を論じる際に別途考慮されるわけであるから、絶対責任を課するものであるとの非難は当らない。」というものである。本件についてその具体的適用については判決文により検討いただきたい。

ついでに、信頼の原則の適用の問題について、「ただし、信頼の原則についてはそれが誰と誰との間の信頼関係についていわれるのかが問題とされるところであって、本件のような場合においても企業内の同僚相互間の信頼関係に基づく信頼の原則が適用される場合のあることは否定し得ないが、結果回避の責任を具体的にその行為により危険にさらされ被害をこうむる消費者に一部転嫁することは許されない。食品製造業者は自己の売り出した食品が安全であることを消費者に保証しているものであって、消費者に危険を転嫁するような形で手抜きすることは許されないのである。」と述べていることを併せて紹介しておきたい。

刑事裁判の限界

(一) まず第一に指摘されるべきことは森永ミルク中毒事件の刑事上の責任者は被告人小山一人のみであったという現実である。なるほど差戻一審判決は意欲的に事件の背景・真因に迫ろうとしている。真に裁かれるべきは誰かという点について冒頭右判決が論じたことを詳しく紹介したが、所詮「量刑事由」の中であって、被告人の座に据えられてはいないのである。加えて、製造課長兼工場長代理の被告人小山が有罪で、その上司であった被告人大岡が無罪になったのはどうしてなのか。

検察官が論告で主張したように、「食品公害事犯とも目される本件裁判に対しては、一般世人もひとしく注目しているところであり、さらに最近の各種公害事犯の多発化の傾向、公害防止とくに食品公害に対する厳しい世論の動向にかんがみ、公害事犯の防止のため一般予防的見地から、とくに食品製造業者らに対する警鐘としても、厳しい態度で臨むべきである」とすれば、また、森永乳業の企業全体としての組織的・系統的な検査体制に欠陥があったとするならば、究極的にはその企業そのものが被告人として裁かれなければその刑罰目的を達しないのではないか。ところが現代刑法は自然人である個人の処罰を目的としたものであるから企業自体を裁くことはできないとされているのである。企業処罰をねらうとすれば特別立法を待たなければならないことになる。また検察官は現行法下で本件の企業責任を追及するという点において最も有効適切な起訴を行ったといえるだろうか。差戻一審裁判所としても新しい過失論をとりながら被告人大岡無罪の判決しかだせなかった刑法理論は、企業犯罪という組織犯罪に対し一層の検討を迫られているといえよう。

(二) 第二に、被害者の後遺症は刑事裁判では訴因を構成しなかったことがあげられる。即ち、後遺症自体は審判の対象とはされなかった。それでも事後の事情としては、一部被害児等の証言で補足され、差戻一審判決の「量刑事由」の中で触れられたことはそれなりに評価されるべきである。しかし、刑事裁判も被害者に代って加害者の責任を追及しその救済と保護をはかるものならば、検察官の使命からして積極的に現在の後遺症についても国家の力でその解明をなし、被害者救済に寄与することが真に望まれる。

(三) 第三に冒頭述べた如く、この刑事裁判は事件が公にされてから一八年有余を経過してやっと結着をみたことは明らかに司法の役割に背理している。かかる事件の責任を消費者（被害者）の側から解明することは、聖書の言葉どおり、らくだが針の穴をくぐる如くに難しいことである。民事上の救済も刑事事件の究明に期待するところ多く、また遺憾ながらその救済が刑事裁判の結果を左右することなしとしないのである。この事件においても昭和三一年岡山の一部被害者が森永乳業相手に民事訴訟を提起したが、その責任根拠を明示できないまま刑事裁判待ちにされ、希望をつないだ刑事裁判も「無罪」の判決が下るなかでわずかの涙金で民訴を取上げざるを得なかったという苦い歴史を残したのである。一八年後の事件解明はほとんど被害者救済にとって無意味に等しいことを悟らなければならないと思う。

未だ触れなければならない課題は、尽きないが今後の課題として筆を措く。

資料

本件刑事事件判決を集録したものとして

一、一審徳島地判昭三八・一〇・二五判例時報三五六号七頁以下
二、控訴審高松高判昭四一・三・三一判例時報四四七号三頁以下
三、上告審最高判昭四四・二・二七判例時報九二頁以下
四、差戻一審徳島地判昭和四八・一一・二八判例時報七二一号七頁以下

専門的な参考文献として

●一審判決に関する論評として

一、井上正治「森永ドライミルク中毒禍事件の判決」1、2法律時報三六巻三、四号
二、同「業務者の過失（森永ドライミルク中毒禍事件を手がかりに）」法律のひろば一六巻一二号九頁以下

●控訴審判決、上告審判決に関する論評として

一、加藤一郎＝竹内昭夫＝藤木英雄〈座談会〉「森永ミルク中毒事件と業務上過失」ジュリスト三五一号二五頁以下
二、藤木英雄「食品中毒事故に関する過失と信頼の原則—森永粉乳中毒事件をめぐって」ジュリスト四二一号八一頁以下

●差戻審判決に関する論評として

一、石巻功卓＝川井健＝藤木英雄〈座談会〉「森永ミルク中毒事件と今後の問題点」ジュリスト五五二号一四頁以下
二、西原春夫「信頼の原則と予見可能性」ジュリスト五五二号三〇頁以下
三、三井誠「過失犯における予見可能性と個人の監督責任の限界」ジュリスト五五二号三六頁以下
四、大谷実「企業の刑事責任—森永ドライミルク差戻審判決をめぐって」法学セミナー一九七四年二月号三四頁以下
五、板倉宏「いわゆる森永ドライミルク中毒事件差戻審判決の問題点」判例時報七二一号三頁以下

この刑事裁判を平易に概観したものとして

一、田中昌人＝北条博厚＝山下節義編「森永ミルク中毒事件—京都からの報告」二〇一頁以下

裁判編

第二章　民事裁判

森永ミルク中毒事件弁護団編

民事裁判

はじめに

われわれは、本稿において、守る会の決議に基づき、昭和四八年四月より一一月にかけて、大阪、岡山および高松の各地方裁判所に提訴された民事訴訟を概観しようとするものであるが、森永ミルク中毒事件の被害者が、加害者森永乳業に対して損害賠償を求めて提訴した訴訟は、これに限られるものではない。われわれは、本稿を執筆するに際し、本件の被害者が森永乳業を被告として提起した訴訟について、われわれが関与しなかったものも含めて、全般的に資料を整理し検討したいと考えたが、資料を収集することが困難で、残念ながら前記の昭和四八年に提起された訴訟以外のものは割愛せざるを得なかった。

ここでは、昭和四八年に守る会が主導的に提訴するまでになされた民事訴訟について、われわれが知り得たところを簡単に触れておくことにしたい。

まず、昭和三一年四月二三日、五〇名余りの被害者が森永乳業を相手どり（国は被告としていない）、岡山地方裁判所へ総額一、九二〇万円（重症患者に対し各金五〇万円、中症につき各金三五万円、軽症につき各金一五万円）の慰藉料請求訴訟を提起した事件がある（昭和三一・三(7)第一六一号）。

右訴訟の請求原因は、必ずしも明らかではないが、次のようなものであったようである。

1　森永乳業は、食品業者としての注意義務を怠り、

(1)　昭和三〇年四月より五月末までの間に砒素入りミルクを製造し、

(2)　これを昭和三〇年六月一日より八月二三日までの間に、中国、四国等で販売した。

2　それにより多数の中毒患者、死亡者を出し、原告らに対して多大の精神的、肉体的苦しみを与えた。

右訴訟は、昭和三八年一〇月二五日に徳島地方裁判所において、森永乳業徳島工場長および製造課長兼工場長代理に対する刑事裁判につき右両名に無罪の判決が言渡されたのち、昭和三九年三、四月頃までに全員から訴の取下げがなされたようである。

次に、徳島県在住の被害者が、前記徳島地方裁判所における刑事判決後まもなく、治療者の内金を請求して簡易裁判所に提訴した事

件がある。この事件は、第一審において、時効完成を理由に原告が敗訴し、その後、徳島地方裁判所、高松高等裁判所へ控訴、上告がなされたが、いずれも棄却されたもようである。

右の二つの訴訟については、資料が入手できないこともあり、コメントを加えることは差し控えたい。以下の論述は、守る会が会の活動の一環として位置づけた昭和四八年の民事訴訟に関してなすものであるが、前述の「森永ミルク中毒事件と裁判」が発刊されていることでもあるので、詳細はそれに譲ることにし、ここでは問題点の要約を記述することにとどめたい。

訴訟提起に至る経緯

(一) 昭和四四年一〇月三〇日開かれた第二七回日本公衆衛生学会での「丸山報告」（いわゆる一四年目の訪問）を契機に全国組織となった守る会は、「被害者の身体を元へもどせ、健康な身体をかえせ！」を基本的なスローガンとして発足し、翌四五年一二月一二日から開始された森永との直接交渉（本部交渉一五回、現地交渉は数百回）でも森永に対し被害者の恒久救済対策を要求し続けてきた。

こうした森永との直接交渉の中で、最大のネックとなったのは森永の「因果関係不明論」「道義的責任論」「未登録被害者確認拒否論」であった。

(二) 森永との直接交渉を続ける中で、守る会は全被害者の要求を結集し、昭和四七年八月二〇日開かれた第四回全国総会において、「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」を成立させた。

恒久対策案は、被害者の生涯にわたる完全治療、完全養護を目的とし、守る会の主体性のもとに運営される救済対策委員会を設置するという公害被害者救済のモデルケースというべきものであった。

(三) ところが森永は、守る会の恒久対策案成立を前に、昭和四七年八月一六日、突如として、いわゆる「八・一六声明」（基本態度声明）を全国報道機関に発表し因果関係及び法的責任を認めるかの如き世論操作を行ない、翌九月二四日岡山市で開かれた守る会との第一四回本部交渉では、「右声明は、個々の被害者の因果関係を認めたものではなく、また会社の加害者責任を認めたものでもない」と回答した。

さらに森永は、昭和四七年一一月四日突如として、守る会に対し一五億円の打切り補償を提示するに至った。

守る会は当然のこととして森永の右提案を拒絶し、同年一二月三日には、第一五回本部交渉を開催するはずであった。

ところがこの交渉には前回の交渉での言明にも拘わらず、森永の大野社長は出席しないばかりか、事実上の交渉拒絶の態度に出たのである。そのため第一五回交渉は流会となり、守る会は直ちに第二回全国集会を開き、恒久対策案実現のため、全森永製品不買（売）運動と民事訴訟提起を決議した。

(四) 守る会は、右全国集会の決議をうけて昭和四七年一二月一〇日開かれた第二九回全国理事会で、早急に第一波民事訴訟提起を準備し、全森永製品の不買（売）運動を訴えるため全国的宣伝活動を展開する方針を打ち出したのである。

民事訴訟の位置付け

このような経緯からも明らかなように、本事件における民事訴訟は次のような特色をもつものであった。

(一) 恒久対策案実現を目的とする。

1. 訴訟は、被害者の生涯にわたる恒久対策案を実現させる目的で提起するのであり、森永及び国との直接交渉の中で最大のネックとなっている「因果関係不明論」と「道義的責任論」「未登録被害者確認拒否論」の偽瞞性を法的に明らかにする。

2 訴訟は、最終的な判決をとることのみを目的とするのではなく、訴訟の各過程、進行を通じて被告森永、国の主張の偽瞞性を暴露し、世論に訴え、不買（売）運動を拡げていく。

(二) 守る会全体の代表訴訟である。

1 選ばれた原告団は守る会全体の代表者であって、個々の原告の救済のみを目的とする訴訟ではない。従って訴訟に要する費用はすべて守る会で負担し、弁護団も守る会が委任する。

2 死者、重症、軽症、未登録の各被害者から代表者を選び原告団とする。

3 判決をとる場合、事件発生以後二〇年を経過する昭和五〇年八月以前に判決をとり、原告以外の被害者にその効果を及ぼすように訴訟進行を可能な限り迅速にする。従って最悪の場合には守る会の全員訴訟という事態もありうるから、守る会全員の実態調査を完了する必要がある。

4 近畿のみではなく、中国・四国・九州の各ブロックでも訴訟を提起し、各ブロックの運動を強化、拡大していく。

(三) 森永のみならず国も被告として、国の毒・劇物取締及び食品添加物行政の欠点と事件後一八年間も被害者を圧殺・放置し続けた責任を追求し、再び本件のような食品公害をくり返えさせぬよう国の法的責任を明確にする。

(四) 訴訟と不買の運動をしながらも、森永・国との直接交渉は中止することなく継続し、訴訟と不買を車の両輪として運動を進め、恒久対策実現の可能性を追求する。

訴訟の概要

このような位置づけのもとに、先ず第一波訴訟として、昭和四八年四月一〇日、近畿ブロック（大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山）の被害者ないしは遺族三六名が原告となり、森永および国を被告として、大阪地方裁判所に訴を提起した（昭和四八年(7)第一四九五号森永ミルク中毒損害賠償請求事件）。

次に、第二次訴訟として昭和四八年八月二四日、岡山県の被害者八名が原告となって、岡山地方裁判所に訴を提起した（昭和四八年(7)第四五八号）。

さらに、第三波訴訟として、昭和四八年一一月二四日、四国ブロックの被害者一一名が原告となり、高松地方裁判所へ訴を提起した（昭和四八年(7)第二九一号）。

これら第一波ないし第二波訴訟は、いずれも、損害の内金として被害者一人宛金一、一五〇万円を請求したものであり、森永のみならず国をも被告とするものであった。

各訴訟における法律構成

(一) 第一波訴訟

大阪地裁における第一波訴訟については、それに関与した弁護団の編集した「森永ミルク中毒事件と裁判」（ミネルヴァ書房発行）に述べられているので、詳細はそれにゆずるが、その骨子は次のとおりである。

1 因果関係

原告らを含む被害者らの有する症状は多様であるが、本件有毒ミ

ルクを飲用した集団は、それを飲用しない集団と比較すれば中枢神経系の症状を中核とする集団特性を有していることからこれを「森永ミルク中毒症候群」として把握し、飲用集団を構成する原告らの有する症状はこれによるものであるという、公害訴訟で既に確立した疫学的立証方法を基調とし、さらに臨床・病理・生活史等でそれが十分裏づけられていることを詳論した。

2　森永の責任

森永の責任については、食品企業自体としての過失、添加物使用者としての過失、成分・規格・品質等が明らかでないものを使用したものとしての過失、添加物の検査を怠ったものとしての過失というように段階的かつ具体的に論じたうえ本質的には、いやしくも食品製造業者たるものは安全な製品を供給する絶対的義務があり、これに違反すること自体が過失であるとして食品製造企業には極めて重大な責任が課せられるべきことを主張し、特に本件製品が乳児用食品であったこと、並びに事件発生後における企業の放置態度は犯罪的であり悪質であることを強調した。

3　国の責任

国は国民の健康を維持増進する責務を負っておりながら、本件、いわゆる第二リン酸ソーダのもととなった日軽金の産業廃棄物について毒物及び劇物の取締りを怠った責任、人の健康を害う虞れのある食品添加物については特に十分な取締りをしなければならないのにこれを怠った責任、食品衛生監視員をして食品関係営業施設に対する監視指導を適切に行なわしめなかった責任、そしてかかる責務を怠って事件を発生させながら、五人委員会、六人委員会等いわゆる第三者機関を利用して被害者を切り捨てた責任、追跡調査、継続的検診等を行ない時宜に応じた適切な治療を行うことなく、被害を拡大させた責任等について論じ、国の企業べったりの姿勢についてこれを改めさせ消費者の権利を確立するための責任論を構成した。

4　未認定被害者について

国が事件発生当時、いかに杜撰な行政で被害者を切捨てることにより多くの未登録被害者を発生させたか、現在の被害者名簿だけで被害者であるかどうかを論じるのがいかに危険であるか、現在までただ未登録というだけのことで全く救済が与えられていない被害者の多数あることなどについてのべ、国の認定制度のあり方を批判し、その責任を追求した。

5　損害

原告らが過去に蒙った苦しみは言語に絶するものであるが、その要求は「奪われた健康と身体をもとに返せ」ということに主眼がおかれ、そのために守る会が悲願をこめてつくり上げた恒久的救済対策案を実現するという訴訟の窮目的に照し、請求の根拠を原告らの原状回復の要求を最大限度に満すに必要な費用という規範的、包括的観点に求め、従来の慰藉料等を請求するという形と異なった新しい損害論の確立を目ざし、そのために原告らのランク付を廃し、全員内金一律請求とした。

(二)　第二波訴訟

岡山地裁における第二波訴訟においては、次のごとき訴状が陳述された。ここでは、被害者の訴えが冒頭に掲げられていること、国のみならず森永の被害児圧殺放置の責任が独立の責任原因として主張されていることが注目される。

第二波訴訟の訴状の請求原因

請求の原因

×　×　×

はじめに

一、A（森永ミルク中毒のこどもを守る会原告団岡山訴訟保護者代表。原告(1)の父）の訴え。

昭和三〇年二月二二日、長男原告(1)が誕生したとき、結婚三年間子宝に恵まれなかった私達夫婦の喜びは、ひとしおでした。不幸なことに母乳が足らず、森永ドライミルクを飲ませました。そして、ふくよかに成長するのを喜んでおりましたところ、ある日、突如、乳を吐き、熱を出しました。思えば、その日、その瞬間から私達一家の運命は逆転し、一生の苦しみが始まったのです。

七月から八月にかけて、ミルクを飲んでは吐き、飲んでは吐きし、皮膚がこげ茶色に変り、腹はぽんぽんにふくれあがり、体はやせ細って、以前のあの丸い顔はどこかに消えてしまいました。夜となく、昼となく、か細い声で、いじいじと泣いており、八月中旬には、もう、いつ息を引きとるかわからない状態になりました。

八月二四日、ミルクに砒素が入っていたとの発表を聞き、恐ろしい毒入りミルクを、いやがる子供に、この親の手で、無理矢理に飲ませていたのだと思うと、口惜しさと自責の念で気も狂いそうで、買って来たばかりのミルクを病院の床に叩きつけ、へたへたとその場に座りこんでしまいました。そのことを私達は、今でも、昨日のことのように思い出します。

その後の治療は、数時間おきの注射の連続で、茶色のやせおとろえた細い足は、注射液で蛇が蛙をのんだようになり、親子共々泣きながら、タオルを暖めてはもんでやりましたが、小学六年生の頃迄卵位のしこりが残っていました。

原告(1)の生命は助ったものの、それ以後ずっと、しばしば風邪をひき、発熱、下痢、嘔吐で苦しみました。発育も遅れ、体は小さく、足は細く、走ることも出来ず、母親が雨の日も、風の日も連れて岡大附属特殊学級へ通い、今は、岡大附属養護学校高等部に在籍しています。

「そのうちには良くなるだろう」と期待をもって頑張り続けた末が、「発育不良で精薄」と診断されたとき、それは奈落の底につき落された気持でした。

青春を奪われ、健康と知能を失い、人生の夢も希望もなくした不幸な子の、無邪気な寝顔を見ていると、私達夫婦は一晩ねむりもやらず夜を明かすことがあります。いや、夢も希望も奪われたのは、この子だけでなく、両親も、そしてこの子の妹も家族全部です。

私達夫婦の頭の中には、いつも原告のことが、気にかかっています。一日中何をしていても、親として、原告(1)のことが思い出されます。子供のことを忘れて、普通の世間の人と同じ様に、喜んだり、人生の満足感にひたることは、一度もありませんでした。

原告(1)がせめて私達より早く死んで欲しい——。そう思う気持が間違っているでしょうか。でも私達は、この子を残しては死ねません。

一八年間の苦しみ。そして、今後永遠に続く苦悩。私達は、森永を許すことは絶対にできません。私達の一生は、森永砒素ミルク事件で始り、森永砒素ミルクとの苦闘で終るのです。

以上、私のことを書きましたが、これは、ひとり私達の家族だけの問題ではなく、多くの被害者の方々も同じだろうと思います。守る会に入っている人達と苦労を話し合ってみて、みんなそれぞれの悩みをかかえております。

私達の苦しみは、金を山と積まれても、救われることは絶対にありません。それ故に、私達は私達自身が参加して作り上げた森永ミルク中毒のこどもを守る会の恒久的救済対策案を一日も早く実現させ、子供をそれに託し、安心して去って行ける日を迎えようと、今一生懸命運動しているのであります。

中毒事件発生後一八年目となり、施設に収容されている重症者の中には年令制限で退所の問題が起きる人もあり、軽症の方でも就職に関していろいろな悩みをかかえており、今や各被害者達の救済が急がれております。

どうか、森永ミルク中毒被害者の実情について、十分な御認識を賜り、審理をつくしてこの問題の実体を深くつかんでいただくと共に、手続を少しでも早く進行されて、一日も早く、この問題を正しく解決して下さいま

す様、切に御願いいたします。

二、森永ミルク中毒事件の概要

(一) 事件の発生

昭和三〇年六月初旬頃、岡山県をはじめとして西日本一帯を中心に、乳幼児の間の原因不明の奇病が問題とされるようになった。罹病した乳幼児は、だんだん元気がなくなり、機嫌がわるくなる、発熱、吐乳、下痢あるいは便秘が続く、皮膚の発疹や色素沈着、腹部膨満、肝肥大などの症状を呈し、重症者は死亡していった。

当初、医師達は原因不明のまま、風邪、寝冷え、夏まけ、胃腸障害などとして片づけていたが、直接乳幼児に接している看護婦などの間では被告森永乳業株式会社（以下被告森永という）の製造したドライミルクが奇病の原因ではないかと指摘される様になった。

そして、昭和三〇年八月二〇日頃、岡山大学医学部で犠牲者の解剖が行われ、重金属の中毒症と視定されるにいたり、さらに八月二三日、同医学部において、右ドライミルクより砒素が検出され、外ならぬ乳幼児の栄養源であるはずのミルクが、病気の原因であることが判明した。

八月二四日、厚生省は被告森永に対し、問題のドライミルクの販売停止、回収などの処置を命じまた報道機関よりドライミルクが危険であることが報道され、ここにはじめて、ドライミルクによる中毒であることが、国民に対し公にされた。

(二) 中毒の原因

被告森永は、その製造するドライミルクの乳質安定剤として、第二燐酸ソーダを利用していた。この乳質安定剤は、古くなって酸度が高くなった原乳を用いると、出来あがったドライミルクが水に溶解しにくくなるので、ミルクの溶解度を高めるための安定剤としてミルクに添加して用いられるものである。そして、この第二燐酸ソーダの中に、大量の砒素化合物をはじめバナジユウム化合物など激烈な毒物が含有されていたために、ドライミルクを飲まされた乳幼児が、砒素など重金属による中毒症に罹患したのである。

(三) 被害の程度と「未確認問題」

(1) 史上最大の砒素中毒と厚生省患者名簿の脱落

右の有毒ドライミルクによる中毒患者は、診断した医師から各地の保健所に届け出られ、厚生省で集計した数字によると、全国で一二、一三一名、死亡者数一三〇名という多数にのぼり、被害発生地は、中国五県、四国四県、九州六県、近畿二府五県、中部三県、関東一都一県、東北一県、合計一都二府二五県に及んだ。

ところで、右の患者数は、厚生省が把握して患者名簿に登録した数字であり、実際にそれをはるかに上まわる患者が発生していた。被告森永は、中毒原因判明の後、市場に出まわったドライミルクの回収に当たったけれども、その出荷量が多量且広範囲であったため、回収措置は十分徹底しなかった。また有毒ミルクに関して知らなかった保護者や、報道により事件を知ったが生活に追われて届出しなかった保護者などがあって、厚生省が把握した中毒患者の数は不完全であった。その上、厚生省の委託による西沢委員会（六人委員会）が昭和三〇年一〇月九日作成した「砒素化合物を経口摂取した場合の砒素中毒患者の診断基準について」なる診断基準（色素沈着、肝臓肥大、血液像の変化を必須要件とし、色素沈着を欠くときは、毛髪、爪などで砒素を証明する）は、判定基準として当時の実態に適合しないという問題点があり、またこの判定基準が作成されるより以前は、各地の診断基準がばらばらであったという経過もあって、多数の被害児が、見過されたり、切り捨てられてきた。

(2) 未確認問題

被害児の実数は、右のように、厚生省の患者名簿に登録された者の何倍かに達しており、森永ミルク中毒事件は、実に、世界にも類例をみない史上最大の悲惨な乳幼児の砒素中毒事件となった。

ところで、前記の、厚生省作成の患者名簿は、その後廃棄されたがその写しが被告森永へ交付され保存されていた。この写しは、最近、被害児が後遺症を背負わされたまま放置されている悲惨な状態が、大

きな社会問題となって以後、厚生省に返還された。この患者名簿に記載された「登録患者」以外に、前述の事情により名簿に記載されなかった数多くの「未確認患者」が存在し、これらの被害児達が、単に名簿に登録されていないという理由で、不利益を蒙るという「未確認問題」が起こっている。被告森永も、右の未確認患者の存在すること自体については否定しないが、いざ個々の具体的問題になると、まったく誠意がなく、責任回避している。

(四) 被害児の圧殺

(1) 西沢委員会の治癒判定基準

前述の西沢委員会は、昭和三〇年一一月二日、厚生省に概要次の答申を行い、厚生省は次の治癒判定基準を確定して、全国的に治癒判定を指導した。

治癒判定基準

(a) 必須要件

㈠一般症状完全消失。㈡血液像ほぼ正常。㈢肝臓軟らかく二横指以下。

(b) 附帯条件

㈠心電図異常、眼症状あれば健康管理を要する。㈡色素沈着は顧慮するには及ばない。㈢以上の基準外は専門的に検討する。

治療指針

適切と思われる治療により、ほとんど全部治癒している。いまなお継続治療している者は、後遺症ではなく、原病の継続である。

(2) 厚生省の精密検診

昭和三一年三月二六日、厚生省は関係都道府県に、被害児の精密検査を指示した。

昭和三一年六月から右に基づく全国一斉精密検診が行われたが、「精密」とは名ばかりで、実際に行われたところは、聴診器を二、三度胸に当てて、「口をあけてみなさい」といわれて、「アーン」といったら、「はいよろしい全治です」というがごときで、形ばかりのきわめてずさんな内容であった。即ち、前記治癒判定基準の必須要件の内の㈠のみを、ただ形式的に当っただけであった。

被害児は、これにより全面治癒の印を押され、以後ミルク中毒については医師から一切相手にされなくなった。

乳幼児に対する重金属中毒の診断および治療については、過去の医学的経験が乏しく、予後に関する医学的定見のない状態であったし、当時は、患者は成育初期の幼弱者ばかりで、砒素の解毒剤「バル」の投与などにより急性症状がとりあえず消滅したに過ぎない段階であったから、事後の継続的観察、追跡調査が決定的に要請されていた。にもかかわらず、以上のごとく非科学的な検査を行うことにより、被害児は治癒したものと取扱うことを公的にして、逆に、正しい治療を不能にしたのである。

(3) 五人委員会の意見書

他方において、厚生省は、被告森永と密接な連絡をとりながら、被害の補償に関する意見を求めるとして、昭和三〇年一〇月二一日、通称五人委員会を発足させた。当時は、同年九月一八日結成された森永ミルク被災者同盟全国協議会が既に組織されていたけれども、厚生省は、これら被害者側の意見を聴取することなく、一方的に人選し、発足せしめた。

果して、被告森永は、五人委員会の結論に従いたいという理由を設けて、右全国協議会との補償交渉を以後拒否するにいたった。

昭和三〇年一二月一五日、五人委員会は、「森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書」を作成した。その内容は、被告森永の法律上の責任は全く考慮に入れない前提にたって、既払分を含め、死者一律二五万円、患者一律一万円の見舞金という実に低額な提案であり、必要があれば入院患者に対して一人当り二千円を越えない限度の追加支払を希望するという驚くべき内容であった。この意見書は、被告森永の乳幼児の保険福祉にもたらした功績は決して少なしとしない、にはじまり、一例として、被告森永が医療費負担の外ドライミルク三罐を被

害者に贈ったことをとりあげて、被告森永の誠意を十分に認めるとするなど、各所に被告森永の誠意を認める文章を連らねており、いわば被告森永の立場の全面擁護につきる内容であった。

(4) 被災者同盟の解散と被害児の抹殺

右の五人委員会の意見書発表は、被告森永の立場を強固にし、被害者側に対して、右意見書案による解決を強く迫るよう作用した。

さらに、前記のずさんな西沢委員会の治癒判定基準および後遺症なしとの答申、厚生省の指示など、加害企業と国などが一体となった攻撃にあって、支援のない前記全国協議会は窮地に追いやられ、右五人委員会の意見にそった屈辱的な妥協を余儀なくされた。

こうして、昭和三一年四月二三日、前記一斉精密検診に被告森永が協力すること、将来後遺症が確認されたときは補償を行なう、被害者側組織は解散するなどの内容の協定に達し、同日、前記全国協議会は解散し、被害児救済の運動は途絶するにいたった。

そして、被害者側が最後の望みを託していた前記厚生省の指示による一斉精密検診も、前記のとおり名ばかりで終るどころか、かえって将来の正しい治療の道を塞く結果となり、被害児は圧殺され、闇に葬られてしまい、以後長い暗黒の時代を迎えるにいたった。そして、被告森永は、当初、後遺症については追跡調査し、これが確認されれば改めて補償すると約していたのに、これを裏切り、また中毒症の研究助成機関を設立して後遺症究明に当るかの如き態度であったが、昭和三一年八月設立された財団法人森永奉仕会は、乳製品などの調査研究のため資金を提供することを事業目的とするにすぎなかった。被害者切り捨ての方針の被告森永は、被害児に最も重要な課題であった後遺症問題をみごと葬り去ってしまった。

(五) 被害者の苦悩と被告森永の超高度成長

(1) 被害児と家族の苦しみ

右の暗黒時代、被害児の親達は、わが子の健やかな成長を念願するあまり、前記の全部治癒の判定を信じようとした。しかし、その内の相当数の乳児は、いつ迄待っても、立つことができず、あるいは言葉を発することができなかった。最初の頃は、小児科医より多少個人差による遅れがあると慰められていた親達も、学令に達する時期にもなれば、厳しい現実を認めざるをえなかった。またどうにか就学できた被害児にしても、最低の成績で学科が理解できないまま進級するとか、病弱や健康障害のため、毎日の登校に困難を来たすなどのため、親達にとっては常に心痛の種であった。この様な被害児の親達は、治療法について医師に相談したが、その場限りの対症療法の助言を受けるのみでミルク中毒とは無関係という冷たい回答が、いつもはね返ってきた。親切に、適切な治療法の指導をしてくれる人は見当らず、むしろ、医学界では、ミルク中毒は、禁句とされていた。仮にミルク中毒の影響ではなかろうかと訴えたとしても、誰も相手にしてくれない状態であった。学校でも、他の級友についてゆけないことを、被害児本人の怠惰とか親の不注意など個人的責任として取扱われ、被害児の体内で進行しているミルク中毒に起因する異常な肉体的精神的変化の真相に深く目を注ぐ者はなかった。この周囲の無理解の冷たい壁の中で、被害児本人も親達も精神的に苦悩したが、同時に重症者の親達にとっては、障害児の身のまわりの世話のために、稼働を制限され、その上に各種の出費を余儀なくされ、経済的にも窮乏への道をたどることとなった。

(2) 被告森永の資本蓄積

右の犠牲者切り捨ての上に立って、被告森永は、毎年収益を拡大して業績を上げ、巨大な資本蓄積を達成した。乳製品の開発や消費地加工、集約的方式などの合理化など、もうけ本位の営業政策により、昭和二九年に資本金一億五千万円、諸積立金四億四千余万円であったものが、昭和四〇年に資本金四〇億円、諸積立金三四億五千余万円、昭和四六年に資本金六〇億円、諸積立金八四億九千余万円と内部蓄積を著増させ急成長をとげていったのである。

(六) 一四年目の訪問とその後の後遺症の究明

(1) 一四年目の訪問

岡山県内には、森永ミルクの中毒患者が多く発生し、ミルク中毒の原因も岡山大学医学部で最初発表された。被害児の救済運動の面では昭和三〇年九月三日、岡山県森永ミルク被災者同盟がいち早く結成され、森永ミルク被災者同盟全国協議会が結成されて後も、岡山市に本部と事務局が置かれ、被災者同盟の運動の中心となっていた。前述のとおり、被災者同盟は解散したが、昭和三一年六月二四日岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会が結成され、岡山県を中心として活動を継続していた。この末長く子供を守ろうという運動は、前記のとおり冷たい壁に囲まれて社会から無視され、細々とした苦しい斗いであった。この様な中でも、被害児の親達は運動の前進をはかるため、昭和三七年八月二七日、全国単一組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下単に守る会という）」を結成し、岡山市に運動の本拠を置いた。昭和四〇年八月守る会第一〇回定期総会では、会の解散を議題としたが、後遺症が予想外に深刻であることがあらためて認識され、会の永久的存続が決議された。昭和四二年には、水島協同病院で、被害児の臨床精密検診を行うなど、被害児を守る運動をどうにか継続していたが、守る会の運動は、社会の無理解の厚い壁にはばまれて、地下に埋もれていた。

大阪府下堺養護学校の大塚教諭は、自分の学校にいる被害児のことが気がかりとなり、昭和四三年秋頃から、被害児の訪問調査に踏み切り、これに、保健婦、養護教諭などが協力して、一軒一軒訪ね歩いて調査したところ、その多くになんらかの後遺症があることが判明した。昭和四四年一〇月三〇日、第二七回日本公衆衛生学会において、大阪大学衛生学教室丸山博教授は、右の調査に基づいて、『一四年前の森永MF砒素ミルク中毒患者はその後どうなっているか』と題して、ミルク中毒後遺症の状態に関する発表を行った。この報告は、社会に激しい衝撃を与えた。これは加害企業と国によって抹殺されていた森永ミルク中毒事件が、一四年目に再びよみがえるきっかけとなった。

(2) 後遺症究明の進展

丸山教授の訴えに対して、西日本各地で臨床医学的に被害の実体を明らかにするため検診が始められた。岡山県下では昭和四二年に被害児の自主検診が行われていたが、さらに規模を拡大した検診がなされた。大阪、奈良、徳島、香川、広島などでも被害児の検診が行われ、中枢神系の障害、身体の発育への悪影響などの事実が明らかにされていった。また岡山大学や大阪大学の衛生学教室などで衛生学の分野から、被害の実態の究明が行われた。

自治体においても、大阪、京都などで取り組みが始められた。京都府、市においては、府、市の助成の下に、森永砒素ミルク中毒追跡調査委員会が発足し、府、市の保健婦による訪問面接調査、病院における精密検診、専門家による心理学的調査が行われ、疫学、医学、心理学の三専門分野での統一的取り組みがなされた。特に、保健婦による訪問調査においては、医学的な検診が被害の実態を隠してきた過去の経験から、被害児や家族の個々の訴を直接詳細に聴取し、被害児の全体的状態、集団的特性を明らかにすることを重視して行われた。

以上のようにして被害の実態の究明が行われ、後遺症とミルク中毒との因果関係が、科学的に明らかにされていったのである。

(七) 守る会の運動の前進

丸山報告を契機として、守る会の活動に対する世間の認識が開かれ、守る会は、後遺症の究明や完全養護などを目標とする運動を強めていった。

守る会は、単なる金銭の支払では被害児の真の救済が不可能であるとして、昭和四七年八月二〇日「恒久的救済に関する対策案」を作成し、これを運動の目標として、以後活動を展開している。

他方、守る会は、被告森永との間で交渉を開始し、本部交渉及び現地交渉を重ねてきた。その中で、被告森永は、治療に要する費用の一部支給など行う様になり、また、昭和四七年八月には、砒素ミルク中毒と被害児の後遺症との間の因果関係を肯定し、被害者救済の責任を明確に

認めたのであるが、その後態度を急変して、「因果関係は不明である」とか「道義的責任はあるが法的責任はない」と、責任回避の態度をとり続けるようになり、交渉の進展が望めない状態で現在にいたっている。

三、恒久的救済に関する対策案と本件訴訟の目的

(一) 金銭的補償の問題点

昭和四六年六月三〇日富山地裁でイタイイタイ病裁判が被害者勝訴して以来、いわゆる四大公害訴訟を通じて、公害の被害者救済の波は、大きく前進した。従前の様な加害企業の横暴は許されなくなり、被害者はかなりの額の賠償金を確保し、被害者救済への道が開かれた歴史的意義は、高く評価されねばならないだろう。

しかしながら、公害被害者達は、賠償金を受取っても、医者にかかりきり、寝たきりの苦痛を伴う生活を継続せねばならぬことには変りはなく、賠償金を受取る空しさ、金銭では解決できない問題があることが、徐々に認識される様になった。とりわけ、インフレが急速に進行し、物価高の世の中では、被害者の将来への不安は誠に深刻で、賠償金の支払では消し難いものとなっている。特に、最近の熊本水俣病被害者が判決による賠償金を受取った後に、チッソとの自主交渉を展開する中で、受取った金額をチッソに叩き返して苦悩を訴えるそのすさまじさの中に、多少の額の賠償一時金の支払では、解決できないことが、明らかになりつつあり、そこで、新潟水俣病の如く一定金額の年金を支払う解決方式もみられる様になった。

(二) 被害者の実質的救済

森永ミルク中毒の被害児の親達にとって、一番心配なことは自分達の死後のことである。親達の健康な間は、身体の不自由な被害児の看護ができるけれども、日常生活の世話を要する子あるいは健康に自信がなく厳しい社会の荒波を一人で乗りきることのおぼつかない子の親達は、死んでも死に切れない思いである。

また、軽症の場合にしても、現在現われている心身の異状について、いかなる処置を施せばよいのか、専門の病院もなく相談するところがない。これは、砒素中毒後遺症の治療のための科学的研究が殆んどなく、またその相談にあずかる施設がないからである。就職の相談一つをとってみても、親達は頼るところがなく、途方にくれている。例え就職ができたとしても、明治乳業広島工場において、昭和四八年三月、広島県下の高校を卒業して入社した被害児が、入社二〇日目の正式勤務についた日にめまいがして倒れ、退職せしめられるという事件にみられるように被害児も親達も、将来の心身の状態について予測のつかない不安にとりつかれている。

(三) 恒久的救済に関する対策

恒久的救済に関する対策案は、以上の様な事情から、単に金銭的補償を要求するというのではなく、守る会加盟の有無を問わず全被害児の真の救済を目的として、作成された。その具体的対策は、概略次のとおりである。

① 定期検診、健康相談などの健康管理の充実。
② 被害児に真に適した治療や相談判定を行う無料の治療体制の確立。
③ 継続的健康管理などのための健康手帳の交付。
④ 介護料の支払など家族の生活と健康の保障。
⑤ 被害児が社会生活に適応できる様に、教育、相談判定、職業訓練、雇傭などの保護育成のための各種機関及び家庭での看護不能者のための施設の設置。
⑥ 収入の得られない被害児への、スライド制を加味した年金の支給、収入差額の補償など被害児の生活権の確保。
⑦ 医学的、社会的研究を行う委員会の設置。
⑧ 以上の運営管理を行う委員会の設置。
⑨ 死亡した被害児の補償の確保。

(四) 本件訴訟の目的

被害児および親達にとって、そのむしばまれた健康と幸福を回復するためには、右の対策案を実現することが、最低限必要である。

現在、森永ミルク中毒の後遺症と因果関係は、数多くの科学的研究に

より明らかとなっているのに被告らは、「因果関係不明論」と「道義的責任論（法的無責任論）」を固執するため、被告森永やあるいは行政当局との折衝の進展が阻まれている。

原告らは、以上の被告らの責任回避の主張を打ち砕いて、過去と将来の損害の回復を行い、右の対策案を実現し、そのもとで、すべての被害児らが暖い救済を受けられる日の一日も早くくることを切願して本件訴訟を提起する。

当事者

一、原告ら

原告らは、いずれも、昭和三〇年頃、被告森永が製造した有毒ミルクを飲まされた結果、砒素化合物など重金属の中毒症に罹患し、現在にいたったものである。

二、被告森永

被告森永は、各種乳製品などの製造販売を目的として、昭和二四年四月一三日設立された営利会社で、徳島（ＭＦ印）、平塚（ＭＣ印）、松本（ＭＬ印）その他に工場を有し、多数の従業員を雇傭して、右事業を行っているものである。

三、被告国

被告国は、行政権の主体であって、そのもとに厚生省を設置するなどして、憲法および各種関係法規に従い、衛生、薬事の行政を適正に実施して食品の安全を確保し、国民の幸福で文化的な生活の確保をすべき責任を負っているものである。

被告森永の犯罪行為（森永の責任）

一、森永の犯罪

公害の加害企業が、道徳的に犯罪者として、社会の糾弾を受けることは少なくない。しかし、法律上の犯罪として起訴されることは、きわめて稀れである。

森永の場合は、法律上の犯罪として、しかも刑法犯として起訴されている。

この刑事々件は、森永の徳島工場の、当時の工場長および製造課長が、その工場の製品であるＭＦドライミルクに砒素を混入せしめていた責任を追及されて起訴された事件である。刑事々件の記録によると、徳島工場では乳質安定剤として第二燐酸ソーダを利用しており、日本軽金属株式会社清水工場でボーキサイトからアルミナを製造する過程において生じた産業廃棄物を、松野製薬株式会社にて脱色したものを、昭和三〇年頃から、協和産業株式会社より購入して、右乳質安定剤として使用していた。この中に含まれていた砒素などの毒物のために、ドライミルクを飲用した多くの乳幼児が死傷したのである。

この事件は、現在、徳島地方裁判所にて審理中であるが、高松高等裁判所昭和四一年三月三一日判決（判例時報四四七号）および最高裁判所昭和四四年二月二七日判決（判例時報五四七号）において、検察官の業務上過失致死傷罪による有罪の主張が認容されているので、本年一一月二八日に予定されている判決も、有罪判決と一般に予想されている。右被告人両名は、刑事責任を否認して争っているが、法廷では、現在後遺症で苦悩している被害児の証人尋問も行われ、被害の実情が明らかにされた。そして、去る三月一三日行われた公判において、検察官は、食品公害の恐ろしさ、食品企業の責任の重大性、被害の甚大なことなどを指摘する論告を行い、当時の法定刑としては最高の禁錮三年の求刑を行った。この様に、被告森永の行為は、単に民事責任を論ずる以前の、悪質極りない犯罪行為である。そして、この刑事々件の中で、証拠隠滅の工作を行うなどの悪事を重ねただけでなく、前述のとおり、被害児の圧殺の暴挙に出ており、被告森永の責任は、徹底して追求せられなければならない。

二、被害発生についての過失

(一) 食品の絶対的安全性確保の必要

食品は、生命維持のため、日常必要不可欠なものであるから、絶対に人体に有害であってはならない。

我々は、日常生活において食品として販売されているものは、外観に異常さえなければ、何の不安もなく摂取するのが通常である。よって、食品企業は、人間の健康に、ほんのわずかでも、悪影響を及ぼす危険性の存するものについては、その発生率がいかに低い率であったとしてもその商品の製造販売をしてはならない。食品企業は、食品の完全なる安全性を確保するために、自ら積極的に意識的に施策を立て、これを実行すべきであり、企業の最重要施策として、安全確保に常時最大限の努力をせねばならない。食品の安全を購入者に確かめさせる人体実験が、万が一にも起こってはならない。以上の様に製造販売される食品については有害な製品の存在は絶対に許されてはならないから、食品に添加物を使用する場合には、個々に具体的に、安全性を入念に確認しなければならない。

(二) ドライミルクの安全性確保の必要

とりわけドライミルクは、生れて間もない抵抗力の著しく低い乳幼児に供する食品である。しかも、乳幼児が、これを毎日飲用に供して生存の糧として全面依存しているのであるから、その安全性確保のため特別の注意が要請される。

(三) 営利本位の営業政策

被告森永が、第二燐酸ソーダを乳質安定剤として用いたのは、原乳の鮮度がおちて酸度が高くなり、製品の溶解度が低くなるので、これを高めるためであったが、(当時、第二燐酸ソーダを使用しないでドライミルクを製造する工場が多かった)これは、原乳の生産地から遠隔の、消費地の近くに大規模集約工場を設けるとか、古い牛乳を原乳として用いることを許容するなどの営業方針のあらわれであって、結局は、もうけ本位、利潤追求第一主義の結果であった。仮に消費者の立場、製品の質を尊重し、生産地に近くあるいは新鮮な牛乳を限って用いれば、第二燐酸ソーダなどの安定剤は不要であった。

(四) 過失

第二燐酸ソーダは、化学的合成品であり、当時、燐鉱石とか硫化鉱を原料として、化学工場で大量生産されていたもので、成分、規格、品質などが明らかでない化学的合成品であり、多くの異物や不純物が混入している危険性はきわめて大であった。

実際にも被告森永が添加して中毒の原因となった物質は、高松高裁刑事々件判決によると、砒素四二%ないし六三%を含み、燐酸(燐酸と同一資格で砒酸とバナジン酸を含んでいる)ナトリウムと弗化ナトリウムとの複塩及び水とからなっており、我国の化学界において研究対称とされたこともなく化学上はきわめて異例に属する特殊化合物であり、命名も困難な物質であった。勿論第二燐酸ソーダと称しうる物質ではなかった。同じ物質は、清罐剤用として加工し日本国有鉄道に納入されたが、砒素含有のため、返品されているごとく粗雑な物質である。

ところで、被告森永は、乳質安定剤として第二燐酸ソーダを使用するに当り、それは成分、規格、品質などが明らかでない化学的合成品であるから、これをそのまま添加使用する場合には、混入している異物や不純物などにより人体に危害が生ずるかも知れないことは当然予見し得たのである。それにもかかわらず、格別な調査もせずにこれを使用し続けた過失により、昭和三〇年頃納入された「第二燐酸ソーダ」なる物質が人体に危害を生ぜしめるものであったことに気づかず、これをそのまま食品中に添加使用した。そのため、その製品を飲まされた乳幼児に対し砒素化合物など重金属による激烈な中毒症を発生せしめた。この様に、被告森永は、本件各被害の発生について重大な責任がある。

三、被害児圧殺放置の責任

本件中毒事件は、被害を蒙ったものの殆んどが乳幼児であるという特殊な事件であって、しかも医学的にも未経験の事件であり、その後の成長過程において中毒がどの様な影響を及ぼすか未知のことに属し、さらに、解剖所見、臨床所見において、その後遺症につきなお追跡の必要があると指摘されていたのであるから、仮に被害児の急性症状が消失したとしても、将来において、新しい症状があらわれ、あるいは後遺障害が発生するかも知れないことは当然予見し得たのである。

被告森永は、本件中毒事件の発生について、重大な責任があったし、後遺症の追跡調査やその補償を約したのだから、当然、ひき続き追跡調査や継続的検診により、十分実態を調査し、後遺症を発生させない様研究指導を行い、もし何らかの症状が認められるならば、それに応じた適切な治療を講じ、被害がいたずらに拡大しない様対処する義務があった。

それにもかかわらず、被告森永は、西沢委員会の不完全な見解や五人委員会の被害児切り捨ての意見などに乗じて被害児を治癒したものに仕立てあげ、その後の診断、治療の必要なきものとしてしまい、以後被害者側の診断についての要求に耳をかさず、後遺症究明を約していたはずの機関設置も行なわず、被害児を圧殺して被害をいたずらに拡大せしめたのであって、その責任は重大である。

被告国の怠慢（国の責任）

一、毒劇物取締上の責任

(一) 有毒物質の出まわった経過

前述したとおり、被告森永が、ドライミルクの製造に当り、添加し、そのため中毒を起こした第二燐酸ソーダなる物質は、もと日本軽金属株式会社清水工場の産業廃棄物から産出されたもので、大量の砒素化合物を含んでおり、まさしく毒物として取扱われるべきものであった。これが市場に出るについては次のごとき経緯があった。

すなわち、昭和二九年頃、右清水工場ではボーキサイトからアルミナを製造する過程で、輸送管などの内部に付着した物質に、燐酸ソーダその他砒素化合物なども含む特殊な無機物質が含有されていたので、これの利用方法を各所に照会していた。

(二) 被告国の認識と怠慢

静岡県知事は、昭和二九年一〇月頃、右産物の存在を知り、同年一一月一日、厚生省に対し、県衛生部長名で照会をなし、砒素化合物などが含まれていることを明示して、毒物に当るか否かの指示を求めた。厚生省は、右照会に対して直ちに回答せず、また、静岡県知事も毒物の疑いある右物質について差当り移動を禁ずるなどの措置を講ぜず、そのまま放置したため、これが市場に出まわり、本件ドライミルク中に混入するに至った。

(三) 過　失

被告国は、「毒物及び劇物取締法」を制定し、毒物に対する厳重な取扱い規制を定めることによって毒物などによる危害の発生を未然に防止し、国民の保健衛生の維持をはかるべき責任を有していた。そのため厚生省および国の事務の委任を受けている静岡県知事には、右法律の目的を正しく理解し、迅速に適用して、万が一にも国民の生命、健康に危害を及ぼすことのないよう十分措置を講ずべき義務があった。

そして、厚生省および静岡県知事においては、前述した如く、毒性のある右物質の存在を知っていたのであり、何らか適切な措置を講じない場合には、これが危険性を明示されることなく市場に流通し、これが使用された結果、人の身体に危害を生ぜしめる危険のあることは十分予見し得たのであるから、すみやかに法を正しく解釈適用し、前記産出物を毒物と認めて、規制の措置をとるか、あるいは少なくとも毒物たる疑いを抱いた以上、何らか結論の出るまでその移動を禁ずるなどの措置を講ずべきであった。だが、厚生省も静岡県知事もその様な措置をなさず、慢然放置して市場に流通することを容認した。その過失により、本件の重大な被害を発生せしめたもので、被告国はその結果についての責任がある。

二、添加物取締上の責任

(一) 有毒物質の添加された経過

被告森永が成分、規格、品質などの明らかでない化学的成品について何らその成分、規格、品質などにつき調査もせずに食品に添加使用していたことから、本件被害が発生したことはすでに述べた。

(二) 食品衛生法の規制

ところで、被告国は、食品の安全衛生の見地から、食品衛生法を制定し、食品の添加物についても、さまざまな規制を行っている。化学的合

成品である添加物については、それ自体の持つ危険性や有毒な不純物の混入による危険性などに着目して、とりわけ厳重な規制をしているのであって、食品衛生法（改正前の昭和二二年法第二三三号）第六条、同法第七条、同法施行規則第三条において、人の健康を害する虞れがないとして厚生大臣の指定したもので、成分規格などの基準に合致したもの以外の添加物の使用を全面的に禁止していた。

(三) 被告国の誤った解釈適用

しかるに厚生省は、昭和二五年四月六日、公衆衛生局長の通牒（衛発第二八〇号）を発し、「化学的合成品とは、化合物又は元素を更に原子数の多い物質、又は構造の新たな物質に化学的手段（分解反応及び単純な造塩反応を除く人工的手段をいい、生活現象に関連して起る醗酵、熟成等の化学変化を含まない）により変化させた物質をいう。但し、自然界において相当量存在し、一般の人の需要をみたしうる物質と同一の化学構造を有するものを除く」として、法の定める厳格な規制を厚生省の行政解釈により緩和し、これに従った行政指導を行ってきた。そのため化学的に合成された第二燐酸ソーダは、もともと食品衛生法上の許容された添加物ではなかったにも拘らず、前記通牒で違法に緩和された解釈のために、何ら成分規格、使用の基準の制限を受けることなく、その食品への添加使用を可能とする取扱にされていた。

しかし、食品衛生法において、化学的合成品である添加物に厳格な規制を行っているのは、それ自体が有する危険性のほか、化学的に合成されることにより生ずる異物や不純物の混入などによる危険性を予期してのことであり、その見地から成分規格の基準の遵守を厳格に定めているのである。したがって、化学的合成品でありながら、何ら成分規格の基準の遵守を要求されずに使用できるものが生じ得るような行政解釈を行なうことは、根本的に誤りであり、その様な解釈に従った行政指導も違法である。

(四) 過失

ところで、成分、規格、品質などの明らかでない化学的合成品を、食品に添加使用するときは、有毒物質が混入して人体に危害を及ぼすことが起こりうるのであるから、前記のごとき解釈および行政指導を行った場合には、本件のごとき被害の生ずることも当然予想されたところである。被告国としては、本来誤った法解釈や行政指導を行ってはならないが、これがなされた際にも、直ちに誤った解釈や行政指導を改め、被害の発生を未然に防止すべき義務がある。だが、被告国は、これを怠り、誤った解釈指導を続けた過失により、それに乗じて、成分、規格、品質などの明らかでない化学的合成品である第二燐酸ソーダなる物質を食品に添加使用していた前記被告森永の行為を規制できず、その結果本件被害を発生せしめることとなった。この様に、被告国は、この点においても、本件被害につき責任がある。

三、被害児圧殺放置の責任

本件中毒事件は、被害者が乳幼児でしかも医学的に未経験の事件であることなどにより、仮に被害児の急性症状が消失しても、新しい症状、後遺障害の発生が予見できたことは、第三、三の冒頭において述べたとおりである。

被告国は、憲法第二五条の要請に基づき、国民の健康の維持増進をはかり個々の国民が健康で文化的な生活を確保しうる様、厚生省を設置し、関係各法令に従い、各種の行政を積極的に行うことを要請されている。特に、本件中毒事件の特質からして、国民特に乳幼児多数の健康にかかわる重大な事件として、被害児の予後後遺症について積極的に解明して救済にあたるべき義務があった。加えて、被告国は、前記のとおり、毒劇物取締上、また添加物取締上、本件中毒事件の発生について、重大な責任があったのであるから、当然、ひきつづき追跡調査や継続的検診により、十分実態を調査し、後遺症を発生させない様研究指導を行ない、もし、何らかの症状が認められるならば、それに応じた適切な治療を講じ、被害をいたずらに拡大しない様対処する義務があった。

にもかかわらず、被告国は、事態の重大性を十分に認識せず、各府県に対し、わずか数ケ月の経過観察だけで、被害児の治癒判定を行うことを指

導し、また、昭和三一年三月二六日付の通牒（衛発一八三号）により、予後後遺症について精密検診を実施する様指示した際にも、最初から対象者を限定し、また内容的にも不完全な検診が行われるのをそのまま容認した。その結果、同年末頃までには、すべての被害児を治癒したとして、その後の治療、診断の必要なきものとしてしまい、以後十数年の間、被害児の親達の再三にわたる一斉検診の要求にも応ぜず、事態をそのまま放置し被害をいたずらに拡大せしめたのであって、その責任は極めて重いといわなければならない。

被害児の苦しみの実状（因果関係）

一、森永ミルク中毒の特徴

(1) 未開拓面の多い分野

本件ミルク中毒の被害者は、乳幼児である。乳幼児に対する砒素を中心とする重金属中毒は、我々にとって経験が浅く、その発症状態、後遺症の内容、これに対する治療方法に関しては、当時迄、科学的研究が十分にはなされていなかった。しかも、本件被害児は、有毒ミルクの授乳期が、出生直後の乳児からかなりの年令の者まで分布しており、また、ミルク罐の内容により砒素などの含有量が異り、そして摂取量も各人まちまちであったために、症状も急性から慢性の中毒まで多様であって、これら個々の被害児の将来の病状の見通し、適合した治療法などに関しては、医学的に更に研究を要請される分野であった。

(2) 抵抗力なき成長過程の被害

本件の被害者は乳幼児である。この抵抗力が極めて弱い時期に、有毒物を連続投与されたのである。食物として毎日数回投与され、体内に有毒物が常時存在し、更に蓄積されていったのであるから、その受けた被害は深刻であった。

そして、乳幼児は成長過程、その出発点であるから、砒素などが、未成育の脳組織、神経細胞（これは再生不可能である）その他の体内の諸臓器に作用し、これを破壊した打撃は、身体の完成された成人の場合に比して計り知れないものであった。

(3) 被害児の長期間放置

本件の被害児が、砒素解毒剤「バル」の投与などにより、一応の急性症状のみ押えられ、実際には砒素中毒による影響を身体の内部に宿していたのに、治癒したものに仕立て上げられ、昭和三一年以後放置せられてきたことは前述した。そこで、仮にこの間に適切な対策が講じられていれば、症状の軽快もありえたかもしれないが、これが取られなかったために、多くの被害児において当時受けた打撃が拡大して、現在の後遺症状を深刻なものとしている。

(4) 現在の症状の多面性と「森永ミルク中毒症候群」

(イ) 症状の多様性

被害児の発病当時の症状は多様であった。

そして、発病後、右のとおり長期間放置され、その間被害児は、多様な環境の下で成育した。

そして、現在被害児に見られる症状は、多様である。

被害児の社会生活に対する適応力についていえば、今なお、寝たきりで言葉を発することもできず一生付添看護を要する重症者から、外見上は通常人と同様に社会生活を営みうる様に見える軽症者迄広範に分布している。

また、現在の病状の内容も、疲れやすさ、てんかんその他中枢神経系の症状、知能発達障害、色素沈着、骨異常などの、後記の如き多面な症状を呈しており、しかもこれらが複雑に組み合わされてあらわれている。

(ロ) 森永ミルク中毒症候群

以上が、被害児集団にみられる森永ミルク中毒後遺症の一特徴であるが、この様に、被害児の被害の実態は、医学的に、心理学的に、社会適応力の点において、巾を持って分布しており、これらを総称する言葉として、「森永ミルク中毒症候群」と言われている。

(ハ) 疫学的な特徴

後遺症状を有する個々の被害児の症状は、右に述べた如く一定の巾を持って多様であり、森永ミルク中毒後遺症状は、特定の一個の症状ということはできないが、後記のとおり、症状全体を、被害児集団として集団的に平常児の集団と比較するときには、明らかな特徴として浮び上がってくるのである。

二、被害児の当時の病状

本件のドライミルクには、前記のとおり砒素化合物をはじめ重金属の激烈な毒物を多量に含有していたため、被害児は、砒素化合物など重金属による中毒症に罹患した。

後記の症状は、急性ないし慢性の砒素中毒にみられる症状であるが、本件被害児も、それぞれ、発病当時、症状やその程度に差があったが、以下の如き急性ないし慢性の広範な臨床症状を相当数組合わせて有していた。

すなわち、発熱、不機嫌、食欲不振、体重減少などの一般症状、肝肥大、下痢、嘔吐などの消化器症状、鼻汁、せき、呼吸困難などの呼吸器症状、汗疹、疥疹様発疹、色素沈着、表皮剝離、色素脱失、びらんなどの皮膚症状その他頭髪や爪の脱落、眼瞼浮腫、口内炎、結膜炎などの粘膜症状、骨髄障害としての貧血、肝機能障害、腎障害（蛋白尿）、心電図変化、眼底異常、けいれんなどの中枢神系症状など広範囲な症状を示し、重篤なものでは死に至るものがあった。

三、被害児の解剖所見

当時、岡山大学をはじめ各地で行われた死亡児の病理解剖の結果において、ほぼ共通してみられた所見は、病変に程度の差異こそあれ、大脳、肝臓、その他臓器における高度の充血或いはうっ血、散在性点状出血、血管壁の水腫及び変性、諸臓器組織および体腔内における漿液の濾出、各種臓器における退行性変化などであり、とりわけ、肝、胆のう、心腎、皮膚、骨髄、消化管、脳などに著しい変化が認められた。そして、諸臓器についての化学分析の結果では、肝、頭髪、骨、腎、腸、脳などに広範に高濃度の砒素が検出された。

四、被害児の後遺症状と集団的特性

一般的に見、被害児の有する現在の臨床症状の発現形態はきわめて多様である。しかしながら、これを集団的に見るとき、以下のような特徴が認められる。

すなわち、(1)疲れやすい、根気がない、顔色が悪い、頭痛がよくある、ひきつける、兄弟に比べ成績が悪いなど身体症状や精神、行動面での様々な訴えを持っている。(2)てんかん、脳性マヒ、微細脳損傷症候群その他中枢神経系の症状を呈するものが多い。(3)脳波異常所見を呈するものが多い(4)知能発達障害を呈するものが多い。(5)自律神経失調症とみられるものが多い。(6)色素沈着、色素脱失など特徴ある皮膚所見を呈するものが多い。(7)難聴の所見を呈するものが多い。(8)眼の異常を呈するものが多い。(9)心電図異常を示すものが多い。(10)歯列不整、エナメル質石灰化不全など歯の異常所見を呈するものが多い。(11)身長が低いなどの発育不良のものが多い。(12)貧血を訴えるものが多い。(13)尿蛋白陽性を示すものが多い。(14)短指症が多い。(15)生理不順ないし障害を訴える女子が多い、などであり、それらが様々に組合わさって現れていることが重要な特徴として指摘できる。

ところで、昭和三〇年当時の本件中毒症の症状が広範囲のものであったことは既に述べたとおりであるが、被害児は、いずれも、心身発達の最も重要な段階において、全身にわたる細胞毒である砒素化合物など重金属による重大な侵害を受け、かつ十数年にわたって放置されてきたものであって、その間、精神的肉体的発達との関連で障害が拡大し、また新たな問題が生ずるのは当然である。これら共通の要因を有するミルク被害児の集団が、右のとおりの、他の同年令の健康児の対照群に比し明らかな集団的特性を示しているのであるから、右の集団的に現われている症状は、すべて本件有毒ミルクを摂取したことに起因する中毒の発現形態、すなわち「森永ミルク中毒症候群」であることは明らかである。

右の、ミルク被害児の集団が明らかに示す集団的特性については、京都府での調査など各方面で研究が行われているが、最近では、岡山大学医学部衛生学教室の、森永砒素ミルク中毒についての疫学的調査がなされている。これは、広島県安芸郡瀬野川町瀬野地区を調査対称として選び、昭和

二九年一月一日より昭和三〇年一二月三一日までに当調査地区内で出生し調査当時迄当該地区外へ転出したり、当該地区外より転入した者を除く一二四名の名簿を作成し、これを基礎として、母乳飲用者群、他ミルク飲用者群、砒素ミルク飲用者群に分けて調査比較検討を行った。その結果、砒素ミルク飲用者群が他に比し、小中学校における学業成績、IQが低く、疾病罹患率が高いその他の統計的有意差のある所見が発見された。この様にして疫学的調査などにより、因果関係が、科学的に明らかにされたのである。

五、本件原告の症状

原告の被災当時および最近の症状などは、別紙のとおりである。

原告は、いずれも、森永被告の有毒ミルクを飲んで中毒症に罹患し、そのため被災当時それぞれの症状を呈するにいたったものである。この症状は前記の、被害児が集団的に呈していた症状であり、原告はその後も被害児集団の一員として経過し、被害児が現在集団的に呈している後遺症状を有している。この様に本件原告の有し、あるいは有した各症状はすべて、本件有毒ミルクを摂取したことに起因する中毒によるものである。

損害

一、原告の症状など

原告の生年月日、性別、症状の状態などは、別紙記載のとおりであり、いずれも「森永ミルク中毒症候群」の症状を有している。

二、原告と家族の苦しみ

原告およびその家族は、事件発生後間もなく、中毒症は治癒したとされて、治療を打ち切られ、医療機関より締め出され、行政からも見放され、その後、十数年もの間、医学的にも社会的にも何らの救済を得られないまま放置されて、現在に至っている。その間に蒙った経済的困窮はいうに及ばず、健康を奪われまた、社会的にいわれなき差別を受けたため、蒙った精神的苦痛は言語に絶するものがあり、多くの被害児の家庭では、精神的、経済的に家庭全体が破壊された。

「森永ミルク中毒症候群」は、前述したごとく、乳幼児期に蒙った激烈な障害が十数年間放置されていた間、種々の形をとって発現して来たものであって、未だ完全な治療方法は確立されていない。のみならず、ある時期までは、元気に成長して来たものが突然に具合が悪くなり、症状が悪化して、ついには死亡してしまうという例もしばしば起こっているので、外見的には通常人と変らないが、疲れやすい、動作がにぶい、根気がない、落着きがないなどのいわゆる微細脳損傷症候群の症状を示す被害児や親達においても将来の健康に対する不安は、はかりしれないものがある。被害児が就職や結婚をする年頃になっても、将来の生活設計のめどが立たないなどその悩みはきわめて大きい。

三、損害に関するその他の事実

本件の特質としては、(1)飲用した被害児には全く落度がなかったこと、(2)被害児の親達は、鳴りもの入りの宣伝により、被告森永の製造したミルクを、その安全性について疑うことなく信用させられて購入したものであったこと、(3)被告らは、前述したとおり自らの責任で一方的に本件のごとき重大な中毒事件を惹起しながら、被害児の救済に万全の措置を講ぜず、十数年間の長きにわたって、被害児および家族を苦しめ続けて来ていること、(4)そして、被告森永は本件の如き重大な事態を生ぜしめながらも、現在資本金六〇億円（昭和二九年当時一億五、〇〇〇万円）年間売上高約五三〇億円の大企業に成長しており、まさしく被害者を犠牲にして今日の高成長を遂げたものであること、(5)さらに、被告らは、国内に広範囲にわたって多数の被害者を発生せしめたものであるのに、共に歩調を合わせるかのごとく「因果関係は不明である」とか、「道義的責任しかない」などの口実を構え、その責任を免れようとする不誠実な態度に終始していること、などが指摘できる。

四、請求額など

原告の被告らに対する要求は、「子供を返せ」、「奪われた健康と身体をもとに返せ」、「失われた青春を、平穏な家庭生活を返せ」ということにつきるものであり、これらは、本来金銭をもって見積りうるものではない。

しかし、これを敢えて金銭に見積らなければならないとするなら、前記「恒久的救済対策」に盛られた原告の原状回復の要求を最大に満たすに必要な費用という包括的観点からとらえ直すべきであり、前述した事情の一切を考慮して、これを正当に評価しなければならない。本件の場合、その額はどんなに少なく見積っても、各原告について金一、〇〇〇万円を下らないものである。

そこで原告らは、被告森永および被告国に対して、各自、右損害の内金として一律に金一、〇〇〇万円宛支払うことを求める。

五、弁護士報酬

被告らは、賠償責任を認めず誠意がないので、原告らは権利擁護のため止むを得ず訴訟提起を決意した。この訴訟手続は、非常に複雑で専門的知識を必要とするので森永ミルク中毒被害者弁護団に結集している弁護士に訴訟手続を委任した。

原告らは、弁護士に報酬として支払うべき金員として、請求金額の一割五分に該る各金一五〇万円を、被告らの不法行為と相当因果関係のある損害として、被告らに対し、支払いを求める。

結　論

原告らは、被告森永に対しては民法第七〇九条、被告国に対しては国家賠償法第一条に基づき、それぞれ一、一五〇万円及び内金一、〇〇〇万円に対し、不法行為発生の日であることが明らかな昭和三〇年八月二三日以降完済に至るまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

なお、右訴状に記載された主張は、次の各準備書面によって、さらに敷衍された。

昭和四八年一二月七日付第一準備書面（国の責任）

昭和四八年一二月二五日第二準備書面（因果関係―有毒ミルクの中毒作用・解剖例・乳幼児の特性）

右同日付第三準備書面（因果関係―後遺症発生経過）

昭和四八年一二月二六日第四準備書面（圧殺放置の責任）

昭和四九年三月七日付第五準備書面（因果関係論）

(三)　第三波訴訟

高松地裁における第三波訴訟の訴状は次のとおりである。ここでは、被害児遺棄の責任を国、森永の共同責任としたこと、「因果関係の立証責任について」として、事故発生責任者としての被告らが、事後の継続的観察ないし追跡調査を行う義務を怠った以上、被害児の障害と有毒ミルクとの因果関係の存否については被告森永、国において否定する立証ができない限りすべてその責任を負うべきである、と主張されていることが特筆される。

×　×　×　×

＊第三波訴訟の訴状の請求原因

請求の原因

当事者

(一)　原告ら（以下単に、別紙原告目録記載の原告番号による。）

原告(1)乃至(9)らは、いずれも、昭和三〇年ごろ、被告森永が製造した有毒ミルクを飲まされた結果、砒素化合物など重金属の中毒症に罹患し、今日に至ったものである。

原告(10)、(11)の両名は、訴外亡Aの親であり相続人であるところ、右訴外人は前記有毒ミルクを飲まされた結果、前同様の中毒症に罹患し、その後死亡するに至ったのである。

(二)　被告森永

被告森永は、各種乳製品等の製造販売を目的として、昭和二四年四月一三日設立された営利会社であるが、昭和三〇年ごろ、本件有毒ミルクを製

造したものである。

なお、被告森永は、訴外森永製菓株式会社の子会社で、いわゆる「エンゼルマーク」のブラントにより広く国民大衆に知られており、本件ミルク中毒事件発生時である昭和三〇年当時、既に資本金四億六千五百万円、年間売上高四四億九千七百万円に達し、乳製品業界における独占企業群の最有力な一員であったが、本件中毒発生後も業績は拡大の一途を歩み、同四七年現在では資本金六〇億円、年間売上高は五百億円を優に超えるという我国乳業大手三社の一員に成長している。

㈢ 被告国

被告国は、行政権の主体であって、そのもとに厚生省を設置し、憲法および各種関係法規に従い、衛生薬事の行政を適正に実施する責任を負っていたものである。

因果関係

一、事件の発生

㈠ 昭和三〇年六月初旬頃から西日本一帯に乳幼児の間に原因不明の奇病が多数発生した。

人工栄養児に限られていることが特徴であったがその症状は、発熱、咳嗽、下痢、便秘、吐乳、皮膚、色素沈着、腹部膨満、貧血などきわめて多岐にわたっていた。

症状の出現も被害児によって一様でなく、当初は同一疾患によるものとさえ考えられていなかった。

因みに当時の岡山大医学部小児科の入院症例によるといずれも後日森永ミルク中毒と確認されたものにつき、

七月二三日入院のAはキヤンデイダ性敗血症
同月二六日入院のBは夏季下痢症
同月三一日入院のCは重症肝炎
同月同日入院のDは牛心症
八月一日入院のEは汎骨髄疲

と全く異なる病名がつけられていた。

㈡ 八月になって被害児はますます増加し、死亡者が出るに及んで原因究明が進められ、共通項である被告森永の製造した乳児用調整粉乳（以下森永ミルクという）に次第に疑いの眼がむけられ、八月二三日に至って森永ミルクによる中毒症であることが判明した。

右中毒症の原因となった森永ミルク（以下有毒ミルク）が製造されるに至ったのは被告森永が粉乳に添加使用したいわゆる「第二リン酸ソーダ」が砒素化合物、ヴアナジンなどの毒物を大量に含む産業廃棄物であったためであることが明らかになった。

こうして惹起された中毒被害は当時の患者調査（昭和三一年六月九日現在、厚生省調）だけによっても西日本各地の人工栄養児一二、一三一名が罹患し、うち一三〇名が死亡するという大規模なもので、世界史上類例を見ない乳幼児の大量致死傷事件となった。

㈢ 本件中毒の原因となった有毒ミルクには前記の通り砒素化合物、ヴアナジンなど激烈な毒物を多量に含みこれを飲用した被害児らは急性ないし慢性の砒素化合物などの重金属による中毒症に罹患したが、以下に記す通りきわめて広汎な臨床症状が特徴であり、その程度に差があるだけでなく、出現状況も様々で重篤なものでは死に至るものであった。

① 発熱および一般症状……元気不良、不機嫌、食欲不振、睡眠不良、るい痩、顔面蒼白など。

② カタル症状……咳嗽、眼脂、流涙、流涎、鼻漏、嗄声、嘔吐、下痢など。

③ 皮膚症状……汗疹、麻疹様発疹、色素沈着、掻痒感、表皮剝離、膿痂疹、色素脱失、角化など。

④ 眼症状……前眼部変状として眼瞼浮腫張、眼瞼発疹、結膜充血、結膜貧血など、眼底変状として、乳頭発赤、乳頭退色、黄斑反射輪不正、網膜灰色混濁、豹紋状眼底など。

⑤ 腹部所見……肝腫張、腹部膨隆、鼓腸、腹水など。

⑥ 心所見……心悸亢進、心音不純、心雑音、心電図変化など。
⑦ 神経症状……腱反射亢進、知覚過敏、敏感症、痙攣、関節痛など。
⑧ その他……骨髄障害としての貧血、肝機能障害、腎障害、頭髪、爪の脱落、歯異常など。

(四) 当時岡山大など各地で行われた中毒死亡児の病理解剖の結果においてほぼ共通して見られた所見は病変に程度の相異こそあれ、大脳、肝臓、その他諸臓器における高度の充血あるいはうつ血、散在性点状出血管壁の水腫及び変性、諸臓器組織および体腔内における漿液の濾出、各種臓器における退行性変化などであり、とりわけ、肝、胆のう、心、腎、皮膚、骨髄、消化管、脳などに著しい変化が認められた。そして諸臓器についての化学分析の結果では肝、頭髪、骨、腎、腸、脳など広汎に高濃度の砒素が検出された。

二、被害児の圧殺

(一) 有毒ミルクによる被害児は被告森永と同国の手により二つの形で圧殺されていた。

その一つは未確認児問題であった。中毒症の原因が判明したのち被告らは有毒ミルクの製造、出荷を中止し、市場に出廻った有毒ミルク罐の回収および新聞、ラジオなどを通じて事件発生の通知についても一応行った。

しかし有毒ミルクの出荷量が多く被害が非常に広汎であったことなどからその回収は充分でなく、従って被害児の確認措置も徹底して行われなかった。

だがことは乳幼児の生命、健康にかかわる重大事態であるから、有毒ミルク発生の有責者としての被告らはミルク罐の回収および被害児保護者への周知徹底とその確認には完全を期すべき義務を持ちながら果たすことがなかったのである。

さらに厚生省や各府県は患者把握について一定の期間の飲用を条件にするとか、症状判断について色素沈着、肝臓肥大、血液像の変化等を必須条件にするなど、当時の発症の実態に適合しない基準によるとか、あるいはその判断基準自身についても各府県によってまちまちであった。

これらのため多数被害児が見過され、切り捨てられ、圧殺されていったのである。

因みに有毒ミルク中毒被害児数は厚生省患者名簿登載では前記の通り一万二、一三一名であるが、実数は二万名を下らないものと推定されている。

これがいわゆる未確認児問題で、被害児圧殺の第一の形であった。

(二) 第二の形は誤った治癒判定によって生じた。

厚生省は昭和三〇年一一月二日、かねて日本医師会を通じて委嘱していた阪大西沢教授ら六名による委員会の答申を得て「治癒判定基準」を確定し、これに基づいて全国的に「治癒判定」を指導した。

右治癒判定基準は左の通りである。

記

(1) 必須条件
(イ) 一般症状が完全に消失していること。
(ロ) 血液像が略正常に復していること。
(ハ) 肝臓が軟かくなり大きさも二横指以下に縮少していること。

(2) 附帯条件
(イ) 心電図が正常に復していない者は以後の健康管理を要す。
(ロ) 眼症状が正常に復していないものは以後の健康管理を要す。
(ハ) 色素沈着は多少残存しても顧慮するに及ばない。
(ニ) 中毒者で以上の基準外にあると思われる者は特に専門的な検討により決定すること。

死者解剖例によって身体諸臓器の殆んど全てから砒素が検出されたこと、広汎な臨床症状を呈したことによって明らかな通り本件中毒症の特徴は全身細胞の障害である。

このことから言って厚生省の指示した治癒判定基準は適切と言えなかった。

しかし右判定基準もそれ自体にあるように、後遺症については現段階

における所見が後遺症となりうるか否かは未だ断定しえないとしていたに過ぎず、当時としては急性症状が消滅したとしても予後についてどうなるかということは確定的にはわからない状況にあった。むしろ神経組織の非可及性、障害を受けた被害児が、急速に発達する段階にあった乳幼児であることなど考慮すれば、発育に伴い障害が継続し、あるいは新たな事態が発生する可能性がきわめて大きかったといえる。

従って被害児につき事後の継続的観察ないし追跡調査が決定的に要請されていたといわなければならない。

然るに厚生省は各府県に対し現に治療中の者と、予後、後遺症について不安を感じているものに限定し、杜撰な検診を行わせたのみで、昭和三一年一一月末頃迄には被害児全員について、「治癒」したとし現に治療中のものについてもそれは全て「原病によるもの」として、被告森永の負担による治療打ち切りを容認した。

因みに各府県の実施した検診は前記治癒判定基準中必須条件の(イ)がない場合、被害者の不安がなくなり保護者が納得すれば(ロ)(ハ)の検診は省略し得るとし、その実態は聴診器を二、三度胸に当てて「口をあけてみなさい」といわれて、「アーン」といったら、「はいよろしい全治です」という如き形ばかりのものであった。

このようにしてすべての被害児は被告森永と国から遺棄され、圧殺されていった。

その後、被害児側から度重なる一斉検診要求もすべて拒否し、後遺症究明を放棄し、現在に至ったのである。

三、被害児圧殺以後の苦しみの歴史

(一) 被告森永と国の手によって人為的に圧殺され、社会的に忘れられていった被害児から苦しみは消え去った訳ではなかった。

否、被害児とその親達にとってこの十八年間は暗い、苦しみの歴史であったといわなければならない。

当時被害児の親達の多くは子の健康状態に不安を感じながら、医師から全治したと宣言を受け社会的に見放されていった。以後医学界では森永ミルク中毒は禁句とされ、その被害の実態に眼をつぶり、保護者の訴えに耳を貸そうとしない状態が長く続くのであった。

(二) しかし被害児の身体異常は全治の判定によって消滅せず、成長とともに新たな発展をみせていった。

まず、相当数のつき首のすわりの遅れがめだち、さらに多くにつき、いつまでもたつことが出来ない、ひとり歩きをすることが出来ない、言葉を発することが出来ないという形であらわれていった。学令期に達すると異常さはいよいよ明白となり重度の者は就学不能ないし、特殊学級編入の道をたどった。

就学した者も登校に困難をきたす場合が多く、保護者の介護によってかろうじて学校生活を維持出来た例も少なくなく、身体病弱のため欠席遅刻が激しいのが殆んどすべての被害児に共通した傾向である。学業成績も概して低く、とくに他の兄弟に比らべきわめて悪いのが特徴となっている。手先の器用を要求される図画工作、さらに体力をも要する体育などの学科に於て成績劣位なのが顕著な傾向でもあった。

かかるなかで、被害児は幼児期から現在に至るまで、継続して何らかの身体不調に悩み続けてきた。

因みに京都の調査によると「身体、体重が平均より少ない」「皮膚に白い斑点がある」「顔色が悪い」「動作が鈍い」「不器用」「落ちつきがない」「かんが高い」などの項目については被害児の七〇%以上が、幼児期から一貫して続いていると訴えている。

この間、医療機関からは単なる対症療法を受けることがあるのみで、森永ミルク中毒を口にすれば冷たい拒絶反応に会う始末で被害児親子は社会的にも孤立させられ、学校生活などでは身体不調、学業不振に対し個人の怠惰ないし無気力などとあつかわれがちのなかで被害児はもんもんと悩み苦しんできたというのがその実情であった。

四、障害の現存

(一) このような暗黒の歴史に光明をともし、有毒ミルク被害児の成長過程における障害の社会的かつ医学的究明の端緒となったのが、いわゆる

「一四年目の訪問」であった。「一四年目の訪問」とは昭和四四年一〇月三〇日阪大医学部衛生学教室丸山博教授が、日本公衆衛生学会において「一四年前の森永MF砒素ミルク中毒患者はその後どうなっているか」と題して大阪における有毒ミルク被害児六八名の追跡訪問、調査の結果を報告したことを指す。

この追跡訪問調査は事件発生から一四年目にあたる昭和四四年五月中旬から六月末日までの間に丸山教授指導のもとに養護教諭、保健婦らが大阪に居住する被害児について無差別に住所の判明していた六八名につき家庭訪問し症状を調査した。

その結果、現在異常がないと答えた被害児はわずか一三名に過ぎず、残りの五五名が諸臓器障害、骨の発育不良、体格貧弱、皮膚症状、目・鼻・耳の症状、中枢神経障害などの症状のうち二～三の症状をあわせ訴え、なかには歩行や日常の起居動作すら困難な重度の者もあり、様々に苦しんでいることが判明した。

また訪問時において「現在異常がない」とした者を含め、被害児とその家族達は突然どのような症状が出るかもしれないという不安な毎日を送ってきていることが明らかにされた。

(二) 昭和四四年の丸山報告を契機に良心的医学グループによって森永ミルク中毒被害児の後遺症について医学的究明が進められていった。

昭和四六年一二月一二日には日本小児学会森永砒素ミルク中毒調査小委員会が後遺症と因果関係は明白であると見解を発表し、昭和四七年一二月一日には阪大医学部森永砒素ミルク中毒研究グループが新生児ラットの実験から砒素によって脳の発育が著しく遅れ成熟後も障害が回復しないことが実験によって明らかにされた。

又、昭和四五年からの京都府、京都市の委嘱を受けた「京都府森永砒素ミルク中毒追跡調査委員会」による疫学部門、臨床医学部門、臨床心理部門にわたる膨大な追跡調査など、各医療、研究陣による家庭訪問、集団検診などに基づく疫学的調査が相次いで進められていった。

その結果はいずれの調査データーにおいても被害児は対照調査群に比し明らかに病的な集団的特性を示している。

(三) すなわち(1)疲れやすい、根気がない、顔色が悪い、頭痛がよくする、ひきつける、兄弟に比し成績が悪いなど身体症状や精神、行動面での様々な訴えを持っている。(2)てんかん、脳性マヒ、微細脳損傷候群その他中枢神経系の症状を呈するものが多い。(3)脳波異常所見を呈するものが多い。(4)知能発達障害を呈するものが多い。(5)自律神経失調症とみられるものが多い。(6)色素沈着、色素脱失などを特徴とする皮膚所見を呈するものが多い。(7)難聴の所見を呈するものが多い。(8)眼の異常を呈するものが多い。(9)心電図異常を示すものが多い。(10)歯列不正エナメル質石灰化不全など歯の異常所見を呈するものが多い。(11)身長が低いなどの発育不良のものが多い。(12)貧血を訴えるものが多い。(13)尿蛋白陽性を示すものが多い。(14)短指性が多い。(15)生理不順ないし生理障害を訴える女子が多い。などがありそれらが様々に組み合わさってあらわれていることをその特徴とする。

これらの症状を有する被害児が発病当時、きわめて広汎な臨床症状を呈した砒素化合物などを含んだ有毒ミルクによる中毒罹患者であり、砒素化合物などの重金属が、全身にわたる細胞に障害をきたすものであること、それにもかかわらず、十数年にわたり放置され、この間精神的、肉体的発達過程において一層障害が拡大し、新たな問題を生ずることが当然であること、対照群に比し明らかな集団特性を示していることによってこの集団を構成する中毒被害児の各症状は（死亡の点も含め）すべて本件有毒ミルクを摂取したことに起因する中毒症の発現形態たる「森永ミルク中毒症候群」であるというべきである。

五、原告らについて

原告(1)乃至(9)および訴外下元章夫らの生年月日、性別、当時の症状、身体的　精神的症状の経過、現在の状態、死亡経緯などは別紙一覧表記載の通りであり、いずれも「森永ミルク中毒症候群」の症状を有する。

六、因果関係の立証責任について

ここで被害児の現存する症状と有毒ミルクの因果関係の立証責任問題に

ついて一言しておく。

言う迄もなく本件ミルク中毒発生についてその責任はすべて被告森永と国にあり被害児に何らの落度もない。被告森永と国は大規模な組織力と財政力を誇るのに反し、被害者は全国に散在する、ものいえぬ乳幼児である。

過去に於て成人の砒素中毒事件の発生はあったが、本件の様な急速な発達過程にある乳幼児が長期間にわたり砒素化合物などの毒性物を摂取し、中毒症に罹患するということは歴史上かってなかったことであり、急性症状が消失しても、すくなくとも将来においていかなる障害を生ずることがあるかも確定的には断定しがたい状況にあった。

このようななかで、事故発生責任者としての被告森永と国に於て、たとえ急性症状が消失したとしても事後の継続的観察ないし追跡調査をすべての被害児について行う義務があったといわなければならない。ひいては現に存在する被害児の障害と有毒ミルクの関連については本来被告らに於て明らかにしなければならない義務があったのである。

それにもかかわらず、これを怠ってきた以上、因果関係の存否については被告らにおいて否定する立証が出来ない限りすべてその責任を負わなければならない。

責　任

一、被告森永の責任

(一)　有毒物を市場に流通せしめた責任

被告森永は砒素化合物をはじめヴアナジンなどの毒物を含有している「ドライミルク」を、商品として製造してこれを市場に供給して流通せしめた結果、広域かつ多数にわたる人々に甚大な被害を与え重大悲惨事を惹起したものであるが、被告森永が製造供給した本件「ドライミルク」は、商品としての外観を呈しているものの商品的価値を全く有していないばかりか、それ自体激毒物であり、商品として流通過程におかれたため人々に服用される必然性を有していたものであって、最高度の危険物であり、社会に瞬時の間も存在することを許されないものであった。

もともと、営利を目的とする団体が、法人格を付与されるなどして法的保護のもとにおかれ、営業活動を営むことが社会的に許容されているのも、営業活動を通じて社会的有用物を供給するからこそである。仮に有害物を製造するものがあるとすれば、その供給は社会的に峻拒されなければならないし、また、その製造主自体も社会的に存在することを許されないことになる。

営業活動を営む主体が独占企業である場合には、その供給する商品の有用性は一層高くなければならない。独占企業にあっては、均一化された商品を大量かつ大規模に供給しており、市場占拠率は極めて高い。さらに、宣伝媒体としてのマスコミを自由に利用して自社製品の有用性を思いのままに宣伝することが許されている。これにひきかえ、一般消費者は商品選択の自由をうばわれもしくは著しく狭められており、独占企業商品を無限定に信頼せざるをえない立場に立たされている。営業活動を営むもののうちでも特に独占企業に対しては、社会的有用物を供給し、いやしくも欠陥商品もしくは有害物を供給してはならない本来的にして重大な責務が課せられているものというべきである。

さらに、食品を製造する独占企業にあっては、この責務は一層強いものとなる。食品が必ず口を経て体内に摂取される商品であるうえ、生命を養い活動力を生みだす不可欠の物質であって反覆継続して消費されるものであるから、食品類似の有害物を市場に流通せしめた場合の危険性は極めて大きい。なかでも、ドライミルクを製造する独占企業が、商品に見せかけた有害物を供給した場合、消費者が乳幼児であってこれをほとんど唯一の食糧としていること、乳幼児のため成人に比して害をうけやすくしかも一旦犯されると成長の全過程に重大な障害をきたすこと、侵襲の事実を訴える手段をもたないために早期に被害を回避しにくいこと、社会的な慣習性が強く中途で他社製品に切りかえるのはまれであることなどのため、その及ぼす被害は規模においても程度においても最大級のものとなり、その危険性は極限に達する。

ドライミルクを製造販売している独占企業たる被告森永においては、いやしくも商品たるドライミルクの外観を有している有害物を製造し、市場に流通せしめるがごとき事態は絶対に生ぜしめてはならないのであり、かかる結果を回避すべき最大級の責務が課せられているものというべきである。しかも、営利を目的とした大量生産の工程には、不要物、不純物、異物等が混入する危険は随所にひそんでおり、したがって、被告森永としては、有毒物を市場に供給する結果となるかもしれないことを常々予測していなければならず、また、企業に課せられた重大な責務に真摯にこたえる態度をもってすれば必ずこれを予測しえるものである。

被告森永は、完全無欠の結果回避義務があり、かつ、予見可能性があったのにもかかわらず、この義務を怠り有毒物たる本件「ドライミルク」を製造し市場に流通せしめたのであるから重大な過失がある。

(ロ) 毒物混在の添加剤を使用した責任

本件「ドライミルク」は、被告森永の工場においてドライミルクを製造するに際して原乳中に添加された第二燐酸ソーダのなかに、砒素化合物やヴアナジンなどの毒物が混入していたところから、有毒物として製造されるにいたったものであるが、そもそもドライミルクを製造するにあたり第二燐酸ソーダを添加することは必要不可欠でなかった。鮮度がおちて腐敗のはじまった牛乳を原料にして製造した粉乳は、腐敗により酸度が高まっているため湯に溶けにくく商品的価値がない。従来、鮮度のおちた二等乳は子牛の飼料やカゼイン製造の原料としてしか用いられていなかったのであるが、被告森永は、営利のために二等乳をも粉乳の原料として使用することをねらい、腐敗により高まっている酸度を中和するために昭和二八年四月頃から第二燐酸ソーダを添加剤として使用し始めたのである。ちなみにいえば、当時他の粉乳製造業者で第二燐酸ソーダを使用しているものはなかった。

第二燐酸ソーダとは、燐鉱石や硫化鉱などから大量に製造される化学的合成品であって、主としてボイラーの清罐剤、染色剤、殺虫剤などに用いられているものである。化学的合成品であり、主として工業用に使用されるものであるため、第二燐酸ソーダと称せられてはいても、成分、規格、品質などは明らかでなく、多くの不純物や異物が混在している可能性はきわめて大きかった。したがって第二燐酸ソーダを原乳に添加すれば、混在している毒物によって人体にいかなる危害を及ぼす結果になるかもしれないことを当然予見することができたのであるが、被告森永は、かかる危険性を一顧だにせず、搬入された第二燐酸ソーダを何ら検査することもなく漫然と使用したため、本件一大惨事をひきおこしたのである。しかも、第二燐酸ソーダの成分を検査することは容易であって、本件毒物の混在していた第二燐酸ソーダと同一のものが清罐剤として日本国有鉄道に納入された際に、検査により砒素化合物などが検出されたため返品されたことがあった。

粉乳を製造するに本来必要のない第二燐酸ソーダを、自社の営利のためにのみあえて使用するのであるから、その無害性を厳格に検査して一般消費者にいささかの危害をも加えることのないように注意すべき義務があるにもかかわらず、これを怠った被告森永の過失はきわめて大きいものといわなければならない。

二、被告国の責任

(イ) 被告国の行政権は、憲法及び法律その他の諸法規に則って行われなければならないことはいうまでもないが、憲法第二五条第一項は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、同条第二項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定める。憲法第二五条第一項は、国民の国家に対する基本的人権としての生存権を保障したものであるが、この基本的人権としての生存権を名実ともに実効あらしめるために国の責務として憲法が要求したのが右第二項の定める諸施策である。

すなわち、被告国は、国民のすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めることが国民に対する義務

として憲法上要求されているのであるが、行政権の主体としての国は、公衆衛生の部面について言えば、関係法律の解釈、適用、運用については何より国民の衛生の保持、健康の維持更にはこれらの向上、増進に努めるという観点から行わなければならないのである。ところで、衛生行政について、右の憲法上の責務を負う被告国は、本件森永ミルク中毒事件発生について次の如き重大な過失を犯している。

(二) 毒劇物取締上の責任

1 前述のとおり、被告森永がミルク製造に添加使用した所謂第二燐酸ソーダは、訴外日本軽金属株式会社清水工場の産業廃棄物から産出されたものであるが、これには多量の砒素化合物が含まれていたのであるから、そのもの自体で毒物として取り扱われるべきものであったが、昭和二九年頃、同工場ではボーキサイトからアルミナを製造する過程で燐酸ソーダその他砒素化合物も含む特殊な無機物質が多量に産出されるので、これの利用方法を各所に照会していた。

静岡県知事は、昭和二九年一〇月頃、右工場における右の産出物の存在を知り、同年一一月一日県衛生部長名で厚生省に対し、右の現出物の中に砒素化合物が含有されていることを明示して毒物に当るか否かを照会して指示を求めた。ところが厚生省は、この照会に対して右清水工場に対してはもとより静岡県知事に対してさえ一年間も何らの回答、指示を出さなかったのである。

2 国は、毒物及び劇物取締法を制定して、その第一条においては、「この法律は毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的とする」と立法目的を掲げ、同法第二条が規定する毒物の中には、「砒素」が掲記されているのであるから、厚生省としては、静岡県知事の右照会に対しては、直ちに右産出を「毒物」として回答することは勿論、これの移動、出荷停止を命ずるなど市場への流通を阻止すべき義務があったことは明らかである。然るに右の如く厚生省が一年間もこれらの措置をとらないまま放置した過失により、「砒素」を含む所謂第二燐酸ソーダが森永ミルクに添加使用される結果となり、本件事件を惹起したものである。右事実からして厚生省に毒劇物取締上の過失があることは明らかであり、被告国は、右過失により本件ミルク中毒事件について損害賠償の責任がある。

(三) 添加物取締上の責任

1 国は、食品衛生法を制定して、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するために、食品、器具、容器包装、衛生、営業等に対して種々の規制を加えているが、とりわけ化学的合成品である添加物については、それ自体の持つ危険性や有害不純物の混入による危険等に着目して厳重な規制をなしているのである。即ち、同法（改正前の昭和二二年第二三三号）第六条、同法施行規則第三条、同法第七条において、人の健康を害する虞がないとして、厚生大臣の指定したもので、成分規格などの基準に合致したもの以外の添加物の使用を全面的に禁止していた。

2 然るに、厚生省は、昭和二五年四月六日公衆衛生局長の通牒（衛発第二八〇号）において、「化学的合成品とは、化合物又は元素を更に原子数の多い物質又は構造の新たな物質に化学的手段（分解反応及び単純な造塩反応を除く人工的手段をいい、生活現象に関連して起こる醗酵、熟成等の化学変化を含まない）により変化させた物質をいう。但し、自然界において相当量存在し、一般に人の需要をみたし得る物質と同一の化学構造を有するものを除く」として、右食品衛生法第六条等で定める化学的合成品である添加物の使用規制を右通牒により緩和し、この通牒に従って行政指導を行っていたのであるが、元来化学的合成品である第二燐酸ソーダは、右食品衛生法において許容された添加物でなかったにも拘らず、右通牒により、使用許容される化学的合成品の範囲が不当に拡大解釈されて、何ら成分規格の基準を遵守すべき制限もない所謂第二燐酸ソーダが食品添加物として容認される地盤を作っていたのである。

3 食品衛生法において、化学的合成品である添加物に厳重な規制を行っているのは、それ自体が有する危険性のほか、化学的に合成される

ことにより生ずる異物や不純物の混入等による危険性を予期してのことであり、その見地から成分規格の基準の遵守を厳重に定めているのである。従って、化学的合成品でありながら、何ら成分規格の基準の遵守を要求されずに使用できるものが生じ得るような解釈を行ったことは厚生省の過失であり、またこの解釈に従った行政指導を行っていたことも右同様過失であると言わなければならない。

4　また、成分規格、品質等の明らかでない化学的合成品を食品添加物として使用するときは、これに混入している有毒物質等により生命身体に危害を及ぼす危険性が極めて大きいことは言うまでもなく前記の如き解釈と行政指導が行われるとき、本件の如き被害を生ずることは当然予想されたところである。被告国として、食品衛生行政に常時最善を尽し、その動員できる化学的知識と技術を以てすれば、右通牒による解釈、行政指導が誤りであることは認識できた筈であるが、食品衛生行政に最善を尽さず、被告国自身の行った前記の誤れる解釈、行政指導を当然のこととして是正することなく放置していたのは過失であり、この為に成分規格、品質等の明らかでない化学的合成品である所謂第二燐酸ソーダを食品添加物と使用していた被告森永の行為を規制出来ず、その結果、本件被害を発生せしめたものであって、右の点においても被告国に過失があることは明らかであり、この点からも、被告国は本件ミルク中毒事件について損害賠償の責任がある。

三、被告国、被告森永の共同による被害児遺棄の責任

昭和三〇年八月二四日、森永ミルクによる砒素中毒の事実が公表されると、期せずして各地に被災家族同盟が組織され、被害救済のための諸活動を進めていったのであるが、次第に全国的規模の単一組織体を求める気運が高まり、同年九月一八日には、岡山、大阪、奈良、和歌山、滋賀、徳島、香川、広島、島根の九府県同盟の代表が集まり、森永ミルク被災者同盟全国協議会（以下全協という）が結成され、以後、全国的規模で各種交渉が行われるようになった。こうして、同年一〇月五日には、全協と森永本社との間で、①入院患者につき附添費を、②通院中の患者には通院費をそれぞれ支払う、などの暫定措置とともに、③一〇月二三日の交渉の際には森永側から弔慰金の金額の試案を提出する、との協定書を取り交わすまでにいたった。この頃、被災家族は全協一本にまとまり、世論の支持をも受けていたので、森永側としても全協の要求に相当程度応ぜざるをえない情況のもとにおかれていたのであるが、被害の範囲、程度は当初の予想をはるかにうわまわり、補償すべき総額は莫大なるものになる見通しであった。被告森永は、森永にとってまさに「このまま経過することを許さざる様相を呈してきた。」ため、厚生省に対し解決策を指示するなどの措置をとるように働きかけたのである。

厚生省はこれをうけて、同年一〇月六日、日本医師会に対し、砒素化合物を経口的に摂取した場合の砒素中毒患者の診断基準及び治療指針等の作成方を委嘱し、前述したとおりの六人委員会診断基準等ならびに治癒判定基準が作成されたので、同年一一月八日、これを各都道府県あてに送付した。次で翌三一年三月二日、厚生省は、関係都道府県に対し一斉精密検診の実施を指示し、府県は右六人委員会の治癒判定基準を指針として、同年六月頃から一斉に検診を行ったが、「精密」とは名ばかりで実際には聴診器を二、三　胸にあてる程度のごく形式的な検診であり、右治癒判定基準の必須要件のうち④一般症状完全消失のみに当ったものであった。その結果、後遺症があると診断されたものは皆無であったとされ、同年末頃には、被災児全員について「治癒」したとし、現に治療中のものについてもそれはすべて「原病によるもの」とされて、被告森永の負担による治療を打ち切ることを容認した。

他方ではまた、厚生省は森永側の要請により、同年一〇月二一日、補償処理に関するいわゆる「五人委員会」を発足させ、同委員会は、被告森永も加わっている日本乳製品協会が経費一切を負担して運営され、同年一二月五日、要旨被告森永の法的責任を否定し後遺症の心配はないものとして死者一律二五万円、患者一律一万円の見舞金が妥当であるとの意見書を発表した。被告森永は、全協との間の前記協定のうち③一〇月二三日に開かれる予定であった弔慰金の金額の試案を提出するための交渉を、一方的に

無期延期する旨通告したうえで、「五人委員会」の意見書が出されるのを待ち続けたのであるが、はたせるかな右のとおりおどろくべき低額の補償案が提示されるや、たちまちこれを盾にとって一歩も譲らないという態度をとり続け、昭和三一年五月頃までには被害者との間の補償問題をほぼ全面的にかたずけてしまったのである。しかもその際、被告森永は「後遺症については追跡調査しこれが確認されれば改めて補償する。」との協定と引きかえに全協ならびに傘下の被害家族同盟を解散せしめながら、ついに後遺症の究明をすることがなかった。

こうして被害者らは、被告国と被告森永との息を合わせたあざやかな処理のもとで、分断され、低額補償をおしつけられ、さらには後遺症はないものとされて、忘却の深淵にすて去られることになるのである。被告国、被告森永から遺棄された被害児の生長するにともない、ますますむしばまれていく身心の苦悩と、被害家族の公にはどこからもかえりみられない孤独感と絶望感にさいなまれる精神的苦痛のいかばかりに大きかったことか、ほとんど想像を絶するものがある。

本件中毒事件は被害者のほとんどが乳幼児であって世界的にも例を見ない事件であり、その後の成長過程においてどのような悪影響を及ぼすかもしれず、かつ、各地の解剖所見や臨床所見においてもなお後遺症追跡の必要ありと指摘されていたのであるから、被告国、被告森永はともに、将来新らたな症状があらわれ、あるいは後遺症が発生するであろうことを当然予見しえたのである。被告国は、憲法第二五条の要請するところにもとづき、厚生省を設置し、関係各法令に従い、国民の健康を維持増進するため各種行政を積極的に行うべき責務があり、被告森永は本件の直接の加害者として負うている当然の責務があるうえ、前記の全協との間の後遺症については追跡調査するとの協定があり、本件中毒事件が乳幼児多数の健康にかかわる重大な事案として、ともに被害児の予後後遺症について積極的に解明して救済にあたるべき義務があるにもかかわらず、前述したごとくにこれを怠たり、被害をいたずらに拡大せしめたのであって、その責任はきわめて重いといわなければならない。

損害

一、原告らの苦しみ

原告らは、事件発生後間もなく中毒症は治癒したとされて、治癒は打ち切られ、医療機関はもとより行政からも見放され、その後十数年間もの間医学的にも社会的にも何らの救済を得られないまま放置され現在に至っている。

その間に蒙った経済的困窮はいうに及ばず、健康を奪われ社会的にいわれなき差別さえ受けたため、蒙った精神的・経済的苦痛は言語に絶するものがあり、為に原告らの家庭は精神的・経済的に破壊した。

「森永ミルク中毒症候群」は既述の如く、乳児期に蒙った激烈な障害が十数年間放置され、その間種々の形をとって発現して来たものであって未だ完全な治療方法は確立されていない。

更に、ある時期までは元気に成長して来たものが突然に具合が悪くなり症状が悪化して死亡してしまう例も見受けられ、外見的には通常人と変らないが、疲れやすい、動作がにぶい、根気がない、落着きがないなどのいわゆる微細脳損傷症候群の症状を示す被害児や親達においても将来の健康に対する不安は計り知れない。被害児が就職や結婚をする年頃になっているけれども、将来の生活設計のめどが立たないなど、その悩みは大きい。

二、損害に関するその他の事実

本件の特筆として次のことが指摘できる。

(1) 飲用した被害児には全く落度がなかったこと。

(2) 被害児の親達は、被告森永の製造したミルクをその安全性について疑うことなく信用して購入したものであること。

(3) 被告らは、自らの責任で本件のごとき重大な中毒事件を惹起しながら被害児の救済に万全の措置を講ぜず、放置してきたこと。

(4) 被告森永は、本件の如き重大な事態を生ぜしめながら、現在資本金六〇億円（昭和三〇年当時四億六、五〇〇万円）年間売上高約五三〇億円の大企業に成長しており、まさしく被害児を犠牲にして今日の高成長を

遂げたものであること。

(5) 被告らは、国内に広範囲にわたって多数の被害者を発生せしめたのであるのに、「因果関係は不明である」とか「道義的責任しかない」などその責任を免れようとする不誠実な態度に終始していること。

三、請求額などについて

原告らの被告に対する要求は、「子供を返せ」「奪われた健康をもとに返せ」「失われた青春と平穏な家庭生活を返せ」ということにつきるのであり、これらは到底金銭をもって見積ることはできない。

しかし、これを敢て金銭に見積らなければならぬとすれば、原告らの先に述べた切実な要求を可能な限り回復するために必要とされる費用を考えてみると前記「恒久的救済対策」に示される内容は必要にして且つ合理的なものであり、それに要する費用は、どんなに少なく見積っても各原告について金一、〇〇〇万円を降らない。そこで原告らは被告森永及び被告国に対して、各自損害の内金として一律金一、〇〇〇万円宛を各原告に対し、支払うことを求めるものである。

なお、原告らは弁護士に報酬として支払うべき金員として請求金額の一五%に該る各一五〇万円を被告らの不法行為と相当因果関係のある損害として、被告らに対しその支払を求める。

結　論

そこで原告らは、被告森永に対して民法第七〇九条、被告国に対して国家賠償法第一条にもとづき、原告(1)乃至(9)につき各一、一五〇万円、原告(10)および(11)につき各五七五万円、ならびに原告(1)乃至(9)につきそのうちの一、〇〇〇万円、原告(10)および(11)につきそのうち五〇〇万円に対し、不法行為発生の日であることが明らかな昭和三〇年八月二三日以降完済にいたるまで、民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

訴訟進行において当面した問題

(一) はじめに

原告弁護団は、被害者の救済が一日も早く実現すること、特に本件が事件発生後二〇年の時効を目前にしていることから、本訴の迅速かつ全面的勝訴を目指して文字通り組織をあげて精力的に取組んだ。

しかし、被告森永、国はさまざまな手段を使い事件の真相究明を防げ、訴訟のひきのばしをはかった。

ここでは被告らの不当な応訴態度を含め、裁判進行上問題となった主要な点について述べることにする。

(二) 訴訟上の救助付与の申立

第一波訴訟の原告ら全員は、訴訟提起と同時に訴訟上の救助の付与を裁判所に申立てた。訴訟の今後について展望を開く意味で訴訟救助問題は、第一回期日までにおける最も重要な課題であり弁護団としては重要視して慎重に取組んだ。裁判所は昭和四八年五月一七日、原告全員に訴訟救助付与申立を認める決定をなした。疎明に当って裁判所は、原告弁護団の要求を入れ、特別に法廷で被害者である申立人及びその家族の意見を聴く等により、直接深刻な被害の実情に触れ各疎明資料の説明をうけた。

原告弁護団は未成年者である申立人について親権者の資力を顧慮することなく、また「訴訟費用を支払う資力なき者」について申立人らの資力は弁護団長の報告書で一括して疎明するという方法をとり、公的な証明書等は一切提出しなかったが、裁判所は何らこれらを問題とすることなく、積極的な判断を下した。この決定は原告にとって勝訴への明るい展望を与えるとともに、疎明時において裁判所が被害者である原告らに接したことは、この審理

に当る裁判官に被害者の窮状の一端を知る機会を与え、その後の審理促進に少なからず影響を与えたものと思われる。

なお、第二、三波訴訟においても、訴提起と同時に訴訟上の救助付与の申立がなされ、第二波訴訟については昭和四八年九月四日、第三波訴訟については昭和四九年三月三〇日、それぞれ救助付与決定がなされた。

(三) 原告らと被告らの釈明論争

被告森永は、第一波訴訟における答弁書において原告らに対し原告らが有毒ミルクを飲用した期間、量、症状の発症日時等の求釈明をするなど、余りにも微視的、枝葉末節的な科学論争を企てることにより因果関係不明論の基礎を築かんとしたが、原告らは第一回期日で釈明の要なしとしてこれを一蹴した。逆に第一回第二回の各期日において被告らの認否態度が極めて不当であることから、被告国の責任や被告森永の昭和四八年八月一六日の企業声明をとりあげて釈明を要求するとともに、認否の根拠をただし、またその不当性を追求した。

しかるに被告森永は第二回期日においてもなおも釈明要求書を提出し、原告らの正当な主張立証態度に思いを至さず、本件有毒ミルク症の病理機序、原告らの飲用量、症状等について、これらは因果関係、損害についての要件事実に該当するとの独自の因果関係論の立場に立って釈明を求め、再度科学論争を挑んできたが、原告らは被告森永の右求釈明について、その真の意図するところは訴訟の引き延しを図り、科学論争により因果関係を不明にしようとするものであるとして反論し、この被害者不在の有害無益な釈明を終熄させた。

(四) いわゆる「被害者名簿」の送付嘱託申立

原告らは第一波訴訟の第一回期日に、厚生省が保管している「被害者名簿の送付嘱託の申立をした。

裁判所は国に対し名簿を任意提出するよう勧告したが、国は名簿の提出の不必要性と、被登載者の人権への配慮からこれを拒否したので、原告らは名簿の性格、過去の運用の実態、現在の原告らの必要性、被登載者に対する人権の配慮あること等について詳論し、その国の不当な態度を追求したが、国は頑なにこれを拒否し続けたのであった。

(五) 森永の責任論

被告森永は、第一波訴訟第三回期日（昭和四七年十二月三日）直前に突如として民事訴訟における過失責任を認めると新聞等に公表した。そして第三回期日に森永から責任に関する準備書面が提出されたが、ここに森永の認める過失責任とは、原告主張の如き予見可能性はなかったが、食品製造者として結果回避の手段に欠けるところがあったという趣旨であり、しかも右公表は法廷を出し抜いてなされたという経緯から世論工作とも見られ、真実過失責任を認めたのかどうか甚だ疑問であった。そこで原告らは、右期日において、森永の認める過失とは何かということを予見可能性を中心に厳しく釈明を求めた。これに対して森永は、次回（第四回）期日において再度、過失責任を認めるものではあるが予見可能性については認められないとして頑なにこれを否定する準備書面を提出した。原告らはこれ以上論争しても水掛論に終ると判断し、森永の責任について、その予見可能性のあったことを詳論する準備書面を後に提出することによって論争に終止符を打った。

(六) 森永の診療録・精検記録等の文書送付嘱託について

第一波訴訟において、被告森永は、昭和四九年一月二三日付で原告らの診療録、昭和三一年当時の精密検診記録の文書送付嘱託を裁判所に申立てた。

この申立は、森永の因果関係に対する具体的主張が未だなされ

ていない段階での申立は個別的因果論の中で科学論争を再燃させようとする意図をもつもので、原告らの集団的因果論に対し何らの反証とならないものであるから採用されるべきでないとして意見書を提出するなど裁判所に右申立の却下を要求した。

結局、裁判所も森永の因果関係の主張が明らかにされるまでその決定を留保することに態度を決した。

(七) 準備手続について

岡山地裁における第二波訴訟で第一に当面した問題は、準備手続の問題であった。訴訟提起後、裁判所は突如として職権で準備手続に付し、一方的にその期日を指定した。準備手続は非公開審理であり、国民の注視の的となっている公害裁判にはふさわしくないこと、ことにスモン・サリドマイド裁判において種々の弊害が指摘されていることから、原告関係者は、裁判所に対し強く準備手続の撤回を求めたが、裁判所は準備手続に付したのは訴訟の促進のためで他意はないとして頑なに応じようとしなかった。そこで守る会は公開の口頭弁論手続を要望する決議書・要請ハガキ等を裁判所に提出するなどしてその運動を展開し、他方弁護団でもこの問題を重視し、再三にわたって、裁判所と交渉し、その結果、遂に裁判所をして準備手続を撤回させたのである。

訴訟の終結

(一) このように第一波から第三波までの訴訟が進行する一方、昭和四八年九月に開始された三者会談も大きな進展を見せ、昭和四八年一二月二三日、守る会、森永、国の三者間で恒久救済案実現の基本的合意である確認書が交された。そして、昭和四九年に入ってからは、恒久救済対策委員会の法人化問題が三者会談の最重要テーマとして交渉が続けられていた。そして同年四月二五日、財団法人ひかり協会の設立許可となって結実した。

(二) このような事態の推移のもとで、弁護団は訴訟終結の問題につき、検討を加えたが、被告森永、同国が訴訟繋属以来一貫して被害の存在と因果関係を全面的に争っており、帰責原因も認めず、一部原告に対しては、有毒ミルク飲用の事実すら争う態度を示しているなど、三者会談での森永、国の姿勢とは明らかに矛盾する態度をとり続けてきた経過にかんがみ、その真意を糺し、これまで法廷外で行って来た言動につき趣旨を明確にさせ、これを裁判所の公式記録のなかにとどめさせること、そしてまた、その内容についても、具体的に原告等にあてはめて答弁を求めることにより、被告森永、同国がこれまで取って来た態度の是非を明らかにさせ、帰責原因、並びに因果関係の存在についてこれを事実上認めさせる必要があることなどを確認し、昭和四九年五月八日に行われる大阪地方裁判所での第一波訴訟第一五回口頭弁論期日において被告等の矛盾した態度につき、釈明を求めることを決定した。

(三) ところで右期日における被告森永及び国の釈明に対する答弁は大略左の通りであった。すなわち、

被告森永は「本件について企業の責任を全面的に認め陳謝の意思を有することは、昨年の確認書締結以来変りがない。これまでの態度を謝罪するとともに、すべての救済措置についてひかり協会の判断と決定に従い必要な資金につき無制限に支出する。原告等については未確認被害者及び死者の遺族も含め、すべて救済の対象となる被害者であると認める。」ということであり、被告国は「事件発生以来一九年もの間救済がおくれたことについては行政上の立場から申し訳ないと思っている。今後国は、未確認被害者の確認作業をすすめ、ひかり協会の救済事業に対しては、関係各省庁・地方公共団体を通じ全面的に協力する。森永と同様本件

原告等については、当然右ひかり協会により救済を受けられる被害者であると認める。」ということであった。

なお被告森永国ともに「これらのことは岡山地方裁判所・高松地方裁判所に係属中の各事件、各原告等についても、そのままあてはまることである。」と釈明した。

(四) かくして、財団法人ひかり協会の発足と被告森永、国、の基本的態度の公判廷での表明という新しい事態の展開をふまえ、従来からの訴訟の位置づけと運動上の任務並びに今後の運動の展望などにつき、検討を加えた結果、守る会は昭和四九年五月一二日第四〇回全国理事会において、最終的に、訴の取下げによる終結を決定、同時にこれまで呼びかけてきた不買運動の中止をも決定した。

(五) 右決定に基づく、訴の取下げ手続は昭和四九年五月二四日訴訟が繋属していた大阪・岡山・高松の各地方裁判所において一斉に夫々原告の取下げ書を提出することにより行われたが、これによって、これまで被告森永並びに同国の責任追及を中心にして進められて来た被害者の運動は、一転してその局面を変え、今後は財団法人ひかり協会を中心に救済事業をより充実させるための運動を中心に展開されることになった。

森永砒素ミルク中毒事件関係資料

●単行書

森永ミルク事件史——森永ドライミルク砒素中毒事件の処理をめぐるエンゼル・マーク森永資本と被災者同盟の闘争について。岡崎哲夫著、岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会刊、一九五七年八月二十四日。

岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録（岡山県衛生部刊）、一九五七年。

砒素ミルク　Ⅰ（森永と共犯者たちによる被害者抹殺の十六年）、森永告発刊、一九七一年。

滝川恵清写真集「十七年目の訪問」（森永砒素ミルク中毒のこども達）。一九七二年、柏樹社刊。

森永砒素ミルク中毒事件・京都からの報告——一九七三年、ミネルヴァ書房刊。

エンゼルの青春（吉田一法写真集——森永砒素ミルク中毒事件被災児の記録）、草土文化社刊。一九七三年。

砒素ミルク　Ⅱ（「守る会」十八年のたたかいの原点、被災者同盟の記録。守る会発文書一覧表。中山マサ厚生大臣宛陳情書等）森永告発刊。一九七三年。

怒りの道（推理小説）。井口泰子著、春陽堂、サンポケットブックス。一九七三年。

森永ドライミルク中毒事件差戻後第一審判決全文——徳島地方裁判所刑事部編。一九七四年。

砒素ミルク　Ⅲ（岡山県砒素中毒調査委員会会議メモ）。森永告発刊。一九七四年。

森永ミルク中毒事件と裁判（森永ミルク中毒被害者弁護団編、ミネルヴァ書房刊）。一九七六年。

●単行誌

厚生大臣中山マサ殿宛陳情書（守る会第二二五号）。一九六〇年九月二十日。

十四年目の訪問（森永砒素ミルク中毒事後調査の会）。一九六九年九月。

十四年目の書簡（被害者家族書簡集）。一九六九年。

社会医学研究　第十巻第二号別冊（森永砒素ミルク中毒事件特集）一九七一年。

森永砒素ミルク中毒問題全国研究集会記録（シンポジュウム、）岡大医学部衛生学教室刊、一九七一年。

保健婦雑誌　第二十七巻第六号別冊（森永砒素ミルク被災児の発育上の諸問題）一九七一年、医学書院。

消費者リポート　第二十四号（森永砒素ミルク中毒事件徳島地裁第一審判決、高松高裁判決、最高裁判決、各全文）。日本消費者連盟、昭和四十六年八月二十日刊。

保健婦雑誌　第二十七巻第七号別冊（有害食品——その実態と対策（森永砒素ミルク中毒））

瀬野地区疫学調査報告（岡大医学部衛生学教室刊）。一九七二年一月。

黒いミルクが残したきずあと（森永砒素ミルク中毒事件）——日本生協連合会刊、くらしと健康シリーズ第七巻。一九七二年。

森永砒素ミルク被害者の救済策（日本小児科学会森永砒素ミルク中毒調査小委員会刊）。一九七二年。

森永砒素ミルク中毒に関する文献集（岡大医学部衛生教室編）。一九七二年。

生協運動　一九七二年三月号（グラビア写真「この子らにひかりを」——森永砒素ミルク中毒被害児写真特集）。日本生協連合会刊。

京都府森永砒素ミルク中毒追跡調査委員会報告書（一九七二年、京都府刊）

社会医学研究　第十二巻第十二号（森永砒素ミルク中毒事件における未確認患者の問題について）。一九七二年。

森永砒素ミルク中毒被害児の健康対策（丸山博ほか）。一九七二年。

発達初期における砒素中毒症の脳発達に及ぼす影響について（ラット実験報告書）。一九七二年、大阪大学。
日本衛生学雑誌　第二十七巻第四号別冊（京都における森永砒素ミルク中毒被災児の現状）。
岡山県粉乳砒素中毒調査委員会（官製検診）の問題点をつく（京都府森永砒素中毒調査研究会）、一九七二年。
森永ミルク中毒被害児実態調査（大阪府衛生部）、一九七二年刊。
森永砒素ミルク中毒後遺症調査報告（島根大学、麻生泰弘著）、一九七二年。
福岡県下高校生の実態（森永砒素ミルク事件）。中川美津子著、一九七二年。
森永砒素ミルク中毒――新たな闘いのために（北部九州若手医師グループ編著）。一九七二年。
森永ミルク被害者の精神衛生調査（奈良教育大学障害児学教室刊）、一九七三年。
この子らの叫び・森永砒素ミルク中毒事件写真集（広島県教組刊）。一九七二年。
森永砒素ミルク中毒の医学的諸問題（日本小児科学会森永砒素ミルク特別委員会刊）、一九七三年。
因果関係論・神経毒砒素による人間破壊（森永ミルク中毒被害者弁護団、波多野二三彦著）。一九七四年。
森永砒素ミルク中毒被災者の精神衛生状況（奈良教育大学。柳川光章、田辺正友）。一九七四年。
杏林大学医学会雑誌　第五巻第一号別冊（森永ミルク中毒被害児の生活史に関する研究）。上畑鉄之丞著。一九七四年。
第六回全国公害研究会報告書（森永ミルク中毒事件――ひかり協会の設立と訴の取り下げについて）。青年法律家協会。一九七四年。
民事訴訟提起から終結に至るまでの全般的総括と今後の課題――森永ミルク中毒被害者弁護団刊。一九七四年。
僻地における森永ミルク中毒被害児の実態（立命館大学人文科学研究所紀要第二十号別冊。阪本欣三郎）。一九七四年。
森永ミルク中毒事件をめぐって――医療の立場から（大阪保険医協会雑誌一九七四年九月号別冊）。細川一真ほか。
森永ミルク中毒事件における、いわゆる未確認被害者問題について（日本衛生学雑誌第二十九巻第六号別冊）。山下、土居編著。一九七五年。
森永砒素ミルク中毒（東京大学自主講座、公害原論第七学期第十二号文書）。一九七五年。
森永ミルク中毒被害者の救済の課題（全日本民医連学術集団会報告。松岡健一著）。一九七五年。
京都における森永砒素ミルク中毒被害者の生活と健康の実態（京都府追跡調査委員会報告。京都府、京都市共同出版）。一九七五年。
島根県被害者救済対旧委員会の歩み（島根県環境保健部、ひかり協会共編）。一九七六年。
はせがわくん、きらいや（月刊絵本別冊、一九七六年六月、すばる書房刊）。長谷川集平著。
広島県における森永砒素ミルク中毒事件被害者検診結果（広島県森永砒素ミルク中毒実態追跡調査委員会刊）。一九七六年。
森永ミルク中毒被害者の教育、就労、施設問題研究報告集Ⅰ（付、太陽の村と協会事業との関連について）。ひかり協会教育福祉委員会刊。一九七六年。
第八回全国公害研究集会報告集（森永ミルク中毒被害者の恒久救済と財団法人ひかり協会の当面する課題。岡崎哲夫）。一九七六年。青年法律家協会。
森永ミルク中毒訴訟・岡山（波多野二三彦著）、一九七六年。
汚染者負担のあり方（立命館大学経営学 第十五巻 第三号別冊。阪本欣三郎著）。一九七六年。

●記事掲載書

恐るべき食物（砒素粉乳）。天野慶之著。筑摩書房、一九五五年。
恐るべき株式会社（ホワイト・カラーの犯罪――森永乳業と砒素事件）。加

田泰著。経済往来社、一九五五年。秋田書店、一九六〇年。

森永乳業株式会社五十年史（森永乳業刊）、一九六七年。

わが生涯は乳業とともに（大野勇著）、一九六七年。

日本の医学（平沢正夫著、三一書房刊）、一九七二年。

現代日本小児保健史（毛利子来著、ドメス出版社刊）。一九七二年。

市民の暦（朝日新聞出版局）、一九七三年。

企業権力と消費者（竹内直一著）。日経新書、一九七三年。

日本公害地図　第二版（NHK社会部編）。一九七三年。

保健婦とともに（丸山博著、医療図書出版社刊）、一九七三年。

日本の医療　第五巻（荒廃をつくる構造——森永砒素ミルク事件と小児科学会。日比逸郎）。朝日新聞社、一九七三年。

同右　第六巻（立ち上った群像。岡崎哲夫。石川雅夫。丸山博）。朝日新聞社。

公害と住民（闘いと体験の記録——子どもを元に返せ・森永砒素ミルク中毒事件）、KK日報社刊、一九七三年。

こどもが危い（上田哲編著）、徳間書店、一九七三年。

食品公害とたたかう（森永砒素ミルク中毒事件）。丸山博著。

現代社会保障小辞典（法律文化社刊）、一九七四年。

未来をきり開く障害児教育（十四年目の訪問に取り組む——大塚睦子）。鳩の森書房、一九七五年。

音楽は誰のためのもの——子どもの文化を考える（うたで告発、森永ミルク中毒）。猪野美子著。鳩の森書房刊。一九七九年。

公害概論（木宮高彦著、有斐閣刊）、一九七六年。

戦後日本をダメにした百人（ばばこういち著。山手新書）、一九七六年。

児童問題講座　第三巻・児童の権利（ミネルヴァ書房刊）、一九七六年。

食品・薬品公害（有斐閣選書）。一九七六年。

公害犯罪（東京大学出版会刊、up選書）。藤木英雄著。一九七六年。

児童問題講座　第四巻（丸山博編、細川一真他著）。一九七六年、ミネルヴァ書房刊。

●記事掲載誌

アサヒグラフ　昭和三十年十二月二十八日号（グラビア写真特集——陽の目をみない粉ミルク）。朝日新聞社、一九五五年。

アサヒ芸能　昭和二十五年十二月二日号（砒素ミルク事件は終っていない。——特集、後遺症をめぐる森永と被害者の対決）。栃窪宏男著、一九六〇年。

第六回日本母親大会の記録（第五分科会の発言——吉房亀子、浅野幸子の証言）。一九六〇年。

暮しの手帖　第九十一号（この大きな公害、特集。砒素ミルク）。一九六七年。

週刊言論　昭和四十四年十一月五日号（特集——アッと驚いた十四年目の訪問。阪大丸山教授の追跡調査で明るみに出た粉ミルク中毒事件の実態）。潮出版社、一九六九年。

週刊朝日　昭和四十四年十一月十四日号（特集——十四年目に明るみに出た後遺症、森永砒素ミルク中毒事件）。一九六九年。

学会を告発する（第二十七回日本公衆衛生学会における二つの事実経過報告——丸山報告に関する学会記録）。一九七〇。

科学朝日　一九七〇年二月（食品の哲学と科学　森永ミルク中毒事件。丸山博）。

週刊大衆　昭和四十五年四月十六日号（あれから十五年。大きな赤ちゃんは笑わない）。高畑勇著。双葉社、一九七〇年。

週刊新潮　昭和四十六年二月十三日号（砒素入りミルク事件にみる人間の値段）新潮社刊。

公害を告発する市民集会講演録（岡大医学部学生会編）、一九七一年。

週刊言論　一九七一年四月二十三日号（総括特集、医学会総会で摘出された大手三企業の悪性腫瘍——小児科学会が謝罪した森永ミルク事件の誤診）潮出版社刊。

朝日ジャーナル　一九七一年五月十四日号（変身する小児科学会――森永砒素ミルク事件追及）。
月刊地域闘争　一九七一年五月号（森永問題をめぐる最近の動き）。
月刊地域闘争　一九七一年六月号（守る会の訴え、日本小児科学会総会参加者に訴える。全文）
医学の歩み　第七十七巻第一号（阪大医学部――森永砒素ミルク中毒症追跡調査結果）。
政治　一九七一年七月号（森永砒素ミルク事件）
暮らしと健康　一九七一年八月号（告発された医の倫理）保健同人社刊。
食べもの通信　一九七一年九月号（食品公害と闘っている人々――森永砒素ミルク）家庭栄養研究会々報。
消費者リポート　昭和四六年四月十七日号（企業の非人道行為には不買で――森永砒素ミルク中毒事件の教えるもの）日本消費者連盟創立委員会編。
政治　一九七一年八月号（虚像としての医師）
市民　一九七一年十一月号（森永告発の原点）
保健婦雑誌　第二十七巻第七号（有害食品――その実態と対策――森永砒素ミルク中毒およびカネミ油症事件）――第二十八回公衆衛生学会シンポジウム速記録。医学書院刊。
生協運動　一九七一年十月号（森永砒素ミルク中毒問題をめぐる動き、ほか）、日本生活協同組合連合会刊。
第十回全国消費者大会報告集資料集（有害食品、森永ミルク中毒、その他）。一九七一年十一月。
朝日ジャーナル　一九七二年二月十八日号（被害児世代の夜明け――森永ミルク中毒被害者の会の発足）
アサヒグラフ　一九七二年四月二十八日号（砒素ミルクに犯された青春）。
世界　一九七二年七月号（ある公害状況――森永ミルク中毒事件、吉田一法写真掲載）岩波書店。
保健婦雑誌　一九七二年四月号（特集、住民とともに歩む一つの姿勢――十四年目の訪問をめぐって）。医学書院刊。
毎日グラフ　一九七二年七月三十日号（滝川恵清写真特集）。毎日新聞刊。
週刊朝日　一九七二年八月四日号（滝川恵清写真集書評）。
厚生時報　一九七二年七月十七日号（滝川恵清写真集書評）。医療新聞社刊。
人物評論　一九七二年八月号（特別寄稿・この子らを誰が知る――森永ミルク中毒のこども達――滝川恵清）
カメラ毎日　一九七二年九月号（滝川恵清、森永ミルク中毒のこども達）
医学のあゆみ　一九七二年八月五日号（小西健雅君剖見報告）。
週刊ポスト　一九七二年九月八日号（グラビア、滝川恵清写真集。衝撃の軌跡――入社して十七年間、私は砒素中毒患者に土下座すべきだった。）
科学朝日　一九七二年九月号（十七年たった砒素ミルク被害児――滝川恵清写真グラビア）。
ヤングレディ　一九七二年九月四日号（ドキュメント「森永砒素ミルク中毒事件」）。
厚生ジャーナル　一九七二年七、八月合併号（十七年目の森永砒素ミルク中毒事件）。
公明　一九七二年九月号（告発される森永砒素ミルク事件――政治と企業の責任を問う十四年目の訪問の報告）。丸山博。公明党。一九七二年。
環境破壊　一九七二年十月号（森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案――全文）
青と緑　一九七二年十二月号（森永砒素ミルク被害者は生存権の恒久保障を求める）。
人物評論　一九七二年十二月号（森永ミルク中毒被害者の証言・十七年間の屈辱と怨念――石川雅夫）。
医学のあゆみ　第八十二巻第六号（森永砒素ミルク中毒児の剖検例）。
月刊福祉　一九七三年三月号（森永砒素ミルク事件と生活保障のたたかい）、全国社会福祉協議会。
生協運動　一九七三年三月号、四月号、五月号、六月号（ものがたり森永砒素ミルク中毒事件――医学と人間に背くもの――岡山官製検診の内幕。水

落理著)。日本生協連合会、一九七三年。

経済評論 一九七三年三月号 (森永乳業の経営分析——阪本欣三郎)、日本評論社。

月刊流動 一九七三年四月号、五月号、六月号 (森永乳業——毒入ミルクの恐怖、平沢正夫)

月刊地域闘争 一九七三年四月号 (全森永製品不買売運動への協力を——守る会の訴えの全文)

フォーク・アルバム、明日への道・第二集 (すずき・きよし著「ボクなんで大きゅうなれへんの」)、一九七三年。

月刊福祉 一九七三年五月号 (グラビア・吉田一法写真集「閉ざされた未来——森永砒素ミルク中毒後遺症児。「砒素ミルク中毒少年の解雇に見る企業論理)。全国社会福祉協議会。

宣伝研究 第三十五号 (守る会のたたかいと今後の展望・北村藤一著)、日本機関紙協会大阪府本部刊。一九七三年。

新栄養 一九七三年六月号 (特集、森永ミルク中毒事件を理解するために)

青年運動 一九七三年四月号 (私にも青春の陽を。森永砒素ミルク中毒児(吉田一法)。十八歳になって中毒児(桜井純一)。)日本民主青年同盟刊。

日本カメラ 一九七三年四月号 (グラビア・失われた青春——吉田一法写真集)。

社会医学研究 第十三巻第一号 (山下節義外、岡山官製検診報告書の問題点)。一九七三年。

健康会議 第二八九号 (森永砒素ミルク中毒被害児の学習権を守れ)。一九七三年。

健康会議 第二九〇号 (森永ミルク事件被害児のその後)。一九七三年。

日本衛生学雑誌 第二十七巻第六号 (瀬野地区疫学調査報告)、一九七三年。

国際食品産業 一九七三年九月号 (偶然でない森永砒素ミルク事件)。

健康会議 第二九二号 (森永ミルク中毒後遺症と行政——岡山県官製検診批判)、一九七三年。

大阪保険医雑誌 一九七三年八月号 (過去から現在への医師像——森永ミルク中毒事件との関わり合いの中で。北村藤一)。

環境政策 一九七三年七月号 (森永砒素ミルク中毒事件——歴史と現実の虚構を衝く。日本小児科学会特別委員会調査報告書)。

同右 九月号 (森永砒素ミルク中毒事件——どす黒く塗りつぶされた医の倫理)。

子どものしあわせ (森永被害児を検診する。上畑鉄之丞)。日本こどもをまもる会。一九七三年九月。

青と緑 一九七三年十月号 (企業か国民か——行政は立場を明らかにせよ。岡崎哲夫)。

健康会議 第二九四号 (十八年目の森永砒素ミルク中毒被災児の現状。上畑ほか)、一九七三年。

月刊地域闘争 一九七三年十一月号 (森永ミルク中毒被害者の真の救済を求めて)。

食品総汚染の根源を断つために (企業の儲け主義による大量殺人、森永砒素ミルク事件)。日本生協連合会、シリーズ第十三号。

アサヒグラフ 一九七三年十二月十四日号 (森永ミルク中毒事件刑事判決特集)、朝日新聞刊。

消費者リポート 一九七三年十一月号 (日本バプテスト連盟公害特別委員会声明「キリスト者も森永不買」)

判例時報 第七二一号 (徳島刑事裁判判決要旨、問題点)、一九七四年一月。

ジュリスト 第五五二号 (森永ミルク事件刑事判決特集号)、一九七四年一月。有斐閣。

健康会議 第二九七号 (森永ミルク中毒民事訴訟証言メモ。中川米造)。一九七四年。

月刊福祉 一九七四年三月号 (森永ミルク中毒事件の現段階と展望。岡崎哲夫)。全国社会福祉協議会刊。

財界 一九七四年四月号 (製菓から天下り社長を迎えた森永乳業)。

食べもの通信　第三十六号（森永砒素ミルク中毒事件特集）。家庭栄養研究会、一九七四年。
月刊福祉　一九七四年六月号（ひかり協会の発足に当って）。全国社会福祉協議会。
大阪保険医協会雑誌　一九七四年四月号（森永ミルク中毒事件、その問題点。細川一真）。
同右　七月号（森永ミルク中毒被害者父兄と主治医の懇談会）。
同右　九月号（森永ミルク中毒事件をめぐって、医療の立場から。特集）。
世界画報　一九七五年一月号（公害日本列島特集、森永ミルク事件――告発こそが最良の提言）。国際情報社。
週刊新潮　一九七五年一月三十日号（成人の日と森永ミルク中毒被害者）。新潮社。
法学セミナー　一九七五年二月号、三月号（森永ミルク中毒、サリドマイド両訴訟の和解と課題）。日本評論社刊。
週刊東洋経済　一九七五年二月二十二日号（ハンディ背負って再出発森永乳業）。
日本衛生学雑誌　第二十九巻第六号（森永ミルク中毒事件におけるいわゆる未確認患者問題について）。山下節義、土居真著。一九七五年。
月刊正食　第一九二号（森永砒素ミルク中毒事件のその後）。世界正食協会刊、一九七五年。
季刊評論　一九七五年九月号（森永ミルク中毒被害者の恒久保障への道）。鳥書房刊。
地域と科学者　一九七五年第二号（公害特集――広島県内における森永ミルク中毒被害児の概況）。広大理学部刊。
女性自身　一九七五年十一月十三日、二十日合併号（特集――森永ミルク中毒被害者夫婦に赤ちゃんが）。
週刊読書人　一九七五年十一月十七日、二十四日、十二月一日各号（続戦後史の現場検証――森永ミルク中毒事件。平沢正夫著）。
みんなのねがい　一九七五年十一月臨時増刊号（全障研第九回全国大会特集号、ひかり協会）。
社会福祉　第六・七合併号（親のねがい――坂本都ちゃんを訪ねて。猪野美子著）。一九七六年。
月刊地域闘争　一九七六年三月号（ひかり協会設立とその後の森永ミルク被害者。谷川正彦）。
月刊絵本　一九七六年五月号（はせがわくんきらいや）。すばる書房発行。
雑誌市民　一九七六年五月、六月合併号（特集――二十年目の森永砒素ミルク事件。永井文子）。
みんなのねがい　一九七六年八月号（障害者が健康に生きるために――森永ミルク中毒被害児の現状と課題。吉川薫雄著）。全障研出版部刊。
同右　一九七六年十二月号臨時増刊号（全障研第十回全国大会報告、ひかり協会）。

●森永砒素ミルク闘争二十年史

年表

年表

岡崎ゆり子　太陽の会々員

（コメント）編集委員能瀬さんの依頼で、森永ミルク中毒事件と被害者運動の足跡を辿り、それに照応する一般社会の出来事を選び出しました。人間喜劇のすさまじさに改めて驚くとともに、公害や災害の多発状態に恐ろしくさえなりました。

そういう中で一貫して森永事件に取り組み、被害者救済の途を追求した、守る会の二十年間の運動の重みをズッシリと感じ、関係者の底知れぬ労苦をヒシヒシと理解しました。この労苦とこの努力が新らしい地平線を切り開いたのだと思います。この年表に記したのは、その中のほんのわずかの部分だけです。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年月日	社会関係事項
●森永乳業ＫＫ設立（資本金一千万円）。	昭和二四年（一九四九）四月一三日	●団体等規制令公布。
	四月四日	●松川事件。
	八月一七日	●全国の自治体ではじめて東京都に工場公害防止条令。
	九月	●安中市で、鉱害のため東邦亜鉛との交渉はじまる。
	一二月	●長野でユリア樹脂からホルムアルデヒド検出。その後各地で問題化。
	昭和二五年（一九五〇）	●国土総合開発法公布。
	五月二六日	●朝鮮戦争勃発。
	六月	●レッド・パージ。
	七月	●警察予備隊公布。
	八月	
●赤ちゃんコンクール実施。	昭和二六年（一九五一）	●横浜喘息発生。
	五月	●対日平和条約調印。
	九月四日	●日米安保条約調印。
●森永資本金一億五千万円。	一二月五日	
	昭和二七年（一九五二）	●青梅事件。
	二月	●メーデー事件。
	五月一日	●吹田事件。
	六月二五日	

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年月日	社会関係事項
	七月	●破防法成立。
	昭和二八年（一九五三）七月	●朝鮮休戦協定調印。
●ビタミン入り森永β（ベータ）ドライミルク発売。	一二月	●水俣病患者第一号発生。
●森永資本金四億六千万円余。	昭和二九年（一九五四）一月	●東京都騒音防止に関する条令。
	四月一日	●MSA協定。
	五月一日	●自衛隊法公布。
	六月二日	
●西日本一帯に人工栄養児の奇病発生。	昭和三〇年（一九五五）二月	
●矢吹暁民（日赤岡山病院小児科医長）が、森永乳業徳島工場に警告。森永側とりあわず。	五月	●日本生産性本部発足。
●初めて新聞報道。「人工栄養児に奇病―岡山県下で多数発生」の見出し（山陽新聞）。	六月	●萩野昇、河野稔両氏、慈恵医大における医学会で、イタイイタイ病について発表。
●岡山大学小児科、奇病の原因がヒ素によることを確信。浜本教授発表を抑える。	八月一三日	
●岡大法医学教室にて、森永ミルクMF五五一六を分析、ヒ素検出。浜本教授、岡山県衛生部へ初めて連絡。	八月二〇日	
●岡山県衛生部、奇病の原因は森永ドライミルクMFによるヒ素中毒であると発表。	八月二二日	
●日赤岡山病院入院者を中心に、森永ドライミルクに依る被災家族	八月二三日	
	八月二四日	
	八月二七日	

中毒対策同盟結成。以後、岡大、国立岡山、岡山市民、倉敷中央の各病院に同盟結成。この頃、大阪、広島、徳島、奈良、滋賀、香川の各県が同盟結成。

●全岡山県森永ミルク被災者同盟結成。

●岡山市で、森永ミルク被災者同盟全国協議会を結成。本部・事務局を岡山同盟におく（岡山　大阪　奈良　和歌山　滋賀　徳島　香川　広島　島根　参集）以後、京都、兵庫、和歌山、福井、愛媛、高知、島根、栃木各府県に同盟結成。

●徳島地方検察庁、森永を起訴（刑事裁判）。

●全国協議会、森永と第一回中央交渉（於、東京）入院者に附添費一日四三〇円、見舞金一万円、通院者には通院費と一日一五〇円、見舞金五千円。

●厚生省、日本医師会長に診断基準、治療指針作成を依頼。

●西沢委員会（六人委員会）発足。

●厚生省、五人委員会を発足。（全協本部、事務局を大阪同盟に移す）

●会社との第二回中央交渉（於、大阪）決裂。

●西沢委員会、「治癒判定基準、後遺症」その他につき、厚生省に答申。

●衆議院社会労働委員会で全国協議会代表、参考人として証言。

●徳島裁判初公判。

●五人委員会「森永粉乳事件の補償等に関する意見書」公表。死者二五万円。患者一律一万円。後遺症はない。後遺症確認の時は別途に補償。

九月
九月三日
九月一八日

九月二〇日
一〇月
一〇月～
一〇月三日

一〇月六日
一〇月九日
一〇月一二日
一〇月一三日
一一月
一一月一日

一一月九日
一二月五日
一二月一五日

●砂川事件。

●東京都ばい煙防止条例。

●神武景気。

●保守大合同で自由民主党発足。

昭和三一年
（一九五六）

●熊本水俣病多発。

●好況つづく（高原景気）。

年月日	社会関係事項
三月一八日	●全国協議会、単一指導部を設置。森永との最終交渉に臨む。
四月九日	●全国協議会と森永との妥協案成立。
	●厚生省の一斉検診と森永の後遺症究明助成機関設置を約束。
四月二三日	●全国協議会、岡山市で解散。岡山同盟五五名、森永に対して民事訴訟を提起。
五月一日	●岡山同盟解散。岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会を結成。
六月二四日	●中毒記念日。守る会第一回総会。
八月二四日	●守る会、岡山県下一斉検診に対する要望書を発表。
九月六日	●森永、世話人制の一方的廃止を通告して来る。
九月三〇日	●守る会、要再検診者についての措置を要望。
一〇月	●守る会、妥結案に基づく後遺症究明研究助成機関・財団法人森永奉仕会の寄付行為および役員の変更を要求。
一〇月二四日	●岡山県衛生部、「精密検診」結果を「後遺症」なしと発表。守る会反論。
一〇月三一日	●財団法人森永奉仕会成立。
一一月一四日	●守る会「森永ミルク事件史」（二千部）発刊。
一一月二六日	●守る会、県衛生部に坐り込み、要治療児全員の治療を森永に約束させる。再検診一五九人。要治療六人。要観察三二人。保留六人。
一二月	●日本母親大会参加を決定。森永側の全員治療の約束と引き替えに
昭和三二年（一九五七）	●水俣工場附属病院に水俣病患者入院。
一月	●熊大水俣病医学研究班結成。
二月二〇日	●日ソ国交回復。
五月二四日	●熊大研究班「ある種の重金属による中毒、人体侵入は魚介類を通して」と水俣病中間報告。この年まで患者七八人、死亡一八人。
六月一八日	●日本、国連に加盟。
八月二日	●熊大医学部、水俣病と新日窒の排水の関係ありと発表。工場は否定。

参加中止。

●守る会第二回総会。

●森永資本金九億六千万円。

●第一回赤ちゃん大会。

●守る会第三回総会。民事訴訟者にも検診治療に参加するよう呼びかけるも実現を見ず。

●守る会、一〇人の被害児の治療を森永に約束させる。

●守る会第四回総会。

八月二四日　●ナベ底不況。
一〇月　●萩野氏イタイイタイ病鉱毒説発表。
一〇月一日　●厚生省、生活環境法案をまとめるが財界の反対などで提出できず。
一二月

昭和三三年（一九五八）
五月　●本州製紙の汚水事件。
六月一〇日　●これを機会に水質二法制定。
八月二三日　●警職法国会上程。
一〇月九日　●工場排水法成立。
一〇月一〇日　●この年、勤評闘争。
一一月

昭和三四年（一九五九）
三月　●四日市石油コンビナート操業拡大はじまる。
七月二二日　●熊大研究班有機水銀確認（水俣病）。
八月　●細川医師の四〇〇号猫実験で水俣病発病。
八月二五日　●三池争議はじまる。
九月　●日化協大島専務有機水銀否定。
九月二六日　●伊勢湾台風。
一〇月～　●岩戸景気。
一二月三〇日　●水俣病、知事あっせんで漁業補償まとまる。
●水俣病患者の見舞金契約に「将来工場排水が原因とわかっても、新たな補償要求をしない」という項がありのちに問題となる。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年　月　日	社会関係事項
	昭和三五年（一九六〇）	●岸首相渡米反対、安保闘争、羽田空港すわりこみ。
●守る会臨時総会。	一月一五日	
	一月一七日	●三池労組分裂。
	三月	●伊勢湾の臭い魚問題クローズアップ。
	四月	●四日市市磯津地区で喘息患者ふえる。
●数名の被害児の治療を森永に行わせる。	四月一二日	●東工大清浦教授、水俣病アミン系毒物説を発表。患者一一一人、死者四二人。
	五月～七月	
●中国五県母親大会に訴える。代表―岡崎幸子、吉房亀子、浅野幸子。	五月二四日	●チリ津波。
●守る会第五回総会。	六月一〇日	●ハガチー事件。
●第六回日本母親大会（東京）に参加後遺症について全国の母親に訴える。代表―理事長岩月祝一、副理事長吉房亀子、吉房英美、理事浅野幸子。中山厚生大臣に面会、陳情。	六月二三日	●日米新安保条約批准書発効。
	八月一日	
●守る会臨時総会。中山マサ厚生大臣に陳情書を提出。厚生省より守る会陳情書に一言の回答もなし。	八月七日	
	八月二〇日	
	九月二〇日	●浅沼稲次郎刺殺事件。
	一〇月一二日	●国民所得倍増計画＝高度経済成長政策うち出す（池田内閣）。
	一二月	
●守る会臨時総会。被害児の治療につき森永と交渉するも、拒否される。	昭和三六年（一九六一）	
	一月一五日	
	三月	●胎児性水俣病患者存在確認。

●岡山県中央統一メーデーに参加。後遺症を訴えるプラカードを掲げて市中行進。

●森永、資本金を一五億円に増資。

●子どもを守る文化会議（於、岡山）に参加。後遺症について訴えるも、会社の圧力を受く。

●守る会第六回総会。被害児達の小学校進学祝賀会を兼ねる。被害児Sの健康管理と後遺症問題につき三木行治岡山県知事に陳情。

●知事からSに医療扶助する旨回答。一方、Sの父から、守る会との関係断絶の申入れがなされる。県愛育委員長黒田初子、県教組婦人部長下山カヤノ、県衛生部島崎卓雄、矢吹暁民医師らの共謀の事実を把んだ直後の現象として重視。

●森永資本金二五億円。

●森永側からの申出により、数名の被害児の歯科治療を岡大医学部で行う。森永の要請「診断の結果、後遺症との証明は出来ないが、一応治療し、それをもって本件は一切終了する」守る会は、示談を拒否、治療のみ受ける。

同日、守る会第七回総会。守る会の名称より「岡山県」を削除し、以後全国被害者の単一組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」とする。

四月一二日
五月
五月一日
六月
九月
九月一五日
一〇月
一〇月一日
一二月二日
一二月一二日

昭和三七年（一九六二）
三月一一日
五月
六月二五日
七月一日
八月二七日

●ソ連人間宇宙ロケット成功（飛行士ガカーリン）。

●水島で異臭魚発生。

●農業基本法公布。

●萩野医師、吉岡博士らが、イタイイタイ病カドミウム説を発表。

●四日市に喘息患者多発。

●第二室戸台風。

●日韓会談開始。

●池田内閣要人暗殺計画者一三人逮捕（三無事件）。

●サリドマイド問題化。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年月日	社会関係事項
●守る会、森永岡山駐在所で、こども達の治療について集団交渉するも成果全くなし。	九月～一一月	
	一二月	●ばい煙規制法施行。この月、東京にスモッグ発生の日続出。
	昭和三八年（一九六三）	
●守る会第八回総会。	三月三一日	
●徳島地方裁判所で第一審刑事判決あり、森永無罪と決す。徳島地方検察庁は高松高等裁判所に控訴。守る会は直ちに声明書を発表。判決の不当性を激しく非難し、裁判官の良識の回復を要求。	五月一日	
	六月	●吉展ちゃん事件おきる。
	八月二五日	●狭山事件おきる。
	一〇月二五日	●四日市磯津の漁師に対する補償あっせんを知事がおこなう。
	一一月九日	●三井三池炭鉱大爆発事件。死者四五八名。
	一二月	●静岡県三島市でコンビナート進出反対運動はじまる。
	昭和三九年（一九六四）	
●岡山地裁に提訴中の訴訟者グループ五五名は、対森永賠償請求の民事訴訟を取り下げる。和解示談金は一人当り三万円という。何もせずに儲けたのは弁護士だけか？	四月	●四日市で三日間の激しいスモッグのあと、喘息患者死亡。
	四月一日	●四日市ばい煙規制法の指定うける。
	五月	●新潟水俣病患者発生。
	六月四日	●新潟地震。
	六月一六日	●水島コンビナートの排ガスでイ草先枯れ。
●守る会第九回総会。来年の定期織会は、事件一〇周年記念集会とすることを決議。	六月	
	八月二三日	●三島沼津の住民、民油コンビナートの進出をくいとめる。
●森永資本金四〇億円。	九月	
	一〇月一日	●東海道新幹線開通

	●守る会第一〇回総会（一〇周年記念集会）開催。後遺症等の高率が目立ち、会の解散を否決。永久的存続を決議。中国新聞のみ「後遺症あり」と報道。守る会は、被害児の全国一斉精密検診、都道府県一斉精密検診実施要求の大会声明を発す。
昭和四〇年（一九六五）一月	
二月	
二月二二日	
六月一日	
八月二二日	
	●高松高等裁判所は第一審の判決を破棄、差し戻しを決定。森永は最高裁に上告。
一〇月二一日	●守る会は声明書を発表。守る会声明は、裁判の公正と良識を讃え、今後の差し戻し裁判は、被害児の後遺症の現状について注目せよとの要望をする。なお、守る会は、森永に対し、「創業五〇周年記念事業は、全被害者の涙を拭って後に盛大に行え」と訴える（発第二八九号）。会社回答なし。
一〇月	
一二月	
昭和四一年（一九六六）三月三一日	●守る会第一一回定期総会。アンケート集計結果を公表。精密検診および疫学調査を要求。同日付、徳島刑事裁判に対し文書を発送、後遺症多発の実情を報告、裁判がこども達の現状を無視せぬよう警告する。
四月一日	
四月七日	
七月一〇日	
八月二一日	
一〇月一七日	

一〇月一〇日	●第一八回オリンピック東京大会開催
	●東京で大気汚染注意報、警報制度開始。
	●四日市公害関係医療給付制度（いわゆる公害患者認定制度）発足。
	●北炭夕張ガス爆発、六二名死亡。
	●山野鉱ガス爆発、二三七名死亡。
	●朝振永一郎ノーベル賞受賞。
	●公害防止事業団設立。
	●阿賀野川有機水銀被災者の会結成（新潟水俣病患者）。
	●千葉大チフス菌事件。
	●この頃物価上昇深刻化。
	●四日市公害認定患者自殺。
一〇月一七日	●「黒い霧」衆院で追及、共和製糖等政界不祥事続出。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項

年月日	
昭和四二年（一九六七）二月四日	●遠迫克美先生の斡旋により水島協同病院で三次にわたり、被害児の集団臨床精密検診を実施。脳障害、精薄、発育不良、肝機能障害、血液、骨、歯、眼の異常が検出され、後遺症に関する科学的実証がようやく固まる。
二月一一日	●守る会第一二回定期総会。後遺症の事実について、被害児の観察と健康管理を強化するよう、会員に警告。
三月二五日～九月三〇日	●森永乳業創業五〇周年祝賀記念行事。
四月五日	●小林純岡大教授、イタイイタイ病は三井金属廃水が原因と発表。
六月一二日	●新潟水俣病民事訴訟提訴。
八月一日	●資本取引きの自由化実施。
八月三日	●全国障害者問題研究会結成。
八月二〇日	●公害基金法成立、即日施行。
九月一日	●四日市公害問題民事訴訟提訴。
	●この年自動車台数一、〇〇〇万台突破日本の人口一億人を超える。
昭和四三年（一九六八）一月	●北海道美幌炭鉱でガス爆発。
二月二〇日	●金嬉老事件。
二月二一日	●えびの地震。
三月九日	●イタイイタイ病患者訴訟提起。
五月一五日	●カネミ油症事件発生。
五月一六日	●総評、第一回全国公害対策連絡会議。
五月二七日	●十勝沖地震。
六月一五日	●西独でサリドマイド事件起訴。
六月二六日	●ベトナム反戦各地でデモ。
	●小笠原諸島返還。

社会関係事項

●厚生省、初めて原爆被爆者実態調査発表、三〇万人の被爆者判明。
●初の建国記念日、賛否両論の中で決まる。

●守る会第一三回定期総会。	八月二五日
●岡山大学医学部衛生教室（太田武夫講師）から協力申出あり、資料を提供する。	一〇月七日
	一二月一日
	一二月九日
	一二月一〇日
●最高裁は森永の上告を棄却、徳島差し戻し裁判を命ず。	昭和四四年（一九六九）
	一月一八日
	二月
●事件第一四周年記念日。守る会第一四回定期総会開催。総会決議―全国の被害者が永久に泣き寝入りすることはありえない。会員は立ち上がりの準備をせよ。	二月二〇日
	二月二七日
	三月二七日
●森永ミルク中毒事件後調査の会発足（大阪）	五月二三日
●大阪大学医学部衛生学教室丸山博教授が、森永ミルク中毒事後調査の会の集計報告「一四年目の訪問」を公表。	六月一四日
	七月二〇日
●朝日新聞第一面、第二面（記録）、社会面に大々的に掲載され、事件は一四年の後、再び全国的問題として燃え上がる。	八月二四日
●丸山博先生を囲む会（守る会緊急総会）を開催。声明書発表―全国の被害者は守る会に結集せよ、協力して下さる先生方を孤立させるな、被害者救援委員会の結成を要望する等。新日本医師協会本部が支援声明。	九月
	一〇月一八日
●第二七回日本公衆衛生学会第五分科会に参加。丸山報告に反論する西沢義人阪大名誉教授（森永顧問）追及のプラカードを掲げて被害児救済を訴える。学会は急拠「砒素ミルク特別分科会」を開	一〇月一九日
	一〇月二九日
	一〇月三〇日
●川端康成ノーベル賞受賞。	
●大気汚染防止法、騒音規制法施行。	
●三億円事件。	
●学生紛争激化、安田講堂事件。	
●カネミ油症事件、民事訴訟提起。	
●酸素自動販売機登場。	
●厚生省、全国初のカドミウム汚染調査結果発表。	
●政府初の公害白書発表。	
●熊本水俣病、民事訴訟にふみきる。	
●アポロ一一号月面着陸成功、人類ついに月へゆく。	
●厚生省、甘味料チクロの製造使用を禁止。	

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年月日	社会関係事項
設。被害者救済の急務なることを決議。砒素ミルク特別分科会は岡大衛学生教室、大平昌彦教授を議長として開かれ、守る会理事南正和氏が被害児を同伴して証言。遠迫克美先生から臨床検診の結果報告がなされた。分科会はその後の被害者運動展開のための巨大な礎石をおいたものと言える。		
●大阪大学医学部教官有志、「森永砒素ミルク中毒後遺症調査会」を結成	一一月一一日	
●守る会緊急理事会開催。「守る会」を一四年間支えた岡山県下被害者会員を組織して岡山県支部を結成することを決議。	一一月一六日	
●日本公衆衛生学会が、「森永砒素ミルク中毒後遺症の疫学調査ならびに対策の樹立に関する委員会」を設置。協力医療陣から、丸山博教授、青山英康講師（現助教授）等が、疫学委員として参加される。	一一月二〇日	
●日本総評主催「公害対策全国連絡会議」に参加、実情を訴える。以後諸団体大会に精力的に出席、訴えをおこなう。	一一月二三日	●交通事故死一万四、二六六人、史上最悪の事態発生。
●守る会第一回全国総会。（於、岡山市）全国の被害者一五〇名、協力医療陣大挙参加。全国の被害者は守る会本部に個人加盟し、必要に応じて各府県支部を結成、本部の指導と統制に服するとの全国単一組織の原則を決議。四つのスローガンを採択。 ①全国の被害者はこの会に結集し、一致団結して要求貫徹のためにたたかおう。 ②人道的医療陣の協力で後遺症を究明しよう。 ③完全治療、完全養護を要求して、こどもを元に返して貰おう。 ④世論を動員して森永の企業責任を追求しよう	一一月二六日〜二七日 一一月三〇日	●全国スモンの会結成。
●岡山で「森永砒素ミルク中毒被災児後遺症調査研究班」（岡山の協力医療陣）が、岡大衛生学教室、新医協、民医連により結成。（班長、村上栄岡大名誉教授）	一二月八日	
	一二月一五日	●大阪国際空港の騒音被害者、民事訴訟提起。

●岡山県衛生部長と第一回交渉。守る会と相談、納得のゆく検診実施を約束される。
●守る会機関紙「ひかり」第一号発行。
●協力医療陣（調査研究班）による後遺症調査表（臨床、疫学両面にわたる検診基準―統一カルテ）ができ上がり、守る会本部を通じて全国の会員に発送。

●ＮＨＫテレビ新年特集「現代と闘う」で、森永ミルク事件を放映。
●協力医療機関（岡山市協立病院、倉敷市水島協同病院）による精密検診始まる。
●厚生省食品衛生課長と会見。厚生省側は守る会の要求を全面的に拒否。後遺症否定の臨床検診を強行する旨を言明。
●徳島地裁で差し戻し裁判始まる。
●調査研究班により被害者健康手帳が作成され、検診終了者に交付を開始。
●大阪府職員組合が守る会支援決議。以後、諸団体が守る会支援決議を行う。
●カネミ油症被害者を守る会全国連絡会結成総会に守る会から参加。
●「岡山県粉乳砒素中毒調査委員会」準備会が岡山県当局により開催される。矢吹暁民医師等、森永派で一五年前の治療打切りに功績ある医師を網羅した、官製暗黒委員会の様相。

●公害医療救済特別措置法施行。
●東大、人工衛星成功。

●公害問題国際シンポジウム、東京宣言発表。
●万国博日本で開催、テーマは「進歩と調和」。

●福岡地検、カネミ油症事件でカネミ倉庫の加藤社長ら起訴。

●よど号ハイジャック事件。
●大阪地下鉄現場で大ガス爆発、死傷者多数。

一二月二三日	
一二月二五日	
一二月二九日～三〇日	
昭和四五年（一九七〇）	
一月一二日	
一月一六日	
一月二〇日	
二月一日	
二月九日	
二月一一日	
二月二〇日	
三月五日	
三月九日～一六日	
三月一四日	
三月二一～二二日	
三月二四日	
三月二八日	
三月三一日	
四月	

森永砒素ミルク中毒事件関係事項

●森永資本金六〇億円。
●日本衛生学会総会、厚生大臣に申入れ。厚生省が岡山県をモデル地区として強行しようとする臨床検診を批判、疫学調査を含まない検診の非科学性を学会の名において指摘される。
●森永ミルク中毒対策会議（被害者支援組織）が結成準備会。
●日本公衆衛生学会中毒疫学委員会が現地で委員会を開催。（岡山）
●奈良県対策会議結成。
●守る会第四回全国理事会で徳島裁判、国会宛て二〇万人署名運動展開を決定。
●森永砒素ミルク中毒後遺症学術シンポジウム（主催、後遺症調査研究班）が岡山大学で開催。協力医療陣の全国一本化を決議。
●森永「守る会など知らぬ」と言明。森永社長に抗議、釈明要求。
●守る会第五回全国理事会。カネミ油症患者守る会との共闘会議結成を決定。
●岡山市教育委員会が全市の中学校で被害児の調査を行う。
●蜷川知事、守る会の要望を全面的に承認、府独自の救援対策を確立することを声明。（京都府）
●守る会第二回全国総会（第一五回定期総会）。
●京都府後遺症調査研究会発足。
●協力医療陣による全国組織「森永砒素ミルク中毒問題全国研究者

年月日	社会関係事項
四月一日	●厚生省、関東以西の牛乳はＢＨＣ高濃度汚染と発表。
四月七日	
四月二一日	
四月二五日	
四月二七日～二八日	
五月六日	
五月一〇日	
五月二一日	●東京新宿牛込柳町交差点附近住民に鉛中毒発生。
五月二七日	●水俣病補償妥結。
五月三一日	
六月一日	
六月二八日	
七月一日	●カドミウム米の安全基準決まる。
七月六日	●静岡県田子浦港、流れこむ製紙カスのくさったヘドロで機能マヒ寸前。
七月七日	●わが国初の歩行者天国。
七月一七日	●東京杉並で光化学スモッグ発生、被害者多数。
八月二日	
八月一八日	
八月二三日	
八月二九日	
九月一五日	

協議会」結成準備会。各地の大学、民医連が出席。
●岡山県森永ミルク中毒対策会議結成。（支援組織―総評主婦の会等二二団体）
●厚生省食品衛生課長と交渉。
●岡山県衛生部長と交渉。県は官製検診の強行を宣言。
●国労岡山地本守る会員が「国労岡山地区森永ミルク中毒被害者家族の会」を結成。
●京都府森永砒素ミルク中毒追跡調査委員会発足。

●岡山県粉乳砒素中毒調査委員会初会合。
●広島県対策会議結成。
●岡大衛生学教室、広島県瀬野川町で疫学調査開始。
●国会宛請願署名簿（二万五、〇〇〇人分）を国会へ提出。
●第二回公害被害者全国大会（於、東京）（代表八名参加）。翌日、森永本社を訪問。森永側より交渉開始を要請される。
●守る会と対策会議と、交渉開始に臨む全国的意志統一会議開催。
●岡山民医連の第二次検診報告会。
●阪大調査会、追跡調査結果発表。てんかん多発の事実を指摘。
●毎日新聞に「黒いミルク」連載開始。
●徳島差し戻し裁判第九回公判に、全国理事、各府県代表、会員等三〇名傍聴。裁判宛要請署名簿（四万人）を提出。
●岡山市で対森永本社交渉（第一回本部交渉）。今後の交渉ルールを確認、現地交渉の開設決定。以後、各県本部、支部で延べ数百回開催された。
●岡山県対策会議の対県交渉で県は自主検診費の支払いを拒否、二本立て検診の強行を確認。

●農林省、牛乳汚染源ＢＨＣ、ＤＤＴドリン系剤の稲作使用全面禁止。

●公害対策基本法他一二法案可決成立（公害国会終了）

九月一七日
九月一九日
一〇月一日
一〇月一四日
一〇月一九日
一〇月二〇日
一〇月二一日
一〇月二四日
一一月一四日
一一月二三日
一一月二六日
一一月二九日
一二月四日
一二月五日
一二月七日
一二月一二日
一二月一八日
一二月二六日

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年月日	社会関係事項
●第二回本部交渉（於、岡山市）。	昭和四六年（一九七一）	
●福島県生活協同組合連合会、全森永製品の不買運動展開を決定。以後次々に諸団体、不買決議をおこなう。	一月一〇日	
●厚生省委託の岡山官製検診始まる。	一月二九日	
●岡山大学医学部、砒素ミルク合同講義の席上、岡大小児科教授木本氏が粉乳中毒調査委員会（官製検診実施主体）の委員辞任を発表。	二月一日	
●日本小児科学会理事会が守る会の要望事項三か条を全面的に承認。	二月六日	
●大阪府森永ミルク中毒対策会議結成。	二月七日	
●守る会と森永第三回本部交渉（於岡山市）。	二月八日	
●日本小児科学会理事会宛、一七項目の要望事項を申入れる。	二月一三日	
●第四回本部交渉（於、大阪）。守る会は森永に恒久措置具体案作成を要求。	二月一八日	
●日本小児科学会総会、「森永砒素ミルク調査小委員会」設置を決議。	二月二一日	
●西沢六人委員会の記者会見―昭和三一年当時の検診基準の欠陥を認める。	二月～四月	
●小児科学会調査小委員会初会合（大阪）。砒素ミルク製造会社「森永」と、その犯罪を支えた一切を告発する会（略して森永告発）が岡山で結成。	三月一日	
●第五回本部交渉（広島市）。	三月一四日	
●第六回本部交渉（於、徳島市）。	四月二日	●PCBによる環境汚染確認。
●兵庫県の協力医療陣が県内の検診取り組みを開始。	四月五日	●サリドマイド裁判、第一回口答弁論開かる。提訴以来五年三ケ月ぶり。
	四月二五日	●京都、大阪、川崎に革新知事、市長誕生。
	四月二九日	●大久保清逮捕。
	五月二二日	
	五月二三日	
	五月二七日	

●日本生協連総会、森永製品の不買と森永の企業責任追及を決議。	五月二八日
●大阪府、府対策会議、守る会の三者懇談会「森永ミルク中毒対策懇談会」発足。	五月三〇日
●「砒素ミルクI」ができる。（森永告発刊）	六月四日
●第七回本部交渉（京都）	六月一二日
●第八回本部交渉（奈良）森永側が突如、本部交渉中断通告文読みあげる。	六月二〇日
●大阪の被害児小西健夫君死亡。	六月二八日
●大阪の被害児杉山秀一君死亡。	六月三〇日
●全国集会（第九回本部交渉予定日）神戸。	七月一日
●森永告発全国連絡会議結成。	七月一一日
●第三回全国総会。こども会作りの提起がなされる。	七月一三日
●国鉄動力車労組、全森永製品不買を決議。	七月二七日
●日本母親大会、守る会支援決議、森永に対し本部交渉再開の要求決議。	八月八日
●徳島県森永ミルク中毒のこどもの会結成。	八月一五日
●岡山県森永ミルク中毒被害者の会結成準備会。	八月二二日
●本部交渉再開予備会談。	八月二三日
●第九回本部交渉（於岡山）。	八月二九日
●スモン病患者、民事訴訟提起。	九月二八日
●厚生省、母乳よりBHC　DDT等検出と発表。	九月二九日
●光化学スモッグ広域発生、被害届け一万人越す。	一〇月一〇日
●イタイイタイ病訴訟、原告住民側勝訴。	一〇月二五日
●環境庁発足。	一一月七日
●全日空機と自衛隊機空中衝突。	一一月一四日
●東京美濃部知事ゴミ戦争宣言。	一一月二八日
●新潟水俣病訴訟、原告住民側勝訴。	一二月六日
●近鉄特急、総谷トンネル内で正面衝突。	一二月一八日
●水俣病患者チッソ本社ですわりこみ。	
●円切り上げ一ドル三〇八円。	

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年　月　日	社会関係事項
●森永、守る会拡大常任理事会に恒久措置案を提出。	一二月一九日	
●京都追跡調査委員会が検診報告書「京都における森永砒素ミルク中毒被災児の現状とその対策」を発表。疫学、臨床医学、臨床心理学の三分野から実態を調査。	一二月二二日	
●第一〇回本部交渉（尼崎）。	一二月二六日	
●第一一回本部交渉（兵庫）、森永側欠席戦術に出る。	一二月三〇日	
●サリドマイド被害者を支援する会が守る会へ共闘申し入れ。	昭和四七年（一九七二）	
●森永ミルク中毒被害者の会（全国組織）結成決定。ならびに同岡山県本部結成（於岡山市）。	一月八日	
	一月九日	
●守る会拡大常任理事会（第三回）森永措置案を全面拒否。守る会は、会員の要求を結集して「恒久対策案」を作ることを決定。	一月二四日	
●第一二回本部交渉（神戸）。	二月三日	
	二月	
	二月六日	
		●元日本兵横井庄一氏グアム島で発見。
	二月一三日	
	二月一九日	●第一一回冬季オリンピック札幌大会。
	三月七日	●全国難病団体連絡協議会結成。
	三月一三日	
●守る会、厚生大臣に面会。「被害者手帳」の発行と未登録被害者の調査確認を申し入れる。	三月一六日	
●第一三回本部交渉（京都）。	三月二一日	●浅間山荘事件。
●小平議員国会質問。	四月三日	●連合赤軍リンチ殺人一二人発覚。
	四月九日	●スモン調査研究協議会「スモン病はキノホルム剤による」と最終結論。
	四月一〇日	●「公害無過失損害賠償責任制法案」の要綱を環境庁まとめるも、経団連などの反対により、因果関係推定規定けずる。
		●通産省、PCB製造使用を原則的に中止させる。

●東大阪の被害者高橋直子さん死亡。	五月一五日
●守る会、厚生大臣と面会。四月の申し入れに対し実施するとの回答。	五月
●滝川恵清写真展「一七年目の訪問」（於、東京ニコンサロン）。	五月二七日
●恒久救済対策案作成作業小委員会（於、岡山市）結成。	六月五日
●滝川恵清写真集「一七年目の訪問」出版。	六月一〇日
	六月二六日
	六月
●森永、常務会において本中毒事件に関する基本的態度を決定（八月一五日）これを朝日新聞夕刊に発表。	六月二七日〜七月二日
●全国の報道機関、森永の姿勢転換と大々的に報道。	七月八日
●守る会第四回全国総会（於、岡山）「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」成立。被害者の会全国本部結成総会、主体性、文化性、助け合いの三原則、四つのスローガン採択。	七月一四日
●森永ミルク中毒被害者弁護団結成。	七月二四日
●第一四回本部交渉（於岡山市）大野勇社長初出席。恒久対策の前提である因果関係、企業責任を法的に認めず。	八月七日
●森永、守る会に対し一五億円の打切り補償提示。守る会拒否。	八月九日
●第一五回本部交渉が森永、社長出席の約束を守らず一方的に交渉うちきり退席流会。第二回全国集会に切り換える。（於、岡山大	八月一六日
	八月一七日
	八月二〇日
	九月五日
	九月二四日
	一一月四日
	一一月五日
	一二月三日

●沖縄本土復帰。	
●ＯＥＣＤ、汚染者費用負担の原則を国際綱領を定める。	
●東京石神井で光化学スモッグ、被害者多数。	
●国連人間環境会議（ストックホルム）。	
●田中通産相、日本列島改造論発表。	
●日照権、通風権を法的保護に値する権利と認める判決（最高裁）。	
●昭和四七年七月豪雨。	
●四日市喘息訴訟、原告住民側勝訴。	
●環境庁、宮崎県土呂久鉱山跡周辺住民の砒素による障害を公害病と認定。	
●瀬戸内海に赤潮大発生。	
●イタイイタイ病訴訟控訴審判決、住民側勝訴。	
●上野動物園、中国から来たパンダ公開。	

年月日	社会関係事項
学）	
守る会、民事訴訟提起、森永製品不買運動を決定。	
●岡山県粉乳砒素中毒調査委員会（官製秘密検診）、委員長の一方的結論を宣言、因果関係を否定して、採決せず閉会。	一二日五日
●右委員会、大和人士委員長の独断的結論を発表。民医連代表四氏と守る会反論声明発表。	一二月七日
●守る会、厚生省交渉。岡山官製検診の結果の非科学性について申し入れる。	一二月二二日
●香川県対策会議結成総会。	一二月二七日
●大阪府、未登録被害者認定の調査委員会発足。認定作業開始。	一二月二八日
●広島の被害者宮本清秀君死亡。	昭和四八年（一九七三）
●和歌山県対策会議結成。	一月二〇日
●兵庫県本部、全森永製品不買、民訴決起集会。	一月二一日
●森永臨時工、パートタイマー労組より連帯支援の声明届く。	一月二二日
●森永問題を考えるキリスト者の会結成（姫路）。	一月二四日
●兵庫県の被害者杉山たか子さん死亡。	一月二八日
●徳島刑事裁判で検察側論告求刑―徳島地検、企業責任と救済に関する森永の不誠意を糾弾、最高刑を求刑。	二月五日
	二月一九日
	二月二〇日
	二月二一日
	二月二四日
	三月二日
	三月一三日
	●厚生省母乳汚染疫学調査研究班、調査検体の全母乳からＰＣＢ検出と発表。
	●四七年の光化学スモッグ被害は全国で二万人を越したと環境庁発表。
	●美空ひばり、暴力団の弟の問題でショー締め出される。
	●土呂久鉱害を公害病認定。
	●コインロッカーに赤ちゃんの死体。同様の事件多発。
	●鐘渕化学工業、石油タンパク製造を無期延期。
	●渡良瀬川鉱毒未解決で古河鉱業足尾銅山閉山。

●岡山弁護団結成。
「森永砒素ミルク事件京都からの報告」がミネルヴァ書房から刊行。
●京都府、市、未確認被害者の実態調査を始める。
●奈良県本部と対策会議共催、総決起集会。
●広島県本部総決起集会。
●広島鉄道管理局、国労、動労広島地本と協議、物資部から森永製品追放を決定。
●被害者完全救済森永不買推進、民事訴訟勝利全国総決起大会（於、大阪）厚生省に対する三ケ条特別決議を行う。
●守る会、原告三六人を選び国、森永を被告に第一次訴訟を大阪地裁に提訴。五月三一日第一回口頭弁論期日以後、守る会弁護団は被告弁護団を圧倒して進行。
●島根県本部、告発する会と共催、総決起集会。
●愛媛県対策会議結成。
●日本小児科学会総会、中毒特別委員会の報告を承認。拡大委員会結成を提唱。
●守る会全国本部機関紙「ひかり」第三種郵便物認可。
●日教組全国大会、森永不買、守る会支援決議（前橋）。
●砒素中毒事件を借景とした推理小説「怒りの道」井口恭子著発行。
●高知県対策会議結成。

三月二〇日
三月二二日
三月二三日
三月二五日
四月一日
四月八日
四月一〇日
四月一五日
四月二一日
四月二九日
五月二二日
五月二六日
六月一八日
六月二四日
七月七日
七月一〇日
七月二〇日
七月二九日

●水俣病裁判、原告住民側勝訴。
●水俣病患者、チッソと直接交渉開始（訴訟者以外にも補償せよと抗議）。
●新潟水俣病の補償交渉まとまる。
●東京ゴミ戦争激化。
●第三水俣病発見（有明海沿岸）。
●厚生省、魚介類の水銀汚染で暫定基準を決め「小あじなら週一二四」と発表。大問題となる。
●出光石油のコンビナート大爆発、各地で多発。
●日航ジャンボ機乗っ取り。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項

年月日	
	●徳島県対策会議結成。
	●岡山の被害者藤原芳夫君告別式。
	●吉田一法写真集「エンゼルの青春」発行。
七月三〇日	●守る会第五回全国総会。救済対策委員会準備委員会設置決議。被害者の会第二回全国総会。
八月四日	●対策会議全国連絡協議会結成。
八月五日	●第一九回日本母親大会、森永不買決議。（京都）
八月八日	●第二波民事訴訟激励集会（岡山）。
八月一九日	事件一八周年記念日に、第二波民訴を岡山地裁に提起。
	●全国本部、厚生省と交渉。
八月二四日	●日本公衆衛生学会理事会「中毒疫学委員会」の報告書を承認。
	●「砒素ミルク2」を森永告発刊が発行。
九月五日	●森永ミルク中毒被害者救済対策準備委員会結成（於、大阪）。
九月一一日	●森永社長、恒久対策案を包括的に認め、その線に沿うことを約束。
九月一七日	●山口敏夫厚生政務次官、守る会の恒久対策実施のための会談を提案。
九月二三日	●被害者の会、矢野謙一郎君にタイプライター贈呈。
九月二六日	●守る会、厚生省、森永による三者会談開始（第一回三者会談）。
九月二七日	●第二回三者会談。
	●第二回救済対策委員会準備委員会。
九月三〇日	●岡山県救済対策委員会準備委員会結成。
一〇月一二日	●第三回救済対策委員会準備委員会。
一〇月二一日	●徳島の被害者八木敏君自殺。
	●第三回三者会談。
一〇月二三日	●徳島裁判判決日傍聴券入手のすわりこみを始む（徳大学生、徳島
一一月二日	
一一月九日	
一一月一一日	
一一月一二日	
一一月一四日	
一一月二三日	

社会関係事項

年月日	
	●ＫＣＩＡ（韓国中央情報局）によって金大中氏誘かい事件。
	●江崎玲於奈氏ノーベル物理学賞受賞。
	●物不足。トイレットペーパー買いだめ騒ぎが負傷者を出す。

県対策会議）。
●第三波民訴を高松地裁に提訴。
●守る会第三六回全国理事会、被害者の会第五回全国委員会、対策会議全国連絡協議会がいずれも徳島市で開催。
●徳島差し戻し審判決公判で、森永側有罪の判決下る。徳島裁判総決起全国集会（徳島市）。
●徳島県は、徳島刑事裁判判決の意義（行政の怠慢指摘の項）を重視し、守る会の要求に応ずる態度を表明。
●第四回救済対策委員会準備委員会。
●第四回三者会談。
●第五回三者会談。森永は責任を認め救済対策委員会の決定に従い、一切の費用を負担、厚生省は積極的に行政協力することで合意し、確認書を作成、調印。
●東京の被害者椎名明君死亡。
●被害者の会第二回全国総会。
●第五回救済対策委員会準備委員会。
●広島県救済対策委員会準備委員会結成。
●岡山県救済対策委員会（後の「ひかり協会」）事務所開設。
●スモンの会全国交流集会で挨拶。
●救済対策委員会第六回準備委員会。
●大阪空港騒音公害訴訟判決前決起集会で挨拶。

一一月二四日
一一月二七日
一一月二八日
一一月二九日
一二月六日
一二月九日
一二月一一日
一二月一二日
一二月一三日
一二月二六日
昭和四九年（一九七四）
一月六日
一月一一日
一月二〇日
二月二日
二月三日
二月一一日
二月一三日
二月二四日
二月二六日
二月二七日

●熊本の太洋デパート大火災。
●石油パニックで「緊急事態」閣議が認定し告示。
●前年一二月の物価は前月比七・一％高と日銀発表。二三年以来の暴騰となる。物価上昇つづく。
●作家ソルジェーニツイン氏ソ連を追放される。
●大阪空港騒音事件判決。
●ルバング島で元日本兵小野田寛郎氏発見。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項

年月日	
三月	●和歌山県救済対策委員会事務所開設。
三月一日	●京都府救済対策委員会事務所開設。
三月二四日	
三月二八日	●広島県救済対策委員会事務所開設。
四月	●中央救済対策委員会（後の「財団法人ひかり協会本部」）事務所開設。
四月一日	●滋賀県救済対策委員会結成。
四月七日	●第六回三者会談。中央救済対策委員会結成総会。財団法人ひかり協会設立発起人総会。
四月一四日	●ひかり協会設立許可（厚生大臣）。
四月一七日	●第七回三者会談。
四月二五日	●ひかり協会、設立許可書を受領。正式発足。
四月二七日	●被害者の会、第一回交流合宿。（下津井）
五月四日	
五月五日～六日	●ひかり協会滋賀事務所開設。
五月一一日	●ひかり協会兵庫事務所開設。
五月一二日	●ひかり協会第一回理事会、専門委員会設置を決定。
五月一九日	●第一波より第三波に及ぶ民事訴訟を全国一斉に取り下げ。民事訴訟勝利集会を大阪、岡山、高松で挙行。守る会は不買運動の要請を中止。
五月二二日	●ひかり協会九州事務所、同山口事務所開設。
五月二四日	●島根県救済対策委員会発足。
五月二六日	●ひかり協会第三回理事会、教育福祉委員会答申を承認。第一次暫
七月	
七月一五日	
七月二五日	

社会関係事項

年月日	
	●宮城まり子氏に森田たまパイオニア賞。
	●チッソ一株株主、勝訴（一株株主、総会入場制限の取り消しを求めて）。
	●島根スモンの会、訴訟提起。
	●日本女性隊マナスル登頂。八、〇〇〇メートル峰女性初成功。
	●足尾鉱毒事件補償調印。一〇〇年目の決着。
	●ＡＦ２に催奇形性判明、訴訟起きる。

定措置決定。
●広島県救済対策委員会。
●被害者の会第三回全国総会（岡山）一〇年計画で守る会運動を継承することを決定。
●ひかり協会第四回理事会、教育福祉委員会の答申に基づき第二次暫定措置を決定。
●守る会第六回全国総会（大阪）新スローガン採択。被害者のねがいを守る会に結集し、ひかり協会の事業を大巾に進めよう！支部活動を活発にし、団結を固めて恒久対策案の実現をかちとろう！
●ひかり協会大阪事務所、油絵講習会開始。
●ひかり協会第一回現地事務所長会議。
●サリドマイド訴訟、東京地裁の和解案を受諾。
●岡山県救済対策委員会発足。
●被害者の会第一回拡大常任委員会合宿。（大阪、羽衣）。
●障害年金の改正をすすめる会の国会請願要請全国行動に代表参加
●広島県の被害者森永裕君死亡。
●山口県救済対策委員会結成。

七月二七日
八月一八日
八月二二日
八月二五日
八月二六日
八月三〇日
九月六日
一〇月五日
〜六日
一〇月一三日
一〇月一九日
一一月二六日
一二月三日
一二月一八日
一二月二七日
昭和五〇年
（一九七五）
三月一〇日
三月二一日
〜二三日
三月二五日
三月三一日
四月一五日
四月二九日
四月三〇日

●厚生省、ＡＦ２食品の製造、販売禁止を通達。
●原子力船むつ出港。放射線もれ発見。地元反対で入港できず漂流。
●三菱重工本社ビル爆発。以後ビル爆破事件続出。
●田中首相、金脈人脈批判の高まる中で退陣表明。
●国民総生産の伸び止まりマイナス成長と経済企画庁発表。
●水島、三菱石油重油大量流出。漁業に大打撃。
●車の排ガス規制二年延期。
●新幹線博多まで開業。
●失業者一〇〇万人突破。
●サイゴン解放によりベトナム戦争終結。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年　月　日	社会関係事項
●守る会第四一回拡大常任理事会（松山合宿）救済とは、被害者を社会人として自立させるため、個々人の教育権、労働権、生活権等一切の生存権の回復をめざし、その発達を保障することである。との統一見解。	五月三日～五日	
●被害者の会第二回交流合宿。（京都）。	五月一六日	
●ひまわり学級開設（ひかり協会大阪事務所）。	六月四日	
●わかば教室開設（ひかり協会岡山事務所）。	六月一九日	
●ひかり協会第一二回理事会、昭和五〇年度事業計画、予算決定。	七月三日	
●岡山の被害者国府君恵さん死亡（二一歳）。	七月五日	
●被害者の会第四回全国総会（岡山）。会の愛称を「太陽の会」とする。	七月一九日	
●森永ミルク中毒事件発生第二〇周年記念日。守る会第七回全国総会（第二〇回定期総会）（岡山）―『二〇年史』刊行を決議。	八月四日	
●ひかり学校開設（ひかり協会京都事務所）。	八月七日	
●ひかり協会第二〇回常任理事会、Dグループ対策実施要綱決定。	八月一七日	
●ひかり協会職員労働組合結成（大阪）。	八月二四日	
●ひかり協会第二二回常任理事会、自立作業農場用地（現、太陽の村）の借入を決定。	九月八日	
●「森永ミルク中毒事件と裁判」発刊（ミネルヴァ書房）	一〇月一九日	
●ひかり協会和歌山事務所、訪問教育活動開始。	一一月四日	
	一一月二四日	
	一一月二七日	
	一二月二〇日	
	一二月	
		●日本女性エベレスト登頂。（女性初）
		●国際婦人年、メキシコで世界会議。
		●沖縄海洋博賛否両論の中で開始。
		●六価クロム禍、日本化学工業の責任判明。調査データで肺がん死者五〇人以上を予想される。
		●塩ビモノマー禍三井東圧化学名古屋工業所で死者六人の労災認定申請全国に多数被害者判明。
		●大阪空港騒音訴訟で住民側勝訴。

●守る会第五二回拡大常任理事会、二〇年史編集要綱を承認。
●太陽の村にプレハブ棟二棟を建設。
●岡山の被害者那須秀夫君死亡。
●兵庫の被害者仲畑秀樹君死亡。
●ひかり協会会報第一号発行。
もみじ教室開設（ひかり協会広島事務所）。
●第一回太陽の村建設委員会。
●太陽の会第二回拡大常任委員会合宿（和歌山）。
●三者会談拡大懇談会、ひかり協会参加。
●太陽の会第三回全国交流合宿（太陽の村）。
●高知の被害者菅トシ子さん死亡。
●ひかり協会香川事務所、ひまわり青年学級夏期学習開始。
●守る会第八回全国総会（神戸）。
●ひかり協会教育福祉委員会、「太陽の村建設」中間答申を発表。
●太陽の会第五回全国総会（大阪）。

昭和五一年（一九七六）
一月一一日
一月三一日
二月一日
二月四日
二月五日
二月二二日
二月二九日
三月一七日
三月一九日
三月二三日
三月二四日
四月二八日
五月一日～三日
五月四日
五月一三日
六月一〇日
六月二五日
七月二〇日
七月二八日
八月二二日
八月二七日
八月二九日
九月六日

●山下さんに五つ子誕生。
●米上院多国籍企業小委員会公聴会でロッキード社が工作資金を児玉誉士夫に支払った事実が判明。日本政府高官にも流れていた等、次々に黒いピーナツをめぐる構造汚職暴露される。
●ロッキード汚職に憤った右翼、児玉邸に小型飛行機で突入、自爆。
●横田基地騒音公害訴訟提起。
●熊本地検、チッソの元社長、工場長を起訴。
●武田薬品などスモン訴訟で和解申し出る。スモンの会拒否。
●自民党脱党派で新自由クラブ（新保守党）発足。
●アメリカ、バイキング一号火星着陸成功。
●ソ連ミグ25戦闘機、函館空港に強行着陸。ベレンコ飛行士米国へ亡命。

森永砒素ミルク中毒事件関係事項	年　月　日	社会関係事項
●守る会第六九回常任理事会、太陽の村で初合宿。	九月九日	●台風一七号全国に大豪雨をもたらす。
●太陽の会、守る会第一回役員連絡会議。	一〇月九日	●毛沢東中国共産党主席死去。
●第八回三者会談、ひかり協会を会談メンバーとして承認。	一〇月二一日	
●広島の被害者谷村敏之君死亡。	一一月六日	●鬼頭判事補、ニセ電話事件起こす。
●第一〇回太陽の村建設委員会。守る会に加えて太陽の会、ひかり協会も正式委員が参加。太陽の村は全国の被害者の交流、教育、労働の場として活用することを決定。	一一月一〇日	●天皇在位五〇年記念式典、賛否両論の中で開催。
	一一月一七日	
	一一月一九日	
	一一月二三日	
	一二月五日	●総選挙。自民党過半数割る。

あとがき

一九七五年八月二十四日の森永ミルク中毒のこどもを守る会の第七回全国総会決議により、『二十年史刊行』が決まり、それから一年半後に本書が世に出ることになりました。その間の経緯と本書のねらいなどを、編集にたずさわった者の一人として記しておきたいと思います。

総会の決議をうけて「守る会」全国本部の岡崎事務局長から「二十年史にふさわしい内容の本を作るため、その計画を練ってくれ」とのお話しがあったのはその年の九月中旬のことでした。私は乏しい知識を絞って計画書を作って提出しました。その計画書が七六年一月十一日の守る会拡大常任理事会で承認され、一月終りごろから執筆依頼をはじめました。お願いした方のご病気やらご多忙のため、最初計画していた項目のいくつかは断念しなくてはならないことになりました。

最初の締切予定の四月末が八月末とだんだん遅れ、とうとう十二月末になってしまった編集上の不手際を、早々と原稿をお送り下さった執筆者の方々におわびしたいと思います。

『二十年史』と、はじめの計画では漠然と本書の題名を考えていましたが、その後『森永砒素ミルク闘争二十年史』と熟して来ましたのは、単に守る会の歴史というだけではなく、守る会を支援し協力してくださった人たちの運動も含めて、幅広く後世に残したいということによるものです。

事件発生後二十年間の闘いの中でも、前半の十四年間と最近の六年間（丸山報告後）を比較しますと、両者は余りにも違います。その違いは丸山報告までの苦しい闘いを、二度と繰り返すまいとした決意によるものではないでしょうか。暗闇の十四年間を闘って来た少数の守る会会員には本当に頭の下がる思いです。それと共に忘れてはならないことは、守る会に結集していなかった人たちも、我が子の病気を案じ毎日毎日が森永砒素ミルク中毒との闘争の連続だったということではないでしょうか。それだからこそ、丸山報告を境に守る会へ結集し、以後の闘いが盛り上がって行ったのです。両方を併せて考えていけば、守る会へ入っていたとか、入っていなかったとかの問題ではなく、二つの闘いを合流させる契機を作ったのが丸山報告であったというふうにとらえる方がより妥当なように思えます。またそのような観点から、私は本書の内容を考えたのです。

本書の大半は過去のことについて語られています。その中でただ一つ未来のことについて語られているのが「太陽の村一九九五年」です。これが被害者達の組織する太陽の会が目指す理想像といったらいいのでしょうか。親たちが作った恒久的救済対策案を、その子供たちが「太陽の村一九九五年」に具体的に結晶させる、そのために守る会もひかり協会もあるのだと思います。太陽の村が、単に岡山だけでなく、全国に建設されることを願ってやみません。

最後に、本書刊行のために貴重な原稿をお寄せ下さった、すべての執筆者の方々に、また本書出版のため色いろとお世話になった波書房の掘慎吉編集長に厚く御礼申し上げます。

一九七六年十二月

能瀬　英太郎

森永砒素ミルク闘争二十年史

昭和52年2月28日発行

定　価 4000円

二十年史編集委員会（代表岡崎哲夫）
発行所　大楽久光
発行所　医事薬業新報社
発売元　株式会社　波書房
〒101　東京都千代田区神田和泉町1
電 話 東京(03)851-1347(代)
振 替 東 京 7―4 9 2 5 1
印刷所　荘司印刷所
製本所　江利川紙工
1047-007001-5642
落丁・乱丁はお取替えします。

© 無断転載を禁ず。